

## 令和 2 年度見直し対象法人の新中（長）期目標（案）

## ＜総務省＞

- ・（研）情報通信研究機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

## ＜財務省＞

- ・（中）酒類総合研究所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

## ＜文部科学省＞

- ・（中）大学入試センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- ・（中）国立特別支援教育総合研究所・・・・・・・・・・・・・・ 52
- ・（中）国立青少年教育振興機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
- ・（中）国立女性教育会館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
- ・（中）教職員支援機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108
- ・（中）国立科学博物館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 120
- ・（中）国立美術館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 135
- ・（中）国立文化財機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 153

## ＜厚生労働省＞

- ・（研）国立がん研究センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 174
- ・（研）国立循環器病研究センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 192
- ・（研）国立精神・神経医療研究センター・・・・・・・・・・・・・・ 211
- ・（研）国立国際医療研究センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 230
- ・（研）国立成育医療研究センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 252
- ・（研）国立長寿医療研究センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 270

## ＜農林水産省＞

- ・（中）家畜改良センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 288
- ・（研）農業・食品産業技術総合研究機構・・・・・・・・・・・・・・ 310
- ・（研）国際農林水産業研究センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 330
- ・（研）森林研究・整備機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 342
- ・（研）水産研究・教育機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 361

## ＜国土交通省＞

- ・（中）海技教育機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 386
- ・（中）航空大学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 403
- ・（中）自動車技術総合機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 413
- ・（中）住宅金融支援機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 428

## ＜環境省＞

- ・（研）国立環境研究所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 442

案

国立研究開発法人情報通信研究機構

中長期目標（第5期）

令和3年〇月

総務省

財務省

## 目 次

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	2
II. 中長期目標の期間	4
III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	4
1. 重点研究開発分野の研究開発等	4
(1) 電磁波先進技術分野	4
(2) 革新的ネットワーク分野	5
(3) サイバーセキュリティ分野	6
(4) ユニバーサルコミュニケーション分野	7
(5) フロンティアサイエンス分野	8
2. 分野横断的な研究開発その他の業務	9
(1) Beyond 5G の推進	9
(2) オープンイノベーション創出に向けた産学官連携等の強化	10
(3) 戦略的・機動的な研究開発ハブの形成によるオープンイノベーションの創出	11
(4) 知的財産の積極的な取得と活用	11
(5) 戦略的な標準化活動の推進	11
(6) 研究開発成果の国際展開の強化	11
(7) 国土強靱化に向けた取組の推進	12
(8) 戦略的 ICT 人材育成	12
(9) 研究支援業務・事業振興業務等	12
3. NICT 法第 14 条第 1 項第 3 号から第 5 号までの業務	14
IV. 業務運営の効率化に関する事項	14
V. 財務内容の改善に関する事項	15
VI. その他業務運営に関する重要事項	17

- 別紙 1 NICT に係る政策体系図  
別紙 2 NICT の使命等と目標との関係  
別紙 3 NICT の評価軸等

## I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「NICT」という。）は、我が国唯一の情報通信（ICT）分野を専門とする公的研究機関であり、国際動向を踏まえつつ、国の情報通信政策との密接な連携の下、大学や民間企業では実施できないような長期間にわたり組織的に推進すべき情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、標準時の通報、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を総合的に行う国立研究開発法人である。

### 1. 政策体系における法人の位置付け及び状況の変化

ICTの急激な進展により、グローバルな環境においてあらゆる「もの」が瞬時に結び付き相互に影響を及ぼしあう新たな状況が生まれる中、我が国が直面する様々な課題や社会構造の抜本的な変革に対応するためのイノベーション力の強化が期待されている。

このような状況のもと、総務大臣の諮問機関である情報通信審議会は、令和2年8月「新たな情報通信技術戦略の在り方」第4次中間答申（以下「第4次中間答申」という。）を取りまとめ、今後5年間で国が重点的に取り組むべき研究開発の方向性を示した。

第4次中間答申では、ICTの重点研究開発課題に関する5つの分類（社会を「観る」、社会を「繋ぐ」、社会（価値）を「創る」、社会（生命・財産・情報）を「守る」及び未来を「拓く」）を設定した考え方自体は継続した上で、あらゆる産業・社会活動の基盤であるICT分野における研究開発を戦略的に推進し、さらにはその成果を着実に社会実装につなげることを重視しており、特に、限られた資源を最大限活用するという認識の下、各種政府戦略の方針を踏まえつつ重点的に研究開発を行うべき課題を特定し、産学官の密接な連携及び適切な役割分担によって集中的に取り組むべきことが必要である、としている。

とりわけ、無線分野では2020年にサービスが開始した5Gの次の世代である「Beyond 5G」（いわゆる「6G」）やさらにその先を見据えた研究開発が重要である。Beyond 5Gは、単なる通信インフラにとどまらず、ウィズコロナ・ポストコロナ時代の「新たな日常」を支え、2030年代に向けてSociety 5.0の進展を図るための生活・社会基盤となることが期待されている。総務省が令和2年6月に取りまとめた「Beyond 5G推進戦略 ―6Gへのロードマップ―」において、「Beyond 5Gの中核技術のうち、我が国として重点的に取り組むべき戦略的に重要な要素技術の研究開発を集中的に推進するプラットフォームをNICT等に構築し、高度な研究環境を国内外の多様なプレイヤーに提供することで、これらの環境を活かした共同研究等を推進する」との提言に基づき、これまでのICT分野の革新的な研究開発に取り組んできたNICTが中核となり、官民連携による我が国の革新的な研究開発を推進することが期待される。

NICTは、我が国唯一のICT分野を専門とする公的研究機関であり、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを求められている。このため、科学技術・イノベーション

基本計画、統合イノベーション戦略、第4次中間答申等の各種政府戦略を踏まえて、Beyond 5G、AI 技術、量子技術、サイバーセキュリティを始めとした ICT 分野における世界最先端の研究開発を戦略的に推進し、その成果である革新的な技術シーズを着実に社会実装へとつなげていくほか、テレワーク、遠隔医療、オンライン教育等ウィズコロナ・ポストコロナ時代の「新たな日常」を支える ICT インフラの高度化に積極的に取り組む必要がある。この際、科学技術が社会と調和するために倫理的・法制度的・社会的課題を検討しつつ、持続的に新たな価値を創出する社会の実現を目指していく必要がある。

## **2. 法人の現状と課題**

NICT は AI、サイバーセキュリティ、リモートセンシング分野等における膨大な研究データを蓄積・活用しており、我が国の国際競争力や優位性確保等に資する貴重な強みを持っている。多言語音声翻訳技術の「VoiceTra」のように、長年の基礎研究の成果を活用し、技術移転やライセンス提供等を行うことにより、民間企業による商用展開や全国の警察本部、消防本部のほか、自治体窓口等、公的部門での活用が進んでいる例もある。

一方でこのような最先端の研究分野では、世界的に人材獲得競争が過熱しており、優秀な研究人材の確保が大きな課題となっている。NICT では、現状、例えば、給与面ではいわゆる「GAFA」のようなグローバル企業には到底及ばず、魅力的な研究環境（豊富なデータを活用可能な環境）で優秀な研究人材をつなぎとめている状況と考えられる。

今後、給与面においては適切な水準で人材を確保しつつ、引き続き魅力的な研究環境の整備に努めることが重要である。

## **3. 法人の役割（ミッション）**

上記を踏まえ、令和3年度から始まる新たな中長期目標期間において、NICT が以下の役割（ミッション）を果たすことを期待する。

第1に、中長期的視点に立った重点研究開発分野の研究開発等を実施する。特に、（1）電磁波先進技術分野、（2）革新的ネットワーク分野、（3）サイバーセキュリティ分野、（4）ユニバーサルコミュニケーション分野、（5）フロンティアサイエンス分野等、第4次中間答申を含めた国の政策体系において重点的に研究開発を行うべきものとされた研究開発課題に取り組むこと。

第2に、研究開発成果を社会経済全体のイノベーションの積極的創出につなげるため、Beyond 5G の推進、オープンイノベーション創出に向けた産学官連携等の強化、戦略的・機動的な研究開発ハブの形成によるオープンイノベーションの創出、知的財産の積極的な取得と活用、戦略的な標準化活動の推進、研究開発成果の国際展開の強化、国土強靱化に向けた取組の推進、戦略的 ICT 人材育成、研究支援業務・事業振興業務等に取り組むこと。

第3に、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「NICT法」という。）に基づき標準時通報等の業務（NICT法第14条第1項第3号、第4号及び第5号に基づく業務）を着実にを行うこと。

第4に、給与や研究環境を含めた処遇面の改善等、競争の激しい研究分野の研究者の確保に資する取組を行うこと。

別紙1 NICTに係る政策体系図

別紙2 NICTの使命等と目標との関係

## II. 中長期目標の期間

NICTの令和3年度から始まる中長期目標の期間は、5年間（令和3年4月～令和8年3月）とする。

## III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

NICTは、中長期目標期間において、研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上のため、以下の取組を実施するものとする。

なお、1.及び2.の取組に係る中長期計画や年度計画の策定・変更に際しては、国の政策と連携し、研究開発期間が中長期にわたるとともにその成果が直ちに事業化に結びつきにくいなど一定のリスクを伴う課題について、中長期的視点に立った世界最先端の基礎的・基盤的な研究開発に取り組む役割を十分に踏まえて、検討するものとする。

評価に当たっては、1.（1）～（5）の各研究開発分野、2.（1）、2.（2）～（9）を一定の事業のまとまりと捉えて「評価単位」とし、各研究開発・取組の内容、段階等に応じて別紙3から適切な評価軸及び指標を用いて実施する。

### 1. 重点研究開発分野の研究開発等

#### （1）電磁波先進技術分野

我が国において、これまでにない価値の創造や社会システムの変革等をもたらす新たなイノベーション力を強化するためには、「社会を観る」能力として、多様なセンサー等を用いて高度なデータ収集や高精度な観測等を行うための基礎的・基盤的な技術が不可欠であり、Society 5.0を実現する基盤技術として期待されることから、【重要度：高】として、以下の研究開発に取り組むとともに、標準化、研究開発成果の普及や社会実装を目指すものとする。

##### ① リモートセンシング技術

電磁波伝搬に大きな影響を与える大気・地表面の状態把握と、その情報を活用した防災・減災をはじめとする社会的課題の解決に向けた分析・予測等に資するリモートセンシング技術の研究開発を実施するものとする。

## ② 宇宙環境計測技術

通信・放送・測位・航空・人工衛星等の安定運用を実現する宇宙環境の計測技術及び計測した現況から分析・予測する技術の研究開発を実施し、宇宙環境擾乱等の予報・警報等の高度化を目指すものとする。

## ③ 電磁環境計測技術

高度化した通信機器と電気電子機器の電磁的両立性の実現や、新たな無線システム等の安心・安全な利用を実施するため、高精度な電磁環境計測技術及び電波の人体ばく露評価技術の研究開発を実施するとともに、標準化活動等を推進することで、技術基準策定等にも寄与するものとする。

## ④ 時空標準技術

高精度・高可用性を両立する標準時及び標準周波数の発生・配信の実現に向け、光周波数標準等を用いる時空標準技術の研究開発を実施し、国際単位系における秒の再定義を先導しうる高精度な時刻比較・共有技術を確立するものとする。

## ⑤ デジタル光学基盤技術

次世代通信システムに利用可能な高効率かつ安価なプリント型ホログラム素子の実現を目指し、電磁波の回折現象を利用したデジタル光学基盤技術の研究開発を実施し、その技術確立とともに産業展開を促進するものとする。

## (2) 革新的ネットワーク分野

我が国において、これまでにない価値の創造や社会システムの変革等をもたらす新たなイノベーション力を強化するためには、「社会を繋ぐ」能力として、通信量の爆発的増加等に対応するため地上や衛星等のネットワークを多層的に接続する基礎的・基盤的な技術が不可欠であり、Beyond 5Gを支える基盤技術として期待されることから、【重要度：高】として、以下の研究開発等に取り組むとともに、標準化、研究開発成果の普及や社会実装を目指すものとする。

### ① 計算機能複合型ネットワーク技術、フォトニックネットワーク技術、光・電波融合アクセス技術

Beyond 5G時代の多様なネットワークサービスを持続的に支えるため、高品質通信を安定的に提供する通信アーキテクチャ、急増する通信トラフィックを支える超大容量フォトニックネットワーク、光ファイバ通信と無線通信を調和的に融合するアクセス技術等に資する研究開発を実施するものとする。

### ② 次世代ワイヤレス技術

多種多様なサービスが収容される Beyond 5G 基盤技術の実現に向け、通信環境の模擬

及び当該模擬環境を用いた様々な無線技術の評価を通じ、通信容量向上、柔軟な無線機動作の制御、通信エリアの拡大を目指す次世代ワイヤレス技術の研究開発を実施するものとする。

### ③ 宇宙通信基盤技術

衛星通信を含む非地上系ネットワークや通信システムの利用拡大を鑑み、電波や光による柔軟な衛星通信ネットワークの構築により、次世代衛星通信基盤技術の研究開発を実施するとともに、産学連携を推進するものとする。

### ④ テラヘルツ波 ICT プラットフォーム技術

Beyond 5G を見据えたさらなる周波数利用拡大を鑑み、テラヘルツ波利活用を推進するための研究開発を実施するものとする。また、システム展開にむけた計測評価基盤技術の研究開発を通じ、産学連携や国際標準化を推進するものとする。

### ⑤ レジリエント ICT 基盤技術

大規模災害や障害等の様々な事象によって引き起こされる非連続な変化に対応が可能な、ネットワークの障害検知・予測及び適応制御技術、IoT 等による柔軟な情報収集及び総合的な可視化・解析の基盤技術等、持続性に優れたレジリエント ICT 基盤技術の研究開発を実施するものとする。

## (3) サイバーセキュリティ分野

我が国において、これまでにない価値の創造や社会システムの変革等をもたらす新たなイノベーション力を強化するためには、「社会（生命・財産・情報）を守る」能力として、急増するサイバー攻撃から社会システム等を守るサイバーセキュリティ分野の技術の高度化が不可欠となっていることから、【重要度：高】として、以下の研究開発等に取り組むとともに、標準化、研究開発成果の普及や社会実装を目指すものとする。

また、急増するサイバー攻撃への対策は国を挙げた喫緊の課題となっており、サイバーセキュリティ分野での NICT に対する社会的要請が高まりつつあることから、研究開発等やその成果普及等に関する体制の強化に向けた措置を講ずるものとする。

### ① サイバーセキュリティ技術

サイバー攻撃対処能力の絶え間ない向上と多様化するサイバー攻撃の対処に貢献するため、巧妙化・複雑化するサイバー攻撃に対応した攻撃観測・分析・可視化・対策技術、大規模集約された攻撃に関する多種多様な情報の横断分析技術、新たなネットワーク環境等のセキュリティ向上のための検証技術の研究開発を実施する。

### ② 暗号技術

社会の持続的発展において欠くことの出来ない情報のセキュリティやプライバシーの確保を確かなものとするため、耐量子計算機暗号等を含む新たな暗号・認証技術やプライバシー保護技術の研究開発を実施するものとする。その安全性評価を行うとともに、安全な情報利活用を推進し、国民生活を支える様々なシステムへの普及を図る



ものとする。

### ③ サイバーセキュリティに関する演習

国の機関や地方公共団体等のサイバー攻撃への対処能力の向上に貢献するため、サイバーセキュリティ戦略等の政府の方針を踏まえ、NICT 法第 14 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、最新のサイバー攻撃に関する知見を踏まえた実践的な演習を実施するほか、若手セキュリティ人材の育成を行う。

### ④ サイバーセキュリティ産学官連携拠点形成

我が国のサイバー攻撃対処能力の絶え間ない向上に貢献するため、多種多様なサイバーセキュリティ関連情報を大規模集約した上で、横断的に分析し、実践的な脅威情報の生成・関係機関との共有等を行うための基盤を構築する。また、当該基盤を活用し、国産セキュリティ技術を事業者が検証できる環境を構築するとともに、サイバーセキュリティ関連情報を多角的に解析する能力を有する高度セキュリティ人材の育成に取り組む。加えて、社会全体でのセキュリティ人材の持続的供給のため、演習で得た知見等を積極的に活用するための基盤を構築し、民間等における自律的な人材育成の支援を行う。これらの取組により、我が国のサイバーセキュリティに関する情報分析・人材育成等の中核拠点を形成する。

### ⑤ パスワード設定等に不備のある IoT 機器の調査

IoT 機器のサイバーセキュリティ対策に貢献するため、サイバーセキュリティ戦略等の政府の方針を踏まえ、NICT 法附則第 8 条第 2 項の規定に基づき、パスワード設定等に不備のある IoT 機器の調査及び電気通信事業者への情報提供に関する業務を、令和 6 年 3 月 31 日まで実施する。その際、関係機関と連携を図るとともに、本調査の重要性等を踏まえ、情報の安全管理に留意しつつ、広範な調査を行うことができるよう配慮する。

## (4) ユニバーサルコミュニケーション分野

我が国において、これまでにない価値の創造や社会システムの変革等をもたらす新たなイノベーション力を強化するためには、「社会（価値）を創る」能力として、人工知能等の活用によって新しい知識・価値を創造していくための基礎的・基盤的な技術が不可欠であることから、【重要度：高】として、以下の研究開発等に取り組むとともに、研究開発成果の普及や社会実装を目指すものとする。

### ① 多言語コミュニケーション技術

「グローバルコミュニケーション計画 2025」（令和 2 年 3 月 31 日総務省）に基づき、文脈や話者の意図、周囲の状況等の多様な情報源も活用した、ビジネスや国際会議等の場面においても利用可能な実用レベルの自動同時通訳を実現する技術の研究開発を実施する。政府の外国人材受入れ・共生政策や観光戦略等を踏まえた重点対応言語の充実・拡大、2025 年大阪・関西万博も見据えた新たな社会ニーズや多様なユーザイ

ンターフェースに対応した同時通訳システムの社会実装の推進等にも取り組む。

## ② 社会知コミュニケーション技術

ユーザの背景や文脈に合わせた音声対話の実現に向け、インターネット等に蓄積された情報を高度な深層学習技術等により取得・融合し、ユーザの興味に合わせて組み合わせや類推等で仮説推論も行う社会知コミュニケーション技術の研究開発を実施するものとする。

## ③ スマートデータ利活用基盤技術

多様なセンシングデータを相互連携することで予測や分析の目的に適合した情報を生成するデータ利活用技術の研究開発を通じて、最適化された行動やリスクを避けた健康的な生活様式を支援する等スマートサービス開発 ICT 基盤の実現を目指すものとする。

# (5) フロンティアサイエンス分野

我が国において、これまでにない価値の創造や社会システムの変革等をもたらす新たなイノベーション力を強化するためには、「未来を拓く」能力として、イノベーション創出に向けた先端的・基礎的な技術が不可欠であり、Beyond 5G を支える基盤技術として期待されることから、【重要度：高】として、以下の研究開発等に取り組むとともに研究開発成果の普及や社会実装を目指すものとする。

## ① フロンティア ICT 基盤技術

周波数限界の拡大や高速化、高感度特性の実現、処理能力の高度化等、通信技術・センシング技術の飛躍的な発展に資する革新的 ICT システムの創出を目指し、集積型超伝導回路技術やナノハイブリッド基盤技術、超高周波基盤技術等の研究開発を実施するものとする。さらに、人間や環境への親和性の高い生物模倣工学的手法等による情報処理・通信システムの創出を目指した研究開発を実施するものとする。

## ② 先端 ICT デバイス基盤技術

宇宙環境等極限環境における高度な ICT システムへの産業応用等を見据え、酸化半導体デバイス基盤技術のさらなる高性能化・高効率化を目指す。また、光通信資源の飛躍的拡大を目指し、深紫外光源技術の高度化を含む深紫外光 ICT デバイス基盤技術の研究開発を実施するものとする。

## ③ 量子情報通信基盤技術

衛星・地上等の量子暗号網を統合したグローバルな量子セキュアネットワークの将来的な実現を目指し、あらゆる計算機で解読不可能な安全性を実現する量子暗号をはじめとする量子セキュアネットワーク技術に係る研究開発を実施するとともに、社会実装を想定したシステム化を図る。あわせて、量子計測標準、光量子制御、量子誤り訂正を含む高度な量子制御技術の研究開発を推進し、より汎用的な量子ノード技術の実現を目指すものとする。

#### ④ 脳情報通信技術

究極のコミュニケーションの実現を目指し、脳情報取得・解析技術の高度化等を通じて、人間の脳機能の理解を深めることで、脳情報通信の基盤的研究開発を実施する。また、その成果を活用して先進的 ICT や人間機能の再建・拡張等を支援する技術に係る研究開発を実施し普及を目指すものとする。

## 2. 分野横断的な研究開発その他の業務

NICT の研究開発成果を最大化するため、1. の「重点研究開発分野の研究開発等」の業務と連携し、企業・大学等との共同研究、委託研究、研究開発成果の標準化、国際展開、ベンチャー創出等に積極的に取り組み、研究開発成果の普及や社会実装に向けた取組を実施する。特に、Beyond 5G、AI（データ利活用、脳情報通信）、量子情報通信、サイバーセキュリティの4領域については、我が国における推進体制の強化や拠点形成等も含め、産学官一体となり、横断的かつ戦略的な取組を強力に推進していく。

これらの取組を NICT 内で組織横断的かつ戦略的に推進し、NICT の研究開発による直接的な成果の創出に加えて、我が国の ICT 産業の活性化及び国際競争力確保にも念頭に置いた戦略的・総合的な取組も推進するとともに、社会課題・地域課題解決や社会システム変革、新たな価値創造等に資するイノベーション創出及び SDGs の達成への貢献を目指すものとする。

### (1) Beyond 5G の推進

我が国として目指すべき Beyond 5G を実現するには、その優れた機能の中核となる先端的な要素技術の研究開発を強力に推進する必要があるため【重要度：高】とする。Beyond 5G の 2030 年頃の実現の鍵を握る要素技術等（超高速・大容量、超低遅延、超多数同時接続、自律性、拡張性、超安全・信頼性、超低消費電力等）の早期確立に資する成果の創出を目指し、本中長期目標期間を集中取組期間（先行的取組フェーズ）として、NICT 自ら先端的な研究開発を実施するとともに、民間企業等の研究開発を促進するため、総務省が策定する研究開発方針に基づき、公募型研究開発プログラムを実施する。

#### <公募型研究開発プログラム>

革新的情報通信技術研究開発推進基金等を活用し、効率的かつ効果的に研究開発を実施するため、官民の英知を結集した研究開発体制を構築する。

具体的には、Beyond 5G の機能を実現するために中核となる技術分野を対象とした研究開発、協調可能な技術分野において国際的な戦略的パートナーと連携する研究開発、多様なプレイヤーによる技術シーズを創出する研究開発等を実施する中で、研究開発の実施者と緊密に連携し、各研究開発課題の進捗管理を行う。

また、外部の幅広い知見を活用するため、外部有識者で構成する評価委員会を設置し、採択時及び終了時の評価とともに、ステージゲート評価を実施することにより、成果目標の達成見通しを常に把握した上で、予算の必要性や研究実施体制の妥当性を精査し、必要に応じて研究開発の加速、縮小、実施体制の変更を行うなど、効率的かつ効果的な研究開発マネジメントを実施する（なお、革新的情報通信技術研究開発推進基金を充てる研究開発案件については、令和3年度末までに開始する案件に限ることとする。）。

## （２）オープンイノベーション創出に向けた産学官連携等の強化

外部の多様なプレイヤーと連携しながら、速やかに社会に還元するよう、組織対組織の連携、研究開発成果の技術移転、NICT の技術シーズを活用したベンチャー創出等の様々なオープンイノベーションの取組を戦略的・積極的に推進し、研究開発成果の社会実装を目指す。

### ① 社会実装の推進体制の構築

戦略的な社会実装を推進するための総合調整機能の強化に取り組み、NICT 内で組織横断的に外部との連携方策等を検討・実施するほか、様々なフェーズにある研究開発成果の社会実装を推進するため、プロジェクト企画から成果展開までを支える人材の登用・育成を行いつつ、機動的・弾力的な組織編成を可能とする体制を構築する。また、総務省等と密接に連携し、最新の技術動向等の調査・分析・評価に取り組み、適時適切に研究開発へ反映させる。

### ② 社会課題・地域課題解決に向けた産学官連携等の強化

研究成果の社会実装を推進するため、企業、大学、公的研究機関、地方自治体等様々なステークホルダーの垣根を超えた共同研究開発等の実現に取り組むことで、それぞれが持つポテンシャルを相乗的に発揮し、各ステークホルダーがメリットを享受できるようにする。また、国内外の研究者等の人材交流等を活性化することにより産学官連携の強化に貢献する。

ニューノーマルなど新たな社会課題・地域課題解決に向けたプロジェクトの推進にあたり、外部へ研究開発成果の積極的な情報発信を行う。

### ③ NICT の技術シーズを活用したベンチャーの創出・育成

自らの技術シーズを活用したベンチャーの創出・育成にあたって、様々なフェーズにおける支援を行う。

また、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成 20 年法律第 63 号）に基づき、NICT の研究開発成果を活用するベンチャーへの出資等を行う体制を構築し、適切に対応する。

### (3) 戦略的・機動的な研究開発ハブの形成によるオープンイノベーションの創出

重点研究開発分野における我が国の国際競争力を確保・強化する観点から、基礎研究から成果普及まで一貫通貫で取り組むための国際的に魅力ある研究開発ハブを戦略的・機動的に形成する。

特に、Beyond 5G の実現に向け、新たな技術の進展が想定されることを踏まえ、ネットワークキャリア、ベンダ、研究機関、ユーザの力を集結する研究開発・技術実証・社会実装のオープンイノベーション拠点として、運用、利用及び改善を通じて実証環境が循環進化するテストベッドを構築する。

### (4) 知的財産の積極的な取得と活用

研究開発成果を広く社会に還元しイノベーションを創出するため、優れた成果を知的財産として積極的に取得し、有効に活用するための方策を講じるものとする。

国の政策や技術動向を適切に踏まえ、重点的に推進すべき課題についてはその推進体制を整備し、知的財産の取得・維持を図るものとする。

特に、Beyond 5G の知財・標準化活動を強力に推進し、NICT 内の技術シーズと標準化や知財に関する知識・ノウハウを結集するため、Beyond 5G の知財・標準化を検討する体制を整備し、外部専門家の雇用を含む人材の確保、NICT 内外とのノウハウの共有、知財取得支援等に集中して取り組む。

また、知的財産の活用による成果展開や社会実装に貢献するための人材の獲得・育成に努める。

### (5) 戦略的な標準化活動の推進

産学官連携や国際展開に係る組織との連携を実施するとともに標準化関連団体や産業界とも密接に連携し、NICT の研究開発成果の最大化を目指すものとする。

戦略的かつ重点的な標準化活動を実現するため、NICT の標準化に係る計画を策定・実施する。

### (6) 研究開発成果の国際展開の強化

世界の社会課題解決及び我が国の国際競争力の維持を実現するため、積極的な国際連携を通じて、NICT の優れた研究開発成果の国際展開に取り組む。

NICT が持つ研究開発成果や研究人材、人的ネットワークを基盤に、国際的な共同研究や人材交流、研究ネットワーク形成等の国際連携を積極的に推進することにより、NICT の

研究開発成果をグローバルに最大化するよう取り組む。

## **(7) 国土強靱化に向けた取組の推進**

自然災害、未知の感染症等による被害から国民の生命・財産を守るため、NICTの耐災害 ICT 等に係る研究開発成果の普及や社会実装について、継続的に取り組むものとする。

さらに、研究開発成果の最大化のため、仙台の拠点を中心とし、地方公共団体を含めた産学官の幅広いネットワーク形成や情報の収集・蓄積・交換、共同研究、標準化、社会実装、研究成果・技術移転事例の蓄積等を推進するものとする。加えて、防災組織や大学研究機関等多様な主体との産学官連携、災害時を想定した ICT システムの具体的な標準モデルやガイドラインの策定等を通じて社会実装を促進するものとする。

## **(8) 戦略的 ICT 人材育成**

我が国の国際競争力の強化のため、国として戦略的に取り組むべき ICT 研究開発分野において、NICT の研究成果等を活用した人材育成プログラムを若手技術者、教育指導者等へ提供し、新たな分野を切り拓くことのできる専門性の高い人材育成に取り組む。

また、産学官連携による共同研究等を通じた専門人材の強化、連携大学院協定等による NICT の職員の大学院・大学での研究・教育活動への従事、国内外の研究者や学生の受け入れ等を推進し、一層深刻化する ICT 人材の育成にも貢献するものとする。

## **(9) 研究支援業務・事業振興業務等**

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）等の政府決定を踏まえ、国の政策目的達成のために必要なものに限定しつつ、引き続き効率的かつ効果的に実施していくものとする。また、各業務における支援対象の選定に当たっては、第三者委員会の設置等適切な方法により評価を行い、透明性の確保に努めるものとする。

### **① 海外研究者の招へい等の支援**

高度通信・放送研究開発を促進し、我が国の情報通信技術の研究レベルの向上を図るため、「海外研究者の招へい」及び「国際研究集会の開催支援」を行うものとする。ウィズコロナ・ポストコロナ時代において、オンラインでの国際的な研究交流が拡大していく状況を踏まえ、今中長期目標期間では、「海外研究者の招へい」及び「国際研究集会の開催支援」について、前期（平成 28 年度から令和 2 年度まで）と同程度の実績を目指すものとする。さらに「海外研究者の招へい」においては、招へいごとに、共著論文、研究発表、共同研究成果のとりまとめ、共同研究の締結等の研究交流の成果が得られるものとする。

また、民間の研究機関における通信・放送基盤技術に関する研究レベルの向上を図るため、民間の公益信託の運用益等を原資として、海外から優秀な研究者を招へいする「国際研究協カジャパントラスト事業」を着実に実施する。実施にあたっては、「海外研究者の招へい」との運用面での一体的実施を図るものとする。

## ② 情報通信ベンチャー企業の事業化等の支援

次世代の情報通信サービスのシーズを生み出す情報通信ベンチャー企業の事業化、IoT サービスの創出・展開、身体障害者向けの情報通信サービスの普及に対する以下の支援等を行うものとする。

なお、これらの業務の実施にあたっては、情報提供の充実や標準処理期間の明示等により利用者に利便性の高い業務となるよう努めるとともに、政策目標に関連した具体的かつ定量的な目標の達成度に応じて、事業の見直しを行いつつ、着実に進めるものとする。

ア 次世代のより豊かで多様な情報通信サービスを実現するため、独創的な技術のシーズを有し、かつ、資金調達が困難な全国各地の情報通信ベンチャー企業や将来の起業を目指す学生等に対し、自治体や地域においてベンチャーを支援する団体等との連携を通じて、情報提供及び交流の機会提供等の支援を行うものとする。

さらに、NICTの研究開発成果の社会実装やNICTが有する知的財産権の社会還元を目指す観点から、自治体や地域においてベンチャーを支援する団体等との連携の枠組みを有効に活用するものとする。

情報通信ベンチャーに対する情報提供及び交流事業については、実施の結果、ベンチャーの創業や事業拡大にどの程度の貢献があったかといった成果に関する客観的かつ定量的な指標により成果を把握するものとする。

イ 信用基金の運用益によって実施している通信・放送新規事業に対する債務保証業務及び地域通信・放送開発事業に対する利子補給業務については、新規案件の採択は行わないものとし、当該利子補給業務については、既往案件の利子補給期間終了の令和3年度まで着実に実施するものとする。

令和4年3月31日に終了する新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業に対する債務保証業務及び助成金交付業務については、これらの事業が着実に成果を上げ、IoTサービスの創出・展開につながるものとなるよう努めるものとする。

なお、信用基金については、令和3年度を目途に清算するものとする。

ウ 誰もが等しく通信・放送役務を利用できる情報バリアフリー環境の実現を図るため、次の事業を実施するものとする。

(ア) 身体障害者向け放送の充実を図るため、国庫補助金を原資として、字幕番組・解説番組等を制作する者等に対する助成を実施するものとする。

- (イ) 身体障害者向けの通信・放送役務の利用利便の増進を図るため、国庫補助金を原資として、身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発を行う者に対する助成等を実施するものとする。

### ③ その他の業務

電波利用料財源による業務、型式検定に係る試験事務、情報収集衛星に関する開発等について、国から受託した場合には、適切に実施するものとする。

## 3. NICT 法第 14 条第 1 項第 3 号から第 5 号までの業務

NICT 法第 14 条第 1 項第 3 号に基づき、社会経済活動の秩序維持のために不可欠な尺度となる周波数標準値を設定し、標準電波を発射し、及び標準時を通報する業務を行う。

また、NICT 法第 14 条第 1 項第 4 号に基づき、短波帯通信の途絶や衛星測位の誤差増大等の影響を生じさせる太陽活動や地磁気及び電離圏の乱れ、宇宙放射線の変動に関する観測や予報・警報を行う。

さらに、NICT 法第 14 条第 1 項第 5 号に基づき、社会経済活動に不可欠な無線設備の性能に関する試験や測定結果の正確さを保つための較正を行う。

これらの業務は、社会経済活動を根底から支えている重要な業務であり、継続的かつ安定的に実施するものとする。本業務は、「1. 重点研究開発分野の研究開発等」における研究開発課題の一定の事業等のまとまりに含まれるものとし、評価については、別紙 3 に掲げる評価軸及び指標を用いて、研究開発課題と併せて実施する。

## IV. 業務運営の効率化に関する事項

### 1. 機動的・弾力的な資源配分

NICT の役員は、研究開発の最大限の成果を確保することを目的とした国立研究開発法人制度の趣旨を踏まえ、研究開発に係る機動的かつ弾力的な資源配分の決定を行うものとする。そのため、NICT 内部で資源獲得に対する競争的な環境を醸成し、研究開発成果（研究開発成果の普及や社会実装を目指した取組実績を含む。）に対する客観的な評価に基づき、適切な資源配分を行うものとする。

また、外部への研究開発の委託については、NICT が自ら行う研究開発と一体的に行うことでより効率化が図られる場合にのみ実施することとし、委託の対象課題の一層の重点化を図ることで機構全体の資源配分の最適化を図るものとする。

なお、資源配分の決定に際しては、NICT が定常的に行うべき業務や長期的に維持すべき研究開発体制（若手研究者の育成を含む。）に対しては十分に配慮するものとする。

加えて、客観的な評価に当たっては、外部の専門家・有識者を活用する等適切な体制を



構築するとともに、評価結果をその後の事業改善にフィードバックする等、PDCA サイクルを強化するものとする。

## **2. 調達等の合理化**

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日、総務大臣決定）に基づき、事務・事業の特性を踏まえ、マネジメントサイクル（PDCA サイクル）により、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むものとする。

## **3. テレワーク等による働き方改革及び業務の電子化の促進**

ウィズコロナ・ポストコロナ時代においてもテレワーク、ローテーション勤務、時差出勤等を積極的に活用し、コミュニケーションの活性化、業務の効率化、働き方改革に努めるとともに、電子化の促進等により事務手続きの簡素化・迅速化を図る。

## **4. 業務の効率化**

運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、一般管理費及び事業費の合計について、毎年度平均で 1.1%以上の効率化を達成するものとする。

また、総人件費については、政府の方針に従い、必要な措置を講じるものとする。その際、給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、検証を行った上で、適正な水準を維持するとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

## **5. 組織体制の見直し**

研究開発の成果の最大化及び適正、効果的かつ効率的な業務運営の一層の確保を図るため、NICT の本部・各拠点における研究等の組織体制の不断の見直しを図るものとする。特に、重点研究開発課題の研究成果の最大化が図れるよう、研究開発の推進スキーム、推進体制の柔軟な設定、及び研究者の育成・確保について見直しを図るものとする。

また、組織体制の見直しに際しては、研究開発成果を最大化するための機能に係る組織の役割及びマネジメント体制を明確化することで効率的・効果的な組織運営を実現するものとする。

## **V. 財務内容の改善に関する事項**

## 1. 一般勘定

運営費交付金を充当して行う事業については、「IV 業務運営の効率化に関する事項」で示した事項について配慮し、特許料収入等の自己収入及び競争的資金等の外部資金の適正な収入を見込んだ上で、中長期計画の予算及び収支計画を作成し、当該予算及び収支計画による運営を行うものとする。

また、独立行政法人会計基準の改定（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、令和 2 年 3 月 26 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。

その他、保有資産については不断の見直しを行うとともに有効活用を推進し、不要財産は国庫納付するものとする。

## 2. 自己収入等の拡大

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることも踏まえ、保有する知的財産について、保有コストの適正化を図るとともに、技術移転活動の活性化による知的財産収入の増加や、競争的資金や資金受入型共同研究による外部資金等の増加に努めるものとする。その際、これまで収入が見込めなかった分野について、中長期目標期間の平均年間知的財産収入が前中長期目標期間よりも増加となることを目指すものとする。

## 3. 基盤技術研究促進勘定

民間基盤技術研究促進業務については、これまでの事業の実施状況に関して、できる限り定量的に検証・分析し、今後の対応等も含め公表するものとする。また、既往の委託研究締結案件に関して、研究開発成果の事業化や売上等の状況把握を行い、収益納付・売上納付の回収を引き続き進めること、業務経費の低減化を進めることにより、繰越欠損金の着実な縮減に努めるものとする。

なお、償還期限を迎えた保有有価証券に係る政府出資金については、国庫納付を行うこととする。

## 4. 債務保証勘定

各業務の実績を踏まえるとともに、信用基金の清算を着実に実施する。債務保証業務については、財務内容の健全性を確保するため、債務保証の決定に当たり、資金計画や担保の確保等について多角的な審査・分析を行い、保証範囲や保証料率については、リスクを勘案した適切な水準とするものとする。また、保証債務の代位弁済、利子補給金及び助成金交付の額は同基金の運用益及び剰余金の範囲内に抑えるように努めるものとする。なお、これらに併せて、信用基金を清算するまで運用益の最大化を図るものとする。

## **5. 出資勘定**

出資業務については、これまでの事業の実施状況に関して、できる限り定量的に検証・分析し、今後の対応等も含め公表するものとする。また、引き続き業務経費の低減化に努めること、毎年度の決算、中間決算の報告等を通じて、各出資先法人の経営内容・状況の把握に努め、経営状況に応じて、必要があれば事業運営の改善を求めることにより、出資金の最大限の回収に努める。加えて、配当金の着実な受取に努めるなど、繰越欠損金の着実な縮減に努めるものとする。

## **VI. その他業務運営に関する重要事項**

### **1. 人事制度の強化**

テニユアトラック制度の推進、給与や研究環境を含めた処遇面の改善など、若手や競争の激しい研究分野の研究者の確保に資するよう、魅力ある制度を充実させるとともに、民間等で事業経験のある研究支援人材を確保するものとする。また、多様なキャリア形成に向けた組織内外の人事交流を行うとともに、人材交流等による体制の強化に向けた人材育成を行うものとする。さらに組織に変化をもたらす人材の流動化を促進するため、実施可能なスキームを最大限活用し、諸外国の人材含め国研・大学・民間企業間でより積極的な人材交流を行うものとする。

なお、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」第24条に基づき策定された「人材活用等に関する方針」にも留意する。

### **2. 研究開発成果の積極的な情報発信**

研究開発成果の科学的・技術的・社会的意義、学術論文、保有する知的財産、提供可能なデータベースやアプリケーション等に関する情報発信を積極的に行うことで、NICTの役割（ミッション）や研究開発成果を外部にアピールしていくものとする。

また、NICTの研究開発成果の普及や社会実装を推進するためには、上記の情報発信が受け手に十分に届けられることが必要であることから、広報業務の強化に向けた取組を行うものとする。この場合、報道発表数等のアウトプットに加えて、当該アウトプットの効

果としてのアウトカムとして新聞・雑誌・Web等の媒体での紹介や反響等の最大化を目指した取組を行うものとする。

### **3. 情報セキュリティ対策の推進**

政府の情報セキュリティ対策における方針及び実際のサイバー攻撃の実態を踏まえ、情報システムや重要情報への不正アクセスに対して十分な対策を講じるとともに、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づき、情報セキュリティポリシーの強化等により情報セキュリティ対策を講ずるものとする。さらに、情報セキュリティポリシーを不断に見直すことで対策強化を図るものとする。

### **4. コンプライアンスの確保**

理事長の指揮の下、職員の規律の確保、適切かつ効率的な予算執行を含む NICT における業務全般の適正性確保に向け、厳正かつ着実にコンプライアンス業務を推進する。

特に、研究不正の防止に向けた取組については、「情報通信分野における研究上の不正行為への対応指針（第 3 版）」（平成 27 年 4 月 21 日）に従って、適切に取り組むものとする。

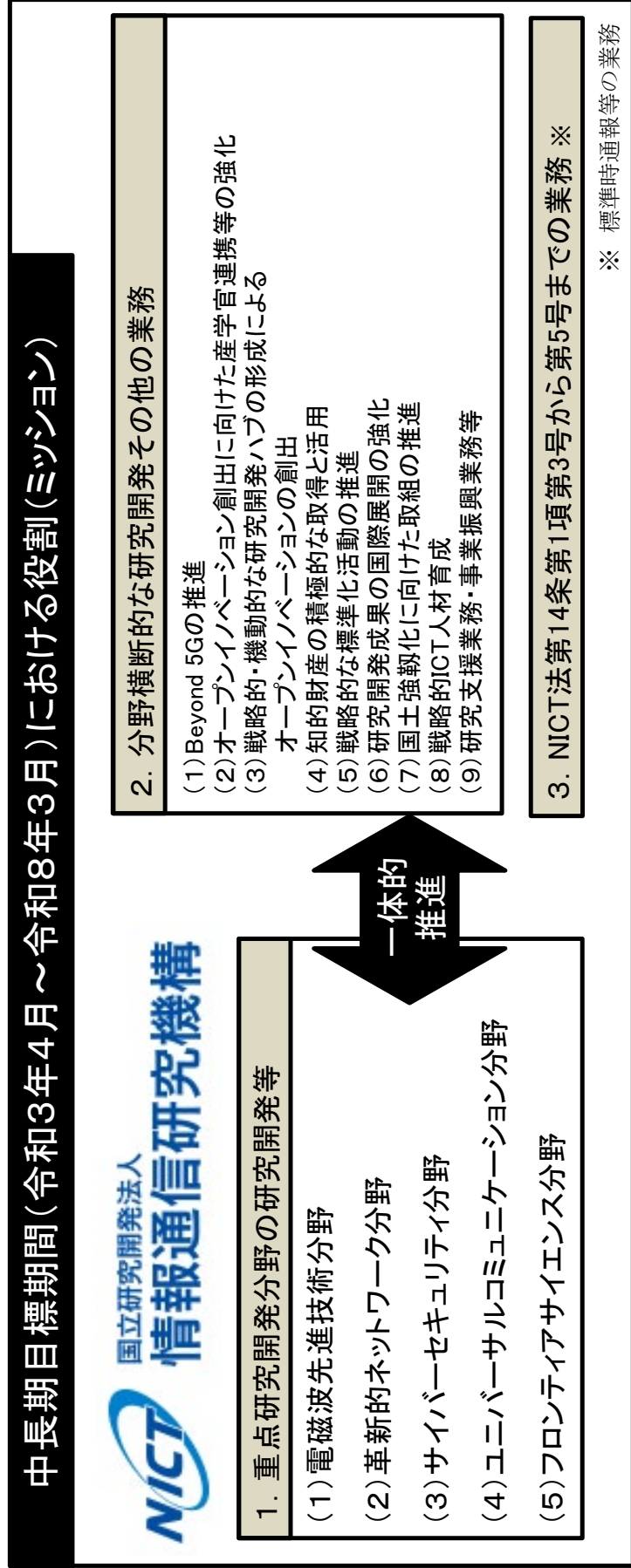
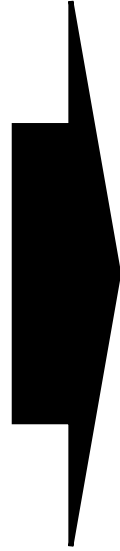
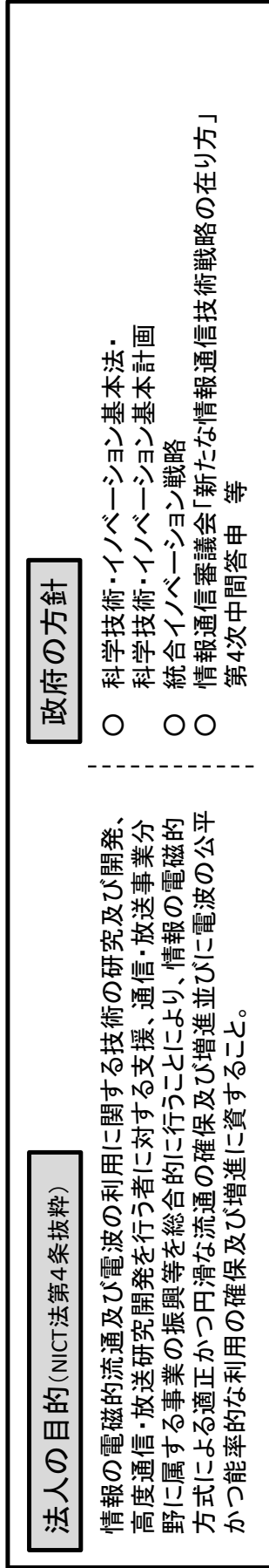
### **5. 内部統制に係る体制の整備**

内部統制については、法人の長によるマネジメントを強化するための有効な手段の一つであることから、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）等で通知された事項を参考にしつつ、必要な取組を推進するものとする。

### **6. 情報公開の推進等**

NICT の適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報を公開するとともに、個人情報適切に保護するものとする。具体的には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を図るものとする。

# NICTに係る政策体系図



# 国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）の使命等と目標との関係

## （使命）

NICTはICT分野を専門とする我が国唯一の公的研究機関であり、国際動向を踏まえつつ、国の情報通信政策との密接な連携の下、大学や民間企業では実施できないような長期間にわたり組織的に推進すべき情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、標準時の通報、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を総合的に実施。

## （現状・課題）

### ◆強み

- AI、サイバーセキュリティ、リモートセンシング分野等における膨大な研究データを蓄積・活用しており、我が国の国際競争力や優位性確保等に資する貴重な強みを持っている。
- 長年の基礎研究の成果を活用し、技術移転やライセンス提供等を行うことにより、民間企業による商用展開や自治体等における社会実装が進んでいる例もある。

### ◆弱み・課題

- 最先端の研究分野では、世界的に人材獲得競争が過熱しており、優秀な研究人材の確保が大きな課題となっている。NICTでは、現状、例えば、給与面ではいわゆる「GAFA」のようなグローバル企業には到底及ばず、魅力的な研究環境（豊富なデータを活用可能な環境）で優秀な研究人材をつなぎとめている状況。

## （環境変化）

- ICTの急激な進展により、グローバルな環境においてあらゆる「もの」が瞬時に結び付き相互に影響を及ぼしあう新たな状況が生まれる中、我が国が直面する様々な課題や社会構造の抜本的な変革に対応するための新たなイノベーションの持続的な創出が期待されている。
- Beyond 5G、AI技術、量子技術、サイバーセキュリティを始めとした分野における世界最先端の研究開発を戦略的に推進し、その成果である革新的な技術シーズを着実に社会実装へとつなげていくほか、テレワーク、遠隔医療、オンライン教育等ウィズコロナ・ポストコロナ時代の「新たな日常」を支えるICTインフラの高度化に積極的に取り組む必要がある。

## （中長期目標）

令和3年度から始まる新たな中長期目標期間において、NICTが以下の役割(ミッション)を果たすことを期待。

- ①電磁波先進技術分野、②革新的ネットワーク分野、③サイバーセキュリティ分野、④ユニバーサルコミュニケーション分野、⑤フロンティア研究分野等、国の政策体系において研究開発を行うべきものとされた研究開発課題に取り組むこと。
- 研究開発成果を社会経済全体のイノベーションの積極的創出につなげるため、Beyond 5Gの推進、オープンイノベーション創出に向けた産学官連携等の強化、戦略的・機動的な研究開発ハブの形成によるオープンイノベーションの創出、知的財産の積極的な取得と活用、戦略的な標準化活動の推進、研究開発成果の国際展開の強化、国土強靱化に向けた取組の推進、戦略的ICT人材育成、研究支援業務・事業振興業務等に取り組むこと。
- NICT法に基づき標準時通報等の業務(NICT法第14条第1項第3号、第4号及び第5号に基づく業務)を着実に行うこと。
- 給与や研究環境を含めた処遇面の改善等、競争の激しい研究分野の研究者の確保に資する取組を行うこと。

## NICTの評価軸等

## III. 1. 重点研究開発分野の研究開発等

項目	評価軸	指標
(1) 電磁波先進 技術分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 研究開発等の取組・成果の科学的意義（独創性、革新性、先導性、発展性等）が十分に大きなものであるか。</li> <li>• 研究開発等の取組・成果が社会課題・政策課題の解決につながるものであり、または、それらが社会的価値の創出に十分に貢献するものであるか。</li> <li>• 研究開発等の成果を社会実装につなげる取組（技術シーズを実用化・事業化に導く等）が十分であるか。</li> </ul>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 具体的な研究開発成果</li> <li>• 研究開発成果の移転及び利用の状況</li> <li>• 共同研究や産学官連携の状況</li> <li>• データベース等の研究開発成果の公表状況</li> <li>• （個別の研究開発課題における）標準や国内制度の成立寄与状況</li> </ul> <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 査読付き論文数</li> <li>• 招待講演数</li> <li>• 論文の合計被引用数</li> <li>• 研究開発成果の移転及び利用に向けた活動件数（実施許諾件数等）</li> <li>• 報道発表や展示会出展等の取組件数</li> <li>• 共同研究件数</li> <li>• （個別の研究開発課題における）標準化や国内制度の寄与件数</li> </ul>
(2) 革新的ネットワーク分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 研究開発等の取組・成果の科学的意義（独創性、革新性、先導性、発展性等）が十分に大きなものであるか。</li> <li>• 研究開発等の取組・成果が社会課題・政策課題の解決につ</li> </ul>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 具体的な研究開発成果</li> <li>• 研究開発成果の移転及び利用の状況</li> <li>• 共同研究や産学官連携の状況</li> <li>• データベース等の研究開発成果の公表状況</li> <li>• （個別の研究開発課題における）標準や国内制度の成立寄与状況</li> </ul>

	<p>ながるものであり、または、それらが社会的価値の創出に十分に貢献するものであるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発等の成果を社会実装につなげる取組（技術シーズを実用化・事業化に導く等）が十分であるか。</li> </ul>	<p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>査読付き論文数</li> <li>招待講演数</li> <li>論文の合計被引用数</li> <li>研究開発成果の移転及び利用に向けた活動件数（実施許諾件数等）</li> <li>報道発表や展示会出展等の取組件数</li> <li>共同研究件数</li> <li>（個別の研究開発課題における）標準化や国内制度化の寄与件数</li> </ul>
<p>(3) サイバーセキュリティ分野</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発等の取組・成果の科学的意義（独創性、革新性、先導性、発展性等）が十分に大きなものであるか。</li> <li>研究開発等の取組・成果が社会課題・政策課題の解決につながるものであり、または、それらが社会的価値の創出に十分に貢献するものであるか。</li> <li>研究開発等の成果を社会実装につなげる取組（技術シーズを実用化・事業化に導く等）が十分であるか。</li> <li>取組が ICT 人材の需要に対応できるものとして適切に</li> </ul>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な研究開発成果</li> <li>研究開発成果の移転及び利用の状況</li> <li>共同研究や産学官連携の状況</li> <li>データベース等の研究開発成果の公表状況</li> <li>（個別の研究開発課題における）標準や国内制度の成立寄与状況</li> <li>IoT 機器調査に関する業務の実施状況（「パスワード設定等に不備のある IoT 機器の調査」の評価時に使用）</li> </ul> <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>査読付き論文数</li> <li>招待講演数</li> <li>論文の合計被引用数</li> <li>研究開発成果の移転及び利用に向けた活動件数（実施許諾件数等）</li> <li>報道発表や展示会出展等の取組件数</li> <li>共同研究件数</li> </ul>



	<p>実施されたか。「サイバーセキュリティに関する演習」及び「サイバーセキュリティ産学官連携拠点形成」の評価時に使用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取組が我が国全体のサイバーセキュリティ対応能力強化に貢献するものとして計画に従って着実に実施されたか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(個別の研究開発課題における) 標準化や国内制度の寄与件数</li> <li>演習の実施回数又は参加人数(「サイバーセキュリティに関する演習」の評価時に使用)</li> <li>構築した基盤環境の外部による利用回数、もしくは利用者数(「サイバーセキュリティ産学官連携拠点形成」の評価時に使用)</li> <li>民間企業が開発した人材育成コンテンツ数(「サイバーセキュリティ産学官連携拠点形成」の評価時に使用)</li> <li>調査した IoT 機器数(「パスワード設定等に不備のある IoT 機器の調査」の評価時に使用)</li> </ul>
<p>(4)ユニバーサルコミュニケーション分野</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発等の取組・成果の科学的意義(独創性、革新性、先導性、発展性等)が十分に大きなものであるか。</li> <li>研究開発等の取組・成果が社会課題・政策課題の解決につながるものであり、または、それらが社会的価値の創出に十分に貢献するものであるか。</li> <li>研究開発等の成果を社会実装につなげる取組(技術シーズを実用化・事業化に導く等)が十分であるか。</li> </ul>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な研究開発成果</li> <li>研究開発成果の移転及び利用の状況</li> <li>共同研究や産学官連携の状況</li> <li>データベース等の研究開発成果の公表状況</li> <li>(個別の研究開発課題における) 標準や国内制度の成立寄与状況</li> </ul> <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>査読付き論文数</li> <li>招待講演数</li> <li>論文の合計被引用数</li> <li>研究開発成果の移転及び利用に向けた活動件数(実施許諾件数等)</li> <li>報道発表や展示会出展等の取組件数</li> <li>共同研究件数</li> <li>(個別の研究開発課題における) 標準化や国内制度の寄与件数</li> </ul>

<p>(5) フロンティアサイエンス分野</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発等の取組・成果の科学的意義（独創性、革新性、先導性、発展性等）が十分に大きなものであるか。</li> <li>研究開発等の取組・成果が社会課題・政策課題の解決につながるものであり、または、それらが社会的価値の創出に十分に貢献するものであるか。</li> <li>研究開発等の成果を社会実装につなげる取組（技術シーズを実用化・事業化に導く等）が十分であるか。</li> </ul>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な研究開発成果</li> <li>研究開発成果の移転及び利用の状況</li> <li>共同研究や産学官連携の状況</li> <li>データベース等の研究開発成果の公表状況</li> <li>（個別の研究開発課題における）標準や国内制度の成立寄与状況</li> </ul> <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>査読付き論文数</li> <li>招待講演数</li> <li>論文の合計被引用数</li> <li>研究開発成果の移転及び利用に向けた活動件数（実施許諾件数等）</li> <li>報道発表や展示会出展等の取組件数</li> <li>共同研究件数</li> <li>（個別の研究開発課題における）標準化や国内制度の寄与件数</li> </ul>
--------------------------	--	---

### III. 2. 分野横断的な研究開発その他の業務

項目	評価軸	指標
<p>(1) Beyond 5G の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Beyond 5G の実現に向けた取組の強化につながっているか。</li> <li>公募型研究開発プログラムを適切に実施したか。</li> </ul>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Beyond 5G の実現に向けた産学官連携等の活動状況</li> <li>公募型研究開発プログラムに係る研究開発マネジメントの取組状況（進捗管理等の活動状況、評価委員会の設置・活動状況等）</li> <li>公募型研究開発プログラムの応募・採択状況</li> </ul> <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>標準化や国内制度化の寄与件数</li> </ul>

<p>(2) オープンイノベーション創出に向けた産学官連携等の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組がオープンイノベーション創出につながっているか。</li> </ul>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共同研究や産学官連携等の活動状況</li> <li>研究支援人材の確保及び資質向上等の取組状況</li> <li>社会実装に向けた取組の状況</li> <li>NICT の技術シーズを活用したベンチャーの創出・育成のための支援の取組状況</li> </ul>
<p>(3) 戦略的・機動的な研究開発ハブの形成によるオープンイノベーションの創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Beyond 5G の実現に向けた取組の強化につながっているか。</li> <li>Beyond 5G の実現やハイレベルな研究開発を行うためのテストベッドが構築され、テストベッドが有益な技術実証・社会実証につながっているか。</li> </ul>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Beyond 5G の実現等に向けたテストベッドの構築状況</li> </ul> <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>NICT 内外によるテストベッドの利用件数</li> </ul>
<p>(4) 知的財産の積極的な取得と活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組が研究開発成果の利用につながっているか。</li> <li>知的財産の活用に係る専門人材の確保・育成に取り組んでいるか。</li> </ul>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知的財産の取得と活用に関する活動状況</li> <li>知的財産の活用に係る専門人材の確保及び育成の取組状況</li> </ul> <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特許出願件数</li> <li>知的財産の実施許諾契約件数</li> </ul>
<p>(5) 戦略的な標準化活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組が標準化につながっているか。</li> </ul>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>標準や国内制度の成立寄与状況</li> </ul> <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>標準化や国内制度化の寄与件数</li> </ul>
<p>(6) 研究開発成果の国際展</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組が研究開発成</li> </ul>	<p>【評価指標】</p>

開の強化	果の国際展開につながっているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際連携・国際展開の活動状況（評価指標）</li> </ul>
(7) 国土強靱化に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組が耐災害 ICT 分野等の産学官連携につながっているか。</li> </ul>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産学官連携等の活動状況</li> </ul>
(8) 戦略的 ICT 人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組が ICT 人材の需要に対応できるものとして適切に実施されたか。</li> </ul>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人材育成プログラムの取組実績</li> <li>産学官連携による ICT 人材の育成実績</li> </ul>
(9) 研究支援業務・事業振興業務等	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組が国際的な研究交流の促進や情報通信サービスの創出につながっているか。</li> </ul>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究交流の取組状況</li> <li>情報通信ベンチャー企業に対する支援の取組状況</li> </ul>

### III. 3. NICT 法第 14 条第 1 項第 3 号から第 5 号までの業務

項目	評価軸	指標
NICT 法第 14 条第 1 項第 3 号から第 5 号までの業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務が継続的かつ安定的に実施されているか。</li> </ul>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各業務の実施結果としての利用状況</li> </ul> <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各業務の実施状況</li> </ul>

（注）上記に加え、個別の評価軸の適用等の必要な詳細事項については中長期計画等において定めるものとする。

## 独立行政法人酒類総合研究所 第5期中期目標(案)

令和3年●月●日  
財 務 省

## 1 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)

## (1) 法人の使命

酒類は、酒税が課される財政上重要な物品であるほか、その国の食文化や地域社会とも関わりの深い伝統性を有した代表的な嗜好品の一つであるが、アルコール飲料であるため致酔性、習慣性を有するなど、社会的に配慮を要する物品である。

国税庁は、国家財政において重要な役割を果たしている酒税の適正かつ公平な賦課の実現のほか、酒類業の所管官庁として、酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、酒類業を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、消費者や酒類業全体を展望した総合的な視点に立った施策を行うとともに、社会的要請に対する取組も行っている。

独立行政法人酒類総合研究所(以下「酒類総研」という。)は、国税庁の任務遂行のための技術的基盤として、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的に、酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を実施している。酒類総研は、醸造技術の研究機関として酒類製造に関する研究・調査を実施し、醸造用微生物に関するビッグデータなど、酒類に関する科学的知見を豊富に蓄積している。また、中小企業が多くを占める酒類業界において、酒類業の健全な発達に貢献している。

## (2) 社会経済情勢等の変化

酒類業界の現状として、国内の市場環境は人口減少社会の到来や高齢化の進展により、酒類の課税移出数量が平成11年度をピークとして減少している。一方、海外に目を向けると、日本産酒類は近年、国際的なコンクールで受賞するなど世界的な評価が高まっており、その輸出金額は令和2年まで9年連続で過去最高額を更新し続けている。また、酒類製造免許場数は長期的には減少傾向であったが、近年は果実酒の人気の高まりから新興のワイナリーを中心に増加傾向にある。

昨今のIoT等の技術の進歩により、情報発信の方法が変化しているほか、国内外の消費者がインターネットを利用して、より簡便に商品の情報にアクセスできるようになり、地域産品が海外を含めた遠隔地に輸送・消費されるケースが増加している。国内外の消費者に日本産酒類の魅力を訴求するためには、商品の差別化・

高付加価値化に取り組む必要があり、加えて、従来の枠にとらわれない新たな価値機軸の展開が期待される。

また、消費者の購買動向の変化により、量より質への転換や食品の安全性・食品表示への関心の高まりに対応した製造者の商品開発の取組が進んでいる。更に、持続可能な開発目標（SDGs）への関心の高まり等を受け、酒類業界においても環境保全や適正飲酒などの社会的要請への対応が求められている。

直近では、新型コロナウイルス感染症の影響により、家飲み需要が増加するなど、消費形態にも変化が生じているが、酒類全体としての消費量は低迷している。

### (3) 国の施策における酒類総研の位置付け

「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）において、令和12年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とすることを目指すとされ、さらに「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2年12月15日農林水産業・地域の活力創造本部決定）において、酒類については清酒等を重点品目とし、ターゲット国等を定め、更なる輸出拡大に取り組んでいくこととされるなど、累次の政府方針において日本産酒類の輸出促進の方針が掲げられている。

また、「科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）等において、科学技術イノベーション政策が経済、社会及び公共のための主要政策と位置付けられ、食料・農林水産物の輸出拡大に向けた科学技術の活用による国際競争力強化や、Society 5.0の実現のための研究データ基盤整備が掲げられている。

こうした方針の下、国税庁は、酒類行政の基本的方向性を定め、適切な法執行の確保と酒類業の振興の強化（特に輸出促進）に取り組んでいる。国税庁の技術的基盤を担う酒類総研は、酒類業の振興の取組の1つである技術支援において、日本産酒類の輸出促進に資する研究・調査等の業務を実施しており、重要な役割を担っている。

酒類製造者は地域の中核的な存在として地域経済において重要な役割を果たしているが、中小企業が多くを占め、経営基盤はもとより人材育成や研究・開発能力が脆弱である。日本産酒類の輸出促進をはじめとする酒類業の振興において、中小企業を支援する観点からも、酒類総研の役割は益々重要なものとなっている。

### (4) 本中期目標期間における取組

上記の法人の使命等を踏まえ、酒類総研は令和3年度から始まる第5期中期目標の期間において、次の点を特に重視し業務を行うこととする。

#### イ 酒類業の振興のための取組

「酒類業の健全な発達」を実現するため、日本産酒類の競争力強化等、酒類

製造の技術基盤の強化、酒類の品質及び安全性の確保、酒類業界の人材育成に一層の取組が必要である。このため、従来実施してきた酒類製造に関する研究・調査に加え、流通過程における酒質変化に関する研究・調査等を実施し、国税庁と連携して、得られた研究成果や先端技術を酒造現場へ普及させることで、酒類業の振興を積極的に図る。特に日本産酒類の輸出促進に向けた取組については、重点を置いて実施していく。

#### ロ 酒税法、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の適切な運用のための取組

酒類の容器及び包装には、酒税の保全の観点から、当該酒類の品目等の表示義務が課されている。また、酒類の円滑な取引や消費者利益に資する観点から、国税庁においては法令に基づき、酒類の製法、品質等に関して、表示基準を告示として定めている。このため、国税庁では、国税庁所定分析法に基づき可検物の分析・鑑定を行っている。

酒類総研では、国税庁では対応できない高度な分析・鑑定及びその理論的裏付けとなる研究・調査といった、国税庁の税務行政と密接不可分の業務に取り組み、技術的基盤としての役割を着実に担っていく。

#### ハ 酒類に関するナショナルセンターとしての取組

日本産酒類の輸出促進が求められる中で、酒類に関するナショナルセンターである酒類総研の役割がより重要になっている。そのため、業界団体や公設試験研究機関等の外部機関との連携を進め、国内での酒類に関する研究の中核を担い、常に我が国の醸造技術を先導していくことが重要である。

また、酒類に対する国民の認識を高めるため、科学的に明らかとなった日本産酒類の魅力や日本産酒類のブランド価値向上につながる酒類総研の取組等について、専門人材と連携し、分かりやすく積極的な広報を実施することにより、国内外への普及・啓発に積極的に取り組んでいく。

## 2 中期目標の期間

酒類総研の第5期中期目標の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

## 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

酒類総合研究所法（平成11年法律第164号）第3条において、酒類総研は、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めるという当該法人の目的が規定されていること

を踏まえ、引き続き、酒類に関する高度な分析・鑑定、品質評価、研究・調査、成果の普及等、独立行政法人として真に担うべき業務を実施するとともに、その質の向上に努める。

なお、研究開発業務の実施に当たっては、日本産酒類の輸出促進等の国の諸政策も踏まえつつ、法人内外から研究ニーズを組織的にくみ上げ、社会実装も意識しながら、関係機関と連携して研究開発成果の最大化に向けて取り組むこととし、別表「第5期中期目標の指標及び評価軸」により評価を行う。

※ 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)における「一定の事業等のまとめり」は、下記(1)~(6)の業務全体で1つとする。

#### (1) 日本産酒類の競争力強化等

日本産酒類の輸出促進のためには、日本産酒類の競争力強化を通じたブランド価値の向上が必要であることから、新たな価値の創造に資する研究や、長期輸送・保管における清酒の品質劣化防止に資する研究を行う。

また、日EU経済連携協定の発効以降新たに実施している食品添加物の指定要請手続について、国税庁及び関係機関と連携して迅速に進める。

さらに、日本産酒類の輸出環境整備のため、輸出酒類の分析・証明事務等を円滑に進める。

#### 【重要度：高】

- ・ 日本産酒類の競争力強化のため、ブランド価値の向上に向けた研究等を実施することは、政府方針として掲げられている日本産酒類の輸出促進目標の達成に向けた重要な施策であるため。

#### (2) 酒類製造の技術基盤の強化

酒類業の振興のため、各種醸造用微生物及び原料の特性の把握等の基盤的研究を通じて酒類製造の技術基盤の強化を図る。

特に、地理的表示による地域ブランド等の価値向上に資する研究は、日本産酒類の輸出促進のみならず、地域の稼ぐ力を強化し、経済の維持発展等に寄与すると期待されることから、積極的に取り組む。

また、酒類製造者等が実施する技術基盤の強化のための取組については、醸造用微生物の開発等の取組を支援するほか、公設試験研究機関や製造関係者等との意見交換の場等を通じて得られたニーズに対応する。



【重要度：高】

- ・ 酒類製造の技術基盤の強化に関する業務は、日本産酒類の輸出促進のみならず、海外の活力を地方創生に取り込むという観点からも重要な取組であるため。

(3) 酒類の品質及び安全性の確保

酒類業の振興のためには、酒類が安心して消費される環境が必要であり、品質及び安全性の確保が不可欠である。近年多様化している製造方法について、酒類の品質及び安全性の確保の観点から研究を行う。

また、国税庁の依頼を受け、酒類に含まれる可能性のある有害物質の分析等を行う。

さらに、業界団体が主催する品質評価会等の業務については、要請に応じて、品質評価基準の作成、審査のための職員の派遣等の品質向上に向けた支援を行う。

(4) 酒類業界の人材育成

酒類業の振興のためには、酒類製造を担う醸造技術者、日本産酒類の特性及び魅力を発信できる人材、さらには酒類に関する研究者の育成が必要である。

酒類総研では、業界団体との共催により、酒類醸造講習及び鑑評会を実施しているところである。酒類醸造講習については、業界団体や受講生のニーズを反映させた内容とすることで実施効果の向上を図るとともに、講習の一部についてはオンライン化等により利便性の向上を図る。鑑評会については、製造技術と酒質の現状及び動向を明らかにし、その結果を酒類製造者が活用することにより、酒類製造技術の研鑽を目指す。

また、関係機関と協力し、海外の日本産酒類専門家の育成に取り組む。

さらに、酒類に関する研究者の育成を通じ、研究活動を活性化させ、酒類業界の発展に貢献する。

(5) 酒類の適正課税及び適正表示の確保

国税庁の税務行政に直結する業務を基本とし、税制改正や酒類業界における新商品の開発サイクルの短期化等にも対応した、適正課税及び適正表示の確保のための取組を実施する。併せて、国税庁の分析精度管理を支援する。

さらに、酒類及び酒類原料の判別技術等、分析・鑑定業務の理論的裏付けとなる研究・調査を実施し、国税庁の任務の達成のための技術的基盤としての役割を着実に担う。

【重要度：高】

- ・ 酒類の適正課税及び適正表示に関する業務は、国税庁の任務である酒税の適

正かつ公平な賦課の実現及び酒類業の健全な発達を遂行するために主要な役割を果たすものであるため。

#### (6) アウトリーチ活動・その他国民サービスの充実

行政ニーズ等に的確に対応するとともに、日本産酒類の魅力や特性に関する情報発信を行う中で、研究活動・成果の積極的な解説・普及といったアウトリーチ活動を行い、専門的知識の普及及び啓発を図る。

また、酒類総研は、国内唯一の酒類に関する国立研究機関であることから、酒類総研に蓄積した豊富な科学的知見について、関係機関と連携してデータベースを整備しオープンサイエンスを進めるほか、共同研究の取組を充実させることなどにより、酒類に関するナショナルセンターとしての機能をより一層高めていく。

上記取組については、業界団体や公設試験研究機関との連携のほか、産学連携や海外酒類教育機関等との連携を推進する。

### 4 業務運営の効率化に関する事項

#### (1) 業務改革等

「国の行政の業務改革に関する取組方針」(平成28年8月2日総務大臣決定)等に準じ、電子化の促進等による事務手続きの簡素化を通じて業務改革や働き方改革に取り組み、限られたリソースをより効率的・効果的に活用して、パフォーマンスの最大化を図る。

また、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」(平成27年12月16日官民競争入札等監理委員会)に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託を含めた自主的な業務改善を図る。

#### (2) 経費の削減

業務運営の一層の効率化に努め、一般管理費及び業務経費(特殊要因経費、法人運営を行う上で各種法令等の定めにより発生する義務的経費及び人件費(退職手当等を含む。))を除く。)の削減に努めることとし、前年度予算額に対して毎年度0.5%以上の削減を行う。

#### (3) 効果的な契約

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、酒類総研が毎年度策定する「調達等合理化計画」の中で、定量的な目標や具体的な指標を設定し、取組を着実に実施する。

また、随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日付総管査第284号）に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。

この場合において、研究開発業務等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等を参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。

なお、共同調達については、引き続き実施するとともに、立地条件等も配慮しながら、拡大についての検討も行う。

#### (4) 適正な給与水準

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、引き続き、適正な水準を設定するとともに、その取組状況等を公表する。

### 5 財務内容の改善に関する事項

#### (1) 自己収入の確保等

手数料水準の見直し等を通じ、自己収入の確保に努めるとともに、競争的研究資金等の獲得や知的財産マネジメントに取り組む等の経営努力を行う。運営費交付金を充当して行う事業については、「4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した第5期中期目標の期間の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

なお、共催で実施する酒類醸造講習及び鑑評会については、第4期中期目標の期間中の検討を踏まえ、中小企業に過大な負担とならないよう配慮しつつ、受益者に応分の負担を求めることとする。

#### (2) 保有資産の管理

保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断の見直しを行う。

なお、研究施設・機器等の整備については、他法人の施設の活用等についても検討したうえで、効率的かつ効果的な維持管理等が行われるよう計画的に実施するとともに、広く研究を行う者の利用に供する等、その有効活用に努める。

#### (3) 独立行政法人会計基準の改訂への対応

「独立行政法人会計基準」（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定）の改訂により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

## 6 その他業務運営に関する重要事項

### (1) 内部統制の充実・強化

イ 内部統制推進及びリスク管理に関する内部規程に基づく取組を実施するほか、効率的かつ効果的な業務運営を図るため、役員会や部門長会議等による定期的な進捗状況等の把握を的確に行い、理事長のトップマネジメントを発揮することにより、その結果を業務運営に反映させる。その際、外部有識者による助言を受けることにより、客観的で透明性を確保した運営を行う。

また、役員等から職員に対して法人の使命等を組織内に浸透させる機会を設け、使命感の一層の向上を図る。

ロ 「サイバーセキュリティ戦略」(平成30年7月27日閣議決定)等の政府の方針等を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進し、リスク管理を行う。

ハ 研究開発業務の実施に当たっては、研究活動における不正行為の防止及び研究費の不正使用防止に関する内部規程に基づき、引き続き適切な取組を推進する。

ニ 公正で民主的な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保するという観点から、情報の公開及び個人情報保護に適正に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。

### (2) 人材の確保・育成

社会経済情勢の変化を的確に踏まえつつ、継続的に質の高い成果を得るためには多様な人材の確保・育成の取組が不可欠である。人材確保・育成方針を策定し、女性・若手研究者の活用を促進するとともに、研修等を通じた人材育成及び職員に対する適切な業績評価を推進することで、人材育成を図る。

また、職員の役割・権限を明確にするとともに、表彰制度等を活用し、職員のモチベーションの一層の向上を図る。

なお、専門性が高く、酒類総研自らでは人材育成が困難な分野については、従来のステークホルダーの枠を超えて外部機関との連携を進める。

### (3) 職場環境の整備

職場における事故及び災害の防止のため、安全衛生の確保を推進するとともに、職員の健康増進を図る。

また、多様な人材が働きやすい職場づくりを目指し、勤務環境の整備を行う。

## 第5期中期目標の指標及び評価軸

項目	指標	評価軸
3-(1) 日本産酒類の競争力強化等	・日本産酒類の競争力強化のための取組の実施状況 ・輸出酒類の分析・証明点数(参考指標)	○成果・取組が産業の活性化・高度化に寄与するものであるか。 ○成果・取組が国の方針や社会のニーズと適合しているか。
3-(2) 酒類製造の技術基盤の強化	・酒類製造の技術基盤の強化のための取組の実施状況 ・酒類製造者等が実施する醸造用微生物の開発支援等の取組実施件数(参考指標)	○成果・取組が産業の活性化・高度化に寄与するものであるか。 ○成果・取組が国の方針や社会のニーズと適合しているか。
3-(3) 酒類の品質及び安全性の確保	・有害物質分析点数(参考指標) ・品質評価支援の実施状況	○成果・取組が国税庁の果たすべき任務の達成に寄与するものであるか。
3-(4) 酒類業界の人材育成	・講習の実施状況 ・鑑評会の実施状況 ・研究生等の受入実績(参考指標)	—
3-(5) 酒類の適正課税及び適正表示の確保	・国税庁からの依頼への対応状況 ・国税庁依頼分析の実施件数(参考指標)	○成果・取組が国税庁の果たすべき任務の達成に寄与するものであるか。
3-(6) アウトリーチ活動・その他国民サービスの充実	・論文発表数及び学会発表数(参考指標) ・特許の出願実績(参考指標) ・共同研究・受託研究の実施件数(参考指標) ・学会等への支援状況(参考指標) ・関係機関との連携状況	—
4-(1) 業務改革等	・業務改革等の実施状況 ・分析等業務の外部委託状況	—
4-(2) 経費の削減	・一般管理費及び業務経費の削減額	—

項目	指標	評価軸
4-(3) 効果的な契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調達等合理化計画に基づく取組の実施状況</li> <li>・ 随意契約の状況</li> <li>・ 一者応札の状況</li> </ul>	—
4-(4) 適正な給与水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対国家公務員指数（参考指標）</li> <li>・ 人件費（参考指標）</li> </ul>	—
5-(1) 自己収入の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己収入額</li> <li>・ 特許契約実績</li> <li>・ 特許登録・保有コスト</li> </ul>	—
5-(2) 保有資産の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保有資産の活用状況</li> <li>・ 特許権の保有状況</li> </ul>	—
5-(3) 独立行政法人会計基準の改訂への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営費交付金の会計処理状況</li> </ul>	—
6-(1) 内部統制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内部統制の充実・強化の取組状況</li> <li>・ 情報セキュリティ対策</li> <li>・ 研究不正防止への対応状況</li> </ul>	—
6-(2) 人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人材確保・育成の実施状況</li> <li>・ 女性・若手研究者数（参考指標）</li> </ul>	—
6-(3) 職場環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場環境の整備状況</li> </ul>	—

# 独立行政法人酒類総合研究所（酒類総研）の政策体系図（案）

## 国税庁の任務

### ▶ 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現

- ・酒税の適正かつ公平な賦課及び徴収

### ▶ 酒類業の健全な発達

酒類行政の基本的方向性を定め、適切な法執行の確保及び酒類業の振興の強化に取り組む。

- ・酒類製造者の技術力の強化を支援
- ・酒類の品質・安全性の確保
- ・酒類の適正な表示の確保

## 主な政府方針

### ▶ 食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）

### ▶ 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略

（令和2年12月15日農林水産業・地域の活力創造本部決定）

- ・農林水産物・食品の輸出促進

### ▶ 科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）

### ▶ 統合イノベーション戦略2020（令和2年7月17日閣議決定）

- ・食料・農林水産業について、科学技術の力を活用することにより、輸出拡大に向けた国際競争力を強化
- ・Soceity 5.0の実現のための研究データ基盤整備

## 独立行政法人酒類総合研究所の中期目標

### 1 酒類業の振興のための取組

#### 日本産酒類の競争力強化等

- ・新たな価値の創造に資する研究
- ・清酒の品質劣化防止に資する研究
- ・食品添加物の指定要請手続
- ・輸出酒類の分析・証明事務

等

#### 酒類製造の技術基盤の強化

- ・各種醸造用微生物及び原料の特性の把握等の基盤的研究
- ・地域ブランド等の価値向上に資する研究
- ・酒類製造者等の取組を支援

等

#### 酒類の品質及び安全性の確保

- ・酒類の品質及び安全性の確保に関する研究
- ・酒類に含まれる可能性のある有害物質の分析
- ・業界団体主催の品質評価会等の支援

等

#### 酒類業界の人材育成

- ・醸造技術者育成のための酒類醸造講習及び鑑評会
- ・関係機関と協力し、海外の日本産酒類専門家を育成
- ・酒類に関する研究者の育成

等

### 2 酒税法等の適切な運用のための取組

#### 酒類の適正課税及び適正表示の確保

- ・分析・鑑定業務及びその理論的裏付けとなる研究

等

### 3 酒類に関するナショナルセンターとしての取組

#### アウトリーチ活動・その他国民サービスの充実

- ・日本産酒類の魅力や特性に関する情報発信やアウトリーチ活動
- ・関係機関と連携したオープンサイエンスの推進

等

# 独立行政法人酒類総合研究所（酒類総研）の使命等と目標との関係（案）

## （使命）

酒類総合研究所は、国税庁の任務遂行のための技術的基盤として、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的に、酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を実施する。

## （現状・課題）

### ◆強み

- ・醸造技術の研究機関として酒類製造に関する研究・調査を進めており、醸造用微生物等に関するビッグデータなど酒類に関する科学的知見を豊富に蓄積している。
- ・酒類総研は国税庁の技術的基盤として、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に貢献するとともに、中小企業が多くを占める酒類業界において、酒類業の健全な発達に貢献している。

### ◆弱み・課題

- ・従来実施してきた酒類製造に関する研究・調査に加え、流通過程における酒質変化等の研究・調査を実施する必要がある。
- ・酒類総研が科学的に明らかにした酒類の特徴など、酒類の魅力等を分かりやすく伝える必要がある。
- ・上記の取組を推進するため、更に外部連携を進める必要がある。

## （環境変化）

- 酒類業界においては、国内市場が継続的に縮小する一方、日本産酒類の評価が高まり、輸出が増加基調である。また、新興のワイナリーを中心に酒類製造免許場数が増加している。
- 累次の政府方針において日本産酒類の輸出促進が掲げられている。国税庁が適切な法執行の確保と酒類業の振興の強化に取り組む中、酒類総研は、酒類業の振興の取組のひとつである技術支援において、重要な位置を占めており、その役割は益々重要なものとなっている。
- 消費者の購買動向変化として、量より質への転換、食品の安全性・食品表示等への関心の高まりが起きている。また、新型コロナウイルス感染症の影響により消費形態が変化している。

## （中期目標）

酒類総研のミッションである、酒類業の振興のための取組、酒税法等の適切な運用のための取組及び酒類に関するナショナルセンターとしての取組について、以下の取組に一層注力していく。

- 酒類業の振興のための取組については、①日本産酒類の競争力強化等、②酒類製造の技術基盤の強化、③酒類の品質及び安全性の確保、④酒類業界の人材育成の観点から、関係機関と連携の下、実施する。
- 酒税法等の適切な運用のための取組については、酒類固有の表示制度の運用や新商品への適切な課税のため、分析・鑑定業務及びその理論的裏付けとなる研究等を着実に実施する。
- 酒類に関するナショナルセンターとしての取組については、業界団体や公設試験研究機関等との外部連携を推進するほか、専門人材と連携しながら分かりやすい情報発信を実施する。



独立行政法人大学入試センターが達成すべき  
業務運営に関する目標  
(中期目標)

令和3年 月 日

文 部 科 学 省

## 目次

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割.....	1
II. 中期目標の期間.....	2
III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項.....	2
1 大学入学志願者に対し大学が共同して実施することとする試験.....	2
2 大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究.....	4
3 大学情報の提供等.....	6
IV. 業務運営の効率化に関する事項.....	6
V. 財務内容の改善に関する事項.....	7
VI. その他業務運営に関する重要事項.....	7

※ III. 1～3の各項目を一定の事業等のまとまりとする。

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定により、独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

## **I. 政策体系における法人の位置付け及び役割**

### ＜法人の使命＞

センターは、独立行政法人大学入試センター法（平成 11 年法律第 166 号。以下「センター法」という。）第 3 条に基づき、大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより、大学入学者選抜の改善を図り、もって高等学校教育及び大学教育の振興に資することを目的としている。

### ＜法人の現状と課題＞

センターでは、わが国唯一の大学入学者選抜のための大規模共通試験という特有の業務に関して約 40 年間のノウハウを蓄積してきており、また、業務に必要な資質能力を備えた人材を採用するとともに、大学や各都道府県の教育委員会等との人事交流により人材を確保・配置し、高等学校関係者や大学関係者双方と協働することにより、問題作成や試験実施等の業務を安定的に運営している。さらに、令和 2 年度から大学入学共通テスト（以下「共通テスト」という。）（平成 2 年度から令和元年度までの間は大学入試センター試験）を実施するとともに、大学入学者選抜の選抜方法の改善に関する調査及び研究、大学に入学を志望する者の進路選択に資するための情報提供を行ってきたところである。

一方で、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）（以下「見直しの基本方針」という。）を受けて、平成 23 年度以降、運営費交付金不交付法人として検定料を主な財源として経営してきたところ、令和 2 年度に実施された共通テストの志願者数は対前年度比約 2 万人の減少となり、今後も高等学校等の新規卒業見込者数は減少する見込みであることから、検定料収入の減少を踏まえ、検定料、成績提供手数料など、受益者負担の在り方や大学の配分経費の配分額等（以下「受益者負担の在り方等」という。）を見直すことで収支を改善し、見直しの基本方針の趣旨を踏まえた自己財源による自立的かつ安定的な財政基盤を確保するほか、収支差の平準化のための検討を行うとともに、大学との共同研究の推進などによる研究機能の強化に取り組みつつ、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等も重視して評価を行うこととされている共通テストを滞りなく実施していく必要がある。

### ＜政策を取り巻く環境の変化＞

国においては、大学入学者選抜に関して、平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された第 2 期教育振興基本計画（対象期間：平成 25 年度～平成 29 年度）に基づき、子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等を構築するため、「志願者の意欲、能力、適性等の多面的、総合的な評価に基づく大学入学者選抜に転換する」としている。さらに、「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」（平成 26 年 12 月 22 日中央教育審議会答申）や、それを基に策定された「高大接続改革実行プラン」（平成 27 年 1 月 16 日文部科学大臣決定）等を踏まえ、文部科学省に設置した高大接続システム改革会議において、高大接続改革実行プランを具体化し、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革を進めるための検討を行い、高大接続システム改革会議の「最終報告」（平成 28 年 3 月 31 日。以下「最終報告」という。）等を踏まえ「大学入学共通テスト実施方針」（平成 29 年 7 月 13 日）を策定している。その後、民間の英語資格・検定試験の活用を延期し、共通テストの国語・数学における記述式問題の導入を見送ったところであり、「大学入試のあり方に関する検討会議」（以下「あり方検討会議」という。）において大学入試における英語 4 技能の評価や記述式出題を含めた大学入試の在り方について具体的方策の検討を進めているところである。

また、共通テストについては、高等学校段階の基礎的な学習の達成度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握することを目的とするものであり、その試験問題は高等学校学習指導要領に準拠して継続的・安定的に作成される必要があるところ、令和 4 年度から年次進行で実施される高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）（以下「新学習指導要領」という。）への対応が求められている。

さらに、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の感染拡大防止等に留意しつつ、受験者が安心して受験することができるよう、安定的な共通テストを継続していく必要がある。

※政策体系図、使命等と目標との関係は別紙のとおり。

## **Ⅱ. 中期目標の期間**

中期目標期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

## **Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項**

### **1 大学入学志願者に対し大学が共同して実施することとする試験**

共通テストは、センター法第 13 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、多くの大学が入学者選抜の一環として共同して実施するものであるが、これが全参加大学において円滑に実施されるために、センターでは一括して処理することが適当な業務を滞りなく確実に実施することが必要である。

また、共通テストは、大学が共同して実施するものであることを踏まえ、試験の実施に参加大学の意思がより適切に反映されるよう、試験に係る各種委員会等の運営方法等の見直しを行う。

### **(1) 共通テストの問題作成**

共通テストは、各大学に対し、大学入学志願者の大学で学ぶために必要な能力・適性等に関する信頼性の高い情報を提供することを目的とするものであることから、良質な問題を作成することが重要な使命であり、各教科・科目の特質に応じ、知識の理解の質を問う問題や思考力・判断力・表現力等を発揮して解くことが求められる問題を重視する必要がある。

このため、試験問題の作成にあたる委員の業務量の適正化を図るとともに、秘密保持を徹底し、毎年の問題作成及び点検を厳格に行うとともに、試験問題に関する自己点検・評価、第三者評価を行い、適切な問題を作成する。

また、評価結果を公表するとともに、必要に応じて改善を図る。

### **(2) 共通テストの円滑な実施**

共通テストは全国の大学において同一の期日（2日間）に同一の試験問題により行われるものであり、受験者にとって公平かつ公正に実施されることが必要である。このため、秘密保持に十分留意の上、大学の試験実施や試験問題の管理、輸送に関する方針を定め、参加大学に対する説明や各種マニュアルの配布を行うとともに、高等学校や受験者に対して受験案内等を配布するなど、試験の円滑な実施に必要な取組を行う。また、試験場や試験室の割り当て方法等について、受験者の利便性等を考慮しつつ効率的な活用を検討し、着実に実施する。さらに、共通テストの実施結果を踏まえ改善を図る。加えて、新型コロナウイルス感染症等のリスクを踏まえ、受験者が安心し、かつ安定的に共通テストを継続していくための対策を講じるとともに、デジタル化への対応については、電子出願等システムの導入に向けた準備を着実に進める。

なお、障害のある者等に対して、障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を踏まえ、能力・適性等に応じた進学を機会を広げる観点から公平に受験することができるよう、試験場となる大学の施設・設備等の状況を勘案しつつ、適切な措置を講じる。

### **(3) 共通テストの採点・成績提供**

共通テストの採点及び成績提供を着実にを行うことにより、参加大学の多様なニーズに対応するとともに、受験者が自己の学習の成果を把握し、その後の学習上の参考とすることが可能となるよう、入学者選抜の全体日程終了後に、希望する受験者本人に対し共通テストの成績を開示する。

### **(4) 高等学校学習指導要領等への対応**

新学習指導要領に対応した共通テストの実施方法等について検討を行い、令和6年度より実施する。

なお、あり方検討会議など関連する会議における検討結果等を踏まえ必要な対応を行う。

#### 【指標】

- ・試験問題に関する高等学校関係者による外部評価において95%以上が良問であるとの評価を得る。（評定値による評価を導入した平成15年度試験から令和2年度試験まで18年間の実績の平均値：95%）
- ・共通テストを円滑に実施するため、オンライン等により、共通テスト実施上の注意点等の大学への説明を実施し、説明資料に対する参加大学の視聴（閲覧）率を100%とする。

【重要度：高】共通テストについては、約55万人の大学入学志願者を対象に公平性・厳正性・信頼性を旨として実施する大規模な共通の試験であり、社会的な説明責任を果たしながら、高等学校段階の基礎的な学習の達成度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握するための問題を作成しつつ円滑かつ着実に試験を実施する必要があることに加え、新学習指導要領や、あり方検討会議など関連する会議における検討結果等を踏まえる必要があるため。

【困難度：高】感染症等のリスクを踏まえ、実施準備に大きな影響を及ぼす事態が生じた場合にも適時適切に対応することができるよう、十分な対策を講じた上で共通テストを実施する必要があるため。

## 2 大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究

センター法第13条第1項第2号に基づき、センターは、大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査研究について、大学や高等学校等と連携しつつ進める。

特に、センターは、大学入学者選抜のナショナルセンターを目指して、高大接続や大学入学者選抜に関する時代の要請を的確にとらえながら、大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究を実施する。

調査研究においては、真に必要とされる具体的なテーマに集中・特化して選定を行うとともに、それに対する目標や評価の基準の明確化を図るものとする。

### (1) 調査研究の在り方及び評価・公表

将来の大学入学者選抜の望ましい在り方を見据えながら、共通テストに関する調査研究や、大学入学者選抜方法の改善に資する基盤的な調査研究や政策的・社会的課題に対応した調査研究等に取り組むことが必要である。

このことを踏まえ、理事長のリーダーシップの下で策定する研究計画に基づ

き調査研究を着実に実施するとともに、外部評価にあたっては、設定した目標が達成されているか、研究成果が入学者選抜の改善に活用できる内容であるか等について厳格な評価を行った上で、当該評価結果に沿った改善を図りつつ、成果が十分でない研究テーマについては、理事長の判断により機動的に見直しを行う。

また、研究成果については、共通テストの改善に活用するとともに、各大学との研究協議等を通じた、各大学の入学者選抜方法の改善や、国が行う大学入学者選抜方法の改善に向けた政策の企画立案への活用を促し、その活用状況も含め、多様な手段で積極的かつ効果的に公表する。

## **(2) プロジェクト型研究の推進**

大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究は、分野横断的な研究活動が要求されることを踏まえ、専門分野が特定の分野に偏らないような組織編制を継続しつつ、大学等の外部の研究者の参画も得た柔軟な体制による調査研究を行う。さらに、調査研究成果の事業への実装に向けて、事業部門との有機的な連携を行う。

## **(3) 共通テストに関する調査研究**

共通テストの改善方策等に関して調査研究を行い、出題内容や選抜方法に適切に反映させる。特に、良質の試験問題の作成に資する調査研究並びに科目間の得点調整及び本試験と追試験の比較に関する調査研究を行う。

## **(4) 大学入学者選抜の基盤的・実践的な調査研究**

大学入学者選抜方法の改善に向けて、教育測定や高大接続等に係る基盤的研究とともに、大学入学者選抜における Computer Based Testing (CBT) などの新技術の活用や障害のある者等への合理的配慮、アドミッションスタッフの育成支援など、政策的・社会的課題に対応した実践的な調査研究を行う。

## **(5) 試験情報の活用の推進**

教育データを多様に利活用する動向を見据えつつ、個人情報保護に十分留意した上で、大学入学者選抜方法の改善、ひいては高等学校及び大学の教育改善が促されるよう、共通テスト等の試験情報の活用に関し調査研究を実施した上で、その仕組みを構築する。

### **【指標】**

- ・外部評価委員会における評価の結果、研究計画の進捗率 100%を達成する調査研究課題の件数の割合が 80%。

**【重要度：高】** 共通テストや個別の大学入学者選抜の不断の改善に向け、新学習指導要領に対応した共通テストにおける得点調整の在り方な

どの中期的な課題だけではなく、CBT を始めとする新技術を活用した大規模試験に関する調査研究などの長期的な課題についても、調査研究を行い、専門的知見に基づく改善方策を提示することが不可欠であるため。

【困難度：高】特に、得点調整や新技術を活用した試験に関する調査研究は、求められる達成水準が高いだけでなく、社会的影響も大きいことから、社会の理解を得つつ調査研究を進める必要があるため。

### 3 大学情報の提供等

センター法第 13 条第 1 項第 3 号に基づき実施する大学情報の提供業務について、共通テストに関する情報を中心に、大学入試に関する情報等をインターネットにより提供する。

#### 【指標】

- ・大学情報の提供に係るページへのアクセス件数の具体的な数値目標は、独立行政法人評価制度委員会通知（平成 27 年 11 月 17 日付独評委第 45 号）を踏まえた第 4 期中期目標期間における設定値（76,397 件）及び各年度実績の数値（令和 2 年度を除く。）の平均値（127,049 件）以上とする。

## IV. 業務運営の効率化に関する事項

### 1 組織体制

事務・事業の見直しに対応した要員の合理化など組織の見直しを図り、効率的かつ円滑な業務運営の改善を図る。なお、効率化に関しては、長期的視野に立つて推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

### 2 業務運営

(1) センターの業務運営に関しては、閣議決定等に基づき国において議論されている高大接続改革における取組や受験者のニーズに配慮した上で、18 歳人口の減少による志願者数への影響に伴う検定料収入の減少を踏まえ、受益者負担の在り方等を見直すことで収支を改善し、見直しの基本方針の趣旨を踏まえた自己財源による自立的かつ安定的な財政基盤を新学習指導要領に準拠した共通テストの開始までに確保するほか、収支差の平準化のための検討を行うとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取り組みの推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組等を進めることにより、計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努める。

また、調達の合理化等を推進すること等により、一般管理費及び事業費のうち固定的な経費<sup>\*</sup>を本中期目標期間中に令和 2 年度実績額の 1 % 以上削減する。



- ※ 固定的な経費 = (一般管理費 + 事業費) - 変動費 - 特殊業務経費 - 退職手当  
変動費 = 受験者の増減により変動する経費  
特殊業務経費 = 新規・拡充等の特殊要因に係る経費

- (2) 共通テストについては、受験者の利便性に配慮しつつ、効率的な試験場・試験室の活用やデジタル化への対応に取り組むとともに、業務運営の効率化の観点から試験問題等の印刷経費等について、令和2年度実績を基に削減に取り組む。さらに、参加大学との緊密な連携の更なる強化や役割分担の明確化に取り組む。
- (3) 独立行政法人改革等に関する基本的な方針に基づき、第4期中期目標期間に構築した体制により、業務ごとに予算と実績の管理を行う。

### 3 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員等の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、センターの業務の特殊性を踏まえながら、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。

## V. 財務内容の改善に関する事項

### 1 計画的な収支計画の作成

18歳人口の減少による志願者数への影響に伴う検定料収入の減少を踏まえ、受益者負担の在り方等を見直すことで収支を改善し、見直しの基本方針の趣旨を踏まえた自己財源による自立的かつ安定的な財政基盤を新学習指導要領に準拠した共通テストの開始までに確保するほか、収支差の平準化のための検討を行うとともに、既存業務の徹底した見直し・効率化等を進めることにより、計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努める。

### 2 保有資産

施設・設備については、共通テストの秘密保持に十分留意の上、計画的な整備を行う。

## VI. その他業務運営に関する重要事項

### 1 内部統制

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき、内部統制の充実・強化を図るため内部統制委員会の開催やコンプライアンスの徹底等、内部統制環境を整備・運用するとともに、不断の見直しを行う。また、定期的に内部監査等によりモニタリングや検証を行い、監事による監査機能・体制を強化する。

### 2 トップマネジメントの促進

国の政策動向や社会情勢の変化を踏まえつつ、センターの使命及び社会的責任

を果たし、直面する課題に適切に対応するための理事長のトップマネジメントを促進する。その際、センターの政策実施機能を最大化すべく、役職員のモチベーションや使命感の向上といった点にも留意する。

### **3 情報セキュリティ**

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群等を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、試験問題に係る秘密保持を確保するとともに、個人情報保護のために必要な体制などの充実を図る。さらに、情報セキュリティ対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

### **4 人材の確保・育成**

センターの人事基本計画を踏まえ、新規採用や人事交流を通じ必要な資質能力を備えた人材の確保を図るとともに、共通テストを着実に実施できる適正な配置を行う。また、大学等を取り巻く環境が変化する中で、センターが期待されている役割を担うために必要な能力や情報セキュリティ、財務会計等の業務遂行に当たって求められる専門的能力を伸長させる研修等の人材育成に向けた取組を積極的に行う。

### **5 関係機関・団体への支援や協働体制の構築・強化**

試験を共同実施する大学等との意思疎通・情報共有が図られ、円滑に試験が実施できる体制の構築・強化に向けた取組を推進する。また、大学入学者選抜に関する知見を広く大学等と共有する取組を推進し、必要な支援を行う。

### **6 情報の公開**

業務の公共性にかんがみ、法人の運営に関する業務や財務等の情報について、分かりやすい情報開示を図るとともに、毎年度、積極的な開示を行う。

## ◎独立行政法人大学入試センター法（平成11年法律第166号）（抜粋）

### 【目的】

大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより、大学の入学者の選抜の改善を図り、もって大学及び高等学校における教育の振興に資する。

### 【業務】

#### ①大学入学共通テストの実施

大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験に関し、問題の作成及び採点その他一括して実施することが適当な業務を行う。  
※大学入学共通テストは、原則、受験生の検定料で実施

#### ②大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究

大学入学者選抜方法の改善について調査研究を行う観点から、真に必要な課題に厳選し、大学入学共通テストに関する調査研究と大学入学者選抜の改善に関する調査研究に集中・特化した研究を行う。

#### ③大学情報の提供等

大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供を行う。

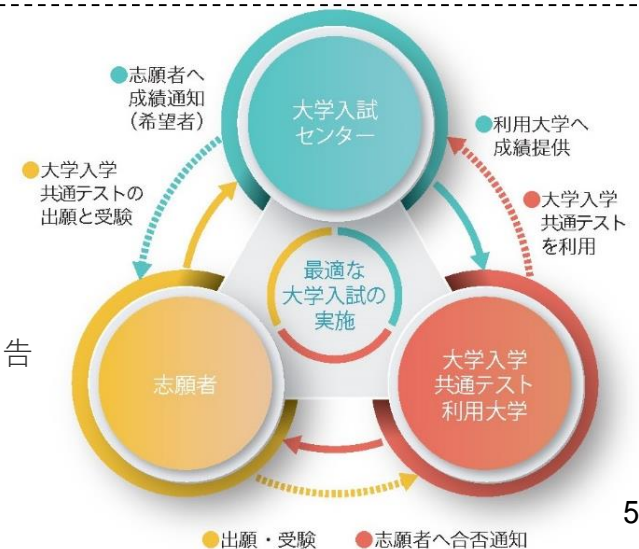
## <大学入試センターと利用大学の役割>

### ●大学入試センターの役割

- ・試験問題の作成、印刷、輸送
- ・受験案内、実施マニュアルなどの作成
- ・出願の受付、試験場の指定、受験票の交付
- ・答案の採点、集計
- ・試験成績などの各大学への提供
- ・試験成績の本人通知

### ●利用大学の役割

- ・大学入学共通テストの利用教科・科目及び各大学ごとの学力検査などの予告
- ・試験問題作成に携わる者の派遣
- ・試験場の設定、試験監督者などの選出
- ・志願者への受験案内の配付
- ・試験問題の保管・管理
- ・試験の実施、答案の整理・返送、試験成績の請求



# 独立行政法人大学入試センター（DNC）の使命等と目標との関係

## （使命）

大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより、大学の入学者の選抜の改善を図り、もって大学及び高等学校における教育の振興に資する

## （現状・課題）

### ◆強み

・我が国唯一の大学入学者選抜のための大規模共通試験という特有の業務に関して約40年間のノウハウを蓄積

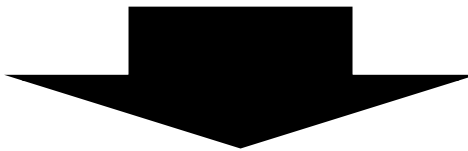
### ◆弱み・課題

・18歳人口減に伴う検定料収入減を踏まえた安定的な財政基盤の確保が必要  
・調査及び研究について、大学との共同研究の推進や国家的な研究プロジェクトへの参画等、研究機能の強化が課題  
・試験の科目数が増大するとともに障害のある受験者への合理的な配慮に要する業務が増大

## （環境変化）

○新高等学校学習指導要領（令和4年度から年次進行で実施）や、文部科学大臣のもとに設置された「大学入試のあり方に関する検討会議」における議論等を踏まえ、令和7年度大学入学共通テストの準備が必要

○新型コロナウイルス感染症等のリスクがある中で、受験生が安心して、かつ安定的な大学入学共通テストを継続していくことが必要



## （中期目標）

○大学入学共通テストについては、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等も重視して評価を行うものとして、問題作成、試験の実施、答案の採点・成績提供及びその他一括して処理することが適当な業務を滞りなく実施  
○外部評価を受けるなど、研究成果の検証を行いつつ大学入学者選抜方法の改善や国の政策立案に資する調査研究を推進

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が  
達成すべき業務運営に関する目標  
(中期目標)

令和3年2月 日

文 部 科 学 省

## 目 次

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II. 中期目標の期間	2
III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1. <u>特別支援教育に係る实际的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献</u>	
(1) 国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題に対応した研究の推進と研究成果の普及	3
(2) 評価システムの充実による研究の質の向上	4
2. <u>各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成</u>	
(1) 国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上	5
(2) 各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援	6
3. <u>特別支援教育に関する情報普及の充実や自治体・学校への支援</u>	
(1) 特別支援教育に関する情報発信	6
(2) インクルーシブ教育システム構築の国際的動向の把握と海外の研究機関の研究交流の推進	7
(3) 自治体や学校が直面する課題の解決に関する支援や情報発信	8
IV. 業務運営の効率化に関する事項	
1. 業務改善及び業務の電子化の取組	9
2. 予算執行の効率化	9
3. 間接業務等の共同実施	9
4. 給与水準の適正化	10
V. 財務内容の改善に関する事項	
1. 自己収入の確保	10
2. 体育館及びグラウンドの外部利用の促進	10
3. 保有財産の見直し	10
VI. その他業務運営に関する重要事項	
1. 内部統制の充実	10
2. 研究データの管理・活用	11
3. 情報セキュリティ対策の推進	11
4. 大学・関係機関等との連携	11
5. 施設・整備に関する計画	11
6. 人事に関する計画	12
7. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための研究所の事業について	12

※下線を引いた事業を一定の事業等のまとまりとする。

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定に基づき、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

## I 政策体系における法人の位置付け及び役割

### <法人の使命>

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、国の政策を踏まえ、特別支援教育に関する研究のうち主として実地的な研究を総合的に行うこと、及び特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ることを目的とする法人である。

この目的を達成するため、研究所は、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、国や地方公共団体、関係機関等と連携・協力しつつ、教育実践を研究するフィールドを有し、実践的な研究と研修を一体的に行うことができる法人の強みを生かしながら、特別支援教育を取り巻く国内外の情勢の変化も踏まえた国の政策課題や教育現場の課題に柔軟かつ迅速に対応する業務運営を行い、もって障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献することをミッション（使命）とする。

### <法人の現状と課題>

昭和 46 年に我が国唯一の特別支援教育（当時は特殊教育）に関するナショナルセンターとして設置され、令和 3 年に創設 50 年を迎える。この間、専門的な研究及びフィールドに根差した実践的研究と架橋した研修を実施しており、研究成果の蓄積や研修のノウハウがある点に強みがある。

また、特別支援教育に係る指導経験や専門的な知見を有する研究職員が 40 名在籍し、各障害の専門家が教育委員会等に対して専門的な指導・助言を行っていることも強みである。

さらに、我が国の特別支援教育推進のためには、学校現場の実態を踏まえたエビデンスベースの実践的研究等を推進する必要があるため、筑波大学附属久里浜特別支援学校（以下「久里浜特別支援学校」という。）をはじめ特別支援学校等と連携して、全国の参考になる障害のある子供の教育に関する実際の・総合的な教育研究を行ってきた。

一方、今後の課題としては、ポストコロナの時代において、ICTを活用した効果的な研修を実施するためのノウハウの蓄積やスキル等の向上、ICT環境や体制の整備、施設面での老朽化対策を早急に進める必要がある。

### <政策を取り巻く環境の変化>

我が国が目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の共生社会である。

共生社会の形成に向けては、障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）に基づくインクルーシブ教育システムの構築が重要である。特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの構築のために必要不可欠なものである。

インクルーシブ教育システムの構築に向け、我が国は、平成 19 年に権利条約への署名を行い、平成 25 年に、権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)を制定し、平成 26 年 1 月に権利条約を批准した。また、「障害者差別解消法」を受けて平成 27 年に策定した「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に基づく不当な差別の禁止や合理的配慮を進めるなど、インクルーシブ教育システムの構築に向けた様々な取組を進めてきたところである。最終的には、条約の理念が目指す共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムを構築していくことを目指し、特別支援教育の推進を一層加速することが、我が国の重要な政策課題である。

令和元年に文部科学省に設置された「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」(令和元年 9 月 6 日設置)(以下「有識者会議」という)では、医療の進歩・特別支援教育への理解の広がり・障害の概念の変化や多様化、それに伴い、発達障害等に対するニーズの高まりによる特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒が増加していること等、特別支援教育をめぐる社会や環境の変化を踏まえ、特別支援教育の現状と課題を整理した上で、一人一人のニーズに対応した新しい時代の特別支援教育の在り方や、その充実のための方策等について検討が行われている。具体的には、特別支援教育を担う教師の専門性の向上、ICT 利活用等による特別支援教育の質の向上、関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実について議論され、これらの実現に向けた取組の推進が求められている。

また、新しい時代の学校教育を実現させるため、「GIGA スクール構想」において児童生徒 1 人 1 台端末の整備が進められていることや、「Society5.0 時代」の到来や新型コロナウイルス感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」を見据え全ての子どもたちの個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指す「令和の日本型学校教育」の構築が目指されていることを踏まえ、ICT を活用した適切な支援方法の研究等の推進や、ICT を活用した教員研修を推進する必要がある。

このような環境変化を踏まえ、中期目標期間においては、研究所のミッションに基づき、インクルーシブ教育システムの構築、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に寄与するため、国、地方公共団体、大学、研究機関、学校等関係機関との連携を強化するとともに研究所の役割を更に明確にし、国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題等に対応した研究活動を核として、研修事業、相談支援、情報普及等を一体的に実施し、特別支援教育に係る我が国唯一のナショナルセンターとして、より一層、国の政策の実現に貢献していく必要がある。  
(別添) 政策体系図、使命等と目標との関係

## II 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和 3 年(2021 年) 4 月 1 日から令和 8 年(2026 年) 3 月 31 日までの 5 年間とする。

## III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1. 特別支援教育に係る実際の・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献

(事前分析表 施策目標 2-8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進)



**【重要度：高】**

研究活動は、研究所の諸活動の中核であり、我が国の特別支援教育のナショナルセンターとして、国の政策立案・施策推進に直接に寄与することはもとより、研修事業や情報普及活動を通じて研究成果を教育現場に還元することは、インクルーシブ教育システムの構築を図る上で不可欠であることから、重要度は高い。

**(1) 国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題に対応した研究の推進と研究成果の普及**

国の特別支援教育に関する政策立案・施策推進等に寄与するため、権利条約の批准、障害者基本計画、国内外の障害者施策を取り巻く状況の変化、国の政策動向等を踏まえ、特別支援教育のナショナルセンターとして、国との緊密な連携による国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題に対応した研究を中心に精選、重点化して、戦略的かつ組織的に実施すること。また、その成果によって、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献すること。

特に、近年では、通常の学級における取組等、特定の障害種に限らない課題が多くなっていることから、障害種を超えた横断的研究や、通常の学級における指導の充実のため、通常の学級における障害のある児童生徒を含めた学級全体への働き掛け等についての研究を進めること。

これらの研究の実施に当たっては、中期目標期間において実施する研究について、国との協議を経て研究体系を策定し、学校におけるICT活用の広がりなど研究の背景となる教育を巡る状況、研究の必要性や方向性、研究所が実施する研究の内容、達成すべき成果等、今後5年間のロードマップを明らかにした「研究基本計画」を基本としつつ、戦略的かつ組織的に実施する。なお、「研究基本計画」については、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、随時、柔軟に見直しを行うこと。

また、各都道府県教育委員会や特別支援学校長会等の関係機関に対する研究ニーズ調査を行うことや各学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進すること。さらに、研究に参画する都道府県等を公募し、教育現場の情報を得るなどしながら協力して研究を行うこと。

研究力の向上に向けた体制整備については、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との連携を強化するとともに、先導的な実践を行う様々な学校との連携を確保しながら「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成二十年法律第六十三号）（以下「科技イノベ活性化法」という。）上の研究開発法人として、多様な障害領域の研究者を配置している大学や国の研究機関との組織的かつ継続的な連携体制を構築し、研究の多様性の確保に努め、先端的な研究を推進すること。また、特別支援教育以外を専門とする研究機関や関係機関や多様な機関との共同事業の実施等連携を進めること。さらに、国立教育政策研究所をはじめとする研究機関や小・中・高等学校等の校長会等関係団体との連携も強化すること。

研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供したり、教育実践に寄与するよう、都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校等に提供したりするとともに、広く一般にも公開するなど、研究成果等の普及及び特別支援教育に関する理解啓発を図ること。また、研究所で実施する研修事業にも研究結果を反映させ、研修内容の見直しを図るとともに、より一層の充実を図ること。

なお、研究成果が教育現場等に対し有効に提供・活用されているか否かについて検証すること。

**【指標】**

・国の政策立案・施策実施や教育現場の喫緊の課題解決のために必要とする課題に関する調査研究を、大学や国の研究機関等多様な機関との連携を進めながら、毎年度5～7件程度実施する。

(実績：平成28年度 10件、平成29年度 10件、平成30年度 10件、令和元年度 11件)

・全国の公立の教育センターを含む教育委員会、学校等の教育現場における研究成果の活用状況（教育委員会での業務での活用、研修会等での活用、学校への情報提供等）について毎年度アンケート調査を実施し、6割以上の現場で改善に活用される。

(実績：平成28年度 30%、平成29年度 46.6%、平成30年度 70.5%、令和元年度 82.9%)

※ 第4期中期目標では、教育センターとして都道府県、指定都市、中核市が設置する教育センターのみを対象としていたが、第5期では全ての市区町村が設置するセンターとしたため、実績値は、目標よりも低い。

**(2) 評価システムの充実による研究の質の向上**

研究の実施に当たっては、特別支援教育政策の充実及び教育現場の教育実践等の推進に貢献する観点から、内部評価及び外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図ること。また、PDCAサイクルを確立し、十分に機能させ、研究内容の更なる質的向上を図るための評価システムを充実すること。

**【指標】**

・毎年度、外部評価を実施し、全ての研究において、研究終了時に高い評価（5段階評価で4以上）を得る。

(実績：平成28年度 100%、平成29年度 100%、平成30年度 100%、令和元年度 100%)

**2. 各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成**

(事前分析表 施策目標2-8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進)

**【重要度：高】**

ポストコロナ社会において、ICTを活用した適切な支援をはじめ、教育現場のニーズに対応できる各都道府県等の特別支援教育の指導者養成は喫緊の課題である。また、新しい時代の特別支援教育を担う教員の専門性向上に向けては、特別支援学校や特別支援学級、通級による指導の担当教員のみならず、全ての職員の資質を向上させることが求められており、各都道府県等が進める教員の資質向上への支援は喫緊の課題であることから、重要度は高い。

### (1) 国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成を図るため、各都道府県等における障害種ごとの教育の中核となる教職員を対象とした専門的・技術的な研修及び各都道府県等における指導的立場にある教職員を対象とした特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題等に対応した専門的・技術的な研修を実施すること。

研修の実施に当たっては、研修の背景、必要性や具体的な内容を明らかにした「研修指針」を基本とするが、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、随時、柔軟に見直しを行うこと。企画段階においては、新型コロナウイルス感染症での課題や教育現場における現状を踏まえつつ、これまでの研修の実施状況やアンケート結果から導き出された課題や改善が必要な事項等を整理するとともに、国や地方自治体、教職員支援機構、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等の関係機関と協議・連携の上、研究所の研修に求められるニーズを的確に把握し、ICT環境の整備の推進等、社会情勢の変化等を研修内容に反映させること。研修の形態については、研修目的に留意しつつ、宿泊及びオンラインを適切に組み合わせ、講義のほか、研究所の研究の成果を踏まえた演習・研究協議、フィールドワーク等の形式を多く取り入れるなど工夫し、学術的な理論に裏打ちされた実践的かつ効果的な研修を実施すること。また、研修受講者が、研修で得られた成果を各地域に還元できるようにすること。

研修実施後は、その内容や実施方法による効果等を分析し、ポストコロナ社会におけるICTの活用や一層のオンライン研修の充実を図るとともに、「集合・宿泊型研修等とオンライン研修とのベストミックス」の在り方についての検討を早急に進め、「フィールドを有する実践研究と架橋した研修」という研究所の強みを生かした研修体系を構築すること。また、研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構の4法人は、研修のより効率的・効果的な実施に資するため、その連携について検討すること。

さらに、研修を通じて、国の特別支援教育政策や久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との共同研究で得られた成果等の最新の知見等を普及するとともに、国の特別支援教育政策の動向や教育委員会・受講者等の意見を踏まえたカリキュラム等の見直しを行い、外部有識者の意見を取り入れながらPDCAサイクルを十分に機能させる取組を行うこと。

#### 【指標】

- ・研究所が設定する受講者定員に対する実際の受講者の参加率が、80%以上となるようにする。  
(実績：平成28年度100%、平成29年度83.3%、平成30年度83.3%、令和元年度83.3%)
- ・教育委員会等派遣元に対して調査を実施し、研修受講者の研修修了後における指導的役割の実現状況について80%以上の達成を図る。  
(実績：平成28年度100%、平成29年度100%、平成30年度94.4%、令和元年度97.2%)
- ・研修受講者が事前に設定した自己目標の研修修了直後における実現状況について80%以上の達成を図る。  
(実績：平成28年度96.4%、平成29年度96.4%、平成30年度93.3%、令和元年度94.4%)

※ 第5期中期目標期間の指標は第4期中期目標期間の実績よりも低いですが、第5期中期目標期間においては、PDCAサイクルを回しながら、ポストコロナ社会における新たな研修体系を構築する必要があることを踏まえ、指標を80%以上としている。

## (2) 各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援

各都道府県等におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた幅広い教員の資質向上のため、多様な学びの場に対応した講義配信コンテンツの計画的な整備を図り、インターネットにより学校教育関係者等へ配信すること。また、特別支援学校教諭免許状取得率向上のための免許法認定通信教育及び免許法認定講習を実施するとともに、大学等が開設する講習への協力、受講者が受講しやすくなる環境・方策及び科目・単位の拡充の可能性について検討すること。さらに、大学等と連携して、教員養成段階の学生等を対象とした特別支援教育に関する専門的な講習を実施すること。

これらの実施に当たっては、利用者のアンケート調査等を基に、内容及び運用の改善を図ること。

### 【指標】

- ・講義配信の自治体の団体受講登録について、中期目標期間終了までに、80%以上の都道府県で行われるようにする。  
(実績：令和2年度 19.1% (9県)) (令和2年12月現在)
- ・講義配信の受講登録数を、中期目標期間終了までに、8,000人以上とする。  
(実績：平成28年度 1,877人、平成29年度 2,722人、平成30年度 3,876人、令和元年度 5,916人)
- ・免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数を中期目標期間終了までに、4,000人以上とする。  
(実績：平成28年度 551人、平成29年度 1,470人、平成30年度 1,574人、令和元年度 1,323人)

## 3. 特別支援教育に関する情報普及の充実や自治体・学校への支援

(事前分析表 施策目標2-8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進)

### 【重要度：高】

特別支援教育に係る有用な情報等を、教育関係者はもとより、民間企業や各種団体等に対しても広く提供し普及を図ることは、国の特別支援教育政策を進めていく上で重要である。また、インクルーシブ教育システムの構築は、権利条約の理念が目指す共生社会の形成に向けて不可欠であり、特別支援教育推進のための基盤となることから、各地域におけるインクルーシブ教育システムの構築へ向けた取組を強力に推進する必要があることから、重要度は高い。

### (1) 特別支援教育に関する情報発信

#### ①戦略的な広報の推進

我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育の政策・施策及び現状や課題、研究所の存在や活動内容(研究内容やその成果)等について、学校、民間企業、各種団体等、多方面に周知させ、それら各方面からの理解・支援を得ることができるよう取り組むこと。

また、情報収集・発信方策や広報の在り方を明示した広報戦略を基本としつつ、特別支援教育に関する政策・施策や研究活動及び教育現場の課題等に関する情報を総合的に収集すること。研究所の活動内容等と併せて、全ての学校をはじめとする関係者に必要かつ有益な情報が提供されるよう、研究成果の普及やインターネットをはじめ広報効果の高いICTツールを活用した情報提供の量的充実を図るとともに、国と連携しながら、サマリー集やガイドブック、リーフレット等わかりやすい形で情報提供を行い、現場での活用を促進すること。

#### 【指標】

- ・研究所のホームページについて、情報提供のコンテンツを充実し、広く学校、民間企業、各種団体等に周知するとともに、有用度に関する関係団体への聞き取りをもとに定期的に改善を行い、毎年度、年間75万以上の訪問者数を確保する。

#### ②教育関係者をはじめ国民への幅広い理解啓発・理解促進の活動の推進

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、研究所セミナー等の開催を通じて、教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を充実すること。特に特別支援教育の指導の経験のない又は経験年数の少ない教員に対し特別支援教育の理解啓発・理解促進を行うこと。

また、発達障害教育に関し、インターネットを通じた情報提供の充実を図り、幼稚園、小・中・高等学校等の教員や保護者への理解促進を図るとともに、教育と福祉等の関係機関との連携に関する取組を推進すること。

さらに、特別支援教育における支援機器等教材に関する情報を収集し、特別支援教育教材ポータルサイトの充実等により、幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校の全ての学校において、ICT機器等の教材を広く普及させるための取組を実施すること。

#### 【指標】

- ・発達障害教育推進センターのウェブサイトについて、年間10万件以上の訪問者数を確保する。  
(実績値：平成28年度 11万件、平成29年度 9万8千件、平成30年度 8万件、令和元年度 7万6千件)

#### (2) インクルーシブ教育システム構築の国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進

我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に資するため、諸外国のインクルーシブ教育システム構築の動向を把握し、公表すること。

また、海外の特別支援教育の研究機関との交流を図り、研究の充実を図るとともに、国際的なシンポジウム等を開催し、広く情報の普及を図ること。

#### 【指標】

- ・中期目標期間終了までに、7か国以上の諸外国のインクルーシブ教育システム構築の動向を把握し、情報発信するとともに、海外の研究機関とのシンポジウムやセミナー等を開催する。  
(実績値：平成28年度 8か国、平成29年度 8か国、平成30年度 6か国、

令和元年度 6 か国、令和 2 年度 7 か国)

### (3) 自治体や学校が直面する課題の解決に関する支援や情報発信

#### ①インクルーシブ教育システムの構築に向けた都道府県等への支援

我が国のインクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村から派遣された職員と地域の課題解決に向けた取組を進め、研究所がその成果を他の地域にも還元すること。成果については、広く一般にも活用されるよう方法を工夫し、国及び各都道府県・市町村等に幅広く提供すること。

また、インクルーシブ教育システムの構築（障害者差別解消法への対応を含む。）に係る各都道府県・市町村・学校からの相談に対する支援の充実を図ること。

さらに、全国特別支援教育センター協議会が全国におけるインクルーシブ教育システム構築において重要な役割を果たすよう、その取組を支援すること。得られた知見については、国における政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつつ、国にも提供すること。

#### 【指標】

- ・都道府県・市町村から派遣された職員と地域の課題解決に向けた取組を、中期目標期間中に 30 件以上実施する。
- ・地域のインクルーシブ教育システム構築のために、各都道府県・市町村からの相談支援の充実を図るとともに、研究所の支援が有意義であったかどうかを毎年度調査し、有意義であったとの回答を 80%以上確保する。

※ 第 4 期中期目標期間では、都道府県・市町村から派遣された職員が研究所職員と研究をする取組を行い、参加した自治体の 100%で有意義との回答を得ているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンラインでの支援が中心となることを想定して 80%としている。

#### ②インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信の充実

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資するため、インクルーシブ教育システム構築支援データベースの充実を図るとともに、特別支援教育センター等の関係機関と連携しながら、各学校への周知を行い、活用を促すこと。また、閲覧者の利便性をより向上させたデータベースとすること。

#### 【指標】

- ・インクルーシブ教育システム構築支援データベースの各都道府県・市町村・学校等での活用を促し、事例のダウンロード件数について毎年 2 万 5 千件を確保する。
- (実績値：平成 28 年度 2 万件、平成 29 年度 1 万 8 千件、平成 30 年度 2 万 4 千件、令和元年度 3 万 2 千件)

※ 第 5 期中期目標期間の指標は令和元年度の実績よりも低いですが、第 5 期中期目標においては新たな事例の掲載に努めるのではなく、第 4 期中期目標期間において掲載した事例の閲覧性の向上に取り組むこととしており、それを踏まえた

数値としている。

③関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への相談支援

校長会、教育委員会、教育センター等関係団体と連携した学校への情報提供を充実し、効率的・効果的な特別支援教育に関する情報の普及を図ること。また、要請に応じ講師派遣を行うなど、各都道府県等における特別支援教育の施策推進を支援すること。

日本人学校に対して、関係機関と連携を図りながら、保護者も含めた関係者への情報発信を行うとともに、教育相談支援等を必要に応じて行うこと。

【指標】

- ・毎年度、日本人学校に赴任する派遣教員には研修会を通して、海外駐在予定の保護者等には相談会を通して情報提供を行うとともに、日本人学校に対し、特別支援教育に関する情報提供を定期的（年15回程度）に実施する。

#### IV 業務運営の効率化に関する事項

##### 1. 業務改善及び業務の電子化の取組

業務運営に当たっては、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）を踏まえ、現在の業務プロセスを調査・分解し、問題点を明らかにした上で、業務プロセスそのものの再構築を図ること。

運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、複数年契約等による調達等合理化の取組等により業務運営コストの削減を図ること。

中期目標期間中、退職手当、特殊要因経費を除き、毎事業年度につき、対前年度比一般管理費〇%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図ること。

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施すること。

また、業務の実施に当たっては、電子決裁の推進や、研修の案内や申し込みのオンライン利用の推進など、電子化できる業務の洗い出し及び取組の検討を行い、業務の効率化につなげる。なお、デジタル技術の利活用に当たっては、デジタル化自体を目的とするのではなく、デジタル化によって組織を変革し、新たな価値を創造するデジタルトランスフォーメーション（DX）を意識することとする。

##### 2. 予算執行の効率化

業務達成基準による収益化の原則に基づいた、管理体制のもと、予算執行の効率化を進めること。

##### 3. 間接業務等の共同実施

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構の4法人は、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、その取組を一層推進する。

##### 4. 給与水準の適正化

研究所の給与水準については、基本方針を踏まえ、国家公務員等の給与水準を

十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表すること。

## **V 財務内容の改善に関する事項**

### **1. 自己収入の確保**

国の政策動向に即応した機動的な研究の推進を図るとともに、研究の多様性を確保するため、組織として、積極的に競争的資金等の外部資金導入を図ること。また、受益者負担の適正化や他の独立行政法人の状況を踏まえながら、自己収入の確保を図ること。

宿泊研修施設については、更なる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図るとともに、定期的に料金を検証し、自己収入の拡大を図るために必要な措置を講じる。

### **2. 体育館及びグラウンドの外部利用の促進**

体育館については、研修事業での活用を図るとともに、障害者スポーツでの利用を含め広く外部利用を促進するために、各種団体などへ幅広い広報を行い、取組を推進すること。

グラウンドについては、体育館と同様に、障害者スポーツでの利用を含め広く外部利用を促進するために、各種団体などへ幅広い広報を行い、取組を推進すること。

### **3. 保有財産の見直し**

保有財産については、利用実績等を的確に把握し、その保有の必要性について不断の見直しを行うこと。

特に、研修施設については、他法人や関係機関等の施設も利用して研修を実施する可能性も視野に入れつつ、見直しを行うこと。

## **VI その他業務運営に関する重要事項**

### **1. 内部統制の充実**

研究所の内部統制については、基本方針を踏まえ、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るため、内部統制システムを充実・強化すること。

また、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、

- ①研究所のミッションや理事長の指示を確実に組織内の各階層に浸透させるとともに、役職員のモチベーション・使命感を向上させる仕組みの運用
- ②研究所のマネジメント上必要なデータを組織内で収集・共有し、理事長に伝達した上で、組織・業務運営において活用
- ③内部統制が有効に機能しているかどうかを継続的にモニタリングを、理事長のリーダーシップの下、日常的に進めていくこと。

### **2. 研究データの管理・活用**

研究所が保有する様々な学術情報や研究データの管理・保存や、他の研究機関等との間でデータの共有・活用を図るため、組織的な体制・環境の整備を行うこ



と。

### 3. 情報セキュリティ対策の推進

政府の情報セキュリティに関する方針等に基づき、情報セキュリティ対策を厳格に実施すること。

また、職員に対する教育訓練を毎年度行うとともに、P D C Aサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。

### 4. 大学・関係機関等との連携

【重要度：高】【困難度：高】

令和3年度に、科技イノベーション活性化法上の研究開発法人となることから、研究の多様性の確保に努め、大学・関係機関等と連携しながら先端的な研究を推進することが必要であり、重要度は高い。また、新たに連携を進めていくことになるため、困難度は高い。

#### (1) 久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との連携・協力

学校現場の実態を踏まえたエビデンスベースの実践的研究等を推進するため、研究所は、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等と連携し、障害のある子供の教育に関する実際の・総合的な教育研究の推進を図ること。また、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等での実践研究の充実に向け、積極的な協力を行うこと。

研修においても、久里浜特別支援学校での実地研修をカリキュラムに盛り込むなどして、研修受講者の専門性向上を図ること。

#### (2) 関係機関との連携強化

全国の特別支援教育センターとの連携を強化し、研究・研修の実施、成果の報告、情報収集・発信を一層推進していくこと。

また、近隣に位置する関係機関等との連携を強化し、特別支援教育に関する学際的研究の可能性を広げること。

さらに、共同研究の実施や外部資金の共同での獲得等を視野に入れ、研究活動を中心とした組織的かつ継続的な連携を大学や民間企業等と実施すること。特に、教育におけるICTや先端技術の活用が進んでいることから、ICTの活用に関する情報収集や連携強化に努め、研究活動の水準向上に取り組むこと。

【指標】

- ・第5期中期目標期間中に複数の関係機関と計画的に事業を推進するため、連携協定を締結し、少なくとも1以上の共同研究を実施する。

### 5. 施設・整備に関する計画

令和3年2月に策定した「インフラ長寿命化計画（個別施設計画）」に基づき、業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めるとともに、管理施設の長寿命化のための計画的な修繕・改修等を推進すること。

### 6. 人事に関する計画

新規採用や人事交流、多様な専門性を有する研究職員やデジタル技術を活用

できる専門人材等の採用・活用等により、研究職員・事務職員の幅広い人材の確保を図ること。また、研修等の実施により、職員の計画的な資質向上及び育成を図ること。

評価に関しては、研究者が行う、外部資金等による多様な研究活動の業績を人事評価に適切に反映させ、更なる研究力の向上につなげること。

以上について、人材確保・育成方針を策定すること。

## **7. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための研究所の事業について**

ポストコロナ段階を見据え、研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動等の事業について、インターネットを活用した事業・業務を推進するとともに、学校関係者及び関係機関等に有用な情報を提供していく取組を進めること。

また、集合型の研究協議会、各種研修会、セミナー等の開催や体育施設等の利用にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置を図ったうえで実施すること。

# (別添) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に係る政策体系図

## 国の政策

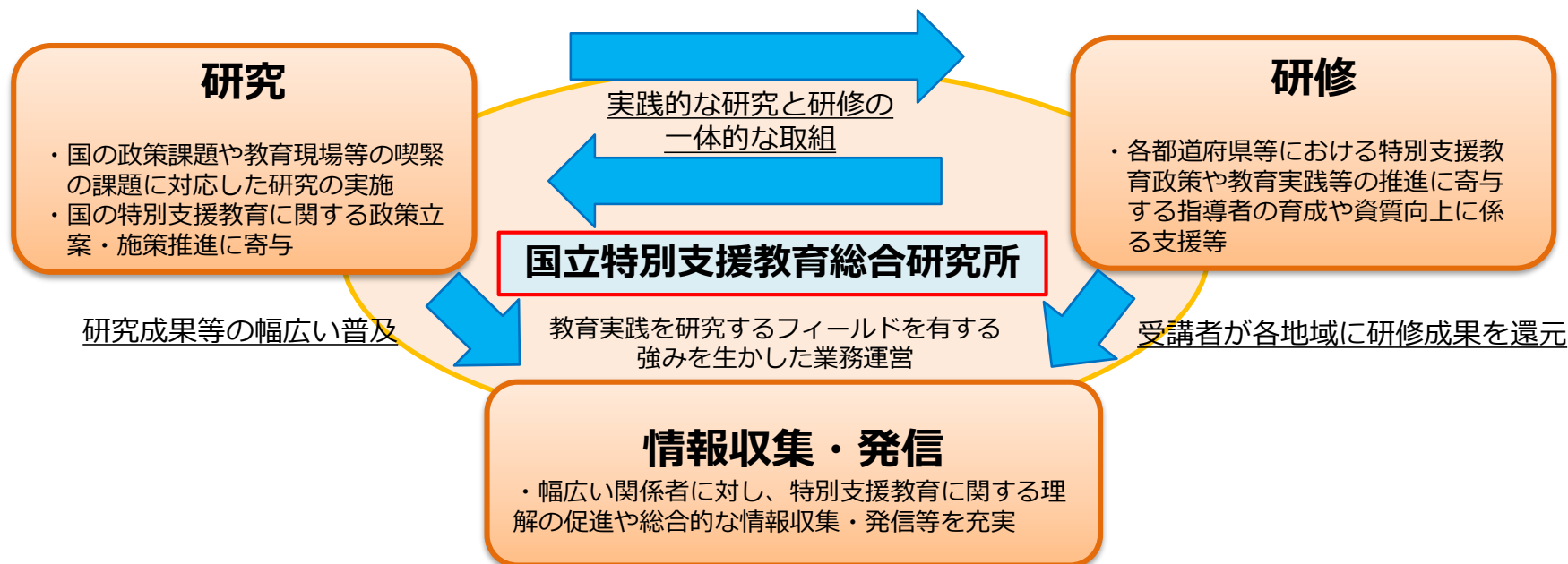
※第5期中期目標（令和3年度～令和7年度）

障害者の権利に関する条約の批准を受け、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育を推進

## 法人の使命

我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、インクルーシブ教育システムの構築に向け、国や地方公共団体、関係機関等と連携・協力しつつ、**教育実践を研究するフィールドを有し、実践的な研究と研修を一体的に行うことができる法人の強みを生かしながら**、特別支援教育を取り巻く国内外の情勢の変化も踏まえた国の政策課題や教育現場の課題に柔軟かつ迅速に対応する業務運営を行い、もって障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献する。

## 第5期中期目標期間における目標



<久里浜特別支援学校を始めとする様々な特別支援学校等や、特別支援教育以外を専門とする研究機関や関係機関との連携強化>

# 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（特総研）の使命等と目標との関係

## （使命）

我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、インクルーシブ教育システムの構築に向け、国や地方公共団体、関係機関等と連携・協力しつつ、教育実践を研究するフィールドを有し、実践的な研究と研修を一体的に行うことができる法人の強みを生かしながら、特別支援教育を取り巻く国内外の情勢の変化も踏まえた国の政策課題や教育現場の課題に柔軟かつ迅速に対応する業務運営を行い、もって障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献する。

## （現状・課題）

### ◆強み

- ・専門的な研究及びフィールドに根差した実践的研究と架橋した研修を実施しており、研究成果の蓄積や研修のノウハウがある。
- ・特別支援教育に係る指導経験や専門的な知見を有する研究職員が40名在籍し、各障害種の専門家が教育委員会等に対して専門的な指導・助言を行っている。

### ◆弱み・課題

- ・ポストコロナの時代において、ICTを活用した効果的な研修を実施するためのノウハウの蓄積やスキル等の向上、ICT環境や体制の整備、施設面での老朽化対策に課題がある。

## （環境変化）

- 「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」（令和元年9月6日設置）では、特別支援教育を担う教師の専門性の向上、ICT利活用等による特別支援教育の質の向上、関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実について議論され、これらの実現に向けた取組の推進が求められている。
- 「GIGAスクール構想」における児童生徒1人1台端末の整備、「Society5.0時代」の到来を見据え、ICTを活用した適切な支援方法の研究等の推進や、ICTを活用した教員研修を推進する必要がある。

## （中期目標）

- 国の特別支援教育に関する政策立案・施策推進に寄与するため、文部科学省と緊密に連携し、国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題に対応した研究を戦略的かつ組織的に行い、研究成果の幅広い普及を図ること。
  - 研究所の実践的な研究成果を踏まえて、各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の育成や資質向上に係る支援等を行うとともに、受講した者が各地域で研修成果を還元できるようにすること。
  - 幅広い関係者に対して、特別支援教育に関する理解の促進や総合的な情報収集・発信等を充実させること。
- ⇒これらの取組を行うにあたっては、久里浜特別支援学校を始めとする様々な特別支援学校等や、特別支援教育以外を専門とする研究機関や多様な関係機関との連携を強化すること。

独立行政法人国立青少年教育振興機構が  
達成すべき業務運営に関する目標  
(中期目標)

令和3年2月 日

文 部 科 学 省

# 目 次

(序文)

I	政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	1
II	中期目標の期間	3
III	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
	<u>1. 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進</u>	4
	（1）青少年の体験活動等の重要性の普及・啓発に係る国民運動等の推進	4
	(a) 「体験の風をおこそう」運動の推進	5
	(b) 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進	5
	(c) 社会の要請に応える体験活動等事業の実施	5
	（2）青少年教育に関するモデル的事業の推進	5
	（3）課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進	6
	（4）グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進	6
	<u>2. 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上</u>	6
	（1）青少年教育指導者等の研修事業の推進	7
	（2）読書活動に関する専門的な指導者養成事業の推進	7
	（3）ボランティアの養成・研修の推進	7
	<u>3. 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援</u>	8
	（1）研修利用の充実	8
	（2）研修に対する支援の推進	8
	<u>4. 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進</u>	9
	<u>5. 青少年教育に関する調査研究</u>	9
	（1）基盤的調査研究及び課題別の調査研究の戦略的实施	10
	（2）調査研究成果の普及及び活用	10
	<u>6. 青少年教育団体が行う活動に対する助成</u>	10

7. 共通的事項	11
(1) 広報の充実	11
(2) 各業務の点検・評価の推進	11
(3) 各業務における安全性の確保	12
(4) ICTの利活用	12
IV 業務運営の効率化に関する事項	
1. 業務の効率化	12
(1) 一般管理費等の削減	12
(2) 給与水準の適正化	12
(3) 契約の適正化	13
(4) 間接業務等の共同実施	13
(5) 保有資産の見直し	13
(6) 業務のデジタル化・オンライン化	13
2. 効果的・効率的な組織の運営	13
(1) 各施設の役割の明確化及び運営の改善	13
(2) 地域と連携した施設の管理運営	13
(3) 施設の効率的な利用の促進等	14
3. 予算執行の効率化	14
V 財務内容の改善に関する事項	14
1. 自己収入の確保	14
VI その他業務運営に関する重要事項	
1. 長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施	15
2. 人事に関する計画	15
3. 情報セキュリティについて	16
4. 内部統制の充実・強化	16

※Ⅲ. 1～7の各項目を一定の事業等のまとまりとする（下線部）。

独立行政法人国立青少年教育振興機構が達成すべき  
業務運営に関する目標（中期目標）

令和3年 月 日  
文部科学大臣指示

**（序文）**

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定により、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下、「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下、「中期目標」という。）を次のとおり定める。

**I 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）**

＜法人の使命＞

機構は、青少年教育指導者その他の青少年教育関係者（以下、「青少年教育指導者等」という。）に対する研修、青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進、青少年教育に関する団体（以下、青少年教育団体）という。）に対する助成金の交付等を行うことにより、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的とする独立行政法人であり、我が国の青少年教育のナショナルセンターである。

＜現状・課題＞

これまで機構は、青少年の健やかな成長と自立を推進するため、安全安心な体験活動や集団宿泊活動等を通して本部と全国28の国立青少年教育施設が一体となり、青少年の現代的課題に対応したモデル的プログラムの企画・実施、基礎的・専門的な調査研究、学校や青少年教育団体等の活動に対する指導・助言などに取り組んできた。また、青少年教育団体と連携し、社会全体で体験活動を推進する気運を高めるため、「体験の風をおこそう」運動、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進し、青少年の基本的な生活習慣の形成を図るなどの課題に積極的に取り組んできた。

しかしながら、青少年が行う体験活動の機会や他者と直接的にコミュニケーションを図る機会は減少していることや、以下のように、青少年を取り巻く環境が多様化・複雑化していることから、青少年教育に関する機構の役割と期待が大きくなってきており、認知度を高めるための広報や体験活動の有用性を明らかにするための調査研究などの課題についても、適



宜対応する必要がある。

#### <政策を取り巻く環境の変化>

近年、我が国においては、都市化、過疎化、少子化、高齢化が急激に進展しており、世界をみると、グローバル化の加速と情報通信での急速な技術革新により、人間の生活圏が拡がるとともに、社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化し、人材の流動化などグローバル競争の激化から先行きが不透明な社会に移行している。

特に、Society5.0 時代において、新しい技術を活用した多様な主体との連携・協働による学びがより一層進展していくことが想定される。一方、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が進み、未だ終息が見えていない。これらの状況を踏まえ、青少年が自然の中で五感を働かせて行う体験活動の重要性に主眼を置きつつも、学校におけるICTを効果的に活用した事前・事後学習等でのサポートなど、体験活動の在り方を模索していく必要がある。

平成30年6月15日に閣議決定された第3期教育振興基本計画（対象期間：平成30年度～令和4年度）においては、「集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実することとされた学習指導要領も踏まえ、学校や青少年教育施設等における自然体験活動や集団宿泊体験活動、国際交流体験など、様々な体験活動の充実に取り組む。」こととされている。また、地域の多様な関係者（学校、教育委員会、大学、企業、NPO、社会教育施設など）の協働によるESD（持続可能な開発のための教育）の実践を促進するとともに、ESDの深化を図り、持続可能な社会づくりの担い手を育てることが求められている。さらに、平成27年9月25日第70回国連総会で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）では、「すべての国及びすべてのステークホルダーは、共同的なパートナーシップの下、この計画を実行する」とされており、SDGsの理念を取り入れた取組を実施することが求められている。

また、令和2年度中に策定される子供・若者育成支援推進大綱（子ども・若者育成支援推進本部で決定予定）においては、全ての子供・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指すため、自己形成のための支援や子供の貧困問題への対応等として、体験活動の推進等が基本的な施策として位置付けられる予定である。特に、子供の貧困問題への対応等に関しては、令和元年11月に、子どもの貧困対策会議で策定された子供の貧困対策に関する大綱においても、機構は多様な体験活動の機会を提供することが具体的な支援策として位置付けられている。

さらには、「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」（平

成30年12月21日中央教育審議会答申)においては、今後の青少年教育施設に求められる役割が示され、次代を担う青少年の自立に向けた健全育成を総合的に推進するとともに、青少年が社会の担い手となることを支援する拠点としての役割や、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校との連携の強化を図る観点も重要とされている。また、今後の地域における社会教育が目指す役割として、人づくり・つながりづくり・地域づくりの側面が示されており、その実現のためには、学びと活動の循環が重要とされている。

この他、平成30年12月14日に閣議決定された国土強靱化基本計画においては、災害時に、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進することが示されている。また、防災ボランティア活動など、地域を守る主体的な活動を促進するため、地域社会等において指導者・リーダー等の人材育成を行うことで、次世代を担う若者の育成に取り組むことも示されている。そのため、機構には災害や感染症などの緊急時における国の施設としての役割が求められている。

これらを踏まえ、青少年を取り巻く環境が多様化・複雑化している中においては、各施設が地域の実情に応じ、安全安心な体験活動や集団宿泊活動等を通して、青少年の体験活動に関する高い専門性を有する事業等、特色を生かした事業を実施するとともに、公立青少年教育施設をはじめとする関係機関・団体へ対し、次代を担う青少年のための専門性の高いモデル的事業やプログラムの提示、調査研究成果の普及等により、我が国の青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図るナショナルセンターとしての役割を果たしていく必要がある。

このような役割や背景のもと、第3期中期目標期間における業務の実績についての評価結果や、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等を踏まえ、機構の第4期中期目標を以下のとおりとする。

(別添) 政策体系図、独立行政法人国立青少年教育振興機構(NIYE)の使命等と目標との関係

## II 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

### Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### 1. 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進

(事前分析表 政策目標 1 新しい時代に向けた教育政策の推進、政策目標 1-5 家庭・地域の教育力の向上)

青少年の自然体験、社会体験、生活体験などの体験が不足している状況を踏まえ、青少年の健やかな成長と自立を推進するため、青少年教育のナショナルセンターとしての機能の向上を図り、人づくり・つながりづくり・地域づくりという側面に留意した教育事業を実施する。そのため、基本的な生活習慣と体験活動の重要性について広く家庭や社会に伝える運動や青少年教育に関するモデル的事業の推進、課題を抱える青少年の支援、グローバル人材の育成を見据えた国際交流を推進する。特に、防災・減災拠点の役割として実施する防災・減災教育事業については、全国28施設で実施する。

(前中期目標期間実績：11施設)

なお、教育事業については、毎年度平均80%以上の事業の参加者から4段階評価の「最上位評価」(以下「満足」という。)を得られるようにする。

(前中期目標期間実績：普及・啓発87.3%、モデル的事業87.0%(年平均))

#### 【重要度：高】

青少年教育のナショナルセンターとして、次代を担う青少年のための専門性の高いモデル的な体験活動等の実施を通じて、効果的かつ効率的な事業実施に資する資料を全国の公立青少年教育施設や民間団体等に提示していくことは重要度が高い。

#### 【困難度：高】

多様化、複雑化する青少年に関する諸課題の解決のために、各施設が地域の実情に応じたプログラム開発や分析、普及などの事業展開を行っていくことは困難度が高い。

#### (1) 青少年の体験活動等の重要性の普及・啓発に係る国民運動等の推進

青少年の非日常的な環境における自然体験、集団宿泊体験等の活動を通じた感動体験、日常的な体験活動や読書活動、基本的な生活習慣を身に付けさせることの重要性を広く家庭や社会に発信するため、教育事業や研修支援等を通じて、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動を連動させて取り組み、全国各地における体験活動の機会や場を充実させるとともに、青少年の基本的な生活習慣の確立を目指す。

### **(a) 「体験の風をおこそう」運動の推進**

青少年の健やかな成長にとって体験がいかに重要であることを広く家庭や社会に伝え、社会全体で体験活動を推進する気運を高めるため、青少年教育団体等と連携して「体験の風をおこそう」運動を推進する。施設においては、運動を通して、体験活動の機会と場を充実させるとともに、青少年の基本的な生活習慣の確立を図る。

また、毎年10月を体験の風をおこそう推進月間と定めるとともに、実行委員会の未設置府県に働きかけ、中期目標期間中に全国展開に向けた取組を進め、地域で「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進する体制の拡充を図る。

(前中期目標期間中実績：34都道県で実施)

### **(b) 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進**

子供たちの健やかな成長を促していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切である。このため、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会と連携して引き続き、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進する。施設においては、全国協議会が作成する普及啓発資料等を活用しながら、基本的な生活習慣の確立に向けた普及啓発活動に取り組む。

### **(c) 社会の要請に応える体験活動等事業の実施**

社会の要請に応える体験活動を推進するために、親子・幼児等を対象に自然体験や読書活動などに親しむ教育事業、青少年を対象に自己成長や自己実現等を図る教育事業、防災学習や環境学習などのESDに対応した教育事業、健康教育や主権者教育など政策課題に対応した教育事業などを中期目標期間中に延べ1,100事業以上実施する。

(前中期目標期間中実績：220事業(年平均))

## **(2) 青少年教育に関するモデル的事業の推進**

関係機関・団体や公立青少年教育施設、大学の研究者等と連携した上で、地域の実情を踏まえた実践研究事業を中期目標期間中に全ての地方施設で延べ27事業以上を実施し、報告書を通して広く青少年教育関係者へ発信する。また、国土強靱化基本計画における広域防災補完拠点としての役割、SDGsの目標やESDの基本的な考え方、学習指導要領における探究の考え方など次世代を担う青少年のための専門性の高いモデル的な体験活動事業を実施し、実際に使用した教材や指導案などの学習方法が活用されるよう図り、青少年教育の推進に寄与する。

(前中期目標期間実績：研究者等を交えた報告書の作成は6施設11事業)

### (3) 課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進

児童養護施設やひとり親家庭等子供の貧困に関わる支援、不登校、引きこもり、ネット依存、ADHD等発達障害や身体障害など課題を抱える青少年を支援するため、専門機関と連携し様々な体験活動を通じて、基本的な生活習慣の確立や人間関係形成力などを育成する体験活動事業について、年度毎に異なる対象やテーマで中期目標期間中に160事業以上実施する。

(前中期目標期間実績：157事業)

また、豪雨、地震などの緊急時においては、子供の心のケア、地方公共団体等が行う居場所づくりの支援など被災地からの要望やニーズに対し、リフレッシュキャンプの実施や現地における体験活動の提供を行う。

### (4) グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進

青少年の異文化理解の増進を図るため、青少年、青少年教育指導者等の国際交流を実施する。その際、従来定めていた日本人参加者の参加後の外向き志向の要素に、グローバル人材の育成に関わる要素を加えグローバル人材を志向する率として毎年度平均80%以上を得られるようにする。

なお、グローバル人材の育成に関わる要素として、機構及び内閣府が実施した類似の調査項目を加え、それらの肯定率を含めた平均値が77.5%となっていることから、平均80%以上との目標を定めた。

## 2. 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上

(事前分析表 政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進、政策目標1-5 家庭・地域の教育力の向上)

青少年に良質な体験活動の機会と場を提供するためには、資質・能力の高い指導者を養成することが必要不可欠である。青少年教育のナショナルセンターとしての機能の向上を図り、人づくり・つながりづくり・地域づくりという側面に留意した教育事業を展開するため、青少年教育指導者等を対象とする体系的な養成・研修事業を実施し、その資質・能力を向上させる。また、毎年度平均80%以上の事業の参加者から「満足」の評価を得られるよう、養成・研修事業の質の維持向上を図る。

(前中期目標期間実績：88.2% (年平均))

**【重要度：高】**

我が国の青少年教育施策を具体化していくためにも、青少年教育指導者の養成は重要な事業の一つである。全国にある国公立青少年教育施設・民間団体等の職員に対する指導力の向上は、青少年教育のナショナルセンターである機構として重点的に取り組むべき事項である。

**(1) 青少年教育指導者等の研修事業の推進**

青少年教育指導者の資質・能力の向上を図ることを目的に、国公立青少年教育施設職員、青少年教育指導者等を対象にこれまで青少年教育研究センターが発表してきた調査研究事業や機構が実施してきた過去の指導者養成事業等の成果を踏まえ、人づくり・つながりづくり・地域づくりという側面や学びと活動の循環につながるカリキュラムを中期目標期間中に試行事業を通して開発し、最終年度には東日本・西日本でそれぞれ2か所4事業以上実施できるようにする。

併せて、官民共同の指導者認定制度である自然体験活動指導者養成事業、体験活動安全管理研修事業、教員を対象に教員免許状更新講習等を実施し、抽出調査により研修後の実務に対する有効度の調査を試行する。

**(2) 読書活動に関する専門的な指導者養成事業の推進**

絵本に関する専門的知識や実践力を持った地域の指導者である絵本専門士を中期目標期間中に250人以上養成し、養成後の活動実績が毎年度5,265回を超えるようにする。

(前中期目標期間実績：64人 (年平均))

さらに、大学、短期大学、専門学校等と連携の上、認定絵本土養成講座を充実させる。

(前中期目標期間実績：5,265回 (年平均))

**(3) ボランティアの養成・研修の推進**

青少年のボランティア活動は、青少年の自立や健全育成、社会参画を促進する上で重要な役割を果たすため、教育事業の運営サポートや研修支援等に携わるボランティアの養成・研修事業を全国28施設で実施するとともに、ボランティアが学びと活動の循環をしながら成長できるよう、自主企画事業による事業参画を推進する。

ボランティアの養成・研修事業において、中期目標期間中に延べ5,685人以上養成す

るとともに、ボランティア登録者の延べ活動回数が20,332回以上となるよう支援を行う。

(前中期目標期間実績：養成5,685人、活動回数20,332回)

### 3. 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援

(事前分析表 政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進、政策目標1-5 家庭・地域の教育力の向上)

青少年、青少年教育指導者等に対して、広く学習の場や機会、情報を提供するとともに、利用者の研修目的が達成されるよう指導・助言等の教育的支援を行う。

なお、利用者サービスの向上に取り組み、毎年度平均73%以上の利用団体から4段階評価の「最上位評価（リピート意向）」を得られるようにする。

(令和2年度試行実施時の実績：73.1%)

#### 【困難度：高】

授業時数の増加、新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大、バス借料の高騰など社会情勢の急激な変化を背景とした集団宿泊活動の自粛傾向の中で、青少年人口の1割程度の利用実績を確保することは困難度が高い。また、利用者へ提供する活動プログラムの有効性についても、多様な利用者ニーズがある中で「有効」との評価を得ることは困難度が高い。

#### (1) 研修利用の充実

青少年、青少年教育指導者等に対する研修のための利用を促進し、毎年度、全国28施設で青少年人口（0歳～29歳）の1割程度の利用実績を確保する。

(前中期目標期間実績：青少年人口の10.35%（年平均）)

#### (2) 研修に対する支援の推進

地方施設の利用者に対して、事前打ち合わせ等で青少年、青少年教育指導者等の研修目的達成への適切な指導・助言、プログラムの提供等の教育的支援を行う。

また、地域の実情を踏まえた教育事業等の成果を活動プログラムに反映する。その際、学習指導要領で示された「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校教育との連携の強化、「主体的・対話的で深い学び」の視点を入れたプログラム開発などを行う。

なお、活動プログラムを利用した毎年度平均80%以上の青少年教育団体から活動プログラムがねらいに対して「有効」との評価を得られるよう、職員等の指導力等の向上を図る。  
(令和2年度試行実施時の実績：81.5%)

#### 4. 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進

(事前分析表 政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進、政策目標1-5 家庭・地域の教育力の向上)

昨今の目まぐるしく変化する青少年に関する諸課題について、青少年教育のナショナルセンターとして迅速かつ円滑に対応し、青少年教育の発展・充実を図るため、各関係機関・団体相互の連携を促進する。

青少年教育指導者等を対象にした全国規模の事業について、全都道府県からの参加者を確保するため、中期目標期間中に延べ30事業実施する。

(前中期目標期間実績：29事業)

#### 5. 青少年教育に関する調査研究

(事前分析表 政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進、政策目標1-5 家庭・地域の教育力の向上)

青少年教育のナショナルセンターとしてこれまで実施し、関係機関で活用されてきた調査研究を踏まえ、青少年教育に関するより充実した調査研究を行う。具体的には、各年齢期（幼児期から青年期に至るそれぞれの発達段階）に応じて取り組まれるべき体験の効果と課題を明らかにするために、青少年における全国規模で定期的なデータの収集が見込まれる基盤的調査研究に加え、時宜に即した青少年教育の課題に対応した課題別の調査研究を実践的、複合的に関連し合うよう戦略的に行うとともに、国内外の調査結果等を広く提供することにより青少年教育の振興を図る。

##### 【重要度：高】

青少年教育に関する調査研究成果の普及等は、公立青少年教育施設や民間団体等からも期待されているナショナルセンターとしての役割・機能であり、我が国の青少年に関する諸課題に対応するプログラムの根拠となる情報や、国民に対して青少年教育の効果を示すための重要な取組である。



### (1) 基盤的調査研究及び課題別の調査研究の戦略的实施

多様な関係機関等との連携及び実践的研究を通して、青少年における全国規模で定期的な基盤調査研究や、喫緊の青少年に関する諸課題に応じた調査研究を戦略的に実施するとともに、青少年の体験活動と意識等に関する全国的な調査研究を中期目標期間中に14調査実施する。

(前中期目標期間実績：14調査)

### (2) 調査研究成果の普及及び活用

機構が実施する各種事業の企画・立案や体験活動プログラムの開発に調査研究成果を適切に反映させるとともに、青少年教育に関する資料や調査結果等に関するデータベース等を拡充し、文部科学省等の機関と連携して 広く関係機関・団体や公立青少年教育施設等、大学の研究者等へのこれらの成果を普及し活用を図るとともに、引用数や個票データ数等による活用状況の把握に取り組む。

特に、体験カリキュラムについては、第三期中期目標期間に機構で実施した各種事業を通して各年齢期に応じた体験活動の実践的な効果と課題を検証した研究成果の普及と活用を図る。

また、調査研究成果の普及体制を構築することにより国の政策立案等に寄与するよう成果等に基づき行政や教育機関等に公表を行う。

さらに、調査研究の成果を普及するために、調査結果に関する記事を雑誌等へ積極的に掲載するほか、学会や全国的な会議等において中期目標期間中に19回発表する。

(前中期目標期間実績：19回)

## 6. 青少年教育団体が行う活動に対する助成

(事前分析表 政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進、政策目標1-5 家庭・地域の教育力の向上)

子供たちの健全育成のためには、NPO、企業など民間の役割が不可欠であり、特に地域における民間主導の子供の健全育成のための活動は重要であることから、主に地域レベルで青少年教育団体が行う①子供の体験活動の振興を図る活動、②子供の読書活動の振興を図る活動、及び③インターネット等を通じて提供することができる子供向けの教材の開発を行う活動に対して助成金を交付し、体験活動等の機会や場の充実を図る。

助成活動の募集に当たっては、応募件数の増加に努めるとともに、全国各地で地域差なく子供の活動機会を確保できるよう積極的な広報活動等の取組を行う。

これにより、体験活動と読書活動に対する助成については、中期目標期間中に子供（0歳～18歳）の人口の1割程度に活動機会を提供する。

なお、上記目標を達成するための助成団体の選定等具体的な取組内容等については、中期計画において記載する。

（前中期目標期間実績：616,673人（年平均）2,466,692人／19,788,000人（0歳～18歳）人口＝12.5％）

## 7. 共通的事項

（事前分析表 政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進、政策目標1-5 家庭・地域の教育力の向上）

上記の1～6に掲げる各業務間の有機的な連携を推進するとともに、各業務の性質に応じて、以下の内容について取り組む。

### （1）広報の充実

国民の青少年教育に対する理解を増進し、体験活動を推進する社会的気運を醸成するため、機構の業務全体について、インターネットやマスメディア等を積極的に活用した広報を、文部科学省等の機関と連携して広く展開する。そのため、広報計画を策定し、機構ホームページやマスメディアを活用した最新情報や機構独自の魅力の発信、体験活動や基本的な生活習慣等の重要性に関する啓発資料の作成・配布、各種フォーラム等の開催、さらに企業・関係団体等との連携によるPR活動などの取組、及び職員の広報の資質向上を図る広報研修を実施する。

また、各業務の成果について、事例の収集に努め、公立青少年教育施設や関係機関・団体等への普及を積極的に推進し、本部及び全国28施設のホームページ総アクセス件数について年間平均550万件を達成する。

（前中期目標期間実績：553万件（年平均））

### （2）各業務の点検・評価の推進

各業務及び事業に関する自己点検・評価を実施するとともに、自己点検・評価の結果について外部検証を行い、その結果を業務の改善に反映させる。

### **(3) 各業務における安全性の確保**

各業務の実施に当たっては、安全に関する情報の速やかな共有に努め、利用者、関係者及び職員等の安全の確保に万全を期する。

### **(4) ICTの利活用**

学校におけるGIGAスクール構想（児童生徒1人1台端末の実現等）など、今後、新しい技術を活用した多様な学びが一層進展していくこと等を踏まえ、ICTを効果的に活用した事前・事後学習のサポートなど、体験活動の在り方を検討する。

また、青少年教育指導者等を対象にした全国規模の会議・研修など、オンラインを活用できる会議の検討を行う。

## **IV 業務運営の効率化に関する事項**

### **1. 業務の効率化**

#### **(1) 一般管理費等の削減**

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえ、調達合理化等を推進すること等により、中期目標期間中、毎事業年度につき、対前年度比一般管理費〇%以上、業務経費〇%以上の業務の効率化を図る。

（調整中）

なお、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能が損なわれないようにする。

#### **(2) 給与水準の適正化**

給与水準については、国家公務員の給与水準等を十分考慮し、役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえ、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

### **(3) 契約の適正化**

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、公正性及び透明性を確保しつつ合理的な調達等を推進し、業務運営の効率化を図る。

### **(4) 間接業務等の共同実施**

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、引き続き、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構、機構の4法人は効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、その取組を一層推進する。

### **(5) 保有資産の見直し**

保有資産については、引き続き、その保有の必要性について不断に見直しを行う。

### **(6) 業務のデジタル化・オンライン化**

業務継続や業務効率化の観点からテレワークの導入等、業務のデジタル化・オンライン化に取り組むとともに、ICTを利活用できる職員の育成を行う。

## **2. 効果的・効率的な組織の運営**

### **(1) 各施設の役割の明確化及び運営の改善**

本部を中心として、各施設の役割分担を行い、施設の果たすべき役割を明確にするとともに、各施設の自己点検評価を適切に行い、運営の改善を行う。

### **(2) 地域と連携した施設の管理運営**

効果的・効率的な管理運営を目指すために、地域の青少年教育団体・NPO・企業・地方公共団体等の委員が、実際に施設の管理運営や事業の企画・実施に参画する「運営協議会」方式を前中期目標期間から引き続き実施する。

また、国土強靱化基本計画への対応に向けて、広域防災補完拠点の役割を踏まえた施設の機能について充実を図るとともに、災害や感染症などの緊急時等において、国や地方公共団体等から避難者受入れ等の協力要請があった場合、関係機関と連携して施設を有効活用する。

### （3）施設の効率的な利用の促進等

青少年教育に関する業務の着実な遂行により施設の利用状況を向上させるとともに、その業務に支障のない範囲内で、地域、民間団体、家族等の一般利用に広く供し、施設の効率的な利用を促進する。

また、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構及び機構の4法人や関係機関等の施設を利用して研修等を実施する可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行うとともに、研修等のより効率的・効果的な実施に資するため、当該4法人における連携について検討する。

なお、宿泊室稼働率については、各施設において地域の実情に即し、毎年度「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、全国28施設平均55%以上を確保する。

（前中期目標期間実績：59.1%（平均））

#### 【目標水準の考え方】

第3期中期目標期間（令和2年度を除く）の機構の平均宿泊室稼働率は59.1%であるものの、第4期中期目標期間においては、今後の青少年を中心とする人口の減少により、1団体当たりの利用者数は減少することが見込まれるため、宿泊室稼働率については55%以上を確保することを数値目標とした。

### 3. 予算執行の効率化

運営費交付金について、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

## V 財務内容の改善に関する事項

### 1. 自己収入の確保

利用者、利用の目的及び形態等を踏まえ、定期的に料金体系を検証する。その際、学校教育における青少年の体験活動等の重要性及び経済的事情等にかかわらず幅広い青少年への体験活動等の提供について十分考慮するものとする。

また、積極的に外部資金や寄附金の増加に努める。

なお、施設の機能向上の改修等に係る経費については、新たに収入を確保する仕組みを構築する。

## 2. 固定経費の節減

管理・運営業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定経費の節減に取り組む。

## VI その他業務運営に関する重要事項

### 1. 長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施

#### 【重要度：高】

近年、大規模な災害が頻発する中、我が国において国土強靱化の取組は喫緊の課題となっており、災害時に被災した地方公共団体だけでは対応が困難である状況を解消するため、国の施設としての役割を果たす上で重要な取組である。

- (1) 施設・設備は、利用者に対する研修が効果的に実施されるよう、長期的視野に立って、その整備を計画的に推進する。また、それらの管理運営においては、老朽化した施設・設備の改修や維持保全を確実に実施することで、安全の確保に万全を期する。
- (2) 利用者本位の快適な生活・研修環境の形成のための施設整備を進め、特に幼児、高齢者、障がい者等に対して優しい施設とする。
- (3) 青少年教育のナショナルセンターとしての知見を活かし、広域防災補完拠点として、災害時に避難者・災害ボランティア等の受入れ、緊急的行政施設の代替施設、自衛隊の予備駐屯地等、地方公共団体の防災機能を補完する施設として有効に機能させるため、整備を推進する。

### 2. 人事に関する計画

業務を効果的・効率的に行えるよう、人員の適正かつ柔軟な配置、職員の専門性を高める研修機会の充実、新規職員の計画的な採用、人事交流や任期付任用、幹部職員の公募等の工夫により、社会課題の解決に向けた役割を果たすとともに、多様で優れた人材を戦略的に確

保・育成するため、人材確保・育成方針を策定し、運用する。その際、機構内部での育成に限らず、関係機関・団体との人材交流も視野に入れることなど、留意すべき事項を併せて示すこととする。

また、職員の資質・能力の向上を図り、円滑な業務遂行を行うため、人事評価制度を適切に実施する。

### 3. 情報セキュリティについて

情報セキュリティ対策については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づきセキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。

また、対策の実施状況を毎年度把握し、P D C Aサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。

### 4. 内部統制の充実・強化

機構の使命等を組織内の各階層に浸透させることや、役職員のモチベーション・使命感を向上させるため、機構の業務及びそのマネジメントに関する内部統制を充実・強化するとともに、理事長のリーダーシップを発揮できる体制を整備・運用する。

また、これらが有効に機能していること等について内部監査等により定期的にモニタリング・検証するとともに、公正かつ独立の立場から評価する監事のサポート体制を構築する。

さらに、「「独立行政法人の業務の適性を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）等の事項を参考にしつつ、必要な取組を進めることとする。

青少年教育の振興及び青少年の健全育成の推進の必要性については、学校教育法をはじめ、以下の法令や政策等において記載されている。

## ○学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）

（義務教育として行われる普通教育）

第21条 1 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

2 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

（小学校）

第31条 児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。

## ○社会教育法（昭和24年6月10日法律第207号）

第 3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作成、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

（市町村の教育委員会の事務）

第 5条14 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

## ○子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月29日閣議決定）

第4 指標の改善に向けた重点施策

(8) その他の教育支援（多様な体験活動の機会の提供）

独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する国立青少年教育施設において、児童養護施設等の子供を対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供するとともに、その成果を広く全国に周知することを通じて、各地域における取組を促進する。また、「子どもゆめ基金」事業により、貧困の状況にある子供を支援している民間団体が行う体験活動への助成を行う。

## 「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(平成30年12月21日中央教育審議会答申)」

今後の青少年教育施設に求められる役割として、次代を担う青少年の自立に向けた健全育成を総合的に推進するとともに、青少年が社会の担い手となることを支援する拠点としての役割や、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校との連携の強化を図る観点も重要。

## 【その他、体験活動の必要性について記載される主な法令等】

子供・若者育成支援推進大綱、第3期教育振興基本計画、学習指導要領





# 国立青少年教育振興機構の役割

青少年の体験活動等の機会や場の提供、青少年教育指導者等の養成及び資質向上等

次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進

青少年を対象とする体験活動事業を実施し、青少年の健やかな成長と自立を推進

青少年教育指導者等の養成及び資質の向上

資質・能力向上のために、青少年教育指導者等の養成・研修事業を実施

青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援

利用団体の目的に応じた主体的・効果的な研修の実施を促進

青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進

青少年をめぐる諸課題への迅速かつ円滑な対応を実施

青少年教育に関する調査研究

調査研究で得られたデータや知見等を広く関係機関・団体等に提供

青少年教育団体が行う活動に対する助成

青少年教育に関する団体の実施する子供の体験活動や読書活動を振興

各業務間の有機的な連携を推進するとともに、各業務の性質に応じて、広報の充実、各業務の点検・評価の推進、各業務における安全性の確保等に取り組む

青少年教育の振興及び  
青少年の健全育成の推進

# 独立行政法人国立青少年教育振興機構（NIYE）の使命等と目標との関係

## （使命）

我が国の青少年教育におけるナショナルセンターとして、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的に、青少年教育指導者等に対する研修、青少年の団体宿泊訓練その他の研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進、青少年教育に関する団体に対する助成金の交付等を実施。

## （現状・課題）

### ◆強み

- ・全国28の青少年教育施設を有し、安全安心な体験活動や集団宿泊活動を展開
- ・青少年教育団体と連携して「体験の風をおこそう」運動、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進し、社会全体で体験活動を展開

### ◆弱み・課題

- ・国立青少年教育振興機構の認知度を高めるため、広報の強化が必要
- ・体験活動の有用性を明らかにするための調査研究が必要

## （環境変化）

- 我が国の少子高齢化問題が直面し、児童生徒数が減少傾向
- 平成30年6月15日に閣議決定された第3期教育振興基本計画において、学校や青少年教育施設等における自然体験活動など、様々な体験活動の充実に取り組むこととされている。
- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯等が増加傾向にある中、子供・若者育成支援推進大綱（平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定）が策定され、子供の貧困に対する取組を政府全体で推進
- 近年、大規模な災害が頻発する中、国土強靱化の取組として、防災・減災教育の推進や、災害などの緊急時に国の施設として地域社会の要請に応えていくことが重要
- Society5.0時代において、ICTを活用した多様な学びが進展する中、体験活動についても新しい在り方を模索していく必要がある一方、五感を伴う体験活動をより一層充実させることも重要

## （中期目標）

- 多様化、複雑化する青少年をめぐる課題に対応するため、全国28の青少年教育施設が特色を活かした事業を展開
- 国の政策実現に向けた取組の推進（国土強靱化計画への貢献、子供の貧困対策、青少年教育の振興に資する調査研究の充実 等）
- 利用団体への教育的支援の充実（学校との連携・協働による体験活動プログラムの充実と検証 等）
- 家庭・地域の教育力の向上、体験活動の普及（青少年教育施設・団体、民間企業、その他教育関係機関等とのネットワークや広報力の強化 等）
- 地域連携・協働の推進、地域貢献（地域の教育団体や民間企業等と協働した施設の管理運営の実施 等）

独立行政法人国立女性教育会館が  
達成すべき業務運営に関する目標  
(中期目標)

令和3年〇月〇日

文部科学省

## 目 次

I. 政策体系における法人の位置付け	1
II. 中期目標の期間	4
III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1. <u>男女共同参画社会の実現に向けた人材の育成・研修の実施</u>	4
(1) 女性活躍推進のためのリーダーの育成	4
(2) 教育分野における政策・方針決定への女性の参画拡大に向けた取組の充実と男女共同参画に関する教育の推進	4
(3) 困難な状況に置かれている女性を支援するための人材の育成	5
(4) 新たな課題（萌芽的課題）等に対応した男女共同参画研修の実施	6
2. <u>男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備のための調査研究の実施</u>	6
3. <u>広報活動の強化と効果的な情報発信</u>	7
(1) 女性の活躍推進等に資する情報の一元化・発信	7
(2) 男女共同参画等に関する歴史的資料の収集・保存の推進	8
(3) より多様な主体への積極的な広報活動の充実・強化	8
4. <u>男女共同参画の推進に向けた国際貢献</u>	9
(1) アジア地域等における女性教育・男女共同参画推進のための人材育成	9
(2) 国際的課題への対応	10
5. <u>横断的に取り組む事項</u>	10
(1) 国内外の関係機関との連携強化・ネットワークの強化、若者の理解促進	10
(2) ICTの活用による教育・学習支援の推進	11
IV. 業務運営の効率化に関する事項	
1. 業務効率化に関する取組	11
(1) 経費等の合理化・効率化	11
(2) 調達等の合理化	12

(3) 給与水準の適正化 .....	12
V. 財務内容の改善に関する事項 .....	12
1. 予算の適切な管理と効果的な執行 .....	12
(1) 予算執行の効率化 .....	12
(2) 自己収入の拡大等 .....	12
VI. その他業務運営に関する重要事項	
1. 内部統制の充実・強化 .....	12
2. 情報セキュリティ体制の充実 .....	13
3. 人事に関する計画 .....	13
4. 長期的視野に立った施設・設備の整備等 .....	13

※Ⅲ. 1～5の各項目を一定の事業等のまとまりとする（下線部）。

(序文)

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。）第 29 条の規定に基づき、独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

## I 政策体系における法人の位置付け

### 〈法人の使命〉

会館は、独立行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律百六十八号）第 3 条の規定のとおり、女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする独立行政法人である。

我が国では男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）（以下「基本法」という。）において、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現について、二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとされている。

基本法に基づき「第 5 次男女共同参画基本計画」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）（以下「基本計画」という。）では、「I あらゆる分野における女性の参画拡大」、「II 安全・安心な暮らしの実現」、「III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「IV 推進体制の整備・強化」の 4 つの政策領域が示されている。会館は、男女共同参画社会の形成の促進に資する我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして役割を踏まえ、関係府省との連携を一層強化し、男女共同参画社会の形成の促進に資する取組をより一層加速させることが求められている。

### 〈法人の現状と課題〉

政府は、国連の「ナイロビ将来戦略勧告」（1990 年）で示された国際的な目標である 30%の目標数値や諸外国の状況を踏まえ、2003 年に「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度となるよう期待する」との目標（以下「2020 年 30%」目標という。）を掲げ、官民の積極的な取組が行われてきたものの、現時点においては、女性の参画が進んでいる分野もある一方で、遅れている分野もあり、全体として「30%」の水準に到達しそうとは言えない状況にある。基本計画においても、2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30%程度になるよう目指して取組を進めるとしている。

会館では、1977年に設立されて以来、女性教育指導者をはじめ、男性、若年層にも対象を広げ、さらに、大学や企業等とも連携を図り、基本法や基本計画等に基づき、女性教育・男女共同参画を推進する研修や教育・学習支援、専門的・実践的な調査研究や情報・資料の提供等を行うとともに、多年にわたり諸外国との連携（特にアジア地域における女性のエンパワーメントの貢献）に取り組んでおり、我が国における女性教育・男女共同参画を推進するネットワークと基盤を有している。

特に、研修事業では、調査研究など他事業の成果も活用して実践に結びつく専門性の高い研修を実施し、受講者から高い満足度を得ている。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修方法は従来の集合型に限らず、オンライン型も活用しており、今後は、オンライン研修と集合研修を組み合わせた新たな研修スタイルを構築することが求められる。

男女共同参画社会の形成の促進に資する我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、果たすべき役割や意義は大変大きい。限られた資源を有効に活用して最大限の効果を出すため、効率的に会館を運営することが求められる。

#### 〈法人を取り巻く環境の変化〉

新型コロナウイルス感染症の拡大は、男女に関わらず社会的・経済的に大きな影響をもたらしている。配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化への懸念、また、雇用・所得への影響は特に女性に対して強く表れており、ポストコロナを見据え、男女共同参画社会の実現に向けて強力に取り組むことが必要である。一方で、この影響を負の側面のみならず変革の好機としても捉え、社会や人々の生活様式の変容を踏まえた、研修や調査研究事業等を行うことが必要である。研修事業に関しては、第4期中期目標期間中から、eラーニングを活用した動画配信と連携した取り組みを実施しており、今後は、オンライン研修と集合研修それぞれの利点を生かした、新たな研修体系を構築することが必要である。

また、平成27年に国連で採択された「持続可能な開発のためのアジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）ゴール5では、「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられており、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する組織への支援を強化すること、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を廃絶していくことなどが記載されており、貧困等の生活困窮、セクハラや暴力等の困難な課題に直面する女性への支援に関しても、取組を強化することが求められている。

#### 〈次期中期目標期間における取組等〉

これらの会館の使命や現状と課題等を踏まえ、以下の取組を実施することが期待される。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による社会の変容を考慮しつつ、基本計画等で示された政府の政策に基づき、女性はその資質・能力の向上等を図り、自らの意思によって社

会のあらゆる活動に参画するための力をつけることができるよう、女性のみならず男性、若年層も対象に男女平等意識の涵養や女性問題解決に資する教育を進めるなど、男女共同参画に係る研修、調査研究、広報・情報発信、国際貢献を推進する。特に、若年層に対して男女共同参画意識の醸成を図る取組の充実を図る。

- ・ 第4期中期目標期間に引き続き、国、地方公共団体、男女共同参画センターや大学、企業、NPO等と連携の強化を図りつつ、男性、若年層等も対象に幅広い事業展開を実施するとともに、多年にわたり蓄積した様々な資源を有効に活用して、国内外へのネットワーク構築を一層推進する。
- ・ 政策・方針決定への女性の参画拡大を推進するため、関係府省等と連携し、組織やリーダー等の意識改革や女性の活躍のための環境整備に努める。また、子供たちにとって身近な存在である教育分野における女性管理職登用を促す研修や、調査研究を引き続き実施するとともに、教育委員会や男女共同参画センターとも連携し、学校等において子供たちに対して男女の平等を推進する教育・学習に資する研修の充実を図る。
- ・ 将来にわたり、男女共同参画社会の形成を促進するためには、「持続可能な開発のためのアジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）ゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」を踏まえて、災害や貧困、セクハラや暴力等の困難な課題に直面する女性を支援するため、女性関連施設等の相談員への研修の充実を図る。
- ・ ポストコロナを見据えて、オンライン研修と集合研修を併用した新たな研修体系を速やかに構築するとともに、研修事業に限らず、広報・情報発信や調査研究の成果などについても、より効果的にICTを活用して、国内外のステークホルダーに対して広く周知するなど、広報活動の強化を図る。
- ・ 組織及び業務運営に関しては、引き続き、経費や調達等の合理化・効率化を図るとともに、適切な予算管理を行い効率的な執行に努めること。さらに、組織規模を踏まえ理事長のリーダーシップのもと、会館が果すべき役割や課題を職員全員が共有し、迅速に取り組むなど内部統制等の継続的な見直しや電子化等に取り組み、業務の徹底した見直しと効率化を図る。

（別添）政策体系図、使命等と目標との関係



## Ⅱ 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの5年間とする。

## Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1 男女共同参画社会の実現に向けた人材の育成・研修の実施

（政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進 施策目標1-6 男女共同参画・共生社会の実現及び学校安全の推進）

「2020年30%」目標については、全体として「30%」の水準に到達しそうとは言えない状況であるが、指導的地位に就く女性が増える土壌が形成されてきており、男女共同参画社会の形成の促進に資する取組をより一層加速させることが必要である。そのため、基本計画を踏まえ、会館が中期計画で定める研修体系に基づき、重点的に実施すべき研修を以下の通り定める。また、国立青少年教育振興機構、国立特別支援教育総合研究所、教職員支援機構及び会館の4法人は、研修のより効率的・効果的な実施に資するため、その連携について検討する。

#### （1）女性活躍推進のためのリーダーの育成

地方公共団体や男女共同参画センター等地域において、女性の活躍や男女共同参画を推進するリーダー、企業や大学・学校等の組織において女性の活躍やダイバーシティを推進するリーダー等男女を対象とし、女性が活躍できる組織の在り方、課題把握、課題解決のための取組の在り方、男性の育児参画支援などについて、関係機関と連携して実践的に学習する機会を提供する。

また、女性の活躍のための環境整備を推進するため、オンラインも活用した参加者同士のネットワークの構築を促進し、多様なリーダーが分野を越えて横断的に情報交換を行い、課題を共有し、解決策を探る機会を提供する。

#### 【指標】

- ・毎年度、研修参加者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査等を実施し、85%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。
- ・アンケート調査等では、課題等の改善点に関する調査も行い、研修等の見直しを図ること。

#### （2）教育分野における政策・方針決定への女性の参画拡大に向けた取組の充実と男女共同参画に関する教育の推進

教育分野における指導的地位（校長や副校長・教頭）に占める女性の割合は年々増加

しているが、第4期基本計画成果目標に記載する「初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合」の「20%以上」には届いていない。また、学校における管理職に占める女性の割合をみると、都道府県等により差が生じている現状がある。

我が国において男女共同参画社会の取組が進まない要因の一つに、社会全体において固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在していると考えられており、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要であると、基本計画にも記載されている。子供たちにとって、教職員は最も身近なロールモデルの一つであり、教育現場において男女共同参画の推進を図ることは極めて重要である。基本計画では、指導的地位（校長や副校長・教頭）への女性の登用、特に、校長への女性の登用や女性管理職割合の低い地域への取組の推進、さらに、校長をはじめとする教員への研修の充実を図ることが求められている。そのため、女性教員の管理職登用の促進に資する取組の好事例などに関する調査研究の成果を活用するとともに、教育委員会や初等中等教育諸学校等の管理職・教職員に対して、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消を含めた研修を実施し、学校等における男女共同参画に関する教育・学習の充実を図る。併せて、オンラインを活用した参加者同士のネットワークの構築を図る。

#### 【指標】

- ・毎年度、研修参加者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査等を実施し、85%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。
- ・アンケート調査等では、課題等の改善点に関する調査も行い、研修等の見直しを図ること。

#### （3）困難な状況に置かれている女性を支援するための人材の育成

「持続可能な開発のためのアジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）ゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」では、「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が掲げられている。一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大により顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響は大きく、困難な課題に直面する女性に対して、実情に応じたきめ細かな支援を行う人材の養成が不可欠である。そのため、関係府省等と連携し、男女共同参画センター等において、困難な状況に置かれている女性を支援する人材育成を支援するために、専門的知識・技能の向上を図る研修を実施する。

#### 【指標】

- ・毎年度、研修参加者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査等を実施し、

85%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。

- ・アンケート調査等では、課題等の改善点に関する調査も行い、研修等の見直しを図ること。

#### (4) 新たな課題（萌芽的課題）等に対応した男女共同参画研修の実施

新型コロナウイルス感染症や自然災害などは、全ての人の生活を脅かすと同時に女性と男性に対して異なった社会的・経済的な影響をもたらし、女性や脆弱な状況にある人々がより深刻な影響を受ける。こうした性別による影響などを踏まえて、男女共同参画の推進に影響を与える新たな課題等に対応した研修の実施・支援に取り組む。

なお、実施したプログラムについては、研修参加者へのアンケート調査等を実施するほか、その新規性と積極性を踏まえ、そのプログラムが男女共同参画を推進する上で効果的であるなどの観点から評価を行う。

【重要度：高】男女共同参画を推進するためには、地方公共団体、男女共同参画センター、企業などの民間団体等多様な分野における女性活躍や男女共同参画を推進するリーダーを育成し、その力量を形成・向上させるとともに、実際の業務に役に立つことが効果的であるため。特に、子供への影響も大きい教育分野における男女共同参画の推進は重要な取組である。また、新型コロナウイルス感染症や自然災害により困難な課題等に直面する女性に対する支援の必要性が高まっているため。

## 2 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備のための調査研究の実施

(政策目標 1 新しい時代に向けた教育政策の推進 施策目標 1-6 男女共同参画・共生社会の実現及び学校安全の推進)

基本計画では、男女共同参画の推進に当たっては、状況や課題を適切に把握するための男女別データの利活用の促進と、当該データを男女共同参画の視点に立った政策の企画立案・実施につなげることが重要であるとされており、会館では、中期計画で定めるロードマップに基づき、男女の置かれている状況を客観的に把握するための調査研究を実施する。

初等中等教育分野における女性教員の管理職の登用や、初等中等教育分野における男女共同参画の促進、持続可能な開発目標（SDGs）に関する教育機会の拡大に伴う教員の理解促進等に資する調査研究を実施する。

また、基本計画において、国際連合統計部が各種統計の作成過程にジェンダーに関する視点を取り込むことの重要性を指摘していることを踏まえ、ジェンダー統計についての国際的動向に関する情報を収集するとともに、地方公共団体や男女共同参画センターにおけるジェンダー統計の利活用の促進を図る。

さらに、女性のキャリア形成や意思決定過程への参画について調査研究を行うとともに、男女共同参画センター等において新型コロナウイルス感染症の影響を受けて更に深刻化する困難を抱えた女性支援の在り方等についての調査研究を実施する。

調査研究で把握された現状と課題等の成果は、研修プログラムの作成等に活用することとし、当該目標期間中に、時代の変化によって新たな課題が生じた場合は、当該課題の解決に資する調査研究の実施を検討する。

#### 【指標】

- ・ 中期目標期間中に調査研究を5件以上実施する（平成28～令和元年度実績：5件）。
- ・ 調査研究から把握された課題や実態を、研修プログラムの企画・開発を行う際の参考として活用する。また、調査研究のプロセス、または各年度の研修への活用状況について評価できるような目標を中期計画で設定し、外部の有識者の評価を受け、研究内容の改善を図るとともに、研究成果の普及についての助言を得る。

### 3 広報活動の強化と効果的な情報発信

（政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進 施策目標1-6 男女共同参画・共生社会の実現及び学校安全の推進）

基本計画において、会館の役割として、男女共同参画に関する専門的・実践的な調査研究や情報・資料の収集・提供等を行い、男女共同参画社会の形成の促進を図ることが挙げられており、男女共同参画に関わる様々な情報が会館にアクセスすることで幅広く利用できる体制を整え、地方公共団体、企業、大学、学校を始めとした教育機関等において、関係者が情報を有効に活用できる環境を整える。

このため、継続的に国内外の専門的な資料や情報、会館や関係府省、地方公共団体等の関係機関の施策、事業、調査研究等の情報を幅広くとりまとめて整理し、文部科学省や関係機関等と連携してわかりやすく提供していく。

また、顕著な業績を残した女性や女性施策等に関する記録の収集・提供等を行う女性アーカイブの構築を進め、全国的にその成果の還元を図る。

さらに、国内外のより多様な主体への広報・情報発信を充実・強化していくことにより、研修参加者等の増をはじめとした事業の一層の充実を図る。

#### （1）女性の活躍推進等に資する情報の一元化・発信

女性の活躍推進や男女共同参画に関連する施策等について、引き続き、地域レベルでは収集困難な広域的・専門的な資料や情報を収集し、地方公共団体、企業、大学、学校等を始めとした機関等において、関係者が情報を有効に活用し、男女共同参画の視点に立った政策の企画立案・実施につなげられるよう整理する。

また、女性教育情報センター利用者に資料等を提供するとともに、女性情報ポータル

及びデータベースの整備充実を図り、広く国民に対してわかりやすく情報発信を行う。

**【指標】**

- ・中期目標期間中にデータベース化件数については、13万件以上（平成28～令和元年度実績：データベース化件数110,669件）。
- ・中期目標期間中にのべ150か所以上の男女共同参画センターや大学等に女性の活躍推進や男女共同参画社会の形成を目指した様々なテーマに応じた図書をパッケージ化して貸し出すことにより、学習者への支援を行う（平成28～令和元年度実績：のべ142か所）。

**(2) 女性教育・男女共同参画等に関する歴史的資料の収集・保存の推進**

女性教育等に関連する歴史的な資料について、外部有識者の意見を参考にしつつ、収集・保存のための方針に基づいて全国から収集し保存する。

**【指標】**

- ・女性に関する史・資料を中期目標期間中に新たに5千点以上データベース化する。アーカイブ企画展を中期目標期間中にのべ30機関以上と連携して実施する（平成28～令和元年度実績：連携機関数31機関）。
- ・これまで実施した基礎的研修の実績を踏まえ、女性アーカイブを所有する施設間のネットワーク形成に重点を移し、中期目標期間中に女性アーカイブに関する研修を実施し、毎年度、研修参加者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査等を実施し、85%以上から研修成果を効果的に活用できているなどのプラスの評価を得る。
- ・アンケート調査等では、課題などの改善点に関する調査も行い、研修等の見直しを図ること。

**(3) より多様な主体への積極的な広報活動の充実・強化**

会館の事業や取組について積極的に国民に周知し、会館のプレゼンスを高めるため、会館としての広報計画を策定し、理事長のトップマネジメントのもとに効果的な広報活動を推進する。ICTの活用により多様な主体への広報活動を充実・強化する。

また、民間企業や大学等の多様な主体別・目的別の情報提供を図るとともに、大学等における男女共同参画イベント情報等の女性情報ポータルを充実させることにより、大学・民間企業等に対する情報発信を強化する。なお、ターゲットごとの具体的な広報及び目標値等については、広報計画に記載する。

さらに、多様な場で男女共同参画に関する研修等が実施されるよう、会館で実施する研修や取組について、地方公共団体や男女共同参画センターのみならず、企業や大学を始めとした教育機関等に対しても、情報発信やプログラムの提供等を行う。

**【指標】**

- ・ホームページ等のアクセス件数を中期目標期間中に 45 万件以上達成する。（平成 28～令和元年度実績：44 万 7 千件（年平均））
- ・調査研究の成果普及等に資する取組に関しては、会館の研修プログラムや外部での講師活動等を通じて普及・啓発を図るとともに、わかりやすい冊子や動画にまとめて発信する。

**【重要度：高】**女性の活躍や男女共同参画を推進するためには、より多様な主体への積極的な広報活動の充実・強化を早急に図る必要があるため。

#### **4 男女共同参画の推進に向けた国際貢献**

（政策目標 1 新しい時代に向けた教育政策の推進 施策目標 1－6 男女共同参画・共生社会の実現及び学校安全の推進）

会館は、男女共同参画推進のための我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、アジア地域等における女性のエンパワーメントの貢献に資するため、引き続き、男女共同参画推進のための人材育成を実施する。

また、諸外国の関係機関との連携等を通じて収集した男女共同参画に係る国際的な課題や取組の状況を、国内にフィードバックすることにより、国際的課題の解決に向けた取組を推進する。

引き続き、男女共同参画推進のための人材育成を諸機関と連携をはかりつつ実施する。

**【指標】**

- ・中期目標期間中に、国際関係事業を 10 件以上実施する（平成 28～令和元年度実績：10 件）。

##### **（1）アジア地域等における女性教育・男女共同参画推進のための人材育成**

基本計画の重点分野「11 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」でも示されているように、2015 年に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030」の達成、及び北京行動綱領の実現に向けて、男女共同参画に関連する国際的な取組に貢献することが求められている。

このため、SDGs のジェンダー主流化や 17 のゴールに基づき、日本及びアジア地域等の共通のジェンダー課題をテーマに各国の女性教育・男女共同参画推進のための人材を育成に資するセミナーを開催する。

**【指標】**

- ・毎年度、セミナー参加者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査等を実施

し、80%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。

- ・アンケート調査等では、課題などの改善点に関する調査も行い、研修等の見直しを図ること。

## (2) 国際的課題への対応

国連女性の地位委員会（CSW）や女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）で求められている課題（女性の経済的エンパワーメント、女性のリーダーシップ、女性に対する暴力の根絶、男性への働きかけ等）について、ジェンダー平等政策の先進的な取組をテーマとして取り上げ、国内外の関係者による国際セミナーを実施するとともに、先進的な取組における女性支援施策の情報を収集する。

また、これまでに構築した海外の諸機関との協力体制を基礎として、男女共同参画に関する情報交換や協働事業等を実施する。

### 【指標】

- ・毎年度、研修参加者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査等を実施し、80%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。
- ・アンケート調査等では、課題などの改善点に関する調査も行い、研修等の見直しを図ること。

## 5 横断的に取り組む事項

（政策目標 1 新しい時代に向けた教育政策の推進 施策目標 1－6 男女共同参画・共生社会の実現及び学校安全の推進）

男女共同参画社会の実現に向けて、会館は上記のⅢの1～4に掲げる事業を有機的に結び付けて取組を行うことが特に重要であり、各事業において、国内外の関係機関との連携を一層強化する。社会に対して幅広くアプローチし、多様な主体に対して会館の取組を積極的に発信し、会館の活動への理解の浸透を図り、男女共同参画社会の実現に貢献する。

また、男女共同参画推進のためには、男女が希望するときに希望する場所で学ぶことができる機会を提供することが重要である。このため、幅広い教育・学習機会の提供のためにeラーニングを始めとしたICTの活用を推進する。

これらの取組を事業横断的に推進する。

### (1) 国内外の関係機関等との連携・ネットワークの強化、若者の理解促進

会館は、男女共同参画を推進するためのナショナルセンターとして、地方公共団体、

大学・学校等の教育機関、学会等の学術関係団体、経済団体、企業、男女共同参画センター、女性団体、海外の機関等と分野横断的に連携し、ネットワークの構築を図り、関係機関との連携を強化する。

会館では、男女共同参画に係る研修、調査研究、広報・情報発信、国際貢献の取組を実施するにあたり、より多様な主体へ積極的に広報を行う中で、若者の男女共同参画に関する意識・意見を把握するとともに、次代を担う若者への男女共同参画に関する理解を促進させる取組を実施する。男女共同参画は、男性にとっても重要であり男女が共に進めていく必要であるため、女性に限らず男性への理解促進の取組も進める。

#### 【指標】

- ・中期目標期間中にのべ120機関以上との協働で研修事業等に取り組み、連携によるより効果的な事業を実施する（平成28～令和元年度実績：のべ118機関）。

#### （2）ICTの活用による教育・学習支援の推進

これまで会館が主催する研修等に直接参加する機会がなかったリーダーを始め、地理的理由等から直接の参加が困難な国民に幅広く学習機会を提供することができるよう、eラーニングやオンライン研修等による教育・学習支援を行う。

#### 【指標】

- ・オンライン研修については、会館で実施する研修等の内容の一部又は全部について、オンデマンド配信を中期目標期間中に40件以上実施する（平成28～令和元年度実績：25件）。

【難易度：高】男女共同参画をさらに進めていくためには、男性や若年層の理解をさらに進める必要がある。また、これまで試行的・先駆的にICTの活用やeラーニング教育に取り組んできており、デジタル技術の急速な進化に伴い変容する社会環境において、より幅広い学習者層を対象に、適切なICTの活用やオンラインによる教育・学習支援プログラムを推進する挑戦的なものとなることから、難易度は高い。

## IV 業務運営の効率化に関する事項

### 1 業務効率化に関する取組

#### （1）経費等の合理化・効率化

業務量の変動に対応した組織体制の見直し及び電子化等に取り組み、業務の徹底した見直し、効率化を図ることにより、一般管理費、業務経費については、対前年度比で一般管理費（公租公課を除く。）については0%以上、業務経費（公共施設等運営事業等関係経費を除く。）については0%以上の効率化を図る。



(調整中)

## (2) 調達等の合理化

契約については「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することとし、契約の適正化、調達の合理化等を推進することにより、コストを削減し公正性、透明性を確保する。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、教職員支援機構及び会館の4法人は、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、その取組を一層推進する。

## (3) 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、役職員給与の適正化に取り組むとともに、その取組状況を公表する。

## V 財務内容の改善に関する事項

### 1 予算の適切な管理と効果的な執行

#### (1) 予算執行の効率化

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。

#### (2) 自己収入の拡大等

受託研究、寄附金や科学研究費補助金等の外部資金の受入れ、施設の有効利用促進やPFI事業の活用等により、自己収入の確保に取り組む。運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、理事長のリーダーシップのもと、適切な予算配分等を行う。また、自己収入の取り扱いでは、毎事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営を行う。

## VI その他業務運営に関する重要事項

### 1 内部統制の充実・強化

理事長のリーダーシップのもと、会館が担う役割や課題等の情報を職員が共有し、所要の規則等を整備し、ガバナンスの保持、コンプライアンスの遵守等内部統制を充

実するとともに、役職員のモチベーション・使命感の向上に取り組む。

内部規程を必要に応じて見直し、内部統制・リスク管理の充実及び監事による監査機能を強化する。また、監事による監査及び会館が自ら行うモニタリングの結果を業務に反映させ、内部統制等の継続的な見直しを図る。

## 2 情報セキュリティ体制の充実

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群、外部機関の監査結果を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。

また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

## 3 人事に関する計画

職員の専門性を高めるため研修を実施するとともに、他機関が主催する研修事業への参加を促すなど研修機会を充実させる。さらに、業務の効率的・効果的な運営のため、人員を適切に配置するとともに、人事交流等により、研究職員やデジタル人材等を確保し組織の活性化を図る。そのため、人材確保・育成方針を策定しその取り組みを進める。

## 4 長期的視野に立った施設・設備の整備等

長期的視点に立った安心・安全な研修環境の維持のための施設改修、設備更新を計画的に進める。また、保有資産については、引き続き、その保有の必要性について不断に見直しを行う。

女性教育・男女共同参画に関する業務の着実な遂行により施設の利用状況を向上させるとともに、PFI 事業に係る適切なモニタリングの実施及び積極的な広報等により、多様な主体による施設の利用促進を図る。

研修施設を含め、他法人や関係機関等との連携を含め施設の利活用をより一層推進するとともに、他法人や関係機関等の施設を利用して研修を実施する可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行う。施設利用率について、中期目標期間中に 50%以上を達成する（施設全体利用率の平成 28～令和元年度平均実績：50.8%）。また、施設ごとの利用率の目標については、PFI 事業者と協議の上、年度計画において適切に設定する。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用率の目標を達成することが困難な場合は、その点を考慮して評価を行う。

なお、災害時等において、国や地方公共団体等から避難者等の受け入れの要請があった場合、関係機関と連携して施設を有効利用する。

# 国立女性教育会館に係る政策体系図

## 女性教育、男女共同参画に係る教育・学習関連政策における国の責任

### ■男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

国は、男女共同参画社会の形成についての基本理念にのっとり、国民の理解を深めるための措置（第16条）、調査研究（第18条）、国際的協調のための措置（第19条）、地方公共団体及び民間の団体に対する支援（第20条）のために必要な措置を講ずることが求められている。

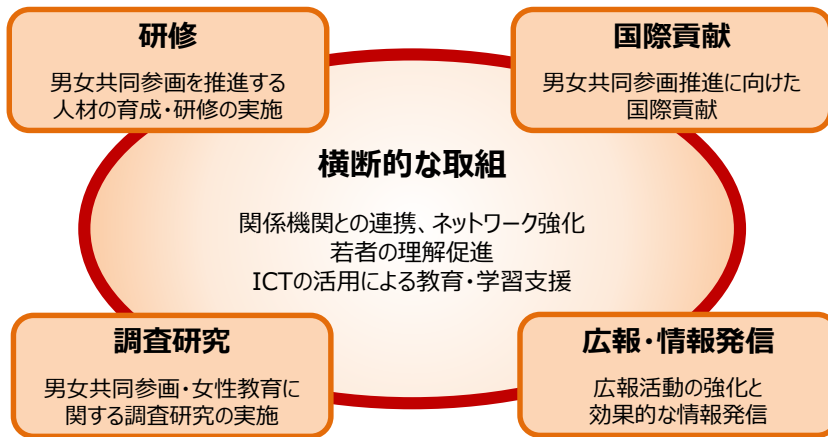
### ■第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月18日閣議決定）

男女共同参画社会基本法に基づき策定された5か年計画。  
会館の役割についても明記されている。

### ■独立行政法人国立女性教育会館法（平成11年12月22日法律第168号）

会館の目的については第3条において「会館は、女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする」とされている。

## 独立行政法人 国立女性教育会館



我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、これまでに蓄積した様々な資源を活用し、女性の活躍をより一層推進するため、関係府省、地方公共団体、企業や大学等教育機関等との連携・ネットワークを一層強化し、国内外のより多様な主体に対する積極的な広報・情報発信を充実・強化することにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に寄与。

## 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月18日閣議決定）

### 第2部 施策の基本的方向と具体的な取組

#### Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

#### 第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

- 1 (2) ア 校長をはじめとする教職員への研修の充実
    - ② 独立行政法人国立女性教育会館において、**初等中等教育機関の教職員、教委員会など教職員養成・育成に関わる職員を対象に**、学校現場や家庭が直面する現代的課題について、男女共同参画の視点から捉え理解を深める**研修の充実（オンラインの活用を含む。）を図る。**
  - イ 男女平等を推進する教育・学習の機会
    - ⑤ 独立行政法人国立女性教育会館において、関係省庁、地方公共団体、男女共同参画センターや大学、企業等と連携を図りつつ、**男女共同参画を推進する組織のリーダーや担当者を対象にした研修や教育・学習支援、男女共同参画に関する専門的な調査研究や情報・資料の収集・提供等を行い**、男女共同参画社会の形成の促進を図る。
  - ウ 大学、研究機関、独立行政法人等により男女共同参画に資する研究の推進
    - ② 独立行政法人国立女性教育会館において、**教育・学習支援、男女共同参画に関する専門的・実践的な調査研究や情報・資料の収集・提供**を行う。
- 2 (2) ⑨ 独立行政法人国立女性教育会館において実施してきた女性教員の管理職登用の促進に向けた調査研究の成果を踏まえ、**学校教育における意思決定過程への女性の参画等に関する調査研究を更に進めるとともに、その成果を活用した研修等を実施する。**
- #### Ⅳ 推進体制の整備・強化
- 3 (2) Ⅰ 国立女性教育会館における取組の推進
    - ① 国立女性教育会館は、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、**人材の育成・研修の実施や女性教育に関する調査研究の成果及び会館に集積された情報の提供等**を通じ、今後とも我が国における**男女共同参画のネットワークの中核**を担っていく。また、これまで果たしてきた役割の重要性と実績を踏まえ、**地域における男女共同参画の推進を支援**するとともに、**地方公共団体、大学、企業等ともより一層の連携を図る**など、機能のさらなる充実・深化を促進する。

## 独立行政法人国立女性教育会館法（平成11年12月22日法律第168号）

（業務の範囲）

第十一条 会館は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 女性教育指導者等に対する研修のための施設を設置すること。
- 二 前号の施設において女性教育指導者等に対する**研修を行う**こと。
- 三 第1号の施設を女性教育指導者等に対する研修のための利用に供すること。
- 四 女性教育指導者等に対する**研修に関し、指導及び助言を行う**こと。
- 五 女性教育に関する専門的な**調査及び研究を行う**こと。
- 六 女性教育に関する**情報及び資料を収集し、整理し、及び提供**すること。
- 七 前各号の業務に付帯する業務を行うこと。

2 会館は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、同項第一号の施設を一般の利用に供することができる。

# 独立行政法人国立女性教育会館（NVEC）の使命等と目標との関係

## （使命）

NVECは、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的としている。

## （現状・課題）

### ◆強み

- ・1977年に設置されて以来、女性教育に関する研修・調査研究・情報収集及び国際貢献等の事業成果を有機的に活用し、地域における男女共同参画を支援。国や自治体、大学、企業等との幅広いネットワークを構築し、女性教育及び男女共同参画を推進する基盤を保有。
- ・研修事業では、調査研究など他事業の成果も活用して、実践に結びつく高い専門性のあるプログラムを提供し、受講者から高い満足度を獲得。

### ◆課題

- ・オンライン研修により増加が見込まれる受講者に対して、集合研修と同様の高い評価が得られる研修プログラムを提供。
- ・効果的かつ効率的な優れた成果を達成する事業運営。

## （環境変化）

- 新型コロナウイルス感染症の影響による社会の変容を踏まえ、従来の「集合研修」に加え、「オンライン研修」も活用して、両方の良さを併用した新たな研修体系の構築が必要。
- 持続可能な開発目標（SDGs）の「ジェンダー主流化」やゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」を踏まえ、貧困等の生活困窮、セクハラや暴力等の困難な課題に直面する女性への支援を強化するための取組が求められる。

## （中期目標）

- 第5次男女共同参画基本計画の策定を踏まえ、男性や若年層、大学や企業なども対象に、男女共同参画社会の実現に向けた教育・学習支援の取組を一層推進。
- 集合研修とオンライン研修を併用した新たな研修体系を構築し、研修プログラム等の内容の充実を図る。
- 教育分野における政策・方針決定への女性の参画拡大と男女の平等を推進する教育・学習支援の充実。
- 「持続可能な開発のためのアジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）のゴール5に対応した、貧困等の生活困窮、セクハラや暴力等の困難な課題に直面する女性への支援に関する取組の推進。
- 広報活動の強化と国際貢献の推進。
- 法人運営の効率化と財政基盤の強化。

## 独立行政法人 教職員支援機構 第6期中期目標（案）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定に基づき、独立行政法人教職員支援機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

### I 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

機構は、平成29年の教育公務員特例法等の改正により、「養成・採用・研修を通じた体系的かつ総合的支援拠点」として、独立行政法人教員研修センターから名称変更・組織改編を行い、機能強化を図った。

#### 〈法人の使命〉

教職員に対する総合的支援を行う全国拠点として、教職員の資質向上に寄与することをミッション（独立行政法人教職員支援機構法第3条）とし、国の教育政策上必要とする研修の効果的な実施、各地域での研修の企画・実施をリードする各種研修指導者の養成、各都道府県教育委員会等が定める教員の指標に関する専門的助言、及び教員の資質に関する調査研究等を通じて、国が進める「教師の養成・採用・研修の一体的改革」の実現に寄与する。

業務の遂行に当たっては、次の3つの視点を重視して取り組むものとする。

第一の視点は、教員の養成・採用・研修に携わる関係諸機関をつなぐネットワークの構築である。機構・大学・教育委員会の協働による研修プログラムの開発・相互活用等を通じて、ネットワーク構築の中核拠点となる。

第二の視点は、教員の養成・採用・研修に係る諸制度の改善方策を検討する際に必要となるエビデンスの提供である。教員の資質向上に係る緊急度の高い課題を調査研究テーマとし、機構の各種事業との有機的連携を図りつつ、研修の高度化と体系化の促進を図る調査研究の中核拠点となる。

第三の視点は、教員一人ひとりが、自在に研修できる環境を整備することである。特に、校内におけるOJT研修へのコンテンツの提供は、チーム学校の組織力を高める上で重要な課題である。また、従来の集合・宿泊型の研修に加えて、ICT機器を活用したオンライン研修の拡充、両研修形態のベストミックスに向けた検討・実践を早急に進め、教職員研修の将来像を提案・牽引する中核拠点となる。

#### 〈法人の現状と課題〉

平成29年の機能強化により、従前の研修事業、研修関係指導助言援助事業の2機能

に加えて、指標策定者への助言事業、調査研究事業、教員免許更新講習等審査事業、教員資格認定試験実施事業の4機能が付与された。以降、6事業全体の有機的連携を進めるための体制整備や、教職大学院等との連携・協働の取組を進めるとともに、専門的人材の積極的登用を行い、研修及び調査研究機関としての専門性、人材面の「強み」が飛躍的に向上した。また、研修動画（校内研修シリーズ）は、コロナ禍の中で全国の教育現場で視聴され高い評価を得ている。

一方、コロナ禍に対応する新たな研修フェーズの確立が求められており、施設面において、老朽化対策、研修のICT化のための環境整備に課題がある。

#### 〈政策を取り巻く環境の変化〉

社会が大きく変化する中、我が国が将来に向けて更に発展し、繁栄を維持していくためには、様々な分野で活躍できる質の高い人材育成が不可欠である。こうした人材育成の中核を担うのが学校教育であり、中でも教育の直接の担い手である教師の資質能力を向上させることが重要である。

「Society5.0」と呼ばれる社会の到来を見据え、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現をめざし、「令和の日本型学校教育」の構築に向けて、その教育を実践できる教師の養成・確保が急務となっている。

令和2年度から本格実施された新しい学習指導要領の実施により、いわゆる「アクティブ・ラーニング」を中心に据えた教育への転換が始まったばかりであり、また、「GIGAスクール構想」の推進により、今後、学校教育のICT環境の整備が進む中で、教師のICT活用指導力を育成する必要がある。

また、学校における働き方改革が進められつつある中、各教育委員会が行う教職員研修についても夏季休業期間中の研修の精選、教職員研修の効果的・効率的な実施、ICTを活用したオンライン研修の実施等を通じての教員研修の質向上と教員負担軽減の両立が喫緊の課題となっている。

更に、今般のコロナ禍の中で教職員研修の在り方そのものが問われており、教職員研修のICT活用や、オンライン研修の一層の充実を進めることを通じ、「集合・宿泊型研修とオンライン研修とのベストミックス」に向けた検討・実践を早急に進める必要がある。

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）をはじめとする閣議決定等に示された政府方針、さらに、機構を取り巻く政策課題、社会情勢等の環境変化を踏まえ、学校教育関係職員の資質向上を図るナショナルセンターとしての政策実施機能を的確に発揮しつつ、効果的かつ効率的な業務運営を図ることを基本とする。

（別添）政策体系図、使命等と目標との関係

## Ⅱ 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの5年間とする。

## Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1. 学校教育関係職員に対する研修（施策目標1-3 魅力ある教育人材の養成・確保）

#### （1）実施する研修の基本的な内容

機構は、国として実施する責務を有する研修（以下のi～iv）を行うほか、機構が企画する研修を関係機関との協働により実施する。機構は研修の実施について中期計画で定める。

- i 各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長、副校長・教頭、中堅教員、次世代リーダー教員、4～8年経験教員及び事務職員等に対する学校経営力の育成を目的とする研修
- ii 学校経営の観点から教職員の意識・意欲を高め学校の組織基盤の強化を目的とする研修
- iii 各学校や地域における現代的な教育課題に関する研修のマネジメントを推進する指導者の養成等を目的とする研修
- iv 国の教育政策上、緊急に実施する必要性が生じた学校教育関係職員の研修については、関係行政機関からの要請又は委託等により実施する。

中期計画の策定に当たっては、「Society5.0」と呼ばれる社会への対応、アクティブ・ラーニングの推進、「GIGAスクール構想」の下での教育のICT活用と環境整備、「学校における働き方改革」の推進、今般のコロナ禍の中での新しい教職員研修スタイルの構築などの現下の政策課題及びスケジュールを踏まえ、研修事業の再構築を図るものとする。

上記iの研修で扱うテーマをマネジメント系の内容に重点化し、教職員の職階・年齢別にシームレスに提供するものに再編する。研修のICT活用を推進し、教職員のICT活用能力の向上を図るとともに、適切な知識・技術の伝達を中心とする座学的研修はオンライン研修への移行を進める一方、集合・宿泊型研修は教師自身が自ら課題を見つけ解決方法を考える内容を中心に据えて実施するものとする。

また、集合・宿泊型研修とオンライン研修の両研修形態のベストミックスを指向するハイブリッド型研修の在り方を検討し、確立する。

毎事業年度において実施する研修の内容、受講対象、日数、標準定員等は、国の教育政策の方向性や事後評価等を踏まえ、不断の見直しを行うこととし、より効果的・効率的なものとなるよう年度計画において明確に定める。

なお、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）を踏まえ、女

性教員の研修参加促進を進めることにより、女性管理職の育成に寄与する。

## (2) 研修の目標とする成果の指標

研修全般の目標とする成果の指標については、以下の①、②のとおり、研修機能の強化を図ることを最重要指標とする。

- ① 調査研究の成果や関係機関との連携を通じて、教職員研修の高度化及び体系化を図る。
- ② ICT活用やオンライン研修の一層の充実を進めるとともに、集合・宿泊型研修とオンライン研修を最適に組み合わせることで研修効果の最大化を目指すハイブリッド型研修を確立する。

各研修の目標とする成果指標については、以下に掲げるような方法を基本として研修ごとに定め、達成状況を把握するとともに、その達成を図る。

上記(1) i の研修の成果指標は、以下の①～③とする。

- ① 研修は、集合・宿泊型研修とオンライン研修とのベストミックスを基本に標準定員を設定して実施するほか、標準定員に対する参加率が、90%以上となるようにする(前中期目標期間の参加率実績(平均値): 109.8%)。
- ② 受講者に対して、研修終了後に研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、95%以上から「有意義であった」などのプラスの評価を得るほか、80%以上から「大変有意義であった」の最高評価を得る(前中期目標期間の有意義率(大変有意義率)実績(平均値): 99.5%(88.9%) )。
- ③ 学校及び教育委員会等から参加する受講者に対して、研修終了後、1年程度の期間内に研修成果の活用状況(研修企画、研修講師、他校訪問等)についてのアンケート調査等を実施し、85%以上から「機構での研修成果を効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る(前中期目標期間の成果活用率実績(平均値): 98.9%)。

また、学校から参加する受講者に対しては、校内研修等(勤務校において開催する研修会、随時行われる勉強会及び教職員会議等の定例会議等における発表等)への活用状況について、85%以上から「機構での研修成果を校内研修等に効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。(前中期目標期間の校内研修活用率実績(平均値): 91.9%)。

上記(1) ii、iiiの研修は原則オンライン研修で実施することとし、研修効果の最大化を図る観点から研修と調査研究を連携・往還させながら、集合・宿泊型研修の要素を組み込んだ最適な組合せを3年間(令和5年度まで)で検討し、確立する。そのため、上記(1) ii、iiiの研修の定量的な成果指標については中期計画において定める。



### (3) 研修の効果的・効率的な実施のための方法の導入

研修の実施に当たっては、個々の研修内容等について、国の教育政策の方向性や地方自治体等の研修ニーズ等を適切に把握し、効果的・効率的な研修の実施が可能となるよう、研修内容・方法等の見直しを行うほか、オンライン研修の活用や関係機関及び大学等との連携及び教員研修に関する調査研究等を行い、より一層の研修内容の高度化を図るとともに、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な演習や協議をより多く取り入れ、研修効果を高めるため、最適な人数による班構成(ユニット)を基本に研修を行う。

また、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館及び機構の4法人は、研修のより効率的・効果的な実施に資するため、その連携について検討する。

### (4) 研修の内容・方法の見直し

研修について、独立行政法人として実施する必要性、研修の効果、都道府県ごとの受講者数、毎事業年度の評価結果等について不断に検証し、必要な場合には、内容・方法の見直し等、所要の措置を講じる。

なお、研修の見直しの必要性を判定するための基準等については中期計画において定める。

#### 【重要度：高】

新たな課題に対応した教育が学校現場で効果的に実践されるよう、研修事業の再構築を図るとともに、校内研修等の活性化を促進していくことは、教員の資質向上を図る上で極めて重要であるため。

#### 【困難度：高】

調査研究の成果や関係機関との連携を通じて、教職員研修の高度化及び体系化を図ること並びにICT活用やオンライン研修の一層の充実を進めるとともに、集合・宿泊型研修とオンライン研修を最適に組み合わせることで研修効果の最大化を目指すハイブリッド型研修を確立することは、新たな研修の仕組みを構築する取組であるため。

## 2. 公立学校の校長及び教員の資質の向上に関する指標を策定する任命権者に対する専門的な助言(施策目標1-3 魅力ある教育人材の養成・確保)

本事業は、平成29年4月の機能強化以降、本法人が有する知見や全国的なネットワーク等を活用した専門的な助言や好事例の収集、指標データベースの作成等により、各任命権者が抱える指標と研修に関する課題の解決をリードする拠点としての役割を果たしている。

各任命権者による指標及び研修計画の改善等に対して、引き続き必要な専門的助言を

行い、積極的に支援していくものとする。

特に、「GIGAスクール構想」の推進により、学校教育におけるICT環境の整備が進められる中で、教員に必要となる資質能力としてICT活用能力や情報セキュリティ能力の一層の向上が求められていること等に留意する。

【重要度：高】

指標は、教員がキャリアステージに応じて身に付けるべき資質能力を明示化するものであり、教員の研修計画の改善充実を図る上で重要であることから、機構が有する知見やネットワーク等を活用した専門的な助言等を行うことは、教員の資質向上を図る上で極めて重要であるため。

3. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助（施策目標1-3 魅力ある教育人材の養成・確保）

機構が有する関係機関間ネットワークのハブ機能、研修実施機能、調査研究機能の有機的連携を図り、情報発信を強化するとともに、学校教育関係職員の研修の充実に係る指導、助言及び援助を行う。

(1) 都道府県教育委員会等への指導、助言及び援助

都道府県教育委員会等において、より充実した学校教育関係職員に対する研修が実施できるよう、以下の指導、助言及び援助を行う。

① 教員等への指導、助言

オンライン講座の一層の充実、情報交換機会の提供を行うほか、教員の資質向上に関する情報発信を行う。

また、学校現場における優れた実践事例の表彰を行い、その取組を普及し、教職の魅力を発信する。

② 教育委員会等への指導、助言及び援助

・教職員研修の将来像の提案

機構が実施する研修の高度化・体系化を一層推進するとともに、集合・宿泊型研修とオンライン研修とのベストミックスに向けた検討・実践を早急に進め、教職員研修の将来像を提案・牽引していく。

・教育委員会等の研修への指導、助言及び援助

教育委員会等の研修企画・立案担当者を対象とする会議を開催する。

また、地方公共団体単独での実施が困難な研修等については、地方公共団体からの要請を受けて援助を行う。

(2) 教職大学院等との連携

教職大学院等の大学等とのネットワークを構築し、機構の全国的な教員研修・支援の

ハブ機能の整備・充実を図る。また、教職大学院等の大学等の院生や教員の研究・交流等を支援するため、以下の取組を行う。

- ① 教職大学院との連携協定  
教職大学院等の大学との連携協定の締結を進め、関係機関間のネットワークのハブ機能の強化を図る。
- ② 教職大学院の教員等に対する支援  
教職大学院等の大学との連携を推進するため、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、教職大学院の教職員の研究・交流支援のための場を提供する。
- ③ 教職大学院の院生等に対する支援  
教職大学院の院生等に対する支援のため、機構が行う研修を受講する機会を提供する。また、教職を志す学生等に対し、学びの機会を提供する。
- ④ 海外の大学等に対する支援  
国際連携ネットワークの構築に取り組み、国際貢献を図りつつ、相互に学び合う機会を創出する。

【重要度：高】

機構が教員の養成・採用・研修を通じた体系的かつ総合的支援拠点としての使命を果たす上で、機構が有する関係機関間ネットワークのハブ機能、研修実施機能、調査研究機能の有機的連携を図り、学校教育関係職員の研修の充実に関する指導、助言及び援助を行うことは、極めて重要な取組であるため。

【困難度：高】

機構が実施する研修の高度化・体系化を一層推進するとともに、集合・宿泊型研修とオンライン研修とのベストミックスに向けた検討・実践を早急に進め、教職員研修の将来像を提案・牽引することは、都道府県教育委員会等における将来の教職員研修の在り方を方向付ける取組であるため。

4. 学校教育関係職員が職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及（施策目標 1－3 魅力ある教育人材の養成・確保）

教職員に対する総合的支援を行う全国拠点として、養成・採用・研修の改革に資する専門的・実践的な調査研究を計画的に行うこととし、集合型研修とオンライン研修のベストミックスに関する調査研究を含め、中期目標期間中に 5 件程度実施する。

教員の資質向上に係る緊急度の高い課題を調査研究テーマとし、機構の研修事業をはじめとした各種の事業との有機的連携を強化するものとする。

特に、養成・採用・研修の一体的改革、研修の高度化・体系化、教職への優秀な人材の確保など、教員政策に寄与するものとする。

調査研究の成果については、機構の研修事業をはじめとした各種の事業に適切に還元させるとともに、文部科学省等と連携しながら調査研究の成果の普及を図るものとする。

【重要度：高】

養成・採用・研修の一体的な改革を進めていく上で、教職員の資質向上に関する様々なエビデンスを獲得・蓄積し、機構が実施する各種事業の企画・立案への反映や教育委員会等に調査研究の成果を普及していくことは、教職員の資質向上、教職への優秀な人材の確保を図る上で極めて重要であるため。

5. 免許状更新講習及び免許法認定講習等の認定に関する事務（施策目標 1－3 魅力ある教育人材の養成・確保）

教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に基づく免許状更新講習及び免許法認定講習等の認定について、免許状更新講習規則（平成 20 年文部科学省令第 10 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）を踏まえ、文部科学省と緊密な連携を図り、本講習の認定に関する事務を確実に遅滞なく実施する。

6. 教員資格認定試験の実施に関する事務（施策目標 1－3 魅力ある教育人材の養成・確保）

教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に基づく教員資格認定試験の実施について、教員資格認定試験規程（昭和 48 年文部省令第 17 号）を踏まえ、文部科学省と緊密な連携を図り、秘密保持に十分留意した上で、本試験の問題作成を行うとともに、試験実施に関する事務を確実に行う。

IV 業務運営の効率化に関する事項

（1）経費等の縮減・効率化

機構の業務運営に際しては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）等を踏まえ、業務の見直し、調達等の合理化を進め、中期目標期間中、毎事業年度において、一般管理費については対前年度比●%以上、業務経費については対前年度比●%以上の効率化を図る。

（調整中）

（2）間接業務等の共同実施

同閣議決定を踏まえ、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館及び機構の4法人は、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、その取組を一層推進する。

### (3) 予算執行及び業務運営の効率化

契約については、「独立行政法人における調達等合理化取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施する。

また、研修のICT化のための環境整備を進めるとともに、内部業務の電子化を進める。

## V 財務内容の改善に関する事項

### (1) 自己収入の確保

国が実施する責務を有する研修等の実施という性格に十分留意しつつ、受益者負担の適正化を図るとともに、施設の有効利用促進や寄附金等により自己収入の確保を図る。また、自己収入の取扱いにおいては、定期的に各施設の料金を検証するとともに、毎事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営を行う。

### (2) 固定経費の節減

管理業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定経費の節減を図る。

### (3) 財務内容等の透明性の確保

機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報の公表の充実等を図る。

## VI その他業務運営に関する重要事項

### 1. 中長期的視点に立った施設・設備等の整備管理の実施

(1) 施設・設備については、老朽化対策及び研修のICT化のための環境整備等、中長期的視点に立った計画的な整備を推進する。

(2) 従来の集合・宿泊型の研修に加えて、ICT機器を活用したオンライン研修の拡充、両研修形態のベストミックスを指向するハイブリッド型研修にふさわしい、また、感染防止・衛生管理を含め受講者が安全かつ安心して研修に取り組める環境を実現する施設・設備等の整備を積極的に進める。

(3) 機構の保有する研修施設について、貸出対象の拡充を行い、施設の有効利用促進に取り組む。また、研修事業の在り方を検討し、その確立を図った上で、教職員の受講環境の整備の観点から、他法人や関係機関等の施設を利用して研修を実施する

可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行う。

- (4) 各施設（研修・宿泊・運動）の稼働率等の成果指標については、研修効果の最大化を図る観点から集合・宿泊型研修とオンライン研修の最適な組合せを3年間（令和5年度まで）で検討し確立することとしていることを踏まえ、中期計画において定める。

## 2. 人事に関する計画

機構に求められる社会的使命を全うし、教員の養成・採用・研修を通じた体系的かつ総合的支援拠点としての業務を実施するため、組織体制を整備するとともに、その活性化を図ることが重要であることから、デジタル技術を活用できる人材など、多様な専門的人材を確保・育成するため、関係機関・団体との人材交流を視野に入れた人材確保・育成方針を策定し、その取組を進める。

また、役職員の報酬・給与・退職手当については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員の給与を参酌し、その適正化を図るとともに、給与水準を公表する。

## 3. 内部統制の充実・強化

理事長のリーダーシップの下、機構の業務及びそのマネジメントに関する内部統制・ガバナンスの充実・強化を図るため、その体制の整備・運用を推進していくとともに、不断の見直しを行う。さらに、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で、組織及び業務の運営がなされるよう、機構のミッションや理事長の理念を組織内の各層に浸透させるとともに、役職員のモチベーション・使命感を向上させる取組を行う。

また、内部統制が有効に機能しているかどうかについて、監事監査及び内部監査等により検証するとともに、その結果を業務の改善に反映させる。

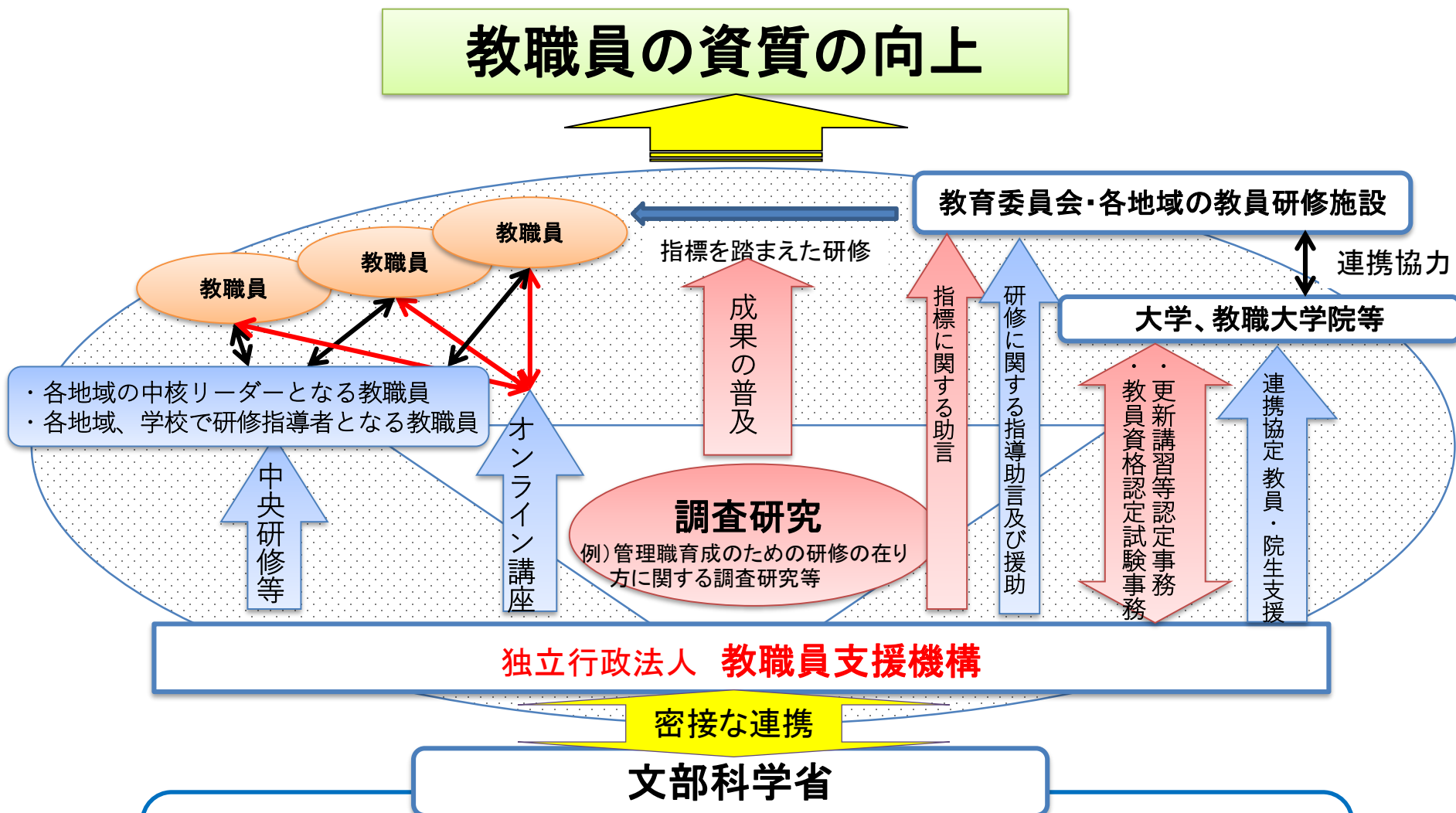
## 4. 業務の電子化の推進及び情報セキュリティの確保

機構全体で、ICT環境の整備に努め、機構が主催する研修の充実、受講者の利便性の向上を図るとともに、内部業務の電子化を進める。また、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に基づき策定された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定。平成30年7月25日改定）に従って、引き続き、情報セキュリティ対策を推進する。さらに、外部機関が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価し、サイバー攻撃等への対応の強化など必要となる情報セキュリティ対策を講じる。

以上

# (独)教職員支援機構に係る政策体系図

—教職員に対する総合的支援を行う全国拠点—



政策目標 1 新しい時代に向けた教育政策の推進

国民一人一人が、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会を実現する。 施策目標 1-3 魅力ある教育人材の養成・確保

## (使命)

学校教育関係職員に対する養成・採用・研修を通じた体系的かつ総合的支援を行う全国拠点として、教職員の資質向上に寄与。(独立行政法人教職員支援機構法第3条)

## (現状・課題)

### ◆強み

- ・教職大学院等との連携・協働、専門的人材の登用により、研修機関としての専門性、人材面の「強み」が飛躍的に向上。
- ・研修動画(校内研修シリーズ)は、コロナ禍の中で全国の学校で視聴され高い評価。

### ◆弱み・課題

- ・施設・設備面において、老朽化対策、研修のICT化のための環境整備に課題。

## (環境変化)

- 「Society5.0」社会を見据え、全ての子供たちの可能性を引出す個別最適な学びと協働的な学びの実現が急務。
- GIGAスクール構想により、学校教育のICT環境の整備が進む中で、教師のICT活用指導力の育成が必要。
- 学校の働き方改革の中、研修のICT活用、オンライン研修による研修の質向上と教員負担軽減の両立が課題。
- コロナ禍の中で教職員研修の在り方が問われており、「集合型とオンライン型のベストミックス」の検討が必要。

## (中期目標)

- 「集合型研修とオンライン研修とのベストミックス」に向けた検討・実践を早急に進め、教職員研修の将来像を提案・牽引。
- 調査研究の成果が教職員の養成・採用・研修の一体的改革、教職への優秀な人材の確保にも資するよう努力。
- 施設・設備について、老朽化対策及び研修のICT化のための環境整備等、中長期的視点に立って計画的に整備。



独立行政法人国立科学博物館  
中期目標（第5期）

令和3年●月

文 部 科 学 省

## 目 次

I. 政策体系における法人の位置づけ及び役割	1
II. 中期目標の期間	2
III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1. <u>自然史及び科学技術史の調査・研究</u>	
(1) 自然史・科学技術史の中核的研究機関としての研究の推進	3
(2) 研究活動の積極的な情報発信	3
(3) 国際的な共同研究・交流	4
2. <u>ナショナルコレクションの構築・継承及び活用</u>	
(1) ナショナルコレクションの構築	5
(2) 全国的な標本・資料情報の収集と活用促進	5
3. <u>人々の科学リテラシーの向上を目指した展示・学習支援</u>	
(1) 魅力ある展示事業の実施	6
(2) 社会の多様な人々の科学リテラシーを高める学習支援事業の実施	6
(3) 社会の様々なセクターをつなぐ連携協働事業・広報事業の実施	7
IV. 業務運営の効率化に関する事項	
1. 運営の改善	8
2. 給与水準の適正化	8
3. 契約の適正化	8
4. 保有資産の見直し等	9
5. 予算執行の効率化	9
V. 財務内容の改善に関する事項	
1. 自己収入等の確保	9
2. 決算情報・セグメント情報の充実等	9
VI. その他業務運営に関する事項	
1. 内部統制の充実	9
2. 情報セキュリティ対策	9
3. 人事に関する計画	10
4. 施設・設備整備	10

※下線を引いた事業を一定の事業等のまとまりとする。

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定により，独立行政法人国立科学博物館（以下「国立科学博物館」という。）が達成すべき業務運営の目標（以下「中期目標」という。）を定める。

## I 政策体系における法人の位置付け及び役割

### <法人の使命>

国立科学博物館は，独立行政法人国立科学博物館法第 3 条にあるとおり，博物館を設置して，自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究並びにこれらに関する資料の収集，保管及び公衆への供覧等を行うことにより，自然科学及び社会教育の振興を図ることを目的としている。

国立科学博物館は自然史及び科学技術史の中核的研究機関として，また我が国の主導的な博物館として調査・研究，標本・資料の収集・保管・活用，展示・学習支援活動を通じ，人々が，地球規模課題を含む地球や生命，科学技術に対する認識を深め，地球と人類の望ましい関係について考察することに貢献することを使命とする。このため，国立科学博物館は地球と生命の歴史，科学技術の歴史の解明や，ナショナルコレクションの体系的な構築及び継承，並びに人々の科学リテラシーの向上に資する事業を実施するとともに，それらの活動を国内外に向けて広く発信し普及していく必要がある。

### <法人の現状と課題>

令和 2 年に改正された「科学技術・イノベーション基本法」は，これまで科学技術の規定から除外されていた「人文科学」を「科学技術」の範囲に位置づけ，本法を反映させる科学技術・イノベーション基本計画は，自然科学の「知」と人文科学の「知」を融合した「総合知」がますます重要と捉え，基本法の柱の一つとする「イノベーションの創出」は，国の研究力の強化を求めるとともに，基礎研究，学術研究の卓越性・多様性の強化と分野融合による研究の推進を必要としている。

我が国には持続可能な開発目標（SDGs）の課題である人類を含めた生物や地球の持続可能性の危機等の地球規模課題の解決や，その先にある持続可能な社会を実現することへの貢献が求められている。特に，生物多様性国家戦略においては，「自然共生社会の実現」に向けた具体的な戦略が示されている。人類が享受している生態系サービスを持続可能なものとするため，その源泉である生態系，生物多様性及び自然資源を保全するための研究のエビデンスとして，また人類の知的活動の所産として，標本・資料の重要性が増している。このため，国立科学博物館は，自然科学と人文科学を融合させて新たな研究の可能性を探るとともに，国立科学博物館が持つ自然史及び科学技術史分野に関する専門性の高い研究人材や今まで培った専門人材養成のノウハウ，アジア最大級の標本・資料コレクションを有するという「強み」を生かした事業を展開する。それを実現するためには，増大する標本・資料の管理・活用に対するコレクションのマネジメント体制の充実，及び狭隘化が進む収蔵スベ

一スの確保等が課題として挙げられる。また、地球環境の変化に対し、人々が自然及び科学に関する知識と科学的な考え方・態度で適切に判断し行動できる総合的な能力である科学リテラシーの涵養が不可欠となっている。

第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）において、教育政策の目標である「人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」や、「人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進」を使命とする社会教育施設の場として、博物館の役割が一層重要になるとされている。

#### <政策を取り巻く環境変化>

国立科学博物館が平成30年10月1日付で文化庁の所管になったことから、より一層文化の振興に貢献することが求められている。文化芸術推進基本計画（平成30年3月6日閣議決定）において、博物館は生涯学習活動や観光等の拠点等の役割も有するとともに、教育機関等と連携して様々な社会的課題を解決する場としてその役割を果たすことが期待される。さらに、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（令和2年法律第18号）が制定され、文化資源の積極的な活用を図り、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機に国内外の幅広い来訪者にその魅力を分かり易く紹介することで、我が国の文化観光に資することが求められている。

現在世界を脅かしている新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大は、人々の生活を一変させた。今後しばらくは、予測不能な状況が世界規模で続くことが見込まれ、このような社会変化にも柔軟に対応する「新しい博物館の在り方」の検討が求められている。こうした状況下で本中期目標期間は、不確実性とリスクがある中で、人々の「新しい生活様式」に対応した博物館経営を推進していく必要がある。

以上のように、国立科学博物館は、科学を文化として育む博物館として、またナショナルセンター機能を担う博物館として、科学系博物館イノベーションセンターを中心に博物館の資源を活用して地域博物館との連携を強化し、全国的な科学系博物館の事業の活性化に貢献することが求められている。

## II 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日の5年とする。

## III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1 自然史及び科学技術史の調査・研究

（事前分析表 施策目標 12-4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成）

国立科学博物館は、生物多様性の保全や持続可能な社会の実現等の政策課題や社会的要請等を踏まえ、新たな知の創出のための源泉・苗床として、地球と生命の歴史、科学技術の

歴史を解明すること。そのために、自ずとあるいは人為的に変化する自然や人類の営みの成果である科学技術を対象とし、過去から未来への時間軸を踏まえた実証的研究を推進すること。

調査・研究活動の評価は、別紙に掲げる評価軸に基づいた評価指標・モニタリング指標について行うものとする。

#### (1) 自然史・科学技術史の中核的研究機関としての研究の推進

国立科学博物館は、自然史分野と科学技術史分野の双方を対象とする研究機関であるという特徴を生かし、両分野における我が国の中核的研究機関として、人類の知的資産の拡大に資するとともに、生物多様性の保全や豊かで質の高い生活の実現等を支える科学技術の発展の基盤となるため、自然及び科学技術の歴史的変遷の体系的、網羅的な解明を目的とした組織的な基盤研究を持続的に進めること。

また、研究内容によっては他機関の研究者も加え、国立科学博物館の強みである基盤的研究分野を横断し、共同で研究を進めるプロジェクト型の総合研究を実施すること。プロジェクト型の総合研究は、新たな分析技術を用い、国立科学博物館や国内外の博物館等が所有する標本・資料を活用した研究や、これまで研究の進んでいない日本の周辺地域を対象とした研究を進め、環境の変化の状況や絶滅が危惧される生物種等に関して、種間の関係も含めた体系的な情報を集積すること。

なお、国立科学博物館が文化庁の所管になったことを踏まえ、基盤研究とプロジェクト型の総合研究に加え、自然科学と人文科学を融合させた新たな研究の可能性を探ること。

研究の実施に当たっては、組織的なガバナンスの下、研究テーマの選定を含めた研究計画、進捗状況の把握や研究成果の評価の各段階において外部評価を行うこと。また、各種競争的研究資金制度等の積極的活用等、外部資金を獲得し、研究環境の活性化と研究者一人一人の研究力の強化を図ること。

標本・資料に基づく実証的・継続的な研究については、近年特に大学等の研究では十分な対応が困難になっていることから、大学等と連携し、それら機関等と共同・協力の下に、ポストドクターや大学院学生等の受入れにより、後継者養成を進めること。

#### (2) 研究活動の積極的な情報発信

国立科学博物館の研究活動への関心と理解を高めるため、学会、シンポジウムの開催、一般図書の刊行、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の活用を通じ、自然史及び科学技術史分野の重要性について、関係機関等と連携・協力し、積極的に広く国内外に発信すること。また、調査・研究のプロセスを含む研究現場の公開や、展示・学習支援事業を通じた研究成果の還元等、国立科学博物館の特色を十分に生かし、国民に見えるかたちで研究活動の情報を積極的に発信していくこと。特に総合研究については、終了後2年以内にその成果を基にした企画展等を開催すること。

### (3) 国際的な共同研究・交流

海外の博物館等との協力協定の締結等に積極的に取り組むなど、自然史研究等の国際交流・国際協力の充実強化を図ること。特にアジア・オセアニア地域における中核拠点として、自然史系博物館等との研究協力を実施することにより、この地域における自然史系博物館の発展の上で必要な研究者の人材育成や自然史標本の管理・活用に関する技術やノウハウの移転にも貢献し、先導的な役割を果たすこと。

#### 【指標】

- ・調査研究に関する指標については、別紙に定める評価軸を活用し総合的に評価するもの。
- ・重点的に推進する調査研究として、基盤研究 5 分野及び総合研究 4 テーマを実施し、調査研究の方針等が設定する調査研究ごとの目的や成果等、評価軸の観点等を達成

#### 【目標水準の考え方】

- ・国民の科学リテラシーの向上という国立科学博物館の使命に鑑み、研究活動の情報発信については、学会等を通じた発信だけでなく、展示・学習支援事業等により広く社会に発信する。
- ・国際的な共同研究・交流等の充実・強化を図るため、海外の博物館等との協力を推進するとともに、標本情報の発信や公開・活用を推進する。

#### 【重要度：高】

・持続可能な開発目標 (SDGs)、科学技術・イノベーション基本計画、生物多様性国家戦略等において、継続的な科学技術イノベーションの創出に向けた研究力の強化とともに、生物多様性の保全とその持続可能な利用、世界が共通で直面している気候変動などの課題に対応する研究の推進が挙げられており、国立科学博物館の実施する調査・研究は、それらの実現に必要な基礎を提供する重要な役割を担うものであるため。

## 2 ナショナルコレクションの構築・継承及び活用

(事前分析表 施策目標 12-4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成)

科学技術・イノベーションの基礎をなす知識・知見や科学的なデータの体系的収集・蓄積に向け、科学的再現性を担保する物的証拠として、あるいは自然の記録や人類の知的活動の所産として、標本・資料を継続して収集し、日本を代表する数・質を有するナショナルコレクションを体系的かつ戦略的に構築し、人類共通の財産として将来にわたって確実に継承すること。

### (1) ナショナルコレクションの構築

科学系博物館のナショナルセンターとして、自然史及び科学技術史の研究に資する標本・資料の調査・収集を体系的に進め、これら貴重な標本・資料を適切な環境の下で保管し、将来へ継承できるよう、収蔵庫を新営し、戦略的なナショナルコレクション構築を着実に推進すること。また、国内に生息・生育する生物を中心とする研究用の遺伝資源コレクションを充実させるとともに、海外の自然史標本に関しては、生物多様性条約及び名古屋議定書を遵守し、遺伝資源のアクセスと利益配分（ABS）に関する国立科学博物館の方針に沿って適切な収集・管理を行うこと。国内初のワシントン条約（CITES）特定科学施設として、条約を遵守しつつ、国際的に貴重な絶滅危惧種の標本を適切に管理し、コレクションを充実させること。

貴重な標本・資料の散逸を防ぐため、大学や博物館等で保管が困難となった自然史系標本・資料の受入のために国内の自然史系博物館等と連携し、自然史系標本資料セーフティネットの拡充を図ること。科学技術史資料については理工系博物館、大学等の研究機関、企業、個人等で保管が困難となった貴重な資料の受入のために国内の理工系博物館、学会、業界団体等と連携してセーフティネットの中核としての機能を果たすこと。また、自然災害等で被災した標本・資料のレスキューに取り組むこと。

国立科学博物館が保有する標本・資料の重要性や収集・保管する意義について、国民の理解を促進するために、ICTを活用した収蔵庫の公開や標本・資料等のデジタルアーカイブ化による情報提供を行うこと。またナショナルコレクションの戦略的な構築、その永続的な維持と活用を推進するため、標本資料センターの体制強化を図ること。

## （2）全国的な標本・資料情報の収集と活用促進

自然史・科学技術史に関する中核的研究機関として、国立科学博物館で所有している標本・資料のみならず、全国の科学系博物館等で所有している標本・資料について、その所在情報に関係機関等と連携して的確に把握し、情報を集約し、オープンサイエンスの推進に向け国内外に対して、標本・資料情報の活用を促す観点から積極的に発信すること。

### 【指標】

・標本・資料について、本中期目標期間で新たに40万点の登録標本・資料数の増加を目指すこと。

前中期目標期間実績：4年間で377,459件増加（見込評価時点）

・標本・資料統合データベースに本中期目標期間で40万件を加えての公開。

前中期目標期間実績：4年間で401,898件増加（見込評価時点）

### 【目標水準の考え方】

・ナショナルコレクションの構築は、動物、植物（生体を含む）、菌類、岩石・鉱物、化石、人骨標本及び科学技術史資料等の標本・資料について、分類群や地域等に焦点を置いて戦略

的に進める。

・標本・資料統合データベースについては、初期登録と合わせて既存データへの画像等追加も重要となっているため、登録数の増加に加えて、情報の追加により充実させる。

### 3 人々の科学リテラシーの向上を目指した展示・学習支援

(事前分析表 施策目標 12-4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成)

調査・研究及び標本・資料の収集を通じて蓄積された知的・物的・人的資源を一層活用するとともに、国内各地域の科学系博物館や大学等と連携協働しながら、展示・学習支援事業等の博物館ならではの方法で社会に還元すること。これにより、子供から大人まで生涯を通じた国民の科学リテラシーの向上を図り、科学が文化として広く社会に受け入れられる土壌を醸成し、かつ、それを促す人材を育成すること。さらに展示・学習支援事業で得られた成果を全国各地における科学系博物館の活性化につなげること。

#### (1) 魅力ある展示事業の実施

展示事業においては、国立の科学系博物館として、また自然史等の中核的研究機関としてふさわしいものを重点的に行うこと。その際、「新しい生活様式」に対応した観賞環境の確立を目指し、その在り方を検討すること。

常設展示については、新たな研究成果やニーズ等を適切に反映させ、一層の充実を図るとともに、研究者やボランティア等による展示理解の深化を図る活動を推進すること。

企画展示については、幅広い人々の科学リテラシーの向上に資するよう、自然科学以外の分野とも連携するなど、多様な展示を実施する。

外国人を含む多様な入館者へのサービス向上という視点から、ICT 等を活用し分かりやすい展示解説のコンテンツを充実させること。さらに弾力的に開館日・開館時間を設定し、安全で快適な観覧環境を提供すること。

国立科学博物館が有する資源を館外で活用する事業や巡回展示スキームの開発等を行うことにより、地域博物館等の事業の活性化を図り、地域住民の自然科学に対する理解を促進するとともに、地域振興にも貢献すること。また、地域博物館等が実施する展示や観光拠点としての機能を強化する取組等に対し、各施設の求めに応じて、助言等を行うこと。

#### (2) 社会の多様な人々の科学リテラシーを高める学習支援事業の実施

子供から大人まで様々な年代の人々の科学リテラシーを高める学習支援事業を関係機関等と連携・協力して実施すること。特に、他の科学系博物館では実施困難な事業を重点的に行うこと。その際、学習支援事業については「新しい生活様式」を踏まえた在り方を検討すること。

「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」等の視点を踏まえた新しい学習プログラムの開発や、ICT 等を活用して遠隔で受講可能な学習支援活動を試行的に進め



ること。

さらに、専門家と国民間のコミュニケーションを促進させ、全国各地の博物館等で活躍するサイエンスコミュニケーションを担う人材を、全国規模で育成すること。

### (3) 社会の様々なセクターをつなぐ連携協働事業・広報事業の実施

社会に根ざし、社会に支えられ、社会的要請に応える我が国の主導的な博物館として、国内の科学系博物館をはじめ、大学、研究機関、教育機関、企業等の様々なセクターと連携協働する事業を積極的に開発すること。特に地域博物館等のネットワークの充実を図ることにより、地域における人々の科学リテラシーを涵養する活動の促進を図るとともに、地域振興にも貢献すること。博物館等との連携協働事業の実施の際は、「新しい生活様式」を踏まえた在り方を検討すること。

また、様々な媒体を通じて自然や科学に関する情報を広く国民に提供するとともに、国民の国立科学博物館への理解を深めること。SNS 等様々な手段を活用し、国立科学博物館の活動の成果に関する情報を発信すること。さらに、外国人入館者等に向けた多言語対応等、近隣の施設等との連携等も図りつつ、効果的な情報発信を推進すること。

#### 【指標】

・来館者の満足度（来館者満足度調査による満足度について、前中期目標期間と同程度の水準（9割程度）を維持）

#### 【関連指標】

・入館園者数

前中期目標期間実績：4年間で10,759,684人（見込評価時点）

・企画展示（特別展・企画展）と巡回展示をあわせた開催数

前中期目標期間実績：年平均52回（見込評価時点）

・学習支援活動参加者数

前中期目標期間実績：年平均224,281人（見込評価時点）

・博物館・企業等と連携して館外で行う展示についての連携機関数

前中期目標期間実績：4年間で75機関（見込評価時点）

#### 【目標水準の考え方】

・来館者満足度調査において、最上位及びそれに次ぐ満足度で回答した割合とする。

#### 【重要度：高】

・教育振興基本計画、文化芸術推進基本計画、科学技術・イノベーション基本計画、生物多様性国家戦略等で示された政策の実現のためには、地球環境の変化をはじめとした様々な

課題に対応していく資質・素養である科学リテラシーの涵養に取り組むことが重要であるとともに、国立科学博物館が文化庁の所管に移ったことにより、自然科学及び社会教育の振興だけでなく、文化振興が求められているため。さらに、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の趣旨を鑑み、博物館の資源を活用し、全国の科学系博物館活動の活性化を通じた地域振興に向けて、本中期目標期間において重点的に取り組む必要があるため。

#### IV 業務運営の効率化に関する事項

##### 1 運営の改善

国立科学博物館は、自然史及び科学技術史の中核的研究機関として、また我が国の主導的な博物館としての役割を着実に果たすとともに、業務の効率性を向上させるため、自己評価、外部評価及び入館者による評価等の活用や、監事の機能強化等内部ガバナンスの強化を図ることにより、館長のリーダーシップの下、役職員が法人全体としての使命や目指すべき方向性を認識した上で、自律的に博物館の運営を適宜見直すこと。

また、館内のマネジメント上必要な意思疎通や情報共有のため、テレビ会議システム等も活用し、業務運営の効率化を図るとともに、多様な働き方に対応するための ICT を含むインフラ整備等環境整備を進めること。

運営費交付金を充当して行う事業については、一般管理費及び業務経費の合計について、中期目標期間の最終年度におい、令和2年度比5%以上の効率化を図る。ただし、特殊要因経費及び新たに追加される業務はその対象としない。また、人件費については「2 給与水準の適正化」に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。

##### 2 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、役職員給与の在り方について検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、検証結果や取組状況を公表すること。

##### 3 契約の適正化

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、契約の公正性、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図ること。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づく「法人間又は周辺の他機関等との共同調達」について、事務的消耗品等への拡充を図るべく周辺の他機関と検討し、年度計画等に具体的な対象品目等を定めた上で進めること。

##### 4 保有資産の見直し等

保有資産については、引き続きその活用状況等を検証し、その保有の必要性について不断に見直しを行うこと。

## 5 予算執行の効率化

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築すること。

## V 財務内容の改善に関する事項

### 1 自己収入等の確保

適切な運営費交付金や施設整備補助金を確保するとともに、外部資金の獲得等、自己収入の増加に努め、運営費交付金等の国費のみに頼らない財務構造への強化を図ること。また、自己収入額の取り扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努めること。

### 2 決算情報・セグメント情報の充実等

国立科学博物館の財務内容等の一層の透明性を確保するとともに、活動内容を政府・国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、事業のまとまりごとに決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図ること。

## VI その他業務運営に関する重要事項

### 1 内部統制の充実

内部統制については、館長によるマネジメントを強化するための有効な手段の一つであり、組織・業務運営や信頼性確保のため、コンプライアンス等を適切に行うことが重要であることから、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえた規程の整備等必要な体制整備、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証、また、これら点検・検証を踏まえた見直し等、必要な取組を推進すること。

### 2 情報セキュリティ対策

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。

また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。

### 3 人事に関する計画

国立科学博物館の将来を見据え、戦略的かつ計画的に人材を確保・育成するための方針を策定し、デジタル分野など新たな業務にも対応した人員配置を行うこと。併せて、適切な人事管理や大学等との積極的な人事交流を進めること。

### 4 施設・設備整備

施設・設備の整備に当たっては、ナショナルコレクションを人類共通の財産として将来にわたって確実に継承することや、新たな研究成果やニーズ等を展示内容等に適切に反映すること。さらには「新しい生活様式」を踏まえ安全で快適な観覧環境を提供するとともに、防災等の視点を入れて、計画的に進めること。

## 別紙 第5期中期目標期間における調査研究の評価軸及び評価指標等

調査研究事項	評価軸	関連する評価指標・モニタリング指標
(1) 自然史・科学技術史の中核的研究機関としての研究の推進 【基盤研究】	【学術的観点】 ・基盤的で、かつ大学等の研究では十分な対応が困難な、体系的に収集・保管している標本資料に基づく実証的・継続的な研究が推進されているか	(評価指標) ・基盤研究、総合研究など関連する調査研究の実施状況 (モニタリング指標) ・論文等の執筆状況 ・学会発表の状況 ・新種の記載状況 ・科学研究費補助金を獲得している研究者（代表者）の割合 ・連携大学院生の受入数
【総合研究】	【社会的要請の観点】 ・生物多様性の保全などの課題に対応するための分野横断的なプロジェクト研究が推進され、その成果を博物館ならではの方法で分かりやすく発信しているか	(モニタリング指標) ・分野横断的な研究者の参加状況
(2) 研究活動の積極的な情報発信		(評価指標) ・研究活動の社会への情報発信状況 (モニタリング指標) ・研究成果を基にした企画展等の開催状況 ・研究者による学習支援事業の開催状況 ・シンポジウムの開催状況 ・研究に関するプレスリリース等
(3) 国際的な共同研究・交流	【国際的観点】 ・国際的なプロジェクト等への貢献がなされているか	(評価指標) ・国際機関や海外の博物館等との共同研究・交流等の実施状況 (モニタリング指標) ・海外の博物館等との協力協定等の締結状況 ・地球規模生物多様性情報機構(GBIF)への我が国の自然史標本情報の発信状況 ・国際深海掘削計画と関連した微古生物標本・資料センター(MRC)としての微化石等の組織的収集の状況

# (別添) 独立行政法人国立科学博物館に係る政策体系図

## 教育基本法

## 科学技術・イノベーション基本法

## 文化芸術基本法

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律

### 教育基本計画(第3期)

【今後の教育政策に関する基本的な方針】

- ◎夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力の育成
- ◎社会の持続的な発展を牽引するための多様な力の育成
- ◎生涯学び、活躍できる環境整備
- ◎誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築
- ◎教育政策推進のための基盤整備

### 科学技術・イノベーション基本計画(第6期)

【Society5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策】

- ◎国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会への変革
- ◎知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化
- ◎一人ひとりの多様な幸せと課題への挑戦を実現する教育・人材育成

### 文化芸術推進基本計画(第1期)

【今後の文化芸術政策の目指すべき姿】

- ◎文化芸術の創造・発展・継承と教育
- ◎創造的で活力ある社会
- ◎心豊かで多様性のある社会
- ◎地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

- ◎文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進

## 【第5期中期目標期間における国立科学博物館のミッション】

自然史及び科学技術史の中核的研究機関として、また我が国の主導的な博物館として調査・研究、標本資料の収集・保管・活用、展示・学習支援活動を通じ、人々が、地球規模課題を含む地球や生命、科学技術に対する認識を深め、地球と人類の望ましい関係について考察することに貢献すること。

## 【3つの主要業務】

### 自然史及び科学技術史の調査・研究

- ◎自然史及び科学技術史に関する基盤研究及び分野横断的に進める総合研究の実施
- ◎自然科学と人文科学を融合させた新たな研究の可能性の模索
- ◎研究活動の積極的な情報発信
- ◎国際的な共同研究・交流

### ナショナルコレクションの構築・継承及び活用

- ◎自然史及び科学技術史の標本・資料の収集・保管・活用の促進
- ◎セーフティネット機能の拡充
- ◎ICTを活用した収蔵庫公開や標本・資料等のデジタルアーカイブ化による情報提供
- ◎全国的な標本・資料情報の収集と活用促進

### 人々の科学リテラシー向上を目指した展示・学習支援

- ◎「新しい生活様式」を踏まえた展示・学習支援事業の在り方を検討
- ◎常設展示、企画展示、巡回展示の開発・実施
- ◎ICT等も活用した学習支援事業の実施
- ◎連携協働事業・広報事業の実施

# 独立行政法人国立科学博物館の使命等と目標との関係

## (使命)

自然史及び科学技術史の中核的研究機関として、また我が国の主導的な博物館として、調査・研究、標本・資料の収集・保管・活用、展示・学習支援活動を通じ、人々が、地球規模課題を含む地球や生命、科学技術に対する認識を深め、地球と人類の望ましい関係について考察することに貢献。

## (現状・課題)

## (環境変化)

### ◆強み

- ・自然史及び科学技術史に関する中核的研究機関として、専門性の高い研究人材及び標本・資料の貴重なコレクションを有する。
- ・研究成果を踏まえた魅力ある展示や多彩な学習支援事業の実績を有する。

### ◆弱み・課題

- ・コレクションのマネジメント体制の充実及び収蔵スペースの確保が課題。
- ・博物館の資源を活用した地域博物館との連携強化が課題。

○平成30年10月1日付で文化庁の所管になったことから、文化施設としての機能を一層強化し、国内外の幅広い来訪者へ文化資源の魅力をわかりやすく紹介することを通じ、文化観光に資することが求められている。

○新型コロナウイルス感染症の感染状況を十分見極めた上で、適切な対策を講ずるとともに、「新しい生活様式」に対応した博物館の在り方を検討していく必要がある。

## (中期目標)

- 国立科学博物館が文化庁の所管となったことを踏まえ、自然科学と人文科学を融合させた新たな研究の可能性を探る。
- コレクションの体系的かつ戦略的な構築を進めるとともに、ICTを活用し、新営する収蔵庫の公開や標本・資料等のデジタルアーカイブ化による情報提供を行い、標本・資料の重要性や収集保管の意義について国民の理解を促進する。
- 自然科学以外の分野との連携をした企画展示やICTを活用した学習支援活動などの取組も検討する。
- 科学系博物館イノベーションセンターを中心に博物館の資源を活用して地域博物館との連携を強化し、全国的な科学系博物館の事業の活性化に貢献する。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により予測不能な状況が続く中、「新しい生活様式」に対応した博物館の在り方を検討する。

独立行政法人国立美術館が達成すべき  
業務運営に関する目標  
(中期目標)

令和3年3月 日

文 部 科 学 省



## 目 次

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II. 中長期目標の期間	2
III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1. <u>美術振興の中心的拠点として、多様な鑑賞機会の提供、美術創造活動の活性化の推進など、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開し、我が国の美術振興に寄与</u>	2
(1) 多様な鑑賞機会の提供	2
(2) 美術創造活動の活性化の推進	3
(3) 美術に関する情報の拠点としての機能向上	4
(4) 教育普及活動の充実	4
(5) 調査研究の実施と成果の反映・発信	5
(6) 快適な観覧環境の提供	5
2. <u>我が国の近・現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションの形成・継承</u>	6
(1) 作品の収集	7
(2) 所蔵作品の保管・管理	7
(3) 所蔵作品の修理・修復	7
(4) 所蔵作品の貸与	7
3. <u>我が国におけるナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化に寄与</u>	8
(1) 国内外の美術館等との連携・協力等	8
(2) ナショナルセンターとしての人材育成	9
(3) 国内外の映画関係団体等との連携等	9
IV. 業務運営の効率化に関する事項	10
1. 業務運営の取組	10
2. 組織体制の見直し	10
3. 契約の点検・見直し	11
4. 共同調達等の取組の推進	11

5. 給与水準の適正化等	11
6. 情報通信技術を活用した業務の効率化	11
7. 予算執行の効率化	11
V. 財務内容の改善に関する事項	11
1. 自己収入の確保	11
2. 固定的経費の削減	12
3. 保有資産の処分	12
VI. その他業務運営に関する重要事項	12
1. 内部統制・ガバナンスの強化	12
2. 施設・設備に関する計画	12
3. 人事に関する計画	13
4. その他業務運営に関し必要な事項	13

※下線を引いた事業を一定の事業等のまとまりとする。

## 国立美術館新中期（第5期）目標（案）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定に基づき、独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

### I 政策体系における法人の位置付け及び役割

#### <法人の使命>

国立美術館は、独立行政法人国立美術館法（平成11年12月22日法律第177号）第3条の目的に基づき、我が国における芸術文化の創造と発展、国民の美的感性の育成を使命とし、美術振興の中心的拠点として、①美術に関する作品等を広く国民に紹介するとともに、美術創造活動の活性化を推進するなど多彩な活動を展開し、我が国の文化の向上・発展に努めること、②我が国の近・現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションを形成するとともに、良好な状態で保管し、後世に文化を継承していくこと、③我が国の「顔」として海外の主要な美術館、作家等と連携し、美術を通じた国際文化交流を推進すること、④調査研究の成果及び国立美術館が有する所蔵作品や人材を活用し、我が国の美術館のナショナルセンターとして、美術館活動全体の充実に寄与することが求められる。

#### <法人の現状と課題>

国立美術館は、我が国の近現代美術、海外の美術を体系的・通史的に提示できる質・量ともに充実したコレクションを形成し、美術館活動の基礎となる美術作品の収集・展示・保管・教育普及等に関する調査研究を行う専門性の高い研究人材を有している。

これらの強みにより、我が国及び海外の美術作品の鑑賞機会を国民に提供するとともに、海外に向けて発信することで文化観光振興にも寄与している。

他方で、組織の基盤となる職員数が少なく、作品の保存・継承や教育普及及び広報等の専門人材の確保が必要となっている。また、年々増加する所蔵作品等に対して収蔵庫等保管施設の狭隘・老朽化が進行しており、適切な措置が必要となっている。

#### <政策を取り巻く環境の変化>

「文化芸術基本法」（平成13年法律第148号）が平成29年6月に改正され、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが目指されるなど、文化芸術の重要性は一層高まっており、国立美術館にも法の基本理念（同法第2条）の実現に寄与することが求められる。

ている。

また、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（令和2年法律第18号）が制定され、東京オリンピック・パラリンピックを契機に、文化資源の積極的な活用を図り、国内外の幅広い来訪者にその魅力を分かり易く紹介することで、我が国の文化観光に資することが求められている。

その一方、国立美術館における収蔵庫等保管施設の狭隘化は刻々と進行しており計画的な対策が必要であるとともに、世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の拡大により、人々の価値観が変化している中、美術館の運営については、国内外の感染状況を十分見極めた上で適切な対策を講ずるとともに、「新しい生活様式」に対応した展覧事業や学習支援など、新しい美術館のあり方を確立していくことが必要とされている。

## II 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

## III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 美術振興の中心的拠点として、多様な鑑賞機会の提供、美術創造活動の活性化の推進など、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開し、我が国の美術振興に寄与

（事前分析表 施策目標 12-4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成）

国立美術館は、我が国の美術振興の中心的拠点として、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開していくことが求められる。このため、展覧会等を通じた多様な鑑賞機会を広く国民に提供するとともに、我が国の美術創造活動の活性化の推進などに積極的に取り組む必要がある。

また、コロナ禍における「新しい生活様式」を踏まえた展覧事業や学習支援等の展開等、新しい美術館のあり方を確立していくための取り組みが必要とされる。

### （1）多様な鑑賞機会の提供

国立美術館は、美術振興の中心的拠点として、学術的意義、国民の関心、国際文化交流の推進等に配慮しつつ、質の高い展覧会を開催することで国内外の幅広い人々に多様で秀逸な美術作品の鑑賞機会を提供するものとする。

展覧会の実施に当たっては、次の点にも配慮するものとする。

- (イ) 国家的規模で行う主導的な展覧会の実施
- (ロ) 全国の美術館に方向性を示す先導的な展覧会の実施
- (ハ) 新しい芸術表現を取り入れた先端的な展覧会の実施

開催する展覧会は、上記の点を踏まえ、開催目的、期待する成果、学術的意義等を明確にするとともに、新しい切り口や研究成果を活用した展示、より一層の調査研究、関連資料の充実、展示説明資料の工夫等による所蔵作品等の新たな魅力の創出、国民の潜在的なニーズの把握、地域との連携等を含めた効率的かつ効果的な広報戦略の実施などに戦略的に取り組むものとする。

地方巡回展については、地域における鑑賞機会の充実のため、受け入れ側と積極的に連携し、また受け入れ側の要望を十分に踏まえつつ、国立美術館としての機能を生かした魅力ある展覧会の実現を図るものとする。

国立映画アーカイブにおいては、映画フィルム等の所蔵作品の活用を図った上映展示機能の充実を図るものとする。

#### 【指標】

・所蔵作品展及び企画展並びに国立映画アーカイブの上映会・展覧会の満足度調査を実施し、「良い」以上の回答率を、前中期目標期間実績と同程度の水準を維持するものとする。

(参考) 前中期目標期間実績平均 (見込評価時点)

所蔵作品展 76.3%、企画展 85.8%、国立映画アーカイブ 上映会 90.9%、国立映画アーカイブ 展覧会 92.9% (平成 28 年度～令和元年度)

- ・国立美術館巡回展の満足度調査を実施し、「良い」以上の回答率を 8 割程度とする。
- ・国立映画アーカイブの優秀映画鑑賞推進事業の満足度調査を実施し、「良い」以上の回答率を 8 割程度とする。

#### 【関連指標】

- ・所蔵作品展及び企画展の入館者数
- ・国立映画アーカイブの上映会及び展覧会の入館者数
- ・国立美術館巡回展の入館者数
- ・国立映画アーカイブの優秀映画鑑賞推進事業の入館者数

#### (2) 美術創造活動の活性化の推進

国立新美術館は、全国的な活動を行っている美術団体等に展覧会会場の提供を行うとともに、新しい美術の動向を紹介することなどを通じて、美術に関する新たな創造活動の展開や芸術家の育成等を支援し、我が国の美術創造活動の活性化を推進するものとする。

#### 【指標】

- ・国立新美術館の公募展示室の予約率は 100%とする。

(参考) 予約率 99.5% (平成 28 年度～令和元年度実績平均)

#### 【関連指標】

・国立新美術館における全国的な活動を行っている美術団体等への展覧会会場の提供に係る取組状況。(公募展団体数)

#### (3) 美術に関する情報の拠点としての機能の向上

国民の美術に関する理解促進及び国内外の研究者の研究促進に寄与するため、最新の科学技術・情報通信技術を活用しつつ、国立美術館に関する情報の公開・発信を積極的に進めるとともに、関係機関と連携し国内外の美術に関する情報を収集・提供し、美術に関する情報拠点としての機能を強化するものとする。

日本・アジアにおいては西洋美術の、世界においては日本近・現代美術の研究の中心となることを目指し、所蔵する作品・資料をデータベース化して国内外に発信するとともに、関連資料を積極的に受け入れるための収集方針について検討するものとする。

#### 【指標】

- ・ホームページアクセス件数の合計は、前中期目標期間の実績以上とする。
- ・デジタル化した所蔵作品データの公開率(画像データ)は、前中期目標期間の実績以上とする。
- ・デジタル化した所蔵作品データの公開率(テキストデータ)は、前中期目標期間の実績以上とする。

(参考) 前中期目標期間実績値(見込評価時点)

- ・ホームページアクセス件数 203,455,729 件(平成 28 年度～令和元年度実績総数)
- ・デジタル化した所蔵作品データの公開率(画像データ) 54%(令和元年度末実績)
- ・デジタル化した所蔵作品データの公開率(テキストデータ) 100%(令和元年度末実績)

#### (4) 教育普及活動の充実

美術作品や作家についての理解を深め、鑑賞者の芸術に対する感性の涵養に資するよう、国立美術館における美術教育に関する調査研究の成果を踏まえたギャラリートーク、ワークショップ等に取り組むものとする。

学校や社会教育施設等の様々な機関との連携により、国内外の幅広い人々を対象とした多様な学習機会を提供するものとする。

ボランティアや支援団体との協力、ICTの活用により、美術館における教育普及事業の充実を図るものとする。

国立映画アーカイブにおいては、映画フィルム等の所蔵作品の活用を図った教育普及事業の充実を図るものとする。

**【指標】**

- ・講演会等のイベントの満足度調査を実施し、「良い」以上の回答率を8割程度とする。

**【関連指標】**

- ・教育普及事業参加者数

(5) 調査研究の実施と成果の反映・発信

国立美術館の活動は調査研究の成果に基づき実施されるものであることを踏まえ、美術作品の収集・展示・保管、教育普及活動その他の美術館活動を行うために必要な調査研究の内容については年度計画等に定めた上で国内外の美術館等と連携しながら計画的に行い、その成果を国立美術館の業務の充実等に生かすとともに、多様な方法により積極的に公開するものとする。

**【指標】**

- ・調査研究活動の成果に基づき、所蔵作品展において、前中期目標期間実績程度の展示替えを実施する。

(参考) 前中期目標期間実績値 (見込評価時点) 86回 (平成28年度～令和元年度)

**【関連指標】**

- ・調査研究活動の成果の多様な方法による公開に係る取組状況。(調査研究成果の公開方法・公開件数)
- ・映画のデジタル保存・活用等に関する調査研究の取組状況 (調査研究の取組件数)

(6) 快適な観覧環境の提供

国民に親しまれる美術館を目指し、入館者の立場に立った観覧環境の整備や利用者の要望を踏まえた管理運営を行い、入館者の期待に応えるものとする。

高齢者、障害者、外国人等を含めた入館者本位の快適な観覧環境を形成するものとするとともに、我が国の文化や魅力を世界に示すため、各施設のサインや作品解説等の多言語化に向けた取組を推進するものとする。

また、入場料金及び開館時間の弾力化など、利用者の要望や利用形態等を踏まえた管理運

営を行うとともに、ミュージアムショップやレストラン等のサービスの充実を図るものとする。

**【指標】**

・快適な観覧環境の提供に係る取組状況。(入館者に対する満足度調査の「良い」以上の回答率を、前中期目標期間実績と同程度の水準を維持するものとする。)

(参考) 前中期目標期間実績平均(見込評価時点) 81.5%(平成28年度～令和元年度)

**【関連指標】**

・サインや作品解説等の多言語化に向けた取組件数。

〈目標水準の考え方〉

多様な鑑賞機会の提供、美術創造の活動の活性化の推進等に係る目標値の設定に当たっては、各項目記載のとおり目標値を設定するものとする。

なお、国立美術館巡回展、国立映画アーカイブ優秀映画鑑賞推進事業、および講演会等のイベントに関する満足度について8割程度の「良い」以上の回答を高評価とする。

〈想定される外部要因〉

以上の目標に影響する外部要因として、施設改修や国家的行事等の開催に伴う施設使用の制限、社会情勢等がある。これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

2 我が国の近・現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションの形成・継承

**(事前分析表 施策目標 12-4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成)**

国立美術館は、我が国唯一の国立の美術館として、我が国の近・現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションを形成し、海外の主要な美術館と交流するとともに、これらの貴重な国民的財産を適切に保存・管理し、確実に後世に伝え、継承していくことが必要である。このため、国立美術館は、コレクションの充実を図るとともに、作品の保管環境の改善を進めるものとする。

**【困難度：高】**

・保管環境等の改善等に係る取組については、国立美術館のみの取組では限界があり、所蔵作品の有効活用の観点からも、地方自治体や関係機関等の連携・協力を更に推進する必要があるため。



### (1) 作品の収集

美術作品の動向に関する情報収集能力と収集の機動性を高めるとともに、国立美術館の役割に即した収集方針を定め、これに基づき、購入の可否、価格の妥当性等について外部有識者の知見を踏まえ、計画的かつ適時適切な購入と寄贈・寄託の受入れを進め、体系的・通史的にバランスのとれた所蔵作品の充実を図るものとする。

#### 【指標】

- ・所蔵作品の収集に係る取組状況。  
(美術作品購入点数、美術作品寄贈点数、美術作品年度末所蔵作品数)

### (2) 所蔵作品の保管・管理

所蔵作品及び資料全体を適切に保存管理し、確実に後世へ継承するため、外部倉庫の活用、地方自治体や関係機関との協議、既存の収蔵庫等保管施設の改修等を進め、保管環境の一層の改善を図る。

平成 31 年 3 月に策定した「収蔵庫等保管施設の狭隘・老朽化対応に係る方針」に基づき、ナショナルセンターとして担う役割にふさわしい機能を有する新たな収蔵施設の設置を目指すものとする。

#### 【指標】

- ・保管環境等の改善等に係る取組状況。  
(各館の収蔵庫の収納率。)

### (3) 所蔵作品の修理・修復

所蔵作品についての修理、修復の計画的実施により適切な保存・管理を行い、展示等に供するとともに適切に後世へ継承するものとする。

#### 【指標】

- ・所蔵作品についての修理、修復に係る取組状況。(所蔵作品の修理・修復数)  
(参考) 前中期目標期間実績値 (見込評価時点)  
所蔵作品の修理・修復実績総数 1,439 点 (平成 28 年度～令和元年度)

### (4) 所蔵作品の貸与

全国の美術館等への所蔵作品の貸与については、所蔵作品の展示計画、作品保存等に十分

配慮しつつ、可能な限り積極的に取り組むものとする。

#### 【指標】

- ・所蔵作品の貸与に係る取組状況。(所蔵作品の貸与件数)  
(参考) 前中期目標期間実績値 (見込評価時点)  
所蔵作品の貸与総件数 674 件 4,702 点 (平成 28 年度～令和元年度)

#### 〈目標水準の考え方〉

ナショナルコレクションの形成・継承は、作品の所有者や地方自治体、関係機関の意向等を踏まえて実施する必要があることなどから定量的な目標を定めることはできないが、当該指標の達成水準としては第 4 期中期目標期間と同程度の水準を維持するものとする。

#### 〈想定される外部要因〉

以上の目標に影響する外部要因として、施設の改修や使用の制限、社会情勢等がある。これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

### 3 我が国における美術館のナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化に寄与 (事前分析表 施策目標 12-4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成)

国立美術館が所有、蓄積する美術作品や人材等を活用し、美術振興のナショナルセンターとして、国際交流等を推進するとともに、我が国の美術館活動全体の活性化に寄与することが必要である。

また、コロナ禍における「新しい生活様式」を踏まえた交流事業や連携事業等、新しい美術館のあり方を確立するための取り組みを推進するものとする。

#### (1) 国内外の美術館等との連携・協力等

国内外の美術館関係者との研究会の開催や研究者の交流等を行い、我が国における美術館の国際的な拠点となることを目指すものとする。

国内外の美術館等における修理・保存処理の充実に寄与するものとする。

全国の美術館等の運営に対する援助、助言を行うとともに、関係者の情報交換・人的ネットワークの形成等を図るものとする。

#### 【指標】

- ・国立美術館巡回展の満足度調査を実施し、「良い」以上の回答率を 8 割程度とする。
- ・国立映画アーカイブの優秀映画鑑賞推進事業の満足度調査を実施し、「良い」以上の回答率を 8 割程度とする。

#### 【関連指標】

- ・国立美術館巡回展の事業数及び会場数
- ・国立映画アーカイブの優秀映画鑑賞推進事業の実施回数
- ・国立美術館巡回展の入館者数
- ・国立映画アーカイブの優秀映画鑑賞推進事業の入館者数
- ・国内外の美術館関係者との研究会の開催や研究者との交流等に係る取組状況。  
(所蔵作品等に関するセミナー・シンポジウムの開催回数、国内外の研究者の招へい等に基づくセミナー・シンポジウムの開催回数。)

## (2) ナショナルセンターとしての人材育成

小・中学生のための美術教育の一翼を担うナショナルセンターとして、モデル的な教材の開発や教員、学芸員等の資質向上のための研修等を重点的に実施するものとする。

大学の美術館・博物館等の教育機関等と積極的に提携しながら、今後の美術館活動を担う中核的な人材の育成を図るものとする。

国立映画アーカイブにおいては、優れた日本映画作品等の保存・継承のために、映画フィルム保存技術者や映写技術者等、映画保存のニーズに対応した人材の育成を図るものとする。

### 【指標】

- ・指導者研修参加者に対する満足度調査を実施し、「良い」以上の回答率を前中期目標期間と同程度の水準を維持するものとする。

(参考) 前中期目標期間実績平均 (見込評価時点) 98.8% (平成 28 年度～令和元年度)

### 【関連指標】

- ・指導者研修実施回数
- ・今後の美術館活動を担う中核的な人材や映画保存のニーズに対応した人材の育成に係る取組状況 (インターンシップ受入人数、キュレーター研修受入人数)

## (3) 国内外の映画関係団体等との連携等

国立映画アーカイブにおいては、映画・映像作品の収集・保管等を推進するものとする。

国際的に我が国を代表する映画文化振興の中核となる総合的な機関として、国内外の映画関係団体等との連絡を密接に図り、その連携・調整について役割を果たすものとする。

### 【指標】

- ・映画・映像作品の収集・保管に係る取組状況。(映画フィルム購入本数、映画フィルム寄贈本数、映画フィルム年度末所蔵本数、所蔵フィルム検索システムにおける新規公開件数、所蔵フィルム検索システムにおける累計公開件数)
- ・国内外の映画関係団体等との連携・調整に係る取組状況。(「全国映画資料館録」更新版を

中期目標期間中に刊行する。)

以上の指標については、第4期中期目標期間と同程度の水準を維持するものとする。

(参考) 前中期目標期間実績値 (見込評価時点)

- ・映画フィルム購入 679 本 (平成 28 年度～令和元年度)
- ・映画フィルム寄贈 4,298 本 (平成 28 年度～令和元年度)
- ・映画フィルム所蔵 83,109 本 (令和元年度末)
- ・所蔵フィルム検索システムにおける新規公開 514 件 (平成 28 年度～令和元年度)
- ・所蔵フィルム検索システムにおける累計公開 7,654 件 (令和元年度末)
- ・「全国映画資料館録」更新版刊行 (平成 28 年度～令和元年度)

〈目標水準の考え方〉

美術館活動全体の活性化への寄与に係る目標値の設定に当たっては、各項目記載のとおり目標値を設定するものとする。

なお、定量的な目標を定めることができない指標の達成水準としては、第4期中期目標期間と同程度の水準を維持するものとする。

〈想定される外部要因〉

以上の目標に影響する外部要因として、施設改修や国家的行事等の開催に伴う施設使用の制限、関係する地方自治体の体制、社会情勢等がある。これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

#### IV 業務運営の効率化に関する事項

##### 1 業務運営の取組

運営費交付金を充当して行う事業については、一般管理費及び業務経費の合計について、中期目標期間の最終年度において、令和2年度比5%以上の効率化を図る。ただし、美術作品購入費等及び特殊要因経費、新たに追加される業務はその対象としない。また、人件費については5項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。

##### 2 組織体制の見直し

独立行政法人の業務運営の柔軟性を生かし、より一層のサービス向上を実現するため、渉外、広報機能の強化、ICTへの対応の強化等、組織・体制の強化を図るものとする。

##### 3 契約の点検・見直し

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務

大臣決定)に基づく取組を着実に実施し、「調達等合理化計画」に沿って、一層の競争性、公正性及び透明性の確保に努め、契約の適正化を推進するとともに、外部委託の活用等により、定型的な管理・運營業務の効率化を図るものとする。

#### 4 共同調達等の取組の推進

周辺の機関と連携し、コピー用紙等の消耗品や役務について、共同して調達する取組を年度計画等に具体的な対象品目等を定めた上で進めるものとする。

#### 5 給与水準の適正化等

給与水準については、公務員の給与改定に関する動向等を踏まえ、国家公務員の給与水準等とともに業務の特殊性を十分に考慮して、検証したうえで、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。

#### 6 情報通信技術を活用した業務の効率化

法人内の情報システムネットワークの一元化を基盤として、TV会議システム、グループウェア等の活用による効率化を進めるものとする。

VPN（バーチャル・プライベート・ネットワーク）バックアップ回線を増強するなどバックアップ・インフラの増強を進めるものとする。

所蔵作品情報の公開の円滑化を図るため各館のローカルシステムと独立行政法人国立美術館所蔵作品総合目録検索システムとの効率的オンライン化の検討を進めるものとする。

#### 7 予算執行の効率化

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。

### V 財務内容の改善に関する事項

税制措置も活用した寄付金や自己収入の確保、予算の効率的な執行等に努め、適切な財務内容の実現を図るものとする。

#### 1 自己収入の確保

「新しい生活様式」を踏まえた事業展開に伴う収益の獲得やクラウドファンディングを活用した資金獲得など、自己収入の確保を図るものとする。

自己収入額の取り扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努めるものとする。

#### 2 固定的経費の削減

管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図るものとする。

### 3 保有資産の処分

保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 263 号総務省行政管理局通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うものとする。

## VI その他業務運営に関する重要事項

### 1 内部統制・ガバナンスの強化

法令等を遵守し、有効かつ効率的に業務を遂行するため、業務の特殊性や実施体制に応じた効果的な統制機能の在り方を検討するとともに、理事長のリーダーシップの下で内部統制を推進する体制を整備・運用し、法人の運営方針等を役職員に浸透させるなど、適切な業務運営に努めるものとする。その際、既存の各館の枠を超えた、法人全体としてのモチベーション・使命感を向上できる取組を推進する。

業務運営全般について、外部有識者を含めて「国の行政の業務改革に関する取組方針」を踏まえた評価を行い、その結果を業務運営の改善等に反映させるものとする。

保有する情報については、法令等に基づき適切に情報の開示を行うとともに、政府の方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策を推進するなど、責任ある体制を構築するために必要な措置をとるものとする。

情報セキュリティについては、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むものとする。

また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図るものとする。

内部統制・ガバナンスの強化に係る取組状況及びそれらが有効に機能しているか等については内部監査、監事監査等において定期的に検証し、必要に応じて見直しを行うものとする。また、業務運営全般については、外部有識者を含めて評価を行い、その結果を業務運営の改善等に反映させるものとする。

### 2 施設・設備に関する計画

安全かつ良好な施設環境を維持するとともに、業務の目的・内容に適切に対応するため、関係機関と連携しながら長期的視野に立った施設・設備の整備計画を作成するものとする。

### 3 人事に関する計画

作品の保存・継承や教育普及、渉外・広報及びデジタル分野等の専門人材等の確保、育成方針等の策定を行い、適切な人材確保・育成を進めるものとする。また、効率的かつ効果的な業務運営を行うため、独立行政法人の業務運営の柔軟性を生かした制度を活用するものとする。

### 4 その他業務運営に関し必要な事項

アート・コミュニケーション推進センター（仮称）を設置し、日本美術及び国内美術館の振興を図るとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の実現や文化観光振興等に寄与する。

# (別添) 独立行政法人国立美術館に係る政策体系図

## 文化芸術基本法

### 国の政策：文化芸術推進基本計画（第1期）

#### 【今後の文化芸術政策の目指すべき姿】

- ◎次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供
- ◎文化芸術に効果的投資が行われイノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じ国家ブランド形成に貢献し、創造的で活力ある社会が形成
- ◎あらゆる人々が文化芸術を通して社会参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成
- ◎地域文化芸術を推進するプラットフォームが全国に形成され、多様な人材や文化芸術団体等が連携・協働し持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成

#### 【今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性】

- ①文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実
- ②文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現
- ③国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献
- ④多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成
- ⑤地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成

### 第5期中期目標期間における国立美術館のミッション

#### 美術振興の中心的拠点として「文化芸術の「多様な価値」を活かした未来づくり」に貢献

- ①美術に関する作品等を広く国民に紹介するとともに、美術創造活動の活性化の推進など多彩な活動を展開し、我が国の文化の向上・発展に努める
- ②我が国の近・現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションを形成するとともに、良好な状態で保管し、後世に文化を継承していく
- ③我が国の「顔」として海外の主要な美術館、作家等と連携し、美術を通じた国際文化交流を推進する
- ④調査研究の成果及び国立美術館が有する所蔵作品や人材を活用し、我が国の美術館のナショナルセンターとして、美術館活動全体の充実に寄与する



# 独立行政法人国立美術館（国立美術館）の使命等と目標との関係

## （使命）

我が国における芸術文化の創造と発展、国民の美的感性の育成を使命とし、美術振興の中心的拠点として、①美術に関する作品等を広く国民に紹介するとともに、美術創造活動の活性化を推進するなど多彩な活動を展開し、我が国の文化の向上・発展に努めること、②我が国の近・現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションを形成するとともに、良好な状態で保管し、後世に文化を継承していくこと、③我が国の「顔」として海外の主要な美術館、作家等と連携し、美術を通じた国際文化交流を推進すること、④調査研究の成果及び国立美術館が有する所蔵作品や人材を活用し、我が国の美術館のナショナルセンターとして、美術館活動全体の充実に寄与することが求められる。

## （現状・課題）

### ◆強み

- ・我が国の近現代美術、海外の美術を体系的・通史的に提示できる質・量ともに充実したコレクション。
- ・美術館活動の基礎となる美術作品の収集・展示・保管・教育普及等に関する調査研究を行う専門性の高い研究人材。
- ・様々な美術作品の鑑賞機会の提供。

### ◆弱み・課題

- ・組織の基盤が脆弱（学芸系、事務系ともに）。
- ・作品の保存・継承や教育普及及び広報等の専門人材の確保。
- ・収蔵庫等保管施設の狭隘・老朽化への、適切な措置。

## （環境変化）

- 「文化芸術基本法」が改正され、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが求められている。
- 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が制定され、文化資源の積極的な活用を図り、文化観光に資することが求められている。
- 収蔵庫等保管施設の狭隘化が刻々と進行しており計画的な対策が必要。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、「新しい生活様式」に対応した、新しい美術館の在り方の確立が必要。

## （中期目標）

- 「アート・コミュニケーション推進センター(仮称)」の設置を目指す。
  - ・国内美術館と連携し、所蔵作品等の情報のデータベース・アーカイブ化を進め日本美術及び国内美術館の振興を図る。
  - ・所蔵作品等の情報を活用したラーニングコンテンツ等の開発、企業・地域等との連携によるデジタル・ラーニングコンテンツを活用した事業の実施等を通じて、SDGsの実現や文化観光振興等に寄与。
- after (with) コロナ時代における社会情勢の変化に対応するため、オンラインやソーシャルメディア等を活用したコンテンツの更なる充実や活用を推進し、新しい美術館の在り方を示す。
- 収蔵庫等保管施設の狭隘化解消のため、関係機関等との協議を進め、保管環境の一層の改善を図る。

独立行政法人国立文化財機構  
中期目標（第5期）

令和3年●月

文 部 科 学 省

## 目 次

I. 政策体系における法人の位置づけ及び役割	1
II. 中期目標の期間	3
III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1. <u>有形文化財の保存と継承並びに有形文化財を活用した歴史・伝統文化の国内外への発信</u>	
(1) 有形文化財の収集・保管, 次代への継承	3
(2) 展覧事業	4
(3) 教育普及活動等	5
(4) 有形文化財の収集・保管・展覧事業・教育普及活動等に関する調査研究	6
(5) 国内外の博物館活動への寄与	7
(6) 文化財の積極的な活用による文化財の継承につなげる新たな取組	8
2. <u>文化財及び海外の文化遺産の保護に貢献する調査研究, 協力事業等の実施</u>	
(1) 新たな知見の開拓につながる基礎的・探求的な調査研究	9
(2) 科学技術を応用した研究開発の進展等に向けた基盤的な研究	10
(3) 文化遺産保護に関する国際協働	10
(4) 文化財に関する情報・資料の収集・整備及び調査研究成果の公開・活用	11
(5) 地方公共団体等を対象とする文化財に関する研修及び協力等	12
(6) 文化財防災に関する取組	12
IV. 業務運営の効率化に関する事項	
1. 業務改善の取組	13
2. 業務の電子化	14
3. 予算執行の効率化	14
V. 財務内容の改善に関する事項	
1. 自己収入拡大への取組	14
2. 固定的経費の節減	14
3. 決算情報・セグメント情報の充実等	14
4. 保有資産の処分	15
VI. その他業務運営に関する事項	
1. 内部統制	15
2. その他	15
3. 施設設備に関する計画	15
4. 人事に関する計画	16
別紙1 独立行政法人国立文化財機構における調査研究及び国際共働の評価軸及び評価 指標等	16

※下線を引いた事業を一定の事業等のまとまりとする

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第 29 条の規定に基づき、独立行政法人国立文化財機構（以下「文化財機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

## I 政策体系における法人の位置づけ及び役割

### <法人の使命>

文化財機構は、独立行政法人国立文化財機構法第 3 条にあるとおり、博物館を設置して有形文化財を収集、保管して公衆の観覧に供するとともに、文化財に関する調査及び研究等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ることを目的としている。我が国の国立博物館として、有形文化財の収集、保管、観覧を通じ、貴重な国民的財産である文化財を次世代に継承するとともに、文化財研究に関するナショナルセンターとして、文化財に関する専門的又は技術的事項に関する調査研究等において、中核的な役割を果たす。

上記を踏まえ、令和 3 年度から始まる中期目標期間における文化財機構のミッションは以下のとおりとする。

- ・引き続き、博物館を設置して有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、文化財に関する調査及び研究等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図る。特に、我が国の文化財は脆弱なものが多いことを踏まえ、適切な保存に留意しつつ、多くの人々が文化財にふれ、我が国の歴史や文化等を深く学ぶことができるよう、文化財の積極的な活用と多様な鑑賞機会の確保等を図ることで観光振興、地方創生に寄与するだけでなく、文化財の活用を通じて、貴重な文化財の次世代への保存継承に関する国民の意識の涵養を図る。
- ・文化財に関する専門的、技術的事項に関する唯一の国立研究機関として、文化財に係る新たな知見の開拓につながる基礎的・探究的な調査研究を継続的に行うとともに、科学技術を応用した研究開発の進展等に向けた基礎的な研究を行い、その成果をもって官公庁、博物館等の専門機関、文化財の所有者・管理者・修理技術者等が行う業務の質的向上に寄与する。また、地震、台風、豪雨等の災害に対する多様な文化財の防災・救援のための連携・協力体制を構築し、専門的な知見から必要な支援を行うとともに、地域の専門的人材の育成を図る。
- ・有形・無形の文化遺産に係る国際協働・協力に貢献する専門的機関として、国際条約等に基づく活動を積極的に推進する。
- ・文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の要請を踏まえ、文化資源保存活用施設の設置者の求めに応じて、情報通信技術を活用した展示、外国

語による情報の提供その他国内外からの観光旅客が文化についての理解を深めることに資する措置の実施に必要な助言その他の援助等を行う。

#### <法人の現状と課題>

文化財機構が設置する東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館及び九州国立博物館（以下総称して「国立博物館」という。）においてはこれまで蓄積した経験・実績を強みに、体系的・通史的にバランスの取れた収蔵品の集積と脆弱な文化財の適切な保存管理、研究成果を踏まえた魅力ある展示と教育普及事業を継続して実施するとともに、東京文化財研究所及び奈良文化財研究所（以下総称して「文化財研究所」という。）においては、文化財の各分野に関する基礎的・体系的な調査研究の実施を通じ、文化財に関する新たな知見の開拓につながる基礎的・探求的な調査研究等を推進している。

他方、文化財の継承につなげるための最新技術等の活用及び文化財の積極的な活用に関する新たな取組や文化財防災に関する国立施設としての取組の充実化及び施設設備の老朽化対策については、今後の課題として取り組む必要がある。

#### <政策を取り巻く環境の変化>

我が国では、人口減少社会に突入し、少子高齢化や大都市圏への人口流出等により、地域の文化財や地域文化を継承する担い手が不足する中、地震、台風、豪雨等の自然災害から国民共有の財産である文化財を守り、次世代に確実に継承することが必要とされている。一方、健康寿命が世界一の長寿社会を迎え、人生 100 年時代を迎えるに当たっては、脆弱な文化財を適切に保存しつつ、最新技術を活用した多様な手法により、生涯を通じて、我が国の歴史、伝統、文化にふれ、学び、楽しむことができる環境を提供することが求められている。

このような中、「文化芸術基本法」（平成十三年法律第百四十八号）が平成 29 年 6 月に改正され、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが目指されるなど、文化芸術の重要性は一層高まっており、文化財機構にも法の基本理念（同法第 2 条）の実現に寄与することが求められている。

令和 2 年には、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（令和二年法律第十八号）が制定され、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機に、文化資源の積極的な活用を図り、国内外の幅広い来訪者にその魅力を分かり易く紹介することで、我が国の文化観光に資することが求められている。

このような社会からの要請や期待がある中、文化財機構は、施設設備の老朽化に対応したメンテナンスサイクルを継続的に実行し、さらに ICT 活用の一層の推進にも対応していく必要がある。特に、博物館の運営については、昨今、世界中で猛威を振るっている新型コ

新型コロナウイルス感染症の拡大により、人々の価値観が変化している中、国内外の感染状況を十分見極めた上で適切な対策を講ずるとともに、「新しい生活様式」に対応した博物館の在り方を確立していくことが必要とされている。

## II 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの5年間とする。

## III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1. 有形文化財の保存と継承並びに有形文化財を活用した歴史・伝統文化の国内外への発信

（事前分析表 施策目標 12-4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成）

#### （1）有形文化財の収集・保管，次代への継承

国立博物館は、それぞれの設置の経緯を踏まえ、既に多くの所蔵品及び寄託品（以下「収蔵品」という。）を収集・保管している。多くの文化財は、経年の自然劣化と材質の脆弱性等によるコンディションの変化にさらされており、収蔵品の収蔵施設と展示施設は、接触・転倒等の事故を防ぐとともに、温湿度、照度、防虫、防カビ等の環境を最適の状態にすることが求められている。

また、有形文化財の収集等については、国立博物館における調査研究の成果に基づき、体系的・通史的にバランスの取れた収蔵品の充実を図るため、計画的に行うこととする。

有形文化財の管理・保存・修理等については、収蔵品等の管理に必要なデータの整備を進めるとともに、その状態に応じて適切な保存・展示環境を整え、必要な修理等を計画的に実施することとする。

#### 【指標】

- ・有形文化財の収集に関する取組状況  
（収集件数，文化財購入費，寄贈・寄託品件数）
- ・有形文化財の修理に関する取組状況  
（修理件数，修理のデータベース化件数）  
（参考）前中期目標期間実績値（見込評価時点）

- ・有形文化財の収集に関する取組状況  
収集件数 131,191 件(令和元年度末実績)  
文化財購入費 5,661 千円(平成 28～令和元年度実績総額)  
寄贈品件数 1,309 件(平成 28～令和元年度実績総数)  
寄託品総件数 12,385 件(令和元年度末実績)

・有形文化財の修理に関する取組状況

修理件数（本格修理） 376 件(平成 28～令和元年度実績総数)

修理のデータベース化件数 1,144 件(平成 28～令和元年度実績総数)

〈目標水準の考え方〉

・国立博物館が購入する価値の高い有形文化財は、所有者等との直接交渉が必要であり、予算等との関係からも必ずしも計画どおりに購入できるとは限らない。したがって数値目標は設定せず、中期目標の期間において、上記の取組状況をモニタリングし総合的に評価する。

・有形文化財は、その状態に応じて、適切な時期に適切な処置を施さなければ、その価値を将来にわたって継承することができないことから修理等に関する方針を設け、それにしたがって計画的に取り組むべきである。

・有形文化財に当たっては、専門的かつ高度な技術を要する外部の修復業者等との契約が必要であるが、予算措置の状況や相手方とのスケジュールの都合上、計画通りに実施できるとは限らない。したがって数値目標は設定せず、中期目標の期間において、上記の取組状況をモニタリングし総合的に評価する。

〈想定される外部要因〉

・有形文化財の修理等には、一定のまとまった予算措置が必要であり、その状況によって計画を変更せざるを得ないことがある。これらの事情を考慮し、評価においては適切に対応するものとする。

(2) 展覧事業

有形文化財の保護は、保存と活用のバランスをとりながら行うことが肝要であるが、国立博物館は国全体の 22%に相当する国宝・重要文化財を収蔵しており、これらを公開することは、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)に基づく重要な役割のひとつである。また国宝・重要文化財にかかわらず、国立博物館は収蔵品について、専門的な調査研究を行い、その成果を反映しながら、「新しい生活様式」にも配慮した展覧事業において計画的に展示することが使命である。

収蔵品の状態に留意しつつ、適切な数量を平常展で展示し、日本の歴史や日本美術の流れを概観できるよう工夫を施す。さらに収蔵品以外の文化財も含め特定のテーマの下に企画する特別展(外国における展覧事業も含む)は、新たな知見を拓き、文化財の価値をより広く深く理解することに大きく寄与するものであり、質の高い展示を提供する必要がある。また、観覧環境の向上等を図るべく、来館者に配慮した運営を行う。

【指標】

・平常展及び特別展の来館者アンケート(満足度が前中期目標の期間と同程度の水準を維

持)

【関連指標】

- ・平常展及び特別展の来館者数  
(参考) 前中期目標期間実績値 (見込評価時点)
- ・平常展の来館者アンケート 83% (平成 28～令和元年度実績)
- ・特別展の来館者アンケート 86% (平成 28～令和元年度実績)
- ・平常展の来館者数 6,517,485 人(平成 28～令和元年度実績総数)
- ・特別展の来館者数 9,976,034 人 (平成 28～令和元年度実績総数)

〈目標水準の考え方〉

- ・来館者アンケートは、前中期目標の期間においても実施しているが、展示に関する満足度について 5 段階評価で上位 2 位以上を選択する。
- ・平常展は、国立博物館が収蔵等する有形文化財の特徴に基づく展示を行うこととし、特別展の企画は、国立博物館が継続的に行っている調査研究の成果や、諸外国との国際文化交流の計画に関係しており、定性的又は定量的な指標を示すことが困難であるため、中期目標の期間において、来館者数に関する目標は、モニタリングすることとする。

〈想定される外部要因〉

- ・展覧会については、工事等の事情が生じた場合は、休館等せざるを得ないことがある。また、新型コロナウイルス感染症等による影響など、これらの事情を考慮し、評価においては適切に対応するものとする。

(3) 教育普及活動等

国立博物館が行う講演会等のイベントや各種図録の出版等の教育普及活動は、展覧事業の効果を高めるとともに、有形文化財の収集や修理等を含め、国立博物館の多様な業務を広く普及する上で不可欠であり、その重要性は高まっている。

「新しい生活様式」にも配慮しつつ、講演会、ギャラリートーク等(以下「講演会等」という。)を開催し、来館者等を対象とする教育・普及活動の充実と向上や幅広い層を対象とした多様な学習機会の提供、ボランティアの受入れや博物館支援者増加への取組を推進する。

また、展覧事業及び各種事業に関し、積極的な広報を行うとともに、ウェブサイトにおいて収蔵する有形文化財に関する情報を公開し、その質的向上と量的拡充を推進し、アクセスの増加を図る。

【指標】

- ・講演会等のアンケート (満足度が前中期目標の期間と同程度の水準を維持)



- ・ウェブサイトのアクセス件数（前中期目標の期間の実績以上）

**【関連指標】**

- ・講演会等の開催回数

（参考）前中期目標期間実績値（見込評価時点）

- ・ウェブサイトのアクセス件数 60,917,590 件（平成 28～令和元年度実績総数）
- ・講演会等の開催回数 1,031 件（平成 28～令和元年度実績総数）

〈目標水準の考え方〉

・講演会等は、平常展及び特別展の内容に応じて企画するが、「新しい生活様式」にも配慮した講演会等の開催が必要であることから、中期目標の期間において、開催回数に関する目標は、モニタリングすることとする。

・国立博物館では、展覧事業及び各種事業に関する広報を目的としてウェブサイトの充実を図っている。また、収集する有形文化財に関する情報（文字情報、画像情報）を整理し、データベース等を構築し、ウェブサイトにおいて公開している。これらの情報を一般に公開することは、国民共有の財産を広く周知する上で重要であり、また、学術研究の進展等にも資すると考えられることから、近隣施設との連携等を含めた効率的かつ効果的な広報戦略の実施などに戦略的に取り組み、ウェブサイトのアクセス件数の増加を図ることとし、数値目標は前中期目標の期間の実績以上とする。

**（４）有形文化財の収集・保管・展覧事業・教育普及活動等に関する調査研究**

国立博物館における事業は調査研究の成果に基づき実施されるものであることを踏まえ、有形文化財の収集・保管・展覧事業・教育普及活動等その他事業を行うために必要な調査研究を計画的に行い、その成果の反映により各種事業の進展を図る。また、国立の文化施設として中核的な役割を担うことができるよう、国内外の博物館等との学術交流の進展に資するシンポジウム等の開催及び学術交流等を行う。

**【中期目標期間において推進すべき具体の調査研究の方針】**

●有形文化財の収集・保管・展示等に係る調査研究

収集予定又は収集している有形文化財若しくは特別展等で借用する有形文化財について、科学的手法を適切に用いて、学術的・芸術的な価値の究明とコンディションの分析等を行い、適切な保管・展示の環境維持や修理等の処置に資すること。また、将来にわたる収集活動、展覧事業の企画等に資するよう、有形文化財全般に及ぶ調査研究を行うこと。

定期刊行物、図版目録、特別展等図録、研究紀要及び調査報告書等を刊行して、有形文化財に関する調査研究の成果等の発信を行うこと。また、著作権処理の可能なものについては、学術情報リポジトリ等を参考にウェブサイトで公表するよう推進すること。

**【指標】**

・有形文化財の収集・保管・展示等に係る調査研究件数

(参考) 前中期目標期間実績値 (見込評価時点)

・有形文化財の収集・保管・展示等に係る調査研究件数 324 件 (平成 28～令和元年度実績)

〈目標水準の考え方〉

・国立博物館における有形文化財に関する調査研究は、収蔵品の収集活動、保存修理、展覧事業の企画等に資することを第一義的な目的としており、研究成果が具体的な事業等などのように反映できたかを評価指標とする。あらかじめ目標値を設定することになじまないため、中期目標の期間において、調査研究件数に関する目標は、モニタリングすることとする。

(5) 国内外の博物館活動への寄与

国立博物館は、多くの有形文化財を収蔵しており、従来、国内外の博物館等における展覧事業への出品要請等に対応するとともに、展覧事業の企画等への援助・助言等を行っている。

これらの業務を通じて、国内外の博物館活動へ寄与することは重要であり、国内外からの博物館等からの収蔵品貸与等の依頼に対し、収蔵品の保管・展示状況、コンディション、貸出先の施設の状況等を総合的に勘案し、積極的に応じる。

また、国内外からの博物館等からの専門的・技術的な協力等の依頼に対し、可能な限り積極的に応じる。

【指標】

・有形文化財の貸与に関する取組状況 (有形文化財の貸与件数)

・国内外の博物館等への援助・助言等に関する取組状況 (専門的・技術的な援助・助言の件数、行政、公私立博物館等の各種委員等への就任件数、依頼事項への対応件数等)

(参考) 前中期目標期間実績値 (見込評価時点)

・有形文化財の貸与件数 6,451 件(平成 28～令和元年度実績総数)

・専門的・技術的な援助・助言の件数、行政、公私立博物館等の各種委員等への就任件数、依頼事項への対応件数等 1,721 件(平成 28～令和元年度実績総数)

〈目標水準の考え方〉

・有形文化財の貸与については、適切な保管・展示環境が維持されることを必要条件とし、さらに国宝・重要文化財については、法令等にのっとり文化庁の許可等が必要であるため、依頼内容に応じてその都度検討することとなる。したがって、あらかじめ貸与に関する目標値を設定することになじまないため、中期目標の期間において、貸与件数をモニタリングし評価する。

・国内外の博物館等における展覧会の企画、運営を始め、博物館等の業務に関する専門的・技術的な協力の依頼については、内容に応じてその都度検討することとなる。したがって、あらかじめ援助・助言に関する目標値を設定することになじまないため、中期目標の期間において、援助・助言件数をモニタリングし評価する。

#### (6) 文化財の積極的な活用による文化財の継承につなげる新たな取組

文化財活用センターは、文化財が持つ新たな魅力や価値を引き出し、文化財を通じた豊かな体験と学びを提供することで、文化財の次世代への確実な継承のみならず、地方創生、観光振興につながる新たな活用のあり方を目指す。そのため文化財に親しむためのコンテンツの開発とモデル事業の推進、国立博物館収蔵品貸与促進事業の促進、文化財機構の文化財のデジタル資源化の推進と国内外への情報発信及び文化財の保存等に関する相談・助言・支援を行う。

#### 【指標】

- ・コンテンツの開発及びモデル事業の推進状況（レプリカや、VR・AR、8K映像など企画コンテンツの開発数）
- ・国立博物館収蔵品貸与促進事業に関する取組状況（事業実施件数及び有形文化財の貸与件数）
- ・文化財保存等の相談・助言・支援に関する取組状況（専門的・技術的な援助・助言の件数、行政、公私立博物館等の各種委員等への就任件数、依頼事項への対応件数等）
- ・データベース（ColBase, e 国宝）のアクセス件数（前中期目標の期間の実績以上）  
（参考）前中期目標期間実績値（見込評価時点）
- ・企画コンテンツの開発数 24 件(令和元年度末実績)
- ・国立博物館収蔵品貸与促進事業に関する取組状況  
事業実施件数 5 件(令和元年度実績)  
有形文化財の貸与件数 71 件(令和元年度実績)
- ・専門的・技術的な援助・助言の件数、行政、公私立博物館等の各種委員等への就任件数、依頼事項への対応件数等 107 件(令和元年度実績)
- ・データベース（ColBase, e 国宝）のアクセス件数 14,343,698 件(平成 28～令和元年度実績総数)

#### 〈目標水準の考え方〉

・企業等との連携を図りつつ、先端技術を駆使し、文化財に親しむためのレプリカや VR 等映像コンテンツを開発するためには、内容に応じてその都度検討することとなる。また、国立博物館収蔵品貸与促進事業においては、あらかじめ事業募集を行った上、貸与品は貸与先で開催される展覧会のテーマに沿って、国立博物館における展示に支障のない範囲で作品

選定を行う必要がある。文化財保存等の相談・助言・支援においては、文化財保存の観点から博物館活動の活性化に協力するために、国内外の博物館等における展示・収蔵環境に関する相談を随時受け付け、内容に応じてその都度検討することとなる。いずれもあらかじめ目標値を設定することになじまないため、中期目標の期間において、企画コンテンツの開発、国立博物館収蔵品貸与促進事業及び文化財保存等の相談・助言・支援に関する目標は、モニタリングすることとする。

・ColBase（国立博物館所蔵品統合検索システム）では、各国立博物館の所蔵品を横断的に検索でき、また、e 国宝（文化財高精細画像公開システム）では、所蔵する国宝・重要文化財の高精細画像を多言語による解説とともに公開している。これらの情報を一般に公開することは、国民共有の財産を広く周知する上で重要であり、また、学術研究の進展等にも資すると考えられることから、データベースの充実に取り組むとともに、データベースへのアクセス件数の増加を図ることとし、数値目標は前中期目標の期間の実績以上とする。

## 2. 文化財及び海外の文化遺産の保護に貢献する調査研究、協力事業等の実施 （事前分析表 施策目標 12-4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成）

文化財研究所は、文化財保護法が制定されて間もない昭和 27 年の設置以来、文化財の各分野に関する基礎的・体系的な調査研究を継続して実施してきている。今後とも文化財研究所は、これらの調査研究の蓄積を基盤として、将来にわたって新たな知見の開拓につながる文化財に関する探求的な調査研究に挑むことが重要である。同時に、最先端の科学技術の応用を積極的に試み、文化財の調査手法や保存修復等に関する研究の進展に努める責任がある。そのため、これらの調査研究を推進する。また、文化遺産保護に関する国際協働に寄与するため、関係する国際条約や「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律（平成十八年法律第九十七号）」を始めとする関係法令等に基づく施策等の実施に、文化財研究所及びアジア太平洋無形文化遺産研究センターは積極的に取り組むこととする。これらの評価に当たっては、別紙 1 に掲げる評価軸、評価指標等に基づいて実施することとする。

さらに、これらの調査研究及び国際協働等に関する情報・資料・研究成果等を公表するとともに、地方公共団体等の職員を対象とした文化財に関する専門的研修や、国・地方公共団体等に対する文化財の調査及び保護に関連した協力等を行うこととする。

文化財防災センターは、文化財の防災・救援のための連携・協力体制の構築、文化財防災のための技術開発、専門的な知見から必要な支援を行うとともに、文化財防災に関する地域の専門的人材の育成を図る。

以上を踏まえ、次の目標に従い業務を行うこととする。

### （1）新たな知見の開拓につながる基礎的・探求的な調査研究

有形文化財及び伝統的建造物群に関する調査研究においては、文化財の価値や保存に関する研究基盤等の蓄積を図ることとし、各時代の絵画・彫刻、古代建築、近畿地方を中心とする寺社の歴史資料・書跡資料、重要伝統的建造物群保存地区の候補となりうる伝統的建造物群に関する研究に重点的に取り組むものとする。

無形文化財、無形民俗文化財等に関する調査研究においては、無形の文化財の現状把握と記録に関する研究基盤等の蓄積を図ることとし、重要無形文化財を中心とする古典芸能、伝統工芸技術及びそれに関わる文化財保存技術、重要無形民俗文化財を中心とする民俗芸能、風俗慣習、民俗技術に関する研究に重点的に取り組むものとする。

記念物、文化的景観、埋蔵文化財に関する調査研究においては、文化財の価値や保存に関する研究基盤等の蓄積を図ることとし、古代日本の都城遺跡（平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡）の発掘調査、史跡・名勝の保存と活用の在り方、重要文化的景観及びその候補となりうる文化的景観の保存・活用実態、水中文化遺産及び古代官衙遺跡等に関する研究に重点的に取り組むものとする。

## （２）科学技術を応用した研究開発の進展等に向けた基盤的な研究

文化財の調査手法に関する研究開発においては、文化財の価値や保存に関する研究の進展を図ることとし、可搬型分析機器を用いた調査方法、デジタル画像の形成方法等、埋蔵文化財の探査・計測等の調査手法、年輪年代学による木造文化財の年代確定、動植物遺存体等の調査手法に関する研究に重点的に取り組むものとする。

文化財の保存修復及び保存技術等に関する調査研究においては、文化財の保存に関する研究の進展を図ることとし、生物被害の機序解明と対策、文化財の保存環境と維持管理、文化財の材質・構造等の科学的分析、屋外文化財の保存修復計画、文化財の修復方法と材料の研究、被災文化財や近代文化遺産の修復技術、考古遺物の保存処理法、環境制御による遺構の保存法、高松塚古墳・キトラ古墳の保存対策に関する研究に重点的に取り組むものとする。

## （３）文化遺産保護に関する国際協働

文化遺産の保護に関する国際的な協力については、「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」及び同法に基づく「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する基本的な方針（平成 26 年 2 月 21 日 外務省・文部科学省告示第 1 号）（以下「基本方針」という。）」等に従い、文化遺産保護に関する国際協働の総合的な推進を行う。

また、アジア太平洋地域の無形文化遺産保護に関し、ユネスコと日本国政府の間の協定に基づき設立されたアジア太平洋無形文化遺産研究センターについて、基本方針第 1 の 4（２）教育研究機関等の役割の④に掲げる文化財機構の役割に従い、文化遺産国際協力を推進する。

「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する基本的な方針」（抜粋）

### 第 1 文化遺産国際協力の基本的方向

#### 4. 文化遺産国際協力の推進における国等の役割

##### (2) 教育研究機関等の役割

④ また、平成 23 年 10 月には、日本国政府と UNESCO（国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）との協定に基づき、ユネスコが賛助するアジア太平洋地域における無形文化遺産のための国際調査研究センターとして、独立行政法人国立文化財機構アジア太平洋無形文化遺産研究センターが設置された。当該センターにおいては、我が国の無形文化遺産に関する国際協力の拠点として、東京文化財研究所等の関係機関と連携しつつ、アジア太平洋地域の無形文化遺産の保護に向けた調査研究等の国際協力を推進することが望まれる。

##### (4) 文化財に関する情報・資料の収集・整備及び調査研究成果の公開・活用

研究の進展や行政事務の効率化等に資することを目的として、文化財に関する情報及び図書・雑誌等を収集・整理し、公開する。

調査研究の成果を刊行物、講演会等を通じて広く公表するとともに、平城宮跡資料館・飛鳥資料館等の公開施設において公開する。なお可能な限り、調査研究に関する論文等について、学術情報リポジトリ等としてウェブサイトでの公開を推進する。

##### 【指標】

- ・文化財に関するデータベースのアクセス件数（前中期目標の期間の実績以上）
- ・公開施設来館者に対する満足度アンケート（特別展・企画展）（満足度が前中期目標の期間と同程度の水準を維持）

##### 【関連指標】

- ・データベースのデータ件数
- ・公開施設の来館者数
- ・公開施設における特別展・企画展の開催件数（年 2～3 回程度）
- ・学術情報リポジトリ等によるウェブサイトにおける論文等の公開件数  
（参考）前中期目標期間実績値（見込評価時点）
- ・文化財に関するデータベースのアクセス件数 53,200,405 件（平成 28～令和元年度実績総数）
- ・公開施設における特別展・企画展の開催件数 33 件（平成 28～令和元年度実績総数）
- ・データベースのデータ件数 2,636,653 件（令和元年度末実績）
- ・公開施設の来館者数 526,961（平成 28～令和元年度実績総数）
- ・学術情報リポジトリ等によるウェブサイトにおける論文等の公開件数 9,206 件（令和元年度末実績）

〈目標水準の考え方〉

・文化財に関するデータベースのアクセス件数については、研究の進展等にも資すると考えられることから、データベースの充実に取り組むとともに、文化財に関するデータベースへのアクセス件数の増加を図ることとし、数値目標は前中期目標の期間の実績以上を指標とする。

・奈良文化財研究所の平城宮跡資料館・飛鳥資料館は、発掘調査等の研究成果を適時に展示することが重要であり、特別展・企画展については、開催件数を年2～3回程度とするとともに、来館者に対する満足度アンケートの満足度が前中期目標の期間と同程度の水準を維持することを目標とする。

#### (5) 地方公共団体等を対象とする文化財に関する研修及び協力等

地方公共団体等の職員を対象とした有形文化財・記念物等の保存及び修復に関する研修並びに埋蔵文化財等に関する各種研修について、地方公共団体等の要望を踏まえた研修計画に基づき実施する。

また、文化財に関する国・地方公共団体の行政事務や博物館の業務等に関する依頼等について、専門的・技術的見地から適切な協力等を行う。

#### 【指標】

・研修成果の活用状況（アンケートによる研修成果の活用実績が80%以上）  
・専門的・技術的な援助・助言の取組状況（行政、公私立博物館等の各種委員等への就任件数、依頼事項への対応件数等）

（参考）前中期目標期間実績値（見込評価時点）

・研修成果の活用状況 100%(令和元年度実績)  
・行政、公私立博物館等の各種委員等への就任件数、依頼事項への対応件数等 3,630件(平成28～令和元年度実績総数)

〈目標水準の考え方〉

・地方公共団体等における文化財に係る専門人材の資質の向上は、我が国全体の文化財行政等の基盤を支える観点から重要である。中期目標の期間においては、アンケートにより地方公共団体等の要望や研修成果の活用状況を調査し、適宜研修プログラム等に反映する。

・行政機関が実施する発掘調査や史跡整備事業を始め、博物館等の業務に関する専門的・技術的な協力の依頼については、内容に応じて都度検討することとなる。したがって、あらかじめ援助・助言に関する目標値を設定することになじまないため、中期目標の期間において、援助・助言件数をモニタリングし総合的に評価する。

#### (6) 文化財防災に関する取組

文化財防災センターは、文化財の防災・救援のための連携・協力体制の構築、文化財防災のための技術開発、専門的な知見から必要となる支援を行うとともに、文化財防災に関する

地域の専門的人材の育成を図る。

#### 【指標】

・防災・救援のための連携・協力体制構築への取組状況（都道府県内各種会合等への会議等参加数）

・文化財防災に関する技術開発への取組状況（論文等数，報告書等の刊行数）

・文化財防災に関する普及啓発への取組状況（シンポジウム等の開催件数）

〈目標水準の考え方〉

・文化財の防災・救援のための連携・協力体制の構築に関しては，都道府県内連携体制の構築・促進，地域ブロック内における地域間連携の促進を図るためには，都道府県内の各種会合等に参加する必要がある。また，文化財防災のための技術開発に関しては，各種の施設・設備の安全対策，被災文化財の応急処置・修復処置，被災文化財の保管環境等に関する調査研究を推進する必要があるが，いずれもあらかじめ目標値を設定することになじまないため，都道府県内各種会合等への会議等参加数及び文化財防災のための技術開発に関する論文等数，報告書等の刊行数をモニタリングし総合的に評価する。

・文化財防災に関する普及啓発への取組においては，専門的人材の育成を図るためのシンポジウム，講演会，研修及びワークショップ等を開催し，調査研究の成果公表等を進めるとともに，課題の共有化等を図る必要があるが，あらかじめ目標値を設定することになじまないため，中期目標の期間において，普及啓発への取組状況をモニタリングし総合的に評価する。

## IV 業務運営の効率化に関する事項

### 1. 業務改善の取組

#### （1）組織体制の見直し

組織の機能向上のため，不断の組織・体制の見直しを行うものとし，法人の事業全体を通じて，体制の整備を図ることとする。

#### （2）人件費管理の適正化

給与水準については，公務員の給与改定に関する動向等を踏まえ，国家公務員の給与水準等とともに業務の特殊性を十分考慮し検証した上で，その適正化に取り組むとともに，検証結果や取組状況を公表すること。

#### （3）契約・調達方法の適正化

契約については，「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し，「調達等合理化計画」に沿って，一層の競争性，公正性及び透明性の確保に努め，契約の適正化を推進すること。



#### (4) 共同調達等の取組の推進

消耗品や役務について、上野地区を始め近隣の関係機関と連携して共同調達に取り組む。なお、具体的な対象品目等は、年度計画等に定めた上で進めるものとする。

#### (5) 一般管理費等の削減

運営費交付金を充当して行う事業については、一般管理費及び業務経費の合計について、中期目標期間の最終年度において、令和2年度比5%以上の効率化を図る。ただし、文化財購入費等及び特殊要因経費、新たに追加される業務はその対象としない。また、人件費については(2)及びVI4.に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。

### 2. 業務の電子化

文化財機構に関する情報の提供、業務・システムの最適化等を図ることとし、ICTを活用した業務の合理化・効率化を図る。

### 3. 予算執行の効率化

独立行政法人会計基準における運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたていることを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

## V 財務内容の改善に関する事項

### 1. 自己収入拡大への取組

コロナ禍における「新しい生活様式」を踏まえた事業展開において、引き続き展覧事業のサービスの向上に努め、安定的な自己収入の確保を図るとともに、業務の質の向上等に必要な資金の充実を図るため、会員制度の充実、保有財産の有効利用の推進、競争的資金や寄附金の獲得など多様な財源確保に努め、運営費交付金等の国費のみに頼らない財務構造へのシフトを目指す。

(参考) 前中期目標期間実績値 (見込評価時点)

- ・展示事業等収入額 7,908,302 千円 (平成28～令和元年度実績総額 ただし、消費税還付による収入203,127千円を含む)
- ・その他寄附金等収入額 3,197,936 千円 (平成28～令和元年度実績総額)

### 2. 固定的経費の節減

管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図る。

### 3. 決算情報・セグメント情報の充実等

財務内容等の一層の透明性を確保し、活動内容を政府・国民に対して分かりやすく示し、

理解促進を図る観点から、事業のまとまりごとに決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。

#### 4. 保有資産の処分

保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。

### VI その他業務運営に関する事項

#### 1. 内部統制

理事長のリーダーシップの下で、文化財機構の全ての役職員が、法令等を遵守し、日常の業務において役職員の使命感の向上等に資するよう適切な運営を行う。法人の使命等の周知、コンプライアンスの徹底、経営層による意思決定、内部規定の運用、リスクマネジメント等を含めた内部統制環境を継続して整備・運用し不断の見直しを行う。また、整備状況やこれらが有効に機能していること等について定期的に内部監査等によりモニタリング・検証するとともに、監事による監査機能・体制を強化する。

#### 2. その他

##### (1) 自己評価

外部有識者を含めた客観的な自己評価を行うこととし、その結果を組織、事務、事業等の改善に反映させるものとする。

##### (2) 情報セキュリティ対策

多様化するサイバー攻撃やセキュリティの脅威に対する組織的対応強化を図るため、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえた規定の整備、役職員の研修及び教育を実施する。

計画的な情報セキュリティ対策の点検及び情報セキュリティ監査の実施により、情報セキュリティ対策の強化を図る。

#### 3. 施設設備に関する計画

施設設備の老朽化度合い等を勘案しつつ、計画的な整備を推進する。

施設設備の点検・診断の結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的に実施するとともに、施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・長寿命化などを計画的に行う。

東京国立博物館の本館及び表慶館、京都国立博物館の本館並びに奈良国立博物館の本館

は、有形文化財の収蔵・展示施設であると同時に、建物自体が重要文化財であることを考慮し、関係機関と連携の上、適切な保存を図りながら活用を図る。

#### 4. 人事に関する計画

適切な人事管理、人事交流等を実施することにより、効率的かつ効果的な業務運営を行い、人事計画等を策定し、デジタル分野など新たな業務にも対応した人材の確保・育成を図る。

#### 別紙 1

#### 独立行政法人国立文化財機構における調査研究及び国際協働の評価軸及び評価指標等

調査研究事項	評価軸	関連する評価指標 ・モニタリング指標
(1) 新たな知見の開拓につながる基礎的・探求的な調査研究		
①有形文化財（美術工芸品、建造物）及び伝統的建造物群に関する調査研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 我が国の美術工芸品や建造物の価値形成の多様性及び歴史・文化の源流の究明等に寄与しているか。</li> <li>● 有形文化財の保存修復等に寄与しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 具体的な研究成果（評価指標）</li> <li>● 論文等数（モニタリング指標）</li> <li>● 報告書等の刊行数（モニタリング指標）</li> </ul>
②無形文化財，無形民俗文化財等に関する調査研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無形文化財，無形民俗文化財等の伝承・公開に係る基盤の形成に寄与しているか。</li> </ul>	
③記念物，文化的景観，埋蔵文化財に関する調査研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 記念物の保存・活用に寄与しているか。</li> <li>● 古代国家の形成過程や社会生活等の解明に寄与しているか。</li> <li>● 文化的景観に関する保存・活用並びに研究の進展に寄与しているか。</li> <li>● 埋蔵文化財に関する研究の深化に寄与しているか。</li> </ul>	
(2) 科学技術を応用した研究開発の進展等に向けた基盤的な研究		
①文化財の調査手法に関する研究開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 科学技術を的確に応用し，文化財の調査手法の正確性，効率性等の向上に寄与しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 具体的な研究成果（評価指標）</li> <li>● 論文等数（モニタリング指標）</li> </ul>

<p>②文化財の保存修復及び保存技術等に関する調査研究</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 科学技術を的確に応用し、文化財の保存・修復の質的向上に寄与しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 報告書等の刊行数（モニタリング指標）</li> </ul>
<p>（3）文化遺産保護に関する国際協働</p>		
<p>① 文化遺産保護に関する国際協働の総合的な推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化遺産国際協力を推進するとともに、国際協力推進体制について中核的な役割を担っているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化遺産保護の国際協働に関する取組状況（諸外国の研究機関等との共同研究等の実施件数）</li> </ul>
<p>② アジア太平洋地域の無形文化遺産保護に関する調査研究</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アジア太平洋地域の無形文化遺産の保護に向けた調査研究等の国際協力を推進しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アジア太平洋地域の無形文化遺産保護に関する取組状況（国際協力事業の実施件数）</li> </ul>

## 文化芸術基本法

### 文化芸術推進基本計画（第1期）※今後の文化芸術政策の目指すべき姿目標から抜粋

#### 目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育

(文化芸術の振興と教育の重要性)

- 文化芸術団体は、劇場、音楽堂等や美術館、博物館、図書館等の文化施設と連携し、文化芸術活動の充実を図るなど、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすことが求められている。
- 美術館、博物館、図書館等は、文化芸術の保存・継承、創造、交流、発信の拠点のみならず、地域の生涯学習活動、国際交流活動、ボランティア活動や観光等の拠点など幅広い役割を有している。また、教育機関・福祉機関・医療機関等の関係団体と連携して様々な社会的課題を解決する場としてその役割を果たすことが求められている。

#### 目標2 創造的で活力ある社会

(文化芸術の社会的・経済的価値の意義)

- 各地の未指定も含めた豊かな文化財や伝統的な文化等に地域の資源として効果的な投資を行い、戦略的に活用することは、交流人口の増加や移住につながるなど地域の活性化にも資するものである。さらに、我が国の芸術文化、文化財や伝統等の多様な魅力を国際交流を通じて世界へ発信することは、我が国の国家ブランディングへ貢献するものであり、これらを通じて創造的で活力ある社会の形成に資するものである。

#### 目標3 心豊かで多様性のある社会

(文化芸術の多様性と双方向の文化交流)

- 現在まで守り伝えられてきた多様な文化財は、日本文化全体の豊かさの基盤であり、多くの人々が文化財に触れ、我が国の歴史や文化等を深く学ぶことができるよう、全国各地の文化財の確実な継承や鑑賞機会の確保等に努めることが必要である。また、多くの住民が、地域の伝統文化への参画や文化財の継承のための活動等を通じ、コミュニティとのきずなを深めることができる環境の整備が重要である。

#### 目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

(地域の文化芸術の推進の意義)

- 学芸員については、美術館、博物館が社会包摂や地域創生の礎となることが求められている近年において、作品や資料の収集、調査研究、展示企画の更なる充実や、適切に保存し、取り扱うための専門性の向上に加え、教育普及活動の更なる充実や地域振興、観光振興等への対応も求められている。このように美術館、博物館が求められている新たな役割に対応するために、専門人材を適切に配置することが重要である。

## 文化財保護法

(この法律の目的)

第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第3条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

## 第5 期中期目標期間における国立文化財機構のミッション

- 1.有形文化財の保存と継承並びに有形文化財を活用した歴史・伝統文化の国内外への発信
  - ・有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、文化財に関する調査及び研究等を行うことにより、文化財の保存及び活用を図る。特に、文化財の次世代への保存継承に関する国民意識の涵養を図る。
- 2.文化財及び海外の文化遺産の保護に貢献する調査研究・協力事業等の実施
  - ・文化財に関する専門的、技術的事項に関する唯一の国立研究機関として、基礎的・探究的な調査研究を継続的に行い、災害に対する多様な文化財の防災・救援のための連携・協力体制を構築し、専門的な知見から支援を行うとともに、地域の専門的人材の育成を図る。
  - ・有形・無形の文化遺産に係る国際協働・協力に貢献する専門的機関として、国際条約等に基づく活動を積極的に推進する。

# 独立行政法人国立文化財機構（NICH）の使命等と目標との関係

## （使命）

我が国の国立博物館として、有形文化財の収集、保管、観覧を通じ、貴重な国民的財産である文化財を次世代に継承するとともに、文化財研究に関するナショナルセンターとして、文化財に関する専門的又は技術的事項に関する調査研究等において、中核的な役割を果たす。

## （現状・課題）

### ◆強み

- ・体系的・通史的にバランスの取れた収蔵品の集積と脆弱な文化財の適切な保存管理
- ・研究成果を踏まえた魅力ある展示と教育普及事業
- ・文化財に関する新たな知見の開拓につながる基礎的・探求的な調査研究

### ◆弱み・課題

- ・文化財の継承につなげるための最新技術等の活用及び文化財の積極的な活用に関する新たな取組
- ・文化財防災に関する国立施設としての取組の充実化
- ・施設設備の老朽化対策

## （環境変化）

○文化施設としての機能を一層強化し、国内外の幅広い来訪者へ文化資源の魅力をわかりやすく紹介することを通じ、文化観光に資することが求められている。

○新型コロナウイルス感染症の感染状況を十分見極めた上で、適切な対策を講ずるとともに、「新しい生活様式」に対応した博物館の在り方を確立していく必要がある。



## （中期目標）

- 文化財の次世代への確実な継承のみならず、文化財が持つ新たな魅力や価値を引き出し、文化財を通じた豊かな体験と学びを提供することで、地方創生、観光振興につながる新たな活用のあり方を目指す。
- 文化財の防災・救援のための連携・協力体制を構築、専門的な知見から必要な援助を行うとともに、文化財防災に関する地域の専門的人材の育成を図る。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により予測不能な状況が続く中、「新しい生活様式」に対応した博物館の在り方を検討する。
- 施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・長寿命化などを計画的に行う。

(案)

## 国立研究開発法人国立がん研究センター中長期目標

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人国立がん研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。

令和 3 年 2 月〇日

厚生労働大臣 田村 憲久

### 第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割等

#### 1. 中長期目標の期間における国の政策体系上の法人の位置付け

研究開発法人は、健康・医療戦略推進法（平成 26 年法律第 48 号）に定める基本理念にのっとり、先端的、学際的又は総合的な研究、すなわち医療分野の研究開発及びその成果の普及並びに人材の育成に積極的に努めなければならないこととされている。国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）は、国立研究開発法人として、前述の理念に基づき、研究開発等を推進していく。

また、厚生労働省が掲げる政策体系における基本目標（安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること）及び施策目標（国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること）を踏まえ、NCにおいても、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に係る医療や高度かつ専門的な医療、すなわち政策医療を向上・均てん化させることとされている。

#### 2. 法人の役割（ミッション）

国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「センター」という。）は、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することとされている。また、通則法第 2 条第 3 項の規定に基づき、国立研究開発法人として、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することとされている。このうち、研究開発及び医療の提供については、

- ・ 高度かつ専門的な新しい治療法やその他の治療成績向上に資するための研究開発及び

これらの業務に密接に関連する医療の提供等

- ・ 難治性・希少性の疾患に関する研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等
  - ・ 学会等が作成する診療ガイドラインの作成・改訂及び医療の質の向上に必要な指標・根拠に基づく医療（EBM）・個別化医療の確立に資するような研究開発
  - ・ 中長期に渡って継続的に実施する必要があるコホート研究等の研究基盤の整備と NC をはじめとする研究機関間のデータシェアリング
- に重点的に取り組むものとする。

### 3. 法人の現状及び課題

先進的な研究開発として医師主導治験やゲノム解析を実施し、肺がんの原因遺伝子である RET 融合遺伝子について、世界に先駆けて薬剤耐性メカニズムを発見した。また、ゲノム医療のハブとして、日本人のためのがん遺伝子パネル検査「OncoGuide™NCC オンコパネルシステム」を先進医療として実施し、令和元年6月に保険適用されたほか、エキスパートパネルの実施方法等を検証するなど、豊富ながん診療と臨床研究基盤に基づき、全国の診療水準向上に資するエビデンスを創出するため臨床研究中核病院として主導的に治験・先進医療の提供に取り組んでいる。また、平成30年6月に新たに開設されたがんゲノム情報管理センターにおいては、令和元年から保険収載されたがん遺伝子パネル検査のゲノム情報と臨床情報を集約して管理運営しており、我が国のがんゲノム医療を支援するとともにデータの利活用を図っている。さらに新薬開発プラットフォームである SCRUM-Japan/Asia における世界最大規模の臨床ゲノムデータベースの構築や、Asia One コンソーシアムを構築し、アジアに多いがん種の予防・診断・治療について国際連携を推進するなど、第2期中長期目標期間における成果を踏まえると、がんその他の悪性新生物の本態解明と予防、高度かつ専門的な医療の開発、標準医療の確立と普及、政策提言など、がんその他の悪性新生物克服のため、センターが果たしてきた役割は極めて大きい。

しかし、がん患者の生存率は向上しているものの、がん疾患全体の本態解明には至っておらず、希少がんや難治がん、小児がんや AYA 世代、高齢者のがん医療の提供に当たり、有効な診断・治療法が開発されていないことから、センターには患者や社会のニーズ、医療上及び経済上のニーズを十分に意識した研究開発の推進が期待される。さらに、がんゲノム医療を中心として、各国、特にアジア諸国において主導的立場のもと、臨床研究ネットワークの構築、人材育成などを通じた国際共同試験を実施し、新規薬剤開発などグローバル展開を進めることが重要である。

また、これらの研究開発を支えるために必要な専門領域が多様化していることから、研究開発を効率よく進めるための環境整備や研究支援に係る専門性を有する人材の確保を図る必要がある。

加えて、ゲノム医療や医療情報基盤など 6NC の分野横断的な領域については、6NC での



相互連携が重要である。

#### 4. 法人を取り巻く環境の変化

世界に先駆けて少子・超高齢社会を迎え、人口構造や疾病構造が急激に変化しつつある我が国においては、健康長寿社会の実現が喫緊の課題となっている。

「健康・医療戦略」（令和2年3月27日閣議決定）においては、健康寿命を延伸し、平均寿命との差を短縮するためには生活習慣病、運動器系・感覚器系や、老化に伴う疾患、認知症などの精神・神経の疾患への対応が課題となる中、診断・治療に加えて予防の重要性が増すと同時に、罹患しても日常生活に出来るだけ制限を受けず、疾病と共生していくための取組が望まれているとされている。

また、現在及び将来の我が国において社会課題となる疾患分野として、がん領域についてがんの生物学的本態解明に迫る研究開発や、患者のがんゲノム情報等に基づいた研究開発、個別化治療に資する診断薬・治療薬の開発や免疫療法や遺伝子治療等をはじめとする新しい治療法の開発を推進することが示されたところである。

センターにおいては、がんゲノム情報管理センターに集積されたゲノム情報・臨床情報を革新的な創薬や個別化医療開発の実現のために利活用することが期待される。

加えて、AI、ロボット、ビッグデータなどのデジタル技術とデータの利活用が、産業構造や経済社会システム全体に大きな影響を及ぼしつつあり、とりわけ、健康・医療分野は、これらの技術を活かし得る分野の一つとして、創薬等の研究開発の進展や、ゲノム解析などの技術を活用した新たなヘルスケアサービスの創出等が見込まれている。

#### 5. 国の政策・施策・事務事業との関係

「健康・医療戦略」（令和2年3月27日閣議決定）に即して策定された「医療分野研究開発推進計画」（令和2年3月27日健康・医療戦略推進本部決定）を踏まえ、ゲノム医療や個別化医療の実現、基礎研究から実用化までの一貫した研究開発や、「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）に基づき策定された「がん研究10か年戦略」（平成26年3月31日文科科学大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣確認）を踏まえた対策などの研究開発に関して重点的に取り組むとともに、各研究開発の質の向上に努めるものとする。

#### 第2 中長期目標の期間

センターの中長期目標の期間は、令和3年4月から令和9年3月までの6年間とする。

#### 第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

##### 1. 研究・開発に関する事項

(1) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進 [研究事業]

【重要度:高】

担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するために極めて重要であり、研究と臨床を一体的に推進できる NC の特長を活かすことにより、研究成果の実用化に大きく貢献することが求められているため。

#### 【難易度：高】

近年、同じ臓器のがんであっても、その発生原因、メカニズムなどについては患者の遺伝子変異の性質に応じて様々であるなど、研究の困難性が増している。また、未来型医療を実現するための最先端のがん研究を推進し、診断・治療法の研究開発を効率的かつ早期に実現化するためには、医学のみならず生命科学・工学等の他分野の技術・成果を統合的に研究開発に応用する必要があるため。

#### ① 重点的な研究・開発

センターが担う疾患について、症例集積性の向上、臨床研究及び治験手続の効率化、研究者・専門家の育成・確保、臨床研究及び治験の情報公開、治験に要するコスト・スピード・質の適正化に関して、より一層強化する。

また、**First in human**（ヒトに初めて投与する）試験をはじめとする治験・臨床研究体制を強化し、診療部門や企業等との連携を図り、これまで以上に研究開発を推進する。具体的には、

- ・ 遺伝子の解析等による未来型医療を実現するためのグローバルスタンダードになり得る診断・治療法の研究開発
- ・ 難治性がん、希少がんなどを中心とした新規治療法の研究開発
- ・ 全国ネットワークを活用し、個人や集団に対しより最適化された標準治療開発のための多施設共同臨床研究
- ・ がんのリスク・予防要因を究明するための精度の高い疫学研究及び前向き介入研究
- ・ 国際的な臨床研究ネットワーク構築を通じた、新規薬剤開発などを目指した国際共同研究

に取り組むなどして、重点的な研究・開発を実施すること。

#### ② 戦略的な研究・開発

がんの本態解明に関する研究、がんの予防法や早期発見手法に関する研究、アンメットメディカル（未充足な医療）ニーズに応える新規薬剤開発に関する研究、患者に優しい新規医療技術開発に関する研究、免疫療法や遺伝子治療等をはじめとする様々な医療技術を組み合わせた新たな標準治療を創るための研究、充実したサバイバーシップを実現する社会の構築を目指した研究、がん対策の効果的な推進と評価に関する普及・実装科学研究に取り組む。

上記①及び②の研究・開発により、医療推進に大きく貢献する研究成果を中長期目標期間中に 21 件以上あげること。また、中長期目標期間中の原著論文数については、4,900 件以上とすること。

### ③ NC 間の疾患横断領域における連携推進

NC 間の連携による新たなイノベーションの創出を目的として設置された国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（JH）においては、NC 間の疾患横断領域を中心とした研究開発とそのための基盤整備、人材育成等に取り組むものとする。

具体的には、ゲノム医療、大規模医療情報の活用、コホート研究基盤の連携・活用、健康寿命延伸のための疾患横断的予防指針提言、実装科学推進のための基盤構築などについて、疾病の予防や共生にも留意しつつ、NC がそれぞれの専門性を活かし、相乗効果を発揮できる研究領域における研究開発の推進等に取り組むものとする。

人材育成については、特に研究支援人材を育成するための体制を構築し、我が国の有為な人材の育成拠点となるようモデル的な研修及び講習の実施に努めること。この他、NC の研究成果の発信やメディアセミナーの開催、知財の創出・管理の強化や企業との連携強化に取り組むものとする。

また、JH 内で適正なガバナンス体制を構築し、定期的に活動状況の評価を行うこと。

## (2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備 [臨床研究事業]

メディカルゲノム解析センターの機能の充実と人材育成、バイオバンク、データベース、共同利用施設（コアファシリティ）の充実、研究管理・研究支援の充実、産官学の連携・ネットワークの充実、臨床導入への出口を見据えた次世代医療開発の推進及び人材育成、倫理性・透明性の確保、知的財産の管理及び活用、国際連携の強化・国際貢献、医療分野の ICT の研究及び活用、診療ガイドラインの作成・改訂に資する研究開発及び普及により、研究・開発を推進する。

また、臨床研究及び治験を進めるため、症例の集約化を図るとともに、今後も、これらの資源を有効に活用しつつ、臨床研究の質の向上、研究者・専門家の育成・人材確保、臨床研究及び治験のための共通的な基盤の共用、研究不正・研究費不正使用等防止への対応、患者との連携及び国民への啓発活動等への取組など更なる機能の向上を図り、基礎研究成果を実用化につなぐ体制を強化する。加えて、臨床研究中核病院として ARO（Academic Research Organization）機能を強化し、我が国の臨床研究の中核的な役割を担う。

具体的には、センター内や産官学の連携の強化、治験・臨床研究の推進やゲノム医療の実現化に向けた基盤を充実させ、特に、ナショナルセンター・バイオバンクネットワークを最大限活用し、センターが担う疾患に関する難治性・希少性疾患の原因解明や創

薬に資する治験・臨床研究を推進するために、詳細な臨床情報が付帯された良質な生体試料を収集・保存するとともに、NCをはじめとする研究機関等との間のデータシェアリングができる仕組みを強化するなどバイオバンク体制のより一層の充実を図る。更に外部の医療機関からも生体試料の収集を行う。加えて、ゲノム情報等を活用した個別化医療の確立に向けた研究を推進する。

また、運営費交付金を財源とした研究開発と同様に競争的研究資金を財源とする研究開発においてもセンターの取り組むべき研究課題として適切なものを実施する仕組みを強化する。

以上の実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備により、中長期目標期間中に、**First in human**（ヒトに初めて投与する）試験実施件数 130 件以上、医師主導治験実施件数 130 件以上、センターの研究開発に基づくものを含む先進医療承認件数 25 件以上及び学会等が作成する診療ガイドライン等への採用件数 63 件以上、臨床研究（倫理委員会にて承認された研究をいう。）実施件数 2,400 件以上、治験（製造販売後臨床試験も含む。）1,530 件以上実施すること。また、共同研究の実施件数について中長期計画に具体的な目標を定めること。

また、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、必要に応じ、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用すること。

#### 【重要度：高】

実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するために極めて重要であり、研究と臨床を一体的に推進できる NC の特長を活かすことにより、研究成果の実用化に大きく貢献することが求められているため。

## 2. 医療の提供に関する事項 [診療事業]

病院の役割については、引き続きがん診療連携拠点としての中核機能を果たした上で、都道府県が策定する地域医療構想等を踏まえた高度急性期機能等の医療機能を担うものとする。

#### 【重要度：高】

がんに対する中核的な医療機関であり、研究開発成果の活用を前提として、医療の高度化・複雑化に対応した医療を実施することは、我が国の医療レベルの向上に繋がるため。

(1) 医療政策の一環として、センターで実施すべき高度かつ専門的な医療、標準化に資する医療の提供

我が国におけるがんに対する中核的な医療機関として、国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約しつつ研究部門と密接な連携を図り、その研究成果を活用し、先進医療を含む高度かつ専門的な医療の提供を引き続き推進する。加えて、希少がん、小児・AYA 世代のがんや難治がんなどに対して関係医療機関と連携し、質の高い医療や患者個人に最適な治療の提供を推進すること。

また、各病院の医療の質や機能の向上を図る観点から、センターとして提供することを求められている医療のレベルに見合った臨床評価指標を策定し、医療の質の評価を実施し、その結果を情報発信すること。

## (2) 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供

医療の高度化・複雑化が進む中で、質が高く安全な医療を提供するため、各医療従事者が高い専門性を発揮しつつ、業務を分担しながら互いに連携することにより、患者の状態に応じた適切な医療を提供するなど、医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした、多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、継続して質の高い医療の提供を行うこと。

また、これに加え、AI や ICT を活用した医療の提供、NC をはじめとする研究機関及び医療機関間のデータシェアリングなどを通じて、個別化医療の確立等診療の質の向上に取り組むこと。

医療安全については、同規模・同機能の医療機関との間における医療安全相互チェックを行うこと、全職員を対象とした医療安全や感染対策のための研修会を開催し受講状況を確認すること、医療安全管理委員会を開催すること、インシデント及びアクシデントの情報共有等を行うことなど、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努め、医療安全管理体制の充実を図ること。

また、患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、患者・家族が治療の選択、決定を医療者ととともに主体的に行うことができるよう支援することに加え、患者とその家族が質の高い療養生活を送ることができるよう、がんと診断された時から緩和ケアの提供を行うこと。

「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、各病院の手術件数・病床利用率・平均在院日数・入院実患者数等について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。

上記数値目標の実績について、病院の担当疾患に係る割合を分析すること等により、国立研究開発法人の病院として適切かつ健全に運営を行うための病床規模等を検討すること。

## 3. 人材育成に関する事項 [教育研修事業]

人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、がんに関する医療及び研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。

具体的には、高度な医療技術を有する外国の医師が、その技術を日本の医師に対して教授するために来日するケースや、海外のトップクラスの研究者が、日本の研究者と共同して国際水準の臨床研究を実施するために来日するケースも想定されることから、国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、センターが担う疾患に対する医療及び研究を推進するにあたり、リーダーとして活躍できる人材の育成を継続して実施する。

また、企業との連携調整や研究成果の活用促進等に取り組むリサーチ・アドミニストレーターなど、臨床と直結した研究の実施に必要な支援人材の育成及び確保については、JHのほか大学などアカデミア機関や企業等とも連携し取り組む。

高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施するなど、モデル的な研修及び講習を実施し、普及に努める。

なお、研修等について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。

#### 4. 医療政策の推進等に関する事項 [情報発信事業]

##### (1) 国への政策提言に関する事項

研究、医療の均てん化及び NC の連携によるデータベースやレジストリ整備等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、患者を含めた国民の視点に立ち、科学的見地を踏まえ、センターとして提言書を取りまとめた上で国への専門的提言を行うこと。

##### (2) 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項

がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）に基づき、「全国がん登録データベース」の運用と院内がん登録情報等の収集を確実に実施する。また、中長期目標期間中に国のがん対策の企画立案又は実施に必要な最新の 5 年生存率などのデータを整理し、医療の均てん化等を促進する。

また、他のがん診療連携拠点病院等への診療に関する支援の役割を担うこと。

情報発信にあたっては、関係学会等との連携を強化して、診療ガイドラインの作成・普及等に更に関与するものとし、国内外のセンターが担う疾患に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく予防、診断及び治療法等について、正しい情報が国民に利用されるようにホームページや SNS を活用するなどして、国民向け及び医療機関向けの情報提供の充実を図る。

なお、国民向け及び医療機関向けの情報提供の指標としてホームページアクセス件数について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。

### (3) 公衆衛生上の重大な危害への対応

公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。

※上記の研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業及び情報発信事業をそれぞれ一定の事業等のまとまりとする。

## 第4 業務運営の効率化に関する事項

### 1. 効率的な業務運営に関する事項

業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。働き方改革への対応として、労働時間短縮に向けた取組やタスク・シフティング及びタスク・シェアリングを推進すること。

また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。

センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。

① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し、公表する。

また、総人件費について、政府の方針を踏まえ、適切に取り組むこととする。

② NC等の間において、医薬品などこれまでの共同調達等の取組による効果を検証し、より効率的な調達に努め、コスト削減を図る。

③ 後発医薬品の使用をより促進し、中長期目標期間を通じて数量シェアで80%以上とする。

④ 医業未収金の発生防止の取組や査定減対策など、適正な診療報酬請求業務を推進し、引き続き収入の確保を図る。

⑤ 一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因経費を除く。）については、令和2年度に比し、中長期目標期間の最終年度において、5%以上の削減を図る。

これらの取組により、中長期目標期間中の累計した損益計算において、経常収支が100%以上となるよう経営改善に取り組む。

### 2. 電子化の推進

業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化について費用対効果を勘案しつつ推進し、引き続き情報を経営分析等に活用するとともに、幅広いICT需要に対応できるセンター内ネットワークの充実を図ること。

## 第5 財務内容の改善に関する事項

「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中長期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。

#### 1. 自己収入の増加に関する事項

がんに関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、引き続き運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。

具体的には、企業等との治験連携事務局の連携強化や、患者レジストリ（登録システム）の充実により、治験・臨床研究体制を強化し、国立研究開発法人日本医療研究開発機構等からの競争的資金や企業治験等の外部資金の獲得を更に進める。

#### 2. 資産及び負債の管理に関する事項

センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。

### 第6 その他業務運営に関する重要事項

#### 1. 法令遵守等内部統制の適切な構築

研究開発活動の信頼性の確保、科学技術の健全な発展等の観点から、引き続き研究不正など不適切事案に適切に対応するため、組織として研究不正等を事前に防止する取組を強化するとともに、管理責任を明確化するなど、コンプライアンス体制を強化すること等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。

また、研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める等「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図る。

更に、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

#### 2. 人事の最適化

医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構や諸外国を含めた他の施設との人事交流をこれまで以上に推進する。

また、NC間及びセンターと独立行政法人国立病院機構の間における看護師等の人事交流を引き続き進める。



なお、法人の人材確保・育成について、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 24 条の規定に基づき作成された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。

### 3. その他の事項（施設・設備整備、情報セキュリティ対策に関する事項を含む）

#### （1）施設・設備整備に関する事項

施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。

#### （2）情報セキュリティ対策に関する事項

政府の情報セキュリティ対策における方針（情報セキュリティ対策推進会議の決定等）を踏まえ、研修を行う等、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

#### （3）その他の事項

業務全般については、以下の取組を行うものとする。

- ① 的確な評価を実施するため、センターは、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）に基づき策定したこの中長期目標を達成するための中長期計画を策定するものとする。
- ② 決算検査報告（会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うほか、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）をはじめとする既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

# 国立研究開発法人国立がん研究センターに係る政策体系図

【政策体系】

【基本目標】 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりの推進  
 【施策目標】 政策医療(国が医療政策として担うべき医療)の向上・均てん化

【法人の  
役割・事業】

1. 以下の業務を行うことによって高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与する。

- (1) がんその他の悪性新生物に係る医療に関する、調査、研究及び技術の開発
- (2) (1)に掲げる業務に密接に関連する医療の提供
- (3) がんその他の悪性新生物に係る医療に関する、技術者の研修
- (4) (1)～(3)に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言 等

2. 国立研究開発法人として、我が国の科学技術の水準の向上を通じた国民経済の発展その他の公益に資するため、以下の事業を遂行し、研究開発の最大限の成果を確保する。

- (1) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進
- (2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備
- (3) 医療政策の一環として、センターで実施すべき高度かつ専門的な医療、標準化に資する医療の提供
- (4) 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供 等

【重点事項】

高度かつ専門的な新しい治療法に資するための研究開発及びこれらに密接に関連する医療の提供

難治性・希少性疾患に関する研究開発及びこれらに密接に関連する医療の提供

診療ガイドラインの作成・改訂及び医療の質の向上に必要な指標・EBM・個別化医療の確立に資するような研究開発

中長期にわたって継続的に実施する必要のあるコホート研究等の研究基盤整備と研究機関間のデータシェアリング

主な政府方針等

健康・医療戦略

医療分野研究開発推進計画

がん登録等の推進に関する法律

がん対策推進基本計画

がん研究10か年戦略

## (使命)

- NCCIは、がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

## (現状・課題)

- がん患者の生存率は向上しているが、がん疾患全体の本態解明には至っておらず、希少がんや難治がん、小児がんやAYA世代、高齢者のがん医療の提供に当たり、有効な診断・治療法が開発されていない。
- ゲノム医療や医療情報基盤など6NCの分野横断的な領域については、6NCでの相互連携が重要。
- 研究開発を支えるために必要な専門領域が多様化しており、医療情報、生物統計、臨床研究支援等の専門性を有する人材が必要。

## (環境変化)

- がんゲノム情報管理センターが設置され、がんの臨床・ゲノム情報を集積するようになり、我が国における革新的な創薬や個別化医療開発の実現のために利活用されることが期待される。
- ゲノム情報に基づく診断と治療技術が医療分野で進歩している。
- AI、ロボット、ビッグデータなどのデジタル技術とデータの利活用の分野でのイノベーションが加速し、医療分野への展開が見込まれる。

## (中長期目標)

- 遺伝子の解析等による未来型医療を実現するためのグローバルスタンダードになり得る診断・治療法の研究開発や、メディカルゲノム解析センターの機能の充実と人材育成、バイオバンクや共同利用施設(コアファシリティ)等の充実に取り組む。
- 高度専門医療の提供により全国の医療水準の向上に努め、希少性・難治性疾患の診療・治療及び患者の視点に立った良質かつ安心な医療を提供する他、AIやICT技術を活用した医療の提供及び研究機関間のデータシェアリングなどを通じた診療の質の向上に取り組む。
- NC間の疾患横断領域を中心とした研究開発や基盤整備及び研究支援人材の育成等に取り組む。

国立研究開発法人国立がん研究センターの評価に関する主な評価軸等について

中長期目標	主な評価軸	備考（関連する評価指標、モニタリング指標等）
第2 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項		
<p>1. 研究・開発に関する事項</p> <p>(1) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p> <p>① 重点的な研究・開発</p> <p>② 戦略的な研究・開発</p>	<p>①科学的・技術的観点</p> <p>成果・取組の科学的意義（独創性、革新性、先導性、発展性等）が十分に大きなものであるか</p> <hr/> <p>②国際的観点</p> <p>成果・取り組みが国際的な水準等に照らし十分大きな意義があるものか</p> <hr/> <p>③妥当性の観点</p> <p>成果・取組が国の方針や社会のニーズと適合しているか</p>	<p>[定性的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 独創性、革新性、先導性、発展性</li> <li>・ 具体的なインパクト</li> </ul> <p>[定量的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 論文被引用数(評)</li> <li>・ (海外・国内) 著名誌への論文掲載数(評)</li> </ul> <hr/> <p>[定性的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際水準の研究の実施状況</li> </ul> <p>[定量的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際学会での発表件数(モ)</li> <li>・ 国際会議等の開催件数(モ)</li> <li>・ 国際学会での招待講演等の件数(モ)</li> <li>・ 国際共同研究の計画数、実施数(モ)</li> <li>・ 海外の研究機関との研究協力協定の締結数(モ)</li> </ul> <hr/> <p>[定性的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国・社会からの評価等</li> <li>・ 外部研究資金獲得方針</li> </ul> <p>[定量的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部研究資金の獲得件数・金額(モ)</li> </ul>

	<p>④アウトリーチ・理解増進の観点 社会に向けて、研究・開発の成果や取組の科学的意義や社会経済的価値をわかりやすく説明し、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進しているか</p>	<p>[定性的視点] ・アウトリーチ戦略 ・社会に対する研究・開発成果の発信</p> <p>[定量的視点] ・HP等による成果等の広報数・アクセス数(評) ・記者会見実施数(モ) ・新聞、雑誌、テレビ等での掲載・報道数(モ) ・国民・患者向けセミナー等の実施件数(評) ・国民・患者向けセミナー等参加者数(評) ・医療従事者向けセミナー等の実施件数(評) ・医療従事者向けセミナー等参加者数(評)</p>
	<p>⑤政策への貢献の観点 調査・分析に基づいた疾病対策の企画立案、提言等による政策への貢献がなされているか</p>	<p>[定性的視点] ・政策推進戦略 ・国の政策への貢献 ・具体的な取組事例</p> <p>[定量的視点] ・委員、オブザーバーとして国の審議会、検討会等への参画数(モ) ・政策提言数(評)</p>
<p>③ NC間の疾患横断領域における連携</p>	<p>①研究開発環境の整備・充実の観点 研究開発に資するデータ集積のための基盤強化等に係る取組が十分であるか</p>	<p>[定性的視点] ・情報基盤等の構築 ・情報基盤データの利活用 ・他機関の疾患レジストリとの連携</p> <p>[定量的視点] ・患者情報、診療録情報の収集件数(モ)</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・他機関の疾患レジストリとの連携数（評）</li> <li>・情報基盤データを活用した学会発表数・論文数（モ）</li> </ul>
	<p><b>②領域間連携研究推進の観点</b>  NC間の連携により効果的な研究開発が期待される領域への取組みが十分であるか</p>	<p>[定性的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同研究課題の提案と実施</li> <li>・研究課題の進捗管理と評価システムの構築</li> <li>・企業との連携支援</li> </ul> <p>[定量的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NC間の共同研究の計画・実施件数（評）</li> <li>・企業等との受託・共同研究の計画・実施件数（評）</li> <li>・NC間の連携による政策提言数・学会等の策定する診療ガイドライン等への提案件数（モ）</li> </ul>
	<p><b>③アウトリーチ・理解増進の観点</b>  社会に向けて、研究・開発の成果や取組の科学的意義や社会経済的価値をわかりやすく説明し、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進しているか</p>	<p>[定性的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトリーチ戦略</li> <li>・社会に対する研究・開発成果の発信</li> </ul> <p>[定量的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・HP等による成果等の広報数・アクセス数（評）</li> <li>・記者会見実施数（モ）</li> <li>・新聞、雑誌、テレビ等での掲載・報道数（モ）</li> </ul>
	<p><b>④研究者、研究開発人材の育成・支援の観点</b>  研究開発分野のニーズに応じた専門知識を有する人材の育成や研修の実施が図られているか</p>	<p>[定性的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成戦略</li> <li>・具体的な取組事例</li> </ul> <p>[定量的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究支援人材等の育成・研修コースの設置数（評）</li> <li>・受講者数（評）</li> </ul>

<p>(2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備</p>	<p>①研究開発環境の整備・充実の観点 研究開発の体制の充実が図られ、研究成果の実用化に向けた橋渡しに係る取組が十分であるか</p>	<p>[定性的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治験、臨床研究の計画・実施状況</li> <li>・ 研究倫理体制の整備等の状況</li> </ul> <p>[定量的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治験、臨床研究の計画・実施件数(評)</li> <li>・ バイオバンク検体登録件数(評)</li> <li>・ バイオバンク試料を用いた研究の実施件数(モ)</li> </ul>
	<p>②科学技術イノベーション創出・課題解決のためのシステムの推進の観点 有望なシーズを実用化へつなぐ成果の橋渡し、成果の社会還元に至る取組みが十分であるか</p>	<p>[定性的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策的観点からの評価</li> <li>・ 社会的観点からの評価</li> <li>・ 具体的な取組み事例</li> <li>・ 知的財産の活用</li> <li>・ 連携・協力戦略</li> <li>・ 企業等との受託・共同研究の計画・実施状況</li> </ul> <p>[定量的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先進医療申請・承認件数(評)</li> <li>・ 実施中の先進医療技術数(評)</li> <li>・ FIH 試験実施数(モ)</li> <li>・ 医師主導治験実施数(評)</li> <li>・ 特許・ライセンス契約の件数・金額(評)</li> <li>・ 企業との包括連携件数(モ)</li> <li>・ 企業等との受託・共同研究の計画・実施件数(評)</li> </ul>

	<p><b>③妥当性の観点</b>  研究開発の体制・実施方策が妥当であり、法人としての信頼性が確保されているか</p>	<p>[定性的視点]  ・法人としての信頼性が確保される仕組み</p> <p>[定量的視点]  ・外部委員による事業等評価実施数(評)</p>
	<p><b>④社会・経済的観点</b>  診療ガイドラインの作成・情報提供等の取組により、国の医療の標準化に貢献しているか</p>	<p>[定性的視点]  ・他の医療機関との連携・協力  ・社会・経済面における具体的なインパクト</p> <p>[定量的視点]  ・学会等の策定する診療ガイドラインへの採用件数(評)  ・学会等の組織する診療ガイドライン作成・改訂委員会等への参画件数(モ)</p>
	<p><b>⑤研究者、研究開発人材の育成・支援の観点</b>  医療政策を牽引するため国際的な水準等に照らし、活躍できる研究者、研究開発人材の育成が図られているか</p>	<p>[定性的視点]  ・人材獲得・育成戦略  ・具体的な取組事例</p> <p>[定量的視点]  ・育成研究者数(評)  ・教育・人材育成に係る研修実施数(評)  ・教育・人材育成に係る研修への参加研究者数(評)  ・連携大学院への参画件数(モ)  ・大学・研究機関等との包括連携件数(モ)</p>



(案)

## 国立研究開発法人国立循環器病研究センター中長期目標

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人国立循環器病研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。

令和 3 年 2 月〇日

厚生労働大臣 田村 憲久

### 第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割等

#### 1. 中長期目標の期間における国の政策体系上の法人の位置付け

研究開発法人は、健康・医療戦略推進法（平成 26 年法律第 48 号）に定める基本理念にのっとり、先端的、学際的又は総合的な研究、すなわち医療分野の研究開発及びその成果の普及並びに人材の育成に積極的に努めなければならないこととされている。国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）は、国立研究開発法人として、前述の理念に基づき、研究開発等を推進していく。

また、厚生労働省が掲げる政策体系における基本目標（安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること）及び施策目標（国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること）を踏まえ、NCにおいても、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に係る医療や高度かつ専門的な医療、すなわち政策医療を向上・均てん化させることとされている。

#### 2. 法人の役割（ミッション）

国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「センター」という。）は、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、循環器病に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することとされている。また、通則法第 2 条第 3 項の規定に基づき、国立研究開発法人として、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することとされている。このうち、研究開発及び医療の提供については、

- ・ 高度かつ専門的な新しい治療法やその他の治療成績向上に資するための研究開発及び

これらの業務に密接に関連する医療の提供等

- ・ 難治性・希少性の疾患に関する研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等
  - ・ 学会等が作成する診療ガイドラインの作成・改訂及び医療の質の向上に必要な指標・根拠に基づく医療（EBM）・個別化医療の確立に資するような研究開発
  - ・ 中長期に渡って継続的に実施する必要があるコホート研究等の研究基盤の整備と NC をはじめとする研究機関間のデータシェアリング
- に重点的に取り組むものとする。

### 3. 法人の現状及び課題

最先端の技術と設備（ハイブリッド手術室4室、心磁図等）を駆使した高度な治療方法についての数多くの実績、重症患者に対する治療効果の高い画期的な医療機器等の開発、世界最高峰の学術誌での研究成果の公表など、国際的にみても、卓越した成果を挙げてきた。また、2,000名以上のレジデント経験者が全国で活躍するとともに、高度で特殊な治療である心臓移植、tPA（血栓溶解療法）、BPA（バルーン肺静脈形成術）等について主導的な役割を果たしている。さらに、日本循環器学会との共同や日本脳卒中協会からの移管による循環器疾患情報の収集・登録の実施や、病院と研究所が一体となり脳卒中・脳神経外科医療疫学調査を実施し、脳卒中医療体制の整備等に関するエビデンスの創出や、AIを活用した革新的な研究開発に取り組んでいる。

このような取組の一環として、第2期中長期目標期間において、研究・開発における特に顕著な成果の創出や成果の期待が認められるものとしては、①体外式連続流型補助人工心臓システム開発及び世界最小・最軽量・高度長期耐久性 ECMO 開発と臨床治験の開始、②脳動脈瘤治療用多孔化カバードステントシステムの開発及び③循環器疾患の至適抗血栓療法の臨床研究を実施などが挙げられる。また、オープンイノベーションシステムを構築し、病院、研究所及びオープンイノベーションセンターを一つ屋根の下に集約したことで、様々な異なる英知・経験を集約させた研究開発を推進させたほか、NCとしてはユニークな取組である「かるしお」減塩食推進活動は順調に規模を拡大しているなど産官学等との連携を強力に推し進めている。さらに、難治性・希少性疾患の原因究明や創薬に資する治験・臨床研究、ロボット支援手術や経カテーテル的弁膜症手術の低侵襲心臓手術の提供、日本で唯一の循環器医療に特化したトレーニングセンターによる教育体制の確立、循環器病対策推進協議会への貢献等の成果や取組を踏まえると、循環器病の本態解明と予防、高度かつ専門的な医療の開発、標準医療の確立と普及、政策提言など、循環器病克服のため、センターが果たしてきた役割は極めて大きい。

今後は、これらの取組を一層強化・拡大しつつ、予防医療による発症の遅延化（患者数の減少）や症状の軽減化、加えて循環器病領域においても遺伝性の関与を示す疾患が存在することから、その原因遺伝子の同定や適切な治療法などといった患者や社会のニーズ、

医療上及び経済上のニーズも十分に意識した研究開発の推進が期待される。

また、これらの研究開発を支えるために必要な専門領域が多様化していることから、研究支援に係る専門性を有する人材の確保を図る必要がある。加えて、ゲノム医療や医療情報基盤など 6NC の分野横断的な領域については、6NC での相互連携が重要である。

#### 4. 法人を取り巻く環境の変化

世界に先駆けて少子・超高齢社会を迎え、人口構造や疾病構造が急激に変化しつつある我が国においては、健康長寿社会の実現が喫緊の課題となっている。

「健康・医療戦略」（令和 2 年 3 月 27 日閣議決定）においては、健康寿命を延伸し、平均寿命との差を短縮するためには生活習慣病、運動器系・感覚器系や、老化に伴う疾患、認知症などの精神・神経の疾患への対応が課題となる中、診断・治療に加えて予防の重要性が増すと同時に、罹患しても日常生活に出来るだけ制限を受けず、疾病と共生していくための取組が望まれているとされている。

また、現在及び将来の我が国において社会課題となる疾患分野として、生活習慣病領域について個人に最適な糖尿病等の生活習慣病の重症化予防方法及び重症化後の予後改善、QOL 向上等に資する研究開発、AI 等を利用した生活習慣病の発症を予防する新たな健康づくりの方法の確立や、循環器病の病態解明や革新的な予防、診断、治療、リハビリテーション等に関する方法に資する研究開発等を推進することが示されたところである。

さらに、循環器病については、個々の患者に対する適切な医療の提供や循環器病の発症状況や診療状況等の現状の把握に基づいた、予防、医療機関の整備、研究の推進等の循環器病対策が急務となっており、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(平成 30 年法律第 105 号。以下「循環器病対策基本法」という。)においても、基本的施策の一つとして、情報の収集提供体制の整備等が挙げられている。

加えて、AI、ロボット、ビッグデータなどのデジタル技術とデータの利活用が、産業構造や経済社会システム全体に大きな影響を及ぼしつつあり、とりわけ、健康・医療分野は、これらの技術を活かし得る分野の一つとして、創薬等の研究開発の進展や、ゲノム解析などの技術を活用した新たなヘルスケアサービスの創出等が見込まれている。

#### 5. 国の政策・施策・事務事業との関係

「健康・医療戦略」（令和 2 年 3 月 27 日閣議決定）に即して策定された「医療分野研究開発推進計画」（令和 2 年 3 月 27 日健康・医療戦略推進本部決定）を踏まえ、ゲノム医療や個別化医療の実現、基礎研究から実用化までの一貫した研究開発に関して重点的に取り組むとともに、各研究開発の質の向上に努めるものとする。

また、循環器病対策基本法を踏まえ、その目指す姿の実現に向けた積極的な貢献を図るとともに、循環器病対策基本法第 12 条に規定する循環器病の予防等の推進の取組との一貫

として、地域の様々な主体と連携した住民参加型の街づくり・健康づくりへの積極的な参画と発信に取り組むものとする。

## 第2 中長期目標の期間

センターの中長期目標の期間は、令和3年4月から令和9年3月までの6年間とする。

## 第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

### 1. 研究・開発に関する事項

#### (1) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進 [研究事業]

##### 【重要度：高】

担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するために極めて重要であり、研究と臨床を一体的に推進できる NC の特長を活かすことにより、研究成果の実用化に大きく貢献することが求められているため。

##### 【難易度：高】

世界中の患者が長期間にわたり有効かつ安全な体内植込式補助人工心臓の開発を待ち望むなか、世界をリードする実用性の高い永久使用目的の超小型体内埋込み式補助人工心臓の開発を目指すため、耐久性と抗血栓性を同時に満たす医療機器の開発について、最先端の工学技術を駆使した高度学際的な研究を推進する必要があるため。

#### ① 重点的な研究・開発

センターが担う疾患について、症例集積性の向上、臨床研究及び治験手続の効率化、研究者・専門家の育成・確保、臨床研究及び治験の情報公開、治験に要するコスト・スピード・質の適正化に関して、より一層強化する。

また、**First in human**（ヒトに初めて投与する）試験をはじめとする治験・臨床研究体制を強化し、診療部門や企業等との連携を図るとともに、循環器病対策基本法を踏まえ、これまで以上に研究開発を推進する。具体的には、

- ・ 循環器病患者の救命と生涯にわたる予後改善のために不可欠となる革新的な医療機器の開発
- ・ 病態や発症機序未解明・治療法未解明疾患に対しての新たな分子・遺伝学的解析法による病態解明と治療法の開発
- ・ 致命的循環器疾患の救急治療法や難治性循環器疾患の革新的治療法の研究開発
- ・ 成人先天性心疾患のような診療科横断的な疾患について、標準治療法を開発するための多施設共同研究
- ・ 住民コホート及び疾患コホートの連結によるシームレスライフステージコホートの

解析並びに診療実態の把握及びコホート研究結果に基づく AI による未来予測・予知医療の具現化

に取り組むなどして、重点的な研究・開発を実施すること。

## ② 戦略的な研究・開発

革新的な医療機器・医薬品の開発、循環器領域・生活習慣病領域における新規治療法の研究開発、革新的な治療法の研究開発、国際展開を踏まえた多施設共同研究の実施と施設のネットワーク化、生活習慣病の予防法の研究開発、より健康的なライフスタイルのための生活習慣改善法等の開発に取り組む。

上記①及び②の研究・開発により、医療推進に大きく貢献する研究成果を中長期目標期間中に 21 件以上あげること。また、中長期目標期間中の原著論文数については、2,300 件以上とすること。

## ③ NC 間の疾患横断領域における連携推進

NC 間の連携による新たなイノベーションの創出を目的として設置された国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（JH）においては、NC 間の疾患横断領域を中心とした研究開発とそのための基盤整備、人材育成等に取り組むものとする。

具体的には、ゲノム医療、大規模医療情報の活用、コホート研究基盤の連携・活用、健康寿命延伸のための疾患横断的予防指針提言、実装科学推進のための基盤構築などについて、疾病の予防や共生にも留意しつつ、NC がそれぞれの専門性を活かし、相乗効果を発揮できる研究領域における研究開発の推進等に取り組むものとする。

人材育成については、特に研究支援人材を育成するための体制を構築し、我が国の有為な人材の育成拠点となるようモデル的な研修及び講習の実施に努めること。この他、NC の研究成果の発信やメディアセミナーの開催、知財の創出・管理の強化や企業との連携強化に取り組むものとする。

また、JH 内で適正なガバナンス体制を構築し、定期的に活動状況の評価を行うこと。

## (2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備 [臨床研究事業]

平成 31 年 4 月に設立したオープンイノベーションセンター（OIC）の機能を活用し、同センター内のオープンイノベーションラボ（OIL）にデジタル分野の企業も含め様々な領域の企業の誘致を促進し、センターと企業等が連携を密にし、最先端医療・医療技術の開発で世界をリードするほか、最先端かつ最高水準の技術と設備の積極的な活用を図る等により、画期的な研究成果の実現と診療技術の高度化に取り組む。

また、創薬オミックス解析センターの機能整備と、臨床研究の基盤整備、循環器病対策基本法に基づく専門的な循環器病に係る医療提供体制の整備や循環器病に係る診療情報の収集及び提供を行う体制整備等への積極的な貢献、遠隔診断・在宅時の診断と治療、

リモート医療システム構築のための高速かつ安全な情報通信システム及びロボット化の研究、難治性・希少性疾患の原因究明や創薬に資する治験・臨床研究、知的財産の活用、研究倫理体制の整備・強化と推進、研究支援の強化により、研究・開発を推進するとともに、研究成果の社会導入のための共同研究及び知財戦略と情報発信と人的交流の基盤構築を目指すこと。

さらに、住民参加型のまちづくりに積極的に貢献し、住民参加型の実証実験に取り組むことや、住民の健康に関するデータを蓄積、活用し、新しい研究成果に結びつけることを通じて、循環器疾患の予防につなげるための取組を進める。

特に、臨床研究及び治験を進めるため、症例の集約化を図るとともに、今後も、これらの資源を有効に活用しつつ、臨床研究の質の向上、研究者・専門家の育成・人材確保、臨床研究及び治験のための共通的な基盤の共用、研究不正・研究費不正使用等防止への対応、患者との連携及び国民への啓発活動等への取組など更なる機能の向上を図り、基礎研究成果を実用化につなぐ体制を強化する。加えて、ARO（Academic Research Organization）を整備するなど、我が国の臨床研究の中核的な役割を担う体制を整備する。

具体的には、センター内や産官学の連携の強化、治験・臨床研究の推進やゲノム医療の実現化に向けた基盤を充実させ、特に、ナショナルセンター・バイオバンクネットワークを最大限活用し、センターが担う疾患に関する難治性・希少性疾患の原因解明や創薬に資する治験・臨床研究を推進するために、詳細な臨床情報が付帯された良質な生体試料を収集・保存するとともに、NCをはじめとする研究機関等との間のデータシェアリングができる仕組みを強化するなどバイオバンク体制のより一層の充実を図る。更に外部の医療機関からも生体試料の収集を行う。加えて、ゲノム情報等を活用した個別化医療の確立に向けた研究を推進する。

また、運営費交付金を財源とした研究開発と同様に競争的研究資金を財源とする研究開発においてもセンターの取り組むべき研究課題として適切なものを実施する仕組みを強化する。

以上の実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備により、中長期目標期間中に、**First in human**（ヒトに初めて投与する）試験実施件数6件以上、医師主導治験実施件数13件以上、センターの研究開発に基づくものを含む先進医療承認件数5件以上及び学会等が作成する診療ガイドライン等への採用件数95件以上、臨床研究（倫理委員会にて承認された研究をいう。）実施件数3,600件以上、治験（製造販売後臨床試験も含む。）300件以上実施すること。また、共同研究の実施件数について中長期計画に具体的な目標を定めること。

また、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、必要に応じ、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用すること。

【重要度：高】

実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するために極めて重要であり、研究と臨床を一体的に推進できる NC の特長を活かすことにより、研究成果の実用化に大きく貢献することが求められているため。

2. 医療の提供に関する事項 [診療事業]

病院の役割については、引き続き、脳血管障害と心臓血管病の診療を併せ持った病院の特色を生かした高度かつ専門的な医療を提供するとともに、次世代医療の創出を見据えた上で、都道府県が策定する地域医療構想等を踏まえた高度急性期機能等の医療機能を担うものとする。

【重要度：高】

循環器病に対する中核的な医療機関であり、研究開発成果の活用を前提として、医療の高度化・複雑化に対応した医療を実施することは、我が国の医療レベルの向上に繋がるため。

(1) 医療政策の一環として、センターで実施すべき高度かつ専門的な医療、標準化に資する医療の提供

我が国における循環器病に対する中核的な医療機関として、ロボット支援心臓手術、ハイブリッド心臓・脳血管手術、経カテーテル手術の先駆的な取組を推進するとともに、国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約しつつ研究部門と密接な連携を図り、その研究成果として、難治性かつ特殊な疾患に対する革新的治療法の開発等を活用し、先進医療を含む高度かつ専門的な医療の提供を引き続き推進するほか、重大な循環器疾患に対する抗血栓療法やカテーテル治療等のエビデンスや科学的根拠に基づく低侵襲治療の開発・提供を推進する。

加えて、日本臓器移植ネットワークにおける脳死臓器提供開始当初から心臓移植の中心的役割を担ってきた移植実施施設として臓器移植法に基づく移植医療を適切に行うこと。

また、病院の医療の質や機能の向上を図る観点から、センターとして提供することを求められている医療のレベルに見合った臨床評価指標を策定し、医療の質の評価を実施し、その結果を情報発信すること。

(2) 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供

医療の高度化・複雑化が進む中で、質が高く安全な医療を提供するため、各医療従事

者が高い専門性を発揮しつつ、業務を分担しながら互いに連携することにより、患者の状態に応じた適切な医療を提供するなど、医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした、多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、継続して質の高い医療の提供を行うこと。

また、これに加え、AIやICTを活用した医療の提供、NCをはじめとする研究機関及び医療機関間のデータシェアリングなどを通じて、個別化医療の確立等診療の質の向上に取り組むこと。

医療安全については、同規模・同機能の医療機関との間における医療安全相互チェックを行うこと、全職員を対象とした医療安全や感染対策のための研修会を開催し受講状況を確認すること、医療安全管理委員会を開催すること、インシデント及びアクシデントの情報共有等を行うことなど、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努め、医療安全管理体制の充実を図ること。

患者に対して、急性期から回復期、維持期、再発防止まで、切れ目のない適切な医療の提供を目指し、入院から地域ケアまで一貫した支援を実施する。

「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、手術件数・病床利用率・平均在院日数・入院実患者数等について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。

上記数値目標の実績について、病院の担当疾患に係る割合を分析すること等により、国立研究開発法人の病院として適切かつ健全に運営を行うための病床規模等を検討すること。

### 3. 人材育成に関する事項 [教育研修事業]

人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、循環器病に関する医療及び研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。

具体的には、高度な医療技術を有する外国の医師が、その技術を日本の医師に対して教授するために来日するケースや、海外のトップクラスの研究者が、日本の研究者と共同して国際水準の臨床研究を実施するために来日するケースも想定されることから、国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、センターが担う疾患に対する医療及び研究を推進するにあたり、リーダーとして活躍できる人材の育成を継続して実施する。

また、企業との連携調整や研究成果の活用促進等に取り組むリサーチ・アドミニストレーターなど、臨床と直結した研究の実施に必要な支援人材の育成及び確保については、JHのほか大学などアカデミア機関や企業等とも連携し取り組む。

高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施するなど、モデル的な研修及び講習を実



施し、普及に努める。

なお、研修等について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。

#### 4. 医療政策の推進等に関する事項 [情報発信事業]

##### (1) 国への政策提言に関する事項

研究、医療の均てん化及び NC の連携によるデータベースやレジストリ整備等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、患者を含めた国民の視点に立ち、科学的見地を踏まえ、センターとして提言書を取りまとめた上で国への専門的提言を行うこと。

##### (2) 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項

医療の評価と質の向上、さらに効率的な医療の提供を実現するために、関係学会とも連携しつつ、ゲノム情報、診療データ、患者レジストリ（登録システム）等を活用し、研究分野において指導力を発揮するとともに、循環器疾患の高度専門医療を担う NC として、地域の医療機関との連携協力体制の構築をより一層強化するとともに、循環器医療の質の向上と均てん化を目指す。

情報発信にあたっては、関係学会等との連携を強化して、診療ガイドラインの作成・普及等に更に関与するものとし、国内外のセンターが担う疾患に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく予防、診断及び治療法等について、正しい情報が国民に利用されるようにホームページや SNS を活用するなどして、国民向け及び医療機関向けの情報提供の充実を図る。

なお、国民向け及び医療機関向けの情報提供の指標としてホームページアクセス件数について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。

##### (3) 公衆衛生上の重大な危害への対応

公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。

※上記の研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業及び情報発信事業をそれぞれ一定の事業等のまとまりとする。

#### 第4 業務運営の効率化に関する事項

##### 1. 効率的な業務運営に関する事項

業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。働き方改革への対応として、労働時間短縮に向

けた取組やタスク・シフティング及びタスク・シェアリングを推進すること。

また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。

センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。

- ① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し、公表する。

また、総人件費について、政府の方針を踏まえ、適切に取り組むこととする。

- ② NC等の間において、医薬品などこれまでの共同調達等の取組による効果を検証し、より効率的な調達に努め、コスト削減を図る。
- ③ 後発医薬品の使用をより促進し、中長期目標期間を通じて数量シェアで80%以上とする。
- ④ 医業未収金の発生防止の取組や査定減対策など、適正な診療報酬請求業務を推進し、引き続き収入の確保を図る。
- ⑤ 一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因経費を除く。）については、令和2年度に比し、中長期目標期間の最終年度において、5%以上の削減を図る。

これらの取組により、中長期目標期間中の累計した損益計算において、経常収支が100%以上となるよう経営改善に取り組む。

## 2. 電子化の推進

業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化について、費用対効果を勘案しつつ推進し、引き続き情報を経営分析等に活用するとともに、幅広いICT需要に対応できるセンター内ネットワークの充実を図ること。

## 第5 財務内容の改善に関する事項

「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中長期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。

### 1. 自己収入の増加に関する事項

循環器病に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、引き続き運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。

具体的には、企業等との治験連携事務局の連携強化や、患者レジストリ（登録システム）の充実により、治験・臨床研究体制を強化し、国立研究開発法人日本医療研究開発機構等からの競争的資金や企業治験等の外部資金の獲得を更に進める。

### 2. 資産及び負債の管理に関する事項

センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金

の残高)を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。

また、第4の1「効率的な業務運営に関する事項」に掲げる取組を着実に実施し、中長期目標期間中の累計した損益計算において経常収支率が100%以上となるよう経営改善に取り組み、中長期目標期間中に、繰越欠損金を第2期中長期目標期間の最終年度(令和2年度)比で3%削減するよう努める。なお、センターにおける繰越欠損金の発生要因等を分析し、可能な限り早期に繰越欠損金が解消されるよう、具体的な繰越欠損金解消計画を作成し、公表すること。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

### 1. 法令遵守等内部統制の適切な構築

研究開発活動の信頼性の確保、科学技術の健全な発展等の観点から、引き続き研究不正など不適切事案に適切に対応するため、組織として研究不正等を事前に防止する取組を強化するとともに、管理責任を明確化するなど、コンプライアンス体制を強化すること等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。

また、研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める等「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図る。

更に、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

### 2. 人事の最適化

医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構や諸外国を含めた他の施設との人事交流をこれまで以上に推進する。

また、NC間及びセンターと独立行政法人国立病院機構の間における看護師等の人事交流を引き続き進める。

なお、法人の人材確保・育成について、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第24条の規定に基づき作成された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。

### 3. その他の事項(施設・設備整備、情報セキュリティ対策に関する事項を含む)

#### (1) 施設・設備整備に関する事項

施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務

状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。

(2) 情報セキュリティ対策に関する事項

政府の情報セキュリティ対策における方針（情報セキュリティ対策推進会議の決定等）を踏まえ、研修を行う等、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

(3) その他の事項

業務全般については、以下の取組を行うものとする。

- ① 的確な評価を実施するため、センターは、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）に基づき策定したこの中長期目標を達成するための中長期計画を策定するものとする。
- ② 決算検査報告（会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うほか、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）をはじめとする既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

# 国立研究開発法人国立循環器病研究センターに係る政策体系図

【政策体系】

【基本目標】 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりの推進  
 【施策目標】 政策医療(国が医療政策として担うべき医療)の向上・均てん化

【法人の  
役割・事業】

1. 以下の業務を行うことによって高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与する。

- (1) 循環器病に係る医療に関する、調査、研究及び技術の開発
- (2) (1)に掲げる業務に密接に関連する医療の提供
- (3) 循環器病に係る医療に関する、技術者の研修
- (4) (1)～(3)に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言 等

2. 国立研究開発法人として、我が国の科学技術の水準の向上を通じた国民経済の発展その他の公益に資するため、以下の事業を遂行し、研究開発の最大限の成果を確保する。

- (1) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進
- (2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備
- (3) 医療政策の一環として、センターで実施すべき高度かつ専門的な医療、標準化に資する医療の提供
- (4) 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供 等

【重点事項】

高度かつ専門的な新しい治療法に資するための研究開発及びこれらに密接に関連する医療の提供

難治性・希少性疾患に関する研究開発及びこれらに密接に関連する医療の提供

診療ガイドラインの作成・改訂及び医療の質の向上に必要な指標・EBM・個別化医療の確立に資するような研究開発

中長期にわたって継続的に実施する必要のあるコホート研究等の研究基盤整備と研究機関間のデータシェアリング

主な政府  
方針等

健康・医療戦略

医療分野研究開発推進計画

健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法

# (様式) 国立研究開発法人国立循環器病研究センター (NCVC) の使命等と目標との関係

## (使命)

- NCVCは、循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、循環器病に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

## (現状・課題)

- 予防医療による発症の遅延化(患者数の減少)や症状の軽減化に加え、原因遺伝子の同定や適切な治療法などといった患者や社会のニーズ、医療上および経済上のニーズも意識した研究開発の推進が求められる。
- ゲノム医療や医療情報基盤など6NCの分野横断的な領域については、6NCでの相互連携が重要。
- 研究開発を支えるために必要な専門領域が多様化しており、医療情報、生物統計、臨床研究支援等の専門性を有する人材が必要。

## (環境変化)

- 個別化医療の提供並びに現状に基づく予防、医療機関の整備及び研究推進等の循環器疾患対策が急務となっていることを受け、「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」が成立。
- ゲノム情報に基づく診断と治療技術が医療分野で進歩している。
- AI、ロボット、ビッグデータなどのデジタル技術とデータの利活用の分野でのイノベーションが加速し、医療分野への展開が見込まれる。

## (中長期目標)

- 循環器病患者の救命と生涯にわたる予後改善のために不可欠となる革新的な医療機器の開発や、循環器対策基本法に基づく専門的な循環器病に係る医療提供体制の整備及び循環器病に係る診療情報の収集及び提供を行う体制整備等への積極的な貢献に取り組む。
- 高度専門医療の提供により全国の医療水準の向上に努め、希少性・難治性疾患の診療・治療及び患者の視点に立った良質かつ安心な医療を提供する他、AIやICT技術を活用した医療の提供及び研究機関間のデータシェアリングなどを通じた診療の質の向上に取り組む。
- NC間の疾患横断領域を中心とした研究開発や基盤整備及び研究支援人材の育成等に取り組む。

国立研究開発法人国立循環器病研究センターの評価に関する主な評価軸等について

中長期目標	主な評価軸	備考（関連する評価指標、モニタリング指標等）
第2 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項		
1. 研究・開発に関する事項 (1) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進 ① 重点的な研究・開発 ② 戦略的な研究・開発	①科学的・技術的観点 成果・取組の科学的意義（独創性、革新性、先導性、発展性等）が十分に大きなものであるか	[定性的視点] ・独創性、革新性、先導性、発展性 ・具体的なインパクト [定量的視点] ・論文被引用数(評) ・(海外・国内) 著名誌への論文掲載数(評)
	②国際的観点 成果・取り組みが国際的な水準等に照らし十分大きな意義があるものか	[定性的視点] ・国際水準の研究の実施状況 [定量的視点] ・国際学会での発表件数(モ) ・国際会議等の開催件数(モ) ・国際学会での招待講演等の件数(モ) ・国際共同研究の計画数、実施数(モ) ・海外の研究機関との研究協力協定の締結数(モ)
	③妥当性の観点 成果・取組が国の方針や社会のニーズと適合しているか	[定性的視点] ・国・社会からの評価等 ・外部研究資金獲得方針 [定量的視点] ・外部研究資金の獲得件数・金額(モ)

	<p><b>④アウトリーチ・理解増進の観点</b>        社会に向けて、研究・開発の成果や取組の科学技術的意義や社会経済的価値をわかりやすく説明し、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進しているか</p>	<p>[定性的視点]        ・アウトリーチ戦略        ・社会に対する研究・開発成果の発信</p> <p>[定量的視点]        ・HP等による成果等の広報数・アクセス数(評)        ・記者会見実施数(モ)        ・新聞、雑誌、テレビ等での掲載・報道数(モ)        ・国民・患者向けセミナー等の実施件数(評)        ・国民・患者向けセミナー等参加者数(評)        ・医療従事者向けセミナー等の実施件数(評)        ・医療従事者向けセミナー等参加者数(評)</p>
	<p><b>⑤政策への貢献の観点</b>        調査・分析に基づいた疾病対策の企画立案、提言等による政策への貢献がなされているか</p>	<p>[定性的視点]        ・政策推進戦略        ・国の政策への貢献        ・具体的な取組事例</p> <p>[定量的視点]        ・委員、オブザーバーとして国の審議会、検討会等への参画数(モ)        ・政策提言数(評)</p>
<p><b>③ NC間の疾患横断領域における連携</b></p>	<p><b>①研究開発環境の整備・充実の観点</b>        研究開発に資するデータ集積のための基盤強化等に係る取組が十分であるか</p>	<p>[定性的視点]        ・情報基盤等の構築        ・情報基盤データの利活用        ・他機関の疾患レジストリとの連携</p> <p>[定量的視点]        ・患者情報、診療録情報の収集件数(モ)</p>



		<ul style="list-style-type: none"> <li>・他機関の疾患レジストリとの連携数（評）</li> <li>・情報基盤データを活用した学会発表数・論文数（モ）</li> </ul>
	<p><b>②領域間連携研究推進の観点</b>  NC間の連携により効果的な研究開発が期待される領域への取組みが十分であるか</p>	<p>[定性的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同研究課題の提案と実施</li> <li>・研究課題の進捗管理と評価システムの構築</li> <li>・企業との連携支援</li> </ul> <p>[定量的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NC間の共同研究の計画・実施件数（評）</li> <li>・企業等との受託・共同研究の計画・実施件数（評）</li> <li>・NC間の連携による政策提言数・学会等の策定する診療ガイドライン等への提案件数（モ）</li> </ul>
	<p><b>③アウトリーチ・理解増進の観点</b>  社会に向けて、研究・開発の成果や取組の科学的意義や社会経済的価値をわかりやすく説明し、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進しているか</p>	<p>[定性的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトリーチ戦略</li> <li>・社会に対する研究・開発成果の発信</li> </ul> <p>[定量的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・HP等による成果等の広報数・アクセス数（評）</li> <li>・記者会見実施数（モ）</li> <li>・新聞、雑誌、テレビ等での掲載・報道数（モ）</li> </ul>
	<p><b>④研究者、研究開発人材の育成・支援の観点</b>  研究開発分野のニーズに応じた専門知識を有する人材の育成や研修の実施が図られているか</p>	<p>[定性的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成戦略</li> <li>・具体的な取組事例</li> </ul> <p>[定量的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究支援人材等の育成・研修コースの設置数（評）</li> <li>・受講者数（評）</li> </ul>

<p>(2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備</p>	<p>①研究開発環境の整備・充実の観点 研究開発の体制の充実が図られ、研究成果の実用化に向けた橋渡しに係る取組が十分であるか</p>	<p>[定性的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治験、臨床研究の計画・実施状況</li> <li>・ 研究倫理体制の整備等の状況</li> </ul> <p>[定量的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治験、臨床研究の計画・実施件数(評)</li> <li>・ バイオバンク検体登録件数(評)</li> <li>・ バイオバンク試料を用いた研究の実施件数(モ)</li> </ul>
	<p>②科学技術イノベーション創出・課題解決のためのシステムの推進の観点 有望なシーズを実用化へつなぐ成果の橋渡し、成果の社会還元に至る取組みが十分であるか</p>	<p>[定性的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策的観点からの評価</li> <li>・ 社会的観点からの評価</li> <li>・ 具体的な取組み事例</li> <li>・ 知的財産の活用</li> <li>・ 連携・協力戦略</li> <li>・ 企業等との受託・共同研究の計画・実施状況</li> </ul> <p>[定量的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先進医療申請・承認件数(評)</li> <li>・ 実施中の先進医療技術数(評)</li> <li>・ FIH 試験実施数(モ)</li> <li>・ 医師主導治験実施数(評)</li> <li>・ 特許・ライセンス契約の件数・金額(評)</li> <li>・ 企業との包括連携件数(モ)</li> <li>・ 企業等との受託・共同研究の計画・実施件数(評)</li> </ul>

	<p><b>③妥当性の観点</b>  研究開発の体制・実施方策が妥当であり、法人としての信頼性が確保されているか</p>	<p>[定性的視点]  ・法人としての信頼性が確保される仕組み</p> <p>[定量的視点]  ・外部委員による事業等評価実施数(評)</p>
	<p><b>④社会・経済的観点</b>  診療ガイドラインの作成・情報提供等の取組により、国の医療の標準化に貢献しているか</p>	<p>[定性的視点]  ・他の医療機関との連携・協力  ・社会・経済面における具体的なインパクト</p> <p>[定量的視点]  ・学会等の策定する診療ガイドラインへの採用件数(評)  ・学会等の組織する診療ガイドライン作成・改訂委員会等への参画件数(モ)</p>
	<p><b>⑤研究者、研究開発人材の育成・支援の観点</b>  医療政策を牽引するため国際的な水準等に照らして活躍できる研究者、研究開発人材の育成が図られているか</p>	<p>[定性的視点]  ・人材獲得・育成戦略  ・具体的な取組事例</p> <p>[定量的視点]  ・育成研究者数(評)  ・教育・人材育成に係る研修実施数(評)  ・教育・人材育成に係る研修への参加研究者数(評)  ・連携大学院への参画件数(モ)  ・大学・研究機関等との包括連携件数(モ)</p>

(案)

## 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター中長期目標

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。

令和 3 年 2 月〇日

厚生労働大臣 田村 憲久

### 第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割等

#### 1. 中長期目標の期間における国の政策体系上の法人の位置付け

研究開発法人は、健康・医療戦略推進法（平成 26 年法律第 48 号）に定める基本理念にのっとり、先端的、学際的又は総合的な研究、すなわち医療分野の研究開発及びその成果の普及並びに人材の育成に積極的に努めなければならないこととされている。国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）は、国立研究開発法人として、前述の理念に基づき、研究開発等を推進していく。

また、厚生労働省が掲げる政策体系における基本目標（安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること）及び施策目標（国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること）を踏まえ、NCにおいても、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に係る医療や高度かつ専門的な医療、すなわち政策医療を向上・均てん化させることとされている。

#### 2. 法人の役割（ミッション）

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（以下「センター」という。）は、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）第 3 条第 3 項の規定に基づき、精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達の障害（以下「精神・神経疾患等」という。）に係る医療並びに精神保健に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、精神・神経疾患等に関する高度かつ専門的な医療及び精神保健の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することとされている。また、通則法第 2 条第 3 項の規定に基づき、国立研究開発法人として、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することとされている。このうち、研究開発及び医療の提供については、

- ・ 高度かつ専門的な新しい治療法やその他の治療成績向上に資するための研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等
- ・ 難治性・希少性の疾患に関する研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等
- ・ 学会等が作成する診療ガイドラインの作成・改訂及び医療の質の向上に必要な指標・根拠に基づく医療（EBM）・個別化医療の確立に資するような研究開発
- ・ 中長期に渡って継続的に実施する必要があるコホート研究等の研究基盤の整備と NC をはじめとする研究機関間のデータシェアリング

に重点的に取り組むものとする。

### 3. 法人の現状及び課題

難病のデュシェンヌ型筋ジストロフィーを対象に、エクソン 53 スキップにより進行を抑制する、国産初の核酸医薬品、筋ジストロフィー治療薬である NS-065/NCNP-01 が製造販売承認された。また、神経難病である視神経脊髄炎の治療においては、IL-6 受容体抗体薬サトラリズマブの国際共同治験に成功し、サトラリズマブの有効性検証に大きな役割を果たした。さらに、未診断疾患イニシアチブ（IRUD）代表機関として、全国をカバーする拠点病院・協力病院等を組織して、全国縦断的・専門分野横断的な IRUD 診断連携体制を確立した。また PTSD に関して NMDA 受容拮抗薬であるメマンチンを用いた治療研究で一定の成果をあげ、うつ病、摂食障害、薬物依存、睡眠障害、PTSD の認知行動・集団療法等の保険適用を実現し、オールジャパンの大規模精神疾患レジストリを開始するなど、第 2 期中長期目標期間における成果を踏まえると、精神・神経疾患等の本態解明と予防、高度かつ専門的な医療の開発、標準医療の確立と普及、政策提言など、精神・神経疾患等克服のため、センターが果たしてきた役割は極めて大きい。

現在でも、精神・神経疾患等に対する効果的かつ適切な医療を提供するために、発症メカニズム解明、診断法・適切な治療法の確立を目指した研究を進めているところであるが、今なお、多くの患者は症状、障害を抱えながら社会生活を送っているのが現状である。また、国民の 5 人に 1 人が何らかの脳あるいはこころの問題を抱えており、介護者を含め世界的にも社会全体の大きな問題となっている。そのため、センターには患者や社会のニーズ、医療上及び経済上のニーズを十分に意識した研究開発の推進が期待される。特に、未診断疾患イニシアチブ（IRUD）代表機関として、難病やゲノム医療の一層の研究発展を図っていく必要がある。

また、これらの研究開発を支えるために必要な専門領域が多様化していることから、研究支援に係る専門性を有する人材の確保を図る必要がある。加えて、ゲノム医療や医療情報基盤など 6NC の分野横断的な領域については、6NC での相互連携が重要である。

#### 4. 法人を取り巻く環境の変化

世界に先駆けて少子・超高齢化社会を迎え、人口構造や疾病構造が急激に変化しつつある我が国においては、健康長寿社会の実現が喫緊の課題となっている。

「健康・医療戦略」（令和2年3月27日閣議決定）においては、健康寿命を延伸し、平均寿命との差を短縮するためには生活習慣病、運動器系・感覚器系や、老化に伴う疾患、認知症などの精神・神経の疾患への対応が課題となる中、診断・治療に加えて予防の重要性が増すと同時に、罹患しても日常生活に出来るだけ制限を受けず、疾病と共生していくための取組が望まれているとされている。

現在及び将来の我が国において社会課題となる疾患分野として、精神・神経疾患領域については、可視化技術導入等による慢性疼痛の機序解明、定量的指標の確立、QOLの向上に資する治療法や画期的な治療法開発に向けた研究や、精神・神経疾患の克服に向けて国際連携を通じ治療・診断の標的となり得る分子などの探索及び霊長類の高次脳機能を担う脳の神経回路レベルでの動作原理等の解明等について推進することが示されている。難病については、様々な個別の難病に関する実用化を目指した病因・病態解明、画期的な診断・治療・予防法の開発に資するエビデンス創出のためのゲノムや臨床データ等の集積・共有化を推進することが示され、脳とこころの健康大国実現プロジェクトに基づく研究助成、G7サミットでの神経変性疾患の克服方針、国際ブレインイニシアチブの発足など、脳とこころの疾患の研究力強化への注目が高まっている。

加えて、AI、ロボット、ビッグデータなどのデジタル技術とデータの利活用が産業構造や経済社会システム全体に大きな影響を及ぼしつつあり、とりわけ、健康・医療分野は、これらの技術を活かし得る分野の一つとして、創薬等の研究開発の進展や、ゲノム解析などの技術を活用した新たなヘルスケアサービスの創出等が見込まれている。

#### 5. 国の政策・施策・事務事業との関係

「健康・医療戦略」（令和2年3月27日閣議決定）に即して策定された「医療分野研究開発推進計画」（令和2年3月27日健康・医療戦略推進本部決定）を踏まえ、ゲノム医療や個別化医療の実現、基礎研究から実用化までの一貫した研究開発に関して重点的に取り組むとともに、各研究開発の質の向上に努めるものとする。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第47号）による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第41条第1項の規定に基づく良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（平成26年厚生労働省告示第65号）を踏まえ、調査、研究・開発、医療の提供、技術者の研修等に努めるものとする。加えて、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）を踏まえ、調査、研究・開発、医療の提供、技術者の研修等に努めるものとする。

また、「自殺総合対策大綱」（平成29年7月25日閣議決定）を踏まえ、自殺予防研究を

推進する。

## 第2 中長期目標の期間

センターの中長期目標の期間は、令和3年4月から令和9年3月までの6年間とする。

## 第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

### 1. 研究・開発に関する事項

#### (1) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進 [研究事業]

##### 【重要度：高】

担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するために極めて重要であり、研究と臨床を一体的に推進できる NC の特長を活かすことにより、研究成果の実用化に大きく貢献することが求められているため。

##### 【難易度：高】

筋ジストロフィーや多発性硬化症などの難治性・希少性の高い疾患については、症例集積性の困難さなどから民間企業等が参加しにくいという面があり、他の領域に比べその研究開発は世界的にも遅れている。また、難病等については発症原因・機序等に未解明な部分が多く、治療薬開発等については技術的にも非常に困難であるため。

#### ① 重点的な研究・開発

センターが担う疾患について、症例集積性の向上、臨床研究及び治験手続の効率化、研究者・専門家の育成・確保、臨床研究及び治験の情報公開、治験に要するコスト・スピード・質の適正化に関して、より一層強化する。

また、**First in human**（ヒトに初めて投与する）試験をはじめとする治験・臨床研究体制を強化し、診療部門や企業等との連携を図り、これまで以上に研究開発を推進する。

さらに、精神・神経疾患、筋疾患、発達障害、物質依存症や嗜癖行動、認知症疾患等の研究開発への応用を目指し、脳機能に関わるゲノム、再生、免疫、変性等の生命現象の機能解明や、様々な疾患を対象にした発症メカニズムの解明等のための基礎的な研究と治療法の開発を推進するとともに、国内外の医療機関、研究機関、関係学会等のほか、地方公共団体、民間団体等とも連携を図りながら、関係者の支援・人材育成、研究成果の普及を図る。具体的には、

- ・ 筋ジストロフィーの人工核酸医薬品等を用いた治療薬の研究開発・応用
- ・ 多発性硬化症、視神経脊髄炎、プリオン病及び難治てんかんなどの難治性・希少性の高い疾患における治療薬開発、標準治療法の確立に向けての研究
- ・ 神経難病における既存の治療法に対する治療反応性の検証による適正な治療選択法

の研究開発

- ・ バイオマーカー、臨床脳画像等の活用による、パーキンソン病、認知症、脊髄小脳変性症、統合失調症、うつ病、発達障害、物質依存症・嗜癖行動等の客観的評価に耐える診断・治療法の研究開発
- ・ 精神疾患等に対するバイオバンクを活用したエビデンス（証拠、根拠）に基づく医療及びゲノム医療の実現のためのコホート研究並びに精神保健に関する疫学研究
- ・ 精神保健医療福祉政策に資する、精神・神経疾患等に関する正しい理解と社会参加の促進方策、地域生活を支えるサービス等を提供できる体制づくり等に関する研究
- ・ 摂食障害、物質依存症・嗜癖行動、PTSD、児童期虐待等の、社会的影響の大きい重度ストレス疾患に関して、NMDA 受容体等の脳機能の分子生物学的研究に基づいた病態解明と治療法の開発に向けた研究

に取り組むなどして、重点的な研究・開発を実施すること。

## ② 戦略的な研究・開発

精神・神経疾患等の本態解明を目指した研究、精神・神経疾患等の実態把握を目指した研究、精神・神経疾患等の新たな予防・診断・治療法の確立や効果的な新規治療薬の開発及び既存治療薬の適応拡大等を目指した研究、均てん化を目指した研究に取り組む。

上記①及び②の研究・開発により、医療推進に大きく貢献する研究成果を中長期目標期間中に 26 件以上あげること。また、中長期目標期間中の原著論文数については、3,800 件以上とすること。

## ③ NC 間の疾患横断領域における連携推進

NC 間の連携による新たなイノベーションの創出を目的として設置された国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（JH）においては、NC 間の疾患横断領域を中心とした研究開発とそのための基盤整備、人材育成等に取り組むものとする。

具体的には、ゲノム医療、大規模医療情報の活用、コホート研究基盤の連携・活用、健康寿命延伸のための疾患横断的予防指針提言、実装科学推進のための基盤構築などについて、疾病の予防や共生にも留意しつつ、NC がそれぞれの専門性を活かし、相乗効果を発揮できる研究領域における研究開発の推進等に取り組むものとする。

人材育成については、特に研究支援人材を育成するための体制を構築し、我が国の有為な人材の育成拠点となるようモデル的な研修及び講習の実施に努めること。この他、NC の研究成果の発信やメディアセミナーの開催、知財の創出・管理の強化や企業との連携強化に取り組むものとする。

また、JH 内で適正なガバナンス体制を構築し、定期的に活動状況の評価を行うこと。

## (2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備 [臨床研究事業]



精神・神経疾患を有する人々の社会復帰のための支援と、地域での生活に即した治療・ケアの開発、研究所と病院等、センター内の連携強化、メディカルゲノムセンター(MGC)の機能の充実、人材育成、精神・神経疾患、筋疾患、認知症性疾患、発達障害等のレジストリ、コホート及びバイオリソースの整備・充実、バイオバンクの充実等による研究基盤の整備・強化、産学官等との連携強化、研究・開発の企画及び評価体制の強化、知的財産の管理強化及び活用推進、臨床研究機能の強化、倫理性・透明性の確保により、研究・開発を推進する。

また、臨床研究及び治験を進めるため、症例の集約化を図るとともに、今後も、これらの資源を有効に活用しつつ、臨床研究の質の向上、研究者・専門家の育成・人材確保、臨床研究及び治験のための共通的な基盤の共用、研究不正・研究費不正使用等防止への対応、患者との連携及び国民への啓発活動等への取組など更なる機能の向上を図り、基礎研究成果を実用化につなぐ体制等を強化する。加えて、ARO (Academic Research Organization) を整備するなど、我が国の臨床研究の中核的な役割を担う体制を整備する。

具体的には、センター内や産官学の連携の強化、治験・臨床研究の推進やゲノム医療の実現化に向けた基盤を充実させ、特に、ナショナルセンター・バイオバンクネットワークを最大限活用し、センターが担う疾患に関する難治性・希少性疾患の原因解明や創薬に資する治験・臨床研究を推進するために、詳細な臨床情報が付帯された良質な生体試料を収集・保存するとともに、NCをはじめとする研究機関等との間のデータシェアリングができる仕組みを強化するなどバイオバンク体制のより一層の充実を図る。更に外部の医療機関からも生体試料の収集を行う。加えて、ゲノム情報等を活用した個別化医療の確立に向けた研究を推進する。

また、運営費交付金を財源とした研究開発と同様に競争的研究資金を財源とする研究開発においてもセンターの取り組むべき研究課題として適切なものを実施する仕組みを強化する。

以上の実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備により、中長期目標期間中に、**First in human** (ヒトに初めて投与する) 試験実施件数 3 件以上、医師主導治験実施件数 10 件以上、センターの研究開発に基づくものを含む先進医療承認件数 13 件以上及び学会等が作成する診療ガイドライン等への採用件数 20 件以上、臨床研究(倫理委員会にて承認された研究をいう。) 実施件数 850 件以上、治験(製造販売後臨床試験も含む。) 440 件以上実施すること。また、共同研究の実施件数について中長期計画に具体的な目標を定めること。

また、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、必要に応じ、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用すること。

【重要度：高】

実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するために極めて重要であり、研究と臨床を一体的に推進できる NC の特長を活かすことにより、研究成果の実用化に大きく貢献することが求められているため。

2. 医療の提供に関する事項 [診療事業]

病院の役割については、引き続き医療観察法指定入院医療機関としての機能を果たした上で、都道府県が策定する地域医療構想等を踏まえつつ、精神・神経疾患等の専門性を生かしながら、高度専門医療等の提供を行うものとする。

【重要度：高】

精神・神経疾患等に対する中核的な医療機関であり、研究開発成果の活用を前提として、医療の高度化・複雑化に対応した医療を実施することは、我が国の医療レベルの向上に繋がるため。

(1) 医療政策の一環として、センターで実施すべき高度かつ専門的な医療、標準化に資する医療の提供

我が国における精神・神経疾患等に対する中核的な医療機関として、国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約しつつ研究部門と密接な連携を図り、その研究成果を活用し、先進医療を含む高度かつ専門的な医療の提供を引き続き推進する。

特に薬物療法など既存の治療法が効かない双極性障害の患者のために、新たな治療方法として、先進医療制度を活用した反復経頭蓋磁気刺激装置(TMS)を用いた治療の標準化を目指す。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）の対象者に対しては、研究部門と連携し、退院後の地域生活への安全で円滑な移行を支援する質の高い医療の提供を行うこと。

また、病院の医療の質や機能の向上を図る観点から、センターとして提供することを求められている医療のレベルに見合った臨床評価指標を策定し、医療の質の評価を実施し、その結果を情報発信すること。

(2) 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供

医療の高度化・複雑化が進む中で、質が高く安全な医療を提供するため、各医療従事者が高い専門性を発揮しつつ、業務を分担しながら互いに連携することにより、患者の状態に応じた適切な医療を提供するなど、医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした、多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への

過度な負担を軽減するとともに、継続して質の高い医療の提供を行うこと。

また、これに加え、AIやICTを活用した医療の提供、NCをはじめとする研究機関及び医療機関間のデータシェアリングなどを通じて、個別化医療の確立等診療の質の向上に取り組むこと。

医療安全については、同規模・同機能の医療機関との間における医療安全相互チェックを行うこと、全職員を対象とした医療安全や感染対策のための研修会を開催し受講状況を確認すること、医療安全管理委員会を開催すること、インシデント及びアクシデントの情報共有等を行うことなど、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努め、医療安全管理体制の充実を図ること。

また、患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう支援することに加え、入院時から地域ケアを見通し、地域生活への移行を目指した良質かつ適切な医療の提供を行うこと。

重症心身障害児（者）に対して、心身の発達を促す医療及び様々な合併症を予防する総合的医療等、質の高い医療の提供を行うこと。

「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、手術件数・病床利用率・平均在院日数・入院実患者数等について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。

上記数値目標の実績について、病院の担当疾患に係る割合を分析すること等により、国立研究開発法人の病院として適切かつ健全に運営を行うための病床規模等を検討すること。

### 3. 人材育成に関する事項 [教育研修事業]

人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、精神・神経疾患等に関する医療、研究（特に橋渡し研究）及び関係政策を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、教育・研修方法の開発などにより、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。

具体的には、高度な医療技術を有する外国の医師が、その技術を日本の医師に対して教授するために来日するケースや、海外のトップクラスの研究者が、日本の研究者と共同して国際水準の臨床研究を実施するために来日するケースも想定されることから、国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、センターが担う疾患に対する医療及び研究を推進するにあたり、リーダーとして活躍できる人材の育成を継続して実施する。

また、企業との連携調整や研究成果の活用促進等に取り組むリサーチ・アドミニストレーターなど、臨床と直結した研究の実施に必要となる支援人材の育成及び確保については、

JHのほか大学などアカデミア機関や企業等とも連携し取り組む。

高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施するなど、モデル的な研修及び講習を実施し、普及に努める。

なお、研修等について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。

#### 4. 医療政策の推進等に関する事項 [情報発信事業]

##### (1) 国への政策提言に関する事項

研究、医療の均てん化及び NC の連携によるデータベースやレジストリ整備等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、患者を含めた国民の視点に立ち、科学的見地を踏まえ、センターとして提言書を取りまとめた上で国への専門的提言を行うこと。

##### (2) 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項

医療の評価と質の向上、さらに効率的な医療の提供を実現するために、関係学会とも連携しつつ、ゲノム情報、診療データ、患者レジストリ（登録システム）等を活用し、研究分野において指導力を発揮するとともに、センターが担う疾患にかかる中核的な医療機関間のネットワーク化を推進し、高度かつ専門的な医療の普及を図り、医療の標準化に努める。

情報発信にあたっては、関係学会等との連携を強化して、診療ガイドラインの作成・普及等に更に関与するものとし、国内外のセンターが担う疾患に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく予防、診断及び治療法等について、正しい情報が国民に利用されるようにホームページや SNS を活用するなどして、国民向け及び医療機関向けの情報提供の充実を図る。

なお、国民向け及び医療機関向けの情報提供の指標としてホームページアクセス件数について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。

##### (3) 公衆衛生上の重大な危害への対応

公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。

※上記の研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業及び情報発信事業をそれぞれ一定の事業等のまとまりとする。

#### 第4 業務運営の効率化に関する事項

##### 1. 効率的な業務運営に関する事項

業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするた

め、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。働き方改革への対応として、労働時間短縮に向けた取組やタスク・シフティング及びタスク・シェアリングを推進すること。

また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。

センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。

① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し、公表する。

また、総人件費について、政府の方針を踏まえ、適切に取り組むこととする。

② NC等の間において、医薬品などこれまでの共同調達等の取組による効果を検証し、より効率的な調達に努め、コスト削減を図る。

③ 後発医薬品の使用をより促進し、中長期目標期間を通じて数量シェアで80%以上とする。

④ 医業未収金の発生防止の取組や査定減対策など、適正な診療報酬請求業務を推進し、引き続き収入の確保を図る。

⑤ 一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因経費を除く。）については、令和2年度に比し、中長期目標期間の最終年度において、5%以上の削減を図る。

これらの取組により、中長期目標期間中の累計した損益計算において、経常収支が100%以上となるよう経営改善に取り組む。

## 2. 電子化の推進

業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化について費用対効果を勘案しつつ推進し、引き続き情報を経営分析等に活用するとともに、幅広いICT需要に対応できるセンター内ネットワークの充実を図ること。

## 第5 財務内容の改善に関する事項

「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中長期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。

### 1. 自己収入の増加に関する事項

精神・神経疾患等に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、引き続き運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。

具体的には、企業等との治験連携事務局の連携強化や、患者レジストリ（登録システム）の充実により、治験・臨床研究体制を強化し、国立研究開発法人日本医療研究開発機構等からの競争的資金や企業治験等の外部資金の獲得を更に進める。

## 2. 資産及び負債の管理に関する事項

センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。

また、第4の1「効率的な業務運営に関する事項」に掲げる取組を着実に実施し、中長期目標期間中の累計した損益計算において経常収支率が100%以上となるよう経営改善に取り組み、中長期目標期間中に、繰越欠損金を第2期中長期目標期間の最終年度（令和2年度）比で19.5%削減するよう努める。なお、センターにおける繰越欠損金の発生要因等を分析し、可能な限り早期に繰越欠損金が解消されるよう、具体的な繰越欠損金解消計画を作成し、公表すること。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

### 1. 法令遵守等内部統制の適切な構築

研究開発活動の信頼性の確保、科学技術の健全な発展等の観点から、引き続き研究不正など不適切事案に適切に対応するため、組織として研究不正等を事前に防止する取組を強化するとともに、管理責任を明確化するなど、コンプライアンス体制を強化すること等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。

また、研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める等「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図る。

更に、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

### 2. 人事の最適化

医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構や諸外国を含めた他の施設との人事交流をこれまで以上に推進する。

また、NC間及びセンターと独立行政法人国立病院機構の間における看護師等の人事交流を引き続き進める。

なお、法人の人材確保・育成について、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第24条の規定に基づき作成された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。

### 3. その他の事項（施設・設備整備、情報セキュリティ対策に関する事項を含む）

(1) 施設・設備整備に関する事項

施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。

(2) 情報セキュリティ対策に関する事項

政府の情報セキュリティ対策における方針（情報セキュリティ対策推進会議の決定等）を踏まえ、研修を行う等、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

(3) その他の事項

業務全般については、以下の取組を行うものとする。

- ① 的確な評価を実施するため、センターは、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）に基づき策定したこの中長期目標を達成するための中長期計画を策定するものとする。
- ② 決算検査報告（会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うほか、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）をはじめとする既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

# 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターに係る政策体系図

【政策体系】

【基本目標】 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりの推進  
 【施策目標】 政策医療(国が医療政策として担うべき医療)の向上・均てん化

【法人の  
役割・事業】

- 以下の業務を行うことによって高度かつ専門的な医療並びに精神保健の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与する。
  - 精神・神経疾患等に係る医療に関する、調査、研究及び技術の開発
  - (1)に掲げる業務に密接に関連する医療の提供
  - 精神保健に関する、調査及び研究
  - 精神・神経疾患等に係る医療及び精神保健に関する、技術者の研修
  - (1)～(4)に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言 等

- 国立研究開発法人として、我が国の科学技術の水準の向上を通じた国民経済の発展その他の公益に資するため、以下の事業を遂行し、研究開発の最大限の成果を確保する。
  - 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進
  - 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備
  - 医療政策の一環として、センターで実施すべき高度かつ専門的な医療、標準化に資する医療の提供
  - 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供等

【重点事項】

高度かつ専門的な新しい治療法に資するための研究開発及びこれらに密接に関連する医療の提供

難治性・希少性疾患に関する研究開発及びこれらに密接に関連する医療の提供

診療ガイドラインの作成・改訂及び医療の質の向上に必要な指標・EBM・個別化医療の確立に資するような研究開発

中長期にわたって継続的に実施する必要のあるコホート研究等の研究基盤整備と研究機関間のデータシェアリング

主な政府  
方針等

健康・医療戦略

医療分野研究開発推進計画

改正精神保健福祉法に基づく良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針



# (様式) 国立研究開発法人国立精神・神経研究センター (NCNP) の使命等と目標との関係

## (使命)

- NCNPは、精神・神経疾患等に係る医療並びに精神保健に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、精神・神経疾患等に関する高度かつ専門的な医療及び精神保健の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

## (現状・課題)

- 国民の5人に1人が何らかの脳あるいは心の問題を抱えているが、それらの多くはまだ原因や発症機序の解明に至っておらず、症状や障害を抱えたまま社会生活を送っている。
- ゲノム医療や医療情報基盤など6NCの分野横断的な領域については、6NCでの相互連携が重要。
- 研究開発を支えるために必要な専門領域が多様化しており、医療情報、生物統計、臨床研究支援等の専門性を有する人材が必要。
- 繰越欠損金解消計画に基づく欠損金の解消が達成できていない。

## (環境変化)

- AMEDによる、脳とこころの健康大国実現プロジェクトに基づく研究助成、G7サミットでの神経変性疾患の克服方針、国際ブレインイニシアチブの発足など、脳とこころの疾患の研究力強化への注目が高まっている。
- ゲノム情報に基づく診断と治療技術が医療分野で進歩している。
- AI、ロボット、ビッグデータなどのデジタル技術とデータの利活用の分野でのイノベーションが加速し、医療分野への展開が見込まれる。

## (中長期目標)

- 筋ジストロフィーの人工核酸医薬品等を用いた治療薬の研究開発・応用、精神・神経疾患を有する人々の社会復帰のための支援と地域での生活に即した治療・ケアの開発に取り組む
- 高度専門医療の提供により全国の医療水準の向上に努め、希少性・難治性疾患の診療・治療及び患者の視点に立った良質かつ安心な医療を提供する他、AIやICT技術を活用した医療の提供及び研究機関間のデータシェアリングなどを通じた診療の質の向上に取り組む。
- NC間の疾患横断領域を中心とした研究開発や基盤整備及び研究支援人材の育成等に取り組む。
- 繰越欠損金の可能な限り早期の解消を図るため、削減目標を定め、具体的な繰越欠損金解消計画を策定・公表する。

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの評価に関する主な評価軸等について

中長期目標	主な評価軸	備考（関連する評価指標、モニタリング指標等）
第2 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項		
1. 研究・開発に関する事項 (1) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進 ① 重点的な研究・開発 ② 戦略的な研究・開発	①科学的・技術的観点 成果・取組の科学的意義（独創性、革新性、先導性、発展性等）が十分に大きなものであるか  ②国際的観点 成果・取り組みが国際的な水準等に照らし十分大きな意義があるものか  ③妥当性の観点 成果・取組が国の方針や社会のニーズと適合しているか	[定性的視点] ・独創性、革新性、先導性、発展性 ・具体的なインパクト  [定量的視点] ・論文被引用数(評) ・(海外・国内) 著名誌への論文掲載数(評)  [定性的視点] ・国際水準の研究の実施状況  [定量的視点] ・国際学会での発表件数(モ) ・国際会議等の開催件数(モ) ・国際学会での招待講演等の件数(モ) ・国際共同研究の計画数、実施数(モ) ・海外の研究機関との研究協力協定の締結数(モ)  [定性的視点] ・国・社会からの評価等 ・外部研究資金獲得方針 ・精神保健、公衆衛生の向上や増進への寄与 ・希少性、難治性疾患の克服の為に体制整備と研究推進  [定量的視点]

	<p>④アウトリーチ・理解増進の観点 社会に向けて、研究・開発の成果や取組の科学的意義や社会経済的価値をわかりやすく説明し、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進しているか</p> <p>⑤政策への貢献の観点 調査・分析に基づいた疾病対策の企画立案、提言等による政策への貢献がなされているか</p>	<p>・ 外部研究資金の獲得件数・金額(モ)</p> <p>[定性的視点] ・ アウトリーチ戦略 ・ 社会に対する研究・開発成果の発信</p> <p>[定量的視点] ・ HP等による成果等の広報数・アクセス数(評) ・ 記者会見実施数(モ) ・ 新聞、雑誌、テレビ等での掲載・報道数(モ) ・ 国民・患者向けセミナー等の実施件数(評) ・ 国民・患者向けセミナー等参加者数(評) ・ 医療従事者向けセミナー等の実施件数(評) ・ 医療従事者向けセミナー等参加者数(評)</p> <p>[定性的視点] ・ 政策推進戦略 ・ 国の政策への貢献 ・ 具体的な取組事例</p> <p>[定量的視点] ・ 委員、オブザーバーとして国の審議会、検討会等への参画数(モ) ・ 政策提言数(評)</p>
<p>③ NC間の疾患横断領域における連携</p>	<p>①研究開発環境の整備・充実の観点 研究開発に資するデータ集積のための基盤強化等に係る取組が十分であるか</p>	<p>[定性的視点] ・ 情報基盤等の構築 ・ 情報基盤データの利活用 ・ 他機関の疾患レジストリとの連携</p>

		<p>[定量的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者情報、診療録情報の収集件数（モ）</li> <li>・他機関の疾患レジストリとの連携数（評）</li> <li>・情報基盤データを活用した学会発表数・論文数（モ）</li> </ul>
	<p>②領域間連携研究推進の観点</p> <p>NC間の連携により効果的な研究開発が期待される領域への取組みが十分であるか</p>	<p>[定性的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同研究課題の提案と実施</li> <li>・研究課題の進捗管理と評価システムの構築</li> <li>・企業との連携支援</li> </ul> <p>[定量的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NC間の共同研究の計画・実施件数（評）</li> <li>・企業等との受託・共同研究の計画・実施件数（評）</li> <li>・NC間の連携による政策提言数・学会等の策定する診療ガイドライン等への提案件数（モ）</li> </ul>
	<p>③アウトリーチ・理解増進の観点</p> <p>社会に向けて、研究・開発の成果や取組の科学的意義や社会経済的価値をわかりやすく説明し、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進しているか</p>	<p>[定性的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトリーチ戦略</li> <li>・社会に対する研究・開発成果の発信</li> </ul> <p>[定量的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・HP等による成果等の広報数・アクセス数（評）</li> <li>・記者会見実施数（モ）</li> <li>・新聞、雑誌、テレビ等での掲載・報道数（モ）</li> </ul>
	<p>④研究者、研究開発人材の育成・支援の観点</p> <p>研究開発分野のニーズに応じた専門知識を有する人材の育成や研修の実施が図られているか</p>	<p>[定性的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成戦略</li> <li>・具体的な取組事例</li> </ul> <p>[定量的視点]</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究支援人材等の育成・研修コースの設置数（評）</li> <li>・受講者数（評）</li> </ul>
<p>(2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備</p>	<p>①研究開発環境の整備・充実の観点 研究開発の体制の充実が図られ、研究成果の実用化に向けた橋渡しに係る取組が十分であるか</p>	<p>[定性的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・治験、臨床研究の計画・実施状況</li> <li>・研究倫理体制の整備等の状況</li> </ul> <p>[定量的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・治験、臨床研究の計画・実施件数(評)</li> <li>・バイオバンク検体登録件数(評)</li> <li>・バイオバンク試料を用いた研究の実施件数(モ)</li> </ul>
	<p>②科学技術イノベーション創出・課題解決のためのシステムの推進の観点 有望なシーズを実用化へつなぐ成果の橋渡し、成果の社会還元に至る取組みが十分であるか</p>	<p>[定性的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策的観点からの評価</li> <li>・社会的観点からの評価</li> <li>・具体的な取組み事例</li> <li>・知的財産の活用</li> <li>・連携・協力戦略</li> <li>・企業等との受託・共同研究の計画・実施状況</li> </ul> <p>[定量的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先進医療申請・承認件数(評)</li> <li>・実施中の先進医療技術数(評)</li> <li>・FIH 試験実施数(モ)</li> <li>・医師主導治験実施数(評)</li> <li>・特許・ライセンス契約の件数・金額(評)</li> <li>・企業との包括連携件数(モ)</li> <li>・企業等との受託・共同研究の計画・実施件数(評)</li> </ul>

	<p>③妥当性の観点 研究開発の体制・実施方策が妥当であり、法人としての信頼性が確保されているか</p>	<p>[定性的視点] ・法人としての信頼性が確保される仕組み</p> <p>[定量的視点] ・外部委員による事業等評価実施数(評)</p>
	<p>④社会・経済的観点 診療ガイドラインの作成・情報提供等の取組により、国の医療の標準化に貢献しているか</p>	<p>[定性的視点] ・他の医療機関との連携・協力 ・社会・経済面における具体的なインパクト</p> <p>[定量的視点] ・学会等の策定する診療ガイドラインへの採用件数(評) ・学会等の組織する診療ガイドライン作成・改訂委員会等への参画件数(モ)</p>
	<p>⑤研究者、研究開発人材の育成・支援の観点 医療政策を牽引するため国際的な水準等に照らし活躍できる研究者、研究開発人材の育成が図られているか</p>	<p>[定性的視点] ・人材獲得・育成戦略 ・具体的な取組事例</p> <p>[定量的視点] ・育成研究者数(評) ・教育・人材育成に係る研修実施数(評) ・教育・人材育成に係る研修への参加研究者数(評) ・連携大学院への参画件数(モ) ・大学・研究機関等との包括連携件数(モ)</p>

(案)

## 国立研究開発法人国立国際医療研究センター中長期目標

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人国立国際医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。

令和 3 年 2 月〇日

厚生労働大臣 田村 憲久

### 第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割等

#### 1. 中長期目標の期間における国の政策体系上の法人の位置付け

研究開発法人は、健康・医療戦略推進法（平成 26 年法律第 48 号）に定める基本理念にのっとり、先端的、学際的又は総合的な研究、すなわち医療分野の研究開発及びその成果の普及並びに人材の育成に積極的に努めなければならないこととされている。国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）は、国立研究開発法人として、前述の理念に基づき、研究開発等を推進していく。

また、厚生労働省が掲げる政策体系における基本目標（安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること）及び施策目標（国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること）を踏まえ、NCにおいても、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に係る医療や高度かつ専門的な医療、すなわち政策医療を向上・均てん化させることとされている。

#### 2. 法人の役割（ミッション）

国立研究開発法人国立国際医療研究センター（以下「センター」という。）は、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき、感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするもの（以下「感染症その他の疾患」という。）に係る医療並びに医療に係る国際協力に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、感染症その他の疾患に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することとされている。

また、通則法第 2 条第 3 項の規定に基づき、国立研究開発法人として、我が国における

科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することとされている。このうち、研究開発及び医療の提供については、

- ・ 高度かつ専門的な新しい治療法やその他の治療成績向上に資するための研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等
- ・ 難治性・希少性の疾患に関する研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等
- ・ 学会、国際機関等が作成する診療ガイドラインの作成・改訂及び医療の質の向上に必要な指標・根拠に基づく医療（EBM）・個別化医療の確立に資するような研究開発
- ・ 中長期に渡って継続的に実施する必要があるコホート研究等の研究基盤の整備と NC をはじめとする研究機関間のデータシェアリング
- ・ 国際的視点に基づく保健医療サービスに関する研究及び密接に関連する国際保健医療協力の実施等

に重点的に取り組むものとする。

### 3. 法人の現状及び課題

日本企業と共同で超長期作用型 HIV 感染症治療候補薬 islatravir (ISL/EFdA) を開発し、米国主要企業へ導出、ISL の複数の第Ⅲ相臨床試験を国際共同試験において、センターが日本で最大数の治験症例を担当するなど HIV 感染症の予防と治療に係る研究開発が期待されている。さらに、新規の B 型肝炎治療候補薬 E-CFCP を開発、センター単独で日本と国際特許申請、PCT 各国移行手続を完了、製薬企業への導出を進めており、薬剤耐性 HBV 感染患者の治療に係る研究開発を推進している。また、センター病院においては全国トップクラスの救急搬送受入件数を維持し、救命・救急医療の提供に大きく貢献している。さらに、令和 2 年に始まった新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の流行に対しては、政府の要請に応じて PCR 検査や陽性患者の受け入れを行った他、全国規模の入院患者の情報を集めたレジストリシステムを立ち上げるとともに、COVID-19 回復患者血漿を用いた受動免疫治療法の基礎を築き、実地臨床に着手するなど、第 2 期中長期目標期間における成果を踏まえると、感染症その他の疾患の本態解明と予防、高度かつ専門的な医療の開発、標準医療の確立と普及、政策提言など、感染症その他の疾患克服のため、センターが果たしてきた役割は極めて大きい。

また、海外における医療の質の向上のため、WHO 等の国際機関や国際協力機構の技術協力プロジェクトとして、従来からの活動領域である女性と子供の健康、感染症対策のみならず、がん対策、医療の質改善、保健人材制度の構築など保健システムの基盤強化に関する技術指導を行うとともに、個別専門家を諸外国に長期派遣するなど、相手国の保健省に対し持続可能な人材育成や感染症対策などについて幅広い助言や日本の外交に資するシンクタンクの活動を行っており、日本の国際保健医療協力の中核として果たしてきた役割は



極めて大きい。

センターは、今般の COVID-19 のほか、多様な新興・再興感染症による健康危機に備え、感染症危機対応のための体制と人材育成の強化に加え、臨床、国民啓発、政府政策支援、国際協力など幅広い領域で主導的な役割を果たすため、患者や社会のニーズ、医療上及び経済上のニーズを十分に意識した研究開発の推進が期待される。

また、これらの研究開発を支えるために必要な専門領域が多様化していることから、研究支援に係る専門性を有する人材の確保を図る必要がある。

加えて、ゲノム医療や医療情報基盤など 6NC の分野横断的な領域については、6NC での相互連携が重要である。

#### 4. 法人を取り巻く環境の変化

世界に先駆けて少子・超高齢社会を迎え、人口構造や疾病構造が急激に変化しつつある我が国においては、健康長寿社会の実現が喫緊の課題となっている。

「健康・医療戦略」（令和 2 年 3 月 27 日閣議決定）においては、健康寿命を延伸し、平均寿命との差を短縮するためには生活習慣病、運動器系・感覚器系や、老化に伴う疾患、認知症などの精神・神経の疾患への対応が課題となる中、診断・治療に加えて予防の重要性が増すと同時に、罹患しても日常生活に出来るだけ制限を受けず、疾病と共生していくための取組が望まれているとされている。

また、現在及び将来の我が国において社会課題となる、新興・再興国際感染症に対応する即応力を含めた総合的な研究体制構築、ゲノム医療を含む国内外の様々な病原体に関する情報共有や感染症に対する国際的なリスクアセスメントの推進、COVID-19 など新興感染症に対する診断薬・治療薬・ワクチン等の研究開発が重要となっている。さらに、国立感染症研究所と連携した新興・再興感染症対策への取組の推進及び創薬標的の探索等、予防・診断・治療に資する基礎的研究の推進、将来のアウトブレイクに備えた臨床・疫学等のデータの蓄積・利活用を推進することが課題となっている。

さらに、国際社会が目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」の一つとして、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の実現が掲げられており、我が国としても引き続きこの達成への貢献も視野に入れ、人間の安全保障の理念に基づき、アジア健康構想及びアフリカ健康構想の下、健康・医療分野への貢献を目指し、我が国の健康・医療関連技術等の国際展開を推進するとされている。

加えて、AI、ロボット、ビッグデータなどのデジタル技術とデータの利活用が、産業構造や経済社会システム全体に大きな影響を及ぼしつつあり、とりわけ、健康・医療分野は、これらの技術を活かし得る分野の一つとして、創薬等の研究開発の進展や、ゲノム解析などの技術を活用した新たなヘルスケアサービスの創出等が見込まれている。

#### 5. 国の政策・施策・事務事業との関係

「健康・医療戦略」（令和2年3月27日閣議決定）に即して策定された「医療分野研究開発推進計画」（令和2年3月27日健康・医療戦略推進本部決定）、を踏まえ、ゲノム医療や個別化医療の実現、基礎研究から実用化までの一貫した研究開発に関して重点的に取り組むとともに、各研究開発の質の向上に努めるものとする。

また、「平和と健康のための基本方針」（平成27年9月11日健康・医療戦略推進本部決定）、「SDGs実施指針」（平成28年12月22日SDGs推進本部決定）を踏まえ、世界の保健課題の取組に貢献するものとする。

## 第2 中長期目標の期間

センターの中長期目標の期間は、令和3年4月から令和9年3月までの6年間とする。

## 第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

### 1. 研究・開発に関する事項

#### (1) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進 [研究事業]

##### 【重要度：高】

担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するために極めて重要であり、研究と臨床を一体的に推進できるNCの特長を活かすことにより、研究成果の実用化に大きく貢献することが求められているため。

##### 【難易度：高】

感染症その他疾患に対する革新的な医療技術の開発は、新たな標的分子の候補を決定することが求められ、そのための機能解析や臨床有用性の評価は技術的に相当な困難を伴い、その成果である未来型医療の展開を目指す取組は世界でも始まったばかりであるため。

また、途上国で蔓延する感染症、生活習慣病等の疾患に対して、医療技術やサービス提供の開発を進めていく際に、その国の社会的・経済的状況と共に、脆弱な医療提供体制を考慮して取り組むことが求められるため。

#### ①重点的な研究・開発

センターが担う疾患について、症例集積性の向上、臨床研究及び治験手続の効率化、研究者・専門家の育成・確保、臨床研究及び治験の情報公開、治験に要するコスト・スピード・質の適正化に関して、より一層強化する。

また、**First in human**（ヒトに初めて投与する）試験をはじめとする治験・臨床研究体制を強化し、診療部門や企業等との連携を図り、これまで以上に研究開発を推進する。また、我が国のみならず国際保健の向上に寄与するため、国際保健医療協力を軸とし、

感染症その他の疾患を中心課題として、病院、国際医療協力局、研究所、臨床研究センターの連携を基盤としながら、国内外の保健医療機関、研究機関、学会、民間等との共同研究の一層の推進を図る。具体的には、

- ・ 新興・再興感染症や顧みられない熱帯病といった国際感染症、薬剤耐性菌に対する革新的な予防・診断・治療法の研究開発
  - ・ 総合病院機能を基盤とした HIV 感染症、肝炎をはじめとする肝疾患（以下「肝疾患」という。）、糖尿病・代謝性疾患及び免疫疾患に対する新たな医薬品や予防・診断・治療法の研究開発
  - ・ 国立感染症研究所と連携した新興・再興感染症対策への取組の推進
  - ・ 感染症や糖尿病・代謝性疾患、肝疾患、免疫疾患等のレジストリやバイオバンクを充実させ、ゲノムの解析等による未来型医療を実現するための予防・診断・治療法の研究開発
  - ・ 高齢化等に伴う HIV 感染症、肝疾患、糖尿病等の疫学変化等の病態変容解明のためのコホート研究
  - ・ 国際的視点に基づく保健医療に関する研究開発
- に取り組むなどして、重点的な研究・開発を実施すること。

## ② 戦略的な研究・開発

感染症その他の疾患の本態解明、疾患の実態把握、高度先駆的及び標準的予防、診断、治療法の開発の推進、医薬品及び医療機器の開発の推進、医療の均てん化手法の開発の推進、情報発信手法の開発強化、新興国・途上国を含むグローバルな健康・医療の課題に貢献するための実装研究や政策研究に取り組む。

上記①及び②の研究・開発により、医療推進に大きく貢献する研究成果を中長期目標期間中に 26 件以上あげること。また、中長期目標期間中の原著論文数については、2,100 件以上とすること。

## ③ NC 間の疾患横断領域における連携推進

NC 間の連携による新たなイノベーションの創出を目的として設置された国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（JH）においては、NC 間の疾患横断領域を中心とした研究開発とそのための基盤整備、人材育成等に取り組むものとする。

具体的には、ゲノム医療、大規模医療情報の活用、コホート研究基盤の連携・活用、健康寿命延伸のための疾患横断的予防指針提言、実装科学推進のための基盤構築などについて、疾病の予防や共生にも留意しつつ、NC がそれぞれの専門性を活かし、相乗効果を発揮できる研究領域における研究開発の推進等に取り組むものとする。

人材育成については、特に研究支援人材を育成するための体制を構築し、我が国の有為な人材の育成拠点となるようモデル的な研修及び講習の実施に努めること。この他、

NC の研究成果の発信やメディアセミナーの開催、知財の創出・管理の強化や企業との連携強化に取り組むものとする。

また、JH 内で適正なガバナンス体制を構築し、定期的に活動状況の評価を行うこと。

## (2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備 [臨床研究事業]

臨床研究センターが中心となり、我が国の臨床研究の中核的な役割を担う体制を整備する。ARO (Academic Research Organization) を整備し、医師主導治験、多施設共同臨床研究、特定臨床研究、企業治験に総合病院機能を活かしつつ積極的に取り組む。特に First in human (ヒトに初めて投与する) をはじめとする早期臨床試験の実施数を増やしていく。

令和2年の COVID-19 パンデミックの経験から、新興感染症発生時への備えとして臨床情報、感染者検体を収集したバイオバンク・データセンターを整備・運営し、国内の研究開発を支援する体制を整備する。国際共同臨床研究・治験ネットワークの拡充と、日本初シーズの国際展開を加速させる。産官学の連携強化を行い、アカデミア発シーズの速やかな実用化を支援する体制を強化する。その中でクリニカル・イノベーション・ネットワーク (CIN) 構想を発展させ、各種レジストリデータの薬事承認への活用を検討・促進する。糖尿病などの生活習慣病の予防医学研究及び啓発活動を推進し、また、オンライン診断等の新たな技術も取り入れ、適切な医療に繋げていく。

また、臨床研究及び治験を進めるため、症例の集約化を図るとともに、今後も、これらの資源を有効に活用しつつ、臨床研究の質の向上、研究者・専門家の育成・人材確保、臨床研究及び治験のための共通的な基盤の共用、研究不正・研究費不正使用等防止への対応、患者との連携及び国民への啓発活動等への取組など更なる機能の向上を図り、基礎研究成果を実用化につなぐ体制を強化する。

具体的には、センター内や産官学の連携の強化、治験・臨床研究の推進やゲノム医療の実現化に向けた基盤を充実させ、特に、ナショナルセンター・バイオバンクネットワークを最大限活用し、センターが担う疾患に関する難治性・希少性疾患の原因解明や創薬に資する治験・臨床研究を推進するために、詳細な臨床情報が付帯された良質な生体試料を収集・保存するとともに、NC をはじめとする研究機関等との間のデータシェアリングができる仕組みを強化するなどバイオバンク体制のより一層の充実を図る。更に外部の医療機関からも生体試料の収集を行う。加えて、ゲノム情報等を活用した個別化医療の確立に向けた研究を推進する。

また、運営費交付金を財源とした研究開発と同様に競争的研究資金を財源とする研究開発においてもセンターの取り組むべき研究課題として適切なものを実施する仕組みを強化する。

以上の実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備により、中長期目標期間中に、

First in human（ヒトに初めて投与する）試験実施件数1件以上、医師主導治験実施件数14件以上、センターの研究開発に基づくものを含む先進医療承認件数26件以上及び学会等が作成する診療ガイドライン等への採用件数120件以上、臨床研究（倫理委員会にて承認された研究をいう。）実施件数2,700件以上、治験（製造販売後臨床試験も含む。）180件以上実施すること。また、共同研究の実施件数について中長期計画に具体的な目標を定めること。

また、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、必要に応じ、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用すること。

**【重要度：高】**

実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するために極めて重要であり、研究と臨床を一体的に推進できるNCの特長を活かすことにより、研究成果の実用化に大きく貢献することが求められているため。

2. 医療の提供に関する事項〔診療事業〕

病院の役割については、引き続き、センター病院では救急を含む高度な総合診療体制を生かし、高度な先端医療技術の開発を進めつつ、特定感染症指定医療機関及びエイズ拠点病院としての中核機能を担うものとする。

また、国府台病院では、肝炎・免疫疾患に関する医療、精神科救急・身体合併症・児童精神医療の機能を担うものとする。これらを果たした上で、都道府県が策定する地域医療構想等を踏まえた高度急性期機能等の医療機能を担うものとする。

**【重要度：高】**

感染症その他の疾患に対する中核的な医療機関であり、研究開発成果の活用を前提として、医療の高度化・複雑化に対応した医療を実施することは、我が国の医療レベルの向上に繋がるため。

（1）医療政策の一環として、センターで実施すべき高度かつ専門的な医療、標準化に資する医療の提供

我が国における感染症その他の疾患に対する中核的な医療機関として、国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約しつつ研究部門と密接な連携を図り、その研究成果を活用し、先進医療を含む高度かつ専門的な医療の提供を引き続き推進する。

加えて、感染症その他の疾患の症例集積にも資するよう総合病院機能を充実させ、質の高い救急医療を提供するとともに特定感染症指定医療機関として、感染症指定医療機

関等と連携し、感染症の患者に対する医療の提供を着実に行うこと。また、新興・再興感染症対策及び薬剤耐性（AMR）対策も行うこと。

HIV 感染症の診療については、引き続きエイズ治療・研究開発センター（ACC）において、最新の高度な診療を提供すること。HIV 感染症患者に対し、薬剤耐性や薬剤血中濃度のモニターに基づき、個々の HIV 感染症患者の病態に則した治療を実施し、その治療法について、均てん化に努めること。特に、患者の高齢化に伴う種々の合併症に対応する医療の提供に関し指針を示すこと。新たな検査法や予防法を確立し、新規感染者減少を目指すこと。

外国人居住者や訪日外国人の診療を含む、国際的に開かれた病院機能を充実させること。

肝炎対策基本法（平成 21 年法律第 97 号）に基づく肝炎対策の推進に関する基本的な指針（平成 28 年厚生労働省告示第 278 号）に従い、肝炎予防、肝炎医療の均てん化及び研究の促進等、肝炎の克服に向けた取組をより一層進めること。

また、各病院の医療の質や機能の向上を図る観点から、センターとして提供することを求められている医療のレベルに見合った臨床評価指標を策定し、医療の質の評価を実施し、その結果を情報発信すること。

## （2）患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供

医療の高度化・複雑化が進む中で、質が高く安全な医療を提供するため、各医療従事者が高い専門性を発揮しつつ、業務を分担しながら互いに連携することにより、患者の状態に応じた適切な医療を提供するなど、医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした、多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、継続して質の高い医療の提供を行うこと。

また、これに加え、AI や ICT を活用した医療の提供、NC をはじめとする研究機関及び医療機関間のデータシェアリングなどを通じて、個別化医療の確立等診療の質の向上に取り組むこと。

医療安全については、同規模・同機能の医療機関との間における医療安全相互チェックを行うこと、全職員を対象とした医療安全や感染対策のための研修会を開催し受講状況を確認すること、医療安全管理委員会を開催すること、インシデント及びアクシデントの情報共有等を行うことなど、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努め、医療安全管理体制の充実を図ること。

「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、各病院の手術件数・病床利用率・平均在院日数・入院実患者数等について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。

上記数値目標の実績について、病院の担当疾患に係る割合を分析すること等により、国立研究開発法人の病院として適切かつ健全に運営を行うための病床規模等を検討する

こと。

### 3. 人材育成に関する事項 [教育研修事業]

人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、総合的な医療を基盤として、感染症その他の疾患に関する医療及び研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。

具体的には、高度な医療技術を有する外国の医師が、その技術を日本の医師に対して教授するために来日するケースや、海外のトップクラスの研究者が、日本の研究者と共同して国際水準の臨床研究を実施するために来日することから、国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、センターが担う疾患に対する医療及び研究を推進するにあたり、リーダーとして活躍できる人材の育成を継続して実施する。

また、企業との連携調整や研究成果の活用促進等に取り組むリサーチ・アドミニストレーターなど、臨床と直結した研究の実施に必要となる支援人材の育成及び確保については、JHのほか大学などアカデミア機関や企業等とも連携し取り組む。

高度かつ専門的な医療技術や国際保健医療施策の推進のための国内外のリーダーの育成に関する研修を実施するなど、モデル的な研修及び講習を実施し、普及に努める。

なお、研修等について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。

### 4. 医療政策の推進等に関する事項 [情報発信事業 ※(1)～(3)のみ]

#### (1) 国への政策提言に関する事項

研究、医療の均てん化及びNCの連携によるデータベースやレジストリ整備等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、患者を含めた国民の視点に立ち、科学的見地を踏まえ、センターとして提言書を取りまとめた上で国への専門的提言を行うこと。

#### (2) 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項

医療の評価と質の向上、さらに効率的な医療の提供を実現するために、関係学会とも連携しつつ、ゲノム情報、診療データ、患者レジストリ（登録システム）等を活用し、研究分野において指導力を発揮するとともに、センターが担う疾患にかかる中核的な医療機関間のネットワーク化を推進し、高度かつ専門的な医療の普及を図り、医療の標準化に努める。

情報発信にあたっては、関係学会等との連携を強化して、診療ガイドラインの作成・普及等に更に関与するものとし、国内外のセンターが担う疾患に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく予防、診断及び治療法等について、正しい情報が国民に利用されるようにホームページやSNSを活用するなどして、国民向け及び医療機関

向けの情報提供の充実を図る。

国際保健医療協力分野においても、国際機関や国内外の関係学会と連携しつつ、海外の拠点などとのネットワークを強化し、日本の知見の普及を図る。情報発信にあたっては国内外の関係学会、国際機関等と連携しつつ、情報提供の充実を図る。

なお、国民向け及び医療機関向けの情報提供の指標としてホームページアクセス件数について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。

### (3) 公衆衛生上の重大な危害への対応

公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。

また、新感染症の発生に備えるための訓練を毎年1回以上実施すること。

### (4) グローバルヘルスに貢献する国際協力〔国際協力事業〕

健康の社会的決定要因（**Social Determinants of Health:SDH**）の知見をもとに、誰一人取り残さないユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成と健康格差縮小のための技術協力活動を総合的に展開すること。

多国間・二国間の保健医療協力等を通じた知識・経験、重要課題に関する政策の情報収集・分析を踏まえ、国、国際機関、新興国・途上国等に対して政策提言を行うこと。

技術協力や政策分析から導き出された研究課題に対し、実践的なエビデンスを創出すること。

「健康・医療戦略」（令和2年3月27日閣議決定）に基づき、相手国のニーズとエビデンスに基づいた医療技術、医療機器及び医療制度の展開を推進すること。

新興国・途上国の保健医療者の人材開発を行い、持続可能な医療提供体制構築を支援すること。

国際機関における日本人のプレゼンスを高めるため、グローバルヘルス人材戦略センター（**HRC-GH**）において、国際保健政策人材の能力強化を戦略的に推進し、その人材を国際機関等に送出すること。

地球規模の課題解決に資するソーシャルイノベーションや革新的事業の創出を支援すること。

新興・再興感染症など国際的な公衆衛生上の危機対応に国際機関と連携・共同して取り組むこと。

国際機関、企業、**NPO** 国際的なパートナーシップと連携し、研究、医療、人材育成の基盤となる国際的なネットワークを構築するとともに、我が国の取組について発信すること。

アジア等における臨床試験ネットワークを形成し、国際的な人材育成、**EBM**、医療技術展開を進めるとともに、国際保健の緊急事態における診断治療開発に取り組むこと。



上記取組に係る新興国・途上国における女性と子供の健康や疾病対策及び保健システム強化を図るための専門家（ODA 実施者、研究者、コンサルタント等）の派遣及び海外の人材を受け入れる研修については、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。

【重要度：高】

経験や人材に乏しい新興国・途上国等に対し、保健医療サービスの提供、公的医療保険制度の構築支援等を実施することは、これらの国々の期待に応えるものであり、「健康・医療戦略」（令和2年3月27日閣議決定）における健康・医療に関する国際展開の促進に直結するものであるため。

（5）看護に関する教育及び研究〔国立看護大学校事業〕

国立看護大学校においては、NCの職員の養成及び研修を目的として、看護に関する学理、技術の教授、研究及び研修を行うこと。その際、NCとの連携をさらに進めるとともに、NCのニーズに対応した人材育成を行うこと。

※上記の研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業、国際協力事業及び国立看護大学校事業をそれぞれ一定の事業等のまとまりとする。

#### 第4 業務運営の効率化に関する事項

##### 1. 効率的な業務運営に関する事項

業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。働き方改革への対応として、労働時間短縮に向けた取組やタスク・シフティング及びタスク・シェアリングを推進すること。

また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。

センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。

① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し、公表する。

また、総人件費について、政府の方針を踏まえ、適切に取り組むこととする。

② NC等の間において、医薬品などこれまでの共同調達等の取組による効果を検証し、より効率的な調達に努め、コスト削減を図る。

③ 後発医薬品の使用をより促進し、中長期目標期間を通じて数量シェアで80%以上とする。

④ 医業未収金の発生防止の取組や査定減対策など、適正な診療報酬請求業務を推進し、引き続き収入の確保を図る。

⑤ 一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因経費を除く。）については、令和2年度に

比し、中長期目標期間の最終年度において、5%以上の削減を図る。

これらの取組により、中長期目標期間中の累計した損益計算において、経常収支が100%以上となるよう経営改善に取り組む。

## 2. 電子化の推進

業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化について費用対効果を勘案しつつ推進し、引き続き情報を経営分析等に活用するとともに、幅広いICT需要に対応できるセンター内ネットワークの充実を図ること。

## 第5 財務内容の改善に関する事項

「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中長期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。

### 1. 自己収入の増加に関する事項

感染症その他の疾患及び国際保健医療協力に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、引き続き運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。

具体的には、企業等との治験連携事務局の連携強化や、患者レジストリ（登録システム）の充実により、治験・臨床研究体制を強化し、国立研究開発法人日本医療研究開発機構等からの競争的資金や企業治験等の外部資金の獲得を更に進める。

### 2. 資産及び負債の管理に関する事項

センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。

また、第4の1「効率的な業務運営に関する事項」に掲げる取組を着実に実施し、中長期目標期間中の累計した損益計算において経常収支率が100%以上となるよう経営改善に取り組み、中長期目標期間中に、繰越欠損金を第2期中長期目標期間の最終年度（令和2年度）比で16.1%削減するよう努める。なお、センターにおける繰越欠損金の発生要因等を分析し、可能な限り早期に繰越欠損金が解消されるよう、具体的な繰越欠損金解消計画を作成し、公表すること。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

### 1. 法令遵守等内部統制の適切な構築

研究開発活動の信頼性の確保、科学技術の健全な発展等の観点から、引き続き研究不正など不適切事案に適切に対応するため、組織として研究不正等を事前に防止する取組を強

化するとともに、管理責任を明確化するなど、コンプライアンス体制を強化すること等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。

また、研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める等「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図る。

更に、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

## 2. 人事の最適化

医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究及び国際保健医療協力等の推進のため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構や諸外国を含めた他の施設との人事交流をこれまで以上に推進する。

また、NC 間及びセンターと独立行政法人国立病院機構の間における看護師等の人事交流を引き続き進める。

なお、法人の人材確保・育成について、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 24 条の規定に基づき作成された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。

## 3. エイズ裁判の和解に基づく対応に関する事項

エイズ治療・研究開発センターは、エイズ裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を厚生労働省に届いた意見を踏まえつつ着実に実施するとともに、HIV 感染症に関し、診断及び治療、臨床研究、診療に関する相談、技術者の研修並びに情報の収集及び提供を行うこと。

また「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成 18 年厚生労働省告示第 89 号）に基づき、HIV 感染症に係る中核的医療機関としてブロック拠点病院等を支援し、地域における HIV 感染症医療水準の向上を図ること。

## 4. その他の事項（施設・設備整備、情報セキュリティ対策に関する事項を含む）

### （1）施設・設備整備に関する事項

施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。

### （2）情報セキュリティ対策に関する事項

政府の情報セキュリティ対策における方針（情報セキュリティ対策推進会議の決定等）

を踏まえ、研修を行う等、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

(3) その他の事項

業務全般については、以下の取組を行うものとする。

- ① 的確な評価を実施するため、センターは、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定)に基づき策定したこの中長期目標を達成するための中長期計画を策定するものとする。
- ② 決算検査報告(会計検査院)の指摘も踏まえた見直しを行うほか、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)をはじめとする既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

# 国立研究開発法人国立国際医療研究センターに係る政策体系図

【政策体系】

【基本目標】 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりの推進  
 【施策目標】 政策医療(国が医療政策として担うべき医療)の向上・均てん化

【法人の  
役割・事業】

1. 以下の業務を行うことによって高度かつ専門的な医療並びに国際協力の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与する。

- (1) 感染症その他の疾患に係る医療に関する、調査、研究及び技術の開発
- (2) (1)に掲げる業務に密接に関連する医療の提供
- (3) 医療に係る国際協力に関する、調査及び研究
- (4) 感染症その他の疾患に係る医療及び医療に係る国際協力に関する、技術者の研修
- (5) (1)～(4)に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言 等

2. 国立研究開発法人として、我が国の科学技術の水準の向上を通じた国民経済の発展その他の公益に資するため、以下の事業を遂行し、研究開発の最大限の成果を確保する。

- (1) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進
- (2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備
- (3) 医療政策の一環として、センターで実施すべき高度かつ専門的な医療、標準化に資する医療の提供
- (4) 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供等

【重点事項】

高度かつ専門的な新しい治療法に資するための研究開発及びこれらに密接に関連する医療の提供

難治性・希少性疾患に関する研究開発及びこれらに密接に関連する医療の提供

診療ガイドラインの作成・改訂及び医療の質の向上に必要な指標・EBM・個別化医療の確立に資するような研究開発

中長期間にわたって継続的に実施する必要があるコホート研究等の研究基盤整備と研究機関間のデータシェアリング

国際的視点に基づく保健医療サービスに関する研究及び密接に関連する国際保健医療協力の実施

主な政府方針等

健康・医療戦略

医療分野研究開発推進計画

(使命)

- NCGMは、感染症その他の疾患に係る医療並びに医療に係る国際協力に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、感染症その他の疾患に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(現状・課題)

- 新型コロナウイルス感染症の他、今後、新興・再興感染症によるアウトブレイクの発生に備えた、感染症危機対応のための体制の強化が必要。
- ゲノム医療や医療情報基盤など6NCの分野横断的な領域については、6NCでの相互連携が重要。
- 研究開発を支えるために必要な専門領域が多様化しており、医療情報、生物統計、臨床研究支援等の専門性を有する人材が必要。
- 繰越欠損金解消計画に基づく欠損金の解消が達成できていない。

(環境変化)

- 今回の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、新興・再興国際感染症に対応する即応力を含めた総合的な研究体制構築や、国立感染症研究所と連携した新興・再興感染症対策への取り組みが求められている。
- ゲノム情報に基づく診断と治療技術が医療分野で進歩している。
- AI、ロボット、ビッグデータなどのデジタル技術とデータの利活用の分野でのイノベーションが加速し、医療分野への展開が見込まれる。

(中長期目標)

- 新興・再興感染症や顧みられない熱帯病といった国際感染症、薬剤耐性菌に対する革新的な予防・診断・治療法の研究開発や、産官学の連携強化を行い、アカデミア発シーズの速やかな実用化を支援する体制を強化する。
- 高度専門医療の提供により全国の医療水準の向上に努め、希少性・難治性疾患の診療・治療及び患者の視点に立った良質かつ安心な医療を提供する他、AIやICT技術を活用した医療の提供及び研究機関間のデータシェアリングなどを通じた診療の質の向上に取り組む。
- NC間の疾患横断領域を中心とした研究開発や基盤整備及び研究支援人材の育成等に取り組む。
- 繰越欠損金の可能な限り早期の解消を図るため、削減目標を定め、具体的な繰越欠損金解消計画を策定・公表する。

国立研究開発法人国立国際医療研究センターの評価に関する主な評価軸等について

中長期目標	主な評価軸	備考（関連する評価指標、モニタリング指標等）
第2 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項		
<p>1. 研究・開発に関する事項</p> <p>(1) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p> <p>① 重点的な研究・開発</p> <p>② 戦略的な研究・開発</p>	<p>①科学的・技術的観点</p> <p>成果・取組の科学的意義（独創性、革新性、先導性、発展性等）が十分に大きなものであるか</p> <p>②国際的観点</p> <p>成果・取り組みが国際的な水準等に照らし十分大きな意義があるものか</p>	<p>[定性的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 独創性、革新性、先導性、発展性</li> <li>・ 地球規模課題への裨益性</li> <li>・ 具体的なインパクト</li> </ul> <p>[定量的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 論文被引用数(評)</li> <li>・ (海外・国内) 著名誌への論文掲載数(評)</li> </ul> <p>[定性的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際水準の研究の実施状況</li> <li>・ WHOなど国際機関・NGOとの連携</li> </ul> <p>[定量的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際学会での発表件数(モ)</li> <li>・ 国際会議等の開催件数(モ)</li> <li>・ 国際学会での招待講演等の件数(モ)</li> <li>・ 国際共同研究・臨床治験の計画数、実施数(モ)</li> <li>・ 海外の研究機関との研究協力協定の締結数(モ)</li> </ul>

	<p>③妥当性の観点 成果・取組が国の方針や社会のニーズと適合しているか</p>	<p>[定性的視点] ・国・社会からの評価等 ・外部研究資金獲得方針 ・その他公衆衛生の向上や増進への寄与</p> <p>[定量的視点] ・外部研究資金の獲得件数・金額(モ)</p>
	<p>④アウトリーチ・理解増進の観点 社会に向けて、研究・開発の成果や取組の科学技術的意義や社会経済的価値をわかりやすく説明し、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進しているか</p>	<p>[定性的視点] ・アウトリーチ戦略 ・社会に対する研究・開発成果の発信</p> <p>[定量的視点] ・HP等による成果等の広報数・アクセス数(評) ・記者会見実施数(モ) ・新聞、雑誌、テレビ等での掲載・報道数(モ) ・国民・患者向けセミナー等の実施件数(評) ・国民・患者向けセミナー等参加者数(評) ・医療従事者向けセミナー等の実施件数(評) ・医療従事者向けセミナー等参加者数(評)</p>



	<p><b>⑤政策への貢献の観点</b>  調査・分析に基づいた疾病対策の企画立案、提言等による政策への貢献がなされているか</p>	<p>[定性的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策推進戦略</li> <li>・国の政策への貢献</li> <li>・具体的な取組事例</li> </ul> <p>[定量的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員、オブザーバーとして国の審議会、検討会等への参画数(モ)</li> <li>・政策提言数(評)</li> <li>・国際機関への提言数(モ)</li> </ul>
<p>③ NC間の疾患横断領域における連携</p>	<p><b>①研究開発環境の整備・充実の観点</b>  研究開発に資するデータ集積のための基盤強化等に係る取組が十分であるか</p>	<p>[定性的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報基盤等の構築</li> <li>・情報基盤データの利活用</li> <li>・他機関の疾患レジストリとの連携</li> </ul> <p>[定量的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者情報、診療録情報の収集件数(モ)</li> <li>・他機関の疾患レジストリとの連携数(評)</li> <li>・情報基盤データを活用した学会発表数・論文数(モ)</li> </ul>
	<p><b>②領域間連携研究推進の観点</b>  NC間の連携により効果的な研究開発が期待される領域への取組みが十分であるか</p>	<p>[定性的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同研究課題の提案と実施</li> <li>・研究課題の進捗管理と評価システムの構築</li> <li>・企業との連携支援</li> </ul> <p>[定量的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NC間の共同研究の計画・実施件数(評)</li> <li>・企業等との受託・共同研究の計画・実施件数(評)</li> <li>・NC間の連携による政策提言数・学会等の策定する診療</li> </ul>

		ガイドライン等への提案件数 (モ)
	<b>③アウトリーチ・理解増進の観点</b> 社会に向けて、研究・開発の成果や取組の科学技術的意義や社会経済的価値をわかりやすく説明し、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進しているか	[定性的視点] ・アウトリーチ戦略 ・社会に対する研究・開発成果の発信 [定量的視点] ・HP等による成果等の広報数・アクセス数(評) ・記者会見実施数(モ) ・新聞、雑誌、テレビ等での掲載・報道数(モ)
	<b>④研究者、研究開発人材の育成・支援の観点</b> 研究開発分野のニーズに応じた専門知識を有する人材の育成や研修の実施が図られているか	[定性的視点] ・人材育成戦略 ・具体的な取組事例 [定量的視点] ・研究支援人材等の育成・研修コースの設置数 (評) ・受講者数 (評)
(2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備	<b>①研究開発環境の整備・充実の観点</b> 研究開発の体制の充実が図られ、研究成果の実用化に向けた橋渡しに係る取組が十分であるか	[定性的視点] ・治験、臨床研究の計画・実施状況 ・研究倫理体制の整備等の状況 [定量的視点] ・治験、臨床研究の計画・実施件数(評) ・バイオバンク検体登録件数(評) ・バイオバンク試料を用いた研究の実施件数(モ)

	<p>②科学技術イノベーション創出・課題解決のためのシステムの推進の観点</p> <p>有望なシーズを実用化へつなぐ成果の橋渡し、成果の社会還元に至る取組みが十分であるか</p>	<p>[定性的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策的観点からの評価</li> <li>・社会的観点からの評価</li> <li>・国際的観点からの評価</li> <li>・具体的な取組み事例</li> <li>・知的財産の活用</li> <li>・連携・協力戦略</li> <li>・企業等との受託・共同研究の計画・実施状況</li> </ul> <p>[定量的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先進医療申請・承認件数(評)</li> <li>・実施中の先進医療技術数(評)</li> <li>・FIH 試験実施数(モ)</li> <li>・医師主導治験実施数(評)</li> <li>・特許・ライセンス契約の件数・金額(評)</li> <li>・企業との包括連携件数(モ)</li> <li>・企業等との受託・共同研究の計画・実施件数(評)</li> </ul>
	<p>③妥当性の観点</p> <p>研究開発の体制・実施方策が妥当であり、法人としての信頼性が確保されているか</p>	<p>[定性的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人としての信頼性が確保される仕組み</li> </ul> <p>[定量的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部委員による事業等評価実施数(評)</li> </ul>

	<p>④社会・経済的観点        診療ガイドラインの作成・情報提供等の取組により、国の医療の標準化に貢献しているか</p>	<p>[定性的視点]        ・他の医療機関との連携・協力        ・社会・経済面における具体的なインパクト        ・国際機関におけるガイドライン等の作成への関与</p> <p>[定量的視点]        ・学会等の策定する診療ガイドラインへの採用件数(評)        ・学会等の組織する診療ガイドライン作成・改訂委員会等への参画件数(モ)</p>
	<p>⑤研究者、研究開発人材の育成・支援の観点        医療政策を牽引するため国際的な水準等に照らして活躍できる研究者、研究開発人材の育成が図られているか</p>	<p>[定性的視点]        ・国内外の人材獲得・育成戦略        ・具体的な取組事例</p> <p>[定量的視点]        ・国内外の育成研究者数(評)        ・教育・人材育成に係る研修実施数(評)        ・教育・人材育成に係る研修への参加研究者数(評)        ・連携大学院への参画件数(モ)        ・大学・研究機関等との包括連携件数(モ)</p>

(案)

## 国立研究開発法人国立成育医療研究センター中長期目標

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人国立成育医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。

令和 3 年 2 月〇日

厚生労働大臣 田村 憲久

### 第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割等

#### 1. 中長期目標の期間における国の政策体系上の法人の位置付け

研究開発法人は、健康・医療戦略推進法（平成 26 年法律第 48 号）に定める基本理念にのっとり、先端的、学際的又は総合的な研究、すなわち医療分野の研究開発及びその成果の普及並びに人材の育成に積極的に努めなければならないこととされている。国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）は、国立研究開発法人として、前述の理念に基づき、研究開発等を推進していく。

また、厚生労働省が掲げる政策体系における基本目標（安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること）及び施策目標（国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること）を踏まえ、NCにおいても、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に係る医療や高度かつ専門的な医療、すなわち政策医療を向上・均てん化させることとされている。

#### 2. 法人の役割（ミッション）

国立研究開発法人国立成育医療研究センター（以下「センター」という。）は、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）第 3 条第 5 項の規定に基づき、母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの（以下「成育に係る疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することとされている。また、通則法第 2 条第 3 項の規定に基づき、国立研究開発法人として、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することとされ

ている。このうち、研究開発及び医療の提供については、

- ・ 高度かつ専門的な新しい治療法やその他の治療成績向上に資するための研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等
- ・ 難治性・希少性の疾患に関する研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等
- ・ 学会等が作成する診療ガイドラインの作成・改訂及び医療の質の向上に必要な指標・根拠に基づく医療（EBM）・個別化医療の確立に資するような研究開発
- ・ 中長期に渡って継続的に実施する必要のあるコホート研究等の研究基盤の整備と NC をはじめとする研究機関間のデータシェアリング

に重点的に取り組むものとする。

### 3. 法人の現状及び課題

小児難病に対する ES 細胞を用いた再生医療の治験として、ES 細胞から作成した肝細胞を、尿素サイクル異常症で肝不全となった乳児の肝臓への移植が世界で初めて成功した。また、乳幼児期までのアレルギー疾患発症予防研究として、離乳早期鶏卵摂取により鶏卵アレルギーの発症が 8 割減少することをランダム化比較試験で実証した。さらに、診断のつかない難病に対する研究プロジェクト「未診断疾患イニシアチブ（IRUD）」の中心的施設として、全国各地の拠点病院、協力病院からの患者及び家族の臨床情報、検体を解析・研究し、原因不明であった 608 症例における原因遺伝子を明らかにし、これまでに知られていなかった未知の原因遺伝子を 12 例に同定した。Psychosocial な研究としては、コロナ禍におけるこどもの生活・健康調査や、父親の産後うつに関する分析を行った研究結果が、社会的にも広く注目されている。医療の提供においては、生後の治療では致命的・重度な障害を残す先天性疾患に対し、救命・予後の改善を目的として子宮内で行う胎児医療を導入するなど、第 2 期中長期目標期間における成果を踏まえると、成育に係る疾患の本態解明と予防、高度かつ専門的な医療の開発、標準医療の確立と普及、政策提言など、成育に係る疾患克服のため、センターが果たしてきた役割は極めて大きい。

しかし、成育に係る疾患については、新たに原因不明の疾患が判明するなど本態解明には至っていないため、国際共同研究、ゲノム情報を活用した研究・治療など、センターには患者や社会のニーズ、医療上及び経済上のニーズを十分に意識した疾患原因の解析や診断法、治療法の研究開発の推進が期待される。

また、これらの研究開発を支えるために必要な専門領域が多様化していることから、研究支援に係る専門性を有する人材の確保を図る必要がある。

加えて、ゲノム医療や医療情報基盤など 6NC の分野横断的な領域については、6NC での相互連携が重要である。

### 4. 法人を取り巻く環境の変化

世界に先駆けて少子・高齢化社会を迎え、人口構造や疾病構造が急激に変化しつつある我が国においては、健康長寿社会の実現が喫緊の課題となっている。

「健康・医療戦略」（令和2年3月27日閣議決定）においては、健康寿命を延伸し、平均寿命との差を短縮するためには生活習慣病、運動器系・感覚器系や、老化に伴う疾患、認知症などの精神・神経の疾患への対応が課題となる中、診断・治療に加えて予防の重要性が増すと同時に、罹患しても日常生活に出来るだけ制限を受けず、疾病と共生していくための取組が望まれているとされている。

現在及び将来の我が国において社会課題となる疾患分野として、成育領域については、周産期・小児期から生殖期に至るまでの心身の健康や疾患に関する予防・診断、早期介入、治療方法の研究開発を推進することが示されたところである。小児難治性疾患に対する遺伝子細胞療法が行われるようになり、一部は欧米で医薬品として承認されている。

また、医療機関以外が主体となる心理的・社会的な課題も多く、医療的ケア児も増加していることから、医療連携、福祉との連携、学校や保健所との連携が課題となっており、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）（以下「成育基本法」という。）においても、関係者は相互の連携を図りながら協力するよう努めなければならないとされている。

加えて、AI、ロボット、ビッグデータなどのデジタル技術とデータの利活用が産業構造や経済社会システム全体に大きな影響を及ぼしつつあり、とりわけ、健康・医療分野は、これらの技術を活かし得る分野の一つとして、創薬等の研究開発の進展や、ゲノム解析などの技術を活用した新たなヘルスケアサービスの創出等が見込まれている。

## 5. 国の政策・施策・事務事業との関係

「健康・医療戦略」（令和2年3月27日閣議決定）に即して策定された「医療分野研究開発推進計画」（令和2年3月27日健康・医療戦略推進本部決定）を踏まえ、臨床研究及び治験の更なる推進、ゲノム医療や個別化医療の実現化、基礎研究から実用化までの一貫した研究開発や、「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）に基づき策定された「がん研究10か年戦略」（平成26年3月31日文部科学大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣確認）を踏まえた対策などの研究開発に関して重点的に取り組むとともに、各研究開発の質の向上に努めるものとする。

また、アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）に基づく、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な方針（平成29年厚生労働省告示第76号）を踏まえ、調査、研究・開発、医療の提供、技術者の研修等に努める。

また、成育基本法に関連する成育医療の推進とその全国的な普及にあたり、中心的な役割を担う。

## 第2 中長期目標の期間

センターの中長期目標の期間は、令和3年4月から令和9年3月までの6年間とする。

## 第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

### 1. 研究・開発に関する事項

#### (1) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進 [研究事業]

##### 【重要度：高】

担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するために極めて重要であり、研究と臨床を一体的に推進できる NC の特長を活かすことにより、研究成果の実用化に大きく貢献することが求められているため。

##### 【難易度：高】

免疫不全症や先天性代謝異常症等の多くは希少疾病・難治疾患であり、治療の対象となる患者数が極めて少ないことから全国的なネットワーク形成等により患者情報を集約した上、研究開発を多施設共同で取り組む必要がある。また、倫理的な観点からも、これらの疾患に対する診断・治療等に関し我が国におけるコンセンサスを同時に形成していく必要があるという困難な面もあるため。

#### ① 重点的な研究・開発

センターが担う疾患について、症例集積性の向上、臨床研究及び治験手続の効率化、研究者・専門家の育成・確保、臨床研究及び治験の情報公開、治験に要するコスト・スピード・質の適正化に関して、より一層強化する。

また、**First in human/ First in Child** (ヒト/子どもに初めて投与する) 試験をはじめとする治験・臨床研究体制を強化し、センター内外の診療部門、治験・臨床研究支援部門や企業等との連携を図るとともに、成育基本法を踏まえ、これまで以上に研究開発を推進する。具体的には、

- ・ 免疫不全症や小児がんをはじめとする難治性疾患に対する遺伝子治療等の先進的治療に関する研究開発
- ・ 小児難病等に対する再生医療の研究開発
- ・ 食物アレルギー等アレルギー疾患の発症予防法の確立に関する研究開発
- ・ 小児が服用しやすい薬剤、小児慢性特定疾患に対する治療法及び小児肺高血圧、小児多動症等の研究開発
- ・ 早産・在胎不当過小やハイリスク妊婦等の母と児を対象としたコホート研究
- ・ 不妊症・不育症に対する研究開発
- ・ 子どもや青年を生物・心理・社会的 (biopsychosocial) に捉える新たな研究とその



## 社会実装

に取り組むなどして、重点的な研究・開発を実施すること。

### ② 戦略的な研究・開発

成育疾患の本態解明、成育疾患の実態把握、高度先駆的及び標準的な予防・診断、遺伝子治療をはじめとする新たな治療法の開発の推進、成育疾患研究の実用化体制の充実に取り組む。

上記①及び②の研究・開発により、医療推進に大きく貢献する研究成果を中長期目標期間中に 20 件以上あげること。また、中長期目標期間中の原著論文数については、2,500 件以上とすること。

### ③ NC 間の疾患横断領域における連携推進

NC 間の連携による新たなイノベーションの創出を目的として設置された国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（JH）においては、NC 間の疾患横断領域を中心とした研究開発とそのための基盤整備、人材育成等に取り組むものとする。

具体的には、ゲノム医療、大規模医療情報の活用、コホート研究基盤の連携・活用、健康寿命延伸のための疾患横断的予防指針提言、実装科学推進のための基盤構築などについて、疾病の予防や共生にも留意しつつ、NC がそれぞれの専門性を活かし、相乗効果を発揮できる研究領域における研究開発の推進等に取り組むものとする。

人材育成については、特に研究支援人材を育成するための体制を構築し、我が国の有為な人材の育成拠点となるようモデル的な研修及び講習の実施に努めること。この他、NC の研究成果の発信やメディアセミナーの開催、知財の創出・管理の強化や企業との連携強化に取り組むものとする。

また、JH 内で適正なガバナンス体制を構築し、定期的に活動状況の評価を行うこと。

## (2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備 [臨床研究事業]

メディカルゲノムセンター（MGC）の機能の充実とバイオバンクの充実、全ゲノム解析、小児希少疾患の原因遺伝子解明の推進、センター内の連携強化、研究・開発の企画及び評価体制の整備、企業等との連携の強化、知的財産の管理強化及び活用推進、倫理性・透明性の確保、競争的資金を財源とする研究開発、医療分野の ICT の活用、First in Human/ First in Child（ヒト/子どもに初めて投与する）試験をはじめとする治験・臨床研究体制の強化により、研究・開発を推進する。

また、臨床研究及び治験を進めるため、症例の集約化を図るとともに、今後も、これらの資源を有効に活用しつつ、臨床研究の質の向上、研究者・専門家の育成・人材確保、臨床研究及び治験のための共通的な基盤の共用、研究不正・研究費不正使用等防止への対応、患者との連携及び国民への啓発活動等への取組など更なる機能の向上を図り、基

礎研究成果を実用化につなぐ体制等を強化する。加えて、ARO (Academic Research Organization) を整備するなど、我が国の臨床研究の中核的な役割を担う体制を整備する。小児・周産期領域における治験・臨床研究の拠点として成育医療の体制構築や均てん化により成育基本法に関連する良質かつ適切な成育医療の提供に貢献する。

具体的には、センター内や産官学の連携の強化、治験・臨床研究の推進やゲノム医療の実現化に向けた基盤を充実させ、特に、ナショナルセンター・バイオバンクネットワークを最大限活用し、センターが担う疾患に関する難治性・希少性疾患の原因解明や創薬に資する治験・臨床研究を推進するために、詳細な臨床情報が付帯された良質な生体試料を収集・保存するとともに、NCをはじめとする研究機関等との間のデータシェアリングができる仕組みを強化するなどバイオバンク体制のより一層の充実を図る。更に外部の医療機関からも生体試料の収集を行う。加えて、ゲノム情報等を活用した個別化医療の確立に向けた研究を推進する。

また、運営費交付金を財源とした研究開発と同様に競争的研究資金を財源とする研究開発においてもセンターの取り組むべき研究課題として適切なものを実施する仕組みを強化する。

以上の実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備により、中長期目標期間中に、**First in human/ First in Child** (ヒト/子どもに初めて投与する) 試験実施件数 3 件以上、医師主導治験実施件数 20 件以上、センターの研究開発に基づくものを含む先進医療承認件数 4 件以上及び学会等が作成する診療ガイドライン等への採用件数 160 件以上、臨床研究 (倫理委員会にて承認された研究をいう。) 実施件数 1,600 件以上、治験 (製造販売後臨床試験も含む。) 300 件以上実施すること。また、共同研究の実施件数について中長期計画に具体的な目標を定めること。

また、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、必要に応じ、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律 (平成 20 年法律第 63 号) に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用すること。

#### 【重要度：高】

実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するために極めて重要であり、研究と臨床を一体的に推進できる NC の特長を活かすことにより、研究成果の実用化に大きく貢献することが求められているため。

## 2. 医療の提供に関する事項 [診療事業]

病院の役割については、引き続き総合周産期母子医療センター、小児がん拠点病院 (中央機関) としての機能を果たした上で、都道府県が策定する地域医療構想等を踏まえた高度急性期機能等の医療機能を担うものとする。

【重要度：高】

成育医療に対する中核的な医療機関であり、研究開発成果の活用を前提として、医療の高度化・複雑化に対応した医療を実施することは、我が国の医療レベルの向上に繋がるため。

(1) 医療政策の一環として、センターで実施すべき高度かつ専門的な医療、標準化に資する医療の提供

我が国における成育医療の中核的な医療機関として、「子ども・子育てビジョン」（平成 22 年 1 月 29 日閣議決定）に定める「妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会」の構築を目指し、国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約しつつ研究部門と密接な連携を図り、その研究成果を活用し、先進医療を含む高度かつ専門的な医療の提供を引き続き推進する。

周産期・小児医療においては、関係医療機関と連携し、妊産婦、周産期における母児、小児の難病・希少疾患や広範な救急医療に対して、質の高い医療の提供や、慢性期における在宅医療との連携の推進を行うこと。

合併妊娠症への対応の充実、生殖補助医療の拡充、出生前診断・支援、胎児治療の推進、先天性疾患治療の充実等に取り組むこと。

小児臓器移植の一層の充実を目指す。特に肝臓移植に関しては、引き続き世界トップレベルの実施件数を維持する。

また、病院の医療の質や機能の向上を図る観点から、センターとして提供することを求められている医療のレベルに見合った臨床評価指標を策定し、医療の質の評価を実施し、その結果を情報発信すること。

(2) 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供

医療の高度化・複雑化が進む中で、質が高く安全な医療を提供するため、各医療従事者が高い専門性を発揮しつつ、業務を分担しながら互いに連携することにより、患者の状態に応じた適切な医療を提供するなど、医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした、多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、継続して質の高い医療の提供を行うこと。

また、これに加え、AI や ICT を活用した医療の提供、NC をはじめとする研究機関及び医療機関間のデータシェアリングなどを通じて、個別化医療の確立等診療の質の向上に取り組むこと。

医療安全については、同規模・同機能の医療機関との間における医療安全相互チェックを行うこと、全職員を対象とした医療安全や感染対策のための研修会を開催し受講状況を確認すること、医療安全管理委員会を開催すること、インシデント及びアクシデン

トの情報共有等を行うことなど、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努め、医療安全管理体制の充実を図ること。

子どもの心の問題、児童虐待、発達障害、障害児（者）等に対応する医療体制を構築するとともに、全国の拠点病院等との連携を推進すること。

「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、手術件数・病床利用率・平均在院日数・入院実患者数等について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。

上記数値目標の実績について、病院の担当疾患に係る割合を分析すること等により、国立研究開発法人の病院として適切かつ健全に運営を行うための病床規模等を検討すること。

### 3. 人材育成に関する事項 [教育研修事業]

人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、成育医療及びその研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。

具体的には、高度な医療技術を有する外国の医師が、その技術を日本の医師に対して教授するために来日するケースや、海外のトップクラスの研究者が、日本の研究者と共同して国際水準の臨床研究を実施するために来日するケースも想定されることから、国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、センターが担う疾患に対する医療及び研究を推進するにあたり、リーダーとして活躍できる人材の育成を継続して実施する。

また、企業との連携調整や研究成果の活用促進等に取り組むリサーチ・アドミニストレーターなど、臨床と直結した研究の実施に必要な支援人材の育成及び確保については、JHのほか大学などアカデミア機関や企業等とも連携し取り組む。

高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施するなど、モデル的な研修及び講習を実施し、普及に努める。

なお、研修等について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。

### 4. 医療政策の推進等に関する事項 [情報発信事業]

#### (1) 国への政策提言に関する事項

研究、医療の均てん化及び NC の連携によるデータベースやレジストリ整備等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、患者を含めた国民の視点に立ち、科学的見地を踏まえ、センターとして提言書を取りまとめた上で国への専門的提言を行うこと。

#### (2) 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項

医療の評価と質の向上、さらに効率的な医療の提供を実現するために、関係学会とも連携しつつ、ゲノム情報、診療データ、患者レジストリ（登録システム）等を活用し、研究分野において指導力を発揮するとともに、センターが担う疾患にかかる中核的な医療機関間のネットワーク化を推進し、高度かつ専門的な医療の普及を図り、医療の標準化に努める。

情報発信にあたっては、関係学会等との連携を強化して、診療ガイドラインの作成・普及等に更に関与するものとし、国内外のセンターが担う疾患に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく予防、診断及び治療法等について、正しい情報が国民に利用されるようにホームページや SNS を活用するなどして、国民向け及び医療機関向けの情報提供の充実を図る。

なお、国民向け及び医療機関向けの情報提供の指標としてホームページアクセス件数について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。

### （3）公衆衛生上の重大な危害への対応

公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。

※上記の研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業及び情報発信事業をそれぞれ一定の事業等のまとまりとする。

## 第4 業務運営の効率化に関する事項

### 1. 効率的な業務運営に関する事項

業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。働き方改革への対応として、労働時間短縮に向けた取組やタスク・シフティング及びタスク・シェアリングを推進すること。

また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。

センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。

① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し、公表する。

また、総人件費について、政府の方針を踏まえ、適切に取り組むこととする。

② NC 等の間において、医薬品などこれまでの共同調達等の取組による効果を検証し、より効率的な調達に努め、コスト削減を図る。

③ 後発医薬品の使用をより促進し、中長期目標期間を通じて数量シェアで 80%以上とする。

④ 医業未収金の発生防止の取組や査定減対策など、適正な診療報酬請求業務を推進し、

引き続き収入の確保を図る。

- ⑤ 一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因経費を除く。）については、令和2年度に比し、中長期目標期間の最終年度において、5%以上の削減を図る。

これらの取組により、中長期目標期間中の累計した損益計算において、経常収支が100%以上となるよう経営改善に取り組む。

## 2. 電子化の推進

業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化について費用対効果を勘案しつつ推進し、引き続き情報を経営分析等に活用するとともに、幅広いICT需要に対応できるセンター内ネットワークの充実を図ること。

## 第5 財務内容の改善に関する事項

「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中長期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。

### 1. 自己収入の増加に関する事項

成育医療に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、引き続き運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。

具体的には、企業等との治験連携事務局の連携強化や、患者レジストリ（登録システム）の充実により、治験・臨床研究体制を強化し、国立研究開発法人日本医療研究開発機構等からの競争的資金や企業治験等の外部資金の獲得を更に進める。

### 2. 資産及び負債の管理に関する事項

センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

### 1. 法令遵守等内部統制の適切な構築

研究開発活動の信頼性の確保、科学技術の健全な発展等の観点から、引き続き研究不正など不適切事案に適切に対応するため、組織として研究不正等を事前に防止する取組を強化するとともに、管理責任を明確化するなど、コンプライアンス体制を強化すること等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。

また、研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、公正性・透明性を確保しつ

つ合理的な調達に努める等「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図る。

更に、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

## 2. 人事の最適化

医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構や諸外国を含めた他の施設との人事交流をこれまで以上に推進する。

また、NC 間及びセンターと独立行政法人国立病院機構の間における看護師等の人事交流を引き続き進める。

なお、法人の人材確保・育成について、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 24 条の規定に基づき作成された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。

## 3. その他の事項（施設・設備整備、情報セキュリティ対策に関する事項を含む）

### （1）施設・設備整備に関する事項

施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。

### （2）情報セキュリティ対策に関する事項

政府の情報セキュリティ対策における方針（情報セキュリティ対策推進会議の決定等）を踏まえ、研修を行う等、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

### （3）その他の事項

業務全般については、以下の取組を行うものとする。

- ① 的確な評価を実施するため、センターは、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）に基づき策定したこの中長期目標を達成するための中長期計画を策定するものとする。
- ② 決算検査報告（会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うほか、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）をはじめとする既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

# 国立研究開発法人国立成育医療研究センターに係る政策体系図

【政策体系】

【基本目標】 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりの推進  
 【施策目標】 政策医療(国が医療政策として担うべき医療)の向上・均てん化

【法人の  
役割・事業】

1. 以下の業務を行うことによって高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与する。

- (1) 成育に係る疾患に係る医療に関する、調査、研究及び技術の開発
- (2) (1)に掲げる業務に密接に関連する医療の提供
- (3) 成育に係る疾患に係る医療に関する、技術者の研修
- (4) (1)～(3)に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言 等

2. 国立研究開発法人として、我が国の科学技術の水準の向上を通じた国民経済の発展その他の公益に資するため、以下の事業を遂行し、研究開発の最大限の成果を確保する。

- (1) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進
- (2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備
- (3) 医療政策の一環として、センターで実施すべき高度かつ専門的な医療、標準化に資する医療の提供
- (4) 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供 等

【重点事項】

高度かつ専門的な新しい治療法に資するための研究開発及びこれらに密接に関連する医療の提供

難治性・希少性疾患に関する研究開発及びこれらに密接に関連する医療の提供

診療ガイドラインの作成・改訂及び医療の質の向上に必要な指標・EBM・個別化医療の確立に資するような研究開発

中長期にわたって継続的に実施する必要のあるコホート研究等の研究基盤整備と研究機関間のデータシェアリング

主な政府  
方針等

健康・医療戦略

医療分野研究開発推進計画

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律

がん対策推進基本計画

がん研究10か年戦略



# (様式) 国立研究開発法人国立成育医療研究センター (NCCHD) の使命等と目標との関係

## (使命)

- NCCHDは、成育に係る疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

## (現状・課題)

- 新たに原因不明の疾患が判明するなど本態解明に至っていないため、国際共同研究、ゲノム情報を活用した研究・治療など、疾患原因の解析や診断法、治療法の研究開発の推進が期待される。
- ゲノム医療や医療情報基盤など6NCの分野横断的な領域については、6NCでの相互連携が重要。
- 研究開発を支えるために必要な専門領域が多様化しており、医療情報、生物統計、臨床研究支援等の専門性を有する人材が必要。

## (環境変化)

- 小児難治性疾患に対する遺伝子細胞療法が行われるようになり、一部は欧米で医薬品として承認されている。
- 医療機関以外が主体となる心理的・社会的な課題も多く、医療的ケア児も増加していることから、医療連携、福祉との連携、学校や保健所との連携が課題となっていることを受け、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」が成立。
- ゲノム情報に基づく診断と治療技術が医療分野で進歩している。
- AI、ロボット、ビッグデータなどのデジタル技術とデータの利活用分野でのイノベーションが加速し、医療分野への展開が見込まれる。

## (中長期目標)

- 免疫不全症、小児がんをはじめとする難治性疾患に対する遺伝子治療等の先進的治療の研究開発や、バイオバンクの充実、全ゲノム解析及び小児希少疾患の原因遺伝子解明の推進に取り組む。
- 高度専門医療の提供により全国の医療水準の向上に努め、希少性・難治性疾患の診療・治療及び患者の視点に立った良質かつ安心な医療を提供する他、AIやICT技術を活用した医療の提供及び研究機関間のデータシェアリングなどを通じた診療の質の向上に取り組む。
- NC間の疾患横断領域を中心とした研究開発や基盤整備及び研究支援人材の育成等に取り組む。

国立研究開発法人国立成育医療研究センターの評価に関する主な評価軸等について

中長期目標	主な評価軸	備考（関連する評価指標、モニタリング指標等）
第2 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項		
1. 研究・開発に関する事項 (1) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進 ① 重点的な研究・開発 ② 戦略的な研究・開発	①科学的・技術的観点 成果・取組の科学的意義（独創性、革新性、先導性、発展性等）が十分に大きなものであるか	[定性的視点] ・独創性、革新性、先導性、発展性 ・具体的なインパクト [定量的視点] ・論文被引用数(評) ・(海外・国内) 著名誌への論文掲載数(評)
	②国際的観点 成果・取り組みが国際的な水準等に照らし十分大きな意義があるものか	[定性的視点] ・国際水準の研究の実施状況 [定量的視点] ・国際学会での発表件数(モ) ・国際会議等の開催件数(モ) ・国際学会での招待講演等の件数(モ) ・国際共同研究の計画数、実施数(モ) ・海外の研究機関との研究協力協定の締結数(モ)
	③妥当性の観点 成果・取組が国の方針や社会のニーズと適合しているか	[定性的視点] ・国・社会からの評価等 ・外部研究資金獲得方針 [定量的視点] ・外部研究資金の獲得件数・金額(モ)

	<p><b>④アウトリーチ・理解増進の観点</b>        社会に向けて、研究・開発の成果や取組の科学技術的意義や社会経済的価値をわかりやすく説明し、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進しているか</p>	<p>[定性的視点]        ・アウトリーチ戦略        ・社会に対する研究・開発成果の発信</p> <p>[定量的視点]        ・HP等による成果等の広報数・アクセス数(評)        ・記者会見実施数(モ)        ・新聞、雑誌、テレビ等での掲載・報道数(モ)        ・国民・患者向けセミナー等の実施件数(評)        ・国民・患者向けセミナー等参加者数(評)        ・医療従事者向けセミナー等の実施件数(評)        ・医療従事者向けセミナー等参加者数(評)</p>
	<p><b>⑤政策への貢献の観点</b>        調査・分析に基づいた疾病対策の企画立案、提言等による政策への貢献がなされているか</p>	<p>[定性的視点]        ・政策推進戦略        ・国の政策への貢献        ・具体的な取組事例</p> <p>[定量的視点]        ・委員、オブザーバーとして国の審議会、検討会等への参画数(モ)        ・政策提言数(評)</p>
<p><b>③ NC間の疾患横断領域における連携</b></p>	<p><b>①研究開発環境の整備・充実の観点</b>        研究開発に資するデータ集積のための基盤強化等に係る取組が十分であるか</p>	<p>[定性的視点]        ・情報基盤等の構築        ・情報基盤データの利活用        ・他機関の疾患レジストリとの連携</p> <p>[定量的視点]        ・患者情報、診療録情報の収集件数(モ)</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・他機関の疾患レジストリとの連携数（評）</li> <li>・情報基盤データを活用した学会発表数・論文数（モ）</li> </ul>
	<p><b>②領域間連携研究推進の観点</b>  NC間の連携により効果的な研究開発が期待される領域への取組みが十分であるか</p>	<p>[定性的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同研究課題の提案と実施</li> <li>・研究課題の進捗管理と評価システムの構築</li> <li>・企業との連携支援</li> </ul> <p>[定量的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NC間の共同研究の計画・実施件数（評）</li> <li>・企業等との受託・共同研究の計画・実施件数（評）</li> <li>・NC間の連携による政策提言数・学会等の策定する診療ガイドライン等への提案件数（モ）</li> </ul>
	<p><b>③アウトリーチ・理解増進の観点</b>  社会に向けて、研究・開発の成果や取組の科学的意義や社会経済的価値をわかりやすく説明し、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進しているか</p>	<p>[定性的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトリーチ戦略</li> <li>・社会に対する研究・開発成果の発信</li> </ul> <p>[定量的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・HP等による成果等の広報数・アクセス数（評）</li> <li>・記者会見実施数（モ）</li> <li>・新聞、雑誌、テレビ等での掲載・報道数（モ）</li> </ul>
	<p><b>④研究者、研究開発人材の育成・支援の観点</b>  研究開発分野のニーズに応じた専門知識を有する人材の育成や研修の実施が図られているか</p>	<p>[定性的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成戦略</li> <li>・具体的な取組事例</li> </ul> <p>[定量的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究支援人材等の育成・研修コースの設置数（評）</li> <li>・受講者数（評）</li> </ul>

<p>(2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備</p>	<p>①研究開発環境の整備・充実の観点 研究開発の体制の充実が図られ、研究成果の実用化に向けた橋渡しに係る取組が十分であるか</p>	<p>[定性的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治験、臨床研究の計画・実施状況</li> <li>・ 研究倫理体制の整備等の状況</li> </ul> <p>[定量的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治験、臨床研究の計画・実施件数(評)</li> <li>・ バイオバンク検体登録数(評)</li> <li>・ バイオバンク試料を用いた研究の実施件数(評)</li> <li>・ ヒト ES 細胞の樹立数(評)</li> </ul>
	<p>②科学技術イノベーション創出・課題解決のためのシステムの推進の観点 有望なシーズを実用化へつなぐ成果の橋渡し、成果の社会還元に至る取組みが十分であるか</p>	<p>[定性的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策的観点からの評価</li> <li>・ 社会的観点からの評価</li> <li>・ 具体的な取組み事例</li> <li>・ 知的財産の活用</li> <li>・ 連携・協力戦略</li> <li>・ 企業等との受託・共同研究の計画・実施状況</li> </ul> <p>[定量的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先進医療申請・承認件数(評)</li> <li>・ 実施中の先進医療技術数(評)</li> <li>・ FIH 試験実施数(モ)</li> <li>・ FIC 試験実施数(モ)</li> <li>・ 医師主導治験実施数(評)</li> <li>・ 特許・ライセンス契約の件数・金額(評)</li> <li>・ 企業との包括連携件数(モ)</li> <li>・ 企業等との受託・共同研究の計画・実施件数(評)</li> </ul>

	<p>③妥当性の観点 研究開発の体制・実施方策が妥当であり、法人としての信頼性が確保されているか</p>	<p>[定性的視点] ・法人としての信頼性が確保される仕組み</p> <p>[定量的視点] ・外部委員による事業等評価実施数(評)</p>
	<p>④社会・経済的観点 診療ガイドラインの作成・情報提供等の取組により、国の医療の標準化に貢献しているか</p>	<p>[定性的視点] ・他の医療機関との連携・協力 ・社会・経済面における具体的なインパクト</p> <p>[定量的視点] ・学会等の策定する診療ガイドラインへの採用件数(評) ・学会等の組織する診療ガイドライン作成・改訂委員会等への参画件数(モ) ・小児がん等の成育疾患の中央診断実施件数(評)</p>
	<p>⑤研究者、研究開発人材の育成・支援の観点 医療政策を牽引するため国際的な水準等に照らして活躍できる研究者、研究開発人材の育成が図られているか</p>	<p>[定性的視点] ・人材獲得・育成戦略 ・具体的な取組事例</p> <p>[定量的視点] ・育成研究者数(評) ・教育・人材育成に係る研修実施数(評) ・教育・人材育成に係る研修への参加研究者数(評) ・連携大学院への参画件数(モ) ・大学・研究機関等との包括連携件数(モ)</p>

(案)

## 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター中長期目標

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。

令和 3 年 2 月〇日

厚生労働大臣 田村 憲久

### 第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割等

#### 1. 中長期目標の期間における国の政策体系上の法人の位置付け

研究開発法人は、健康・医療戦略推進法（平成 26 年法律第 48 号）に定める基本理念にのっとり、先端的、学際的又は総合的な研究、すなわち医療分野の研究開発及びその成果の普及並びに人材の育成に積極的に努めなければならないこととされている。国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）は、国立研究開発法人として、前述の理念に基づき、研究開発等を推進していく。

また、厚生労働省が掲げる政策体系における基本目標（安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること）及び施策目標（国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること）を踏まえ、NCにおいても、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に係る医療や高度かつ専門的な医療、すなわち政策医療を向上・均てん化させることとされている。

#### 2. 法人の役割（ミッション）

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター（以下「センター」という。）は、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）第 3 条第 6 項の規定に基づき、加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であって高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするもの（以下「加齢に伴う疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することとされている。また、通則法第 2 条第 3 項の規定に基づき、国立研究開発法人として、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することとされている。このうち、研究

開発及び医療の提供については、

- ・ 高度かつ専門的な新しい治療法やその他の治療成績向上に資するための研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等
- ・ 難治性・希少性の疾患に関する研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等
- ・ 学会等が作成する診療ガイドラインの作成・改訂及び医療の質の向上に必要な指標・根拠に基づく医療（EBM）・個別化医療の確立に資するような研究開発
- ・ 中長期に渡って継続的に実施する必要があるコホート研究等の研究基盤の整備と NC をはじめとする研究機関間のデータシェアリング

に重点的に取り組むものとする。

### 3. 法人の現状及び課題

企業と協働して研究開発を進めている血液 A $\beta$  バイオマーカーは、認知機能が正常な高齢者に生じた初期段階のアミロイド蓄積病変を正確に捉えていることや、アルツハイマー病リスク保有者の早期検出に有用であることが認められるなど、血液検査でアルツハイマー病変を高い精度で予測し得ることが明らかになった。また、センターが中核を担う認知症の時間軸を踏まえたコホート研究（オレンジレジストリ研究）、バイオバンクと連携させたアジア最大級の質の高い認知症ゲノム情報基盤構築を推進した。令和元年度に開始した多因子介入によるランダム化試験（J-MINT）では、大規模な臨床研究を全国規模で実施することにより、認知症に対する医療提供及び予防に貢献している。第2期中長期目標期間における成果を踏まえると、加齢に伴う疾患の本態解明と予防、高度かつ専門的な医療の開発、標準医療の確立と普及、政策提言など、加齢に伴う疾患克服のため、センターが果たしてきた役割は極めて大きい。

また、センターではロボットの実証研究を行い、医療・介護の現場や生活の場で活用する介護ロボットの開発・実用化を促進しているが、実際の適用に至る前の段階に止まっており、現場のニーズを踏まえつつ十分な実地検証を実施した上で社会実装を目指す他、フレイル（加齢や慢性疾患による生活機能低下）の予防及び介入などにより、要介護の大きな要因である運動器障害などの認知症の要因を減らすこと等、患者や社会のニーズ、医療上及び経済上のニーズをも十分に意識しつつ、先制医療や新たな医薬品や診断・治療方法の開発、医療機器の開発が推進される社会の実現に貢献することが期待される。これらの研究開発を支えるために必要な専門領域が多様化していることから、研究支援に係る専門性を有する人材の確保を図る必要がある。

加えて、ゲノム医療や医療情報基盤など 6NC の分野横断的な領域については、6NC での相互連携が重要である。

### 4. 法人を取り巻く環境の変化



世界に先駆けて少子・超高齢社会を迎え、人口構造や疾病構造が急激に変化しつつある我が国においては、健康長寿社会の実現が喫緊の課題となっている。

「健康・医療戦略」（令和2年3月27日閣議決定）においては、健康寿命を延伸し、平均寿命との差を短縮するためには生活習慣病、運動器系・感覚器系や、老化に伴う疾患、認知症などの精神・神経の疾患への対応が課題となる中、診断・治療に加えて予防の重要性が増すと同時に、罹患しても日常生活に出来るだけ制限を受けず、疾病と共生していくための取組が望まれているとされている。

また、国際連合では、2021年から2030年までの10年間の“Decade of Healthy Ageing（健康長寿のための10年間）”と定め、全世界的な健康寿命延伸に向けた取組の必要性を提言している。さらには、現在及び将来の我が国において社会課題となる疾患分野として、老年医学・認知症領域についてモデル生物を用いた老化制御メカニズム及び臓器連関による臓器・個体老化の基本メカニズム等の解明、認知症に関する薬剤治験対応コホート構築やゲノム情報等の集積及びこれらを活用したバイオマーカー研究や病態解明等、認知症に関する非薬物療法の確立及び官民連携による認知症予防・進行抑制の基盤整備を推進することが示されたところである。

加えて、AI、ロボット、ビッグデータなどのデジタル技術とデータの利活用が、産業構造や経済社会システム全体に大きな影響を及ぼしつつあり、とりわけ、健康・医療分野は、これらの技術を活かし得る分野の一つとして、創薬等の研究開発の進展や、ゲノム解析などの技術を活用した新たなヘルスケアサービスの創出等が見込まれている。

## 5. 国の政策・施策・事務事業との関係

「健康・医療戦略」（令和2年3月27日閣議決定）に即して策定された「医療分野研究開発推進計画」（令和2年3月27日健康・医療戦略推進本部決定）を踏まえ、ゲノム医療や個別化医療の実現、基礎研究から実用化までの一貫した研究開発に関して重点的に取り組むとともに、各研究開発の質の向上に努めるものとする。

また、「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）を踏まえ、認知症施策などの推進に努めるものとする。

## 第2 中長期目標の期間

センターの中長期目標の期間は、令和3年4月から令和9年3月までの6年間とする。

## 第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

### 1. 研究・開発に関する事項

(1) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進 [研究事業]

【重要度：高】

担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進は、国民が健康な生

活及び長寿を享受することのできる社会を形成するために極めて重要であり、研究と臨床を一体的に推進できる NC の特長を活かすことにより、研究成果の実用化に大きく貢献することが求められているため。

#### 【難易度：高】

認知症を含めた加齢に伴う疾患に対する研究開発は、高齢者特有の脆弱性により他の疾患や機能障害を併発しやすいことや、治療法の有効性を評価するための、臨床的・疫学的ランダム化研究あるいはモデル動物による評価系の構築が困難であることなど、その先制医療や予防を実現するための研究開発において多様な課題を抱えているため。

#### ① 重点的な研究・開発

センターが担う疾患について、症例集積性の向上、臨床研究及び治験手続の効率化、研究者・専門家の育成・確保、臨床研究及び治験の情報公開、治験に要するコスト・スピード・質の適正化に関して、より一層強化する。

また、**First in human**（ヒトに初めて投与する）試験をはじめとする治験・臨床研究体制を強化し、診療部門や企業等との連携を図り、これまで以上に研究開発を推進する。具体的には、

- ・ 認知症の先制治療薬、ゲノム解析情報からのドラッグ・リポジショニング、早期診断技術の開発や予防方法の確立等の研究開発及び予防策の社会実装
- ・ フレイル（虚弱）・ロコモ（運動器症候群）などの老年病に関する診断・予防・治療ケア等のための基礎・臨床・疫学・ゲノム・工学研究
- ・ 高齢者感覚器疾患における再生医療の推進
- ・ 2025年問題を見据えた在宅医療やエンドオブライフケア、認知症者の徘徊対策等の老年学・社会科学的な研究開発・政策提言
- ・ バイオバンクと連携した老化・老年学に関する大規模コホートの構築とそれを活用した研究の実施・統合
- ・ 前臨床から軽度認知症（MCI）も含む認知症疾患レジストリなどのデータ基盤の構築とレジストリを活用した治験と臨床研究の進展

に取り組むなどして、重点的な研究・開発を実施すること。

#### ② 戦略的な研究・開発

加齢に伴う疾患の本態解明、加齢に伴う疾患の実態把握、加齢に伴う疾患に対する予防、診断、治療ケア等のための基礎・臨床疫学・ゲノム・工学研究、開発に取り組む。

上記①及び②の研究・開発により、医療推進に大きく貢献する研究成果を中長期目標期間中に19件以上あげること。また、中長期目標期間中の原著論文数については、1,700

件以上とすること。

### ③ NC間の疾患横断領域における連携推進

NC間の連携による新たなイノベーションの創出を目的として設置された国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（JH）においては、NC間の疾患横断領域を中心とした研究開発とそのための基盤整備、人材育成等に取り組むものとする。

具体的には、ゲノム医療、大規模医療情報の活用、コホート研究基盤の連携・活用、健康寿命延伸のための疾患横断的予防指針提言、実装科学推進のための基盤構築などについて、疾病の予防や共生にも留意しつつ、NCがそれぞれの専門性を活かし、相乗効果を発揮できる研究領域における研究開発の推進等に取り組むものとする。

人材育成については、特に研究支援人材を育成するための体制を構築し、我が国の有為な人材の育成拠点となるようモデル的な研修及び講習の実施に努めること。この他、NCの研究成果の発信やメディアセミナーの開催、知財の創出・管理の強化や企業との連携強化に取り組むものとする。

また、JH内で適正なガバナンス体制を構築し、定期的に活動状況の評価を行うこと。

## (2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備 [臨床研究事業]

長寿医療に関する研究開発拠点としての開発力の強化、産学官連携による長寿工学研究の推進、高齢者のためのロボットの開発普及のための拠点の整備、バイオバンクを活用した認知症のゲノム医療推進基盤の充実、メディカルゲノムセンター（MGC）の機能の充実とバイオバンクの充実、介護予防・重症化防止のための研究開発、高齢者特有の疾患に対する効果的な治療・介護手法等、支える医療の確立、治験・臨床研究推進体制の強化、適正な研究活動の遵守のための措置、知的財産の管理強化及び活用推進、医療機器の開発の推進、国際連携の強化、診療ガイドラインの作成・普及により、研究・開発を推進する。

また、臨床研究及び治験を進めるため、症例の集約化を図るとともに、今後も、これらの資源を有効に活用しつつ、臨床研究の質の向上、研究者・専門家の育成・人材確保、臨床研究及び治験のための共通的な基盤の共用、研究不正・研究費不正使用等防止への対応、患者との連携及び国民への啓発活動等への取組など更なる機能の向上を図り、基礎研究成果を実用化につなぐ体制を強化する。

具体的には、センター内や産官学の連携の強化、治験・臨床研究の推進やゲノム医療の実現化に向けた基盤を充実させ、特に、ナショナルセンター・バイオバンクネットワークを最大限活用し、センターが担う疾患に関する難治性・希少性疾患の原因解明や創薬に資する治験・臨床研究を推進するために、詳細な臨床情報が付帯された良質な生体試料を収集・保存するとともに、NCをはじめとする研究機関等との間のデータシェアリングができる仕組みを強化するなどバイオバンク体制のより一層の充実を図る。更に外

部の医療機関からも生体試料の収集を行う。加えて、ゲノム情報等を活用した個別化医療の確立に向けた研究を推進する。

また、運営費交付金を財源とした研究開発と同様に競争的研究資金を財源とする研究開発においてもセンターの取り組むべき研究課題として適切なものを実施する仕組みを強化する。

以上の実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備により、中長期目標期間中に、**First in human**（ヒトに初めて投与する）試験実施件数1件以上、医師主導治験実施件数6件以上、センターの研究開発に基づくものを含む先進医療承認件数1件以上及び学会等が作成する診療ガイドライン等への採用件数34件以上、臨床研究（倫理委員会にて承認された研究をいう。）実施件数1,200件以上、治験（製造販売後臨床試験も含む。）350件以上実施すること。また、共同研究の実施件数について中長期計画に具体的な目標を定めること。

また、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、必要に応じ、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用すること。

**【重要度：高】**

実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するために極めて重要であり、研究と臨床を一体的に推進できるNCの特長を活かすことにより、研究成果の実用化に大きく貢献することが求められているため。

2. 医療の提供に関する事項〔診療事業〕

病院の役割については、引き続き認知症疾患医療センター、在宅療養後方支援病院としての機能を果たした上で、都道府県が策定する地域医療構想等を踏まえた高度急性期機能等の医療機能を担うものとする。

**【重要度：高】**

長寿医療に対する中核的な医療機関であり、研究開発成果の活用を前提として、医療の高度化・複雑化に対応した医療を実施することは、我が国の医療レベルの向上に繋がるため。

（1）医療政策の一環として、センターで実施すべき高度かつ専門的な医療、標準化に資する医療の提供

我が国における長寿医療の中核的な医療機関として、「認知症施策推進大綱」を踏まえ、国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約しつつ研究部門と密接な連携を図り、そ

の研究成果を活用し、先進医療を含む高度かつ専門的な医療の提供を引き続き推進する。特に、超高齢化が進む今後を見通すと、認知症とフレイルが最も重要な病態であることから、それらに対する治療及び予防策の提供について重点的に推進する。

また、病院の医療の質や機能の向上を図る観点から、センターとして提供することを求められている医療のレベルに見合った臨床評価指標を策定し、医療の質の評価を実施し、その結果を情報発信すること。

## (2) 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供

医療の高度化・複雑化が進む中で、質が高く安全な医療を提供するため、各医療従事者が高い専門性を発揮しつつ、業務を分担しながら互いに連携することにより、患者の状態に応じた適切な医療を提供するなど、医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした、多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、継続して質の高い医療の提供を行うこと。

また、これに加え、AIやICTを活用した医療の提供、NCをはじめとする研究機関及び医療機関間のデータシェアリングなどを通じて、個別化医療の確立等診療の質の向上に取り組むこと。

医療安全については、同規模・同機能の医療機関との間における医療安全相互チェックを行うこと、全職員を対象とした医療安全や感染対策のための研修会を開催し受講状況を確認すること、医療安全管理委員会を開催すること、インシデント及びアクシデントの情報共有等を行うことなど、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努め、医療安全管理体制の充実を図ること。

認知症患者、家族を支援するための医療体制を構築するとともに、医療と介護の連携を推進すること。

高齢者の在宅療養生活を支援し、切れ目のない医療の提供を行うため、モデル的な在宅医療支援を提供すること。

患者に対する患者同意取得（インフォームドコンセント）等において、人生の最終段階におけるモデル的な医療の提供を行うこと。

「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、手術件数・病床利用率・平均在院日数・入院実患者数等について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。

上記数値目標の実績について、病院の担当疾患に係る割合を分析すること等により、国立研究開発法人の病院として適切かつ健全に運営を行うための病床規模等を検討すること。

上記（1）及び（2）により得られた知見等を基に、各地に設置される認知症初期集中支援チームに対する指導・研修・助言を通じ、認知症の人の早期受療に関する適切な

介入を行うことにより受療行動の増加に努めること。

### 3. 人材育成に関する事項 [教育研修事業]

人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、長寿医療及びその研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。

具体的には、高度な医療技術を有する外国の医師が、その技術を日本の医師に対して教授するために来日するケースや、海外のトップクラスの研究者が、日本の研究者と共同して国際水準の臨床研究を実施するために来日するケースも想定されることから、国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、センターが担う疾患に対する医療及び研究を推進するにあたり、リーダーとして活躍できる人材の育成を継続して実施する。

また、企業との連携調整や研究成果の活用促進等に取り組むリサーチ・アドミニストレーターなど、臨床と直結した研究の実施に必要な支援人材の育成及び確保については、JHのほか大学などアカデミア機関や企業等とも連携し取り組む。

高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施するなど、モデル的な研修及び講習を実施し、普及に努める。その一環として、「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症サポート医養成研修の修了者数について令和7年度末までに累計16,000人を目指すこと。

専門修練医用の研修プログラムの作成など専門修練医制度を整備する。

なお、研修等について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。

### 4. 医療政策の推進等に関する事項 [情報発信事業]

#### (1) 国への政策提言に関する事項

研究、医療の均てん化及びNCの連携によるデータベースやレジストリ整備等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、患者を含めた国民の視点に立ち、科学的見地を踏まえ、センターとして提言書を取りまとめた上で国への専門的提言を行うこと。

#### (2) 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項

医療の評価と質の向上、さらに効率的な医療の提供を実現するために、関係学会とも連携しつつ、ゲノム情報、診療データ、疾患レジストリ（登録システム）等を活用し、研究分野において指導力を発揮するとともに、センターが担う疾患にかかる中核的な医療機関間のネットワーク化を推進し、高度かつ専門的な医療の普及を図り、医療の標準化に努める。

情報発信にあたっては、関係学会等との連携を強化して、診療ガイドラインの作成・普及等に更に関与するものとし、国内外のセンターが担う疾患に関する知見を収集、整

理及び評価し、科学的根拠に基づく予防、診断及び治療法等について、正しい情報が国民に利用されるようにホームページや SNS を活用するなどして、国民向け及び医療機関向けの情報提供の充実を図る。

なお、国民向け及び医療機関向けの情報提供の指標としてホームページアクセス件数について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。

### (3) 公衆衛生上の重大な危害への対応

公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。

※上記の研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業及び情報発信事業をそれぞれ一定の事業等のまとまりとする。

## 第4 業務運営の効率化に関する事項

### 1. 効率的な業務運営に関する事項

業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。働き方改革への対応として、労働時間短縮に向けた取組やタスク・シフティング及びタスク・シェアリングを推進すること。

また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。

センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。

① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し、公表する。

また、総人件費について、政府の方針を踏まえ、適切に取り組むこととする。

② NC 等の間において、医薬品などこれまでの共同調達等の取組による効果を検証し、より効率的な調達に努め、コスト削減を図る。

③ 後発医薬品の使用をより促進し、中長期目標期間を通じて数量シェアで 80%以上とする。

④ 医業未収金の発生防止の取組や査定減対策など、適正な診療報酬請求業務を推進し、引き続き収入の確保を図る。

⑤ 一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因経費を除く。）については、令和2年度に比し、中長期目標期間の最終年度において、5%以上の削減を図る。

これらの取組により、中長期目標期間中の累計した損益計算において、経常収支が 100%以上となるよう経営改善に取り組む。

### 2. 電子化の推進

業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化について費用対効果を勘案しつつ推進し、引き続き情報を経営分析等に活用するとともに、幅広い ICT 需要に対応できるセンター内ネットワークの充実を図ること。

## 第5 財務内容の改善に関する事項

「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中長期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。

### 1. 自己収入の増加に関する事項

長寿医療に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、引き続き運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。

具体的には、企業等との治験連携事務局の連携強化や、疾患レジストリ（登録システム）の充実により、治験・臨床研究体制を強化し、国立研究開発法人日本医療研究開発機構等からの競争的資金や企業治験等の外部資金の獲得を更に進める。

### 2. 資産及び負債の管理に関する事項

センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。

また、第4の1「効率的な業務運営に関する事項」に掲げる取組を着実に実施し、中長期目標期間中の累計した損益計算において経常収支率が100%以上となるよう経営改善に取り組み、中長期目標期間中に、繰越欠損金を第2期中長期目標期間の最終年度（令和2年度）比で3.2%削減するよう努める。なお、センターにおける繰越欠損金の発生要因等を分析し、可能な限り早期に繰越欠損金が解消されるよう、具体的な繰越欠損金解消計画を作成し、公表すること。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

### 1. 法令遵守等内部統制の適切な構築

研究開発活動の信頼性の確保、科学技術の健全な発展等の観点から、引き続き研究不正など不適切事案に適切に対応するため、組織として研究不正等を事前に防止する取組を強化するとともに、管理責任を明確化するなど、コンプライアンス体制を強化すること等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。

また、研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める等「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」



について」(平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図る。

更に、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

## 2. 人事の最適化

医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構や諸外国を含めた他の施設との人事交流をこれまで以上に推進する。

また、NC 間及びセンターと独立行政法人国立病院機構の間における看護師等の人事交流を引き続き進める。

なお、法人の人材確保・育成について、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 24 条の規定に基づき作成された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。

## 3. その他の事項(施設・設備整備、情報セキュリティ対策に関する事項を含む)

### (1) 施設・設備整備に関する事項

施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。

### (2) 情報セキュリティ対策に関する事項

政府の情報セキュリティ対策における方針(情報セキュリティ対策推進会議の決定等)を踏まえ、研修を行う等、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

### (3) その他の事項

業務全般については、以下の取組を行うものとする。

- ① 的確な評価を実施するため、センターは、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定)に基づき策定したこの中長期目標を達成するための中長期計画を策定するものとする。
- ② 決算検査報告(会計検査院)の指摘も踏まえた見直しを行うほか、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)をはじめとする既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

# 国立研究開発法人国立長寿医療研究センターに係る政策体系図

【政策体系】

【基本目標】 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりの推進  
 【施策目標】 政策医療(国が医療政策として担うべき医療)の向上・均てん化

【法人の  
役割・事業】

1. 以下の業務を行うことによって高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与する。
  - (1) 加齢に伴って生ずる心身の変化に関する、調査及び研究
  - (2) 加齢に伴う疾患に係る医療に関する、調査、研究及び技術の開発
  - (3) (2)に掲げる業務に密接に関連する医療の提供
  - (4) 加齢に伴う疾患に係る医療に関する、技術者の研修
  - (5) (1)～(4)に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言 等

2. 国立研究開発法人として、我が国の科学技術の水準の向上を通じた国民経済の発展その他の公益に資するため、以下の事業を遂行し、研究開発の最大限の成果を確保する。
  - (1) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進
  - (2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備
  - (3) 医療政策の一環として、センターで実施すべき高度かつ専門的な医療、標準化に資する医療の提供
  - (4) 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供等

【重点事項】

高度かつ専門的な新しい治療法に資するための研究開発及びこれらに密接に関連する医療の提供

難治性・希少性疾患に関する研究開発及びこれらに密接に関連する医療の提供

診療ガイドラインの作成・改訂及び医療の質の向上に必要な指標・EBM・個別化医療の確立に資するような研究開発

中長期にわたって継続的に実施する必要のあるコホート研究等の研究基盤整備と研究機関間のデータシェアリング

主な政府  
方針等

健康・医療戦略

医療分野研究開発推進計画

認知症施策推進総合戦略

(使命)

- NCGGは、加齢に伴う疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(現状・課題)

- フレイル(加齢や慢性疾患による生活機能低下)の予防及び介入などにより、要介護の大きな要因である運動器障害など、認知症の要因を減らすことが必要。
- ゲノム医療や医療情報基盤など6NCの分野横断的な領域については、6NCでの相互連携が重要。
- 研究開発を支えるために必要な専門領域が多様化しており、医療情報、生物統計、臨床研究支援等の専門性を有する人材が必要。

(環境変化)

- 人口構成、社会経済構造、生活様式などの変化に伴う疾病構造の変化により、高齢者の医療ニーズと健康寿命の増進に対する関心が高まっている。
- ゲノム情報に基づく診断と治療技術が医療分野で進歩している。
- AI、ロボット、ビッグデータなどのデジタル技術とデータの利活用の分野でのイノベーションが加速し、医療分野への展開が見込まれる。

(中長期目標)

- 認知症の先制治療薬、ゲノム解析情報からのドラッグ・リポジショニング、早期診断技術の開発や予防方法の確立等の研究開発や、バイオバンクを活用した認知症のゲノム医療推進基盤の充実に取り組む。
- 高度専門医療の提供により全国の医療水準の向上に努め、希少性・難治性疾患の診療・治療及び患者の視点に立った良質かつ安心な医療を提供する他、AIやICT技術を活用した医療の提供及び研究機関間のデータシェアリングなどを通じた診療の質の向上に取り組む。
- NC間の疾患横断領域を中心とした研究開発や基盤整備及び研究支援人材の育成等に取り組む。

国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの評価に関する主な評価軸等について

中長期目標	主な評価軸	備考（関連する評価指標、モニタリング指標等）
第2 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項		
1. 研究・開発に関する事項 (1) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進 ① 重点的な研究・開発 ② 戦略的な研究・開発	①科学的・技術的観点 成果・取組の科学的意義（独創性、革新性、先導性、発展性等）が十分に大きなものであるか	[定性的視点] ・独創性、革新性、先導性、発展性 ・具体的なインパクト [定量的視点] ・論文被引用数(評) ・(海外・国内) 著名誌への論文掲載数(評)
	②国際的観点 成果・取り組みが国際的な水準等に照らし十分大きな意義があるものか	[定性的視点] ・国際水準の研究の実施状況 [定量的視点] ・国際学会での発表件数(モ) ・国際会議等の開催件数(モ) ・国際学会での招待講演等の件数(モ) ・国際共同研究の計画数、実施数(モ) ・海外の研究機関との研究協力協定の締結数(モ)
	③妥当性の観点 成果・取組が国の方針や社会のニーズと適合しているか	[定性的視点] ・国・社会からの評価等 ・外部研究資金獲得方針 [定量的視点] ・外部研究資金の獲得件数・金額(モ)

	<p>④アウトリーチ・理解増進の観点 社会に向けて、研究・開発の成果や取組の科学的意義や社会経済的価値をわかりやすく説明し、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進しているか</p>	<p>[定性的視点] ・アウトリーチ戦略 ・社会に対する研究・開発成果の発信</p> <p>[定量的視点] ・HP等による成果等の広報数・アクセス数(評) ・記者会見実施数(モ) ・新聞、雑誌、テレビ等での掲載・報道数(モ) ・国民・患者向けセミナー等の実施件数(評) ・国民・患者向けセミナー等参加者数(評) ・医療従事者向けセミナー等の実施件数(評) ・医療従事者向けセミナー等参加者数(評)</p>
	<p>⑤政策への貢献の観点 調査・分析に基づいた疾病対策の企画立案、提言等による政策への貢献がなされているか</p>	<p>[定性的視点] ・政策推進戦略 ・国の政策への貢献 ・具体的な取組事例</p> <p>[定量的視点] ・委員、オブザーバーとして国の審議会、検討会等への参画数(モ) ・政策提言数(評)</p>
<p>③ NC間の疾患横断領域における連携</p>	<p>①研究開発環境の整備・充実の観点 研究開発に資するデータ集積のための基盤強化等に係る取組が十分であるか</p>	<p>[定性的視点] ・情報基盤等の構築 ・情報基盤データの利活用 ・他機関の疾患レジストリとの連携</p> <p>[定量的視点] ・患者情報、診療録情報の収集件数(モ)</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・他機関の疾患レジストリとの連携数（評）</li> <li>・情報基盤データを活用した学会発表数・論文数（モ）</li> </ul>
	<p><b>②領域間連携研究推進の観点</b>  NC間の連携により効果的な研究開発が期待される領域への取組みが十分であるか</p>	<p>[定性的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同研究課題の提案と実施</li> <li>・研究課題の進捗管理と評価システムの構築</li> <li>・企業との連携支援</li> </ul> <p>[定量的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NC間の共同研究の計画・実施件数（評）</li> <li>・企業等との受託・共同研究の計画・実施件数（評）</li> <li>・NC間の連携による政策提言数・学会等の策定する診療ガイドライン等への提案件数（モ）</li> </ul>
	<p><b>③アウトリーチ・理解増進の観点</b>  社会に向けて、研究・開発の成果や取組の科学的意義や社会経済的価値をわかりやすく説明し、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進しているか</p>	<p>[定性的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトリーチ戦略</li> <li>・社会に対する研究・開発成果の発信</li> </ul> <p>[定量的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・HP等による成果等の広報数・アクセス数（評）</li> <li>・記者会見実施数（モ）</li> <li>・新聞、雑誌、テレビ等での掲載・報道数（モ）</li> </ul>
	<p><b>④研究者、研究開発人材の育成・支援の観点</b>  研究開発分野のニーズに応じた専門知識を有する人材の育成や研修の実施が図られているか</p>	<p>[定性的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成戦略</li> <li>・具体的な取組事例</li> </ul> <p>[定量的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究支援人材等の育成・研修コースの設置数（評）</li> <li>・受講者数（評）</li> </ul>

<p>(2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備</p>	<p>①研究開発環境の整備・充実の観点 研究開発の体制の充実が図られ、研究成果の実用化に向けた橋渡しに係る取組が十分であるか</p>	<p>[定性的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治験、臨床研究の計画・実施状況</li> <li>・ 研究倫理体制の整備等の状況</li> </ul> <p>[定量的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治験、臨床研究の計画・実施件数(評)</li> <li>・ バイオバンク検体登録件数(評)</li> <li>・ バイオバンク試料を用いた研究の実施件数(モ)</li> </ul>
	<p>②科学技術イノベーション創出・課題解決のためのシステムの推進の観点 有望なシーズを実用化へつなぐ成果の橋渡し、成果の社会還元に至る取組みが十分であるか</p>	<p>[定性的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策的観点からの評価</li> <li>・ 社会的観点からの評価</li> <li>・ 具体的な取組み事例</li> <li>・ 知的財産の活用</li> <li>・ 連携・協力戦略</li> <li>・ 企業等との受託・共同研究の計画・実施状況</li> </ul> <p>[定量的視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先進医療申請・承認件数(評)</li> <li>・ 実施中の先進医療技術数(評)</li> <li>・ FIH 試験実施数(モ)</li> <li>・ 医師主導治験実施数(評)</li> <li>・ 特許・ライセンス契約の件数・金額(評)</li> <li>・ 企業等との包括連携件数(モ)</li> <li>・ 企業等との受託・共同研究の計画・実施件数(評)</li> <li>・ モデル的高齢者医療・介護に関するマニュアル等の開発件数(モ)</li> </ul>

	<p>③妥当性の観点 研究開発の体制・実施方策が妥当であり、法人としての信頼性が確保されているか</p>	<p>[定性的視点] ・法人としての信頼性が確保される仕組み</p> <p>[定量的視点] ・外部委員による事業等評価実施数(評)</p>
	<p>④社会・経済的観点 診療ガイドラインの作成・情報提供等の取組により、国の医療の標準化に貢献しているか</p>	<p>[定性的視点] ・他の医療機関との連携・協力 ・社会・経済面における具体的なインパクト</p> <p>[定量的視点] ・学会等の策定する診療ガイドラインへの採用件数(評) ・学会等の組織する診療ガイドライン作成・改訂委員会等への参画件数(モ) ・医療・介護従事者に対する高齢者医療技術等の研修実施数、研修参加者数(モ)</p>
	<p>⑤研究者、研究開発人材の育成・支援の観点 医療政策を牽引するため国際的な水準等に照らして活躍できる研究者、研究開発人材の育成が図られているか</p>	<p>[定性的視点] ・人材獲得・育成戦略 ・具体的な取組事例</p> <p>[定量的視点] ・育成研究者数(評) ・教育・人材育成に係る研修実施数(評) ・教育・人材育成に係る研修への参加研究者数(評) ・連携大学院への参画件数(モ) ・大学・研究機関等との包括連携件数(モ)</p>



## 独立行政法人家畜改良センター中期目標

令和3年2月17日

農林水産省

### 第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

#### 1 法人の使命

独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）は、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定、以下「基本計画」という。）に掲げられた食料の安定供給の確保、基本計画と連動して策定された酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（令和2年3月31日農林水産省策定）、家畜改良増殖目標（令和2年3月31日農林水産省策定）、鶏の改良増殖目標（令和2年3月31日農林水産省策定）及び養豚農業の振興に関する基本方針（平成27年3月31日農林水産省策定）の実現に向けた政策実施機関として、独立行政法人家畜改良センター法（平成11年法律第185号）に基づき、全国的な視点での家畜の改良増殖及び飼養管理の改善、飼料作物種苗の生産・供給等に取り組み、国産畜産物の生産性や品質の向上を通じて我が国の畜産業の発展及び国民の豊かで安全・安心な食生活の確保に貢献する取組が求められている。

#### 2 法人の現状と課題

近年の畜産をめぐる情勢においては、農家の高齢化や後継者不足の進展等による生産基盤の弱体化が進行しており、省力的な飼養環境の下でも高い生産性を発揮できる家畜が求められている。

また、TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定等の経済連携協定の進展や中国への牛肉輸出の再開に向けた動き、少子高齢化や健康志向の高まり等による消費者ニーズの多様化等を受け、これまで以上に消費者から求められる「品質」とそれに応じた「価格」の両面で、「強み」のある畜産物を安定的に供給していくことが課題となっている。

センターは、信頼度の高い遺伝的能力評価の活用、繁殖技術等最新の畜産技術の実践等により、基本計画に定める生産努力目標や家畜改良増殖目標等の実現に向けた政策実施機関としてその役割を果たすとともに、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号、以下「牛トレーサビリティ法」という。）に基づく牛個体識別台帳の管理等の法令に基づく事務の実施機関としての役割を担ってきた。

これに加え、和牛遺伝資源の適正な管理のため、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に基づき実施される立入検査や和牛遺伝資源の流通管

理システムの管理について、長年蓄積してきた知見や技術を活かした協力も求められている。

センターにおいては、引き続き、国の政策の実現に向けた事業や法令に基づく事務の実施に直接関わっていることを念頭に置きつつ、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく中期目標管理法人として、本中期目標に則し、求められる取組を実現することによりその役割を果たしていく必要がある。

このような役割を果たしていくためには、センターが保有する施設の整備、家畜等の育種資源及び、これまで長年蓄積してきた技術・知見・人材の活用、海外の革新技术と競争できる技術を持った人材の育成・確保、システム管理に関する専門知識を持った技術者の確保が必要不可欠であり、本中期目標期間において積極的に取り組んでいくことが必要である。

### 3 政策をとりまく環境の変化

センターは、家畜改良増殖法に定める立入検査、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）に定める指定種苗の集取、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号、以下「カルタヘナ法」という。）に定める立入検査及び牛トレーサビリティ法に定める牛個体識別台帳の管理等、法令に基づく事務の実施機関として位置付けられており、法の適正な執行を通じて国産牛肉等の信頼性や安全性の確保にも寄与することが求められている。

更に、近年の地震や台風等の大規模な自然災害や豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染性疾病により、我が国の畜産生産基盤を揺るがすような甚大な被害が発生しているため、これまで以上に、センターの持つ技術・知見・人材を活用した外部支援に対する畜産の生産現場からの期待が高まっている。

## 第 2 中期目標の期間

センターの中期目標の期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

## 第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

以下の 7 業務を、それぞれ一定の事業等のまとまりとし、評価を実施する。

### <想定される外部要因>

センター及び国内での自然災害や家畜伝染性疾病の発生等がないことなどを

前提とし、これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

- 1 全国的な改良の推進
- 2 飼養管理の改善等への取組
- 3 飼料作物種苗の増殖・検査
- 4 調査・研究及び講習・指導
- 5 家畜改良増殖法等に基づく事務
- 6 牛トレーサビリティ法に基づく事務
- 7 センターの人材・資源を活用した外部支援

#### 1 全国的な改良の推進

令和2年3月に公表した家畜改良増殖目標及び鶏の改良増殖目標では、消費者から求められる「品質」とそれに応じた「価格」の両面で、これまで以上に「強み」のある畜産物を安定的に供給することができるよう、より効率的な畜産物生産を進めるための、「家畜づくり」にデータを生かすことを求めている。

これまでセンターでは、DNA情報を活用した評価（ゲノミック評価）を駆使すること等による改良速度の加速化や遺伝的多様性に配慮した種畜生産等の民間では取り組み難い事業を担い、農家への種畜・種きん供給を行う都道府県や民間事業体に候補種雄牛や育種素材等を供給してきた。この結果、第4中期目標の期間においては、

- ① 乳用牛のうちホルスタイン種について、乳量の育種価+95kg/年〔第4中期目標の指標は60kg/年以上、以下〔 〕内は第4中期の中期目標の指標〕の能力を持つ候補種雄牛を年度平均で47頭作出すること等により、我が国の乳用牛の年間乳量は平成26年8,300kgから平成30年8,600kgに改善
- ② 肉用牛のうち黒毛和種について、増体性等に特長を持つ候補種雄牛（令和元年度の直接検定時の1日当たり増体量1.38kg）を年度平均で37頭作出すること等により、我が国の肥育牛の1日平均増体量は平成26年0.77kgから平成30年0.80kgに改善
- ③ 豚のうちデュロック種について、1日当たり平均増体重1,074g〔概ね1,030g〕の能力を持つ純粋種豚を作出すること等により、我が国の豚の出荷日齢（日）及び出荷体重（kg）は平成26年189日及び114kgから平成30年188日及び115kgに改善
- ④ 鶏のうち白色コーニッシュ種について、4週齢時体重の育種価+46g〔概ね50g〕の能力を持つ種鶏を作出すること等により、都道府県の地鶏52

銘柄のうち 40 銘柄でセンターの種鶏を利用

⑤ 重種馬について、けん引能力に関連のある馬格をもとに、種雄馬候補を年度平均で 7.3 頭作出 [概ね 6 頭] すること等により、馬産地へ安定的に供給等の成果がみられる。また、中立・公平な立場から全国的な規模で家畜の遺伝的能力を評価し、その結果を公表してきたところである。

今後とも、我が国における全国的な家畜改良を推進するため、国産遺伝資源や希少系統を活用した種畜・種きんの改良や、遺伝的能力評価の実施、畜種ごとの課題に対応した情報の分析・提供及び多様な遺伝資源の確保・活用に取り組む。

#### (1) 種畜・種きんの改良

ゲノミック評価の活用をはじめとした遺伝的能力評価に基づく家畜改良を通じ、遺伝率の低い形質の評価値の信頼性向上や改良速度の加速化を図るとともに、遺伝資源の多様性を確保する観点から、国産遺伝資源や希少系統を活用した種畜・育種素材等の生産に取り組むこととする。

- ① 乳用牛については、泌乳形質とともに、繁殖性等を改良し、生涯生産性の向上に着目した改良に取り組むこととする。
- ② 肉用牛については、脂肪交雑については現在の改良量を引き続き維持した上で、増体の向上を図りつつ、食味に関連する不飽和脂肪酸等に着目した改良に取り組むこととする。
- ③ 種豚については、繁殖能力及び産肉能力の向上を支えるため、遺伝的能力評価を活用し、肢蹄の強健性に着目した改良に取り組むこととする。
- ④ 種鶏については、地鶏等の特色ある国産鶏の生産振興を図るため、産卵性及び産肉性に着目した改良に取り組むこととする。
- ⑤ 重種馬については、けん引能力に関連ある馬格に着目した改良に取り組むこととする。
- ⑥ めん羊、山羊等の特色ある家畜については、品種・系統を見直しつつ維持することとする。

#### 【指標】

(乳用牛)

- 新たにに取り組む評価形質 (ゲノミック評価を含む) を利用した候補種雄牛の作出に関する取組状況
  - 泌乳持続性や体型、血統等に特長を持つ候補種雄牛の作出に関する取組状況
- (中期目標の期間において、ホルスタイン種については、家畜改良増殖目標の

育種価目標数値を踏まえ、乳量が+56.4kg/年以上、乳脂肪が+3.3kg/年以上、無脂乳固形分が+5.7kg/年以上、乳蛋白質が+2.5kg/年以上の遺伝的能力を有する等の候補種雄牛を毎年度概ね30頭以上作出)

(肉用牛)

- 新たに取り組む評価形質(ゲノミック評価を含む)を利用した候補種雄牛の作出に関する取組状況
  - 遺伝的多様性の確保に配慮しつつ、増体性等に特長を持つ候補種雄牛の作出に関する取組状況
- (中期目標の期間において、黒毛和種については、家畜改良増殖目標を踏まえ、日齢枝肉重量が概ね+47g以上、脂肪交雑が現在(令和元年度)の牛肉の脂肪交雑程度となるよう、現在の改良量を引き続き維持した遺伝的能力を有する等の候補種雄牛を毎年度概ね30頭以上作出)

(種豚)

- ランドレース種及び大ヨークシャー種については繁殖性等に特長を持つ種豚の作出に関する取組状況
  - デュロック種については増体性等に特長を持つ種豚の作出に関する取組状況
- (中期目標の期間において、家畜改良増殖目標を踏まえ、ランドレース種については1腹当たり育成頭数が概ね11.2頭以上(平成27年~29年の全国平均:10.2頭)、大ヨークシャー種については1腹当たり育成頭数が概ね10.8頭以上(同:9.8頭)、デュロック種については1日当たり増体量(体重30~105kgの間)が概ね1,070g以上(同:981g)となる種豚群を作出)

(種鶏)

- 国産鶏種については、産卵性及び産肉性等に特長を持つ種鶏の作出に関する取組状況
- (中期目標の期間において、鶏の改良増殖目標及び第4中期目標期間の実績を踏まえ、産卵率の推定育種価が現状より概ね2%以上向上、もしくは4週齢時の体重の推定育種価が概ね20g以上向上となる種鶏の作出(現状の推定育種価の例として、横斑プリマスロック種XS系統の産卵率が8.02%向上(平成26年比、44~59週齢)、白色プリマスロック種30系統の産卵率が2.64%向上(平成28年比、31~35週齢)、白色プリマスロック種30系統の4週齢時体重が20.5g向上(平成28年比))

(重種馬)

- けん引能力に関連ある馬格の優れた種雄馬候補の作出に関する取組状況  
(中期目標の期間において、家畜改良増殖目標を踏まえ、馬格の優れた種雄馬候補を毎年度概ね6頭以上作出)

(2) 遺伝的能力評価の実施

民間団体等が取りまとめた泌乳形質や産肉形質等の改良に資する国内のデータをなるべく多く活用して、遺伝的能力評価を行い、その結果の提供・公表に取り組むこととする。

その際、ゲノミック評価をはじめとした遺伝的能力評価の実施に当たっては、より精度を高めることができるよう、必要に応じて評価手法の改善等に取り組むこととする。

**【指標】**

- 乳用牛、肉用牛及び豚について、遺伝的能力評価の実施と、その結果等の提供・公表に関する取組状況  
(第4中期目標期間の実績(乳用牛10回/年、肉用牛4回/年、豚4回/年公表)を踏まえ、乳用牛、肉用牛及び豚について、それぞれ4回/年以上提供・公表)

(3) 畜種ごとの課題に対応した情報の分析・提供

全国や地域ごとの乳量、繁殖性、脂肪交雑など主要な形質の遺伝的能力の推移や地域差、つなぎ飼いや搾乳ロボット利用等の我が国の多様な乳用牛の飼養形態を踏まえ、それぞれの飼養形態に適合する体型等を分析し、適合性の高い娘牛に改良するための情報等、畜種ごとの課題に対応した情報の分析・提供の充実に取り組むこととする。

**【指標】**

- 畜種ごとの課題に対応した情報の分析・提供に関する取組状況  
(乳用牛、肉用牛及び豚について、それぞれ1回/年以上分析・提供)

(4) 多様な遺伝資源の確保・活用

我が国固有の遺伝資源等を活用した家畜の改良や飼料作物の品種開発を進める観点から、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構と連携し、多様な遺伝資源の収集・確保に取り組むこととする。

また、都道府県等が行う地鶏等の遺伝資源の保存に協力するため、始原生殖

細胞（以下「PGCs」という。）の保存等の技術習得に取り組むこととする。

さらに、センターの持つ多様な遺伝資源を確保するため、乳用牛、肉用牛、豚及び鶏の主要な育種群についてリスク分散のための分散管理に取り組むとともに、多様な遺伝資源の活用を図るため、乳用牛及び肉用牛について受精卵の供給に取り組むこととする。

#### 【指標】

- 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が行うジーンバンク事業に協力し、家畜及び飼料作物の遺伝資源の保存に関する取組状況
- 鶏PGCsの保存技術を活用した技術の利用・普及に関する取組状況

#### <目標水準の考え方>

- ・ 種畜・種きんの改良については、家畜改良増殖目標、鶏の改良増殖目標及び第4中期目標期間の実績に基づき設定した。
- ・ 遺伝的能力評価の実施については、第4中期目標期間の実績に基づき設定した。
- ・ 畜種ごとの課題に対応した情報の分析・提供については、少なくとも年1回はその提供等が行われるよう設定した。

## 2 飼養管理の改善等への取組

我が国畜産の生産基盤強化を図るためには、「農場（生産者）」におけるデータを活用した繁殖性や飼養管理技術の向上を図る取組の実践により、家畜の生産性を高める必要がある。また、畜産経営においてSDGsに配慮した畜産物生産活動の取組が進むよう、食品安全、家畜衛生管理、環境保全、労働安全、アニマルウェルフェアに関する法令等を遵守するための点検項目を定め、これらの実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行うGAPの考え方を経営に採り入れる取組を進める必要がある。

これまでセンターでは、国内における家畜の飼養管理の改善に寄与するため、搾乳ロボットや個体別自動ほ乳ロボット等の省力化機器を活用した飼養管理技術や、肉用牛繁殖雌牛の適正な栄養管理を実現するための代謝プロファイルテストを用いた飼養管理技術、受胎率向上に資する牛超音波画像診断技術の普及、畜産GAPの取得を図ってきたところである。また、ヨーネ病の清浄化対策を実施したほか、家畜伝染性疾病の侵入防止や発生子予防を図るための防疫業務に取り組んできたところである。

今後とも、省力化機器の活用等によるスマート畜産に資するノウハウや、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理技術をはじめとしたSDGsに

配慮した畜産物生産に資するノウハウ、家畜衛生管理に資するノウハウを活用した飼養管理の改善等への取組により、これまでに培われた飼養管理や家畜衛生管理に係る技術情報の提供に取り組む。

#### (1) スマート畜産の実践

搾乳ロボットを活用した高泌乳牛群の管理や搾乳ロボットに適合する後継牛生産、繁殖雌牛の分娩監視装置を用いた群管理、カメラ画像を用いた繁殖雌豚の効率的な繁殖管理等を実践し、これら省力化機器の生産現場における活用を資するノウハウの情報提供や実用化のためのデータ収集に取り組むこととする。

#### 【指標】

- 牛については、搾乳ロボットをはじめ省力化機器を用いた群管理の実践と、データを収集、蓄積した上、生産現場の省力管理に資するノウハウの情報提供に関する取組状況
- 豚については、民間会社と連携し、市販化に向けた繁殖管理システムの実証に取り組んだ上、技術普及に資するノウハウの情報提供に関する取組状況

#### (2) SDGsに配慮した畜産物生産の普及

畜産GAPの取得に向けた取組を進めるとともに、食品安全、環境保全、労働安全、アニマルウェルフェア等のSDGsに配慮した畜産物生産にも資するノウハウについて、必要に応じて調査も行った上で、情報提供に取り組むこととする。

#### 【指標】

- 家畜及び家きんの生産工程での畜産GAPの取得に向けた取組に関する取組状況
- 食品安全、環境保全、労働安全、アニマルウェルフェア、新たな飼養管理技術やSDGsを推進するための生産者や指導者に向けた技術指導及び情報提供に関する取組状況
- 家畜人工授精師免許（馬・めん羊・山羊）の取得に係る講習会の開催（第4中期目標期間の実績（講習会等の開催10回/年、講習内容の理解度93%）を踏まえ、概ね年に10回以上の講習会等を開催し、講習内容について概ね80%以上の理解度を得る（講習会後のアンケート調査等により把握）

#### (3) 家畜衛生管理の改善



国内における家畜衛生管理の改善に寄与するため、鳥獣害対策等も含め、家畜衛生管理に資するノウハウについて情報提供に取り組むこととする。

また、都道府県等が行う防疫演習への参加・協力、国や大学が行う家畜衛生管理に関する調査研究への協力等については、積極的に対応することとする。

#### 【指標】

○家畜衛生管理の改善等に資するノウハウの情報提供に関する取組状況

○家畜衛生管理に関する関係機関との連携協力に関する取組状況

(第4中期目標期間の実績(37回/年)を踏まえ、概ね年に30回以上の研修会やホームページ等を通じた情報提供)

#### <目標水準の考え方>

- ・ 家畜人工授精師免許(馬・めん羊)の取得に係る講習会における講習内容の理解度等については、第4中期目標期間の実績に基づき設定した。
- ・ 家畜衛生管理に関する関係機関との連携協力に関する取組については、第4中期目標期間の実績に基づき設定した。

### 3 飼料作物種苗の増殖・検査

我が国の国土は南北に長く、寒地、温地、暖地の3つの気候に区分されるが、地球温暖化により、各地の適応品種が変化していることも踏まえ、それぞれの地域に適応した優良品種の普及を進めていくことが重要である。

これまでセンターでは、海外増殖に用いる高品質な原種子を生産するため、飼料作物種苗の増殖に携わる職員に対し熟練者によるOJTにより、技能習得を図り、栽培管理技術や収穫調製技術の向上・定着を図ってきたところである。

今後とも、優良品種の早期普及を図るため、センターが持つ厳格な栽培管理技術や高度な収穫調製技術を駆使し、飼料作物種苗の増殖に取り組む。

またセンターは、増殖利用する飼料作物種苗の品質に対する検査技術について、国際種子検査協会(以下「ISTA」という。)から認定された世界中の検査所の中でもトップクラスの評価を維持している。

今後とも、厳正な検査の実施のため、センターが有する高度な知識・技術水準を維持し、経済協力開発機構のOECD品種証明制度等に基づく検査及び証明の適正な実施に取り組む。

#### (1) 飼料作物種苗の検査・供給

我が国の多様な気候に適した国内育成優良品種が安定的に供給されるよう、

I S T A 認定検査所として高い技術水準を維持しつつ、O E C D 品種証明制度に基づく要件に適合した飼料作物種苗の増殖に取り組むこととする。

**【指標】**

- I S T A 認定検査所としての認定ステータスを引き続き維持することに関する取組状況
- 国内育成優良品種の原種子の増殖・在庫の確保に関する取組状況  
(第4中期目標期間の実績 (I S T A の技能試験においてA判定) を踏まえ、B判定 (4段階中上位2番目に該当) 以上の総合評価の獲得)

(2) 飼料作物の優良品種の普及支援

国内育成優良品種の早期普及に向け、実証展示ほの設置や栽培管理に関するノウハウの情報発信を行うとともに、地域適応性等に関する検定試験を実施し、国内育成優良品種に係るデータ提供に取り組むこととする。

また、センターで行う優良品種を活用した粗飼料生産については、7の(2)の災害等からの復興の支援に対応するため、センターの通常業務に伴う需要を上回る生産に取り組むこととする。

**【指標】**

- 国内育成優良品種を活用した効率的な粗飼料生産技術の実証展示に関する取組状況
- 自家生産しない稲わらやヘイキューブ等を除いた粗飼料自給率
- 国内育成優良品種に係るデータ提供に関する取組状況  
(第4中期目標期間の実績 (年750品種) を踏まえ、概ね年700品種以上の国内育成優良品種に係るデータを提供。)

<目標水準の考え方>

- ・ 国内育成優良品種に係るデータ提供に関する取組については、第4中期目標期間の実績に基づき設定した。

4 調査・研究及び講習・指導

国産畜産物の輸出促進を図るため、食肉の食味に関する客観的評価手法の開発など行政課題の解決や、有用形質関連遺伝子等を活用したセンター自らが取り組む家畜改良や飼養管理の効率的な推進に向け、畜産技術の調査・研究に取り組むことが重要である。

これまでセンターでは、81か国の外国人について黒毛和種の牛肉に対する

嗜好性調査を行うとともに、牛肉の食味や豚の産肉能力・繁殖能力に関する有用形質に係る遺伝子解析や、生産現場において利用可能な豚の受精卵移植技術の開発等に、高い成果が得られているところである。

今後とも家畜改良増殖目標等の達成に向け、有用形質に係る遺伝子等の解析や食肉の食味に関する客観的評価手法の開発、豚熱等の侵入リスク低減にも資する豚の受精卵移植技術の改善等に取り組むとともに、これらセンターが取り組む調査・研究の成果等のマネジメントの強化に取り組む。また、講習・指導については、調査・研究の成果をはじめ、センターが持つ技術を普及するため、国、都道府県、関係団体及び農業従事者を対象とした飼養管理や飼料生産に関する技術研修会等の開催に取り組む。

#### (1) 有用形質関連遺伝子等の解析

DNA情報を活用した家畜の育種改良を効率的に進めるため、センターが飼養する家畜を用いた有用形質に係る遺伝子解析や、受精卵段階でゲノミック評価を実施できる手法等の開発に取り組むこととする。

#### 【指標】

- 乳用牛、肉用牛、豚及び鶏の有用形質関連遺伝子等の解析に関する取組状況
- 受精卵段階でのゲノミック評価手法等の技術の開発に関する取組状況

#### (2) 食肉の食味に関する客観的評価手法の開発

不飽和脂肪酸等の食味に関連する成分等について調査に取り組むこととする。また、和牛肉の輸出拡大に向け、海外産牛肉との肉質に関する比較調査に取り組むこととする。

#### 【指標】

- 食肉について、食味に影響を及ぼすアミノ酸や脂肪酸等成分とその影響力に関する調査・解析に関する取組状況
- 海外産牛肉と和牛肉との肉質に関する比較に関する調査・解析に関する取組状況

#### (3) 豚の受精卵移植技術の改善

生産現場における豚熱等の伝染性疾病の侵入リスクを低減するため、センターが開発した豚受精卵の保存・移植技術等の生産現場への普及に向け、受胎率や子豚生産率の向上のための技術改善に取り組むこととする。

### 【指標】

○豚の受精卵移植技術の受胎率、子豚生産率の向上に関する調査に関する取組状況

#### (4) 知財マネジメントの強化

センターが取り組む調査・研究の成果については、成果の権利化又は公知化や、権利化後の特許の開放又は独占的な実施許諾等をはじめ、適正な方法を採用しつつ、成果の普及に取り組むこととする。

### 【指標】

○調査・研究に関する業務の推進に当たり、成果の権利化又は公知化、権利化後の特許の開放又は独占的な実施許諾等知財のマネジメント方針の策定と同方針に基づく取組状況

#### (5) 講習・指導

生産現場への普及・定着が望まれる畜産技術や、GAP、アニマルウェルフェアの考え方に基づいた飼養管理等の行政課題の解決に向けた講習にも取り組むとともに、研修受講者の理解度が高まるよう、研修内容を充実しつつ、指導に取り組むこととする。

### 【指標】

○研修受講者の理解度が高まるよう、研修内容の充実等に関する取組状況  
(第4中期目標期間の実績(研修内容の理解度86%)を踏まえ、研修内容について概ね80%以上の理解度を得る。(研修会後のアンケート調査により把握))

#### <目標水準の考え方>

- ・ 研修受講者の理解度については、第4中期目標期間の実績に基づき設定した。

#### 5 家畜改良増殖法等に基づく事務

これまでセンターでは、家畜改良増殖法、種苗法及びカルタヘナ法に規定する検査等について、中立・公正な立場にある事務実施機関として、技術、見識及び経験に優れた職員を検査員として任命し、法の規定に基づき、農林水産大臣の指示に従い、検査等を適正に実施してきたところである。

今後とも法の適正な執行に貢献できるよう、センターの持つ技術・知見・人

材を活用し、これら検査等の適正な実施に取り組む。

(1) 家畜改良増殖法に基づく事務

家畜改良増殖法に基づき、センターの持つ技術・知見・人材を活用し、種畜検査や立入検査の適正な実施に取り組むこととする。

また、家畜遺伝資源の適正な流通確保に係る事務について、農林水産省から、センターの持つ精液や記録等の管理に係る技術・知見・人材の提供の依頼を受けた場合、業務に支障のない範囲で、積極的に対応することとする。

【指標】

○家畜改良増殖法に基づく事務の適正な実施のための人材確保等に関する取組状況

○家畜遺伝資源の適正な流通確保に係る事務に関する農林水産省からの依頼に対する対応実績

(第4中期目標期間の実績(種畜検査に取り組む職員を年度平均125名確保、立入検査に取り組む職員を年度平均24名確保)を踏まえ、種畜検査に取り組む職員を毎年度概ね100名以上確保、立入検査に取り組む職員を毎年度概ね20名以上確保)

(2) 種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査並びにカルタヘナ法に基づく立入検査

種苗法に基づき、センターの持つ技術・知見・人材を活用し、指定種苗の集取及び検査の適正な実施に取り組むこととする。

また、カルタヘナ法に基づき、センターの持つ技術・知見・人材を活用し、遺伝子組換え生物等の使用等に関する立入り、質問、検査及び収去の適正な実施に取り組むこととする。

【指標】

○種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査の適正な実施のための人材確保等に関する取組状況

○カルタヘナ法に基づく立入検査の適正な実施のための人材確保等に関する取組状況

(第4中期目標期間の実績(指定種苗の集取及び検査に取り組む職員は年度平均14名確保)を踏まえ、指定種苗の集取及び検査に取り組む職員を毎年度概ね10名以上確保)

#### <目標水準の考え方>

- ・ 家畜改良増殖法等に基づく事務を的確に実施するためには、当該立入検査等の実施に必要な能力等を有する職員を安定的に確保することが必要なことから、第4中期目標期間の実績に基づき設定した。

#### 6 牛トレーサビリティ法に基づく事務

これまでセンターでは、牛トレーサビリティ法に規定する牛个体識別台帳や牛の出生等の届出及び耳標の管理に係る事務等の適正な実施のため、届出内容のエラー情報に関する牛の管理者等への事実確認による速やかな解消、操作性や応答性の改善等の使用者の意見を踏まえた牛个体識別システムの利便性の向上等の事務を適正に実施してきたところである。

今後とも法の適正な執行に貢献できるよう、センターの持つ技術・知見・人材を活用し、これら事務の適正実施に取り組む。また、牛个体識別番号がキー情報となっている全国版畜産クラウドにおける个体識別情報の有効活用に取り組む。

##### (1) 牛トレーサビリティ法に基づく委理事務の実施

牛トレーサビリティ法に基づき、センターの持つ技術・知見・人材を活用し、牛个体識別台帳の作成・記録、公表等に関する事務の適正な実施に取り組むこととする。

また、家畜伝染性疾病の発生時等において、農林水産省から牛个体識別台帳に記録・保存されている情報に関する緊急検索等の要請を受けた場合、速やかな実施に取り組むこととする。

#### 【指標】

- 牛トレーサビリティ法に基づく委理事務の実施に関する取組状況
- 家畜伝染性疾病の発生等に伴う緊急検索等の農林水産省からの要請に対する対応実績

##### (2) 牛个体識別に関するデータの活用

牛个体識別番号がキー情報となっている全国版畜産クラウドにおける个体情報の利用の推進のほか、行政施策の適正な執行、畜産物の適正な流通等に資するため、個人情報管理を適正に実施し、牛个体識別台帳に蓄積されたデータの有効活用に取り組むこととする。

また、牛个体識別システムの利用者の利便性等を高めるとともに、情報セキュリティ対策の強化に取り組むこととする。

## 【指標】

- 牛個体識別データの活用のために利便性向上に向け、システム改善やニーズを踏まえた情報提供等に関する取組状況
- 牛個体識別システムの情報セキュリティ対策(システム開発・改修時の仕様等)の取組状況

## 7 センターの人材・資源を活用した外部支援

これまでセンターでは、地震や台風等の大規模な自然災害、豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染性疾病が発生した場合、被害のあった地域等の畜産の復旧・復興に向けた支援を実施してきたところである。

今後とも、災害等が発生した場合において、農林水産省、都道府県等からの要請等に応じて、センターの持つ技術・知見・人材を活用した支援について、通常業務に支障が生じない範囲で、積極的に対応することとする。

また、外部からの試験研究に関する協力依頼等の作業受託についても、通常業務に支障が生じない範囲で、積極的に対応することとする。

### (1) 緊急時における支援

国内において、高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染性疾病や自然災害が発生し、農林水産省又は都道府県等から防疫対応作業等への人員派遣要請があった場合には、業務に支障のない範囲で、積極的に対応することとする。

また、緊急時における支援を円滑に行うため、情報を速やかに伝達・共有できるように連絡体制の整備等に取り組むこととする。

## 【指標】

- 農林水産省又は都道府県からの人員派遣要請に対する対応実績
- センター内における情報の速やかな伝達・共有に関する取組状況

### (2) 災害等からの復興の支援

自然災害や家畜伝染性疾病により影響を受けた地域における畜産業の復興を支援するため、農林水産省又は都道府県等から、種畜や粗飼料等の供給に関する支援について要請を受けた場合には、業務に支障のない範囲で、積極的に対応することとする。

このため、センターで行う優良品種を活用した粗飼料生産については、災害等からの復興の支援に対応するため、センターの通常業務に伴う需要を上回る生産に取り組むこととする。

さらに、災害等による影響を考慮して、全国的な視点からの家畜改良に資するような、種畜等の育種資源の保管・調査・検査等の計画的な実施に関する協力依頼を受けた場合には、防疫措置等を考慮した上で、積極的に対応することとする。

**【指標】**

○種畜や粗飼料等の供給等に関する農林水産省又は都道府県からの支援要請への対応実績

(3) 作業の受託等

都道府県、大学、民間等から、家畜由来の温暖化効果ガスの削減等の全国的な視点からの飼養管理の改善や、家畜伝染性疾病をはじめとした家畜衛生に関する調査等に資するような、センターが飼養する家畜を用いた試験研究に関する協力依頼を受けた場合には、防疫措置等を考慮した上で、積極的に対応することとする。

**【指標】**

○飼養管理の改善や家畜衛生に関する調査等に資するような、都道府県、大学、民間等からの協力依頼への対応実績

第4 業務運営の効率化に関する事項

1 一般管理費等の削減

運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については毎年度平均で対前年度比3%以上の抑制、業務経費（公租公課、出荷手数料等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については毎年度平均で対前年度比1%以上の抑制に取り組むこととする。

**【指標】**

○一般管理費削減率：前年度比3%  
○業務経費削減率：前年度比1%

2 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適正で



迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、センターが毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づき取り組むこととする。

また、随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成 26 年 10 月 1 日総管査第 284 号総務省行政管理局長通知）に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に取り組むこととする。

さらに、契約監視委員会による点検を受け、調達の合理化に取り組むこととする。

#### 【指標】

○競争性のある契約に占める一者応札・応募の割合の低減に関する取組状況

### 3 業務運営の改善

業務運営の改善を推進するため、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成 28 年 8 月 2 日総務大臣決定）等を踏まえ、情報システム導入・更新時における業務の見直し及びネット会議システムの活用による業務の効率化に取り組むこととする。

#### 【指標】

○業務運営の改善への取組実績

### 4 役職員の給与水準等

役職員の給与については、役員の業績や職員の勤務成績を考慮するとともに、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬、民間企業の従業員の給与等及び法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮した支給基準を定め、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、給与支給に当たっての基準、給与水準（ラスパイレス指数等）等の公表に取り組むこととする。

#### 【指標】

○毎年度の役職員の給与水準等の実績

## 第 5 財務内容の改善に関する事項

### 1 財務運営の適正化

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画を適正に計画するとともに、効率的な執行に取り組むこととする。

また、センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や一定の事業等のまとまりごとの適正な区分に基づくセグメント情報の開示の徹底に取り組むこととする。

**【指標】**

○業務区分に基づくセグメント情報の公表実績

2 自己収入の確保

自己収入の確保に当たっては、事務及び事業の実施に伴い発生する畜産物等の販売、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化等により取組を進める。

特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込み額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、本中期目標の方向に則して、適正に取り組むこととする。

**【指標】**

○毎年度の自己収入額の実績

3 保有資産の処分

保有資産については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 263 号総務省行政管理局長通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うことに取り組むこととする。

**【指標】**

○国庫納付等の実績

第 6 その他業務運営に関する重要事項

1 ガバナンスの強化

法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、センターに期待される役割を適正に果たしていくため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成 26 年 11 月 28 日付け総管査第 322 号総務省行政管理局

長通知)に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するとともに、理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、各役員の担当業務、権限及び責任を明確にし、役員による迅速かつ適正な意志決定が行われるよう、各業務に関する進行管理による十分な情報共有に取り組むこととする。

また、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、内部統制監視委員会で審議されたコンプライアンス推進計画に基づく取組の指示及び情報の周知に取り組むこととする。

さらに、業務運営（総務事務を含む。）の横断的な点検を行うため、監事又は補助職員による内部監査の定期的な実施に取り組むこととする。

#### 【指標】

- 内部統制監視委員会の開催実績
- 各場に対する内部監査の実施実績
- 内部監査を定期的に行うための補助職員の配置実績
- eラーニングシステムについて、法令遵守に係る職員教育の実施実績

## 2 人材の確保・育成

人事評価を通じて職員個々の能力や実績等を適正に把握し適材適所の人事配置を推進することにより、職員の意欲向上を図るとともに、国際学会での発表や留学等を通じ海外の技術革新と競争できる技術力を持った人材育成に取り組むこととする。

また、情報セキュリティ対策をはじめとした高い専門性を持つ人材の確保のための採用試験の実施や、人材の確保・育成に関する方針を定めた関連規程に基づく、法人内資格制度を活用した飼養管理技術等の高度化、農林水産省や他の独立行政法人等との人事交流や研修等を行うことにより必要な人材の育成を図るとともに、「独立行政法人等における女性の登用推進について」（平成26年3月28日付け閣総第175号及び府共第211号内閣官房内閣総務官、内閣府男女共同参画局長通知）を踏まえ、女性登用に向け取り組むこととする。

#### 【指標】

- 人材確保に係る人事評価、農林水産省等との人事交流、職員採用に係る独自試験の実施実績
- 人材育成に係る職員研修、内部資格制度に係る試験の実施実績
- 女性職員の登用実績

### 3 情報公開の推進

公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）等に基づき、適正な情報公開に取り組むこととする。

#### 【指標】

○法人情報の公開実績

### 4 情報セキュリティ対策の強化

サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 25 条第 1 項に基づく「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、関係規程等を適時適正に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこととする。

また、対策の実施状況を把握し、P D C A サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、個人情報保護に取り組むこととする。

#### 【指標】

○情報セキュリティ対策（教育・訓練、対処体制・手順の整備等）の実施実績

### 5 環境対策・安全衛生管理の推進

化学物質、生物材料等の適正管理等により業務活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、環境負荷低減のためのエネルギーの有効利用及びリサイクルの促進等に積極的に取り組むこととする。

また、職場における事故等を未然に防止するため安全衛生管理に関する取組を推進するとともに、自然災害やヒトの感染症等による緊急時の業務運営体制や対策の整備に取り組むこととする。

#### 【指標】

○環境負荷の低減に向けた取組の実績

○危機管理体制の整備実績

### 6 施設及び設備に関する事項

本中期目標の達成及び安全かつ効率的な業務実施を確保するために必要な施設及び設備の計画的な整備に取り組むこととする。

# 独立行政法人 家畜改良センターに係る政策体系図

## 【国の施策等】

食料・農業・農村  
基本計画

酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針  
家畜改良増殖目標 等

## 【法人の目的】

我が国の畜産の発展と国民の豊かな食生活への貢献

家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、優良な家畜の普及及び飼料作物の優良な種苗の供給の確保を図ること。

## 【法人の事業】

全国的な改良の  
推進

種畜・種きんの改良  
遺伝的能力評価の実施  
畜種ごとの課題に対応した情報の分析・提供  
多様な遺伝資源の確保・活用

飼養管理の  
改善等への  
取組

スマート畜産の実践  
SDGsに配慮した畜産物生産の普及  
家畜衛生管理の改善

飼料作物  
種苗の増殖・  
検査

飼料作物種苗の検査・供給  
飼料作物の優良品種の普及支援

調査・研究及び  
講習・指導

家畜の改良や飼養管理等に関する調査研究  
開発された技術の普及に向けた講習・指導

家畜改良増  
殖法等に  
基づく事務

家畜改良増殖法に基づく立入検査等  
種苗法に基づく飼料作物種苗の集取・検査等

牛トレーサビ  
リティ法に基  
づく事務

牛トレーサビリティ法に基づく委任事務の実施  
牛個体識別に関するデータの活用

センターの人  
材・資源を活用  
した外部支援

自然災害や家畜伝染性疾病発生時の人員派遣等  
家畜を用いた調査等協力依頼への対応

# 独立行政法人家畜改良センター（改良センター）の使命等と目標との関係

## （使命）

全国的な視点での家畜の改良増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物種苗の生産・供給等に取り組み、国産畜産物の生産性や品質の向上を通じて、我が国畜産業の発展及び国民の豊かで安全・安心な食生活の確保に貢献する。

## （現状・課題）

### ◆強み

- ・全国から集めた様々なデータを用いた信頼度の高い家畜の遺伝的能力評価が可能であり、乳用牛では欧米と遜色ない改良速度を維持、肉用牛では脂肪交雑の向上等の成果。
- ・最新の畜産技術の実践が可能であることから、研修による技術普及や研究機関等と共同した技術開発にも貢献。

### ◆弱み・課題

- ・進歩が著しい最新技術に対応した施設・機材の整備が不十分。
- ・家畜の遺伝的能力評価や種苗の検査等について、海外の技術革新と競争できる技術力を持った人材の育成・確保が必要。
- ・システム管理に関する専門知識を持った技術者の確保が必要。

## （環境変化）

- 新たな「家畜及び鶏の改良増殖目標」（令和2年3月）に示された、省力的な飼養管理下でも高い生産性を発揮できる家畜づくりや、日米貿易協定等の経済連携協定の進展等を踏まえた消費者ニーズの多様化に対応した畜産物生産のための家畜づくりの取組の強化。
- 家畜改良増殖法の一部改正と家畜遺伝資源法の制定（令和2年10月施行）による、和牛遺伝資源の流通管理の適正化に向けた取組の強化。
- 和牛肉の輸出拡大に向けた取組の一層の強化。

## （中期目標）

- 乳用牛の搾乳ロボットへの適合性や肉用牛の牛肉の食味に関する改良等の新たな改良ニーズを踏まえた取組の推進。
- 飼料作物の優良品種の普及のための種苗の増殖とOECD品種証明制度に求められる検査技術の維持。
- 法に基づく和牛遺伝資源の適正な流通の確保、新技術を活用した家畜遺伝資源の保存、民間団体と連携した和牛肉の輸出拡大のための調査、畜産におけるGAPの普及に係る取組等の推進。
- 事業により発生する畜産物の販売等による自己収入の確保に努めるとともに、留学や国際学会発表等を活用した専門性の高い人材育成や、情報セキュリティ向上のためのシステム管理に関する技術者の確保等の推進。
- 本中期目標の達成及び安全かつ効率的な業務実施を確保するために、必要な施設及び設備の計画的な整備に取り組む。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構中長期目標  
(案)

令和3年3月〇日制定  
農 林 水 産 省  
財 務 省

第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

1 政策体系における農業・食品産業技術総合研究機構の位置付け及び同機構を取り巻く状況

(1) 法人の位置付け及び役割

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）は、我が国の農業・食品産業分野の中核的な研究機関として、食料・農業・農村基本計画等の政策の実現に向け、農業・食品産業分野で科学技術イノベーションを創出することを使命としている。

農研機構は、この役割を果たすため、①農業等に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定、検査（農機具についての検査に限る。）並びに講習、②生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究の委託と成果の普及、③種苗法（平成10年法律第83号）の規定による栽培試験等の業務を行うこととされている（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成11年法律第192号）第14条）。

(2) 法人のこれまでの取組

第4期中長期目標期間においては、法人が統合されたことを踏まえ、①研究開発成果の最大化に向けた研究マネジメント改革、②成長産業化を目指す農政の方向に即した研究開発の推進、③法人の再編・ガバナンス強化への対応の3点を重点事項として、政府全体での研究プロジェクトに積極的に参加するとともに、他の研究開発法人や民間企業、地方自治体等との連携強化を図りながら、農業・食品産業分野での「Society5.0」の早期実現を目指した研究開発から社会実装までの業務を一貫して推進し、スマート農業技術や品種の開発、最近ではアフリカ豚熱防疫の基盤技術開発等の農業・食品産業分野での優れた研究成果を生み出すとともに地方創生等へ貢献してきた。

(3) 法人を取り巻く環境

我が国の農林水産業は、国民に食料を安定的に供給するとともに、食品産業等の関連産業及び地域の経済を支えている。さらに、高品質な農林水産物・食品、世界に評価される和食、美しい農山漁村の風景など、我が国の成長の糧となる大きな潜

在力を有している。近年、我が国は、担い手への農地の集積・集約、輸出の促進、米政策改革等により、生産農業所得の向上、輸出の増加、新規就農者の確保等の成果が発現しているものの、超高齢化社会の急速な進展の中で、高齢農家がリタイアし経営資源や農業技術等が適切に継承されず農業生産基盤の脆弱化が懸念されている。また、度重なる大規模災害、海外からの病害虫、家畜疾病の侵入リスク等の農業生産への影響が懸念される。さらには、デジタル技術の急速な発展や、新たな国際環境の到来、持続可能な開発目標（SDGs）への関心の高まりといった農業・食品産業分野における新たな潮流が発生している。

令和2年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定。以下「基本計画」という。）では、農業・食品産業分野の研究開発について、スマート農業の加速化などデジタル技術の利活用の促進、基礎研究による新産業や地球規模の課題の解決につながる技術シーズの創出、産学官と農業の生産現場が一体となったオープンイノベーションの促進等イノベーションの創出を進めるとともに、食品安全、動物衛生、植物防疫等の施策の推進に必要なレギュラトリーサイエンス研究を計画的に推進することとされている。また、「統合イノベーション戦略2020」（令和2年7月17日閣議決定）では、戦略的に取り組むべき分野として食料・農林水産業が位置付けられており、農林水産業以外の多様な分野との連携により、スマート農林水産業、気候変動等の環境問題、バイオ技術を活用した食・素材等の技術開発に重点的に取り組むこととされている。加えて、農林水産省では、持続的な食料システムの構築に向け、中長期的な観点から、生産から消費までの各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進することにより、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を実現する「みどりの食料システム戦略」の検討を進めており、令和3年3月に中間取りまとめ、5月までに策定することとしている。

一方、人文科学を含む科学技術とイノベーションの創出の一体的・総合的な振興のために科学技術基本法（平成7年法律第130号）が改正され、令和3年4月1日に科学技術・イノベーション基本法が施行される。本法に基づき定められる「科学技術・イノベーション基本計画」の検討の方向性として示された「科学技術・イノベーション基本計画の検討の方向性（案）」では、Society 5.0を実現する社会変革を起こすイノベーション力の強化や知のフロンティアを開拓しイノベーションの源泉となる研究力の強化、新たな社会システムに求められる人材育成と資金循環がテーマとなっている。

さらに、2020年明けより世界的に感染が広がった新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、第二次世界大戦以降で最も困難な危機とも言われる大規模な感染症となり、世界各国が総力を挙げてその終息と、再度の感染拡大を防止するためのニュー・ノーマルとも言われる新たな日常の確立を目指している。

これらのことから農研機構では、第4期中長期目標に基づく各取組の効果を発揮



させることを基本とし、研究成果の社会実装に向けた取組の一層の強化、民間企業や関係研究機関等の外部組織との連携、法人内部の部署・組織間の連携の強化等の一層効果的な研究開発マネジメント、AI、ICT人材等多様な人材の確保、国際標準化を含めた知的財産戦略の一層の強化等を行いつつ、AI、ICT、バイオテクノロジー等の先端技術の活用により、Society5.0の早期の実現と、その深化及び浸透を図り、農業・食品産業分野におけるイノベーションを創出することを通じて、我が国の農業・食品産業が直面する課題を克服し、食料・農産物の安定供給・国内自給力の向上、農業・食品産業の競争力強化と輸出の拡大、安全性・生産性の向上と環境の保全との両立、持続的な農業の実現及び地方創生への貢献に結びつけることが重要である。

## 2 第5期中長期目標期間における農研機構の取組方針

令和3年度から始まる新たな中長期目標期間においては、新たな基本計画等の政策的要請や上記のような課題認識に照らし、「農業・食品産業分野におけるSociety5.0を早期に実現し、さらにその深化と浸透を図ることによって、我が国の食料自給力の向上、産業競争力の強化、生産性の向上と環境保全との両立及び持続的な農業の実現に貢献（ひいてはSDGsの達成に貢献）」を農研機構のミッションとして定め、農業・食品産業分野における我が国最大の研究機関としての総合力を活かして国や社会の要請に対応する世界最高水準の研究機関を目指す。そのために、次の点を特に重視して業務を行い、それぞれについて評価と改善を確実に行う。

### (1) 研究開発成果の最大化に向けた研究開発マネジメント等

ア 第4期で構築した本部司令塔機能を最大限発揮させ、長期ビジョンに基づいた、農業・食品産業分野のイノベーション創出のための戦略の下、基礎から応用までのインパクトのある課題を課題解決型で立案し、効果的な進行管理を実現する。

イ 第4期で進めてきたオープンイノベーションや研究成果の社会実装に向けた取組を強化し、ベンチャー支援と民間資金・資源活用のための連携を推進するとともに、地域農業研究センターを核とした、地方創生の実現に貢献する連携を推進する。

ウ 知的財産戦略の多様化、国際標準化に向けた戦略的マネジメントの強化に重点的に取り組む。特に国際標準化に向けた取組と同時に海外が先行する国際標準に我が国の実情を反映させ、社会実装に向けた取組を戦略的に行う。

エ イノベーションを支える多様な人材を確保・育成するため、ダイバーシティの推進とともに、人事に関する計画、報酬・給与制度の改善を適切に行う。

### (2) 農業・食品産業分野における Society5.0 の深化と浸透等を目指した研究開発

の推進

ア 第4期に立ち上げた農業情報研究センターを核に農業データ連携基盤の整備や、農業・食品産業分野におけるAI人材育成のための体制の整備を行ってきたが、第5期は、それらの機能を拡充強化し、外部との連携強化による農業・食品産業技術と異分野の先端技術の融合に取り組む。

イ 農業・食品産業分野の課題をイノベーションの創出により解決し、「あるべき姿」からのバックキャストによるフードチェーン全プロセスの最適化を目指すため、産業競争力強化に向けた出口指向の研究開発を行う。

なお、これらの取組については、ポストコロナ社会を見据えたものとする。

## 第2 中長期目標の期間

中長期目標の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

## 第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

以下の9業務を、それぞれ一定の事業等のまとまり（セグメント又は勘定）として推進し、評価を行う。なお、当該評価は、別途定める評価軸及び指標等に基づき行う。

- ①研究開発マネジメント
- ②先端的研究基盤の整備と運用
- ③農業・食品産業技術研究Ⅰ「アグリ・フードビジネス」
- ④農業・食品産業技術研究Ⅱ「スマート生産システム」
- ⑤農業・食品産業技術研究Ⅲ「アグリバイオシステム」
- ⑥農業・食品産業技術研究Ⅳ「ロボラスト農業システム」
- ⑦種苗管理業務
- ⑧農業機械関連業務
- ⑨資金配分業務

### 1 研究開発マネジメント

#### (1) 農業・食品産業分野のイノベーション創出のための戦略的マネジメント

目標達成のための戦略を策定し、当該戦略に沿って限りある資源を効果的に配分し、最高のパフォーマンスで研究を進めることが重要である。これまでの組織改革で長期ビジョンに基づく戦略の立案機能と本部司令塔機能が構築されてきた。

第5期はそれらの機能を最大限発揮させ、農業・食品産業分野のイノベーション創出のための戦略の下、基礎から応用までのインパクトのある課題を課題解決型で立案し、効果的な進行管理を実現する。そのために、戦略的な外部資金獲得や研究

資源の投入を一元的なマネジメントで実施する。

## (2) 農業界・産業界との連携と社会実装

民間企業や公設試験研究機関（以下「公設試」という。）など外部機関との連携を強化し、オープンイノベーションの活性化を図り、ニーズに基づいた研究開発から成果の社会実装までを農業界・産業界と一体となって切れ目なく推進することが重要となる。

第5期は、これまで進めてきたオープンイノベーションや研究開発成果の社会実装に向けた取組を強化し、研究開発から社会実装までを戦略的に実施するため、農業界・産業界と一体的となった連携を推進する。その際には、特に、農研機構発ベンチャー支援のための体制の整備及び民間資金・資源の活用を図る。

また、地域農業研究センターを核として、民間企業や地方自治体（公設試を含む。）、大学等と連携し、研究開発成果を地域の農業界・産業界の隅々まで浸透させるため、その社会実装に向けた取組を推進し、地方創生の実現に貢献する。

## (3) 知的財産の活用促進と国際標準化

研究開発成果の社会実装を進めるためには、民間企業等による研究開発への参入と研究開発成果の利用を促す知的財産戦略が重要となる。そのため、これまで、戦略的な知的財産マネジメント、国際標準化活動を推進してきた。

第5期は、価値ある特許（特許網構築、基本特許の単独出願等）等の戦略的確保と許諾、ノウハウ等の秘匿を織り交ぜた知的財産戦略の多様化、国際標準化に向けた戦略的マネジメントの強化に重点的に取り組む。

特に国際標準化に向けた取組として、農研機構が開発した検査・測定法等の技術を国際標準化する取組と同時に、海外が先行する国際標準に我が国の実情を反映させ、社会実装に向けた取組を戦略的に行うこととする。その際、試験方法・評価方法、新たなカテゴリー等の国際標準化に当たっては、国内標準を経由した国際標準化ルートも検討する。

同時に、品種登録出願等の国内外における育成者権への対応を更に強化する。

## (4) 研究開発のグローバル展開

グローバル化が進展する中、農業・食品産業分野において我が国の国際的優位性を確保するためには、研究開発成果により世界をけん引していくことが重要である。そのため、これまで海外拠点の設置等による国際連携の強化を行ってきた。

第5期は、これらの取組を加速し、トップレベルの研究開発成果の創出と、農業・食品産業分野のイノベーションを主導するための戦略的なグローバル展開を強化する。

こうした取組を行う際、我が国の農業・食品産業分野の中核的な研究機関として、

食料・農業・農村基本計画等の政策の実現に向け、農業・食品産業分野で科学技術イノベーションを創出するという使命等を踏まえ、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター等の関係する組織との強い連携体制を構築し、効果的・効率的に業務を推進する。

#### (5) 行政との連携

我が国の農業・食品産業の競争力強化や持続的発展のためには、国家戦略に沿ったイノベーションの創出、技術・エビデンスに基づく施策の立案や推進が重要となる。また、食品安全、動物衛生、植物防疫等に係るレギュラトリーサイエンスに属する研究等は、農林水産省等の行政部局と研究計画段階から密接に連携し、行政部局のニーズを十分に理解して業務を進める必要がある。さらには、災害等への専門技術による機動的な対応が重要である。これまで、東京連絡室の設置や、農林水産省各局幹部と役員等との定期的な意見交換により行政ニーズへの迅速かつ機動的な対応を図るとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）や家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく初動時の行政支援等を実施してきたが、今後更に行政との連携を強め、行政施策を通じた研究開発成果の最大化を図る必要がある。

このため、農林水産省、関係府省等の行政部局との連携の更なる強化、レギュラトリーサイエンスをはじめとする技術・エビデンスに立脚した施策への貢献と提言、災害等への対応体制の整備に引き続き取り組むことにより行政に貢献する。

#### (6) 研究開発情報の発信と社会への貢献

新型コロナウイルス感染拡大、情報分野の技術革新など、国民の生活様式や関心事項の大きな変化に対応し、情報の発信と社会への貢献を戦略的に推進することが重要となる。

第5期は、戦略的広報の展開、先端技術に対する国民理解の醸成への取組及び、専門家等の派遣など専門性を活かした社会貢献に係る取組を引き続き推進する。

特に、研究開発の役割について国民の理解を得るため、多様な広告媒体を効果的に活用した研究情報の発信を積極的に行うとともに、国民生活の向上、産業の創造や発展に資する先端技術の成果や課題について、科学的かつ客観的な情報を、国民に広く分かりやすく真摯に提供する双方向コミュニケーション活動を推進する。

#### 【重要度：高】

基本計画における農業生産・流通現場のイノベーションの促進に向け、現場のニーズに即した様々な研究開発について先端技術を含め幅広く推進することが不可欠。このため目標達成のための戦略を策定し、戦略に沿って限りある資源を効果的に配分し、最高のパフォーマンスで研究を進めることが極めて重要。さら

にそれらの戦略的な研究開発を推進し、その成果の社会実装により研究開発成果を最大化するための環境整備が不可欠であり、特許、品種等の知的財産戦略や国際標準化の取組の強化が極めて重要。

## 2 先端的研究基盤の整備と運用

農研機構のみならず、我が国全体で研究開発成果を最大化するために先端的研究基盤の整備と運用が求められている。これまで、農業情報研究センターを核に農業データ連携基盤の整備や、農業・食品産業分野におけるAI人材育成のための体制の整備を行ってきたが、第5期は、それらの機能を拡充強化し、外部との連携強化による農業・食品産業技術と異分野の先端技術の融合に取り組む。その際には、こうした基本的な方向に即して、将来のイノベーションにつながる技術シーズの創出を目指すために重要な出口を見据えた基礎研究を適切なマネジメントの下、着実に推進する。

具体的には、AI、ロボティクス、精密分析等の先端的研究基盤技術の農業・食品産業分野への展開、統合データベースや遺伝資源（ジーンバンク）等の共通基盤技術の高度化を推進する。さらに、統合データベースや遺伝資源等の共通基盤を整備し、次項の農業・食品産業技術研究と連携することにより、農研機構全体の研究開発力を徹底強化し、破壊的イノベーションの創出を加速する。

特に、国内農業の競争力強化や気候変動への対応に資する新品種を開発するためには、厳しい環境での栽培に適した海外遺伝資源や我が国の気候風土に適した国内在来品種など、育種素材となる多様な遺伝資源の確保が不可欠である。よって、遺伝資源については、研究開発を計画的かつ体系的に展開する必要がある。海外遺伝資源を収集・保存するほか、国内在来品種等の遺伝資源を効率的に保全・利用するため、引き続き国内外の遺伝資源の収集・導入・特性評価・保存・配布体制の整備やゲノム情報付与等の遺伝資源情報の高度化を図る。さらに、貴重な遺伝資源を確実に次世代に引き継ぐためのリスクマネジメントを行うとともに、遺伝資源の管理や利用を適切に行う人材の育成に取り組む。

### 【重要度：高】

Society5.0の深化と浸透に向け、農業・食品産業分野のデジタルトランスフォーメーションが急務である。そのため、AI、ロボティクス、精密分析等の研究基盤技術を高度化するとともに、統合データベースや遺伝資源等の共通基盤を整備し、これらの基盤技術と農業・食品産業技術研究との連携により、破壊的イノベーションの創出を加速することが極めて重要。

## 3 農業・食品産業技術研究

農業・食品産業分野におけるSociety5.0を早期に実現し、更なる深化と浸透を

図ることによって、我が国の食料自給力の向上、産業競争力の強化、生産性の向上と環境保全の両立及び持続的な農業の実現に貢献（ひいてはSDGsの達成に貢献）することが求められている。そのためには、明確な出口戦略の下で、基礎から実用化までのそれぞれのステージで切れ目なく、社会に広く利用される優れた研究開発成果を創出し、グローバルな産業界・社会に大きなインパクトを与えるイノベーション創出が必要である。

第5期においては、第4期の取組を整理統合し、次の4つの分野を中心として研究開発に取り組む。

これらの研究開発の推進に際しては、これまでに実施した実証試験の結果を踏まえて、研究開発の方向性を検証し、機動的に見直しつつ実施するとともに、安全な食料の安定供給の基盤となるレギュラトリーサイエンスの着実な実施を図る。

また、特にゲノム編集技術等の実用化においては、予め社会受容性の確保とビジネスとして成り立つ市場創出の見込み等を把握・分析した上で取り組む。

加えて、こうした基本的な方向に即して、将来のイノベーションにつながる技術シーズの創出を目指すために重要な出口を見据えた基礎研究を適切なマネジメントの下、着実に推進する。

#### (1) アグリ・フードビジネス

超高齢化社会を迎えた我が国では、国民の健康長寿意識の高まりや単身世帯の増加等による食のニーズ変化に対応した研究開発が求められている。

このため、美味しく健康に良い新たな食の創造、AIやデータを利活用したフードチェーンのスマート化、食品の安全と信頼の確保、畜産物の生産・加工・流通と動物衛生の連携等により、マーケットを拡大して農畜産業・食品産業のビジネス競争力を強化する取組を引き続き行う。具体的には以下の課題解決に取り組む。

- AIを用いた食に関わる新たな産業の創出とスマートフードチェーンの構築
- データ駆動型畜産経営の実現による生産力強化
- 家畜疾病・人獣共通感染症の診断・防除技術の開発・実用化

#### (2) スマート生産システム

高齢化の進展や農業労働力の減少が進む中で、国民への食料の安定供給と食料自給力の向上が重要な課題となっている。経営規模の拡大が一部で見られるが、人手不足、個々のほ場の性質・立地条件のばらつき、市場ニーズの多様化等により、適期内の作業遂行や的確な栽培管理が困難となっており、規模拡大が収益性の向上につながらない事態も生じている。

このため、AI、データ、ロボティクス等のスマート技術や、土地利用や栽培管理の最適化技術等を核とする新たな農業生産システムを構築し、生産性の飛躍的な向上と農業者の利益の増加を図る。また、マーケットインの考え方により、生産から

加工・販売に至る過程の最適化に資する生産システムを構築するとともに、地域経済の活性化にも貢献する。研究対象とする生産システムについては、高収益作物に重点を置きつつ、絞り込みを図る。具体的には以下の課題解決に取り組む。

- マーケットインによる新たな地域スマート生産システムの構築
- 高能率・安全スマート農業の構築と国際標準化の推進

### (3) アグリバイオシステム

食料自給力の向上、バイオエコノミー社会の拡大、健康長寿社会等への対応が急務である。このため、農作物、昆虫等について、農業上重要な生物機能を解明するとともに、ゲノム編集等の先端バイオ基盤技術の開発を推進する。これら生物機能を活用するバイオ技術と進展著しいAI技術を融合するなどして育種研究等に活用することで、農作物の生産性、機能性の向上とともに、農業の持続性の確保を図り、農業・食品産業を徹底強化する。また、実現困難な課題に挑み、生物機能の最大化を図ることで、革新的物質生産システムを構築して新たなバイオ産業の創出を目指す。具体的には以下の課題解決に取り組む。

- 育種基盤の構築や、育種・生産プロセスのスマート化による農作物の生産性向上と、産業競争力の強化
- 生物機能の高度利用技術開発による新バイオ産業創出

### (4) ロバスト農業システム

豪雨頻度や小雨・無降雨日数の増加と降雪量の減少、越境性病害虫の増加など、気候変動による農業被害が増大している。AI等を駆使した生産環境管理及び農業インフラのデジタル化によって、農業から発生する温室効果ガス等の環境負荷の低減、自然災害に対する防災・減災及び病害虫等による農作物被害の軽減を実現する。これらの取組により、気候変動リスク等に対して強靱な農業システムを構築するとともに、生産性の向上と環境保全の両立を図り、農業の有する多面的機能の発揮と持続的な農業の実現に貢献する。具体的には以下の課題解決に取り組む。

- 生産環境管理のスマート化等による生産性の向上と環境保全の両立
- 農業インフラのデジタル化による生産基盤の強靱化
- 病害虫・雑草のデータ駆動型防除技術の開発による農作物生産の安定化

## 4 種苗管理業務

### (1) 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等

#### ①栽培試験及び現地調査の着実な実施

種苗法に基づく品種登録審査に必要な農林水産植物の栽培試験及び現地調査(以下「特性調査」という。)について、我が国の農業振興における重要度等を考慮した農林水産大臣の指示に基づき、毎年度、農林水産省及び農研機構が実施する特性

調査点数の70%以上を農研機構が適切に実施する。

さらに、将来的に全ての出願品種について、適切な特性調査が実施可能となるよう体制整備を図ることとし、特に、第5期においては、果樹等の特性調査について、新たに実施できる体制整備を進め、実施可能なものから実施するとともに、特性調査に当たっては、国際的に調和された種類別審査基準に準拠した調査、特別な試験が必要となる形質の調査（成分分析・病害抵抗性検定等）の充実を図ることに留意して取り組む。

特性調査の結果は、品種の審査特性となることを考慮した上で取りまとめ、遅滞なく農林水産省に報告する。

また、新たな収入となる特性調査の手数料については、手数料徴収に関する規程等に従い適切に運用する。

## ②国際的調和の推進と UPOV への貢献

品種登録審査の国際的な調和に資するため、植物新品種保護国際同盟（UPOV）が開催する会議に職員を派遣し、テストガイドライン作成に参画するなど国際貢献を推進する。

また、農林水産省が作成又は改正する種類別審査基準のうち、一定の品種登録出願が見込まれ、国際的な審査基準に合致していない等、適切な品種保護のため改善が求められる種類別審査基準について、改正に必要な栽培調査を計画的に実施し農林水産省に情報提供する。

目標期間中には、種類別審査基準の改正に係る情報提供を30件以上行う。

さらに、国際的な審査協力として、海外審査機関からの要望を踏まえ、提供可能な特性調査結果の提供、海外審査機関との連携を進める。

併せて、「東アジア植物品種保護フォーラム」における国際協力活動を支援する。

## (2) 育成者権の侵害対策及び活用促進

育成者権の侵害対策及び活用促進のため、品種保護Gメンによる侵害相談への助言、育成者権者等からの依頼に基づく育成者権侵害状況の記録、標本の寄託及びDNA情報の保存、品種類似性試験等の品種保護対策業務を機動的かつ確実に実施する。

育成者権侵害に関する情報を関係行政機関で共有する。

特に税関に対し、水際対策に関する情報がある場合には速やかな情報提供を行う。

また、令和2年の種苗法改正により創設された判定制度に伴う特性調査を実施する。

さらに、育成者権者のニーズを踏まえ、DNA品種判別技術の妥当性を確認し、マニュアル化を進める。



(3) 農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等

①指定種苗の集取等

優良な種苗流通の確保に資するため、種苗法に基づく種苗の検査については、これまでの違反業者に係る検査や疑義情報に対する機動的な検査へ重点化を図り、効率的かつ実効性のある種苗検査を農林水産大臣の指示に基づき確実に実施する。

また、国からの指示に基づき、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）第 32 条の規定に基づく検査、種苗業者が EC 加盟国のナショナルカタログへ品種登録した種子の公的管理を着実に実施する。

②依頼検査の実施

国際的な種子流通の活性化に対応するため、依頼者のニーズに即した検査項目の充実を図る。

特に、病害検査については、検査処理能力の向上を図りつつ、50 日以内に検査結果の報告を行うとともに、種子流通において重要な病害を依頼検査項目に追加する。

種子検査等の業務に関係する国際機関である国際種子検査協会（ISTA）等が開催する会議に職員を派遣し、我が国の意見に留意した国際規格の策定に参画する。

OECD（経済協力開発機構）品種証明制度に基づくてんさい種子の検査は依頼があった場合、着実に実施する。

(4) ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等

ばれいしょ及びさとうきびは、畑作振興上の重要な基幹作物である一方、増殖率が低く、病害虫に弱いことから、生産の基盤となる原原種については、農林水産省が定めた「ばれいしょ原原種及びさとうきび 原原種配布要綱」（昭和 62 年 4 月 1 日付け 62 農蚕第 1969 号農蚕園芸局長通知。以下「要綱」という。）等に基づき、以下のとおり、需要に即した健全無病な種苗を安定的に供給するものとする。

ア 種苗の生産、配布については、要綱に基づき、農林水産省と協議しつつ、新品種やジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種の早期普及拡大に留意して、複数年先までの道県の需要量や産地のニーズに対応した生産配布計画を作成する。また、品質・生産力の向上、省力化及びコストの低減を図り、効率的な原原種の生産を行い、品質の高い原原種の安定供給を図る。

イ 配布する原原種の無病性（病害罹病率 0.1%未満）と品質（ばれいしょ萌芽率 90%以上、さとうきび発芽率 80%以上）を確保する。

ウ ばれいしょ原原種の生産体系において、変異体のチェックを継続して行い、品種の純粋性の維持を図る。

エ 原原種の配布先の意向等を把握するため、アンケート調査を実施する。

オ ばれいしょ及びさとうきびに係る試験研究を行う試験研究機関等に対し、技術の提供及び健全無病種苗の配布を行い、新品種の開発・普及を支援する。

#### (5) 研究開発業務との連携強化

##### ①種苗管理業務への研究開発成果の導入による効率化

研究開発部門が開発した新技術を速やかに導入し種苗管理業務の効果的・効率的な推進を図る。

##### ②研究開発成果の社会実装支援

研究開発部門が開発した新品種の早期普及を支援する。

## 5 農業機械関連業務

人口減少社会の中で、生産性を向上させ、農業を成長産業にしていくため、農業機械の更なる高度化に向けた次の3つの分野を中心に業務を進めるとともに、期間中に生じる行政ニーズ等への機動的な対応を図る。

また、これらの業務の推進に当たっては、3に示した農業・食品産業技術研究との協力分担を適切に行うとともに、外部との連携強化を通じて早期の現場実装や異分野の先端技術との融合を図る。

#### (1) 次世代を担う農業機械の開発

多様な環境条件下において農作物、土壌等の複雑な対象を扱う知見を活かし、スマート生産システムを構築する農業機械、機械化一貫体系を担う農業機械、生産力の向上と持続性を両立する食料供給システムの実現に貢献する農業機械の開発を進める。

#### (2) 他産業に比肩する労働安全の実現

我が国における農作業安全の拠点機関として、農作業事故実態の調査・分析等を通じたエビデンスに基づき、効果的な作業安全対策の発信、新たな安全機構の開発と実装、ロボットを含めた安全性の評価手法の確立と認証業務の適正な運用を進める。

#### (3) 戦略的なグローバル展開の促進

OECD、ANTAM（アジア太平洋地域農業機械試験ネットワーク）など国際会議におけるエンジニアミーティングでの議論において主導的な役割を担い、我が国に優位性のあるロボットを含めた農業機械の作業性能、安全性能、環境性能を前提とした評価手法等の国際標準化を進める。

## 6 資金配分業務

### (1) 生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進

基本計画等の国が定めた研究戦略等に基づいて行う基礎的な研究開発を、大学、高等専門学校、国立研究開発法人、民間企業等に委託することにより促進するとともに、出口を見据えた執行管理を行い、研究成果を着実に社会実装に結び付けることを目指して取り組む。

また、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項の規定に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット型研究開発）を推進する。

これらの研究開発の実施に当たっては、関係府省や国所管の他の資金配分機関等との連携に留意するとともに、「『知』の集積と活用場」による技術革新を通じたオープンイノベーションや異分野融合等を推進する。

また、革新的な研究成果を次々に生み出し、社会実装に向けた取組を推進するため、出口を見据えた国内外の優れた提案の促進につながる情報発信等を進めるとともに、PDCA サイクルを徹底した研究課題の進行管理、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用を防止する取組の推進等を行う。

さらに、他の資金配分機関等と連携し、これらの取組を効果的・効率的に推進するため、資金配分機関としてのデータマネジメント体制の整備や、国内外の研究開発動向及び研究成果の社会への波及状況の調査・分析等の機能強化を推進する。

### (2) 民間研究に係る特例業務

民間研究に係る特例業務について、当該業務を経理する勘定の繰越欠損金の着実な解消を図る。このため、令和7年度までの繰越欠損金の解消に向けた計画に基づき、既採択案件について、その研究成果の早期実用化や売上納付の最大化等のため、経費節減に努めつつ、次の措置を講じる。

ア 外部有識者等による助言の実施や事業化の進捗状況の把握等を通じた効果的かつ適正なマネジメントの実施

イ 外部機関との連携、各種技術展示会等を活用した研究成果の需要開拓等、販売に結びつけるための取組・助言

ウ ア及びイの効果の検証を踏まえた当該解消計画の随時見直し及びその他必要な処置の実施

また、業務の状況を踏まえつつ、出資金の適切な国庫納付を順次行う等により、民間研究に係る特例業務の終了に向けた取組を行う。

#### 第4 業務運営の効率化に関する事項

##### 業務の効率化と経費の削減

###### (1) 一般管理費等の削減

運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標とする。

###### (2) 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適正で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」の中で、定量的な目標や具体的な指標を設定し、取組を着実に実施する。

特に、短期間での納入が必要な研究開発用物品について、調達に要する時間の大幅な短縮が可能となるよう、公正性を確保しつつ、迅速な調達方法の検討・導入を進める。

また、国立研究開発法人国際農林水産業研究センターなど他の独立行政法人との共同調達等の連携に積極的に取り組み、一層の効率化を図る。

###### (3) 法人全体のデジタルトランスフォーメーション

情報分野の技術革新が急速に進展する中、新型コロナウイルス感染拡大による社会情勢、生活様式の変化に対応させた業務体制の構築が急務である。

第4期に構築したエリア管理に加え、基幹業務システムの活用、業務の見直し等によるデジタルトランスフォーメーションを推進し、徹底した業務の効率化を図る。

###### (4) 研究拠点・研究施設・設備の集約（施設及び設備に関する計画）

限られた予算・人員を有効に活用し長期的に研究開発成果の最大化を図るためには、将来の研究の重点化方向に対応するとともに、省エネルギーの推進や維持・管理経費の節減、老朽化施設の安全の確保等を図る観点から、他法人等の施設の利用等を検討した上で、農研機構全体として、研究拠点・研究施設・設備を最適化することが重要である。このため、つくば地区の施設や設備の利用と管理については内

部組織の枠を越えた農研機構全体としての最適化を図るとともに、小規模な研究拠点等の再編・見直しを着実に進める。また、新たな研究ニーズに対応した施設・設備の整備については他法人等との連携を図りつつ効果的・効率的に実施する。

## 第5 財務内容の改善に関する事項

### 1 収支の均衡

適切で効率的な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。

### 2 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守

「第4 業務運営の効率化に関する事項」及び1に定める事項を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和2年3月26日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。

一定の事業等のまとまり（セグメント）ごとに情報の開示に努める。

### 3 自己収入の確保

受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により自己収入の確保に努める。特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込み額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、適切な対応を行う。

### 4 保有資産の処分

保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行う。

### 5 繰越欠損金の着実な解消

民間研究に係る特例業務について、令和7年度までの繰越欠損金解消計画に基づき、第3の6（2）で定めた対策を講じながら、繰越欠損金の着実な解消を図る。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

## 1 ガバナンスの強化

### (1) 内部統制システムの構築

国立研究開発法人は、高度なガバナンス、適正な PDCA サイクルの下での法人運営が必須である。第4期には、法人統合後のガバナンス体制、評価体制を構築したが、今後は、役員の役割・権限・責任をさらに明確にし、理事長のトップマネジメントによる内部統制をさらに強化する。また、法人の目標や各業務の位置付け等について役職員の理解を促進し、役職員のモチベーションの一層の向上が図られるような取組を強化する。

### (2) コンプライアンスの推進

農研機構に対する国民の信頼を確保する観点から法令遵守を徹底し、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図る。

研究活動における不適正行為については、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局、林野庁長官、水産庁長官通知）等を踏まえ対策を強化する。

### (3) 情報公開の推進

公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づき、適切に情報公開を行う。

### (4) 情報セキュリティ対策の強化

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、目覚ましい変革を見せる情報セキュリティ技術を参考としつつ、より実践的な情報セキュリティモデルの導入を推進する。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

さらに、保有する個人情報や技術情報の管理を適切に行う。

### (5) 環境対策・安全管理の推進

化学物質、生物材料等の適正管理等により研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、エネルギーの有効利用やリサイクルの促進に積極的に取り組む。

安全衛生面に關わる事故等を未然に防止するための管理体制を構築するとともに、災害等による緊急時の対策を整備する。

## 2 人材の確保・育成

#### (1) 多様な人材の確保と育成

研究開発成果の最大化のためには、多様な人材の集合体としての研究組織の形成が急務である。これまで、外部からのスペシャリストの登用を含む多様な人材確保、マネジメント層の育成等の取組を強化してきたが、引き続き、研究開発から社会実装、組織運営等の各部門における多様な人材の確保・育成の取組を推進することが必要である。

このため、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第24条に基づいて制定された農研機構の人材育成プログラムに基づき、農研機構業務の全体をマネジメントできる人材と、管理業務、技術支援業務、種苗管理業務等の各業務分野における専門家の確保・育成と、性別、国籍に依らない、多様な人材の活用を進める。特に研究を担う研究職員については、基礎、応用、実用化段階における優れた人材、学際的な人材の確保・育成を進める。

#### (2) 人事に関する計画

期間中の人事に関する計画を定め、業務に支障を来すことなく、その実現を図る。

その際には、職種にとらわれず適材適所の人員配置を行うとともに、多様な雇用形態や公募方式の活用を図る。特に、異分野の技術シーズの活用や、先進的ノウハウの活用等による農研機構の業務高度化のため、クロスアポイントメント制度等も利用して積極的な人事交流を行う。

優秀な女性・若手職員を積極的に採用するとともに、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）等を踏まえ、女性の幹部登用、ワークライフバランス推進等の男女共同参画の取組を強化する。

#### (3) 人事評価制度の改善

公正かつ透明性の高い職員の業績及び行動を評価するシステムを構築・運用する。その際、研究職員の評価は、研究開発成果の農業界・産業界への貢献、行政施策・措置の検討・判断への貢献、地方創生への貢献、倫理・遵法等、多様な視点からの適切な評価が可能なものとする。

人事評価結果については、組織の活性化と実績の向上を図る観点から適切に処遇等に反映する。

#### (4) 報酬・給与制度の改善

役職員の給与については、職務の特性や国家公務員・民間企業の給与等を勘案した支給水準とする。

また、クロスアポイントメント制度や年俸制など研究業務の特性に応じたより柔軟な報酬・給与制度の導入に取り組むとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、給与水準を公表する。

### 3 主務省令で定める業務運営に関する事項

積立金の処分に関する事項については、中長期計画に定める。

また、施設及び設備に関する計画については第4の1(4)、職員の人事に関する計画については第6の2(1)に即して定める。



# 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構に係る政策体系図

## 【政府の方針等】

### 食料・農業・農村基本計画〔令和2年3月31日閣議決定〕

- \* 技術開発に係る主な内容は次のとおり。
- 1. デジタル技術の利活用の促進
- 2. スマート農業の加速化
- 3. イノベーション創出・技術開発の推進

#### その他、主な国の施策等

科学技術・イノベーション基本法、統合イノベーション戦略等。

## 【法人の目的】

農業及び食品産業に関する技術上の試験及び研究等により、農業等に関する技術の向上に寄与。  
品種の保護・活用と優良種苗の流通確保のための種苗管理。

- ・試験研究を行うことにより、農業・食品産業に関する技術の向上に寄与する。
- ・基礎的な試験・研究等を推進することにより、生物系特定産業技術の高度化に資する。
- ・次世代を担う農業機械の開発等を行う。
- ・適正な農林水産植物の品種登録の実施及び優良種苗の流通等を図るための種苗管理を行う。

## 【法人の事業】

### 研究開発の推進（試験及び研究等）

- ・先端的な研究基盤の整備と運用
- ・食のニーズ変化に対応した研究開発による、農畜産業・食品産業のビジネス競争力の強化
- ・新たな農業生産システム及びビジネスモデルの構築による、生産性の飛躍的向上と地域経済活性化への貢献
- ・先端バイオ基盤技術の研究開発による、新たなバイオ産業の創出
- ・AI等を駆使した生産環境管理及び農業インフラのデジタル化により、農業生産性の向上と環境保全の両立、農業の有する多面的機能の発揮と持続的な農業の実現に貢献

生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進等

農業機械関連業務の推進

種苗管理業務の推進 328

# 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）の使命等と目標との関係

## （使命）

我が国の農業・食品産業分野の中核的な研究機関として、食料・農業・農村基本計画等の政策の実現に向け、農業・食品産業分野で科学技術イノベーションを創出すること。

## （現状・課題）

### ◆強み

- スマート農業の推進等、他の分野に先駆けてSociety5.0の早期実現に向けた取組に着手。品種開発、アフリカ豚熱防疫の基盤技術開発等の農業・食品産業分野での優れた研究成果
- 初の民間出身の理事長による組織再編など、マネジメント体制を強化
- 地方自治体などと連携協定を締結するなど地方創生へ貢献

### ◆課題

- 農業・食品産業分野でのイノベーションの創出とSociety5.0の深化と浸透
- 研究成果の社会実装のより一層の強化
- 民間企業や関係研究機関等の外部組織との連携、法人内部の部署・組織間の連携の強化等の一層効果的な研究開発マネジメント
- AI、ICT人材等多様な人材の確保
- 国際標準化を含めた知的財産戦略の一層の強化

## （環境変化）

- 農業・食品産業分野におけるイノベーションの必要性・重要性の高まり
- 農業の担い手の減少・高齢化の進行等により労働力不足が深刻化
- 農業分野へのデジタル技術やスマート技術の利活用促進の必要性の高まり
- SDGsを契機とした農業生産性の向上と地球環境保全の両立に対する意識の高まり
- 新型コロナウイルス感染症によって生じた社会変化への対応

## （中長期目標）

研究開発成果の最大化に向けた研究開発マネジメント等

- 第4期で構築した本部司令塔機能を最大限発揮させ、長期ビジョンに基づいた、農業・食品産業分野のイノベーション創出のための戦略の下、基礎から応用までのインパクトのある課題を課題解決型で立案し、効果的な進行管理を実現する。
- 第4期で進めてきたオープンイノベーションや研究成果の社会実装に向けた取組を強化し、ベンチャー支援と民間資金・資源活用のための連携を推進するとともに、地域農業研究センターを核とした、地方創生の実現に貢献する連携を推進する。
- 知的財産戦略の多様化、国際標準化に向けた戦略的マネジメントの強化に重点的に取り組む。特に国際標準化に向けた取組と同時に海外が先行する国際標準に我が国の実情を反映させ社会実装に向けたを加速する取組を戦略的に行う。
- イノベーションを支える多様な人材を確保・育成するため、ダイバーシティの推進とともに、人事に関する計画、報酬・給与制度の改善を適切に行う。

農業・食品産業分野におけるSociety5.0の深化と浸透等を目指した研究開発の推進

- 第4期に立ち上げた農業情報研究センターを核に農業データ連携基盤の整備や、農業・食品産業分野におけるAI人材育成のための体制の整備を行ってきたが、第5期は、それらの機能を拡充強化し、外部との連携強化による農業・食品産業技術と異分野の先端技術の融合に取り組む。
- 農業・食品産業分野の課題をイノベーションの創出により解決し、「あるべき姿」からのバックキャストによるフードチェーン全プロセスの最適化を目指すため、産業競争力強化に向けた出口指向の研究開発を行う。

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター中長期目標  
(案)

令和3年3月〇日制定  
農 林 水 産 省

第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

1 政策体系における国際農林水産業研究センターの位置付け及び同センターを取り巻く状況

(1) 法人の位置付け及び役割

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（以下「国際農研」という。）は、熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究等を行う国立研究開発法人であり、これらの地域における農林水産業に関する技術の向上に寄与することを目的とし、農林水産業研究分野における国際貢献と国際連携の中核的な役割を担っており、我が国を代表する国際農林水産業分野における研究機関として、食料・農業・農村基本計画等の政策の実現に向け、我が国を含む世界の農林水産技術の向上を図り、持続可能な農林水産業の発展に寄与することを使命としている。

国際農研は、この役割を果たすため、①熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習、②同地域における農林水産業に関する内外の資料の収集、整理及び提供等の業務を行うこととされている（国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法（平成11年法律第197号）第11条）。

(2) 法人のこれまでの取組

国際農研は、我が国を代表する国際農林水産業分野における専門的な研究機関として、これまでアジア、アフリカ、南米等の多くの研究機関・大学等との共同研究を通じて、越境性病害虫への対応、不良環境に対する耐性品種や多収性品種の開発等を実施し、開発途上地域の課題解決に貢献するとともに、温室効果ガスの削減、農産廃棄物の利用等に取り組み、地球規模の課題解決に貢献してきた。一方、これらの研究において育成した品種が国内でも導入されるなど我が国の農林水産業にも貢献している。さらに、海外における研究活動や国際招へい共同研究事業（JIRCASフェロー）等を通じて開発途上地域の研究人材の育成に寄与してきた。

また、法人として、約50年にわたる開発途上地域等での共同研究の経験及び研究蓄積並びに国際的な研究ネットワークを有するとともに、農業・林業・水産業分野の専門知識や社会科学等の幅広い知見を持つ人材が集結しており、豊富な在外経験や語学力等を活かして共同研究相手国の現場課題解決へ貢献できる体制を整え

てきた。

さらに、アフリカにおけるコメ生産拡大に向けた自助努力の支援等をする「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）」に運営委員会の一員として、研究面から貢献するとともに、平成31年に我が国で開催されたG20首席農業研究者会議（MACS）では、日本を代表する研究機関として参画するなど、国際社会においてもそのプレゼンスを発揮してきた。

### （3）法人を取り巻く環境

進行する気候変動や異常気象の頻発は、世界中のあらゆる分野において人々・環境・経済に広範囲かつ深刻な影響を及ぼしつつある。

平成27年に採択された持続可能な開発目標（SDGs）は国内外で広く認知され、2030年までに達成すべきゴールに向かって多面的な活動が展開されている。我が国では「SDGs実施指針」（平成28年12月22日SDGs推進本部決定）において、科学技術イノベーション（STI）が優先課題として位置付けられ、「SDGs実施指針改定版」（令和元年12月20日SDGs推進本部幹事会決定）では、研究機関の役割としてSDGs達成に向けた科学技術イノベーション（STI for SDGs）に貢献することが期待されている。

一方、新たな「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）では、国際農林水産業研究に関する施策の方向として、食料供給のリスクを見据えた総合的な食料安全保障を確立するため、開発途上国における農業生産や食品安全等に関する研究開発及び技術協力等を実施するとともに、気候変動に伴う食料・水資源問題、越境性家畜伝染病の防疫など地球規模の課題に対応するため、研究協定覚書の積極的な締結や、海外の拠点整備による体制強化など国際共同研究を推進し、国際協力に資する技術開発や世界の先端技術の導入等を戦略的に推進することとしている。加えて、農林水産省では、持続的な食料システムの構築に向け、中長期的な観点から、生産から消費までの各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進することにより、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を実現する「みどりの食料システム戦略」の検討を進めており、令和3年3月に中間取りまとめ、5月までに策定することとしている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で、人の移動が制限されている状況下において、特に海外との共同研究が中心業務である国際農研においては、課題の設定や研究推進体制等を見直し、新たな業務推進方法を構築する必要性が生じている。

これらのことから国際農研では、第4期中長期目標における各取組を更に推進することを基本とし、より高度化・多様化・複雑化する地球規模の課題解決に向け、効率的に研究を進めるため研究課題や対象地域の一層の重点化、研究成果の社会実装に向けた取組や他の研究機関との連携の深化、情報収集・分析、プレゼンスの向上等が法人の使命等を果たす上で重要である。

## 2 第5期中長期目標期間における国際農研の取組方針

令和3年度から始まる新たな中長期目標期間においては、新たな「食料・農業・農村基本計画」等の政策的要請や前述の課題認識に照らし、「我が国を代表する国際農林水産業分野における研究機関として、食料・農業・農村基本計画等の政策の実現に向け、我が国を含む世界の農林水産業技術の向上を図り、持続可能な農林水産業の発展に寄与すること」を国際農研のミッションとして定め、地球規模の食料・環境問題の解決を目指すために次の点を特に重視し業務を行うこととする。

### (1) 研究開発の効果的・集中的な実施

地球規模課題の解決に向け、気候変動の影響を軽減しつつ環境に調和した強靱で持続的なシステムの構築を目指す取組や深刻な食料・栄養問題の解決のための生産性・頑強性向上に資する技術開発を強化するとともに、国際情勢の変化に応じ、アジア及びアフリカ地域を中心に対象地域の重点化を図る。

### (2) センター機能の強化

複雑化・多様化する開発途上地域・熱帯亜熱帯地域の農林水産業と地球規模の食料システムに係る課題や開発ニーズに関する情報を多角的に収集・分析し、地球環境や食料問題に関するオピニオンリーダーとして、国内外に広く情報を発信し、センター機能を強化する。

なお、これらの取組については次の点を特に留意するものとする

ア 研究対象地域における政治的・社会的な状況の変化や各種の災害、新型コロナウイルス感染症等による影響に対処し、第5期中長期目標達成と中長期計画の着実な実施を図るため、機動的かつ柔軟な対応ができる研究推進体制を構築する。

イ 開発途上地域及び我が国における研究人材の育成、研究開発成果の社会実装等を図るため、他の国立研究開発法人、行政部局や民間企業、NGO等の多様なパートナーとの協力、連携を強化する。

ウ 多様な媒体やコミュニケーションツールを活用して研究開発成果や国際農研の活動の広報を更に推進する。

## 第2 中長期目標の期間

中長期目標の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

## 第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

以下の4業務をそれぞれ一定の事業等のまとまり（セグメント）として推進し、評価を行う。なお、当該評価は、別途定める評価軸及び指標等に基づき行う。

- ①研究開発マネジメント<企画セグメント>
- ②気候変動対策技術や資源循環・環境保全技術の開発<環境セグメント>
- ③新たな食料システムの構築を目指す生産性・持続性・頑強性向上技術の開発<食料セグメント>
- ④戦略的な国際情報の収集・分析・提供によるセンター機能の強化<情報セグメント>

## 1 研究開発マネジメント <企画セグメント>

### (1) 政策の方向に即した研究の戦略的推進

中長期計画やその達成のための研究課題は、多様化・複雑化する地球規模課題の解決による国際社会及び我が国への貢献とプレゼンスの向上、開発途上地域の農林水産業技術の向上への寄与という観点から設定する。その際には、こうした基本的な方向に即し、将来の技術シーズの創出を目指すために重要な出口を見据えた基礎研究についても、適切なマネジメントの下、着実に推進する。

また、研究対象地域における政治的・社会的な状況の変化や各種の災害、新型コロナウイルス感染症等による影響に対処し、第5期中長期目標達成と中長期計画の着実な実施を図るため、機動的かつ柔軟な対応ができる研究推進体制を構築する。

加えて、中長期目標に即した研究開発の一層の推進を図るため、研究課題の適切な進捗管理による資源の再配分やインセンティブの付与を行うとともに、外部資金の獲得に努める。

### (2) 産学官連携、協力の強化

開発途上地域及び我が国における研究人材の育成、研究開発成果の社会実装を図るため、行政部局や民間企業、NGO等の多様なパートナーとの協力、産学官連携を強化する。

また、気候変動対策技術や持続的で頑健な食料システムの開発に係る研究の高度化を図るため、環境・食料問題の解決に知見を持つ国内外の研究機関や大学等との連携を強化する。

特に、地球規模の食料・環境問題に対処して国際貢献を図るとともに、開発途上地域における農林水産業研究に関する中核的な役割を担い、我が国の国際農林水産業研究を包括的に行う唯一の試験研究機関として、我が国の農林水産業研究の高度化等に貢献するため、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構等の国立研究開発法人との協力関係を強化し、上記の役割などを果

たせるように、各法人が有する技術シーズや研究資源の相互活用を図り、役割分担を明確にした上で研究開発等を推進する。

### (3) 知的財産マネジメントの戦略的推進

研究開発成果を迅速に社会実装し、開発途上地域の農林水産業の活性化に貢献するため、研究開発の企画・立案段階から終了後の成果の普及段階に至る一連の過程において、戦略的な知的財産マネジメントに取り組む。共同研究の実施に当たっては、技術の流出や情報漏えい、情報の混入等、知的財産権の侵害に留意しつつ、発明時における秘匿化・権利化・標準化・公知化等を考慮した適切な研究計画を立案する。また、権利化後の特許等の開放や実施許諾等については多様な選択肢を視野に入れ、事業の成功を通じた社会実装に向けた取組を加速化する観点から最も適切な方法を採用する。

### (4) 研究開発成果の社会実装に向けた取組の強化

これまでに得られた研究開発成果を含め、成果の利活用が見込まれる国や地域において、関係機関等と連携し、成果の社会実装に向けた活動を行う。

また、研究開発成果の社会実装及びこれによるイノベーションの創出を図るため、必要に応じ、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用する。

### (5) 広報活動及び国民との双方向コミュニケーションの推進

多様な媒体やコミュニケーションツールを活用して研究開発成果や国際農研の活動を広く発信し、農林水産業分野における国際的な研究開発の必要性や国際農研の貢献、研究活動を通じた科学技術外交への寄与等に対する国民の理解を促進するため、国内外における情報発信や双方向コミュニケーションの機会を拡充する。

### (6) 行政部局等との連携強化

我が国の政策に対応した適切な研究開発を行うため、行政部局との密接な意見交換によるニーズの把握や成果の検証を行う。また、緊急時対応や各種の連携会議、専門家派遣、シンポジウム開催等に係る行政部局からの要請への対応を行う。

さらに、専門研究分野を活かし、国際農研の高い専門知識が必要とされる分析、鑑定、講習及び研修の実施、国際機関や学会への協力等を行う。

#### 【困難度：高】

新型コロナウイルス感染症の影響で、人の移動が制限されている状況下において、特に海外との共同研究が中心業務である国際農研で、効果的・効率的な研究推進体制を構築することは極めて困難が伴う。

## 2 気候変動対策技術や資源循環・環境保全技術の開発 <環境セグメント>

進行する気候変動や異常気象の頻発は、世界中の人々・環境・経済に広範囲な影響を及ぼし、人類が安全に活動できる境界（地球の限界 Planetary boundaries）を脅かす段階に至っている。社会・経済基盤が脆弱な開発途上地域ではとりわけ深刻な被害が懸念されており、気候変動の影響を軽減しつつ環境に調和した強靱で持続的なシステムの構築が喫緊の課題となっている。

このため、国内への裨益も考慮しつつ、アジアを中心とした開発途上地域を対象に、温室効果ガスの発生を抑制する水管理や家畜飼養等に係る営農・管理技術及び農産廃棄物の資源化、窒素化合物による環境負荷の低減、遺伝資源の活用等に貢献する技術を開発する。また、熱帯・島嶼環境や乾燥地等の厳しい自然環境条件に適応し、資源利用効率を最大化することで生態系の保全と安定的な農林業を両立する技術開発等に取り組む。

## 3 新たな食料システムの構築を目指す生産性・持続性・頑強性向上技術の開発 <食料セグメント>

開発途上地域内での経済格差が拡大し、複雑化する食料・栄養問題への対応などニーズの多様化が進んでいる。農林水産業分野では食料・栄養不足の解決が未だ重要な課題である一方、栄養の質的向上や高付加価値化、ICT や IoT を活用した新たな食料システムへの変革など、新たな取組への期待も高まっている。

このため、国内への裨益も考慮しつつ、アジア等の開発途上地域において新たなニーズに対応し、食料の安定生産と栄養改善に貢献するため、在来作物等の多様な特性及び ICT・IoT 等の先端手法を活用して、作物開発や食品加工技術の開発を行う。また、食料生産基盤の維持・強化に向け、国境を越えて拡大する越境性病害虫の防除技術や養殖漁場の適切な管理による水産業の活性化に取り組む。このほか、深刻な食料・栄養問題に直面するアフリカ地域を対象に、CARD への貢献や、畑作物及び畜産を含めた同地域の農業生産性・頑強性の向上に資する技術開発を行う。

## 4 戦略的な国際情報の収集・分析・提供によるセンター機能の強化 <情報セグメント>

開発途上地域における農林水産業研究を包括的に行う我が国唯一の研究機関として、複雑化・多様化する開発途上地域・熱帯亜熱帯地域の農林水産業と地球規模の食料システムに係る課題や開発ニーズに関する質・量ともに充実した情報を多角的に収集・分析し、地球環境や食料問題に関するオピニオンリーダーとして、国内外に広く情報を発信する。

これらにより、国際機関、民間企業等との戦略的なパートナーシップを構築して、



国内にも裨益する研究開発及び研究開発成果の社会実装に向けた取組を推進する。

## 第4 業務運営の効率化に関する事項

### 1 経費の削減

#### (1) 一般管理費等の削減

運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標とする。

#### (2) 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適正で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」の中で、定量的な目標や具体的な指標を設定し、取組を着実に実施する。

また、農研機構など他の独立行政法人との共同調達等の連携に積極的に取り組み、一層の効率化を図る。

### 2 組織・業務の見直し・効率化

#### (1) 組織・業務の再編

中長期目標の達成に向けて人材、研究資金等の研究資源を有効に活用できるよう、組織体制の整備や業務の見直しを行う。

法人内の業務のデジタル化のための環境を整備し、ICTを活用した業務の効率化、簡素化を図る。

上記の取組により、全体としての適切な人員配置と業務の最適化を図る。

#### (2) 研究施設・設備の集約（施設及び設備に関する計画）

研究施設・設備については、研究の重点化方向や老朽化の状況等を踏まえ、他の独立行政法人等の施設の利用等を検討した上で、真に必要なものを計画的に整備するとともに、有効活用に努める。

## 第5 財務内容の改善に関する事項

### 1 収支の均衡

適切で効率的な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。

### 2 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守

「第4 業務運営の効率化に関する事項」及び1に定める事項を踏まえた中長期計

画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和2年3月26日改訂）等を踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理するとともに、一定の事業等のまとまり（セグメント）ごとに情報の開示に努める。

### 3 自己収入の確保

受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により自己収入の確保に努める。特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込み額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえて適切な対応を行う。

### 4 保有資産の処分

保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

### 1 ガバナンスの強化

#### (1) 内部統制システムの構築

国際農研の役割を効果的・効率的に果たすため、デジタルトランスフォーメーションを推進し、必要に応じて業務方法書等を見直しつつ、内部統制の仕組みを高度化し運用する。

その際、理事長のリーダーシップの下、各役員の担当業務、権限及び責任を明確にし、迅速かつ的確な意思決定を行う。また、各業務について、役員から現場職員までの指揮命令系統を明確化する。また、法人の目標や各業務の位置付け等について役職員の理解を促進し、役職員のモチベーションの一層の向上が図られるような取組を強化する。

特に、新型コロナウイルスにより生じた社会変化への対応や海外での研究活動に起因する事象を含めたリスクの把握と管理等の対策を徹底する。

#### (2) コンプライアンスの推進

国際農研に対する国民の信頼を確保する観点から法令遵守を徹底し、法令遵守や

倫理保持に対する役職員の意識向上を図る。

研究活動における不適正行為については、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 10 月 1 日付け 19 農会第 706 号農林水産技術会議事務局、林野庁長官、水産庁長官通知）等を踏まえ対策を推進する。

### （3）情報公開の推進

公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）等に基づき、適切に情報公開を行う。

### （4）情報セキュリティ対策の強化

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、めざましい変革を見せる情報セキュリティ技術を参考としつつ、より実践的な情報セキュリティモデルの導入を推進する。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

さらに、保有する個人情報や技術情報の管理を適切に行う。

### （5）環境対策・安全管理の推進

化学物質、生物材料等の適正管理等により研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、エネルギーの有効利用やリサイクルの促進に積極的に取り組む。

安全衛生面に関わる事故等を未然に防止するための管理体制を構築するとともに、災害等による緊急時の対策を整備する。

## 2 研究を支える人材の確保・育成

### （1）人材育成プログラムの実施

優れた研究者を確保・育成するとともに、研究の企画及び評価、研究業務の支援、技術移転並びに組織運営など様々な分野の人材を育成するため、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 24 条に基づいて制定された国際農研の人材育成プログラムに基づき人材育成に取り組む。

その際、優れた研究管理者を養成する観点を重視する。また、計画的な養成が期待される、研究業務の支援、技術移転活動等を行う人材について、キャリアパスを活用し育成する。

また、行政部局等との多様な形での人的交流の促進、研究支援の高度化を図る研修等により、職員の資質向上を図る。

## (2) 人事に関する計画

第5期中長期目標期間中の人事に関する計画を定め、業務に支障を来すことなく、その実現を図る。

その際、職種にとらわれず適材適所の人員配置を行うとともに、任期制やクロスアポイントメント制度等の多様な雇用形態や公募方式の活用を図る。また、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）等を踏まえ、優秀な女性・若手職員を積極的に採用するとともに、女性の幹部登用、ワークライフバランス推進等の男女共同参画の取組を強化する。

## (3) 人事評価制度の改善

職員の業績及び能力に対する公正かつ透明性の高い評価システムを運用する。

その際、研究職員の評価は、研究開発成果の行政施策・措置の検討・判断への貢献、研究開発成果が社会に及ぼす影響、技術移転活動への貢献、目標の達成度等を十分勘案したものとする。

人事評価結果については、組織の活性化と実績の向上を図る観点から、適切に処遇等に反映する。

## (4) 報酬・給与制度の改善

役職員の給与については、職務の特性や国家公務員・民間企業の給与等を勘案した支給水準とする。

また、クロスアポイントメント制度や年俸制など研究業務の特性に応じたより柔軟な報酬・給与制度の導入に取り組むとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、給与水準を公表する。

## 3 主務省令で定める業務運営に関する事項

積立金の処分に関する事項については、中長期計画に定める。

また、施設及び設備に関する計画については第4の2(2)、職員の人事に関する計画については第6の2(2)に即して定める。

# 国立研究開発法人国際農林水産業研究センターに係る政策体系図

## 【政府の方針等】

### 食料・農業・農村基本計画〔令和2年3月31日閣議決定〕

\* 技術開発に係る主な内容は次のとおり。

1. デジタル技術の利活用の促進
2. スマート農業の加速化
3. イノベーション創出・技術開発の推進

その他、主な国の施策等

科学技術・イノベーション基本法、統合イノベーション戦略等。

## 【法人の目的】

### 試験研究により開発途上地域の農林水産業の技術向上に寄与

熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、これらの地域における農林水産業に関する技術の向上に寄与する。

## 【法人の事業】

### 研究開発の推進(試験及び研究等)

- ・気候変動対策技術や資源循環・環境保全技術の開発
- ・新たな食料システムの構築を目指す生産性・持続性・頑強性向上技術の開発
- ・戦略的な国際情報の収集・分析・提供によるセンター機能の強化

# 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（国際農研）の使命等と目標との関係

## （使命）

我が国を代表する国際農林水産分野における研究機関として、食料・農業・農村基本計画等の政策の実現に向け、我が国を含む世界の農林水産技術の向上を図り、持続可能な農林水産業の発展に寄与すること。

## （現状・課題）

### ◆強み

- 開発途上地域における食料生産や地球規模の課題の解決に向けた研究を通して、SDGs等へ貢献
- 開発途上地域における多くの共同研究等の実績を有するとともに、G20首席農業研究者会議等では日本を代表する国際農林水産業分野における専門的な研究機関として参画し、国際社会においてもそのプレゼンスを発揮

### ◆課題

- より高度化・多様化・複雑化する地球規模の課題解決に向け、効率的に研究を進めるため研究課題や対象地域の一層の重点化
- 研究成果の社会実装に向けた取組や他の研究機関との連携の深化
- センター機能の強化に向けた情報収集・分析、プレゼンスの向上

## （環境変化）

- 地球規模課題の深刻化と我が国政府の取組の強化
- 我が国の食料の安定供給の確保に向けた施策の強化等
- SDGsを契機とした農業生産性の向上と地球環境保全の両立に対する意識の高まり
- 新型コロナウイルス感染症によって生じた社会変化への対応

## （中長期目標）

- 研究開発の効果的・集中的な実施  
地球規模課題の解決に向け、気候変動の影響を軽減しつつ環境に調和した強靱で持続的なシステムの構築を目指す取組や深刻な食料・栄養問題の解決のための生産性・頑強性向上に資する技術開発を強化するとともに、国際情勢の変化に応じ、アジア及びアフリカ地域を中心に対象地域の重点化を図る。
  - センター機能の強化  
開発途上地域・熱帯亜熱帯地域の農林水産業と地球規模の食料システムに係る課題や開発ニーズに関する情報を多角的に収集・分析し、地球環境や食料問題に関するオピニオンリーダーとして、国内外に広く情報を発信し、センター機能を強化する。
- 以下の点を特に留意
- ・研究対象地域における政治的・社会的な状況の変化や各種の災害、新型コロナウイルス感染症等による影響に対処し、第5期中長期目標達成と中長期計画の着実な実施を図るため、機動的かつ柔軟な対応ができる研究推進体制を構築する。
  - ・開発途上地域及び我が国における研究人材の育成、研究開発成果の社会実装等を図るため、他の国立研究開発法人、行政部局や民間企業、NGO等の多様なパートナーとの協力、連携を強化する。
  - ・多様な媒体やコミュニケーションツールを活用して研究開発成果や国際農研の活動の広報を更に推進する。

令和 年 月 日  
農 林 水 産 省

## 第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

### 1 我が国の森林及び林業施策の動向

森林は、国土の保全、水源の涵養<sup>かん</sup>、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を有しており、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に大きな役割を果たしている。

また、森林は、我が国が有する貴重な再生可能資源であり、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動とも深く結びついている。こうした森林の恩恵を国民が将来にわたって永続的に享受するには、これを適正に整備し、保全することが重要である。

我が国の森林面積のうち4割を占める人工林は、その半数以上が一般的な主伐期である50年生を超え、本格的な利用期を迎えており、木材の総需要量に占める国産材利用量の割合も上昇傾向で推移している。しかし、我が国の林業は、林業自体の不確実性に加え、採算性の悪化、森林所有者の経営意欲の低迷、国産材の流通構造の改革の遅れなど、依然として厳しい状況にある。

このため、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展という森林・林業基本法が掲げる基本理念を実現し、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図るため、「森林・林業基本計画」（平成28年5月24日閣議決定）が策定された。当該計画に基づき、農林水産省は、森林の整備及び保全を図りつつ、効率的かつ安定的な林業経営の育成、木材加工及び流通体制の整備、木材の利用拡大等に取り組んでいる。

また、「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）で示された国全体の科学技術の方針等を踏まえ、我が国の森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発の方針である「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」（平成29年3月林野庁策定）が定められ、これに基づき森林・林業・木材産業分野の研究課題等の解決に取り組んでいる。

さらに、「国土強靱化基本計画」（平成30年12月14日閣議決定）に基づき農山漁村における人命・財産の保護、二次被害の防止・軽減等を図るため、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施、地域で生産される木材の積極的な利用等に取り組んでいる。

### 2 法人の沿革と使命

国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「森林研究・整備機構」という。）の前身である国立研究開発法人森林総合研究所は、明治38年に改組創設された農商務省山林局林業試験所を母体とし、森林及び林業に関する総合的な研究等を通じ森林の保続培養を図り、林業技術の向上への寄与を目的に独立行政法人として、平成13年4月に設立された。その後、平成19年4月に独立行政法人林木育種センターと統合し、

森林・林業・木材産業と林木育種に関する研究開発を実施する我が国最大の総合的な試験研究機関となった。また、平成 20 年 4 月から独立行政法人緑資源機構が実施していた水源林造成事業等を経過措置として承継し、平成 27 年 4 月からは森林保険業務が政府から移管され、平成 29 年 4 月からは、「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改称し、新たなスタートを切ることになった。

国は、国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成 11 年法律第 198 号）第 3 条において、森林研究・整備機構の目的を定めている。その中で森林研究・整備機構は、①森林及び林業に関する試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布、水源を涵養するための森林の造成等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与し、もって林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に資すること、②森林保険業務を効率的かつ効果的に行うことを目的とされている。

森林研究・整備機構は、森林・林業・木材産業と林木育種分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関として、また、水源林造成業務及び森林保険業務を行う機関として、上述 1 の国の政策のほか、社会的要請に対応し、国や地方公共団体、他の独立行政法人、産業界など幅広い関係機関と緊密に連携しながら、業務を総合的・効果的に実施し、政策課題の解決に積極的に貢献していくことを通じて、森林の保続培養と林業技術の向上、国産材利用の拡大に寄与し、林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に資するという使命・役割を担っている。

### 3 法人の現状と課題

研究開発業務においては、多様な分野の専門家の協働による総合力と機動力、豊富な研究蓄積、支所・育種場等を地域拠点とする全国ネットワーク、国内外の様々な研究機関との連携協力の実績を強みとして、森林・林業・木材産業に関する国の政策や地域ニーズに応える研究開発及び林木育種を先導的に行っている。また、高い専門性を活かし、調査、分析、鑑定、講習、試験研究に必要な標本の生産等を行っているほか、台風被害、豪雨災害等の緊急調査及び東日本大震災の復興支援等についても引き続き取り組むことが求められている。

特に林木育種分野では、ゲノム解析・編集技術などの育種技術の高度化及びその基盤となる林木遺伝資源の収集・保存・評価を行っている。また、林業の成長産業化に向けて、造林コストの低減にも資する優良品種の開発と原種生産・配布、技術支援が必要な海外の林木育種に対する技術協力にも取り組んでいる。今後は、優良品種の早期普及に向けて、原種の配布等を一層推進することが求められている。

第 4 期中長期目標期間では、研究開発成果を最大化するための「橋渡し」機能を強化し、造林の低コスト化技術の開発、高層木造建築の実現に必要な基準改正等への貢献、工業原料としての改質リグニンの開発等、産学官の連携と研究成果の社会還元に向けた取組に注力し、所期の成果を収めてきた。第 5 期中長期目標期間においても、引き続きこれらの課題に取り組むとともに、社会実装を一層推進することが求められている。

水源林造成業務においては、整備局・水源林整備事務所を拠点として、森林所有者、



造林者（林業事業体）及び地方公共団体（特に市町村）との緊密な連携・信頼関係の下、奥地水源地域であって所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない森林等において、育成複層林や針広混交林等の森林造成や間伐などの森林整備を行い、水源涵養機能等の公益的機能を高度に発揮させるための施策を実施しており、引き続き推進することが求められている。

森林保険業務においては、火災、気象災及び噴火災による森林の損害を補償する総合的な保険として、森林所有者自らが災害に備える唯一のセーフティネットの役割を果たしており、引き続き林業経営の安定と被災後の再造林の促進による森林の多面的機能の発揮のために必要不可欠な制度として運営することが求められている。

さらに、第4期中長期目標期間では、研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の連携により、森林施業や森林気象害リスクに係る研究成果を水源林造成や森林保険に活用する等、各業務の連携が事業に効果を発揮したことから、第5期中長期目標期間においても、各業務の連携を一層強化し、技術・業務の高度化や研究開発成果の幅広い普及などの相乗効果を拡大させることが重要となっている。

加えて、スマート林業の推進等、林業・木材産業の新たなニーズに対応するため、異分野・異業種との連携を一層強化する必要があるが、研究成果の社会還元及びこれらを進めるための知的財産や情報セキュリティに関する人材が不足しており、これらのマネジメント体制の整備が課題となっており、併せて人材の確保・育成も必要となっている。また、水源林造成業務及び森林保険業務に関し高度な専門知識と管理能力を有する人材の確保・育成を図ることが課題となっており、これらの課題の解決に向けた取組も必要となっている。

#### 4 法人を取り巻く環境の変化

我が国の人工林は、その半数以上が一般的な主伐期である50年生を超え、本格的な利用期を迎えており、国土の保全、水源の涵養等の森林の有する公益的機能を将来にわたって発揮させていくことと併せて、地域の再生のために、この人工林資源を「伐って、使って、植えて、育てる」という循環利用をすることが重要となっている。一方、林業・木材産業の重要な担い手の基盤である山村の多くは、人口減少や高齢化に加え、シカ等による森林被害の深刻化等を背景に、農林業の生産活動の低迷等に直面し、集落の消滅が増加するなど厳しい社会経済状況に置かれている。このため、森林資源の循環利用に向けた林業の成長産業化及び森林の公益的機能の発揮並びにこれらを通じた山村の活性化（地方創生）を目指し、産学官一体となった総合的な取組を行うことが急務となっている。また、今後、少子高齢化と人口減少により、新設木造住宅着工等の木材需要の単純な増加が見込まれることは困難な情勢であり、木材需要を喚起するためには、我が国の木材供給においては、品質・性能、価格や量等の面において競争力のある木材製品の供給を強化するとともに、消費者等の多様なニーズ、エシカル消費等への動きを理解し、木材の特長を活かした価値・魅力のある商品、あるいは木材の合法性が確認されているなどSDGs（持続可能な開発目標）に配慮した商品を提供することが重要である。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を機に、テレワーク等の新しい生活様式の定着が見られており、分散型社会の可能性の拡大やデ

デジタル技術によるイノベーションなどのポストコロナ時代の社会像において、森林・林業・木材産業も新たな役割を果たすことが求められている。

さらに、「統合イノベーション戦略 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）では、総合知による真の“Society 5.0” 実現のため「戦略的に進めていくべき主要分野」の一つに食料・農林水産業が挙げられており、林業の生産性・安全性・収益性の向上が求められている。

また、森林研究・整備機構には「林業イノベーション現場実装推進プログラム」（令和元年 12 月林野庁策定）に基づき、経験則だけでなく ICT を活用した森林資源管理、資源・境界情報のデジタル化、造林作業や木材生産の現場の労働災害の減少や重労働などからの脱却を目指す自動化機械の開発、早生樹等の利用拡大など、スマート林業への貢献に取り組むことのほか、木質系新素材を社会実装化し、石油由来製品の代替材としての利用を進め、林業の枠を超える産業・価値を創出することも期待されている。

加えて、近年、集中豪雨等の気象害が頻発・激甚化し、森林・山村や下流域に甚大な被害が発生していることから、「国土強靱化基本計画」等を踏まえた治山事業や森林整備、森林における気象害等に対するセーフティネットとしての森林保険の更なる普及等に積極的に取り組んでいくことが必要となっている。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 5 次評価報告書において、人為的な影響が現在の地球温暖化の支配的原因である可能性が極めて高いことが指摘され、また、平成 28(2016)年 11 月にはパリ協定が発効したところであり、森林に対して、生物多様性がもたらす生態系サービスの持続的利用や気候変動及びその影響の軽減を始め、様々な面で持続可能な社会の実現に重要な役割を果たすことが期待されている。また、パリ協定では「産業革命期からの平均気温の上昇幅を 2℃未満とし 1.5℃に抑えるよう努力する。」との目標が国際的に共有され、平成 30(2018)年に公表された IPCC の特別報告書では、この目標の達成には「2050 年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされた。我が国においても、2050 年までに温室効果ガスの排出をゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを表明しており、森林についても、森林整備や優良品種の早期普及等による二酸化炭素吸収量の拡大を図るとともに、木材・木質新素材については、木材・木質製品の利用や石油由来製品の代替材等による二酸化炭素蓄積効果を一層発揮させる取組が期待される。

国連は令和 12(2030)年を年限とする「持続可能な開発目標（SDGs）」を定めており、森林に対して、様々な面で持続可能な社会の実現に重要な役割を果たすことが期待されているが、世界ではいまだに森林の減少や劣化が止まない状況が続いており、国際社会と連携した森林による二酸化炭素吸収量の増強、生物多様性の維持・保全、森林減少・劣化の抑制、森林の回復や持続可能な利用などの取組が一層求められている。

また、第 6 期科学技術・イノベーション基本計画策定に向けた議論では、人文・社会科学との融合や産学官連携による分野、組織等を横断した多様な連携に取り組むべきとしている。このほか、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成 20 年法律第 63 号）が改正され、AI や IoT など科学技術・イノベーションの急

速な進展を踏まえ、人文科学を含む科学技術の振興とイノベーション創出の振興を一体的に図ることとされている。

こうした新たなニーズや社会情勢、技術変革に対応するため、森林研究・整備機構は、農林水産省「「知」の集積と活用」産学官連携協議会において平成28年度から設立してきたプラットフォームなども活用し、必要により異分野との連携を更に推進するなどの対策を講ずる必要がある。

## 第2 中長期目標の期間

森林研究・整備機構の中長期目標の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

## 第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

森林研究・整備機構は、第1の位置付け及び役割を果たすため、1研究開発業務の各重点課題、2水源林造成業務、3森林保険業務、4特定中山間保全整備事業等完了した事業の債権債務管理業務をそれぞれ一定の事業等のまとまりとする。

### 1 研究開発業務

森林・林業・木材産業及び林木育種に関する研究開発を総合的、網羅的に推進しつつ、森林環境問題の解決、山地災害防止機能等の森林の持つ多面的機能の高度発揮、林業及び木材産業の持続的発展等、国の政策や社会ニーズをより一層的確にとらえた研究開発を実施する。こうした基本的な方向に即して、将来のイノベーションにつながる技術シーズの創出を目指すために重要な基礎研究についても、適切なマネジメントの下、着実に推進する。

研究開発の推進に当たっては、その成果を最大化し、得られた成果の速やかな社会還元、橋渡しが図られるよう、以下の取組を強化する。

(研究開発成果の最大化のための連携の推進)

イノベーションの創出に寄与するため、産学官連携の研究開発プラットフォームの活動を活発化させ、産学官及び異分野との連携を推進する。この際、必要に応じて、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用する。

また、地域のニーズや課題に対応するため、各地域の諸会議や森林研究・整備機構が有するネットワーク等を活用し、必要な研究・技術情報について、支所・育種場等を地域の拠点として連携を推進する。一方、国際的な課題の解決に向けては、地球規模の気候変動や森林を取り巻く環境の変化等の国際的な課題に対応するため、森林・林業基本計画等の政策の実現に向けて、森林の公益的機能の維持増進等に資するという法人の使命を踏まえ、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター等の国立研究開発法人との協力関係を強化し、各法人が有する技術シーズや研究資源の相互活用を図り、役割分担を明確にした上で国内外の研究機関、国際機関等との連携を推進する。

(研究開発成果の社会還元と知的財産等の管理・活用)

研究開発で得られた成果や科学的知見等については、学術論文等による公表はもとより、森林・林業・木材産業や行政施策に活用され、新たな木材需要の創出や森林整備・保全の低コスト化等に向けた社会実装を促進するよう、産業界等に向けた広報、国内外の規格や標準化への寄与、人材育成の支援、行政への提供、災害時の緊急対策への協力等を通じて、社会への還元と橋渡しを図る。

加えて、特許など知的財産に関する戦略を明確化し、そのマネジメントを推進する。また、研究開発成果のオープンサイエンス化に向け、研究データの適切な公開・提供を推進する。

#### (研究開発の重点課題)

研究開発を着実かつ効率的に実施できるよう以下の3つの重点課題と、その下に9つの戦略課題を設定し、理事長のリーダーシップの下で、支所、育種場等も含めた全国ネットワークを活用して、総合的な研究開発を推進する。

- (1) 環境変動下での森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発
- (2) 森林資源の活用による循環型社会の実現と山村振興に資する研究開発
- (3) 多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する林木育種

中長期目標期間を超えて取り組む必要のある長期モニタリングや遺伝資源の確保等基盤事業のほか、種苗の生産・配布については、それぞれ適切な重点課題の下に位置付け、実施する。

研究課題の評価については、別途定める評価軸及び指標等に基づき、外部有識者等の意見も踏まえ、法人自ら厳格に実施するとともに、評価結果に基づき、研究の進捗状況、社会情勢の変化等に応じて必要な見直しを行う。

#### (1) 環境変動下での森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発

地球規模の気候変動や森林を取り巻く環境の変化に伴い、気候変動の影響の顕在化、気象災害の激甚化、生物多様性の劣化等、国内外の森林域で様々な問題が生じている。

平成27(2015)年の気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択されたパリ協定では、世界全体の平均気温上昇を工業化以前と比較して2℃高い水準を十分に下回るものに抑えること及び1.5℃高い水準までのものに抑えるための努力を継続することや、森林等の吸収源及び貯蔵庫を保全し、強化する行動の実施等が定められた。

また、平成22年(2010)年の生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された愛知目標では、生物多様性の保全と生態系サービスの恩恵を強化することが示されたが、令和2(2020)年に同条約補助機関会合で公表された地球規模生物多様性概況第5版によれば、愛知目標の達成状況は不十分であり、中長期的に生物多様性の損失を減らし、生態系サービスを持続可能な形で利用する方策が求められている。

一方、東日本大震災からおおよそ10年が経過したものの、特に原子力災害の影響のモニタリングや、影響を受けた地域における森林・林業再生への取組が引き続き重要となっている。

このため、以下の3つの戦略課題を設定し、森林の持つ多面的機能を健全に発揮させることで、国内外の森林環境問題の解決や国土強靱化に資する研究開発を推進する。

【重要度：高】 【困難度：高】：下記ア、イ、ウ記載のとおり。

#### ア 気候変動影響の緩和及び適応に向けた研究開発

森林における温室効果ガスのモニタリングや吸収・排出量算定の改善に資する技術を開発する。また、森林生態系のモニタリングと科学的知見に基づき、森林・林業分野への気候変動の影響をより詳細に評価、予測する手法を開発する。さらに、国内外において、森林の有する多面的機能を活用した気候変動影響の緩和及び影響への適応のための研究開発を推進する【重要度：高】。これらの目標を中長期目標期間終了時まで達成する。

【重要度：高】：「農林水産省気候変動適応計画」（平成30年11月改定）では、我が国の気候変動への適応に関する技術や経験を活用して開発途上国の適応の取組を支援することが必要とされ、重要度が高い。

#### イ 森林生物の多様性と機能解明に基づく持続可能性に資する研究開発

森林施業等の人為や環境変動が生物多様性に及ぼす影響を解明し、その変化を予測する。また、里山等における生物多様性がもたらす生態系サービスが、持続可能な形で利活用されるための社会的要因を解明する。さらに、森林生物が関係する人獣共通感染症や侵略的外来種等が地域の生物多様性や国民に及ぼす新たなリスクを解明し、リスクを低減させる技術を開発する【困難度：高】。

【困難度：高】：人獣共通感染症や侵略的外来種の制御には、生物学的な基礎研究から社会的要因への対策まで多角的な研究が必要であり、困難度が高い。

#### ウ 森林保全と防災・減災に向けた研究開発

極端な気象現象が森林域の災害拡大に及ぼすメカニズムを解明し、山地災害や森林気象害の予測、防止及び被害軽減のための技術を高度化する。また、長期観測データベースの整備を進めつつ、森林域における水循環及び物質循環メカニズムを解明し、森林環境の変動や気候変動が水循環や物質循環に与える影響を評価する。さらに、原子力災害で被災した地域の森林・林業の再生を支援するため、森林内の放射性物質に関する調査・研究、森林の利用再開に向けた技術開発等を推進する【重要度：高】。これらの目標を中長期目標期間終了時まで達成する。

【重要度：高】：「「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和元年12月20日閣議決定）では、森林・林業の再生に向けて、放射性物質モニタリングや各種実証等による知見の収集等を引き続き行うこととされており、重要度が高い。

## （2）森林資源の活用による循環型社会の実現と山村振興に資する研究開発

我が国の人工林の多くが本格的な利用期を迎えている中、森林資源の循環利用を進めるための低コスト造林技術の開発や新たな木材需要の創出、風水害に強い森林整備などを進める必要がある。また、クリーンウッド法の施行に伴い、合法性が確認された木材の利用促進が求められている。

一方、山村地域では、若年層を中心に人口の流出が著しく、過疎化や高齢化が更に進み、所有者が不明な森林の増加や林業労働力の減少のほか、地域経済の低迷といった問題が顕在化している。厳しい地形条件などに起因する労働生産性の低さや労働災害発生率の高さといった林業特有の課題を克服し、林業・木材産業の成長産業化や、木質系新素材等従来の林業の枠を越えた新たな価値の創出を図るため、林野庁においては、令和元(2019)年12月に林業イノベーション現場実装推進プログラムが策定され、近未来の林業のあるべき姿が提示されている。また、山村地域の新たな雇用や収入機会を確保するためには、基幹産業たる林業及び木材産業のみならず、地域資源を活かした産業を育成することで、山村経済の内発的な発展を促すことが不可欠である。

以上を踏まえ、再生可能な資源である木質資源と森林空間を持続的に利用しながら、安全・安心で豊かな循環型社会を実現するため、また、森林資源の循環利用を通じ、我が国の人工林の若返りを図り、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、以下の4つの戦略課題を設定し、川上から川下までの森林に関わる産業の一体的発展と山村振興に資する研究開発を推進する。

【重要度：高】 【困難度：高】：下記ア、イ、ウ、エ記載のとおり。

### ア 林産物の安定供給と多様な森林空間利用の促進に資する研究開発

新たな計測技術や情報技術を用いた森林資源の評価及び計画技術を開発する。高度なセンシング技術等の応用により、造林・育林作業の低コスト化・省力化に資する新技術の開発を行う【重要度：高】。これらの目標を中長期目標期間終了時まで達成する。また、林業における労働安全性と生産性の向上、流通の効率化のために、AI（人工知能）を応用した省力化・自動化に向けた研究開発を行う【困難度：高】。さらに、健康、観光、教育等の分野における森林空間利用が、利用者や山村振興に及ぼす効果について科学的エビデンスを示す。持続可能な木材利用と林業経営の確立、山村振興、新たな木材需要の創出等に資する社会科学的研究を強化する。

【重要度：高】：人工林の本格的な利用期を迎え、主伐後の再造林を確実にする

ため、再造林技術の低コスト化は極めて重要度が高い。

【困難度：高】：労働安全性の向上には、機械開発とともに、作業システムの見直し、労働条件やインフラの整備等多角的な研究が必要であり、困難度が高い。

#### イ 生物特性を活用した防除技術ときのこ等微生物利用技術の開発

森林に生息する様々な生物の環境に対する反応や相互関係の解明を進め、これらの知見をもとにニホンジカやカシノナガキクイムシ等病虫獣による森林・林業被害を効果的に軽減する技術を開発する【困難度：高】。また、きのこ等の病害虫を防除する技術を高度化する。さらに、菌根性食用きのこなどの安全な特用林産物の生産等の技術開発を行う。

【困難度：高】：ニホンジカの生息域や樹木害虫による被害地域が拡大する中で、人口減少等を考慮した効率の高い対策技術の開発は困難度が高い。

#### ウ 木材利用技術の高度化と需要拡大に向けた研究開発

大径材の加工・流通システムを開発するとともに、国産早生樹等の材質・加工特性を解明し利活用技術を開発する。また、非住宅・中高層建築物等への利用拡大に向けた、CLT（直交集成板）の利活用技術や超厚合板等の新たな木質材料を開発する【重要度：高】。これらの目標を中長期目標期間終了時まで達成する。さらに、木質材料や木質構造の耐久性、安全性、快適性、環境優位性等に関わる研究開発を推進する。

【重要度：高】：非住宅・中高層建築物等の新分野に向けた利活用技術と木質材料の開発は、木材需要の拡大にとって極めて重要度が高い。

#### エ 木質新素材と木質バイオマスエネルギーの社会実装拡大に向けた研究開発

木質資源を原料とした、セルロースナノファイバー及び改質リグニン等新素材の社会実装を進めるための開発を行う。また、汎用性の高い新たな生分解性素材等を開発し、開発した新素材を低コストで安定的に製造するための技術を開発する【困難度：高】。さらに、木質資源を原料として食や健康に関わる機能性素材等を開発するとともに、木質バイオマスエネルギーを活用するための小規模分散型システムの安定性、効率性及び経済性を高めるための技術開発を行う。

【困難度：高】：木質資源から必要とする成分を分離する際に、品質の安定性、高収率及び低コストを高いレベルで両立させる必要があるため、困難度が高い。

### (3) 多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する林木育種

森林資源の充実に伴い主伐が増加する中、森林の多面的機能の維持・増進を図りつつ、持続的な林業経営を確立するためには、優良な品種の開発及びその早期普及が必要となっている。

特に、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」（平成 20 年法律第 32 号）に規定する特定母樹は、二酸化炭素の吸収作用の保全・強化の観点からも大きく期待されている。

また、品種の開発から原種苗木（種穂を採取するために必要な母樹となる苗木）の生産及び都道府県等への配布までに長期間を要している現状から、品種開発や原種苗木生産の高速化、効率化を図る必要がある。

さらに、気候変動が生物多様性に及ぼす影響を考慮すると、全国ネットワークを活用した林木遺伝資源の収集・保存がますます重要となっている。

このため、以下の 2 つの戦略課題を設定し、優良品種の開発、育種基盤の充実、原種苗木の生産及び普及の加速化等を推進する。

【重要度：高】：下記ア、イ記載のとおり。

#### ア 林木育種基盤の充実による多様な優良品種の開発

再造林の低コスト化、花粉発生源対策、気候変動適応等の社会的、経済的ニーズに対応した優良品種を開発する【重要度：高】。これらの目標を中長期目標期間終了時まで達成する。また、品種開発に必要な育種素材等の収集及び保存、ゲノム育種に必要な遺伝子情報の整備等による林木育種基盤の充実を図る。

【重要度：高】：優良品種の開発は、主伐後の確実な再造林の実施、花粉発生源対策及び森林吸収源対策等のために極めて重要度が高い。

#### イ 林木育種技術の高度化・拡張と特定母樹等の普及強化

ゲノム編集による育種技術、効率的な形質評価技術、原種苗木の増産技術等を開発する。また、特定母樹を始めとする優良品種の原種苗木の生産体制を強化し、都道府県等に対して計画的に配布する【重要度：高】。これらの目標を中長期目標期間終了時まで達成する。さらに、優良品種の特性表の作成・公表、採種穂園の造成や林木育種等に関する技術指導及び海外の林木育種に対する技術協力を引き続き推進する。

【重要度：高】：優良品種の普及には、都道府県において当該品種の採種穂園を早期に造成する必要がある、そのためには、採種穂園を構成する原種苗木を安定的に供給することが極めて重要度が高い。

## 2 水源林造成業務

水源林造成業務については、自然災害が頻発・激甚化する中で、流域保全等における役割への期待が高まっていることから、森林所有者、造林者及び市町村等の関係者との連携強化を一層図りつつ、以下のことに取り組む。

### (1) 事業の重点化



流域保全の取組を強化する観点から、事業の新規実施に当たっては、流域治水との連携も図りながら、水源 涵養機能等の強化を図る重要性が高い流域内で森林の整備を行い、既契約地周辺の森林と合わせて面的な整備にも取り組む。

また、新規の分収造林契約については、広葉樹等の現地植生を活かしつつ、長伐期かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散する施業方法に限定するとともに、既契約地については、育成複層林誘導伐とその後の植林を積極的に進めるなど、適切な森林整備及び保安全管理に努めることにより、脱炭素社会の実現にも貢献する。

## (2) 事業の実施手法の高度化のための措置

地球温暖化防止や森林資源の循環利用、林業及び木材産業の成長産業化等に資するため、水源林造成業務の実施に当たっては、成長の早い苗木などの新しい技術の活用や低コスト化など森林整備技術の高度化に取り組むとともに、育成複層林誘導伐等により、地域の需給動向を踏まえた安定的かつ効果的な木材供給の推進に努める。

## (3) 地域との連携

自然災害発生時における被災森林の迅速な復旧を図るとともに、林業関係者等へ森林整備技術の普及及び水源林造成事業に対する理解の醸成を図るため、地域との連携強化や支援に取り組む。

# 3 森林保険業務

## (1) 被保険者へのサービス向上

森林保険契約の引受けや保険金の支払い等について、①必要な人材の確保、②各種手続の効率化、③業務委託先を含めた業務実施体制の強化、④迅速な保険金の支払い、のための取組を推進し、被保険者へのサービスの向上を図る。なお、保険金の支払いの迅速化に向けた取組により、損害発生通知書を受理してから損害実地調査完了までに要する期間の短縮を図る。

## (2) 制度の普及と加入促進

災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定と森林の多面的機能の維持及び向上を図るため、森林保険の制度の普及と加入促進に係る以下の①から③の取組を推進する。

- ① ウェブサイト等の各種広報媒体の活用により、森林所有者等に森林保険の概要や最新の情報等を分かりやすく発信する。
- ② 関係諸機関との連携を図りつつ、森林所有者を始め森林・林業関係者に対して幅広く森林保険を普及する活動を実施する。また、新規加入の拡大及び継続加入の増加に向けた効果的な加入促進活動を実施する。
- ③ 森林保険業務の委託先であり森林所有者との窓口である森林組合系統を対象に、森林保険業務の更なる能力の向上を図る。

### (3) 引受条件

これまでの森林保険等における事故率や近年の自然災害の発生傾向のほか、森林整備に必要な費用、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、引受条件の適切な見直しを通じて保険運営の安定性の確保等に向け取り組む。

### (4) 内部ガバナンスの高度化

金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。

## 4 特定中山間保全整備事業等完了した事業の債権債務管理業務

林道の開設又は改良事業及び特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務について、徴収及び償還業務を確実に行う。

## 5 研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の連携の強化

林業の持続的な発展、気候変動への対応及び国土強靱化等に向けて、各業務が有する技術・知見・蓄積したデータ、全国に展開するネットワークやフィールドを相互に活用するなど、森林研究・整備機構の強みである業務間の連携を強化し、先端技術の活用によるスマート林業の実証試験、林木育種で開発したエリートツリー等の植栽試験、森林災害に係るリスク評価等に取り組む。

## 第4 業務運営の効率化に関する事項

### 1 一般管理費等の節減

研究開発業務のうち運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標とする。

水源林造成業務と特定中山間保全整備事業等とをあわせた一般管理費（公租公課、事務所賃借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標とする。

森林保険業務の一般管理費（公租公課、事務所賃借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標とする。

### 2 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づき、重点的に取り組む分野における調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実

施する。

### 3 業務の電子化

国内外で新たなデジタル技術を活用した変革（デジタルトランスフォーメーション）が進む中、デジタル技術を活用した事務手続の効率化・迅速化を図るとともに利便性の向上に努める。また、森林研究・整備機構内ネットワークの充実を図り、併せて情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保する。

このほか、多様で柔軟な労働環境を整備するため、業務の形態に応じたテレワークの導入を図る。

## 第5 財務内容の改善に関する事項

「第4 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な運営を行う。

### 1 研究開発業務

独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和2年3月26日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。

一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示する。

また、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の獲得の拡大等により自己収入の確保に努める。特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、本中長期目標の方向に即して、特許実施料の獲得など積極的かつ適切な対応を行う。

### 2 水源林造成業務

適切な業務運営を行い、当期中長期目標期間（令和3年4月1日から令和8年3月31日）中に長期借入金について448億円を確実に償還する。また、事業の透明性や償還確実性を確保するため、債務返済に関する試算を行い、その結果を公表する。

### 3 森林保険業務

#### （1）積立金の規模の妥当性の検証

外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会において、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告する。

その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生する

おそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年ごとのバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり、長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえる。

## (2) 保険料収入の安定確保に向けた取組

森林保険業務の安定的な運営に資する保険料収入の安定確保に向けて、効果的な加入促進等に取り組む。

## 4 特定中山間保全整備事業等

適切な業務運営を行い、当期中長期目標期間（令和3年4月1日から令和8年3月31日）中に長期借入金について112億円を確実に償還する。

## 5 保有資産の処分

保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。

特に、職員宿舎第1号（杉並区和田）、職員宿舎第16号（豊島区池袋）及び取手宿舎（取手市）については、国への返納措置又は売却に向け、関係機関と調整を行う。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

### 1 施設及び設備に関する事項

地球温暖化対策推進本部において決定した「日本の約束草案」（平成27年7月17日）及び「日本のNDC（国が決定する貢献）」（令和2年3月30日）を踏まえ、維持・管理経費節減、温室効果ガスの排出削減に資する建築物の省エネルギーの推進や維持に努めるとともに、可能な施設については使用電力の一部を再生可能エネルギー電気とする。また、必要性・緊急性を考慮しつつ、老朽化施設や研究開発業務の実施に必要な施設及び設備を計画的に整備する。その際、共同利用施設である農林水産研究情報総合センター等の活用を一層推進することとし、さらに、他省庁、他法人、地方公共団体等の施設の共同利用等の可能性を検討しつつ、効率的な施設の利活用と整備に努める。

施設の整備等に当たっては、新農林水産省木材利用推進計画（平成22年11月農林水産省策定）に基づき、木材利用を推進する。

### 2 広報活動の促進

新たな木材需要や森林の整備・保全に係る研究成果の社会実装の促進、優良品種の

活用や水源林造成及び森林保険の重要性等に関する情報の発信を推進するとともに、国土の約3分の2を占める森林の多面的機能、林業・木材産業の振興及び木材利用の促進等に対する広報活動を推進し、幅広い世代の国民の理解の醸成を図り、人材の確保・育成にもつなげる。

このため、利用者が使いやすい形で、プレスリリース、ウェブサイト、SNS及び広報誌等の最適なメディアを戦略的・効果的に活用する。また、シンポジウム及び展示会への出展等により積極的に広報活動を行う。

### 3 ガバナンスの強化

#### (1) 内部統制の充実・強化

内部統制については、効果的かつ効率的に業務を運営していけるよう、内部統制システムの有効性を確認しながら、P D C Aサイクルが有効に働くマネジメントを適切に行うことが重要である。

このため、関係通知や業務方法書に定めた事項を適正に実行するなど、研究開発業務・水源林造成業務・森林保険業務の各業務の特性に応じた内部統制の更なる充実・強化及び着実な運用を図る。また、法人の目標や各業務の位置付け等について役職員の理解を促進し、役職員のモチベーションの一層の向上を図られるよう取り組む。

新たな感染症の流行を含めた各種リスクへの適切な対応のためのリスク管理の強化を図るとともに、職員に対し適切な業務執行を図るためのルールの周知徹底を行う。また、監査従事職員の資質の向上を図ることにより、内部監査を効率的・効果的に実施する。

#### (2) コンプライアンスの推進

森林研究・整備機構に対する国民の信頼を確保する観点から法令遵守を徹底し、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識の向上を図る。

特に、研究活動における不適正行為については、政府が示したガイドライン等を踏まえた対策を推進する。

また、コンプライアンス確保のためにP D C Aサイクルの取組の徹底など必要な取組が十分に機能するよう、外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催する。

### 4 人材の確保・育成

#### (1) 人材の確保・育成

業務を効率的かつ効果的に推進するため、「人材確保・育成方針」を策定し、職員の適切な配置等を図る。

研究開発業務においては、国籍や性別を問わず、若手や異業種・異分野などの多様な研究者や技術者、知的財産や情報セキュリティ等に関する高度な専門性を有する人材の確保に努める。このほか、研究成果の社会実装化を推進するため、新たなニーズに対応する異分野との連携の必要性が拡大したこと等を踏まえ、他組織との

人的連携の一層の強化を図る。

水源林造成業務においては、新卒者の採用に加え必要に応じて即戦力となる社会人経験者の採用も図るなど、必要な人材を確保する。

森林保険業務においては、新卒者の採用に加え、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。

また、個人の資質や経歴、年齢に応じた人材育成を行うこととし、研修等の実施を通じて、職員を様々なキャリアパスに誘導するよう努める。特に研究職員については、産学官を結集したプロジェクトをマネジメント可能な人材の育成を図るとともに、研究者の流動化や人材交流等によりスキルアップを図る。

## (2) 人事評価システムの適切な運用

職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。その際、研究職員の評価は、研究業績のみならず、研究開発成果の行政施策・措置の検討・判断への貢献、技術移転活動への貢献等を十分に勘案したものとする。また、一般職員等の評価は、国が実施する評価制度に準じたものとする。

人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。

## (3) 役職員の給与水準等

役職員の給与については、職務の特性や国家公務員・民間企業の給与等を勘案した支給水準とし、透明性の向上や説明責任の確保のため、役職員の報酬・給与水準を公表する。

## 5 ダイバーシティの推進

テレワーク等を活用して、ワークライフバランスに配慮した勤務形態を整備するとともに、多様な人材がそれぞれの能力を存分に発揮できる多様な働き方が可能な職場環境の充実を図る。

また、男女ともに働きやすい職場づくりを目指し、男女共同参画を推進する。さらに、ダイバーシティを尊重し合う意識を啓発するため、イベント等を通じて地域社会や関係機関とも連携協力して、ダイバーシティの実現に向けて取り組む。

## 6 情報公開の推進

公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づき、適切に情報公開を行う。

また、森林保険業務に関する情報公開に当たっては、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定の「ディスクロージャー基準」等を参考とする。

## 7 情報セキュリティ対策の強化

政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（サイバーセキュリティ戦略本部決定）を踏まえ、また、業務の電子化の推進にも対応できるよう、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報通信技術の高度化等の新たな変化に対応できるよう、情報システムへのサイバー攻撃に対する防御力、組織的対応能力の強化に取り組み、法人の情報セキュリティ対策を強化する。また、対策の実施状況を毎年度把握し、P D C Aサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、個人情報保護を推進する。

## 8 環境対策・安全管理の推進

森林研究・整備機構環境配慮基本方針に沿って環境目標及び実施計画を作成し、化学物質、生物材料等の適正管理等により、研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、環境負荷低減のため、エネルギーの有効利用及びリサイクルの促進等に積極的に取り組む。また、事故等の未然防止に努めるとともに、災害等による緊急時の対応を的確に行う。

水源林造成業務については、事業者等の労働安全衛生の確保に努める。

# 国立研究開発法人森林研究・整備機構に係る政策体系図

## 【政府の方針等】

### 森林・林業基本計画〔平成28年5月24日閣議決定〕

- \* 森林研究・整備機構に係る主な内容は次のとおり
- 1. 森林・林業・木材産業の諸課題の解決に向けた研究、技術の開発及び普及
- 2. 公的な関与による森林整備の推進
- 3. 林業災害による損失の補填

### その他、主な国の施策等

科学技術・イノベーション基本法、統合イノベーション戦略、国土強靱化基本計画、林業イノベーション現場実装プログラム等

## 【農林水産省の方針】

### 森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略

〔平成29年3月31日林野庁策定〕

- \* 「森林・林業基本計画」に基づき、研究・技術開発における対応方向及び一体的に取り組む事項を明示。
- \* 森林研究・整備機構は本戦略を実現するための中核的役割を担う。



## 【法人の目的】

1. 森林及び林業に関する試験及び研究
2. 林木の優良な種苗の生産及び配布
3. 水源を涵養するための森林の造成
4. 森林保険業務を効率的かつ効果的に行うこと 等により

森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与、林業の振興、森林の有する公益的機能の維持増進に資する

## 【法人の事業】

### 研究開発業務

- ・ 環境変動下での**森林の多面的機能の発揮**に向けた研究開発
- ・ **森林資源の活用**による**循環型社会の実現**と**山村振興**に資する研究開発
- ・ 多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する**林木育種**

### 水源林造成業務

- ・ 水源涵養機能等の重要性が高い流域での面的な整備等の**事業の重点化**
- ・ 成長の早い苗木の活用等による**森林整備技術の高度化**
- ・ 被災森林の復旧支援や技術の普及による**地域との連携**

### 森林保険業務

- ・ 被保険者へのサービス向上
- ・ 森林保険制度の**普及**と**加入促進**
- ・ 保険引受条件改定の検討
- ・ 内部ガバナンスの高度化

研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の連携の強化



# 国立研究開発法人森林研究・整備機構（森林機構）の使命等と目標との関係

## （使命）

森林・林業・木材産業と林木育種分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関であるとともに、水源林造成業務及び森林保険業務を行う唯一の機関として、森林及び林業に関する試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布、水源を涵養するための森林の造成、森林保険の効果的な実施を行い、森林の保続培養と林業技術の向上に寄与し、林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に資する。

## （現状・課題）

### ◆ 強み

- ・研究開発は、全国ネットワークを活かして地域ニーズを把握し研究に反映。
- ・育種分野では、ゲノム解析・編集技術等の育種・育成期間を短縮する技術により、国内活用はもとより、海外協力にも貢献。
- ・マテリアル利用分野は、工業原料としての改質リグニンの開発等、産学官の連携と研究成果の社会還元に向けた取組に注力し、所期の成果を収めた。
- ・水源林造成事業は、森林所有者、造林者及び地方公共団体との緊密な連携・信頼関係の下、奥地水源林の造成を推進し、水源涵養機能等の公益的機能を高度に発揮。
- ・森林保険事業は、森林所有者が自ら災害に備える国内唯一のセーフティネットとして、林業経営の安定、復旧による森林の多面的機能の発揮に貢献。
- ・高い専門性と優れたノウハウに基づく研究開発、水源林造成及び森林保険事業の連携により、施業や気象害リスク等に係る研究成果を水源林造成や森林保険事業に活用するなど、相乗効果を発揮。

### ◆ 弱み・課題

- ・林業・木材産業の新たなニーズに対応するため、ICT等異分野・異業種との連携強化が課題。
- ・知財マネジメントや情報セキュリティを担う人材の確保・育成が急務。

## （環境変化）

- 人口減少の下、林業の持続的発展による山村地域の活性化等、社会的課題の解決に向けたニーズの高まり
- 人工林の本格的な利用期(50年生以上)を迎えている中、収益の確保、安定供給のため、イノベーションによるスマート林業の推進
- 山地災害の激甚化や気候変動に適應した国土強靱化対策、シカ等による森林被害の深刻化への対応
- 「パリ協定」発効により、森林による炭素吸収量の増強と森林の減少・劣化の抑制へのニーズの高まり
- 地球規模での生物多様性保全及び生態系サービス確保への貢献

## （中長期目標）

- 異分野・異業種も含む幅広い連携など、研究開発成果の最大化のための取組の強化
- 林業の持続的発展、国土強靱化等、国の施策や社会ニーズによりの確に應えるための研究開発の重点化
- 水源林の造成を通じた流域保全及び地域との連携強化
- 森林保険制度の更なる普及
- 広い分野の人材の発掘、知財マネジメントや情報セキュリティを担う人材の確保・育成のための体制整備

## 第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

### 1 政策体系における水産研究・教育機構の位置付け及び同機構を取り巻く状況

#### (1) 法人の位置付け

国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下、「水産機構」という。）は、水産に関する技術の向上に寄与するための試験及び研究等を行うとともに、さけ類及びます類のふ化及び放流（個体群維持のためのものに限る。）を行うほか、水産業を担う人材の育成を図るための水産に関する学理及び技術の教授を行うことを目的とする（国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成11年法律第199号）第3条第1項）。また、これに加え、海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）第3条第1項に規定する海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査等を行うことを目的としている（同法同条第2項）。

国においては、現下の水産業を取り巻く状況の変化等に対応して、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就労構造の確立を目指すため、水産政策の改革を進めることとしている。

これらを実現するため、同機構は、水産業に関する調査、研究、技術開発・移転、教育等を専門的に実施する日本で唯一の研究開発法人として、我が国の水産研究をリードし、水産業のもつ潜在力を引き出すことにより、食料自給率等の維持向上を図り、国民に水産物を安定的に供給する使命に貢献するとともに、研究成果を積み重ねることにより、漁業者の信頼の構築と国民の負託に応え、水産界にイノベーションを起こして、水産政策の改革の一翼を担うことが期待されている。

#### (2) 法人のこれまでの取組

水産機構は、水産庁付属の9つの研究所により発足した水産総合研究センターを母体として、平成15年度に海洋水産資源開発センター、日本栽培漁業協会の業務等を、平成18年度にさけます資源管理センターの業務等を承継した。また、平成28年度には水産大学校と統合して現在の水産機構となり、それぞれの組織の統合効果を最大限に発揮するとともに、研究開発成果の最大化及び教育内容の高度化を図ってきた。

同機構は、全国に先進的な分析機器を装備した研究拠点、高等教育機関でもある水産大学校、複数隻の漁業調査船/漁業練習船を有するとともに、資源生態、海洋環境、繁殖・育種、利用加工、経済分析等を専門とする水産及び関連分野の研究者、教員を擁し、規模のみならず研究対象とする分野の広がりにおいて、我

が国最大の水産研究機関である。組織の中に研究開発、教育、現場実証試験等、多様な性格を持つ拠点を複数有しているため、新たな資源管理システムの構築、国際資源管理への積極的な対応、漁船漁業の先進的な漁法等の企業化、また水産業界のニーズに応える人材育成を行うなど、研究開発、現場実装及び教育に亘る問題解決のための一貫した取組が可能となっている。

他方、漁業情報等を活用した情報収集、そのための「スマート水産業の推進」、AI等の最先端技術に関する多様な人材の育成・確保等が課題となっている。

このような状況の中で、今後必要とされる調査・研究等を将来にわたり着実に、かつ、効果的・効率的に推進し、水産政策の改革の目指す水産資源の適切な管理を実現するための資源評価対象種の拡大と評価手法の高度化、水産業の成長産業化の柱となる養殖業の成長産業化等に適切に対応できるよう、従来、海区割りを基本に9研究所で構成していた研究開発部門を、水産資源研究所と水産技術研究所の2研究所に再編する組織・業務の見直しを行い、令和2年7月に新たな組織体制を発足させた。

### (3) 法人を取り巻く環境

近年、我が国においては、漁船の高船齢化、漁業者の減少・高齢化の進行など水産物の生産体制が脆弱化するとともに、水産資源の減少等により生産量が減少傾向にある。このような状況の中で、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指すこととして「農林水産業・地域の活力創造プラン」が平成30年6月に改訂された。

これを受けて、国は、平成30年12月に漁業法を改正し、新たな資源管理の導入、許可漁業の見直しや漁業権等の海面利用に関する制度の見直しを行った（令和2年12月施行）。令和元年12月には「水産新技術の現場実装推進プログラム」を策定し、水産業の生産性の向上や労働負担の軽減に向けて、ICT、AI等を活用したスマート技術の現場導入を加速化することとしている。

さらに、令和2年7月には、養殖業の振興に本格的に取り組むため、「養殖業成長産業化総合戦略」を策定し、戦略的養殖品目を定めるとともに持続的な養殖生産の推進、研究開発の推進などといった、成長産業化を実現するための対策を示した。

このほか、SDGsや環境を重視する国内外の動きや、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を契機とした生産・消費の変化などの政策課題に対応するため、我が国の食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるための新たな戦略として、「みどりの食料システム戦略」を策定することとしている。

水産機構においても、これらの行政の動きに呼応して、新たな漁業法において同機構が行う業務とされた水産資源調査・評価の高度化、輸出拡大にも寄与する漁業・養殖業の発展のための研究開発、気候変動、不漁問題への対応、漁業就業者の減少を見据えた生産性の向上、人材育成など、一層優れた研究開発成果等を

生み出し、それを現場に速やかに提供することを通じて、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化等の施策実現と「みどりの食料システム戦略」への貢献に結びつけることが重要である。

## 2 本中長期目標期間における水産機構の重点事項

こうした現下の状況や「水産政策の改革」等が目指す政策の方向を踏まえ、我が国の水産研究の中核的実施機関として、水産に関する国の政策で求められている役割を果たすため、令和3年度から始まる新たな中長期目標期間における水産機構の重点事項を以下のとおりとする。また、実施した業務について、評価と改善を行う。

- (1) 水産資源の評価・管理についてはMSYベースの評価を加速させ、対象魚種の拡大を図るとともに、国際的に見て遜色のない科学的・効果的な評価方法及び管理方法を開発し、社会実装することにより、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化等の施策実現に寄与するものとする。また、国際水域等の水産資源管理のため、国際的な資源評価に参加するなど科学的な視点から積極的に対応する。
- (2) 養殖業成長産業化総合戦略に定める戦略的養殖品目を中心として、マーケット・イン型養殖業を、産官学の連携や異分野融合などを通じて推進するとともに、養殖業の成長産業化に必要な研究開発・市場開発を推進することにより、施策実現に寄与するものとする。
- (3) ICT、AI及びロボット技術等の活用による漁労省力化や新たな魚種の養殖手法等の技術開発成果を用い、生産から流通・販売までを含めた一体的な実証調査を行うなど社会実装への取組を推進することにより、漁業経営の安定等に係る施策実現に寄与するものとする。
- (4) 水産に関する学理・技術の教授及びこれらに関連する研究を行い、水産業が直面する諸課題に的確かつ効果的に対処する中核的な人材を育成する教育を実施することにより、施策実現に寄与するものとする。

## 第2 中長期目標の期間

水産機構の中長期目標の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

## 第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

本中長期目標期間においては、「水産資源の適切な管理と水産資源の成長産業化の両立」と「漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就業構造の確立」を目指した水産政策の改革等を踏まえ、我が国の水産研究をリードして、水産業の持つ潜在力を引き出すことにより、食料自給率等の維持向上を図り、国民に水産物を安定的に供給する使命に貢献するとともに、研究成果を積み重ねることにより、漁業

者の信頼の構築と国民の負託に応えるものとする。

水産資源研究所、水産技術研究所、開発調査センター及び水産大学の4部門においては、それぞれを所掌する理事によるトップマネジメントの下で研究開発等を推進するとともに、各部門をまたぐ横断的な課題等に対しては、プロジェクト化して臨機応変に対応する体制を構築して取り組む。

また、水産業の成長産業化に貢献する研究並びにその周辺を支える多様な人材の育成及び確保・活用、外国等の研究機関及び研究者との連携強化、一定の事業等のまとまりごとの適切な資金配分、研究者の能力を最大限に引き出す研究開発環境の整備、目標達成への達成水準及び達成時期を明確にした年次計画策定に基づく進捗管理による効率的な研究の運営に努める。

さらに、マーケット・インの考え方に基づいた、新たな研究シーズの発掘にも取り組むほか、研究開発業務と人材育成業務の連携に立脚したイノベーションを推進し、民間企業、他の研究機関及び大学との連携による異分野融合を通じた成果の最大化・普及促進を図るとともに、国際問題への積極的な対応、知的財産の活用促進と研究成果等の社会還元強化、広報活動の推進等に取り組む。

なお、以下の1に示す研究開発業務の各重点研究課題、2に示す人材育成業務及び3に示す研究開発マネジメントをそれぞれ一定の事業等のまとまりとして、別添1及び別添2に掲げる評価軸等に基づいて評価を実施する。

## 1 研究開発業務

水産機構が取り組む研究開発業務は、次の3つの課題に重点化し、効率的かつ効果的に推進する。

水産業の持続可能な発展のための水産資源に関する研究開発（別紙「重点研究課題1」）については、水産資源研究所が主となり取り組む。資源評価の高度化及び評価種の拡大への対応、それを支えるICT等の基盤研究、水産資源と気候変動による海洋環境変動に関する研究を行うとともに、さけます資源の回復・管理に係る研究を行う。

水産業の持続可能な発展のための生産技術に関する研究開発（別紙「重点研究課題2」）については、水産技術研究所が主となり取り組む。養殖業の成長産業化に向けた技術開発研究や、水産業を支える工学、沿岸・内水面環境、安全・安心な水産物の供給に係る研究開発を行う。

漁業・養殖業の安定的な生産確保のための開発調査（別紙「重点研究課題3」）については、開発調査センターが主となり取り組む。これまでに得られた研究開発成果を踏まえた実証実験を行う等により、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を進め、研究成果の最大化と社会実装を進める。

さらに、養殖技術開発、漁獲物の利用・保存技術開発、不漁と気候変動による海洋環境変動の関係解明といった、多くの分野間の連携が必要となる課題については、総合的対応を可能とするプロジェクトチームを臨機応変に設定して取り組み、問題の着実な解決を図る。また、民間企業等と共同で再生可能エネルギーの水産業への導入を図る地域活性化プロジェクト研究をはじめ、水産機構外の異分野と融合した

研究開発を推進し、社会実装を目指す。

## 2 人材育成業務

水産機構が取り組む人材育成業務については、意欲ある学生の確保対策を強化するとともに、研究成果の教育への活用、水産業界との共同の取組等による自己収入の拡大を推進し、水産に関する学理及び技術の教授を通じて、水産を担う中核的な人材育成を推進する。

水産が直面する諸課題に的確かつ効果的に対処すべく、水産及びその関連分野で活躍できる人材を育成するため、必須である水産に関する学理・技術の教授及びこれらに関連する研究を行う。

### (1) 水産に関する学理及び技術の教育

水産資源の持続的な利用、水産の担い手の確保、安全な水産物の安定供給など水産の課題や水産政策の新たな方向性を踏まえ、裨益する水産業界との取組、インターンシップや見学・実習等の充実、研究所の研究者による講義も含め新しい研究成果等の教育への積極的な反映など、水産の現場における科学的知見の集積ポイントとして機能するよう、教育内容の高度化等を図る。これらにより、水産、水産政策の重要課題に的確に対応する幅広い見識と技術、実社会での実力を発揮するための社会人基礎力（職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な基礎的な力）を有する、創造性豊かで水産の現場における問題解決能力を備えた人材を育成する。

また、資源管理の高度化等の国の方針及びその科学的背景を効果的に教授して水産試験場職員等の育成に資する取組を強化することなどにより、社会人を含めた人材の育成を推進する。

#### ア 本科

本科では、水産全般に関する基本的な知識の上に、各学科の専門分野の教育・研究を体系的に行い、水産の専門家として活躍できる人材を育成する。

諸分野が総合的・有機的に関連する水産・水産学の特徴に鑑み、低学年での動機付け教育から高度の専門教育までを体系的かつ総合的に実施する。漁業練習船、実験実習場等を活用した実地体験型教育の充実を図りつつ、水産に関する最新の行政・産業ニーズ等の動向を的確に反映した教育を実施する。その際、問題解決に向けた企画から実施、解決までに至る一連の取組を主導できる能力を育む教育を実施する。

#### イ 専攻科

水産の現場で不可欠な水産系海技士の育成を図るため、船舶運航、漁業生産管理、船用機関、水産機械等に係る知識と技術を備えるための専門教育と、水産に係る広範な知識と技術を取得させるための教育を、本科関連学科の段階から一貫教育で実施する。これにより、上級海技士資格を有する水産系海技士と

して活躍できる人材を育成する。その際、三級海技士資格取得を前提に、二級海技士筆記試験受験者の合格率 80%を目指す。(前中長期目標期間(令和元年度まで)の実績:85.9%)

#### ウ 水産学研究科

水産学研究科では、本科又は他大学で身に付けた水産に関する専門知識と技術を基盤に、水産業及び水産政策の重要課題解決に向け、さらに専門性の高い知識と研究手法に関する教育・研究を行い、水産学の進歩に貢献する。これにより、水産業、水産行政、調査研究等において、高度な技術指導や企画・開発業務で活躍できる人材を育成する。

#### (2) 教育機関としての認定等の維持

水産の専門家として活躍できる人材を育成するため、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による教育課程の認定及び一般社団法人日本技術者教育認定機構(JABEE)による技術者教育プログラムの認定並びに国土交通大臣による船舶職員養成施設としての登録を維持する。

#### (3) 大規模災害や広域感染症流行下での教育の継続

大規模災害や広域感染症流行に備えて、平時から ICT 等を活用したカリキュラムを積極的かつ適切に導入するとともに、対面とオンラインの併用など、緊急時においても柔軟な受講を可能とすることにより、教育を継続できる仕組みを構築する。さらに、遠隔ツールを活用し、学生に確実かつ迅速な情報伝達を行うことにより、適切に支援できる体制を整える。

#### (4) 水産に関する学理及び技術の教授に係る研究

研究は、教育と一体かつ双方向で実施すべき業務であり、かつ、水産政策の改革等の国の方針に則して、水産業を担う中核的な人材を育成する教育を行うことが求められていることを踏まえ、高等教育機関として、その基盤となる研究を行う。

また、その研究は、水産業が抱える課題への対応を十分意識したものとし、それに携わった学生の水産の現場における問題解決能力の向上が図られるものとする。

#### (5) 就職対策の充実

水産大学校で学んだ水産に関する知識や技術を就職先で活かせるよう、就職対策の実施に当たり、水産関連企業、地方自治体等との連携・取組を充実させ、水産業及び国、地方自治体等を含むその関連分野への就職割合が 80%以上確保されるよう努める。(前中長期目標期間(令和元年度まで)の実績:84.3%)

#### (6) 学生生活支援等

ア 学生生活支援

経済面やメンタル面を含めて学生生活全般にわたる助言、指導等の学生支援を進める。

イ 成績優秀者等の表彰

成績優秀者等の表彰により、学生のモチベーションの向上を図る。

(7) 自己収入の拡大と教育内容の高度化及び学生確保の強化

ア 裨益する水産業界との取組

裨益する水産業界等との取組により、事業者等の要請に的確に応えつつ、質の高い教育が行われるよう、教育内容の高度化を図るとともに、企業等からの寄附、研究費受入れ等の推進を通じて、自己収入の拡大に向けた適切な措置を講ずる。

イ 学生確保の強化

少子化の影響から大学進学者数が減少する中、水産業を担う中核的な人材を育成するための教育が持続的に行えるよう、意欲ある学生の確保対策を強化する。

ウ 教育内容の充実

輸出促進等を進めることで水産業の成長産業化を実現し、水産日本の復活を目指す政策が推進されている状況に鑑み、現在のカリキュラムの内容が学生や企業等の変化し続けるニーズや水産政策に即しているかを不断に検証し、水産業の現場への貢献を意識したカリキュラムの再編等を通じて、教育内容の充実に向けた取組を行う。

【重要度：高】

水産業を担う中核的な人材を育成する教育プログラムを持続的に行い、水産業及びその関連分野を担う有為な人材を輩出することは、水産政策の改革等を踏まえたものであり、施策実現に寄与する重要な業務であるため。

【困難度：高】

海技士国家試験の合格や水産業及びその関連分野への就職は、教育等を通じて学生自らが成果をあげるものであり、かつ、雇用情勢の変化等の影響を受けることから、これまで以上にセミナー等の開催や学生の意識向上のための取組など最大限の努力が必要となる。また、国土交通省運輸局が公表する海技士国家試験の合格率や水産庁調べによる水産系他大学の水産業及びその関連分野への就職率の実績を踏まえると、相当の努力を必要とする高い数値目標を掲げており、達成が困難な目標と位置付けられるため。

### 3 研究開発マネジメント



#### (1) イノベーションの推進及び他機関との連携

水産業の成長産業化に結び付く今後必要となる調査・研究等を、着実かつ効果的・効率的に推進するため、産官学、特に民間との連携を積極的に行い、異分野融合を通じた取組を実施する。また、研究成果の実装によるイノベーションの推進に向け、国・地方行政や漁業現場等の声に耳を傾け、成長産業化に係るニーズを把握するとともに、都道府県や民間企業等との連携による研究施設等の共同利用等を推進する。

研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、必要に応じ、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用する。

また、漁業現場の技術的ノウハウを積極的に取り入れ、漁業・養殖業の現場に広く技術の普及、共有を図るハブ機能としての役割も果たせるよう連携して取り組む。

連携に当たっては、海洋に関する幅広い情報の収集による水産資源評価等への活用や研究成果の社会実装の推進を図ることを念頭に、連携の枠組みに合わせた適切な知的財産の管理や研究分担の明確化、包括的連携協定の締結など、効率的かつ効果的な連携を可能とするよう配慮する。

#### (2) 国際的な研究協力の推進

水産業の持つ潜在力を引き出すことにより、食料自給率等の維持向上を図り、国民に水産物を安定的に供給に貢献するという使命等を踏まえ、国際機関等との共同研究等を通じて水産に関する科学の国際的な発展を図る等の国際的な視点に基づいた研究開発を推進する。

また、人材育成における国際貢献に向け、発展途上国の人材の受入研修及び国際機関等への人材の派遣等に積極的に対応する。

#### (3) 知的財産の活用促進

研究開発によって得られた成果を我が国の水産業の競争力強化に結び付けていくには、特許等の知的財産を国内の企業や漁業経営体に円滑に活用してもらう必要がある。このため、農林水産研究における知的財産に関する方針（平成 28 年 2 月農林水産技術会議）等を踏まえ、知的財産の取得を進め、当該取得した権利を保護しつつ普及を図ることとする。

#### (4) 漁業者等の信頼関係の構築

都道府県水産研究機関に対して、最新かつ実践的な水産資源の調査、評価、管理等のための手法等を教授するとともに、漁業の現場を担う人々に対しては、水産資源の調査や管理における科学的根拠、手法等への理解を得ることに努め、関係者の知見を広げつつ知識の底上げを図ることにより、民間も含めた資源評価の理解増進に貢献する。

#### (5) 広報活動の推進

水産分野における唯一の国立研究開発法人として、水産物の安定供給と水産業の健全な発展に資する研究開発情報や成果、人材育成の状況を、ウェブサイトなどの多様なメディア等を活用して分かりやすく国民に広く周知し、水産機構の活動を認知してもらうとともに成果の活用の促進を図る。

#### (6) 研究開発業務と人材育成業務の相乗効果の発揮

水産機構は、水産に関する研究開発、現場実証及び教育にわたる分野を有し、問題解決のための一貫した取組が可能な法人の特色を最大限に活かし、研究開発業務と人材育成業務の相乗効果の発揮による研究ニーズの発掘、教育の高度化等を図り、中長期目標達成に向けミッションを遂行する。

#### (7) PDCA サイクルの徹底

水産機構の業務については、適切かつ厳正な評価を行い、それに基づき不断の業務改善を行う。評価に当たっては、外部専門家や有識者の活用などにより適切な体制を構築する。また、評価結果をその後の業務推進にフィードバックするなど、PDCA サイクルを徹底する。

#### (8) その他の行政対応、社会貢献

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）第 32 条の規定に基づき、同条第 2 項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を実施する。

また、各種委員会等への職員の派遣、検討会等への参画等のほか、国の施策に対しても積極的な対応を行うとともに、新たな課題や災害等への緊急事態に対しても、迅速に対応する。

さらに、気候変動、水産物の安全、輸出促進への対応など、それ以外の国の施策に対しても積極的な対応を行う。

### 第 4 業務運営の効率化に関する事項

#### 1 業務運営の効率化と経費の削減

##### (1) 一般管理費等の削減

運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、中長期目標期間中、令和 2 年度予算額を基準として、一般管理費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比 3 % の抑制、業務経費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比 1 % の抑制を行うことを目標とする。

##### (2) 調達合理化

独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現するため、毎年度策定する調達等合理化計画の中で、定量的

な目標及び具体的な指標を設定し、着実に実施する。

特に短期間での納入が必要な研究開発用品については、公正性を確保しつつ、迅速な調達方法の一層の推進を図る。

### (3) 組織・業務の効率化

組織再編を踏まえ、効率的な業務の実施を図るため各研究所、水産大学校の管理部門及び本部の役割分担を更に明確化し、組織の合理化に取り組む。

また、国の行政の業務改革に関する取組方針（平成 28 年 8 月 2 日総務大臣決定）等を踏まえ、業務改革や働き方改革に資する取組として、無線 LAN の活用、フリーアドレス化、ペーパーレス化等のオフィス改革に取り組む。

### (4) 施設・設備等の適正化と効率的運用

組織再編を踏まえ、研究開発に必要な研究・教育環境の維持及び向上を目的として、効率性を重視した施設・設備等の計画的な整備を行う。整備に当たっては、国立研究機関、大学等との相互利用を含め、効率的な運用を図る。

漁業練習船「天鷹丸」については、人材育成及び研究開発の双方の業務に従事する運航体制を保持し、効率的に運用する。

また、資源評価の高度化や評価対象種の拡大に対応するために資源調査を行う漁業調査船の効率的かつ効果的な運用を図るとともに、漁業から得られるデータや民間用船等による調査の充実等も踏まえ、水産機構における調査体制の検討を進め、必要な代船建造等漁業調査船の更新・整備を図る。

## 第 5 財務内容の改善に関する事項

### 1 収支の均衡

適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。繰越欠損金が発生した場合には、速やかに欠損金解消計画を定め、予算に関する計画を見直すこと等により、確実な解消に取り組む。

### 2 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守

「第 4 業務運営の効率化に関する事項」及び「第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割に定める事項」を踏まえた中長期目標期間中の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

独立行政法人会計基準の改訂（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、平成 27 年 1 月 27 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理単位として、業務達成基準による収益化が原則とされていることを踏まえ、引き続き収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を維持する。

一定の事業等のまとまりごとにセグメントを設定し、研究分野別セグメント情報などの開示に努める。

また、開発調査センターが担う社会実装・企業化分野の推進においては、勘定区分経理の適切な運用の下、資源調査・評価等に資する知見の取得にも積極的に取り

組みつつ、海洋水産資源開発勘定の収支均衡の確保に努める。

### 3 自己収入の確保

受託研究や民間企業との共同事業により開発技術やノウハウを提供することを推進する等による外部資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により自己収入の確保に努める。特に独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、本中長期目標に即して、適切に対応する。

### 4 保有資産の処分

独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行う。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

### 1 ガバナンスの強化

#### (1) 内部統制システムの充実・強化

国立研究開発法人に課された研究開発成果の最大化、独立行政法人の基本的な方針である業務の効率的な実施、あらゆる組織に求められる健全な組織運営等の要請に応えるためには、業務全般にわたる適正性が担保されるよう、適切なガバナンスを実施していく必要がある。

このため、「独立行政法人の業務の適性を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項を適正に実行するほか、組織として研究不正を事前に防止する取組を強化するとともに、管理責任を明確化するなど内部統制システムの更なる充実・強化を図る。その際、理事長のリーダーシップと十分な情報共有の下、業務全般にわたり適切な運営を推進する。

研究開発活動等における研究の不正行為、研究費の不正使用及び不適切な行為については、政府が示したそれぞれの当該行為に係るガイドライン等を踏まえて整備した関係規程及びその具体的な運用により、公正な研究開発業務の推進を図る。

#### (2) コンプライアンスの推進

コンプライアンスは、社会的信頼性の維持・向上、研究開発業務、人材育成業務等の円滑な実施の観点から継続的に確保されていくことが不可欠である。また、コンプライアンスは組織内で完結するものではなく、共同研究のパートナー、物

品購入等を含む契約の相手先等、全てのステークホルダーとの間でも推進されるべきものであることに留意する必要がある。これらの点を踏まえ、役職員等全員がその重要性を理解し、業務のあらゆる場面で、コンプライアンスの推進を図る。

## 2 人材の確保・育成

### (1) 人事に関する計画

#### ア 人事計画等

中長期目標期間中の人事に関する計画を定め、業務に支障を来すことなく、その実現を図る。

その際には、職種にとらわれず適材適所の人員配置を行うとともに、公募方式等の多様な採用形態の活用を図る。イノベーションの創造や社会連携の推進、研究成果の社会実装の促進及び水産業の成長産業化を支える多様な人材の育成や確保のため、民間企業、他の研究機関、他の大学等との人材交流を行う。

#### イ 人材の確保

研究開発職員及び教育職員の採用に当たっては、試験採用及び選考採用並びに任期付研究員を組み合わせ、優秀な人材の発掘に努め、中長期目標達成に必要な多様な人材を確保する。

また、再雇用者の活用を図る。

研究・教育業務に最大の効果を発揮して水産機構に求められる役割を果たすために、研究・教育から社会実装、ICT 分野等の専門家、組織運営等各部門における多様な人材が必要であり、これら人材の確保と育成を進める。

#### ウ 効果的な人材育成の実施

研究開発職や教育職のみならず、技術職や事務職を含め、社会連携、知的財産戦略推進及びスマート水産業推進など多様化する業務に対応可能な人材を育成するため、人材育成プログラムに基づき、適切なキャリアパスを構築し、長期的な視点で人材育成に取り組む。また、行政部局等との人的交流を促進し、組織の活性化を図るとともに、職員の資質向上につなげる。

#### エ 男女共同参画

男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）等を踏まえ、全ての職種において男女共同参画の推進を図る。

### (2) 人事評価システムの適切な運用

職員の業績及び能力の評価については、研究開発業務及び人材育成業務を併せて行う研究開発法人として、研究成果の最大化及び教育内容の高度化に資するような公平かつ透明性の高い人事評価システムの適切な運用に努める。その際、研究開発職員の評価は、研究開発業績のみならず、研究開発成果の行政施策、推進の検討・判断への貢献、技術移転活動への貢献、漁業者への研究開発成果等の周

知・紹介による信頼性確保への貢献等を十分に勘案したものとする。

また、人事評価結果については、組織の活性化と実績の向上を図る観点から、適切に処遇等に反映する。

### (3) 役職員の給与水準等

役職員の給与については、職務の特性や国家公務員、民間企業の給与等を十分勘案した支給水準とする。

また、研究開発業務の特性に応じて柔軟な報酬・給与制度の導入に取り組むとともに、透明性の向上や説明責任の確保のため、給与水準を公表するものとする。

## 3 情報公開の推進等

公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づき適切に情報公開を行う。

## 4 情報セキュリティ対策の強化

政府機関の情報セキュリティ対策の統一基準群とその改定の方角性を踏まえて、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直して情報セキュリティ対策を講ずることとする。そしてサイバー攻撃に対する防御力や組織的対応能力の強化に取り組み、情報漏洩を防止する体制を確立するとともに、実践的なセキュリティーモデルの導入を推進する。

また、対策実施の達成状況进行评估し、それに基づいて情報セキュリティ対策の改善を図るという PDCA サイクルを実行する。また、保有する個人情報の管理を適切に行う。

## 5 環境対策・安全管理の推進

化学物質、生物材料等の適正管理などによる研究開発活動等に伴う環境への影響に十分配慮するとともに、安全衛生面に関わる事故を未然に防止する管理体制の整備を行う。また、環境負荷低減のためのエネルギーの有効利用やリサイクルの促進に積極的に取り組む。

また、新型コロナウイルス感染症によって生じた社会変化に対応し、テレワークやオンラインを用いて容易に業務ができるネットワークの構築、船舶職員への簡易検査受診体制の整備等、広域感染症流行下での業務運営体制の構築等を進める。

## 本中長期目標期間において重点的に推進すべき具体的研究開発（案）

### 重点研究課題 1. 水産業の持続可能な発展のための水産資源に関する研究開発

我が国の水産業の成長産業化を果たすために、持続可能な発展を目指す研究開発アプローチが求められている。水産機構は、平成 30 年 12 月に改正された漁業法において求められる新たな資源管理システムの科学的基礎となる資源評価に関し、中心的な役割を担う。このため、漁業から得られるデータ及び情報を集約し、気候変動による資源・海洋環境の変化や不漁問題への対応等にも資する水産資源の動向及び海洋環境の調査を都道府県等と協力して実施することにより、水産資源に関する調査研究の効率化・高度化を図る。また、我が国の排他的経済水域周辺及び国際水域の水産資源について、その国際的な資源評価に参加し貢献する。

#### (1) 水産資源の持続可能な利用のための研究開発

我が国周辺及び国際水域における水産資源の持続可能な利用を目指し、研究開発を推進することにより、国際的に遜色のない資源評価の実施とこれを支える基礎的知見の充実が求められている。このための 3 つの柱として、(ア) 資源評価手法の効率化・高度化、(イ) 資源評価対象種の拡大への対応、(ウ) 資源評価を支える生物情報や海洋環境変動に関する科学的知見の向上を掲げ、ICT 等を活用した効率的・効果的なデータ収集及び分析を進めながら、変動する海洋環境と社会経済の状況を見据えた研究開発を実践する。

#### (2) さけます資源の維持・管理のための研究開発

近年、我が国のさけます資源の回帰率は著しい減少傾向にある中で、記録的不漁などから漁業者等の経営は厳しい状況となっており、その対応が急務となっている。その主因と考えられる海洋環境変動に適応した放流技術の研究開発や質の高い種苗を生産する技術の高度化のために、地域毎に稚魚の放流に適した時期やサイズ及び海洋環境を明らかにし、これらの情報を活用して放流を行うことなどにより、回帰率回復に向けた取組を着実に進めていくとともに、個体群維持のためのふ化放流を実施する。

#### 【重要度：高】

国民の健康的な食生活を支える水産物を安定的に供給するためには、水産資源の適切な管理が必要不可欠であり、国や国際機関が推進する管理施策を研究面から持続的に支える必要があるため。

#### 【困難度：高】

水産資源の適切な評価及び有効利用は、海洋環境のみならず、水産資源及び漁業活動の状況を継続的に把握し、得られた情報を統合的に解析することによって実現されるが、最新のリモートセンシング技術をもってしても重要水産資源の分布する水中を広範囲に遠隔調査することは難しく、また、過去からの長期的変化の把握も困難であり、調査結果に対する不確実性の存在は避けられないため。また、我が国にとって重要な水産資源の分布回遊範囲は広く、近隣諸国の経済水域内への回遊や近隣諸国による漁獲量の増大が、水産資源の評価を極めて困難なものとしているため。

### 重点研究課題 2. 水産業の持続可能な発展のための生産技術に関する研究開発

気候変動による資源及び海洋環境の変化、SDGs や環境を重視する国内外の動き、新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした生産・消費の変化に適切に対応し、水産業の持続可能な発展と国民への安全・安心な水産物を安定供給するための研究開発を実施する。また、養殖業の収益性・持続性向上のための基盤技術、持続的な水産物生産のための漁港関連技術等の工学的技術開発、環境修復技術開発、水産食品の高品質化等の研究を行う。また、産学官連携や異分野融合を通じて、各種基盤技術の確立及びその社会実装を図る。

(1) 養殖業の成長産業化を推進するための研究開発

国が策定した養殖業成長産業化総合戦略に沿って、マーケット・イン型養殖業の構築や我が国の戦略的養殖品目の高品質化及び安定生産に資するため、優良系統作出、魚粉代替飼料、効率的飼育、病害防除等に関する技術開発を行う。

また、クロマグロ、ニホンウナギなど主要魚種における人工種苗の安定的な生産技術の開発、新規養殖種や種苗生産困難種の完全養殖及び種苗量産技術の確立とそれらの普及、ブリの褐変防止など流通時の鮮度保持、市場ニーズ・消費者ニーズに合った付加価値の高い水産物の供給など養殖業の問題解決に向けた基盤研究並びに応用及び実証研究を行い、その社会実装を図ることで養殖業の成長産業化に貢献する。

(2) 持続可能な水産物生産システムの構築と高度化のための研究開発

生息域の環境変化が主要な水産物の生産に及ぼす影響の解明、栽培漁業に関する技術の開発、海域環境変化に対応した漁場環境整備、次世代漁船開発に必要な工学的技術、漁港施設の強靱化・長寿命化、有害・有毒藻類や化学物質の動態・影響把握とその対策技術、水産物の品質・衛生管理技術等に関する研究を行う。また、生物モニタリング技術を活用して場と生物の関係に関する科学的知見の深化を図り、有用魚介類の成育と再生産に重要となる水域の保全・回復に役立てる。

【重要度：高】

水産業の生産現場は、生産量及び金額が減少し、漁業就業者の高齢化、減少等構造的な問題を抱えており、それらに対応し、水産業の成長産業化を推進するためには、養殖業における種苗の安定的な生産技術等の開発や漁場、養殖場の持続的利用が可能な環境整備技術の開発など、生産性向上に関する研究成果とその実用化が強く求められているため。

【困難度：高】

気候変動等の影響を受ける日本の水産業の持続的な発展を図るには、仔魚期初期の生態の知見が極めて少ないニホンウナギの飼育技術や初期餌料の開発、人工種苗の生産効率が極めて低いクロマグロの採卵技術や疾病対策技術の開発などこれまでの研究にとられない新しい発想に基づく取組が必要であるため。また、荒天下でも漁況に応じて目的地を頻繁に変更する漁船特有の航行に対応した、自動操舵や衝突回避技術の開発、激甚化する自然災害に耐えうる新たな漁港施設の設計基準や ICT を活用した遠隔監視など安全確保のための技術開発等、異分野の専門家と連携しながら、これまでの常識にとられない基盤技術を開発する必要があるため。

### 重点研究課題3. 漁業・養殖業の新たな生産技術定着のための開発調査

気候変動等に伴う資源の変動や、我が国の人口減少と高齢化に伴う担い手不足など、水産業をめぐる国内外の環境の変化に柔軟に対応し、漁業・養殖業経営体の経営安定を図るには、技術イノベーションの成果を、いかに社会実装するかの見極めが必要である。社会及び産業ニーズを踏まえ、開発された漁労・養殖等の成果を用いて、生産から流通・販売までを含めた一体的な実証調査を行い、社会実装及び企業化を推進する。このため、操業



の効率化に向けた新しい生産システムの導入及び漁獲物の価値向上に加え、資源の変動に対応した漁労技術の開発など海洋水産資源の開発及び利用の合理化に係る開発調査を行う。また、養殖業の国際競争力強化と持続的な生産・流通システムの確保に向けた生産システムの開発調査を行う。

(1) 漁業・養殖業の経営安定に資する生産システムの現場実装

漁業・養殖業の成長産業化のためには高い水準での経営安定が求められている。このため、労働環境改善及び生産性の向上に資する漁業・養殖業の新たな生産システム及び資源利用法を開発し、実証化調査で得られた知見を現場展開する必要がある。

具体的には、AIを活用し、最新のロボット技術などを用いた作業の効率化に係る開発調査、ICTシステムを用いた生産者と流通業者間等の情報共有を強化し、リアルタイムの市場ニーズに基づく生産を行うことによって、経営の効率化に関する開発調査を行う。

また、資源変動に対応し、複数の魚種を柔軟に利用可能とする操業体制の開発・実証、商業規模で新しい養殖生産システム及び新規養殖対象種の生産技術を社会実装するための開発調査を行う。

【重要度：高】

気候変動等の環境問題や資源の変動など漁業・養殖業を巡る国内外の操業環境の変化に柔軟に対応し、漁業・養殖業の安定的な生産及び経営の安定を確保するため、適切で迅速な開発調査の実施、機構内外の研究開発成果の活用及び早急な社会実装に向けた取組が強く求められているため。

【困難度：高】

我が国水産業の再興を図るには、生産量の減少、就業者の高齢化及び減少傾向、気候変動等の問題への早急な対応が求められている。あるべき未来の姿から逆算して必要とされる技術開発・実証化に取り組むには、制度面での困難性や経営的なリスクが大きい。例えば、変動する資源に対応した新しい操業体制の検討などは、開発調査センターでしか取り組むことができない困難な課題である。また、研究成果の社会実装及び企業化に向けた実証調査は、広範囲にわたる関係者との緊密な連携協力体制を構築し、長期に渡ってさまざまに変動する漁海況及び市況等の条件の下で実施した上で、技術的な有効性及び経営的な評価を行う必要があり、非常に困難な取組であるため。

# 国立研究開発法人水産研究・教育機構に係る政策体系図

## 【政府の方針等】

### ○水産基本計画 [平成29年4月28日閣議決定]

- ・資源管理・資源評価の高度化に資する研究開発
- ・漁業・養殖業の競争力強化に資する研究開発
- ・漁場環境の保全・修復、インフラ施設の防災化・長寿命化等に資する研究開発
- ・水産物の安全確保及び加工・流通の効率化に資する研究開発
- ・漁船漁業の安全対策の強化
- ・水産教育の充実

### ○水産政策の改革 [平成30年12月14日 漁業法等の一部を改正する等の法律]

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を確立

### ○養殖業成長産業化総合戦略 [令和2年7月14日 農林水産省策定]

需要情報を能動的に入手し計画的な生産を行う「マーケット・イン型」への転換を図り、養殖業に関する生産、加工、販売及び物流等の各段階の機能が連携・連結し養殖のバリューチェーンの付加価値向上

## 【法人の目的】

- ・水産に関する技術の向上に寄与するための試験及び研究等、さけ類及びます類のふ化及び放流、水産業を担う人材の育成を図るための水産に関する学理及び技術の教授
- ・海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査等

## 【法人の事業】

### 研究開発業務

- ・重点研究課題1: 水産業の持続可能な発展のための水産資源に関する研究開発
  - (1)水産資源の持続可能な利用のための研究開発
  - (2)さけます資源の維持・管理のための研究開発
- ・重点研究課題2: 水産業の持続可能な発展のための生産技術に関する研究開発
  - (1)養殖業の成長産業化を推進するための研究開発
  - (2)持続可能な水産物生産システムの構築と高度化のための研究開発
- ・重点研究課題3: 漁業・養殖業の新たな生産技術定着のための開発調査
  - (1)漁業・養殖業の経営安定に資する生産システムの現場実装

### 人材育成業務

- 水産業及びその関連分野で活躍できる人材を育成
- (1)水産に関する学理及び技術の教育
  - (2)教育機関としての認定等の維持
  - (3)大規模災害や広域感染症流行下での教育の継続
  - (4)水産に関する学理及び技術の教授に係る研究
  - (5)就職対策の充実
  - (6)学生生活支援等
  - (7)自己収入の拡大と教育内容の高度化及び学生確保の強化

# 国立研究開発法人水産研究・教育機構（水産機構）の使命等と目標との関係

## （使命）

水産政策の改革等を踏まえ、水産業のもつ潜在力を引き出すことにより、食料自給率等の維持向上を図り、国民に水産物を安定的に供給する使命に貢献すること。

## （現状・課題）

### ◆強み

- ✓ 資源管理の基礎となる資源評価を長年実施してきた唯一の機関。直近では、MSY（最大持続生産量）の設定等高度な評価手法を開発し、新たな資源管理システムの構築に貢献。また「水産資源研究センター」を新設してさらに研究体制を強化。
- ✓ 国際資源については、NPFC等の国際会議に積極的に参画し、議論をリード。科学的根拠に基づいた国際資源管理により我が国漁業の権益の確保に貢献。
- ✓ 漁船漁業の先進的な漁法等の企業化、養殖種苗の生産等に関する技術及び水産業界のニーズに応える人材育成等に高い専門性を有し、研究開発、現場実証、教育に亘る問題解決のための一貫した取組が可能。

### ◆課題

- ✓ 資源評価の信頼性を高めるため、漁業情報等を活用した情報収集、そのための「スマート水産業」の推進、AI等の最先端技術に関する多様な人材の確保・育成及び説明能力の向上。

## （環境変化）

- 水産機構が資源調査・評価の業務を行うことについて改正漁業法に位置づけ
- 資源評価対象種の拡大（50種→200種）
- 資源回復と養殖業の成長産業化による輸出増大目標を設定（令和12年までに1.2兆円）
- 地球規模の気候変動
- 我が国漁業者の減少の予測（現在の約15万人が半減）
- 我が国周辺の外国漁船の違法操業の悪質化等

## （中長期目標）

我が国の水産研究をリードして、研究成果を積み重ねることにより、「水産資源の適切な管理と水産資源の成長産業化の両立」と「漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造の確立」を目指した水産改革の推進等により政策の実現に寄与する。

### 1 研究開発業務

#### (1) 水産業の持続的な発展のための水産資源に関する研究開発

- ・資源評価の高度化及び評価種の拡大への対応、ICT等の基盤研究、水産資源と気候変動による海洋環境変動に関する研究等を実施。
- ・多様な人材の確保・育成及び職員の資質向上を推進

#### (2) 水産業の持続可能な発展のための生産技術に関する研究開発

- ・養殖業の成長産業化に向けた技術開発研究や、水産業を支える工学、沿岸・内水面環境、安全・安心な水産物の供給に係る研究開発を実施

#### (3) 漁業・養殖業の新たな生産技術のための開発調査

- ・海洋水産資源の開発及び利用の合理化を進め、研究成果の最大化と社会実装を推進

### 2 人材育成業務

- ・水産に関する学理及び技術の教授を通じて、水産業を担う中核的な人材育成を推進
- ・水産に関する学理・技術の教授及びこれらに関連する研究を実施

## 研究開発関係業務に関する評価軸及び指標（案）

第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	
1. 研究開発業務	
重点研究課題1. 水産業の持続可能な発展のための水産資源に関する研究開発	<p>評価軸1：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究や事業の進捗、成果等が国の方針と適合しているか。</li> </ul> <p>評価指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資源評価結果及び研究開発の成果が国等の施策に寄与する具体的な取組事例</li> <li>さけます資源の個体群維持のために行うふ化放流の状況</li> <li>本中長期目標期間における年次計画の進捗状況</li> </ul> <p>モニタリング指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内外の資源関係会議等への報告書等文書提出件数</li> <li>資源評価調査対象種（もしくは系群）数</li> <li>さけます資源の個体群維持のために行うふ化放流実績</li> </ul> <p>評価軸2：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>成果や取組が学術研究の進展につながるものとなっているか。</li> </ul> <p>評価指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水産資源、海洋研究の高度化などに寄与する具体的な取組事例</li> </ul> <p>モニタリング指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>論文発表件数</li> <li>試資料提供件数</li> </ul> <p>評価軸3：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>成果や取組が、産業・社会ニーズに適合するものであるか。</li> </ul> <p>評価指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>漁海況情報等の発信が社会ニーズに合致した具体的な取組事例</li> <li>さけます回帰率回復に向けた放流後の生残率向上のための飼育手法の高度化とその放流手法の河川ごとの具体的な取組事例</li> </ul> <p>モニタリング指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>漁海況情報等の発信件数</li> <li>ウェブサイトにおける漁海況情報等の閲覧数</li> <li>取材・記者レク等情報提供回数</li> <li>民間さけますふ化場等への技術普及、講習会等の実施件数</li> <li>さけます資源の回帰率</li> </ul>

<p><b>重点研究課題 2.</b> 水産業の持続可能な発展のための生産技術に関する研究開発</p>	<p>評価軸 1 :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成果や取組が養殖業の収益性及び持続性の向上並びに持続的な水産物生産システムの構築に寄与するものであるか。</li> </ul> <p>評価指標 :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養殖業の振興、成長産業化及び問題解決並びに水産物の安定供給に寄与する具体的な成果</li> <li>・ 沿岸・内水面漁業の振興に寄与する具体的な事例</li> <li>・ 漁場及び生育場の環境保全、漁船、漁港、漁場整備等に寄与する具体的な成果</li> <li>・ 本中長期目標期間における年次計画の進捗状況</li> </ul> <p>モニタリング指標 :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術指導、講習会、普及活動等の実施数</li> <li>・ 取材・記者レク等情報提供回数</li> </ul> <p>評価軸 2 :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究や事業の成果等が国の方針や社会のニーズと適合しているか。</li> </ul> <p>評価指標 :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究開発成果が国等の施策に寄与する具体的な事例</li> <li>・ マーケット・イン型養殖業の構築に寄与する具体的な成果</li> <li>・ 漁場環境の向上並びに水産物の安全、安心、高品質化及び有効利用に寄与する具体的な成果</li> </ul> <p>モニタリング指標 :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドライン、マニュアル、指針等への成果の反映数</li> <li>・ 現地実証試験実施数</li> <li>・ 各種協議会や行政会議等への参加数、発表数</li> </ul> <p>評価軸 3 :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成果や取組が国又はアカデミアにおける研究の実用化又は進展につながるものとなっているか。</li> </ul> <p>評価指標 :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会実装へと進展する技術開発の具体的な事例</li> <li>・ 科学的知見の深化に寄与する具体的な事例</li> </ul> <p>モニタリング指標 :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部資金の獲得件数、金額</li> <li>・ 論文発表件数</li> <li>・ 共同研究等件数</li> <li>・ 公的機関等からの分析、鑑定等依頼数</li> </ul>
<p><b>重点研究課題 3.</b> 漁業・養殖業の安定</p>	<p>評価軸 1 :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取組が国の方針に合致し、産業、経済活動の活性化及び高度化並び</li> </ul>

<p>的な生産確保のための開発調査</p>	<p>に社会的価値の創出に寄与するものであるか。</p> <p>評価指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水産物の安定供給に寄与する具体的な取組</li> <li>・漁船漁業の持続的な発展に寄与する取組状況</li> <li>・本中長期目標期間における年次計画の進捗状況</li> </ul> <p>モニタリング指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種広報媒体等への掲載数及び取材</li> <li>・記者レク等情報提供回数</li> <li>・業界関係者等との協議回数</li> </ul> <p>評価軸2：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の方針又は社会のニーズを踏まえ、業界との連携により、実用化又は社会実装に向けた取組となっているか。</li> </ul> <p>評価指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業界と連携した具体的な事例</li> <li>・社会実装に向けた取組状況</li> </ul> <p>モニタリング指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術指導、講習会、普及活動等の実施数</li> <li>・社会実装に向けて実施した実証試験項目数</li> </ul> <p>評価軸3：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成果が、水産関係者及び国並びに地方の事業等に周知され、活用されるようになっているか。</li> </ul> <p>評価指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成果の業界等への報告状況</li> <li>・成果の水産業界関係者並びに国及び地方自治体の事業における活用状況</li> </ul> <p>モニタリング指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書等公表件数</li> <li>・成果の社会実装に向けた、漁業者、水産業界、行政、研究機関等における活用件数</li> </ul>
<p>3. 研究開発マネジメント</p>	<p>評価軸：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発成果の最大化に向けた取組が着実に行われているか。</li> </ul> <p>評価指標1：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他機関との連携、共同研究の取組状況</li> </ul> <p>モニタリング指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他機関との連携数（件数、国内・国際）</li> </ul>

	<p>(国内共同研究：110 件以上（4 期実績：110, 129, 146, 141, 110 以上（予定））</p> <p>(国際共同研究：15 件以上（4 期実績：27, 22, 27, 23, 17（予定））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知的財産の供与数（4 期実績：56, 59, 49, 49, --）</li> <li>・包括連携協定の件数（4 期実績：9, 10, 12, 12, --）</li> <li>・研修等の受入件数（人数）</li> <li>・各種委員会への派遣数</li> <li>・講師等の派遣数</li> </ul> <p>評価指標 2：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発情報を国民に積極的に提供しているか。</li> <li>・広報活動において ICT を積極的に活用しているか。</li> <li>・国民、業界等との双方向コミュニケーションに取り組んでいるか。</li> </ul> <p>モニタリング指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公表したプレスリリース数、ウェブサイト等による発信数（65 件以上（前期実績：52～65 件））</li> <li>・ウェブサイト等へのアクセス数</li> <li>・シンポジウム、セミナー、講演会等の開催数（22 件以上（前期実績：21～22 件））</li> <li>・取材、問い合わせ対応数</li> </ul>
--	---

## 研究開発関係業務以外の事項の評価の視点及び指標（案）

第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	
2. 人材育成業務	<p>評価の視点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水産業を担う中核的な人材を育成する教育が持続的に行われているか。</li> </ul> <p>主な定量的指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二級海技士筆記試験受験者の合格率が80%を確保されているか。</li> <li>・水産業及びその関連分野への就職割合が80%以上確保されているか。</li> </ul> <p>その他の指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による教育課程の認定状況</li> <li>・一般社団法人日本技術者教育認定機構（JABEE）による技術者教育プログラムの認定状況</li> <li>・国土交通大臣による船舶職員養成施設の登録状況</li> </ul>
第4 業務運営の効率化に関する事項	
1. 業務運営の効率化と経費の削減	<p>評価の視点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期目標（年度計画）に掲げた経費の削減に取り組んでいるか。</li> <li>・調達等合理化計画を策定し、着実に実施しているか。</li> <li>・各研究所、水産大学校の管理部門及び本部の役割分担を明確にした上で組織体制を整備しているか。</li> <li>・法人内における適切な情報システムの整備が実施されているか。</li> <li>・漁業調査船及び漁業練習船の効率的な運航体制を構築しているか。</li> <li>・施設、設備等を計画的に更新・整備し、効率的な運用を図っているか。</li> </ul> <p>主な定量的指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般管理費の抑制達成度（本中長期期間中、令和2年度予算額を基準として毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を目標とする。）</li> <li>・業務経費の抑制達成度（本中長期期間中、令和2年度予算額を基準として毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を目標とする。）</li> <li>・調達等合理化計画の数値目標の達成度（各年度目標値の達成）</li> </ul> <p>その他の指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設、機械の外部利用件数</li> <li>・複数の調査を同一の航海で実施する等機構船を効率的に運航した件数</li> </ul>



第5 財務内容の改善に関する事項	
1. 収支の均衡	<p>評価の視点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な財務管理を行っているか。</li> </ul> <p>その他の指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各年度における収支状況や財務内容</li> </ul>
2. 業務の効率化を反映した予算計画の策定	<p>評価の視点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算計画に従った運営を行っているか。</li> <li>・収益化単位の業務ごとに予算及び実績を管理する体制を構築したか。</li> </ul> <p>その他の指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各年度における予算の執行状況</li> </ul>
3. 自己収入の確保	<p>評価の視点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己収入の確保に向けた取組を着実に実施しているか。</li> </ul> <p>その他の指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受託研究・競争的資金の件数と獲得額</li> <li>・自己収入額</li> </ul>
4. 保有資産の処分	<p>評価の視点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保有資産について、保有の必要性を不断に見直しているか。</li> </ul> <p>その他の指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不要財産となったものは、適切に国庫納付等をしたか。</li> </ul>
第6 その他業務運営に関する重要事項	
1. ガバナンスの強化	<p>評価の視点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部統制システムに関する取組は適切か。</li> <li>・コンプライアンス推進に関する取組は適切か。</li> </ul>
2. 人材の確保・育成	<p>評価の視点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材の確保、配置及び育成を適切に実施しているか。</li> <li>・新たな組織としての適切な人事評価システムの構築を図っているか。</li> <li>・男女共同参画の推進を図っているか。</li> </ul> <p>主な定量的指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種研修等の実施数（4回以上（基本研修4回））</li> </ul> <p>その他の指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の採用数（うち女性割合）</li> <li>・人事交流数</li> </ul>

<p>3. 情報の公開とセキュリティ対策の強化</p>	<p>評価の視点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人情報の積極的な公開を実施しているか。</li> <li>・情報セキュリティ対策の取組は適切か。</li> </ul> <p>主な定量的指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種研修等の実施数（年1回以上）</li> </ul> <p>その他の指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種研修等の参加人数</li> </ul>
<p>4. 環境対策・安全管理の推進</p>	<p>評価の視点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務が環境に与える影響への配慮は十分か。</li> <li>・職員や学生の安全衛生管理は適切か。</li> <li>・環境負荷低減への取組は適切か。</li> </ul> <p>主な定量的指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェブ会議実施数（理事会、経営企画会議等の主要な会議の数）</li> </ul>

## 独立行政法人海技教育機構 第4期中期目標（案）

### 第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

四面を海に囲まれた我が国において、外航海運は輸出入貨物の99.6%（2019年、トン数ベース）の輸送を占めており、この海上貿易量のうち63.1%の輸送を日本商船隊が担っている。中でも、日本籍船は、我が国の管轄権が公海にて排他的におよび、非常時に国民生活を維持するための物資輸送を担うという点において、我が国の経済安全保障の中核を担っている。一方、内航海運は国内貨物の約4割、産業基礎物資の約8割（いずれも2018年度、トンキロベース）の輸送を担うとともに、国内海上輸送は年間約9千万人が利用するなど、海運業は我が国の経済、国民生活にとって大きな役割を果たしている。また、昨今の災害時には緊急輸送等により陸上輸送の代替機能を存分に発揮し、その重要性が改めて認識されているほか、トラック運転手不足等の中、モーダルシフトの受け皿として重要な役割を担っている。こうした海運の安定輸送は、高度な船舶運航技術を持つ船員はもとより、船員の経験を有し、陸上で活躍する海技者や、船舶交通の難所において、船舶を安全に導く水先人に支えられており、これら海洋立国日本の要となる海事人材の確保・育成は極めて重要である。

このことは、「海洋基本法」（平成19年法律第33号）第20条において、「国は、効率的かつ安定的な海上輸送の確保を図るため、日本船舶の確保、船員の育成及び確保、国際海上輸送網の拠点となる港湾の整備その他の必要な措置を講ずるもの」とされており、国土交通省では、海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図ることを施策目標として掲げ、船員養成事業もその一翼を担うものとして位置付けている。

このような中、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、その政策実施機能の強化を図るべく、平成28年4月に海技教育機構と航海訓練所を統合し、全国に海上技術学校4校、海上技術短期大学校3校及び海技大学校と5隻の大型練習船を擁する我が国最大の船員養成機関として海技教育機構（以下「機構」という。）を設立した。

機構は、船員養成のための学科教育と練習船による航海訓練を通じた一貫教育を実施する船員養成機関として、新人船員を養成するとともに、船員に対する実務訓練を実施し、船舶の運航に関する高度な学術及び技能並びに航海訓練に関する研究を実施している。また、機構の学生・生徒のほか、文部科学省所管の船員養成機関である商船系大学2校及び商船系高等専門学校5校の学生に対し、大型練習船による航海訓練を実施し、海技免許の取得に必要な乗船履歴を付与している。これらにより、船員教育に係る高い専門性と海運業への高い就

職実績を有し、業界のニーズを踏まえた多様な講習の実施や国際条約に求められる技能取得講習の実施など、国の船員政策に大きく貢献している。今後、機構は我が国の基幹的な船員養成機関として、海運業界、船員養成機関である商船系大学及び商船系高等専門学校等、行政を含め関係機関と緊密に連携し船員養成を実施するとともに、我が国の将来に向け、海事国際機関や諸外国の船員養成機関との協調と連携を図り、世界の海事産業の発展に貢献することが求められている。

平成28年度の統合以降、機構は船員養成機関の核となり、日本人船員の育成・確保の充実につながるよう、関係機関との連携・協力を強化するとともに、「内航未来創造プラン」（平成29年6月）で示された船員養成数の拡大や新たな教育・訓練の導入に応えるため、自己収入の拡大や、学校と練習船のリソースの一体的運用等による座学と航海訓練の一体的実施に向けた取組を行い、教育内容の高度化に向けた措置を講じているが、それを担う教員が不足しているとの課題を抱えている。そのためには、魅力と活力のある職場環境の整備により、適切な教員の確保が急務である。

第4期中期目標期間においては、機構を取り巻く環境の変化等に対応するため、「内航未来創造プラン」（平成29年6月）、「予算執行調査」（平成29年6月）及び「船員養成の改革に関する検討会とりまとめ」（令和3年2月）において示された、養成定員の段階的な拡大、学校の体制、自己収入の拡大、教育内容の高度化、練習船への多科・多人数配乗緩和等に対する検討を行い、適切に実施していく。

内航船員の近年の状況については、高齢者が占める割合は依然大きいとはいえ、全体の年齢構成を見れば、若年層が増加し、若返りが進んでいるといえる。令和元年度の内航の新規就業者数は962名、直近3年間は900名を超えている。平成22年度は514名で、その後、右肩上がりが増えてきている。新規就業者の船員養成機関の内訳を見れば、平成22年度は286名で機構が6割弱を占めていたが、令和元年度では331名と絶対数は増えているものの割合としては約3割まで低下している。水産・海洋高校が350名で機構を上回り、商船系高専から97名、民間六級海技士も年々伸び130名に達している。このように若年船員の供給源はこの10年で構造が大幅に変化しており、船員養成については機構のみならず、文部科学省等を含め全体として進めていく必要がある。

また、新人内航船員の定着率は緩やかに悪化しており、折角の新規就業者増加の効果が一部損なわれている。このような状況の下、機構は、中堅・大手船社の船上基幹職員を育成する場を提供する重要な役割を担う。船舶のデジタル化などの環境変化に対応しつつ、船員として働くための意義・喜びを感じられる船上基幹職員を育てなければならない。そのために教育内容を高度化し、条約改正対応や技術革新に対応した知識・技能を習得させるなど、教育の「量」だけでなく「質」にこだわり、その向上を目指す必要がある。

内航及び外航の慢性的な船員不足に対しては、引き続き安定的に船員養成を進めるとともに、外航船員については、一般大学卒業者が資格取得可能な体制等、リソースを広げた船員育成が必要である。

機構は、安定的かつ持続的に船員養成等を進めていくために、令和2年から拡大している新型コロナウイルス感染症に対し、適切な対策を講じその影響を見極めながら取り組んでいくことが求められている。

さらに「Society5.0」の実現に向けた取組として、第3期海洋基本計画（平成30年5月15日閣議決定）や「未来投資戦略2018」（平成30年6月閣議決定）において示されている自動運航船の実現に向けて、機構の人的・物的リソースを活用し、基盤研究に取り組む。

（別添1）政策体系図

（別添2）法人の使命等と目標の関係

## 第2 中期目標の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

## 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成31年3月12日改定）における「一定の事業等のまとめり」は、本章中の1. 海技教育の実施、2. 研究の実施、3. 成果の普及・活用促進の3つとする。各業務については、関係機関と十分な連携を図りながら、以下のとおり各業務を遂行する。

### 1. 海技教育の実施

「独立行政法人海技教育機構法」（平成11年法律第214号。以下「機構法」という。）第11条第1項第1号に基づき、「船員となろうとする者に対する教育」（新人船員養成）及び「船員に対する教育」（実務教育）を実施する。

また、機構法第11条第2項に基づき、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」（平成16年法律第31号）第8条第2項の規定による同条第1項の講習の実施に関する業務を行う。

海技教育の実施に当たっては、人口減少社会の中で船員の安定的・効果的な確保・育成が求められていることを踏まえ、国際条約に的確に対応するとともに、「船員養成の改革に関する検討会」の結果や業界のニーズを反映した海技教育の見直し及び練習船や学校施設運用の効率化に向けた取組を進める。

また、海技教育に関し持続可能な取組を進め、引き続き船員の安定的・効果的な確保・育成を推進していく。

（1）新人船員養成

① 内航船員養成

(a) 養成定員と養成課程

内航船員養成事業においては、四級海技士から六級海技士までの新人船員の養成を行うものとし、とりわけ、内航船員の主な供給を担っている四級海技士養成課程については、期首の定員を400名とする。

内航新人船員の養成定員及び課程については、社会情勢の変化に応じて、船員教育機関及び海運業界等の関係者による検討結果等を踏まえ、期間中、拡大に向けて定員を見直すものとする。

(b) 課程の再編

海上技術学校（以下「海技学校」という。）及び海上技術短期大学校（以下「海技短大」という。）で行っている四級海技士養成課程については、「船員養成の改革に関する検討会」の結果や業界ニーズを踏まえ、海技短大への重点化や一部航海・機関の両用教育を残すことを含め、両用教育から航海・機関それぞれの専科教育等へ段階的に移行を進める。

(c) 海運業界のニーズを踏まえた教育内容の高度化等

国際条約改正や技術革新に対応した教育内容の高度化に取り組む。併せて、海運業界が強く求める船員に不可欠とされる安全意識の向上や資質の涵養に資する教育訓練、練習船の多科・多人数配乗の解消のため、陸上での代替訓練を取り入れた教育訓練及び訓練環境の充実を図る。

また、前中期目標期間から取り組んでいる座学教育と航海訓練の一体的実施について、実施効果を検証し更に推進する。

(d) 航海訓練

航海訓練においては、航海訓練環境の改善を行い、海技学校の短大化等の改革に対応した配乗計画を策定する。

また、国際条約の改正等に的確に対応し、船員教育機関及び海運業界と連携して、船舶運航に関する基礎知識と実践的な技能を習得させる。さらに、海技資格に必要な講習の実施について、国内法の改正動向に合わせ、関係機関と協力して実施する。

【指標】

- ・ 四級海技士養成課程（海技学校及び海技短大）における海事関連企業への就職率は、期間中の各年度とも95%以上とする。  
（前中期目標期間実績\*：海技学校97%、海技短大99%）
- ・ 四級海技士養成課程（海技学校及び海技短大）における海技士国家試験の合格率については、期間中の各年度とも航海または機関のいずれかに95%以上合格することを目指す。  
（前中期目標期間実績\*：99%）
- ・ 期間中における航海・機関の両方の合格率は、期間中の各年度とも海技学校は85%以上、

海技短大は95%以上とする。

(前中期目標期間実績\*：海技学校87%、海技短大97%)

\* 前中期目標期間実績：平成28年度から令和元年度までの平均値

#### <指標の考え方>

- ・ 四級海技士養成課程（海技学校及び海技短大）における海事関連企業への就職率については、前中期目標期間の実績平均値が95%以上の高い水準であることから、実績や海運業界の景気等の外部要因の影響を考慮し、同水準を引き続き維持するとの考えに基づき目標値を設定した。
- ・ 四級海技士養成課程（海技学校及び海技短大）における海技士国家試験の航海または機関のいずれかの合格率については、前中期目標期間実績等を考慮し、同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。
- ・ 四級海技士養成課程（海技学校）における海技士国家試験の航海・機関両方の合格率については、前中期目標期間実績等を考慮し、同水準以上を目指すとの考えに基づき目標値を設定した。
- ・ 四級海技士養成課程（海技短大）における海技士国家試験の航海・機関両方の合格率については、前中期目標期間の実績平均値が95%以上という高い水準であることから、同水準を引き続き維持するとの考えに基づき目標値を設定した。

#### 【重要度：高】

- ・ 「船員養成の改革に関する検討会」において、教育内容の高度化に向けた適切な措置等を講ずることとしており、上記「（1）新人船員養成」は、その達成に向けた重要な要素であるため。
- ・ 特に、海事関連企業への就職率について、我が国の内航海運では十分な数の若年船員を育成することが必要であり、機構は内航新人船員の重要な供給源であり、主要な役割を果たしているため。
- ・ 求人状況は海運業界の景気により大きく変動するなど、外部要因の影響を大きく受ける。売り手市場が見込まれるが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は予想が困難である。機構は、安定的・持続的に船員を供給するのが使命であることから、重要度は高い。

#### 【困難度：高】

- ・ 海事関連企業への就職率は、その求人状況が海運業界の景気により大きく変動するなど、外部要因の影響を受けるため。
- ・ 内航船社へ就職する生徒・学生に対するきめ細かな就職指導と、学校職員による企業訪問の継続的な実施や求人開拓が必要であるため。

- ・海技士国家試験の合格率は、機構のパフォーマンスを最大限に引き出し、学力に応じたきめ細かい個別指導や教材の作成、練習船における試験指導などの努力を継続しなければ、達成できない目標として設定しているため。

## ② 外航船員養成

### (a) 養成定員と養成課程

外航船員養成事業においては、三級海技士の新人船員の養成を行うものとする。

また、三級海技士養成定員及び養成課程については、「船員養成の改革に関する検討会」の結果や業界ニーズを踏まえ入学対象要件を見直し、更に幅広いリソースから人材確保が可能となる課程の拡充について検討を行う。

### (b) 海運業界のニーズを踏まえた教育内容の高度化等

国際条約改正や技術革新に対応した教育内容の高度化に取り組む。併せて、海運業界が強く求める船員に不可欠とされる安全意識の向上、資質の涵養、機器運転操作や整備の反復を取り入れた教育訓練及び訓練環境の充実を図る。

### (c) 航海訓練

学生の練習船への配乗に際し、その中立・公平性を確保しつつ、養成目的及び関係法令の要件に基づき効果的・効率的に航海訓練を実施する。

航海訓練においては、航海訓練環境の改善を推進する検討を行い、配乗計画を策定する。

また、国際条約の改正等に的確に対応し、関係機関と連携して、船舶運航に関する基礎知識と実践的な技能を確実に習得させる。さらに、海技資格に必要な講習の実施について、国内法の改正動向に合わせ、関係機関と協力して実施する。

## 【指標】

- ・三級海技士養成課程（海上技術コース）における海事関連企業への就職率は、期間中の各年度とも95%以上とする。

（前中期目標期間実績\*：海上技術コース100%）

- ・三級海技士養成課程（海上技術コース）における海技士国家試験の合格率は、期間中の各年度とも95%以上とする。

（前中期目標期間実績\*：海上技術コース98%）

\* 前中期目標期間実績：平成28年度から令和元年度までの平均値

## <指標の考え方>

- ・三級海技士養成課程（海上技術コース）における海事関連企業への就職率については、前中期目標期間の実績平均値が95%以上という高い水準であることから、実績や海運業界の景気等の外部要因の影響を考慮し、同水準を引き続き維持するとの考えに基づき目標値を設定した。



- ・三級海技士養成課程（海上技術コース）における海技士国家試験の合格率については、前中期目標期間の実績平均値が95%以上という高い水準であることから、同水準を引き続き維持するとの考えに基づき目標値を設定した。

【重要度：高】

- ・「船員養成の改革に関する検討会」において、教育内容の高度化に向けた適切な措置等を講ずることとしており、上記「（1）新人船員養成」は、その達成に向けた重要な要素であるため。
- ・求人状況は海運業界の景気により大きく変動するなど、外部要因の影響を大きく受ける。売り手市場が見込まれるが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は予想が困難である。機構は、安定的・持続的に船員を供給するのが使命であることから、重要度は高い。

【困難度：高】

- ・海事関連企業への就職率は、その求人状況が海運業界の景気により大きく変動するなど、外部要因の影響を受けるため。
- ・海技士国家試験の合格率は、機構のパフォーマンスを最大限に引き出し、学力に応じたきめ細かい個別指導や教材の作成、練習船における試験指導などの努力を継続しなければ達成できない目標として設定しているため。

（2）実務教育

海技免許を取得するために必要な講習以外の講習等について見直しを行い、業界のニーズに適した講習を実施できるよう合理化を図る。また、業界のニーズを取り入れながら既存講習の改善を図るとともに、時代に合った新たな要望に基づく講習の新規開講に取り組む。

水先人の養成については、引き続き安定的な確保に努め、その教育の実施に際しては、これまでに培ったノウハウを有効活用し、受講者の能力の検証・分析結果を踏まえ、更なる内容の充実を図る。

【指標】

- ・講習受講者に対するアンケートについて、80%以上の肯定的な評価を得る。
- ・水先人教育における国家試験の合格率は、期間中の各年度とも90%以上とする。  
（新規設定）

<指標の考え方>

- ・水先人教育における指標は、質の向上を目的とした定性的指標であったが、新たに定量

的指標として設定する。新規一級～三級や、進級一級～二級など様々なレベルが混在することや、合格率算出の基となる受講者数が僅少であることを考慮した。各年度の実績値（89%以上）以上を目指すとの考えに基づき目標値を設定した。

## 2. 研究の実施

機構法第11条第1項第2号に基づき、船舶の運航に関する高度の学術及び技能並びに航海訓練に関する研究を行う。

研究の実施に当たっては、機構の目的を踏まえて、海技教育及び船舶運航に関する研究を組織的に行い、その結果を教育・訓練の質の向上に反映し、船舶運航の安全に寄与すること等により、安全な海上輸送の確保に資するよう努めることとする。

また、研究成果を社会、船員教育機関や海運業界等に還元し活用するため、業界のニーズを踏まえた研究活動を促進し、海技教育及び船舶運航の質の向上を図り、研究成果の活用と普及の観点から評価できる仕組みを令和3年度中に構築する。

機構は、政府が進めるSociety5.0の実現に向け、船員教育機関及び他の公的研究機関等と連携し、自動運航船の実用化を支えるための研究や、海事局が進める船のゼロエミッション化の実現を支えるための検討を行う。

### (1) 研究活動の活性化

教育・訓練業務と調和のとれた研究体制への見直しを図る。新たな研究体制の下、海技教育や船舶運航に関する国際条約の動向や国内法の整備状況、更には業界のニーズを踏まえた研究計画に基づく研究やプロジェクト研究の方針等について検討し実施する。

#### 【指標】

- ・ 研究計画に基づき、期間中に延べ40件程度の独自研究を行う。  
(前中期目標期間の研究件数：172件（見込）)

#### <指標の考え方>

- ・ 独自研究は、件数のみならず研究の成果やその質の向上を目指すことと、研究体制を見直すことから、次項のプロジェクト研究と併せ、前中期目標期間の目標水準を見直し、目標値を設定した。

### (2) 教育・訓練の質の向上に資する研究

学校施設及び練習船の有効活用を行うとともに、国内外のニーズや外部の知見を活用するため、船員教育機関及び他の公的研究機関等と連携し、受託研究・共同研究を実施する。また、新たな取組としてプロジェクト研究を立ち上げ、今後の教育・訓練の質の向上に資する研究、更には国や業界のニーズにも対応した研究を組織的に行う。

【指標】

- ・プロジェクト研究を期間中に延べ50件程度実施する。（新規設定）
- ・受託研究及び共同研究を期間中に延べ60件程度実施する。  
（前中期目標期間の受託研究及び共同研究件数：69件（見込））

<指標の考え方>

- ・プロジェクト研究は、件数のみならず研究の成果やその質の向上を目指すことと、研究体制を見直すことから、前項の独自研究と併せ、前中期目標期間の目標水準を見直し、目標値を設定した。
- ・受託研究及び共同研究は、件数のみならず研究の成果やその質の向上を目指すことから、前中期目標期間の目標水準を見直し、目標値を設定した。

【困難度：高】

- ・受託研究及び共同研究については、海技教育や練習船での訓練についての研究テーマを扱う研究機関が少なく、研究委託者の開拓や委託者等との交渉成立により実施できるものであるため。

### 3. 成果の普及・活用促進

機構法第11条第1項第3号に基づき、海技教育の知見の普及・活用、船員の魅力や海事思想の普及等に取り組む。災害時において要請等を受けた場合は、可能な限り、練習船や学校を活用した支援等の活動を行う。

(1) 海技教育の知見の普及・活用

機構職員の海技教育にかかる高度な知見を活かし、船舶運航に関する学術、技能及び航海訓練にかかる国際会議等に職員を派遣する。また、海事関連行政機関、国内外の教育機関、研究機関等からの要請により教育実習生・研修生を受け入れる。

【指標】

- ・海事関連行政機関、国内外の教育機関、研究機関等からの要請による研修生の受け入れは、期間中に1,025名程度受け入れ、船舶運航技術、海技教育及び安全管理等に関する実務を基本とした研修を実施する。  
（前中期目標期間の受入人数：941名（見込））
- ・船舶の運航に関する学術、技能及び航海訓練に係る国際会議等に専門家として派遣し、知見の活用と他国との連携を図るほか、関係委員会の要請に応じ、専門分野の委員として派遣するなど、期間中に延べ575名程度の職員を派遣する。  
（前中期目標期間実績\*：461名）

\* 前中期目標期間実績：平成28年度から令和元年度までの派遣人数

<指標の考え方>

- ・ 研修生の受け入れは、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下においては実施困難である。感染症拡大の状況変化を的確に捉え、これを踏まえて評価することを前提に、前中期目標期間の実績値と目標水準を参考に前期間と同水準を維持する目標値を設定した。
- ・ 職員の派遣は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下においてもWEB会議等で職員の参加が可能なことから、前中期目標期間の同水準以上を目指すとの考えに基づき、目標値を設定した。

(2) 研究成果の普及・活用

研究成果を教育・訓練に反映し、質の向上に努めるとともに、成果の普及について広く社会へ還元し、業界はもとより社会発展に貢献する。

【指標】

- ・ 研究成果について、期間中に5件程度の定期刊行物を発行する。
- ・ 機構が実施する研究発表会及び機構外で実施される研究発表会（学会発表・講演会）において、期間中に延べ90件程度の研究成果発表を行う。  
（前中期目標期間の国際学会発表及び学術講演会の研究成果発表件数：85件（見込））
- ・ 機構内の査読付き論文及び国内外の学会等における査読付き論文を期間中に延べ20件程度発表する。  
（前中期目標期間の査読付き学術論文発表件数：36件（見込））

<指標の考え方>

- ・ 定期刊行物の発行は年に1回程度の水準を目指すとの考えから、目標値を設定した。
- ・ 研究成果の発表件数は件数のみならず研究の成果やその質の向上を目指すこと、研究体制を見直すことや前中期目標期間の実績値を参考に、目標値を見直し設定した。
- ・ 査読付き論文発表件数は件数のみならず研究の成果やその質の向上を目指すこと、研究体制を見直すことや前中期目標期間の実績値を参考に、目標値を見直し設定した。

(3) 海事広報活動の促進及び人材の確保

次世代を担う若年層の海・船への関心を高めるため、関係機関とも連携し、学校及び練習船を活用した更なる海事広報活動を推進する。ICTを有効活用して積極的に情報発信するなど、船員教育・訓練のプレゼンスの向上に努める。また、船員志向性の高い人材確保に向け、関係機関との連携をより充実・強化し、船員を目指す人材を多方面から確保するよう努める。

#### 【指標】

- ・ 関係機関との連携、学校施設及び練習船を活用した入学者募集のための広報活動を期間中に150回以上実施する。

(前中期目標期間実績\* : 130回)

- ・ 若年層の海・船への関心を高める海事広報活動の促進のためのイベント等への参加、学校・練習船の一般公開等を期間中に350回程度実施する。

(前中期目標期間実績\* : 364回)

\* 前中期目標期間実績 : 平成28年度から令和元年度までの実施回数

#### <指標の考え方>

- ・ 入学者募集のための広報活動は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下においてもWEBによる実施方法が確立されつつあることから、前中期目標期間の目標水準を維持するとの考えに基づき、目標値を設定した。
- ・ 海事広報活動の促進のための広報活動は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下においては実施困難であるが、拡大の状況変化を的確に捉え、これを踏まえて評価することを前提に、前中期目標期間の目標水準に基づき、目標値を設定した。

#### (4) 国民・業界等からのニーズの把握とその対応

海運業界や船員教育機関等との意見交換会などを通じて、ニーズを的確に把握することにより、教育・研究内容の質を向上させる。また、ICTを活用した取組を積極的に実施する。

#### 【指標】

- ・ 船員教育機関等との連絡会議を期間中5回程度開催する。
- ・ 海運業界等との意見交換会・説明会等を期間中に375回程度開催する。

(前中期目標期間実績\* : 349回)

\* 前中期目標期間実績 : 平成28年度から令和元年度までの実施回数

#### <指標の考え方>

- ・ 船員教育機関等との連絡会議は年に1回程度開催するとの考えに基づき、目標値を設定した。
- ・ 海運業界等との意見交換会・説明会等は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下においてもWEBによる実施方法が確立されつつあることから、前中期目標期間の目標水準を維持するとの考えに基づき、目標値を設定した。

#### (5) 災害支援等

船員養成を優先しつつも、災害発生等により支援要請があった場合、必要に応じ可能な

範囲で機構が持つ施設・設備を活用し、協力するよう努める。

## 第4 業務運営の効率化に関する事項

### 1. 業務改善の取組

#### (1) 効率的な業務運営体制の確立

組織については、船員需要や少子化等による変化に対応しつつ、効率的かつ効果的な海技教育及び組織運営を継続するため、組織体制の再編と職員配置の見直しを行う。

#### (2) 業務運営の効率化に伴う経費削減

一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、期間中に見込まれる当該経費総額（初年度予算額の当該経費相当分に5を乗じた額）を6%程度抑制する。また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）についても、期間中に見込まれる当該経費総額（初年度予算額の当該経費相当分に5を乗じた額）を2%程度抑制する。

#### (3) 調達方法の見直し

「独立行政法人における調達等合理化の取組推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続きによる適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内に設置された「調達等合理化検討会」における取組を推進し、また、契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について、評価・公表を行う。また、一般競争入札を原則としつつも、会計規程等に則り、随意契約によることが可能なものは実施するなど、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。

#### (4) 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、厳しく検証を行った上で、その検証結果や取組状況については毎年度公表する。

### 2. 業務運営の情報化・電子化の取組

法人内の効率的な情報共有及び適切な意思決定等業務運営の電子化（ICTの利活用により事務手続の簡素化・迅速化、クラウド化）に取り組み、業務運営の効率化の向上を図る。

災害時等に業務を継続できるようにするため、リモートワーク体制の確立を図る。

## 第5 財務内容の改善に関する事項

### 1. 中期計画予算の作成

運営費交付金を充当して行う事業については、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

### 2. 自己収入の確保

受益者負担の拡大として、授業料を含め関係者からの収入の引き上げを図り、養成定員や受講者数等の増員による増収を目指すとともに、帆船等練習船の寄港要請にかかる要請元からの負担金収入の拡大など、更なる自己収入源を検討し、確保に取り組む。

### 3. 保有資産の検証・見直し

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性等の観点に沿って、その必要性について不断の見直しを行う。

### 4. 業務達成基準による収益化

独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

### 1. 施設・設備の整備

機構の目的の確実な達成のために、必要となる施設に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。

練習船においては、国際条約改正や技術革新に対応した航海訓練の実施、その他効率的な業務運営のために帆船を汽船に更新することも含め、船隊規模について検討する。

### 2. 人事に関する計画

高い専門性と指導性を備えた優秀な学校教員、練習船教官を戦略的に確保・育成するため、「人材の確保・育成に関する方針」を策定し、総合的な取組を進める。取組の内容として、新卒採用において、教員及び教官の共通採用を引き続き実施するとともに、教員と教官、更には練習船部員を交え、多様なキャリアアップ形成について検討し実施する。また、優秀な職員の採用や離職者の減少のためには良好な職場環境の形成が不可欠であることから、「職員の働き方改革」をテーマに業務等の問題点を整理した上で、その結果を踏まえて改善に取り組む。さらに、採用ソースの拡大、離職者減、中途採用・再雇用の推進、女性活躍推進等に

ついて更に検討を進め、改善に取り組む。

令和2年3月に発生した教員の不祥事案を受け、第三者委員会からの提言を踏まえた新たな対応を実施する。

#### 【指標】

・ 船員教育機関、海運会社及び海事関連行政機関等と期間中に235名以上の人事交流を行う。  
(前中期目標期間実績\* : 277人)

・ 期間中延べ2,200名以上の職員に対して研修を効率的に実施する。  
(前中期目標期間実績\* : 1764人)

\* 前中期目標期間実績 : 平成28年度から令和元年度までの延べ人数

#### <指標の考え方>

・ 人事交流は、実績値から新型コロナウイルス感染症拡大の影響で実施が不確定な海運会社からの人数を控除した値を参考に、前中期目標期間の目標水準を見直し、目標値を設定した。

・ 職員に対する研修は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下においてもWEBによる実施方法が確立されつつあることから、前中期目標期間の目標水準以上を目指すとの考えに基づき、目標値を設定した。

### 3. 内部統制の充実・強化

機構は、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」(平成27年4月1日施行)に基づき、内部統制の推進体制を整備するとともに、内部統制の一層の充実・強化を図るため、機構の重要な審議機関としての理事会の機能強化を行い、毎年度「内部統制の推進に関する取組方針」を策定し、これに基づき実施する。特に、座学教育及び航海訓練については、リスク管理の徹底により、期間内の重大事故発生件数0件を目指す。

一方で、前中期目標期間に起きた各種不祥事案を受け止め、適切な業務運営のためにコンプライアンスの更なる徹底等、内部統制の強化を図る。理事長の強いリーダーシップのもと、内部統制委員会での検証や外部有識者、第三者委員会の助言による業務の改善等の取組を更に進めるとともに、監査結果を業務運営により適切に反映させる体制を整備することにより、内部統制システムの充実を図る。また、本部と現場、教員・教官同士の連携強化、安全管理上の課題への横断的な取組、情報共有体制の構築を進めることで、不祥事案に対する信頼の回復に取り組む。

#### 【指標】

・ 期間内の重大事故発生件数0件を目指す。



#### 4. 情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」（平成30年7月27日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、引き続き、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、保有個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。また、リモートワーク時のセキュリティの強化を図る。

# 独立行政法人 海技教育機構 政策体系図

## 海洋基本法(抄)

第二十条 国は、効率的かつ安定的な海上輸送の確保を図るため、日本船舶の確保、船員の育成及び確保、国際海上輸送網の拠点となる港湾の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)

「内航未来創造プラン」  
(平成29年6月)

「予算執行調査」  
(平成29年6月)

「船員養成の改革に関する検討会」  
(令和3年2月)

## 独立行政法人海技教育機構法

(機構の目的)

第三条 独立行政法人海技教育機構(以下「機構」という。)は、船員となろうとする者及び船員(船員であった者を含む。以下同じ。)に対し、船舶の運航に関する学術及び技能を教授し、並びに航海訓練を行うこと等により、船員の養成及び資質の向上を図り、もって安定的かつ安全な海上輸送の確保を図ることを目的とする。

## 独立行政法人 海技教育機構 (第4期中期目標期間における重点事業)

### 1. 海技教育の実施

船舶の運航に関する学術及び技能を教授し、航海訓練を実施

- ・新人船員の養成定員及び課程の見直し
- ・業界ニーズを受けた教育の高度化等
- ・三級海技士養成課程の拡充
- ・業界ニーズに適した講習の合理化

### 2. 研究の実施

海技教育及び船舶運航に関する研究を組織的に行い、その結果を教育・訓練の質の向上に反映

- ・研究活動の活性化
- ・教育・訓練の質の向上に資する研究

### 3. 成果の普及・活用促進

海技教育の知見の普及・活用を図り、海事思想を広く普及するための活動

- ・海技教育の知見の普及・活用
- ・研究成果の普及・活用
- ・海事広報活動の促進及び人材の確保
- ・国民・業界等のニーズの把握とその対応

# 独立行政法人海技教育機構（JMETS）の使命等と目標との関係

## （使命）

四面を海に囲われた我が国において、海上輸送は国民生活や経済活動に不可欠であり、外航・内航海運のニーズに応じた即戦力・実践力を備えた船員を確保することが重要。法人は、我が国の船員養成の核として、効率的かつ安定的な海上輸送の確保の実現に向けて、今後とも優秀な船員の安定的・持続的な養成を実施することが求められる。

## （現状・課題）

### ◆強み

- ・全国に8校の教育拠点と5隻の大型練習船を擁する我が国の基幹的な船員養成機関として、新人船員を養成するとともに船員に対する実務訓練を実施し、船員教育に係る高い専門性と海運業への高い就職実績を有する。
- ・業界のニーズを踏まえた多様な講習の実施や国際条約に求められる技能取得講習の実施など国の船員政策に大きく貢献。

### ◆課題

- ・内航未来創造プラン（H29.6）で示された船員養成数の拡大や新たな教育・訓練の導入に応えるため、それを担う教員が不足。適切な教員の確保・育成や魅力ある職場環境の整備、効率的な教員養成のあり方の検討が急務。

## （環境変化）

- 内航船員の高齢化に伴い、若手船員の安定的な供給と質の向上が求められる。
- 技術革新に適応した船員養成のニーズから、海上技術短期大学校における教育内容の高度化が必要である。
- 外航船員について、一般大学卒業者が資格取得可能な体制等、リソースを広げた船員育成が必要である。
- 慢性的な船員不足に対し、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、船員養成に関する持続可能な取組が求められる。

## （中（長）期目標）

- 海上技術学校の短期大学校への移行及び航海・機関両用教育から専科教育を中心とした体制への段階的な移行。
- 海技大学校の三級海技士養成課程について、国や業界のニーズを踏まえ、入学対象要件を見直し、更に幅広いリソースから人材確保が可能となる課程の拡充。
- 教員の確保・育成のためには良好な職場環境が不可欠であることから、働き方改革を踏まえ業務等の問題点を整理し、更に採用ソースの拡大等の検討と改善への取組。
- 陸上での代替訓練を取り入れた教育訓練及び訓練環境の充実。

## 独立行政法人航空大学校第5期中期目標

### 第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

独立行政法人航空大学校（以下「大学校」という。）は、社会経済活動を支える航空輸送の担い手である操縦士を養成する基盤的機関として、昭和29年の運輸省附属機関としての設立以来、我が国航空会社の基幹的要員となる質の高い操縦士を安定的に輩出しており、大学校出身者が全体の約4割を占めるまでに至っている。

また、我が国航空会社の操縦士の年齢構成は50歳前後に偏在し、2030年頃から操縦士の大量退職が見込まれていることなどを踏まえ、大学校では、平成30年度入学生より養成規模を拡大しているところである。

こうした中、2020年からの新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の世界的な流行を受けて、国内外の航空ネットワークの維持に深刻な影響が生じているところであるが、操縦士が機長として活躍するまでに長い期間を要することを勘案すると、将来の航空需要の回復・増大を見据えて、計画的に操縦士を養成・確保していくことが極めて重要である。

なお、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月）において、訪日外国人旅行者数「2030年6000万人」を目指すとしているが、これは政府として引き続き重要な政策目標であり、将来のインバウンド需要回復のボトルネックとならないようにする観点からも、継続的な取り組みが必要である。

また、大学校では、長年の操縦士養成の知見を活用した民間養成機関への技術支援等、我が国全体の操縦士養成能力の拡充にも寄与してきている。民間養成機関の中には、海外機関に操縦士養成を委託していることにより、感染症の世界的な流行による影響を大きく受けているものもあり、大学校は、そのような民間養成機関への支援に一層の役割を果たすことも期待されている。

一方で、前中期目標期間の平成28年に仙台分校におけるG58胴体着陸の航空事故、令和2年に帯広分校におけるSR22前脚破損の重大インシデントが発生し、訓練の中断を余儀なくされ、安全管理体制の強化の重要性が増加している。また、学生の資格取得率が低下しており、改善に向けて効果的な教育訓練体制のあり方を追求することも課題となっている。

これらの状況を踏まえ、大学校においては、将来、我が国航空会社において、機長や訓練・査察を行う指導的操縦士などの基幹的要員となる質の高い操縦士の養成、私立大学等の民間養成機関への技術支援を着実にを行うこと等により、航空会社のニーズにあった資質を有する操縦士を長期的かつ安定的に確保し、我が国の航空輸送の安全・安定に貢献すること等、国土交通政策に係る大学校の任務を的確に遂行する。

なお、運営にあたっては、自律性、自発性及び透明性を備え、より効率的・効果的

に行うという独立行政法人制度の趣旨を十分に踏まえつつ、実施していくものとする。

(別添1) 政策体系図

(別添2) 法人の使命等と目標の関係

## 第2 中期目標の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

## 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

独立行政法人航空大学校法（平成11年法律第215号）に基づき、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成する業務等を実施する。我が国航空会社の基幹的要員となる質の高い操縦士を安定的に輩出するため、年間108名を入学定員として養成等を実施する。

なお、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成31年3月12日改定）における「一定の事業等のまとめり」は、航空機操縦士養成事業とし、本章（1）から（3）により業務を実施する。

### （1）教育の質の向上

基幹的要員となる質の高い操縦士の養成を行うという観点から、以下の施策を実施することにより教育の質の向上を図る。

#### ① 学生への教育の質の向上

イ 航空会社と業務運営等に関して定期的に意見交換や情報交換を行い、エアラインパイロットに要求される知識・技能等を的確に把握し、教育内容、教育体制の充実を図るとともに、より多くの学生が操縦士として就職できるよう就職支援にも活用する。また、操縦士養成に係る教育技法及び評価法に関する調査・研究、国内の諸施設の実態調査並びに国際基準の調査・研究等を実施し、その成果を教育・訓練に反映させる。

ロ 学科教育については、教育内容の充実等により、学内成績や国家試験合格率の維持・向上を図る。

ハ 操縦教育については、操縦技量の一層の底上げを図るため、これまでの検証結果を踏まえて、操縦演習における追加教育制度の更なる充実を図る。

#### ② 資質の高い学生の確保

イ より資質の高い学生を確保するため、効果的かつ効率的な広報活動に努める。

ロ 入学試験制度については、入学後の成績や航空会社との情報交換等も踏まえて継続的に検証・評価を行う。

#### ③ 訓練環境の維持・向上

安定的な訓練実施のため、訓練環境の維持・向上を図る。

特に、天候や機材不具合等に影響される飛行訓練を計画的に実施するた

め、既存の訓練環境に応じた教育内容の最適化を図りつつ、必要な訓練環境の整備を図る。また、整備委託先と適切な意思の疎通及び整備情報の共有により十分な機材不具合対応を実施する。

加えて、感染症の拡大により、対面授業や課程間の学生の移動が中断し、授業が停滞したことを考慮し、継続的な教育の実施体制を確保するとともに、効率的で効果的な教育により学生の訓練効果を高めるため、学科教育及び操縦教育における ICT の活用、書類の電子化等を推進する。

#### ④ 教官の質の確保

教育の質の向上や平準化を図るため、操縦士養成における教官の教育技法等の向上及び標準化に向けた取り組みを充実させる。

#### 【指標】

- ・事業用操縦士（陸上多発）及び計器飛行証明の学生の資格取得率を各年度とも91%以上とする。（前中期目標期間までの実績：90%）
- ・中期目標期間における資格取得者の航空会社等への就職率について、中期目標期間の最終年度末時点において96%以上とする。（前中期目標期間までの実績：96%）
- ・過去5年以内に卒業生を採用した航空会社に対するアンケートについて、80%以上の肯定的な評価を得る。

#### <指標の考え方>

- ・事業用操縦士（陸上多発）及び計器飛行証明の資格取得率について、前中期目標期間では91%を目標値に設定していたもののこれを達成できなかったことから、引き続き同水準の目標値を設定して改善を促すこととした。
- ・資格取得者の航空会社等への就職率については、前中期目標期間では92%を目標値に設定していたところこれを上回る結果になったことから、前中期目標期間までの実績の平均値である96%を新たな目標値として設定し、高い就職率を維持するよう促すこととした。
- ・卒業生を採用した航空会社に対するアンケートについては、航空会社の評価を可視化し、学生への教育の質の向上に繋げるため実施することとし、80%以上の肯定的な評価が得られれば、教育内容や教育体制が概ね適正であると考えられ、目標値を設定することとした。

【困難度：高】就職率については、世界情勢、景気変動、航空会社の経営判断等の外部要因に強く影響を受ける指標であるため。

#### <想定される外部要因>

学生の操縦士としての航空会社等への就職については、世界的な社会情勢や経済状況といったマクロな要因から、航空業界の動向、更には個別の航空会社の方向性といったミクロな要因まで、様々なレベルの要因の影響を受ける。また、影響を与える具体的な要因としては、単に個々の会社の人的リソースの問題だけでなく、様々なレベルにおける経済的・財政的な状況の変化、操縦士の需給やリソースの多様化等に係る状況の変化、利用者のニーズや社会的な要請に対する対応判断、路線計画や機材計画など会社個々の経営判断など多岐にわたるものである。

さらに、学生の卒業については、各年度複数回に分かれており、かつ毎年度卒業時期が異なることや、上記の外部要因により卒業後に航空会社等への就職活動を行う場合があること等に留意する必要がある。

大学校の学生の質の向上は、就職に影響を与える要因であるが、上記に述べた様々な要因が複合的に関係しあいながら、就職に対して大きな影響を与えることとなる。

評価にあたっては、就職に大きな影響を与えると思われる外部要因の中に把握することができない情報が含まれていることや操縦士への就職プロセスの特殊性を踏まえなければならない。そのうえで、大学校の役割を鑑み、質の高い操縦士の輩出という観点から、大学校における教育の質の向上に係る取り組み等を含めて総合的に勘案して評価を行うこととする。

## (2) 航空安全に係る教育等の充実

航空事故・重大インシデントの発生を未然に防止することは、航空安全行政の重要な課題であり、理事長のリーダーシップの下、航空事故・重大インシデント0件を目標に、大学校において以下の事項を行うとともに、これまでの安全対策の見直しによる効果や課題を総括した上で安全管理に係る体制の不断の見直しを行う等により、安全管理体制の強化に向けた取組を定着させ、安全運航の確保を図る。

- ① 航空安全プログラム（SSP）に基づき、次に掲げる取組を実施する。
  - イ 大学校の安全に関する取組目標について、次に掲げる観点から安全指標及び安全目標値を年度計画において設定する。
    - a. 業務の特性を表した指標であること。
    - b. 測定可能な指標であること。
    - c. 過去の実績、事業計画等と照合し、現状よりも改善（現状が最高の安全性を示し、現状以上の改善ができない場合は、維持を含む。）した値を目標値としていること。
  - ロ 安全管理システム（SMS）のもと、大学校の安全達成度の測定及び監視等により、安全の傾向について把握・分析を行い、安全に関する取組目標等の再設定、安全最優先の意識の徹底、組織内の適切な意思の疎通及び

安全情報の共有等、必要な安全対策を実施する。

ハ 大学校の安全に関する情報の収集体制を強化し、必要な場合には国土交通省等に報告する。

ニ 組織全体における安全に関する統一的な組織風土の醸成を促進するために、役員及び職員に対する安全教育を実施するとともに、整備委託先等についても安全教育に関する指導・監督を行う。また、訓練機の安全運航の確保に係る調査・検討、その結果について周知・徹底等を図るための活動を推進する。

- ② 学生に対する安全教育の充実のため、安全教育を訓練初期から実施し、遵法精神を含む安全意識を定着させるとともに、訓練機システムの理解を深め、操作手順との整合性を図る。
- ③ 実機訓練における教育の実態をより正確に把握するとともに、教育の質の更なる向上、平準化を図るために必要な措置を推進する。
- ④ 訓練機の運航に直接関係する部門（整備委託先等を含む）に対する定期的な安全監査や、日常の業務における管理・監督等を通じて、最適な安全管理の実施やヒューマンエラーの防止等に努め、安全対策に万全を期す。
- ⑤ 年1回程度、組織全体の安全管理体制の構築・改善の状況を振り返り、適切かつ有効に機能しているか確認し、必要に応じて見直しを行う。

### (3) 私立大学等の民間養成機関への技術支援及び裾野拡大

- ① 民間養成機関における学生等の技量レベルの向上等に資するため、大学校の教育の質の向上を図るにあたり得られた知見や教育・訓練内容の提供等、引き続き技術支援を毎年度実施するとともに、さらなる強化を図る。特に、感染症の拡大により操縦士養成能力の維持に支障を来している民間養成機関に対しては、大学校の施設等の経営資源を活用した技術支援を含め検討する。
- ② 大学校が実施する操縦訓練への理解及び将来を担う操縦士の確保に向けた取り組みとして、航空思想の普及・啓発のための行事を年16回程度開催し、航空の裾野拡大に取り組む。

## 第4 業務運営の効率化に関する事項

### (1) 業務改善の取組

#### ① 組織パフォーマンスの向上

大学校の使命と役割を役職員ひとりひとりに浸透させ、業務に対するモチベーションと使命感の向上を図るために取り組むとともに、教育現場の環境を適切にサポートする観点から、本校及び分校の業務の見直しや必要な組織体制の整備を図り、組織のパフォーマンスを最大限に発揮する。

#### ② 教育・訓練業務の効率化



現行の養成期間（２年間）を維持するとともに、効果的な学科教育及び操縦教育を実施するため、教育の質を維持しつつ、継続的に見直しを行い、訓練の効率化及び適正化を図る。

③ 調達合理化の推進

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

また、随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成 26 年 10 月 1 日付け総管査第 284 号総務省行政管理局長通知）に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。

④ 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を公表する。

⑤ 教育コストの分析・評価

適切な教育コストの把握・抑制に資するため、コスト構造の明確化を図る。

⑥ 一般管理費の縮減

一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）の縮減に努め、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に 5 を乗じた額。）を 6 % 程度抑制する。

⑦ 業務経費の縮減

業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）の縮減に努め、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に 5 を乗じた額。）を 2 % 程度抑制する。

(2) 業務の電子化

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、ICT の活用等により、業務の電子化及びシステム等の最適化を推進するとともに、テレワーク等の新たな勤務形態の実現等に資する仕組みの構築を図ることで、職員のワーク・ライフ・バランス推進と、業務の継続性の確保、生産性の向上を図る。

第 5 財務内容の改善に関する事項

(1) 中期計画に向けた予算の策定

運営費交付金を充当して行う事業については、本中期目標に定めた事項に

沿った中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

## (2) 自己収入の確保

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月閣議決定）、小委員会とりまとめ、平成 30 年度以降の学生数の増加を踏まえつつ、適正な受益者負担の水準を確保するため、航空会社及び学生が負担する割合については、直接訓練経費の 55%とする。なお、受益者負担については、民間養成機関の状況を勘案したうえで、改めて検討することとし、負担のあり方については、航空会社等関係者間での情報交換に取り組む。

また、小委員会とりまとめ等を踏まえて、訓練の受託等による自己収入の拡大に向けて取り組み、訓練受託等による自己収入額を前中期目標期間中の実績額より 10%向上させる。

## (3) 業務達成基準による収益化

独立行政法人会計基準の改訂（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、平成 27 年 1 月 27 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、予算と実績を管理する体制を構築する。

## 第 6 その他業務運営に関する重要事項

### (1) 内部統制の充実・強化

内部統制については、理事長のリーダーシップの下、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を確実に実施する。

また、大学校全体の業務執行及び組織管理・運営等に関し、理事長及び分校長を含めた月 1 回程度の会議を通じて、これらの実施状況について実態を把握し、継続的な分析、必要な見直しを行う。

さらに、政府の方針を踏まえ、法人の保有する情報システムに対するサイバー攻撃への防御力強化、攻撃に対する組織的対応能力の強化等、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

### (2) 人材の確保・育成

高度で専門的な技能を要する教官を継続的に確保するための中長期的な視点に立った人材の採用、教官の教育技法等の向上に資する定期的な研修等を含む適正な人材確保・育成方針を策定し、効率的・効果的な業務運営のために必要な役職員を確保する。また、国または大学、民間等との人事交流を促進することにより、内部組織の活性化を図る。

さらに、ICT の活用、業務の電子化を推進するにあたり、情報セキュリティが適切に確保されるよう人材の育成・確保を図る。

(3) 施設及び設備の整備

大学校の目的の確実な達成のため、必要となる施設及び設備に関する整備計画を策定する。

(4) 保有資産の見直し

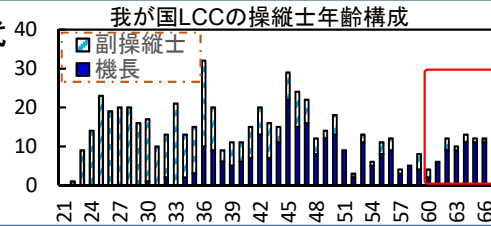
保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障がない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、保有の必要性について不断に見直しを行う。

# (別添)国の政策体系における独立行政法人航空大学校の位置付け及び役割

## 操縦士に関する現状・課題

○LCCでは、機長のうち約1/4が60歳代を占めており、今後数年で退職

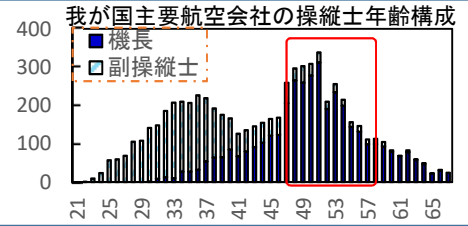
→ 短期的な操縦士不足に直面



○航空需要の増大に伴い、操縦士需要も拡大

○我が国航空会社の操縦士が2030年頃から大量退職する見込み

→ 中長期的な操縦士不足のおそれ



操縦士等の不足が航空ネットワーク充実等のボトルネックとならないよう、官民一体となって操縦士等の養成・確保の促進が必要

✓「観光ビジョン」において、訪日外国人旅行者数の目標を、2030年に6000万人とされており、それに伴う操縦士の養成・確保が重要。

✓「ニッポン一億総活躍プラン」において、観光ビジョンの目標達成に向け、政府一丸、官民を挙げて、観光先進国の実現に向けた取組を総合的・戦略的に実施することとされた。

✓操縦士が機長となるまでに10年程度の期間が必要となるため、短期的な景気動向に左右されず中長期的な視点に立った養成・確保策が必要。

## 操縦士、整備士の養成・確保策の方向性

交通政策審議会乗員政策等検討合同小委員会とりまとめ(平成26年7月)、観光ビジョン(平成28年3月)等をふまえ、操縦士及び整備士の養成・確保について以下の通り取組を推進。

### 操縦士

#### 短期的課題

#### 即戦力となる操縦士の確保

〔自衛隊操縦士、外国人操縦士、現役操縦士〕

- 自衛隊操縦士の活用
- 外国人操縦士の活用
- 健康管理向上等による現役操縦士の有効活用
- 操縦士資格の制度・運用の見直し

#### 中・長期的課題

#### 若手操縦士の供給拡大

〔自社養成、私立大学、航空大学校〕

- 自社養成の促進
- 私立大学等の民間養成機関の供給能力拡充
- 航空大学校の更なる活用
  - ・我が国航空会社の基幹的要員となる質の高い操縦士の養成(平成30年度以降、年間72名から108名に養成規模を拡大)
  - ・私立大学等民間養成機関への技術支援等の着実な実施等

### 整備士

#### 短期的課題

#### 即戦力となる整備士の確保

- 整備士資格の制度・運用の見直し

#### 中・長期的課題

#### 若手整備士の供給拡大

- 整備士の供給拡大のための制度・養成のあり方の検討

### 共通項目

#### 中・長期的課題

#### 産学官の連携強化

- 関係者間で連携して諸課題の検討を行うための協議会の設置等

# 独立行政法人航空大学校の使命等と目標との関係

## (使命)

社会経済活動を支える航空輸送に必要となる操縦士を養成する基盤的機関として、我が国航空会社の基幹的要員となる質の高い操縦士を安定的に輩出することが求められる。

## (現状・課題)

### ◆強み

- ・昭和29年より操縦士の安定的な供給源としての役割を担い、本邦操縦士に占める航空大学校(以下「大学校」という。)出身者の割合は約4割。平成30年度入学生より養成規模を拡大(年間72名→108名)。
- ・長年の操縦士養成の知見を活用した民間養成機関への技術支援等、我が国全体の操縦士養成能力の拡充に寄与。

### ◆弱み・課題

- ・胴体着陸事故(平成28年)、前脚破損重大インシデント(令和2年)に伴う訓練中断の影響を受け、安全管理体制の強化の重要性が増加。
- ・資格取得率の低下を改善するため、今後も効果的な教育訓練体制のあり方を追求することが必要。

## (環境変化)

- 本邦操縦士の年齢構成は50歳前後に偏在し、2030年頃から操縦士の大量退職が発生。
- 新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)の世界的な流行により、国内外の航空ネットワークの維持に深刻な影響が生じる中、将来の航空需要の回復・増大を見据えた操縦士の計画的な養成・確保が重要。
- 「明日の日本を支える観光ビジョン」の訪日外国人旅行者数「2030年6,000万人」は政府として引き続き重要な政策目標。インバウンド需要の回復に対応できるよう継続的な取り組みが必要。
- 感染症の世界的な流行により、海外機関に操縦士養成を委託する民間養成機関に影響が出ていることから、大学校の民間養成機関への支援等、一層の役割が期待される。

## (中(長)期目標)

(上記の使命並びに現状・課題及び環境変化に係る分析に関連して、特に法人が取り組むべき内容として)

- 年間108名の養成規模を維持し、航空会社のニーズに対応した教育・訓練、資質の高い学生の確保等を適正に実施
- 安全管理体制の不断の見直し等により、安全運航を継続的に確保できる体制を確立
- 航大の知見や教育・訓練内容の提供等、民間操縦士養成機関に対する技術支援のより積極的な実施

## 独立行政法人自動車技術総合機構 中期目標

### I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

我が国においては、依然として多くの人命が自動車事故によって奪われており、また、自動車排出ガス等の大気環境基準に対して改善が必要な地域も存在する。地球温暖化対策については、気候変動枠組条約の「パリ協定」の採択を受け、温室効果ガスを 2030 年度に 2013 年度比 26.0%削減する「日本の約束草案」の確実な実施が求められている。さらに、鉄軌道輸送については、一たび事故が発生すると甚大な被害を生ずるおそれがある。このようなことから、国土交通省においては、自動車等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図るため、安全・環境基準の策定、国際標準化、自動車の型式認証、検査・登録、リコール等の施策を実施している（政策目標 5 施策目標 17 自動車の安全性を高める（表番号「国土交通省 24-⑰」関連）等）。

自動車技術総合機構（以下「自動車機構」という。）は、近年、自動運転技術をはじめ、自動車技術が著しく進展する中で、新技術に対応した基準策定、新車及び使用過程時の審査、リコールについて迅速かつ的確な対応が不可欠となっていることを踏まえ、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、旧自動車検査独立行政法人及び旧独立行政法人交通安全環境研究所の 2 法人を統合すること等とされたことを受けて平成 28 年 4 月に設立された法人であり、国土交通省における上記施策の実施機関として、道路運送車両法に基づく基準適合性審査、リコール技術検証等の業務を、引き続き的確で厳正かつ公正に実施するだけでなく、自動車の設計から使用段階までを総合的に対応することによるシナジー効果の創出を通じ、自動車等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図るとともに、国土交通省が行う自動車等の基準策定に係る研究の中核をなし、併せて自動車基準の国際調和及び鉄道システムの海外展開への支援等の役割を果たすことが求められる。

また、自動車機構が求められる役割を適切に果たすためには、自動車の設計から使用段階までの安全確保・環境保全に関する技術的な取組みを総合的に行う我が国唯一の機関として、その技術的な知見や高い専門性等を業務に最大限活用するよう努めるとともに、近年、自動運転技術をはじめとする自動車技術等の高度化が急速に進展する中で、これに遅れをとることなく、自動運転車等の安全性の一体的な確保等を目的とする「道路運送車両法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 14 号。以下「改正法」という。）により新たに創設された制度の着実な運用など、自動車技術の安全確保等に係る社会的要請に適切に対応するための組織体制の整備を着実に進めるとともに、老朽化した審査機器の更新等の施設整備やシステム導入等を通じた業務の効率化を積極的に推進していく必要がある。

（別添 1）政策体系図

（別添 2）法人の使命等と目標の関係

## II. 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和3年度～令和7年度までの5年間とする。

## III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成31年3月12日改定)における「一定の事業等のまとめり」は、道路運送車両法に基づき的確で厳正かつ公正な実施が求められる執行業務、及び、自動車等の基準策定に係る研究の中核をなし、併せて自動車基準の国際調和及び鉄道システムの海外展開への支援等を行う研究業務等の2つとし、それぞれに対応する本章中の具体的な項は以下のとおりとする。

- ・道路運送車両法に基づく執行業務等(保安基準適合性の審査、登録に係る確認調査、リコールに係る技術的検証等)(1.(1)～(3)、2.(2)～(3)、4.)
- ・自動車及び鉄道等の研究業務等(2.(1)、3.)

### 1. 的確で厳正かつ公正な業務の実施

【重要度：高】

型式認証における基準適合性審査及びリコール技術検証については、自動車技術の進展に伴う業務の高度化への対応が、検査における基準適合性審査については、的確で厳正な実施を確保するための不正事案の再発防止の徹底等が、登録確認調査については、近年における自動車通関証明書の偽造事案等を踏まえたより一層の着実な実施が、それぞれ求められている。こうした業務を取り巻く環境の変化に着実に対応することを通じ、これら道路運送車両法に基づき自動車機構に委任された業務を厳正かつ公正に実施することは自動車機構の重要な責務であり、その目的達成のために必要不可欠である。

#### (1) 自動車の審査業務

##### ①型式認証における基準適合性審査等

自動運行装置に係る基準適合性審査並びに自動車メーカーにおける自動運転車等のプログラムの適切な管理及び確実な書換えのための業務管理システム等に関する技術的審査をはじめ、自動車が市場に投入される前に実施する型式認証における基準適合性審査等の的確で効率的な実施に向けた取組を推進すること。

また、今後ますます進展する自動車の高度な技術に関する審査に確実に対応するため、従来の自動車認証審査部内での研修に加え、自動車認証審査部外の専門家による研修(15回)を通じた職員の技能向上等による審査体制の強化を図ること。

## ②検査における基準適合性審査

自動車の使用段階における基準適合性審査（いわゆる車検時の審査。以下「検査業務」という。）を的確で厳正かつ公正に実施すること。

特に、これまでに発生した、検査機器の判定値が誤った設定のまま審査を実施する等の不適切事案については、前中期目標期間中に設置した検査業務適正化推進本部（構成員：理事長及び全理事）の責任の下で、検査業務の見直しや再発防止策を継続的に推進すること。加えて、監事を補佐する監事監査室において、引き続き内部統制のモニタリングを適切に実施すること。

また、審査事務規程に則った検査業務が行えるよう、必要な機器・設備を整備するとともに、職員への研修や、受検者へ検査業務の理解を求める周知活動等に取り組むこと。

これらの対策を推進することによって、受検者の利便性を確保しつつ検査業務を的確で厳正かつ公正に実施することを目的として、コース稼働率を年平均 99.6%以上とするため、故障を起因とするコース閉鎖時間を年平均 1,700 時間以下とすること。

検査業務の実施にあたっては、受検者の安全性・利便性の向上も重要であることから、地方検査部及び地方事務所（以下「地方検査部等」という。）の専門案内員を引き続き配置するとともに、安全作業マニュアルの見直し等を実施し、これら対策を推進することによって、中期目標期間中の重大な事故の発生にかかる度数率を年平均 1.15※以下とすること。

※ 厚生労働省がまとめる事業所規模が 100 名以上の特掲産業別労働災害率のうち自動車整備業の度数率が、平成 26 年度は 1.15、令和元年度は 1.81 であることを踏まえ、平成 26 年度と同等の値とすることを目指すもの。

社会的要請が高い街頭検査への重点化を図るため、街頭検査の実施にあたっては、例えば、特に社会的要請が高い排出ガス対策や騒音対策について、遠隔測定技術の活用に向けた検討を進めるなど、検査効果の向上に努めること。また、これらの取組にあたっては国と連携して、車両番号自動読取り技術と組み合わせて実施することを検討すること。さらに、通常の街頭検査に加え、検査場構内や企業における検査も実施するなど実効性の向上に努めること。

これらの取組を通じ、引き続き、保安基準に適合しない車両を排除するとともに、点検整備の必要性・重要性を自動車ユーザー等に広く周知することを目的として、中期目標期間中に 55 万台以上の街頭検査を実施することを目指すこと。

さらに、国や関係機関と連携し、不正改造車対策のため、深夜における街頭検査を実施するなど抑止効果を高める活動にも取り組むこと。

検査業務時の車両の状態を画像等で取得する機器及び検査業務の結果等について電子的に記録・保存する高度化施設を有効に活用することにより、業務の適正化と不正改



造車対策を推進すること。

また、検査機器の判定値についても高度化施設において一元管理し、車両毎に適用される基準が異なる場合や、基準改正があった場合等に迅速かつ一律に対応できるよう、高度化施設の機能向上を図ること。

### **(2) 自動車の登録確認調査業務**

前中期目標期間において国土交通省からの人員移管が完了した、自動車の登録申請事項に係る事実確認をするために必要な登録確認調査について、引き続き国土交通省と連携し、遅滞なく、確実な実施に向けた取組を推進するため、登録確認調査業務の質の向上を目的として、地方検査部等によるブロック研修を50回以上実施すること。

### **(3) 自動車のリコール技術検証業務**

リコールの迅速かつ確実な実施を図るため、国土交通省と連携の下、自動車の不具合の原因が設計又は製作の過程にあるかの技術的な検証を実施すること。この技術的な検証に活用するため、国土交通省からの依頼に応じて不具合情報を確実に分析することとし、25,000件以上の分析に努めるとともに、国土交通省からの依頼に応じて排出ガス不正制御に係るサーベイランス業務を実施すること。また、電子制御装置の普及による自動運転技術の進展、燃費や排出ガス性能の向上等、今後も自動車技術の著しい発展が見込まれることから、これらの高度化・複雑化する自動車の新技術の不具合に迅速に対応するため、自動車機構が保有する情報の横断的・効率的な分析を可能とすることで体制の強化を図ること。

## **2. 新技術や社会的要請に対応した行政への支援**

### **(1) 研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上に関する事項**

自動車及び鉄道等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図るため、近年の自動車技術等の急速な進展に遅れをとることなく、引き続き、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に資する研究等を交通安全環境研究所において行うものとする。また、自動車基準の国際調和及び鉄道システムの海外展開への支援等のため、研究成果等を活用し、新たな試験方法等の提案に必要なデータ取得等も行うものとする。

これらの研究等を進めるにあたっては、中期目標期間における研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上のため、的確な研究マネジメント体制を整備するとともに、以下の①から④までに掲げる取組を推進するものとする。

また、研究業務に係る評価については、研究業務全体を一定の事業等のまとまりと捉え、評価に当たっては、下記に掲げる評価軸及び①から④までに掲げる指標等に基づいて実施するものとする。

更に、今後急速な進展が見込まれる自動車技術の電子化に対応するため、自動車検査の更なる高度化、既存の検査の効率化等に資する調査等を実施すること。

【重要度：高】

自動車及び鉄道等の陸上交通に係る技術は、自動運転システム、燃料電池自動車等に代表されるとおり、日進月歩が激しい。これらの最新の技術に対応した自動車及び鉄道等の陸上交通に係る安全・環境政策を行うためには、これらの技術に対応した安全・環境基準を策定するとともに、自動車の型式認証、自動車の検査、リコール等においても、最新技術に対応させていく必要がある。そのためには、最新の技術に関する知見・データを有しつつ、公正・中立的な立場で実際に研究、調査等を行い、科学的な根拠を持って国への貢献ができる基盤が必要である。さらには、自動車基準の国際調和及び鉄道システムの海外展開へ支援を行っていくためにも、基準獲得交渉において科学的根拠や最新技術に関する知見は必要不可欠である。

【評価軸】

- 国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映するための研究であるか。具体的には、自動車、鉄道等の安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係る基準の策定等に資するとされた調査及び研究であるか。
- 行政ニーズを的確にとらえた研究テーマの設定後においても、研究内容の進捗を定期的に内部で確認するのみならず、外部有識者の参加する会議においても確認し、必要に応じて助言・方向性の修正を行う等、研究開発の成果の最大化に資する取組が促進されているか。

①研究内容の重点化・成果目標の明確化

国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映するための自動車及び鉄道等の研究等に特化し、その成果の最大化のため、重点的に推進すべき研究開発の方針は別紙1に掲げるとおりとする。

なお、自動車・鉄道技術の急速な進展を踏まえ、必要に応じて、別紙1は変更する場合がある。

②外部連携の強化・研究成果の発信

国内のみならず諸外国も含めた、公的研究機関、大学、民間企業等との共同研究や人的交流等の連携を強化し、研究の効率的かつ効果的な実施を図ること。

また、研究成果について、国の施策立案への貢献及び国内学会等を通じた研究成果の社会還元に努めるとともに、国際学会での発表等の国際活動を推進すること。

これらの目標達成のため、具体的には、共同研究を90件程度実施すること。

【指標】

- 基準の策定等に資する調査、研究等の実施状況（モニタリング指標）
- 学会発表等の状況（モニタリング指標）
- 査読付き論文の発表状況（モニタリング指標） 等

### ③受託研究等の実施

自動車機構の設立目的に合致する行政及び民間からの受託研究、受託試験等の実施に努めること。

これらの目標達成のため、具体的には、国等からの受託研究等を 300 件程度実施すること。

### ④知的財産権の活用と管理適正化

研究者の意欲向上を図るため、知的財産権の活用を図るとともに、その管理を適正に行うこと。

これらの目標達成のため、具体的には、特許等の産業財産権の出願を 24 件程度行うこと。

## （２）自動車の審査業務の高度化

### ①型式認証における基準適合性審査等

進展する自動車技術や型式認証に係る新たな国際相互承認制度に対応するとともに、我が国技術の国際標準の獲得を目指す国土交通省を支援するため、専門家会議への参加や諸外国の関係機関との連携等により、国際相互承認制度の進展等に貢献しつつ、新たな審査内容への対応に向けた知識及び技能の習得を図ること。

### ②検査における基準適合性審査

進展する自動車技術に対応するため、審査事務規程の改訂や検査業務の実施方法の高度化を図ること。

特に、自動車技術の電子化及び高度化の急速な進展に対応するため、改正法に基づき、自動車の電子的な検査（以下「OBD 検査」という。）に必要な技術情報を自動車機構が一元的に管理することとされ、国土交通省が設置する「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」最終とりまとめ（平成 31 年 3 月）において、OBD 検査の対象及び開始時期が決定されたことを踏まえ、令和 3 年 9 月までに初期のシステム構築を行い、同年 10 月より検査対象車両に関する技術情報の管理を開始すること。また、職員への研修や自動車整備事業者等に対する検査手法の周知・技術的支援、当該事業者等を含めたプレ運用を実施したうえで、令和 6 年 10 月より OBD 検査による合否判定を開始すること。

また、自動車機構が道路運送車両法に基づいて管理する技術情報について、自動車整

備事業者における OBD 検査に係る情報の適切な入力・提出を確保するために自動車整備事業者における OBD 検査の運用状況を調査するとともに、当該調査結果も踏まえた当該技術情報の不正利用の防止対策を検討するなど、技術情報の適正な管理・提供を確保すること。

さらに、我が国の OBD 検査制度について、車両から読み出す情報の拡充など、国土交通省が行う検査の高度化の検討を支援するとともに、国際自動車検査委員会（CITA）その他の国際会議等において普及活動を行うとともに、アジア・オセアニア等我が国の自動車メーカーが生産・販売した車両が普及している地域の検査機関等に対する OBD 検査等に係る技術的協力の可能性を検討するなど、検査の海外展開推進の支援に努めること。

【重要度：高】

改正法を受けて新たに実施する OBD 検査に必要な技術情報の管理に係る事務をはじめ、自動車技術の電子化及び急速な進展に対応するための検査の高度化は、自動車機構の目的に照らして最も重要な取組みである。

### （３）自動車のリコール技術検証業務の高度化

自動運転システム技術の日進月歩での進展、燃費や排出ガス性能の向上等、今後も自動車技術の著しい発展が見込まれることから、これらの高度化・複雑化する自動車の新技術や不具合に対応するため、より高い専門性を有する職員の確保・育成や、外部機関との連携等、業務体制の強化を図ること。

これらの目標達成のために具体的には、担当職員による会議において先進安全自動車を含む自動車の事故・火災事例を踏まえた車両不具合の有無等の詳細検討を 250 件程度実施することにより、車両不具合の有無等の分析を進めるとともに職員の育成を行い、併せて技術検証において、自動車メーカーの報告内容を確認するとともに、将来の技術検証に活用するための知見を蓄積することを目的とし、検証実験を 50 件程度行うことに努め、また、海外事務所等も利用しつつ、諸外国のリコール関連情報の活用を進めること。

## 3. 自動車基準国際調和及び鉄道システムの海外展開への支援

これまでの研究成果や技術評価・認証審査の知見を活用して、自動車基準の国際調和及び鉄道システムの海外展開への支援のため、試験方法等について積極的な提案を着実に進めること。

【重要度：高】

『インフラシステム海外展開戦略 2025』（令和 2 年 12 月改訂）においては、国際標準化・ルール形成の推進が掲げられており、自動車基準の国際調和並びに我が国鉄道産業の活性化及び国際競争力の確保を図る必要がある。

#### **(1) 自動車基準の国際調和への支援**

我が国技術の国際標準の獲得を目指した国土交通省の自動車基準調和世界フォーラム（UN/ECE/WP29）等における活動を支援するため、職員を我が国代表の一員として同フォーラム傘下の専門家会議等に技術専門家として積極的に参加させ、交通安全環境研究所の研究成果を基に基準策定に貢献することにより、我が国が主導して国際基準調和を進めることが出来るよう努めること。

これらの目標達成のために具体的には、専門家会議等において基準案に不可欠な要件に関する提案について、職員が 30 回程度発表を行うとともに、国内における国際基準調和に向けた検討にも積極的に参画すること。

#### **(2) 鉄道システムの海外展開への支援**

##### **① ISO、IEC 等への参画**

ISO（国際標準化機構）、IEC（国際電気標準会議）等の国際標準化活動に参画し、我が国の優れた鉄道技術・規格の国際標準化の推進に貢献すること。

これらの目標達成のために具体的には、関係する国内での ISO、IEC 等の専門家会議へ 70 回程度参加すること。

##### **② 国際的な認証審査・規格適合性評価の推進等**

我が国鉄道システムの海外展開を支援するため、認証審査及び規格適合性評価を積極的に行うこと。これらの目標達成のために具体的には、認証審査及び規格適合性評価に係る受託契約の完遂率を 100%とすること。また、海外での認知度向上に努めること。

#### **4. その他国土交通行政への貢献**

##### **(1) 盗難車両対策**

自動車の盗難防止等を図るため、車台番号の改ざん等の盗難や不正が疑われる受検事案があった場合には、速やかに国土交通省へ通報すること。

また、OBD 検査システムを活用し、車台番号の改ざんの検出や検査における同一性確認を効率的に行う手法を検討すること。

##### **(2) 点検・整備促進への貢献等**

適切な点検・整備及びリコール改修の促進のため、国土交通省と連携して啓発活動を行い、また、国土交通省が行う指定自動車整備事業者の検査員研修等に講師を派遣するなどの支援に努めること。

また、自動車特定整備事業者が行う点検・整備についても、自動車機構が構築する OBD 検査システムとの連携を通じ、促進を図ること。

##### **【指標】**

- 国土交通省が実施する検査等に係る研修等への講師の派遣状況（評価指標）

### （3）関係機関との情報共有の促進

国土交通省から提供される車両諸元情報を検査業務に活用できるようデータベース化を令和4年度中に検討すること。

また、大規模災害等に備えてハード、ソフト面で国土交通省や関係機関との連携を図ること。

## IV. 業務運営の効率化に関する事項

### 1. 業務運営

#### （1）一般管理費及び業務経費の効率化目標等

運営費交付金を充当して行う業務については、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額）を6%程度、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額）を2%程度、それぞれ抑制すること。

#### （2）調達の見直し

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、調達の効率化、コスト縮減を図ること。

また、随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知）に基づき、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること。

#### （3）業務運営の情報化・電子化の取組

自動車機構内の効率的な情報共有を図り、円滑かつ迅速な意思決定プロセスを推進するため、情報システム基盤の整備及びセキュリティ対策等を進めるとともに、各業務システムについても、自動車機構が保有するシステム全体としての最適化の観点から見直しを検討するなど、業務運営の合理化及び効率化を図ること。

### 2. 組織運営

#### （1）要員配置の見直し

自動車機構においては、新技術や社会的要請に対応するため、改正法の施行を受けて

新たに行うこととされた自動運行装置に係る基準適合性審査、OBD 検査に必要な技術情報の管理、自動車メーカーにおける自動運転車等のプログラムの適切な管理及び確実な書換えのための業務管理システム等に関する技術的審査等の業務や、並行輸入自動車の事前の書面審査に係る業務等について、重点的に要員を配置するなど体制の強化を図ること。

特に、OBD 検査に必要な技術情報の管理に関する業務については、約9万もの自動車整備事業者を含め、全国でOBD 検査が円滑に行われるために必要なシステム構築・運用など、極めて重要な役割を担うものであることから、専門部署の設置を含めた十分な体制強化を行うとともに、OBD 検査の高度化等についても、当該部署において調査・検討を実施すること。また、地方検査部等においても、OBD 検査のために必要となる技術情報の適正な管理・提供の確保に必要な運用状況調査、当該技術情報の提供等に係る整備事業者への技術的支援等が対応可能な体制を整備すること。

さらに、検査施設適正配置計画や標準的な検査の処理台数等の考え方についても見直しを行い、検査コース数の柔軟な運用により、職員の負担軽減及び受検者利便の向上を図ること。

## **(2) その他実施体制の見直し**

自動車機構の業務が全体として効果的・効率的に実施されるよう必要な見直しを行うとともに、改正法の施行を受けて新たに行うこととされた業務の状況を把握した上で、関係機関との調整を担う本部機能の強化を含め、本部のあり方について検討すること。

また、今後、国土交通省において、自動車検査登録事務所等の集約・統合化の可否の検討を行う際には、自動車機構の事務所等の集約・統合化の可否も併せて検討すること。

## **(3) 人事に関する計画**

年功主義にこだわらない能力に応じた適正な人員配置を行い、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。

# **V. 財務内容の改善に関する事項**

## **(1) 財務運営の適正化**

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図ること。

「独立行政法人会計基準」(平成30年9月3日改訂)に基づき、運営費交付金の会計処理における収益化基準の単位としての業務ごとに予算と実績の管理を行うこと。

また、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生状況を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うこと。

## **(2) 自己収入の拡大**

知的財産権の実施許諾の推進、研究・試験・研修施設の外部利用の促進、受託研究の獲得拡大及び競争的資金への積極的な応募により、収入の確保・拡大を図ること。

これらの目標達成のため、具体的には、国等からの受託研究等を 300 件程度実施すること。

## **(3) 保有資産の見直し**

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その必要性について、自主的な見直しを不断に行うこと。

# **VI. その他業務運営に関する重要事項**

## **(1) 自動車の設計から使用段階までの総合的な対応**

自動車の設計から使用段階までの安全確保・環境保全に関する技術的な取り組みを総合的に行う我が国唯一の機関として、中期目標期間中の研究開発の方針（別紙 1）の見直し要否の定期的な検討や、シナジー効果を更に創出する連携方策を検討するため、理事長及び全理事からなる会議体（総合技術戦略本部）を設置すること。

### **【重要度：高】**

自動車の設計から使用段階までを総合的に対応する我が国唯一の機関として、中期目標期間中の研究開発の方針（別紙 1）の見直し要否の定期的な検討や、シナジー効果を更に創出する連携方策の検討を進めることは、自動車に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図るために極めて重要である。

### **【指標】**

- 総合技術戦略本部の開催状況（モニタリング指標）

## **(2) 施設及び設備に関する計画**

業務の確実な遂行のため、施設の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理に努めること。

## **(3) 人材確保、育成及び職員の意欲向上**

自動車機構の役割に合致した人材の確保のため、採用分野の拡大等を図ること。

また、国からの出向職員と自動車機構採用職員との効果的な配置により、職員の能力発揮や意欲向上、組織力の強化を図ること。さらに、研修の実施体制の充実や、OBD 検査に対応した研修プログラムの整備を進めるとともに、関係機関等との人事交流の拡大等に取り組むこと。交通安全環境研究所においては、基準策定・国際相互承認の推進のための国際会議参加や研究発表等を通じて、人材育成に取り組むこと。



さらに、職員の業務への取組意欲や技術の向上を図るとともに、働き方改革を推進すること。

上記の留意すべき事項を踏まえ、人材確保・育成方針を策定すること。

#### **(4) 広報の充実強化を通じた国民理解の醸成**

自動車機構の活動について、ホームページ等を活用して広報の充実強化を図るとともに、SNSでのイベント案内、採用情報、プレスリリース等の配信や、インターンシップの実施に取り組むなど、積極的な情報提供を進めることを通じ、自動車の安全確保・環境保全に対する国民意識の向上に貢献すること。

#### **(5) 内部統制の徹底**

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項を確実に実施すること。

また、理事長及び全理事を構成員とする内部統制委員会及び同委員会に設置しているリスク管理委員会並びに検査業務適正化推進本部を引き続き設置し、自動車機構の長のリーダーシップのもと、内部統制の取組について実態把握、継続的な分析、必要な見直しを行うこと。本見直しを着実に実施することを目的として、本部、交通安全環境研究所及び全ての地方検査部等に対し、中期目標期間中に内部監査等を実施すること。

また、監事を補佐する監事監査室において、引き続き、内部統制のモニタリングを適切に実施すること。

研究不正の防止に向けた取組については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）に従って、適切に取り組むこと。

個人情報の保護、情報セキュリティについては、「サイバーセキュリティ戦略」（平成 30 年 7 月 27 日閣議決定）等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティの強化を図ること。

(別紙1) 令和3年度～令和7年度までの中期目標期間において重点的に推進すべき研究開発の方針

	研究課題	何のために※1、どのような研究を、当中期目標期間に、どういう成果※2を目指して行うか
自動車	自動運転車両の機能要件の検討・安全性評価及び予防安全技術の効果評価	自動運転車の安全な普及へとつなげるために、自動運転車両の機能要件及び安全性評価手法に関する研究を行う。また、歩行者や自転車乗員の交通事故防止や高齢者の運転を支援する予防安全技術の浸透や促進等を図るため、その技術的な効果の検証、試験方法の検討に関する研究を進める。これらにより、新たな試験方法等を検討・提案し、技術基準案の策定や我が国主導の国際基準化等に対して貢献を行うものとする。
	交通事故実態に即し、予防安全技術を考慮した衝突安全試験方法等の検討	衝突事故被害軽減を一層図るため、子供や高齢者を重点対象として、現行の車両安全対策として未対応の分野（対自転車事故、重量差のある車両による事故、予防安全技術搭載車両の事故等）について、交通事故実態に即したより有効な車両の衝突安全性評価法に関する研究を行う。これらにより、新たな試験方法等を検討・提案し、技術基準案の策定や我が国主導の国際基準化等に対して貢献を行うものとする。
	自動運転に関する電子制御装置の安全性・信頼性評価	電子制御が高度化した自動運転車の導入を見据え、電子制御装置の安全性・信頼性についての的確な評価を実施できるようにするため、自動運転システムの信頼性評価手法に関する研究を実施するとともに、電磁両立性の評価手法等に関する研究を実施し、新たな試験方法等を検討・提案し、技術基準案の策定や我が国主導の国際基準化等に対して貢献を行うものとする。
	燃料電池自動車、電気自動車等の新技術搭載車の安全・環境性能評価とOBDの活用による使用過程の車両性能情報収集方法の検討	2050年カーボンニュートラルの実現に向け、燃料電池自動車、電気自動車等について、それぞれの車種に特有の影響（バッテリー性能劣化等）も踏まえつつ、安全・環境性能を評価するための手法に関する研究を行う。また、環境性能評価手法の高度化を目指したOBDの活用による使用過程の車両性能情報収集方法の検討を行う。これらにより、試験方法等を検討・提案し、技術基準案の策定や我が国主導の国際基準化等に対して貢献を行うものとする。
	実環境走行でのエネルギー消費効率・有害排出物質等の信頼性・公平性を高めた評価	自動車のエネルギー消費効率・有害排出物質等の評価に関して、台上試験の再現性を従来より高めるとともに実環境走行時の公平な評価手法に関する研究を行い、試験方法等を検討・提案し、技術基準案の策定や我が国主導の国際基準化等に対して貢献を行うものとする。
	走行実態に即した騒音の評価	自動車から発せられる騒音について、特に走行実態に即した評価に関する研究を行い、違法マフラーの検出等、公道における街頭検査等の効率化に貢献を行うものとする。
鉄道等	新技術を用いた交通システムに対応する安全性評価	新たな技術を用いた交通システムの安全性に関し、信頼性も考慮した的確な評価を行うため、国内外の動向を踏まえた評価手法の研究を行い、交通システムの海外展開を含む導入促進に貢献を行うものとする。
	列車の安全運行や施設の維持管理の省力化に資する技術の評価	各種センサ技術や状態監視技術に着目し、列車の安全運行や施設の維持管理の省力化等に資する技術の評価を行い、低コストでの輸送の安全確保を前提とする地方鉄道・索道等の維持に貢献を行うものとする。
	新技術を含む公共交通の地域に応じた導入促進評価	超高齢化・人口減少等の社会情勢の変化に対応し、共生社会での新たなモビリティサービスを指向した技術及び既存の交通との連携や利便性等の観点を踏まえた公共交通導入評価手法に関する研究を行い、地域の特性に適した公共交通の整備に貢献を行うものとする。

※1 事故防止、事故被害軽減、環境負荷軽減、省エネルギー等 ※2 基準策定、国際標準獲得、新技術等を踏まえた試験方法等の評価手法見直し等

## 道路運送車両法(抄)

(この法律の目的)  
 第一条 この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

## 鉄道事業法(抄)

(目的)  
 第一条 この法律は、鉄道事業等の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、鉄道等の利用者の利益を保護するとともに、鉄道事業等の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

### 独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)

「自動運転に係る制度整備大綱」  
 (平成30年4月)

インフラシステム海外展開戦略  
 (令和2年12月)

パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略  
 (令和元年6月)

## 独立行政法人自動車技術総合機構法(抄)

(機構の目的)  
 第三条 独立行政法人自動車技術総合機構(以下「機構」という。)は、自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいう。以下同じ。)が同法第四十六条に規定する保安基準(以下「保安基準」という。)に適合するかどうかの審査、自動車技術等に関する試験、調査、研究及び開発等を総合的に行うことにより、自動車運送等に関する安全の確保、公害の防止その他の環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図ることを目的とする。

### 独立行政法人 自動車技術総合機構 (第2期中期目標期間における重点事業)

#### 1. 基準適合性審査

- 的確で厳正かつ公正な審査
  - ・ 自動運行装置、サイバーセキュリティ等に関する型式認証審査
  - ・ 既存の検査業務の効率化、老朽設備更新等の業務適正化に向けた環境整備
  - ・ OBD検査の導入に向けたシステム開発等の環境整備

#### 2. リコール技術検証

- 国からの依頼に基づく不具合情報の分析、排ガス不正制御に係るサーベイランス
- 自動車機構が保有する情報の横断的・効率的な分析を可能とすることによる体制の強化

#### 3. 研究・国際標準化等支援

- 基準策定等の国の施策推進に資する研究
- 国連における自動運転技術等の国際基準策定への貢献
- 既存の検査の高度化・効率化に資する調査

# 独立行政法人自動車技術総合機構（NALTEC）の使命等と目標との関係

## （使命）

自動車等の陸上交通における総合的な機関として、国民の安全・安心の確保及び環境の保全の実現に向けて、進展する自動車技術に対応し、型式認証から使用段階の検査、リコールの技術的検証を厳正かつ公正に実施し、また、鉄道を含む基準策定の研究や国際標準化活動の支援を実施することが求められる。

## （現状分析）

### ◆強み

- ・道路運送車両法に基づく自動車に関する審査・調査・リコールに係る技術的検証の実施に係る高い専門性
- ・自動車や鉄道の安全・環境基準の策定を支援するための試験・研究や国際標準化活動の支援に係るノウハウ、国連専門化会議共同議長等の人材を派遣し会議を主導

### ◆課題

- ・自動運転やコネクテッドカーなど新たな自動車技術に対応する審査実施体制（設備・人材）の確保

## （環境変化）

- 改正道路運送車両法により、自動運転システムの審査、電子的な検査の導入に伴う技術情報の管理、自動車のサイバーセキュリティの審査等の対応が必要
- 自動運転など技術の急速な進展に対応した研究体制の整備

## （中（長）期目標）

- 自動車の型式認証、検査、リコール技術検証等の業務を、引き続き、的確で厳正かつ公正に実施
- 改正道路運送車両法に基づく自動運行装置やサイバーセキュリティの審査、電子的な検査に必要な情報の管理の確実な実施
- 国土交通省が行う自動車等の基準策定に係る研究の中核をなし、併せて国際標準化業務の支援等
- 検査手法の高度化等に対応した業務の効率化・合理化やプログラム審査など高度な技術に対応する人材の確保・育成を推進

## 独立行政法人住宅金融支援機構第四期中期目標

## 1. 政策体系における法人の位置付け及び役割

独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）は、一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要な資金の貸付けの業務等を行うことにより、住宅の建設等に必要な資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としている。

機構は、これまで、住宅金融市場の育成、住宅の質の向上、民間金融機関の支援・補完といった我が国の住宅政策に資する事業を総合的に実施してきており、機構の強みである多様な金融サービス機能と、地方公共団体、民間金融機関等のステークホルダーとのネットワークを活かし、民間金融機関による長期固定金利型住宅ローンの安定供給やリバースモーゲージ型住宅ローンの供給等を支援するとともに、災害復興をはじめとした地域における政策課題の解決に向けてステークホルダーと協働して取り組む等、政策実施機能の最大化を図ってきているところである。

（政策目標 1 施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る（表番号「国土交通省 2-①」）等）

一方、我が国の住生活を取り巻く現状に目を向けると、少子高齢化や地方圏の人口減少がより一層深刻化するとともに、災害の激甚化・多頻度化や高経年マンションの増加等の環境や社会ストックの変化に直面しており、それらに対応することが急務となっている。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大等に応じて生ずる経済社会活動の変化にも迅速に対応することが求められる。

こうした中、機構は、住生活基本計画（全国計画）（以下「住生活基本計画」という。）等の政府方針を踏まえ、社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、引き続き、多様な金融サービス機能を活かし、公的機関として住宅金融市場において先導的・模範的な役割を果たすとともに、ステークホルダーと協働して地域における政策課題の解決に向けて取り組むことが求められており、これらを的確に実施するためには、効率的かつ効果的な業務実施体制を引き続き確保するとともに課題解決のために人材を確保することが必要となる。

このため、機構は、業務運営の効率化を図りつつ、自主的かつ自律的な経営のもと、業務実施体制の整備及び人材の確保・育成に取り組むとともに、これまでの取組により蓄積したノウハウ等を活かし、国の政策実施機関としての機能の最大化を図るものとする。

（別添 1）政策体系図

（別添 2）法人の使命等と目標の関係

## 2. 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間とする。

## 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

機構は、住生活基本計画等に基づく施策の実現に向けて、我が国の住生活の向上を金融面から支援するため、地方公共団体、民間金融機関等との対話を継続的に行い、ニーズや要望を踏まえつつ、「一定の事業等のまとめり」として設定する証券化支援事業をはじめとする次の各事業を行うこと。

なお、各事業の実施に当たっては、民間金融機関等との適切な役割分担に留意しつつ、住宅金融市場における先導的・模範的な取組や地域と連携する取組等を特に重点的に取り組むべき業務とした上で、機構が業務を委託している機関（以下「委託機関」という。）等を含む効率的かつ効果的な業務実施体制を確保し、政策実施機能の最大化を図ること。

### （1）証券化支援事業

長期固定金利の住宅資金を全国あまねく安定的に供給できるようにするとともに、住宅循環システムの構築、良質な住宅ストックの形成等に資するよう、証券化支援事業を通じ民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する次の取組を行うこと。

- ① 民間金融機関の円滑な資金調達を実現できるフラット35（買取型）を的確に実施するとともに、住宅金融証券化市場の整備・育成のため、安定的な資産担保証券（以下「MBS」という。）の発行やMBSのベンチマーク性の向上に向けた取組を継続して行うこと。

債券発行等に当たっては、グリーンボンドの発行等により、ESG投資ニーズのある投資家の参入を図ること。

民間金融機関による証券化を支援するフラット35（保証型）が有する課題を解決するための取組を行うとともに、取り扱う民間金融機関等のニーズに対応して、適宜適切な業務の見直しに努めること。

（指標）

- ・ フラット35（買取型）の申請件数
- ・ MBSの毎月の発行額
- ・ MBS発行時のベンチマーク（10年国債の流通利回り）とのスプレッド
- ・ フラット35（保証型）の取扱金融機関数
- ・ フラット35（保証型）の申請件数

- ② 災害リスクを踏まえた適切な立地への良質な住宅ストックの形成の観点に留意しつつ、新技術開発の動向等も踏まえ、省エネルギー性能の高い住宅・長期優良住宅等の良質な住宅の取得を支援するとともに、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化に配慮し、安心R住宅等の基礎的な情報が提供される等の既存住宅の取得を支援すること。

(定量目標)

- イ 中期目標期間の最終年度までに、フラット35の申請件数のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るもののストックを30万戸以上とする。(令和2年度までの累計実績(見込み):21.9万戸)
- ロ 中期目標期間の最終年度までに、フラット35の申請件数に占める既存住宅の割合を25%以上(可能な限り28%)とする。(令和2年度実績(見込み):22.5%)

<目標水準の考え方>

- イ フラット35の申請件数のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るもののストックに関する定量目標について、住生活基本計画の認定長期優良住宅のストック数に係る成果指標の達成に寄与するため、当該成果指標の水準等を踏まえ、フラット35における長期優良住宅の技術基準を満たす住宅のストック(申請件数の累計)を中期目標期間の最終年度までに30万戸以上とする。
- ロ フラット35の申請件数に占める既存住宅の割合に関する定量目標について、住生活基本計画の既存住宅流通の市場規模に係る成果指標の達成に寄与するため、当該成果指標の水準等を踏まえ、フラット35の申請件数に占める既存住宅の割合を中期目標期間の最終年度までに25%以上(可能な限り28%)とする。

(指標)

- ・ フラット35リノベの申請件数

- ③ 二地域居住・移住・子育て等の地域における政策課題の解決に向けた取組について、地方公共団体とより連携を深めるとともに、他府省、政府関係機関、地域金融機関、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO等との連携及び協力を強化すること。

(定量目標)

- ・ 中期目標期間中におけるフラット35地域連携型に新たに連携して取り組む地方公共団体数を100団体以上とする。(令和2年度までの累計実績(見込み):507団体)

<目標水準の考え方>

- ・ 前中期目標期間に引き続き、地域における政策課題の解決に向けて地方公共団体との連携を強化する必要があるため、フラット35地域連携型の活用に関心を示している地方公共団体数等を踏まえ、中期目標期間中におけるフラット35地域連携型の活用について新たに連携する地方公共団体数を100団体以上

とする。

(指標)

- ・ フラット35地域連携型のうち子育て支援に資するものの件数

- ④ 信用リスクを的確に管理した上で、国民に対して提供するサービスの質を向上させるため審査の迅速化及び高度化に努めるとともに、フラット35の不適正利用事案を踏まえ、適切に対応すること。

社会経済情勢に対応した調査研究を行い、民間金融機関等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直し等を行うこと。

自然災害、新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済事情の変動に対応し、返済方法の変更等により、住宅ローン利用者の継続的な返済を支援すること。

- ⑤ 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るため、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図り、住宅ローン制度の構築・支援に関する協力や相手国の人材育成支援等のコンサルティング業務等を行うとともに、証券化支援事業等を通じて得た知見を活用し、国内外の機関との情報交換や支援に努めること。

(指標)

- ・ 国内外の機関との情報交換や支援の回数

<想定される外部要因>

新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済社会活動への影響がないことを前提とし、これらの要因に変化があった場合には評価において考慮するものとする。

【重要度：高】

住生活基本計画等の政府方針において、機構に対して長期固定金利の住宅ローンの安定的な供給支援や長期優良住宅をはじめとする良質な住宅の供給促進、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化等が求められており、これらの施策の実現に向けて証券化支援事業は主要な役割を果たすことから、重要度は高い。

(2) 住宅融資保険等事業

民間金融機関が住宅の建設等に必要な資金を円滑に供給できるようにするとともに、住宅確保要配慮者が家賃債務保証業者による保証を受けやすくなるよう、機構が保険引受という形でリスクを分担して支援する次の取組を行うこと。

- ① 証券化支援事業等と連動して必要となる資金の供給を支援すること。

(指標)

- ・ フラット35に係るつなぎ融資への付保申請件数
- ・ パッケージ融資への付保申請件数



- ② リバースモーゲージ型住宅ローンによる高齢者の住生活関連資金の供給を支援するとともに、リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及のため、啓発活動を行うこと。

(定量目標)

- イ 中期目標期間中におけるリバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及に関する啓発活動の実施回数を400回以上とする。(前中期目標期間実績(見込み): 346回)
- ロ 中期目標期間中における住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関の新規参入を20機関以上とする。(令和2年度実績(見込み): 5機関)

<目標水準の考え方>

- イ リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及に関する啓発活動に関する定量目標について、リバースモーゲージ型住宅ローンの認知度・理解度の向上、ひいては利用促進を図るため、前中期目標期間の啓発活動の実施回数を踏まえ、中期目標期間中における住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローン制度の啓発活動を400回以上実施する。
- ロ 住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関の新規参入に関する定量目標について、前中期目標期間において、おおむね全国の都道府県においてリバースモーゲージ型住宅ローンの活用が可能となる環境を整備したが、顧客利便性の向上のためには取扱金融機関の更なる増加が望ましいことから、令和2年度における取扱金融機関の増加数を踏まえ、中期目標期間中における新規取扱金融機関数を20機関以上とする。

【困難度：高】

- ロ 住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの新規参入取扱金融機関数に関する定量目標については、前中期目標期間に難易度が高い目標水準として設定した定量目標(70機関)から更なる上積みを図るものであり、前中期目標期間における各金融機関への取組内容や各年度の取扱金融機関増加数の推移に鑑みても、達成は容易でないため、困難度が高い。

(指標)

- ・ リバースモーゲージ型住宅ローンへの付保申請件数
- ・ リ・バース60の認知度

- ③ 既存住宅流通・リフォーム市場の活性化等を図るために、買取再販事業者向け融資等による住宅政策上必要な資金の供給を支援すること。

(指標)

- ・ 買取再販事業者向け融資への付保申請件数

④ 住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、信用リスクの管理等を適切に行いつつ、家賃債務保証保険業務を的確に行うこと。

⑤ 保険金の支払審査を的確に行うとともに、保険金を支払った債権については民間金融機関と連携しながら的確な回収に努めること。

地域における政策課題の解決に向けた取組について、地方公共団体とより連携を深めるとともに、他府省、政府関係機関、地域金融機関、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO等との連携及び協力を強化すること。

社会経済情勢に対応した調査研究を行い、民間金融機関等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直し等を行うこと。

#### <想定される外部要因>

新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済社会活動への影響がないことを前提とし、これらの要因に変化があった場合には評価において考慮するものとする。

### (3) 住宅資金融通等事業

住宅政策上重要でありながら、民間金融機関だけでは対応が困難な分野への資金の融通を補完するため、丁寧な審査を行いつつ、各地域において地方公共団体、民間金融機関等のステークホルダーとのネットワークを活かし、協働して次の取組を行うこと。

なお、取組に当たっては、民間金融機関等との適切な役割分担に留意すること。

① 東日本大震災をはじめとして全国各地で頻発する自然災害からの復興を支援するため、発災時には災害復興住宅融資等を実施するとともに、返済方法の変更等により、被災者の継続的な返済を支援すること。

(指標)

- ・ 国が災害対策本部を設置する規模の災害が起きた際の相談等の件数

② 大規模な自然災害への予防を支援するため、地すべり等関連住宅融資等を実施するとともに、地方公共団体、地域金融機関等に対し、自然災害発生に備えた体制整備についての的確に支援すること。

安全な住宅・住宅地の形成等の施策の実現に資するよう、耐震改修工事等に対するリフォーム融資を行うこと。

③ マンションの適切な維持管理や建替え・改修の促進のため、機構がこれまで培ってきたノウハウを活かし、地方公共団体、民間金融機関、マンション管理業界団体等と連携した取組を行うとともに、マンション管理組合向け債券であるマンションすまい・る債の発行を通じて修繕積立金の計画的な積立てを支援するほか、マンション共用部分リフォーム融資、まちづくり融資等による建替え等の支援を行うこと。

(定量目標)

- ・ 中期目標期間中におけるマンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数を7,200組合以上とする。(前中期目標期間実績：6,966組合)

<目標水準の考え方>

- ・ 住生活基本計画においてマンションの長寿命化に向けた適切な維持管理を促進するとされていることを踏まえ、マンションすまい・る債の発行を通じてマンション管理組合の計画的な修繕積立金の積立てを支援することとし、前中期目標期間の実績を踏まえ、中期目標期間中における活用組合数を7,200組合以上とする。

【困難度：高】

- ・ マンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数に関する定量目標については、マンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数が低減傾向にあるなかで前中期目標期間の実績を大きく上回る水準として設定しており、かつ、前中期目標期間においてもマンション管理業界団体や地方公共団体等と連携してマンションすまい・る債の推進に取り組んできたこと、足下においては新型コロナウイルス感染症拡大に伴いマンション管理組合の合意形成が困難となっていることに鑑みても、達成は容易でないため、困難度が高い。

- ④ 子どもを産み育てやすく良質な住宅や高齢者が健康で安心して暮らせる住宅の整備等の施策の実現に資するよう、災害リスク等を踏まえた適切な立地への良質な住宅ストックの形成の観点に留意しつつ、新技術開発の動向等も踏まえ、省エネルギー性能の高い子育て世帯向け賃貸住宅融資を行うとともにサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資を地域の需要や医療・介護サービスの提供体制を踏まえて行うこと。

(指標)

- ・ サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の融資承認件数

- ⑤ 証券化支援事業及び住宅資金融通等事業の対象となる住宅ローンの利用者が死亡した場合等に相続人に弁済の負担をさせることのないよう、団体信用生命保険業務を的確に行うこと。

- ⑥ 既往債権管理業務においては、返済困難者に対する返済条件の変更等のきめ細やかな対応により新規の延滞発生を抑制を図るなど、債権管理・回収を的確かつ効率的に行うこと。

廃止前の住宅金融公庫法（昭和25年法律第156号）等に基づく賃貸住宅融資については、借受者等に賃貸条件の制限を遵守させるための取組を継続的に実施すること。

- ⑦ 勤労者の計画的な財産形成を促進するため、財形住宅融資を的確に行うこと。

- ⑧ 地域における政策課題の解決に向けた取組について、地方公共団体とより連携を深めるとともに、他府省、政府関係機関、地域金融機関、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO等との連携及び協力を強化すること。

社会経済情勢に対応した調査研究を行い、地方公共団体等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直し等を行うこと。

新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済事情の変動に対応し、返済方法の変更等により、住宅ローン利用者の継続的な返済を支援すること。

#### <想定される外部要因>

新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済社会活動への影響がないことを前提とし、これらの要因に変化があった場合には評価において考慮するものとする。

### 4. 業務運営の効率化に関する事項

#### (1) 業務改善の取組

「3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に示した目標を達成するに当たり、独立行政法人会計基準（令和2年3月26日改訂）を踏まえ、PDCAサイクルによる取組等を通じて、業務実績・活動の把握や成果の向上に向けた業務の改善及び業務の効率化に取り組むこと。

- ① 一般管理費（人件費、公租公課、デジタル化関連経費、業務運営上の義務的経費（効率化が困難であると認められるものに限る。）及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、令和2年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに2.5%以上削減すること。
- ② 証券化支援業務に係る毎年度の経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の買い取った住宅ローン等の年間平均買取債権等残高に対する割合をいう。）について、中期目標期間の平均を0.15%以下とするように努めること。
- ③ 直接融資業務（既往債権管理勘定の既融資を除く。）に係る毎年度の経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の融資した住宅ローンの年間平均貸出債権残高に対する割合をいう。）について、中期目標期間の平均を0.52%以下とするように努めること。

#### (2) 適切な経営資源の配分

「3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に示した目標の達成に向けて事業を実施するため、より効果的な組織体制の整備が行われるよう、適切な経営資源の配分に努めること。

### (3) 調達方法の見直し

独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施するとともに、その趣旨を踏まえ、契約等の公正性・透明性を確保するよう努めること。

### (4) 人件費管理の適正化

専門的な金融技術等、多様な金融サービスを適切に提供するために必要な能力を有する人材を確保し、定着させ、その能力を十分に発揮させることが必要であることに鑑み、国家公務員、民間企業、他の政策金融機関の給与水準等を考慮しつつ独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）に示された信賞必罰の考え方の下、法人の業務実績や役職員の勤務成績を給与等に反映することにより、役職員の士気を向上させ、より効率的な業務の実施につなげること。

また、国民の理解と納得が得られるよう給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表することにより、透明性の向上に努めること。

### (5) デジタル化の推進

機構、委託機関等の業務運営の合理化及び効率化に資するIT基盤の整備を引き続き図るとともに、国民・事業者の負担の軽減・利便性の向上等を目指した取組として、デジタル化を計画的に推進すること。また、金融機関として十分なセキュリティ対策を講じた上で、保有データを活用したサービス提供等に努めること。

なお、IT基盤の整備に当たっては、IT技術の高度化に対応し、金融市場で業務を行う機関として必要な水準の確保に努めること。

## 5. 財務内容の改善に関する事項

健全な財務内容の維持に努めるとともに、住生活基本計画等で示された機構への政策的な期待・要請に応えるため、必要な経営資源を機動的に投入すること。

リスク管理を徹底し、財務上の必要な措置を講じつつ国庫納付を適切に行うよう努めるとともに、各業務を効果的かつ効率的に行い、その結果として利益が生ずる場合は、その利益を活用して社会経済情勢の変化に対応した業務を試行的に実施するなど、政策実施機関として求められる業務に有効に活用すること。

### (1) 安定的かつ効率的な資金調達

投資家への情報発信を行うとともに、市場関係者等のニーズを踏まえながら、安定的かつ効率的な市場からの資金調達に努めるものとし、緊急性の高い災害復興住宅融資等の災害対応に係る融資以外は財政融資資金に依存しないこと。

## (2) リスク管理の徹底

- ① 信用リスク、ALMリスク等を的確に管理することにより、民間金融機関並みのリスク管理の徹底を図ること。また、金融検査マニュアルの廃止を踏まえ将来を見据えたリスク管理に取り組むとともに、外部の知見も活用し、リスク管理の高度化に努めること。

なお、既往債権管理勘定においては、財政融資資金の償還を着実にを行うため、必要な措置を講ずること。

- ② 的確な債権管理業務を行うことにより、とりわけ機構における財務上の影響が大きい証券化支援事業及び既往債権管理業務においては、その管理を徹底すること。

なお、債権管理業務の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済事情の変動やこれらに関する政府方針等に十分留意し、柔軟に条件変更を行うなど債務者に寄り添って丁寧に対応すること。また、新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済事情の変動が収束し、政府方針等の要請による柔軟な条件変更等を行う必要がないと認められる場合は、年度計画においてリスク管理債権に関する定量目標を設定し、リスク管理債権の抑制に努めること。

(指標)

- ・ 証券化支援事業における買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率
- ・ 既往債権管理業務におけるリスク管理債権の残高

## (3) 決算情報・セグメント情報の公表

財務内容等の透明性を確保し、機構の活動内容を国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、一定の事業等のまとまりごとに決算情報・セグメント情報を公表すること。

## (4) 保有資産の見直し

保有資産については、保有の必要性について不断の見直しを行うこと。

## 6. その他業務運営に関する重要事項

### (1) 内部統制

内部統制の体制は、住宅・金融の両市場で業務を行うためには不可欠なものであることから、理事長のリーダーシップに基づく適切なガバナンスを行うとともに、内部統制システムの的確な整備及び監事機能の実効性の向上に努めること。

また、過去の不適正事案を踏まえたコンプライアンスの取組を徹底すること。

### (2) リスク管理

『独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備』について（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実

に実施すること。

また、災害の激甚化・多頻度化や新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ緊急時における業務実施体制やシステム基盤等の整備を図ること。

### (3) 広報・情報公開の推進

機構の業務に対する国民の理解を深めるため、情報発信や広報活動の一層の充実に取り組むとともに、その効果の検証に努めること。また、業務の透明性を確保するため、情報公開を積極的に推進すること。

### (4) 顧客保護

顧客からの相談、苦情等に適切に対応し、制度・運用の見直しにつなげるとともに、高齢化等社会経済情勢の変化を踏まえ、適切に顧客説明を行うことにより、顧客保護を徹底すること。

### (5) 情報管理

独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、適切な対応を行うこと。

### (6) 情報セキュリティ

内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）策定の政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に基づき、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施すること。

また、役職員の情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図ること。

### (7) 業務実施体制の整備

委託機関等が融資審査、債権管理、顧客保護、情報管理・情報セキュリティ対策、コンプライアンス等の取組を適切に行うための措置を講ずること。

併せて、将来を見据えた委託機関等を含む効率的かつ効果的な業務実施体制の確保に向けた検討を進めること。

### (8) 人事管理

金融機関として求められる内部統制やリスク管理を行う必要があり、証券化支援事業をはじめとする多様な金融サービスを適切に実施するため、専門的な金融技術や金融業務に係る能力を有する人材のほか、民間金融機関とのネットワーク基盤等のIT技術、住宅の質向上に資する技術を有する人材等を確保・育成するための「人材の確保・育成に関する方針」を策定すること。

人材の確保・育成に当たっては、外部組織との人材交流、外部人材の活用等に努めるとともに、機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるための研修等を行うこと。

併せて、多様な人材を確保するため、女性活躍や働き方改革の推進に取り組むとともに、ライフスタイルの変化等に対応した役職員一人ひとりが働きやすい職場づくりを目指し、テレワーク等を含めた勤務環境・体制の整備、育児・介護等との両立のための支援等を行うこと。



# 独立行政法人住宅金融支援機構に係る政策体系図

別添1

## 主な政府方針

住生活基本法に基づく住生活基本計画（全国計画）等

## 機構が果たすべき役割

民間金融機関等との適切な役割分担に留意しつつ、強みである多様な金融サービス機能を活かし、

- 公的機関として先導的な役割を果たす
- ステークホルダーと協働して地域における政策課題の解決に向けて取り組む

## 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 証券化支援事業

- 長期固定金利の住宅資金を全国あまねく安定的に供給（フラット35の着実な実施）
- 安心R住宅等の既存住宅の取得支援
- 災害リスクを踏まえた長期優良住宅等の取得支援
- 二地域居住・移住、子育て等の地域政策について地方公共団体等との連携強化
- 新型コロナウイルス感染症の拡大等により住宅ローンの支払が困難となった者への支援

等

### 住宅融資保険等事業

- リバースモーゲージ型融資等の資金供給支援
- 家賃債務保証保険の実施

等

### 住宅資金融通等事業

- 被災住宅再建への融資、住宅ローン返済中の被災者への支援
- 老朽化マンションの建替え・改修への融資
- 災害リスク等を踏まえた省エネ性の高い子育て世帯向け賃貸住宅への融資
- 災害リスク、地域の需要や医療・介護サービスの提供体制を踏まえた、サービス付き高齢者向け賃貸住宅への融資

等

## 業務運営の効率化・財務内容の改善に関する事項等

- 人件費、公租公課、デジタル関連経費等を除く一般管理費を、令和6年度までに2.5%削減
- 国民・事業者の負担の軽減・利便性の向上等のためのデジタル化の推進、保有データを活用したサービス提供等

等40

## （使命）

住生活基本計画(全国計画)等における住宅政策の目標実現のため、住宅金融を専門とする政策実施機関として、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に向け、地方公共団体や民間金融機関等と連携し、住宅の建設等に必要な資金の円滑かつ効率的な融通を図ることが求められる。

## （現状・課題）

### ◆強み

- 民間金融機関による長期固定金利型住宅ローン及びリバースモーゲージ型住宅ローンの供給支援並びに発災時の災害復興住宅融資等の実施など多様な金融サービスを提供。
- 地方公共団体、民間金融機関等のステークホルダーとのネットワークを活かし、地域における政策課題の解決に向けた取組を実施。

### ◆弱み・課題

- 業務を委託している機関等を含む効率的かつ効果的な業務実施体制の確保が必要。
- 専門的な金融技術、IT技術等を有する人材の確保・育成が必要。

## （環境変化）

- 少子高齢化や地方圏の人口減少がより一層深刻化するとともに、災害の激甚化・多頻度化や高経年マンションの増加等の環境や社会ストックの変化に直面しており、それらに対応することが急務。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大等に応じて生ずる経済社会活動の変化に迅速に対応することが求められる。

## （中期目標）

- 証券化支援事業を着実に進めつつ、住宅循環システムの構築・良質な住宅ストックの形成等を支援
- 地域における政策課題の解決に向けた地方公共団体等との連携の深化
- リバースモーゲージ型住宅ローンによる高齢者の住生活関連資金の供給支援と制度の普及に向けた啓発活動の実施
- 全国各地で頻発する自然災害からの復興を支援するため、災害復興住宅融資等の実施、被災者の継続的な返済支援
- マンションの適切な維持管理や建替え・改修の促進
- 新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済事情の変動に対応し、住宅ローン利用者の継続的な返済を支援
- 国民・事業者の負担の軽減・利便性の向上等を目指した取組として、デジタル化の計画的な推進
- 業務を委託している機関等を含む効率的かつ効果的な業務実施体制の確保
- 専門的な金融技術等、多様な金融サービスを適切に提供するために必要な能力を有する人材の確保・育成

## 国立研究開発法人 国立環境研究所の達成すべき 業務運営に関する目標案

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 4 の規定に基づき、国立研究開発法人国立環境研究所の達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）を次のとおり定める。

令和〇年〇月〇日

### **第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）**

#### **1. 国の政策体系上の国立環境研究所の位置付け**

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「国環研」という。）は、我が国の環境科学における中核的研究機関であり、その活動は、国の環境政策への科学的、技術的基盤を提供するとともに、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 30 条において国が環境の保全に関する科学技術の振興のために講ずべきとされる「研究開発の推進及び成果の普及、研究者の養成」等について、環境研究・技術開発の面から、大きく貢献してきた。

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）により平成 27 年 4 月より国立研究開発法人となった国環研は、前述の役割を踏まえつつ、今後も、活動の成果が環境政策への貢献や社会実装を通じ、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、研究開発等を推進してゆく。

#### **2. 国立環境研究所の役割（ミッション）**

国環研は、通則法第 2 条第 3 項に基づき、国立研究開発法人として、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することとされている。

また、国環研は、国立研究開発法人国立環境研究所法（平成 11 年法律第 216 号。以下「国環研法」という。）第 3 条に基づき、「地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下「環境の保全」という。）に関する調査及び研究を行うことにより、環境の保全に関する科学的知見を得、及び環境の保全に関する知識の普及を図ること」を目的として、国環研法第 11 条に基づく次の業務を行うこととされている。

- ① 環境の状況の把握に関する研究、人の活動が環境に及ぼす影響に関する研究、人の活動による環境の変化が人の健康に及ぼす影響に関する研究、環境

への負荷を低減するための方策に関する研究その他環境の保全に関する調査及び研究（国環研法第 11 条第 1 項第 1 号。以下「環境研究に関する業務」という。）。

② 環境の保全に関する国内及び国外の情報の収集、整理及び提供（国環研法第 11 条第 1 項第 2 号。以下「環境情報の収集、整理及び提供に関する業務」という。）。

③ 気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号。以下「適応法」という。）第 11 条第 1 項に関する業務（国環研法第 11 条第 2 項。以下「気候変動適応に関する業務」という。）。

### **3. 国の政策・施策・事務事業との関係**

中長期的に目指すべき社会像の実現に向けて、今後 5 年間で重点的に取り組むべき環境分野の研究・技術開発の課題等についてとりまとめた「環境研究・環境技術開発の推進戦略」（令和元年 5 月 21 日環境大臣決定。以下「推進戦略」という。）において、国環研は、我が国の環境科学分野において牽引的な役割を担い続けるとともに、環境政策の決定において有効な科学的知見を提示し、政策の具体化、実施の場面においても科学的側面からリーダーシップを発揮することが期待されている。

具体的には、環境研究の中核的研究機関として、環境・経済・社会の総合的向上をも見据えた統合的な研究の先導、社会実装につながる研究開発の推進、外部機関との連携・協働、研究開発成果のアウトリーチ、国際的な連携の推進に取り組むべきとされている。

### **4. 国の政策等の背景となる国民生活・社会経済の状況**

現在、世界では途上国を中心に急速な人口増加、温室効果ガスの排出増加が続き、環境の状況も悪化し、持続可能性が低下している。我が国は、人口減少の局面を迎え、少子高齢化、働き手不足、財政赤字、経済の停滞・産業の空洞化等社会的状況は厳しさを増している。また、日本を含む世界各地で多くの異常気象や気象災害が報告されており、気候変動の影響が指摘されているものもある。気候変動の影響は、農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然災害・沿岸域、自然生態系、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活と広範な分野で深刻化することが予測されている。

国連持続可能な開発サミットで持続可能な開発目標（SDGs）が提示され、気候変動枠組条約締約国会議でパリ協定が採択されたことも踏まえて、第五次環境基本計画、環境研究・環境技術開発の推進戦略が策定され、地域での SDGs の実現を目指す地域循環共生圏と第 5 期科学技術基本計画の掲げる Society 5.0 の

一体的実現を目指すことが求められる。特に、今般の新型コロナウイルスの感染拡大により、感染拡大が経済・社会・環境に与えた影響を総合的・定量的に把握し、これらを踏まえ、多様なリスクに対応する持続可能性と強靱性を併せ持つ社会やライフスタイルのあり方を提示することが喫緊の課題となっている。

これらの課題に対応するには、従来の取組の延長ではない大胆なイノベーションにより、経済社会システムを大きく変革していくことが求められるため、環境大臣直属の『選択と集中』実行本部を設置し議論してきたところ、令和2年8月に公表した報告で、気候危機への対応を見据えたウイズコロナ・ポストコロナ社会において、環境省は「経済社会のリデザイン（再設計）」に向け、脱炭素社会への移行、循環経済への移行、分散型社会への移行という3つの移行を統合的に進めることとした。

また、令和2年10月、菅内閣総理大臣は、所信表明演説において、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわちカーボンニュートラルを目指すことを宣言した。「グリーン社会の実現」が、「デジタル社会の実現」と並び、政権の中心課題に位置付けられるとともに、「もはや、温暖化への対応は経済成長への制約ではなく、積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要」であることがうたわれた。また、小泉環境大臣は、同年11月の所信表明演説において、環境省として、グリーン社会の実現に積極的に取り組むことを改めて表明した。

個別分野については、適応法に基づく気候変動適応に関する業務として、従前からの緩和策だけでなく、適応策の取組の推進を図るための科学的知見の創出や情報基盤の充実、取組手法の開発等が期待されている。資源循環関係では、第四次循環型社会形成推進基本計画の中で、災害廃棄物の再資源化や利活用等を支える研究・技術開発、災害廃棄物処理体制を構築する地方公共団体等に技術的知見を提供し、人材育成等の支援を行うことが期待されている。令和元年6月のG20首脳宣言として「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有され、この実現に向けて、海洋プラスチックの科学的知見の充実・強化が求められている。また、生物多様性関連では愛知目標に続く次期目標（ポスト愛知目標）について、化学物質関係では国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）に続く次期国際枠組みについて、それぞれ令和2年以降の取組についての議論が進められている。

また、今般の新型コロナウイルスを始め、人獣共通の新興感染症の7割以上が野生生物由来とされ、今後、野生生物における新興感染症の監視やリスク評価が重要となってくるものと思われる。野生生物を対象としたサーベイランスにお

ける国環研への期待・役割はこれまで以上に高まることが考えられる。

国環研においては、こうした環境、経済、社会の状況を踏まえ、環境問題の現状を把握し、未来の社会の姿を予見するため、観測・計測、現象解明等に関する研究から、影響の評価、問題の同定・解決・緩和・適応のための具体的方策の提示及び最先端の環境技術の社会実装まで、環境科学研究分野全体を俯瞰した総合的な取組を実施する必要がある。

## **5. 過去からの法人の活動状況**

国環研は、昭和49年（国立公害研究所として発足。）の設立以来、幅広い環境研究に学際的、総合的に取り組む研究所として広範な研究を推進し、環境問題の解決に資する情報の発信や環境政策への科学的知見の提供を通じ、行政や社会に貢献してきた。時代の経過とともに、公害研究から、地球温暖化、資源循環、生態系の保全を視野に入れた自然環境保全等の多様な環境問題への対応を、社会や行政から強く求められる中、国環研の研究体制は、環境研究の柱となる基盤的研究を行う部門と社会のニーズに対応した課題に取り組むための重点的研究部門とで構成され、研究が進められてきた。また、平成23年3月の東日本大震災の発生直後から、長年にわたり培ってきた環境研究の蓄積をもとに、国や地方自治体と連携・協働して、原発事故後の環境回復や様々な被災地支援の災害環境研究に取り組んできた。

第4期中長期目標期間においては、5つの課題解決型研究プログラムと3つの災害環境研究プログラムを設定し、重点的に取り組むべき課題へ統合的に取り組んできた。さらに、平成30年12月に気候変動適応センターを設立し、適応法により位置付けられた国環研の新たな業務を実施してきた。また、大型の研究事業や基盤的調査・研究や基盤整備を着実に行ってきた。それらの成果は、例えば、農薬取締法改正につながる農薬生態リスク評価や、地方公共団体や地域気候変動適応センターのニーズに添った技術支援等を実施する等の我が国の環境政策に大いに貢献するとともに、「アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム（AP-PLAT）」の公開、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告書へ研究成果が引用される等、国際的な貢献も大きい。

また、平成28年度に福島支部を、平成29年度に琵琶湖分室を開設し地域協働型の研究も進めており、地域の環境回復・創生にも貢献している。

今後も、環境に関する様々な課題の解決のため、国環研の特長である、自然科学から人文社会科学までの環境科学分野全体を俯瞰した広範囲な研究、基礎から政策貢献・社会実装を目指した応用までの総合的研究を推進し、設立以来培っ

てきた国内外の信頼に基づく密な研究ネットワークを更に発展・充実させることが重要である。

一方で、将来的な研究活動の持続性の観点から、「局所型」環境汚染から現在の「地球型」環境問題へと扱う課題は複雑化・多様化し、さらに環境・経済・社会の統合的解決という学際性がより強く求められ、対応すべき範囲の広がりとともに、成果のアウトリーチの充実、環境に関する意識啓発を含めた社会への発信、政策貢献・社会貢献を通じた社会実装等、社会とより近い接点を持ったところでの研究展開も求められており、これに応える体制強化が必要である。

## **(別添 1) 国立研究開発法人国立環境研究所に係る政策体系図**

### **第 2 中長期目標の期間**

通則法第 35 条の 4 第 2 項第 1 号の中長期目標の期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とする。

### **第 3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項**

通則法第 35 条の 4 第 2 項第 2 号の研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

第 5 期中長期目標期間においては、国環研法第 11 条に基づく国環研の主要な業務である「環境研究に関する業務」、「環境情報の収集、整理及び提供に関する業務（研究成果の普及を含む）」及び「気候変動適応に関する業務」を一定の事業等のまとまりと捉え、目標を設定し、1. (2) 及び 3. を重要度「高」と設定して集中して取り組むこととする。

なお、評価にあたっては、別添 2 の評価軸及び評価指標等に基づき、総合的な判断により、評価・評定を実施するものとする。

#### **1. 環境研究に関する業務**

環境研究に関する業務については、第 5 期中長期目標期間においては、以下の事項に取り組むものとする。

- (1) 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進
- (2) 環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進
- (3) 国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業の着実な推進

#### (4) 国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進

また、環境研究に関する業務を実施するために、環境省の政策体系との対応を踏まえつつ、環境研究の柱となる6つの分野(①～⑥)と長期的に体系化を目指す2つの分野(⑦、⑧)を設定する。環境研究の基盤として不可欠な環境計測は、各分野での研究と一体的・分野横断的に推進する。

なお、分野を超えた連携により取り組むべき課題への対応は、後述する戦略的研究プログラムで行う。

##### ① 地球システム分野

地球表層を構成する大気・海洋・陸域における物理・化学プロセスと生物地球化学循環の解明、人間活動の影響を受けた地球環境変動とそのリスクの将来予測、その基礎となる現象や気候変動関連物質の観測とデータ利活用、これらに必要となる計測技術の開発やモデリング手法の開発等、地球表層システムの理解と地球環境保全のための調査研究。

##### ② 資源循環分野

社会経済活動に伴って利用される物質を資源性・有害性の両面からとらえ、資源から廃棄物に至るライフサイクル全体を通じた物質のフロー、ストック、循環の実態把握・影響評価、将来予測環境負荷の低減や資源効率の向上に資する管理方策の提案等を行うための調査研究。物質の循環的利用、廃棄物の適正な処理・処分、環境の修復・再生のための技術・システムの開発と発展途上国等への適合化のための調査研究。

##### ③ 環境リスク・健康分野

化学物質等の環境中の有害因子に関し、将来世代を含むヒトの健康及び生態系への影響の解明、有害因子の同定、影響機序の解明、環境中動態の解明、曝露経路の解明、試験法・測定法・予測手法の開発、環境リスクの評価及び管理手法等の人の健康の確保と生態系の保全のための調査研究。

##### ④ 地域環境保全分野

都市からアジアまでの多様な空間スケールを対象として、大気・水・土壌等の環境の構成要素における物質の動態と影響の解明、基礎となる計測・分析手法の開発、負荷低減や環境修復・再生・保全技術の開発、地域環境の管理や将来計画のための評価手法開発等、地域環境の総合的な保全や課題解決のための調査・研究・技術開発。



⑤ 生物多様性分野

多様な生物とそれを取り巻く環境からなる生態系の構造、機能、これらの関係の解明、人が生態系から受ける恩恵と人間活動が生物多様性・生態系に及ぼす影響・リスクの解明・評価等、様々な空間及び時間スケールにおける生物多様性の保全と持続可能な利用のための調査研究。

⑥ 社会システム分野

社会・経済活動と様々な分野の環境問題との関わりを統合的に解明する理論と数理モデルや社会調査等の手法の開発、環境と経済の調和した持続可能な社会のビジョンとその実現のためのシナリオ・ロードマップ、関係者との協働を交えた具体的な対策・施策の提案等、持続可能な社会システムへの転換のための調査研究。

⑦ 災害環境分野

福島第一原子力発電所事故を含む東日本大震災等の災害から得た経験知を踏まえた、被災地での中長期的な環境影響の実態把握・評価、地域との協働を交えた被災後の環境回復・環境創生のための実践的研究、将来の大規模災害に備えた強靱で持続可能な地域社会構築のための研究等、災害環境学の確立を目指した調査研究。

⑧ 気候変動適応分野

諸分野における過去から現在に至る観測値の変化等に基づく気候変動の影響の検出、気候変動の寄与度の推定、気候変動影響予測手法の開発・高度化、気候・社会経済シナリオに基づく影響予測の実施、適応策の戦略的推進のための施策の提案等、気候変動の適応推進に係る業務を科学的に支援するための調査研究。

**(1) 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進**

推進戦略で提示されている重点的に取り組むべき課題に対応するため、8つの戦略的研究プログラム（気候変動・大気質、物質フロー革新、包括環境リスク、自然共生、脱炭素・持続社会、持続可能地域共創、災害環境、気候変動適応）を設定し、環境研究の中核機関として、従来の個別分野を超えた連携により、統合的に研究を推進するものとする。

## ○各戦略的研究プログラム

推進戦略で提示されている中長期的に目指すべき社会像の実現に向け、「統合領域」、「気候変動領域」、「資源循環領域」、「自然共生領域」及び「安全確保領域」の各領域において、今後5年間で重点的に取り組むべき研究・技術開発課題（重点課題）が設定されているところ、これに対して、実行可能・有効な課題解決に繋がる8つの戦略的研究プログラムを実施する。各研究プログラムの実施にあたってはSDGsとパリ協定を踏まえた地球規模の持続可能性と、地域における環境・社会・経済の統合的向上の同時実現を図るため、複数の研究分野の連携・協力により統合的・分野横断的なアプローチで実施するとともに、国内外の関連機関・研究者・ステークホルダー等との連携体制のもと取り組むものとする。特に気候危機問題に関しては、複数の関係プログラムで構成する「気候危機対応研究イニシアティブ」を設定して連携の下で一体的に推進する。なお、⑧気候変動適応研究プログラムについては、3. 気候変動適応に関する業務の中で実施し、評価する。

また、福島県の環境の回復・創造と将来の災害に備えるための災害環境研究プログラムについては、福島県三春町の「環境創造センター」に設置した地方拠点を中心に、福島県及び日本原子力研究開発機構（JAEA）等と連携しつつ、更に継続・発展させる。

なお、各戦略的研究プログラムにおける具体的な研究課題については、推進戦略の重点課題を考慮しつつ中長期計画に、課題ごとの達成目標、時期及びマイルストーンを明記するものとする。

### ① 気候変動・大気質研究プログラム

推進戦略に基づき、気候・大気質変動に関する現象と要因の解明、統合的な観測及び監視、モデルによる再現及び予測並びに緩和策の効果検証に取り組む。

具体的には、地球観測データの複合利用により、全球規模における温室効果ガス吸収・排出量の推計システムを構築するとともに、地域・国・都市規模における人為起源の温室効果ガス及び短寿命気候強制因子の排出量の評価の方法論を確立し、定量的評価を行って、気候や大気質の変動の再現や将来予測を高精度に行う。

これらの取組により、パリ協定の目標達成度を測るグローバル・ストックテイクや温室効果ガス・短寿命気候強制因子の国別排出量の推計及び検

証等、世界の気候変動に関する政策決定に必要な科学的基盤を提供し、地球の気候と大気質を安定化させる 2°C (1.5°C) 目標の実現に貢献する。

#### ② 物質フロー革新研究プログラム

推進戦略に基づき、資源の持続的利用に向けたライフサイクル全体を通じた評価と改善に係る研究に取り組む。

具体的には、多様な経済主体間の連鎖的な物質利用を経済社会の物質フローとして観察し、資源採掘から再生・廃棄に至る物質のライフサイクル全体を通じた社会蓄積と環境排出に着目し、地球環境と人類社会の健全化の実現に向けた物質フローの重要な変革要素を解明し、その対策評価を行う。

これらの取組により、物質フローの転換経路を解明する科学的知見を総合的に集積し、資源生産性の向上に貢献するとともに、物質ライフサイクルに関わる多様な経済主体が物質フローの長期革新戦略を講じる潮流を社会に築くことを支援する。

#### ③ 包括環境リスク研究プログラム

推進戦略に基づき、化学物質等の包括的なリスク評価・管理の推進に係る研究に取り組む。

具体的には、人間活動に起因する化学物質の大部分を評価・管理するため、対象物質を製造・使用されている全懸念化学物質に広げることを目指すとともに、脆弱な集団や生活史の考慮、包括的計測・数理モデル群の高度化等により、これまで定量化が困難であった影響・リスクの評価を行う。

これらの取組により、包括的な健康リスク指標及び生態リスク指標の構築に貢献するとともに、リスク評価に関する事業等を通じて環境省等が実施する化学物質等の汚染要因の管理方策の策定・改正に貢献する。

#### ④ 自然共生研究プログラム

推進戦略に基づき、生物多様性の保全に資する対策及び生態系サービスの持続的な利用に関する研究・技術開発に取り組む。

具体的には、自然共生社会構築に不可欠な、生物多様性の保全とその持続的利用に関する研究を行う。

これらの取組により、生物多様性の主流化及び行動変容等の社会変革をうながし、生物多様性の保全と利用の相乗効果による自然資本の向上を目指す。生物多様性条約のポスト 2020 年目標及び次期生物多様性国家戦略への貢献とともに、利用に関して地域資源の持続的利用の観点で地域循環

共生圏への貢献を行う。

#### ⑤ 脱炭素・持続社会研究プログラム

推進戦略に基づき、持続可能な社会の実現に向けたビジョン・理念の提示、ビジョン・理念の実現に向けた研究、気候変動の緩和策に係る研究に取り組む。

具体的には、世界からアジアを中心とした国レベルを対象に、脱炭素で持続可能な社会を実現する中長期的なロードマップの開発を行う。

これらの取組により、脱炭素で持続可能な社会を実現するための長期的な要件を地球規模で明らかにするとともに、それを実現するためにアジアを中心とした国レベルで必要となる取り組みや制度を、現状の多様な発展段階や世代間衡平性も踏まえて定量的、叙述的に明らかにし、脱炭素で持続可能な社会の実現に向けた取り組みの支援に貢献する。

#### ⑥ 持続可能地域共創研究プログラム

推進戦略に基づき、持続可能な社会の実現にむけて、地域の評価手法・評価指標、シナリオづくり、価値観やライフスタイルの変革に関する研究に取り組む。

具体的には、持続可能な社会を実現する実施主体としての地方自治体、地域住民等地域のステークホルダーと協働して、地域課題を特定し、人文、社会、自然科学的知見に基づき、共創的で持続可能な地域社会実現のための方策の構築と、その実施に向けた支援のあり方の検討を行う。

これらの取組により、国内の地域社会を対象として、自治体等ステークホルダーと協働し、持続可能な地域社会実現のための課題解決の方策を科学的知見に基づき共創的に構築し、地域社会において実現可能な制度として定着することを目指した支援のあり方を明らかにする。その結果として地域における持続可能社会実現を促進させることを目指す。

#### ⑦ 災害環境研究プログラム

推進戦略に基づき、災害・事故に伴う環境問題への対応に貢献する研究・技術開発に取り組む。

具体的には、これまでの取組による成果に基づき、地域ステークホルダーとの協働の下、福島県内における地域環境の再生・管理と地域資源を活かした環境創生に資する地域協働型研究を推進する。また、東日本大震災をはじめとする過去の災害から得られた経験と知見の集積・活用・体系化により、国内における大規模災害時における廃棄物処理システムの強靱化

と化学物質リスク管理に係る非常時対応システムの構築に取り組む。

これらの取組を通じて、福島県内の避難指示解除区域等における社会的ニーズに応じた持続可能な地域環境構築を支援するとともに、その成果も活用しつつ、国内の広域・巨大災害に備えた地域社会が有する災害環境レジリエンスの向上に貢献する。

#### ⑧ 気候変動適応研究プログラム

推進戦略に基づき、気候変動への適応に係る研究・技術開発に取り組む。

具体的には、生態系、大気水環境、熱中症等の健康分野をはじめとする様々な分野・項目を対象として、気候変動による影響の検出・予測、適応策実施による影響低減効果の評価、及びそれらの知見に基づく適応策の策定・実施に必要な手法開発や政策研究等を行う。

これらの取組により、政府による気候変動影響評価及び気候変動適応計画の更新や適応政策の推進、並びに地方公共団体や民間事業者等による適応策の策定・実践に必要な科学的知見を提供するとともに、関連する研究分野の融合を図り、気候変動適応に関する研究拠点として国内外の適応の取組に貢献する（本プログラムは3. 気候変動適応に関する業務の中で実施し、評価する）。

## （2）環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進

環境問題の解決に資する源泉となるべき環境研究の基礎・基盤的取組について、環境省の政策体系との対応を踏まえて8つの研究分野（地球システム分野、資源循環分野、環境リスク・健康分野、地域環境保全分野、生物多様性分野、社会環境システム分野、災害環境分野及び気候変動適応分野）を前述のとおり設定したが、これらの分野の研究は、推進戦略の重点課題を考慮しつつ以下の（ア）～（ウ）の方針に基づき着実に実施することとする。また、環境計測、観測手法の高度化等の先端的な計測研究は各分野での研究と一体的に推進し、環境計測の精度管理等に関する共通・基盤的な計測業務は分野横断的に推進するものとする。

なお、気候変動適応分野については、3. 気候変動適応に関する業務の中で実施し、評価する。

### 【重要度：高】

環境研究の各分野における基礎的調査・研究及び基盤整備等の取組は、推進戦略に提示されている各領域における重点課題に対応し、我が国の環境政策の

意思決定の科学的根拠となるものであるため。

(ア) 先見的・先端的な基礎研究

今後起こりうる環境問題に対応するための先見的・先端的な学術基礎研究と、研究所の研究能力の維持向上を図るための創発的・独創的な萌芽的研究を推進する。その際、推進戦略の重点課題である「環境問題の解決に資する新たな技術シーズの発掘・活用」がなされるよう配慮する。

(イ) 政策対応研究

随時生じる環境政策上の必要性の高い課題に対応する政策対応研究を着実に推進するとともに、研究成果に基づき、組織的に国内外の機関と連携しながら、支援業務・普及啓発等を行い、政策貢献及び社会実装を図る事業的取組を推進する。

(ウ) 知的研究基盤整備

国環研の強みを生かした組織的・長期的な取組が必要である地球環境の戦略的モニタリング、環境に関わる各種データの取得及びデータベース構築、環境試料・生物の保存・提供、レファレンスラボ業務等の知的研究基盤の整備を推進する。

本中長期目標期間の中で達成すべき主な目標については以下のとおり。なお、各分野における具体的な調査研究については、中長期計画に達成目標、時期及びマイルストーンを可能な限り明記するものとする。

① 地球システム分野

気候変動の現状把握と将来予測に不可欠な地球表層における物理・化学プロセスと生物地球化学循環の解明に取り組み、得られた最新のデータと知見を世界の政策決定者へ科学的基盤として提供する。

気候安定化を含む複数の持続可能な開発目標を達成する社会の実現を目指し、人間活動の影響を受けた気候および地球環境変動の影響評価、リスクの将来予測等を可能にする研究開発を行う。

温室効果ガスや短寿命気候強制因子汚染物質を中心にした地球環境の戦略的モニタリング、及び海洋や高山帯への温暖化影響のモニタリングを実

施し、これらの観測データをはじめとする地球環境変動に関わるデータを整備するとともに、適切なポリシーの下でのデータ利活用を推進する。

## ② 資源循環分野

プラスチック資源循環戦略や POPs に係る国際条約等に貢献するため、新たな分析・計測評価手法等を確立し、資源循環・廃棄物処理過程等での挙動の明確化と影響評価に関する知見を提供する。

資源循環技術の中核とした地域循環共生圏の形成に貢献するため、地域特性に応じたバイオマス等の様々な循環資源を有効活用するための要素技術やグリーンインフラ技術、およびシステム評価手法を開発する。

わが国における環境インフラ海外展開基本戦略の推進に資するために、アジア途上国等における地域レベルでの社会受容性の高い資源循環の技術の開発や制度・施策の設計を行うとともに、研究成果の社会実装に向けた国際標準化を支援する。

## ③ 環境リスク・健康分野

有害大気汚染物質や化学物質等の環境への排出、輸送、曝露から人および生態系への多様な影響の統合的理解を可能とするとともにリスク管理の基礎となる影響機構と因果関係、試験法、予測手法などの科学的知見を提供し、UNEP 等の国際機関や水俣条約、POPs 条約等の国際的な枠組みにおける化学物質管理や環境保健施策に貢献する。

環境基本法、大気汚染防止法、化審法はじめ国内制度下での科学的リスク評価の支援や OECD 等の国際的試験法への支援を通じて、有害大気汚染物質、化学物質管理施策に資するレギュラトリーサイエンスの確立に貢献する。

## ④ 地域環境保全分野

PM2.5 やオゾンなど大気汚染物質の環境基準達成のため、大気モデルの改良、排出インベントリの精緻化、大気化学反応の理解、大気観測による動態把握を推進し、大気質改善のための知見を提供する。

湖沼・河川・内湾の良好な環境を再生・創出するため、底層の貧酸素化の理解、生態系機能評価、モデル等を駆使した水質・生態系の変動と要因解析、全層循環不全等の解析を行い、水環境政策に貢献する。

国内外の排水に起因する水質汚染や衛生リスクの評価手法や管理手法としての排水処理技術の開発と、性能評価を通じて、地域特性に応じた水質

管理目標の設定や、実装に適した水質管理技術に関する知見を提供し、水質保全に貢献する。

#### ⑤ 生物多様性分野

所内外との連携を促進して、生物分布をはじめとする生物多様性に関する情報の集積を行って生物多様性の評価を行い、国内外の動向を踏まえて、生物多様性の保全や持続的利用に関する目標の策定や目標の達成度の把握に貢献する。

生物資源の収集・保存とゲノム情報解析を行い、絶滅危惧種の域外保全とともに生物資源の持続的利用を推進し、生物多様性の保全と持続的利用に貢献する。

#### ⑥ 社会システム分野

地球規模及び地域規模での持続可能な人間社会システム構築に貢献するため、現状把握及び将来推計に必要な人口、エネルギー、土地利用等のデータを整備し、持続可能性の観点からの評価手法、政策分析ツール、技術イノベーションのビジョン等を提示する。

日本やアジアの国や地方における気候安定化目標に向けたロードマップを開発するために、AIMモデルの改良や対策技術の収集を行い、これらのツールやデータを用いた定量的な分析とアジア各国での人材育成に貢献する。

#### ⑦ 災害環境分野

福島県内の避難指示解除区域を中心とした被災地の環境回復を支えるため、資源循環・廃棄物処理過程における放射性物質のフロー・ストック評価や、放射性セシウムの環境動態や生物相のモニタリングを行い、得られた成果の情報提供を通じて、生活圏における環境リスクの軽減に貢献する。

福島第一原子力発電所事故後初期の多媒体環境における放射性物質動態の詳細把握や環境指標生物の遺伝分析、被災地域における環境モニタリング、データの解析等による原子力災害時の緊急環境調査方法の検討、地域の災害廃棄物処理方針策定に向けた技術課題の検討などを実施することで将来の災害に対する環境面からのレジリエンスの強化に貢献する。

#### ⑧ 気候変動適応分野



多様な適応分野におけるリスクを把握するため、観測手法の開発や調査研究、リスク評価モデル開発を行うとともに、適応策評価・現状把握を行う。また分野を超えた複合的影響と適応の関係等の観点も含め、将来の新たな適応の在り方について体系化を進める。

各種モニタリング、地域センターその他国内外の研究機関との連携・共同研究に積極的に取り組み、気候変動適応の促進を図るためのデータベースを開発する。

以上を、適応法第 11 条に基づく業務と一体的に行い、適応策の社会実装に貢献する。

- ・ 基盤計測業務（各分野共通）

環境測定の精度管理に関する社会的要請に応えるため、環境標準物質を新規に複数種開発するとともに、既存を含めた環境標準物質に対する新たな情報付けを推進する。

### （3）国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業の着実な推進

国環研の研究と密接な関係を有し、組織的・継続的に実施することが必要・有効な業務のうち、特に、国の計画に沿って中核的な役割を担うこととされている、衛星観測に関する事業及び子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）に関する事業については着実に推進する。

#### ①衛星観測に関する事業

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）及び「宇宙基本計画」（令和 2 年 6 月 30 日閣議決定）に基づき、GOSAT シリーズによる温室効果ガス等のモニタリングを実施する。令和 5 年度打ち上げ予定である 3 号機については、パリ協定の実施に資する観測データを国際社会に提供すべく、そのデータ処理システムの開発と運用に取り組む。

#### ②子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）に関する事業

「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）基本計画」（平成 22 年 3 月 30 日環境省）や「研究計画書」（平成 22 年 8 月 10 日国環研）等に基づき、平成 22 年度に開始された全国 10 万組の親子を対象とした出生コホート調査について、全数を対象とした質問票調査及び対面式で行う学童期検査並びに約 5000 名を対象とした医学的検査や精神神経発達検査を行う

詳細調査等を着実に実施する。

#### (4) 国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進

推進戦略において、国環研は、国立研究開発法人として環境省や関係省庁との連携強化と社会への貢献、研究・技術開発の充実に向けた大学・他の国立研究開発法人・地域の環境研究拠点との連携強化、更には地球規模での課題への貢献に向けた国際的な連携の推進に取り組むことが求められている。

国環研は、国内外の大学、他の研究機関、民間企業等様々な主体との連携を通して研究開発成果の国全体での最大化を図るとともに、第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）や統合イノベーション戦略2020（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、研究開発成果の社会実装・社会貢献を推進するため、連携支援機能の強化を行う。

##### ① 中核的研究機関としての連携の組織的推進

研究から成果活用、社会実装までの一体的な実施に向け、RA（リサーチアドミニストレーター）を含む連携推進機能の組織化を行い、対外的な連携・ネットワークの形成・維持・強化に取り組む。

##### ② 国内外機関及び関係主体との連携・協働

SDGsの達成や災害復興等の地域における課題解決に貢献するため、国環研の地方拠点等を活用しながら、多様な関係主体との協働を推進するとともに、関係主体及び市民との対話型コミュニケーションを推進する。また、国際標準的な試験評価手法の確立等に向けた国際機関の活動に積極的に参画し、研究所の能力を活かした貢献を果たす。

##### ③ 成果の社会実装

- ・個別の研究成果については、誌上発表及び口頭発表を推進するとともに、学会における委員会への参画や研究会・シンポジウム等の開催を積極的に行う。
- ・関係審議会等への参画をはじめ、環境政策の決定や現場の課題解決に必要な科学的な事項の検討に参加する。
- ・データベースや保存試料等の外部研究機関への提供に努める。
- ・知的財産については、財務の効率化及び権利化後の実施の可能性を重視して、研究所が保有する特許権等を精選し活用を図る。

- ・科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号。）第 34 条の 6 第 1 項の規定による出資等の活用も図りつつ、民間の知見等を生かした研究開発成果の普及・活用を推進する。

これらの取組により、国内外の研究機関や行政機関、関連ステークホルダーとの連携を促進し、研究の成果の最大化とともにリソースの確保を図る。

## **2. 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務**

環境情報の収集、整理及び提供に加え、研究成果の普及についても一体として取り組むことで情報発信の強化に取り組む。

### ①環境情報の収集、整理及び提供

国民の環境問題や環境保全に対する理解を深め、国、地方公共団体、企業、国民等の環境保全の取組への参画等を促進するため、様々な環境の状況等に関する情報や環境研究・技術等に関する基盤的な情報について収集・整理し、それらを、環境情報を発信する総合的なウェブサイトである「環境展望台」においてわかりやすく提供する。

- ・環境情報の理解を促進できるようにするため、他機関が保有する情報を含め、利用者が幅広い環境情報（1次情報）に容易に辿り着ける形式とした環境情報に関するメタデータについて、さらなる情報の充実を図る。また、スマートフォン対応を進め、利用者が求める環境情報を容易に入手できるよう情報提供の環境を整備する。
- ・国内各地の環境の状況に関する情報や大気汚染の予測情報等を地理情報システム（GIS）等の情報技術を活用しながら、利用者のニーズに応じて活用しやすい形で、ストーリーの要素も取り入れつつ、分かりやすく提供する。また、市民からの環境情報の提供等双方向の環境情報の収集・提供を進めることも検討する。
- ・収集・整理した環境情報が活用され、環境に関する研究・技術開発が促進されるよう、各種環境データのオープンデータ化に取り組む。
- ・情報の訴求力を向上させるため、解説記事等において、分かりやすい図表、写真等を活用する。

### ②研究成果の普及

国環研で実施した環境研究の成果について、幅広い層の国民の理解を増進し、社会との相互信頼関係の向上を図るため、以下の取組を通じて積極的な研究成果の普及を行う。

- ・研究活動や研究成果に関する情報を、プレスリリース、ホームページ、刊行物、SNS等様々な媒体を組み合わせたクロスメディアの手法も用いて積極的に発信する。情報を発信する際には、国民の各層へのアプローチと幅広い理解の増進を図るため、最新の情報発信ツールの特性を踏まえ、平易な用語や写真・動画等を用いて、国民にわかりやすい形で発信するよう努める。
- ・研究所の最新の動向を正確かつ迅速に発信するとともに、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、スマートフォンページの改善等ホームページの機能強化に努める。
- ・オープンサイエンスを推進するため、機関リポジトリ等を活用し、研究成果を蓄積し、利用しやすい形で提供するとともに、研究データのオープン化を促進する。
- ・研究成果を発表するシンポジウムや施設の一般公開等のイベントにおいて、インパクトのある研究成果を直接国民に発信する。また、視察や見学、感染症等の影響にかかわらず実施可能なオンラインでの発信を通じて国環研及び研究活動への理解を深めることに努める。さらに各種イベントや講演会、研究者の講師派遣等のアウトリーチ活動を積極的に実施し、国民への環境研究等の成果の普及・還元を努める。これらの取組において双方向的な対話の機会を設けることにより、社会の声を研究活動にフィードバックするとともに、社会との相互信頼関係の向上にも努める。

### **3. 気候変動適応に関する業務**

適応法に基づいて、国を始め地方公共団体、事業者、個人の適応推進のための技術的援助及び気候変動適応研究に総合的に取り組む。国の気候変動適応推進会議による関係行政機関相互の緊密な連携協力体制の下、具体的には①及び②に掲げる活動を行う。

#### **① 気候変動適応推進に関する技術的援助**

適応法第11条に基づき気候変動影響及び適応に関する情報の収集、整理、分析、提供及び各種技術的援助を行う。そのため気候変動、農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然災害・沿岸域、自然生態系、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活（以下「気候変動と影響七分野」）等に関する調査研究又は技術開発を行う研究機関や地域気候変動適応センター（以下「地域センター」という）

等と連携して、気候変動影響及び気候変動適応に関する内外の情報を収集し、②に掲げる調査研究の成果とともに、気候変動の影響・脆弱性・適応策の効果並びに戦略等の整理を行う。行政機関情報や社会情勢さらに国民一人一人が取得する気候変動影響情報の有用性にも着目して、上記の科学的情報と合わせて統合的に気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）を通じて情報提供する。提供に当たり幅広い関係主体のニーズと現状の科学的知見とのギャップを把握しながら、提供情報の質の向上や更新に努める。また一般にもわかりやすい情報の発信を行う。

都道府県及び市町村並びに地域センターに積極的な働きかけを行い、各地方公共団体による地域気候変動適応計画の策定及び適応策推進に係る技術的助言その他の技術的援助、地域センターに対する技術的助言・援助、並びに気候変動適応広域協議会からの求めに応じた資料や解説の提供、また意見の表明等を行う。これらを通じて、気候変動適応に関する情報及び調査研究・技術開発の成果の活用を図りつつ適応策の推進に貢献する。

加えて、主にアジア太平洋地域の途上国に対する気候変動影響及び適応に関する情報を提供するために構築したアジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム（AP-PLAT）を活用し、情報を発信及び適応策推進を支援し適応に関する国際的連携・国際協力に努める。

## ② 気候変動適応に関する調査研究・技術開発業務

気候変動適応計画の立案や適応策の実装を科学的に援助するために、1（1）⑧に掲げる気候変動適応研究プログラム及び1（2）⑧に掲げるところにより、気候変動と影響七分野等に関わる気候変動影響・適応に対する調査研究及び技術開発を行う。また、熱中症については喫緊の課題であることから、気候指標等を含む影響予測手法等の開発を行う。

以上①及び②に掲げる取組を通じて、適応法及び同法の規定により策定される気候変動適応計画に基づく気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進に貢献する。

### 【重要度：高】【困難度：高】

喫緊の課題として法制化された気候変動適応に関する取組であり重要度は高い。また、気候変動適応は、幅広い事象を対象とし、気候変動の不確実性や、その地域差、適応策実装可能性等の様々な条件を考慮しながら段階的に展開していく必要があるため困難度が高い。

## **第4 業務運営の効率化に関する事項**

通則法第35条の4第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は次のとおりとする。

### **1. 業務改善の取組に関する事項**

#### **(1) 経費の合理化・効率化**

国環研の環境研究の取組の強化への要請に応えつつ、業務の効率化を進め、運営費交付金に係る業務費（特殊要因を除く。）のうち、毎年度業務経費については1%以上、一般管理費については3%以上の削減を目指す。なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

#### **(2) 人件費管理の適正化**

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、厳しく検証を行った上で、給与の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費について、政府の方針を踏まえ、必要な措置を講じる。

#### **(3) 調達等の合理化**

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、国環研が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。原則として調達は、一般競争入札によるものとしつつ、研究開発業務の特殊性を考慮した随意契約を併せた合理的な方式による契約手続きを行う等、公正性・透明性を確保しつつ契約の合理化を推進するとともに、内部監査や契約監視委員会等により取組内容の点検・見直しを行う。

また、更なる合理化を図るため、調達手続き等の電子化を進める。

### **2. 業務の電子化に関する事項**

「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）や「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」（平成30年6月7日、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）等を踏まえ、情報技術等を活用した業務の効率化のため以下の取組を行う。

- (1) 国環研の「基幹情報システム」について、適切な管理・運用を行うとともに、見直しが必要な場合には横断的な連携による情報の利活用を推進しつつ、クラウド利用を含めた検討を行う。
- (2) 業務の効率化に資するため、研究関連情報データベースや情報共有ツールについて、必要な見直しを行いつつ、適切に運用する。
- (3) デジタル技術を活用した電子決裁やペーパーレス会議、Web 会議を推進し、業務の効率化をはじめ、経費の節減、テレワークによる働き方改革及び感染症影響下等における業務継続に資する環境を提供する。

## **第5 財務内容の改善に関する事項**

通則法第35条の4第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は次のとおりとする。

第4の1「業務改善の取組に関する事項」で定めた事項に配慮した中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

なお、独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされていることを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に管理するとともに、一定の事業等のまとまりごとに設定しているセグメント情報を引き続き開示する。

### **(1) バランスのとれた収入の確保**

健全な財務運営と業務の充実の両立を可能とするよう、交付金の効率的・効果的な使用に努めるとともに、第3の1.(4)や第3の2.の成果を活用しつつ、競争的な外部研究資金、受託収入、寄附金等運営費交付金以外の収入についても引き続き質も考慮したバランスの取れた確保に一層努める。競争的な外部資金の獲得については、環境研究に関する競争的な外部資金の動向を踏まえつつ、国環研のミッションに照らして、申請内容や当該資金の妥当性について審査・確認する。

### **(2) 保有財産の処分等**

研究施設の現状や利用状況を把握し、施設の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、保有資産の保有の必要性について、継続的に自主的な見直しを行う。

## **第6 その他の業務運営に関する重要事項**

通則法第35条の4第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

### **1. 内部統制の推進**

#### **(1) 内部統制に係る体制の整備**

理事長のリーダーシップの下、幹部クラスで構成する会議をはじめ階層的な所内会議を定期的で開催し、中長期的視点を含めた組織運営のあり方や課題への対応方策について検討するとともに、研究所のミッションの浸透、モチベーション・使命感の向上を図る。

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」（平成26年11月28日総管査第322号。総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、「国立研究開発法人国立環境研究所における業務の適正を確保するための基本規程」（平成27年4月1日、平27規程第1号）及び関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制委員会の設置、モニタリング体制等内部統制システムの整備・運用を推進する。また、全職員を対象に内部統制に関する研修を実施する等、職員の教育及び意識向上を積極的に進める。

#### **(2) コンプライアンスの推進**

「国立研究開発法人国立環境研究所コンプライアンス基本方針」（平成22年9月8日 国環研決定）に基づく取組を推進し、コンプライアンスの徹底を図る。特に、コンプライアンス委員会の体制強化、取組状況のフォローアップを着実にを行い、業務全般の一層の適正な執行を確保する。

研究不正・研究費不正使用については、「国立研究開発法人国立環境研究所における研究上の不正行為の防止等に関する規程」（平成18年9月11日 平18規程第22号）及び「国立研究開発法人国立環境研究所における会計業務に係る不正防止に関する規程」（平成19年9月12日 平19規程第17号）等に基づき、管理責任の明確化、教育研修等事前に防止する取組を推進するとともに、万一不正行為が認定された場合は厳正な対応を図る。

#### **(3) PDCAサイクルの徹底**

業務の実施に当たっては、組織横断的な研究プログラムを含め、年度計画に



基づき各階層における進行管理や評価、フォローアップ等を適切に実施し、PDCA サイクルを徹底するものとする。研究業務については、妥当性を精査しつつ毎年度研究計画を作成するとともに、外部の専門家・有識者を活用する等して適切な評価体制を構築し、評価結果をその後の研究計画にフィードバックする。

#### (4) リスク対応のための体制整備

業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして、識別、分析及び評価し、リスク管理委員会での議論等を踏まえ体制等を整備する。

## **2. 人事の最適化**

### (1) 優れた人材の確保

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 15 条等を踏まえ、クロスアポイントメント制度や年俸制を積極的に活用し、国立研究開発法人及び大学等との連携強化や RA も含めた優れた人材の確保に努め、研究の活性化を促進する。

### (2) 若手研究者等の能力の活用

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 24 条に基づく「人材活用等に関する方針」（平成 23 年 2 月 3 日国環研決定）等に基づき、若手研究者、女性研究者、外国人研究者及び障害をもつ研究者の能力活用のための取組を一層推進する。

また、人的資源の最適配置を行うほか、優れた研究者の登用、既存の人材の活性化・有効活用により人事管理を行い、人材の効率的活用を図る。

さらに各研究部門において、専門的、技術的能力を維持・承継できる体制を保持する。

### (3) 管理部門の能力向上

「事務系職員採用・育成に関する基本方針」（平成 31 年 4 月 1 日国環研決定）に基づき、主体性、協調性及び専門性を備えた人材を育成するために、長期的な研修体系や支援態勢を整備し、能力及び士気の向上を図る。

また、個人の資質、能力及び適性を考慮した配置を行い、多様な業務経験を通じて研究者の研究活動を支援するとともに、組織の適正な運営に努める。

さらに、深刻化する施設の老朽化等に対応するため、施設整備、施設保守・

管理を担当する技術系職員を確保し体制の整備を図る。

#### **(4) 適切な職務業績評価の実施**

職務業績評価については、本人の職務能力の向上や発揮に資するよう、また、国環研の的確な業務遂行に資するよう適宜評価方法の見直しを行う。

また、必ずしも学术论文の形になりにくい事業、環境政策対応等の研究活動の実績を適切に評価する。

### **3. 情報セキュリティ対策等の推進**

「サイバーセキュリティ戦略」(平成30年7月27日閣議決定)を踏まえ、以下の取組を行う。

#### **(1) 情報セキュリティ対策の推進**

複雑化・巧妙化しているサイバー攻撃に対して、情報システムにおけるゼロトラストの適用に取り組む。従来からの通信ログ監視を継続しつつ、出張や自宅就業等の所外からの利用等、多様な利用形態に対応するセキュリティ対策として、クラウドを活用した監視やエンドポイントセキュリティの強化により、所内外を問わず被害の未然防止及び拡大防止に取り組む。また教育や訓練の徹底による所員の情報リテラシー向上を継続的に図るとともに、IT資産管理の徹底を図る。さらに、震災等の非常時対策を確実にを行うことにより、業務の安全性、継続性を確保する。

#### **(2) 個人情報等の管理体制の整備**

個人番号及び特定個人情報含む保有個人情報等については、関係規程等に基づき、関係職員の指定や組織体制の整備等を行うことにより、安全で適切な管理を確保する。

### **4. 施設・設備の整備及び管理運用**

良好な研究環境を維持・向上するため、施設及び設備の老朽化対策をはじめ、業務の実施に必要な施設及び設備の計画的な整備・改修・保守管理に努める。

また、研究体制の規模や研究内容に見合った研究施設のスペースの再配分を見直す等の他、平成30年度に策定したつくば本構キャンパスマスタープランの、

全体に効率的・効果的な運営を図るという理念を元に、外部施設の利用可能性も考慮しつつ、整備のあり方について検討を進め、研究施設の効率的な利用の一層の推進を図る。

## **5. 安全衛生管理の充実**

勤務する者の安全と心身の健康の保持増進を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、以下の取組を行う。

- (1) 定期健康診断の他特殊な業務に応じた各種健康診断を確実に実施するとともに、保健指導、カウンセリングを随時行う。また、メンタルヘルスセミナーやストレスチェックの実施等メンタルヘルス対策等を推進し、職員の健康を確保する。
- (2) 人為的な事故を未然に防止し、災害等が発生した場合にも継続的に研究業務等に取り組むことができるよう、放射線や有機溶剤等に係る作業環境測定等職場における危険防止・健康障害防止措置の徹底、救急救命講習会や労働安全衛生セミナーの開催、地震・火災総合訓練等各種安全・衛生教育訓練の推進等危機管理体制の一層の充実を図る。

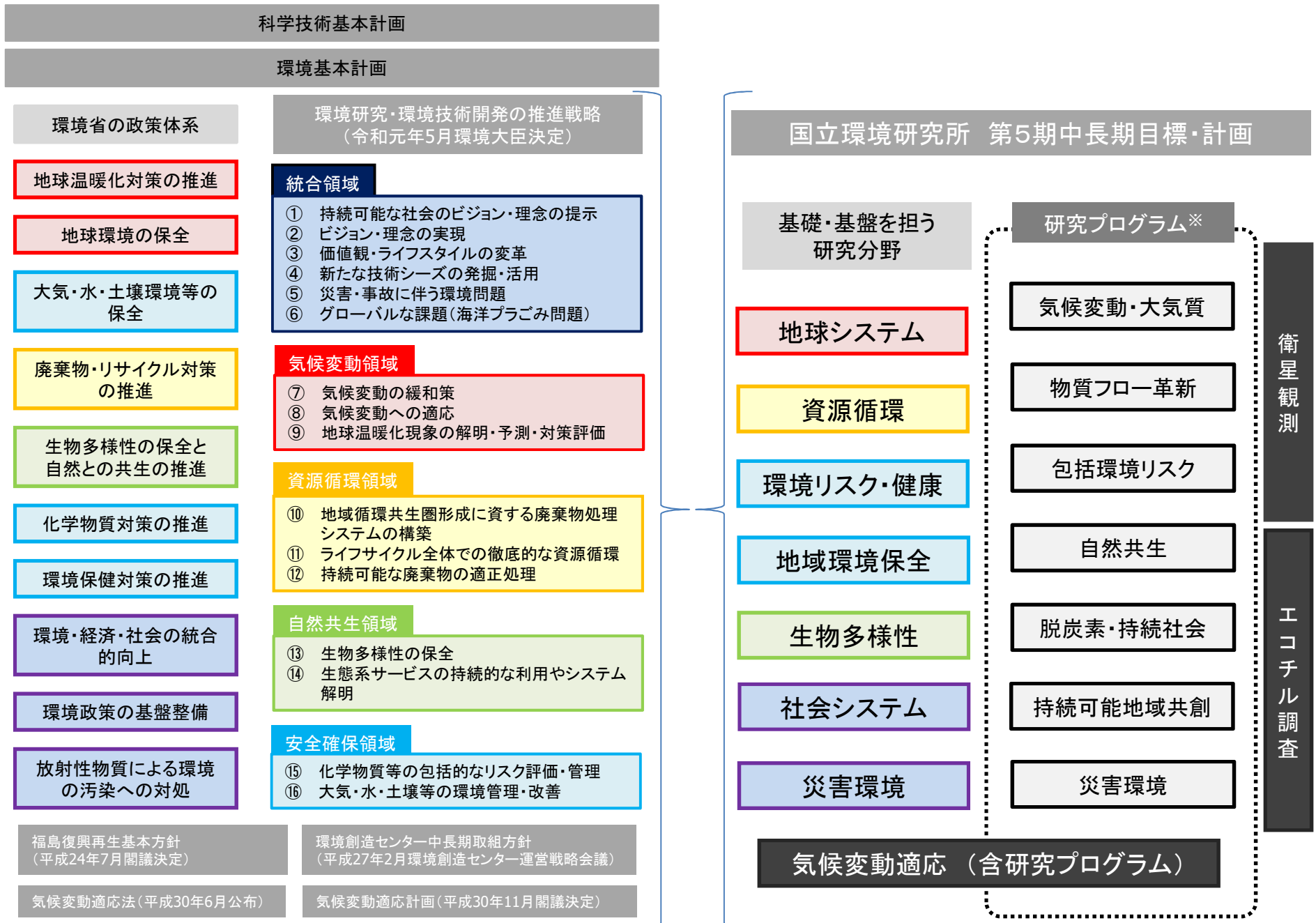
## **6. 業務における環境配慮等**

我が国における環境研究の中核的機関として、「環境配慮に関する基本方針」（平成19年4月1日国環研決定）や「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（平成31年2月8日変更閣議決定）等に基づき、省エネルギー、省資源、廃棄物の削減及び適正処理、化学物質の適正管理に努める等自主的な環境管理に積極的に取り組み、自らの業務における環境配慮についてより一層の徹底を図る。

また、業務における環境配慮の成果を毎年度取りまとめ、環境報告書として公表する。

別添1：国立研究開発法人国立環境研究所に係る政策体系図

別添2：国立研究開発法人国立環境研究所に係る評価軸及び評価指標等



※研究プログラムとは、5年間で一定の成果を出す研究のまとまりを指す。

# (様式) 国立研究開発法人国立環境研究所 (国環研) の使命等と目標との関係

## (使命)

国環研は、我が国の環境科学における中核的研究機関として、持続可能な循環共生型社会の提示の実現に向けて、新たな研究テーマの先導、気候変動・災害と環境等の社会的な要請の特に強い課題への対応、環境省・関係省庁・大学・他の国立研究開発法人・地域の環境研究拠点との連携強化、国際的な連携の推進に取り組み、社会及び地球規模での課題への貢献を行う。

## (現状・課題)

- ◆強み
  - ・ 設立以来、継続的に蓄積された研究成果と環境問題の広がりによって必要な様々な分野を含む研究体制を構築してきた結果、観測・計測、現象解明に関する研究から、影響の評価、問題の同定・解決・緩和・適応のための方策の提示まで、幅広い環境研究に学際的・総合的に取り組むことが可能。
  - ・ 設立以来培ってきた、地方公共団体の研究機関含む広範な研究ネットワークが存在。
- ◆弱み・課題
  - ・ 扱う課題が複雑化・多様化する中、政策貢献・社会貢献を通じた社会実装など、社会とより近いところでの研究展開にも応えるため、長期的な視点に立った人的リソースの確保・育成が課題。

## (環境変化)

- 気候変動に関する地球の持続可能性に向けた国際的合意・動向を踏まえ、第五次環境基本計画に、地域でのSDGsの実現を目指す地域循環共生圏の考え方が示された。
- 気候変動対策による温室効果ガス削減効果の確認・評価や緩和策・適応策を両輪とした取組の推進を図ることが喫緊の課題となっている。
- この他、第四次循環型社会形成推進基本計画、ポスト愛知目標、海洋プラスチック、野生生物における感染症、新型コロナウイルス感染拡大が与えた影響の把握等、様々な環境変化への対応を期待されている。

## (中長期目標)

- 様々な環境変化への対応のため、環境省の政策体系との対応を踏まえつつ8つの研究分野(地球システム分野、資源循環分野等)を設定し、環境問題の解決に資する源泉となるべき環境研究の基礎・基盤的取組について、(ア)先見的・先端的な基礎研究、(イ)政策対応研究、(ウ)知的研究基盤整備の方針に基づき着実に実施する。  
また、個別分野を超えた連携により、統合的に8つの戦略的研究プログラムを推進する。特に気候危機問題に関しては、気候危機対応研究イニシアティブを設定し関連プログラムを一体的に推進する。
- 気候変動適応に関する業務において、国を始め地方公共団体、事業者、個人の適応推進のための技術的助言及び気候変動適応研究に総合的に取り組み、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進に貢献する。
- 国の計画に沿って中核的な役割を担うこととされている、衛星観測に関する事業及び子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)に関する事業を着実に推進する。
- 研究から成果活用、社会実装までの一体的実施に向け、研究成果の最大化に必要なリソースの確保や人的リソースの確保・育成にも対応するため、連携・ネットワークの形成維持をRA(リサーチ・アドミニストレーター)を含め組織的に推進する。

## 国立研究開発法人国立環境研究所に係る評価軸及び評価指標等

	評価軸(案)	指標(案)
<p>第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 環境研究に関する業務</p> <p>(1) 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進</p> <p>戦略的研究プログラム</p>	<p>○課題に対して十分な取り組みが行われ、成果が得られているか</p>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な研究開発成果</li> <li>・課題に対する取組の進捗・貢献状況</li> <li>・外部研究評価委員会からの主要意見</li> <li>・外部研究評価における評点 等</li> </ul>
<p>(2) 環境研究の各分野における科学的知見の創出等の環境研究の各分野における推進</p> <p>(ア) 先見的・先端的な基礎研究</p> <p>(イ) 政策対応研究</p> <p>(ウ) 知的研究基盤の整備</p>	<p>○環境問題の解明・解決に資する科学的、学術的な貢献が大きいのか</p> <p>○環境政策への貢献、またはその源泉となる成果が得られているか</p> <p>○事業的取組は計画に沿って主導的に実施されているか</p> <p>○知的基盤整備における実施事項は十分な独自性を有し、高い水準で実施されたといえるか</p> <p>○事業的取組は計画に沿って主導的に実施されているか</p>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な研究開発成果</li> <li>・外部研究評価委員会からの主要意見</li> <li>・外部研究評価における評点 等</li> </ul> <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境政策への貢献状況</li> <li>・事業的取組の実施状況</li> <li>・外部研究評価委員会からの主要意見</li> <li>・外部研究評価における評点 等</li> </ul> <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業的取組の実施状況</li> <li>・外部研究評価委員会からの主要意見</li> <li>・外部研究評価における評点</li> <li>・実施内容の学術的水準・規模</li> <li>・実施内容の希少性 等</li> </ul>
<p>(3) 国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実</p>	<p>○計画に沿って主導的に実施されているか</p>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施の状況</li> <li>・外部研究評価委員会からの主要意見</li> </ul>

	評価軸(案)	指標(案)
施する事業の着実な推進		<ul style="list-style-type: none"> <li>外部研究評価における評点 等</li> </ul> <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プロダクト配布システム登録ユーザー数</li> <li>プロダクト等の配布件数</li> <li>追跡率（現参加者／出生数） 等</li> </ul>
(4) 国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中核的研究機関としての役割を發揮しているか</li> <li>○様々な主体との連携・協働は適切に実施されているか</li> <li>○環境政策への貢献、成果の外部機関への提供、知的財産の精選・活用など、研究成果の活用促進等に適切に取り組んでいるか</li> </ul>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大学、企業、他研究機関との共同研究の実施状況</li> <li>外部機関との共著率（国内・国際）</li> <li>国際機関等の活動への参加・協力</li> <li>学術的な会議の主催・共催の状況（国内・国外）</li> <li>学会等における活動状況（国内・国際）</li> <li>国内外機関と人材・施設・情報・データ・知見等の連携状況</li> <li>キャパシティビルディングの場の提供状況</li> <li>成果の集積、情報基盤の構築状況</li> <li>環境政策への主な貢献事例の状況</li> <li>データベース・保存試料等の提供状況</li> <li>特許取得を含む知的財産の活用等の取組状況 等</li> </ul> <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（一人あたり）誌上・口頭発表件数</li> <li>共同研究契約数</li> <li>共同研究の機関数</li> <li>協力協定数（国内・国際）</li> <li>地方環境研究所等との共同研究数</li> <li>大学との交流協定数</li> <li>大学の非常勤講師等委嘱数</li> <li>客員研究員等の受入数</li> <li>二国間協定等の枠組みの下での共同研究数</li> <li>海外からの研究者・研修生の受入数</li> <li>招待講演数</li> <li>一般向け講演・ワークショップ等の数</li> <li>誌上・口頭発表に対する受賞数</li> </ul>

	評価軸(案)	指標(案)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究業績に対する受賞数</li> <li>・環境政策や総合的な地域政策についての国内外のガイドライン・指針・要領策定等や地方自治体による条例・計画・指針・手法策定等への研究成果の貢献状況</li> <li>・各種審議会等の委員数</li> <li>・環境標準物質等の外部研究機関等への提供件数</li> <li>・職務発明の認定件数</li> <li>・知的財産の保有状況</li> <li>・成果の活用状況 等</li> </ul>
<p>2. 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務</p> <p>①環境情報の収集、整理及び提供</p> <p>②研究成果の普及</p>	<p>○環境の状況等に関する情報や環境研究・技術等に関する情報は、適切に収集、整理され、わかりやすく提供されているか</p> <p>○研究成果を適切に発信しているか</p> <p>○公開シンポジウム、見学受入れ、講師派遣等に適切に取り組んでいるか</p>	<p><b>【評価指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地理情報システム (GIS) 等を活用するなどした、わかりやすい方法での提供状況</li> <li>・新たに収集した、整理及び提供を行った情報源情報 等</li> <li>・情報発信の取組状況</li> <li>・イベント等への取組状況（オンラインを含む） 等</li> </ul> <p><b>【モニタリング指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレスリリース件数</li> <li>・HP のアクセス数</li> <li>・HP から新たに提供したコンテンツの件数</li> <li>・マスメディア等への当研究所関連の掲載・放映数</li> <li>・研究所の施設公開など主催イベントの開催状況・参加者数</li> <li>・公式 SNS アカウントの登録者数</li> <li>・その他イベントへの参画状況・参画件数</li> <li>・講師派遣等の状況</li> <li>・研究所視察・見学受け入れ数 等</li> </ul>



	評価軸(案)	指標(案)
<p>3. 気候変動適応に関する業務</p>	<p>○気候変動適応法及び気候変動適応計画に基づく気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進に貢献しているか。</p> <p>○地方自治体等への適応に関する技術的援助が適切になされているか。</p> <p>○適応に関する情報基盤として科学的情報についてニーズを踏まえた収集・整理・分析・提供がされているか</p>	<p><b>【評価指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体による気候変動適応計画の策定及び推進や地域気候変動適応センター等に対する技術的援助の状況</li> <li>・収集、整理及び分析した気候変動適応情報の分かりやすい方法での提供状況</li> <li>・国民の気候適応変動に関する理解の増進の状況</li> <li>・アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)等の構築状況</li> <li>・具体的な研究開発成果</li> <li>・外部研究評価委員会からの主要意見</li> <li>・外部研究評価の評点</li> <li>・地域気候変動適応センターや地域におけるその他の研究機関との共同研究や、研修等の人材育成に関する取組の状況 等</li> </ul> <p><b>【モニタリング指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体や地域気候変動適応センターへの技術的援助（研修等の開催、講師派遣、各種審議会等への委員としての参画、質問に対する情報・教材等の提供、計画等への助言、共同研究の実施等）の件数</li> <li>・提供される科学的情報に対するニーズを踏まえた満足度</li> <li>・主催したイベント、講師派遣した講演会等の参加人数</li> <li>・新たに収集・整理し、気候変動適応情報 プラットフォーム等に掲載した情報の発信件数（Web 更新回数、SNS 発信数等）</li> <li>・気候変動適応情報プラットフォーム等へのアクセス数</li> <li>・誌上・口頭発表件数、研究データの報告 件数 等</li> </ul>

	評価軸(案)	指標(案)
<b>第4 業務運営の効率化に関する事項</b> 1. 業務改善の取組に関する事項 (1) 経費の合理化・効率化  (2) 人件費管理の適正化  (3) 調達等の合理化	○経費節減に適切に取り組んでいるか  ○給与水準の適正化等は適切に実施されているか  ○調達等の合理化は適切に実施されているか	・業務経費及び一般管理費の削減状況等  ・給与水準の適正化のための取組状況 ・国家公務員と比べた給与水準の状況(ラスパイレス指数) 等  ・内部監査・契約監視委員会等の点検・見直しの状況 ・関連公益法人等との契約状況(件数・金額) 等
2. 業務の電子化に関する事項	○情報技術等を活用した各種業務(研究業務除く)の効率化は適切に実施されているか  ○情報技術等を活用した研究業務の効率化は適切に実施されているか  ○WEB 会議システム導入により業務の効率化は図れたか	・イントラネット等、所内ネットワークシステムの管理・運用状況 ・人事・給与システム、会計システム等の業務システムの管理・運用状況等  ・研究関連データベースの運用状況 ・電子ジャーナルシステムの利用促進状況 等  ・電子決裁の導入・管理・運用状況 ・WEB 会議システムの導入・運用状況等
<b>第5 財務内容の改善に関する事項</b> (1) バランスの取れた収入の確保	○自己収入は質も考慮した適切なバランスで確保されているか	・競争的外部資金、受託収入の獲得状況 等 ・自己収入全体の獲得額、競争的外部資金等の獲得額及び受託収入の獲得額(外的要因による変動を考慮した)の状況 ・競争的外部資金、受託収入の獲得額の所属研究者数に対する割合 ・競争的外部資金、受託収入の獲得件数の所属研究者数に対する割合 等

	評価軸(案)	指標(案)
(2) 保有財産の処分等	○保有資産について継続的に自主的な見直しを行っているか	・研究所における大型研究施設や高額な研究機器に係る現状把握及び見直し等の状況 等
<b>第6 その他の業務運営に関する重要事項</b>		
1. 内部統制の推進		
(1) 内部統制に係る体制の整備	○内部統制システムは適切に整備・運用されているか	・法人の長のトップマネジメントによる法人の改善状況 ・内部統制委員会の設置等内部統制システムの整備・運用状況 ・内部統制に関する研修等の実施状況(受講率) 等
(2) コンプライアンスの推進	○コンプライアンスは確実に実施されているか	・コンプライアンス委員会の取組状況 ・研究不正・研究費不正使用防止のための取組状況(研修受講率) 等
(3) PDCA サイクルの徹底	○PDCA サイクルを徹底し、業務の進行管理を適切に実施しているか	・階層的な所内会議等を活用した進行管理や評価、フォローアップ等の実施状況 ・研究業務に対する研究責任者の研究内容の調整・進行管理の実施状況 ・研究評価や助言会合の実施状況 ・外部の専門家による研究評価・助言を受けた対応状況 等
(4) リスク対応の為の体制整備	○業務実施の障害となる要因の把握と対応体制等の整備は適切に実施されているか	・リスク管理体制の整備・運用状況 等
2. 人事の最適化		
(1) 優れた人材の確保	○クロスアポイントメント制度や年俸制の導入への取組が適切に実施されているか  ○研究実施部門における人材の採用・活用は適切に実施されているか	・クロスアポイントメント制度の導入・運用状況 ・年俸制の導入・運用状況 等  ・研究系常勤職員の採用・活用状況 ・研究系契約職員の採用・活用状況 ・客員研究員等、外部の研究者の活用状況 等
(2) 若手研究者等の能力の活用	○所内人材の職場環境整備は適切に実施されているか	・外国人研究者に係る職場環境整備の状況

	評価軸(案)	指標(案)
(3) 管理部門の能力向上	○所内人材の研究能力開発は適切に実施されているか	・男女共同参画等に係る職場環境整備の状況 等
(4) 適切な職務業績評価の実施	○管理部門における事務処理能力の向上等は適切に実施されているか	・人材活用方針に基づく取組の実施状況 等
	○職務業績評価等能力向上のための取組は適切に実施されているか	・研修等の実施状況（受講率） ・管理部門における高度技能専門員等の活用状況（人数） 等
3. 情報セキュリティ対策等の推進		
(1) 情報セキュリティ対策の推進	○情報セキュリティ対策は適切に実施されているのか	・情報システム脆弱性診断及び情報セキュリティ監査実施状況 ・情報セキュリティ研修、自己点検の実施状況 等
(2) 個人情報等の管理体制の整備	○個人番号及び特定個人情報を含む保有個人情報等を安全で適切に管理しているか	・個人番号及び特定個人情報を含む保有個人情報等管理の取組状況 等
4. 施設・設備の整備及び管理運用	○施設・設備の整備及び維持管理は適切に実施されているのか	・施設・設備の維持管理の状況 ・施設・設備に関する計画的な整備・改修・保守管理状況 ・中長期計画の施設・設備に関する計画とおりに進捗しているか 等
	○研究施設の効率的な利用の推進等は適切に実施されているか	・スペースの効率的な利用に向けた取組状況 等
5. 安全衛生管理の充実	○健康管理は適切に実施されているのか	・カウンセリングの実施状況 ・保健指導の実施状況 ・健康診断の実施状況（受診率） ・メンタルヘルス対策等の実施状況 等
	○作業環境は適切に確保されているか	・労働安全衛生法に基づく作業環境測定の実施状況 ・作業環境における放射線量の測定状況 等

	評価軸(案)	指標(案)
	○所内教育は適切に実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実験に伴う事故・災害の発生を予防する教育訓練等の実施状況(参加率)</li> <li>・労働安全衛生に関するセミナー等の実施状況 等</li> </ul>
6. 業務における環境配慮等	○業務における環境配慮の徹底・環境負荷の低減は適切に実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境配慮の徹底による環境負荷の低減等の状況(環境報告書の作成・公表、環境マネジメントシステムの運用状況、環境負荷の低減状況) 等</li> </ul>